EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03066 0617

大正十二年七月十五日　印刷
大正十二年七月十八日　發行

八大家文　中（非賣品）
漢文叢書

不許複製

編輯者　塚本哲三
東京府下大久保町西大久保三百二十四番地

印刷兼發行者　三浦理
東京市神田區裏神保町一番地

印刷所　有朋堂印刷部
東京市神田區錦町三丁目九番地

發行所　有朋堂書店
東京市神田區裏神保町一番地

不許複製

大正十二年七月十五日印刷
大正十二年七月十八日發行

漢文叢書
八大家文中（非賣品）

編輯者　東京府下大久保町西大久保二百三十六番地　塚本哲三

發行兼印刷者　東京市神田區錦町一丁目十九番地　三浦理

印刷所　東京市神田區錦町三丁目九番地　有朋堂印刷部

發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地　有朋堂書店

臣既安二善地一。又忝二淸班一。非下敢別有二僥求一。更思中錄用上。但患難之後。積憂傷レ心。風波之間。怖畏成レ疾。敢望陛下憫二餘生之無一レ幾。究二前日之異恩一。或乞移二小郡一。稍近二墳墓一。漸謀二歸休一。異日復得下以二枯朽之餘一。仰中瞻天日之表上。然後退伏二田野一。自稱二老臣一。追二敍始終之遭逢一。以詫二鄕鄰之父老一。區區志願。永畢レ於レ斯。伏願。陛下憐二其志一。察二其愚一。而赦二其罪一。臣無レ任二感レ恩知レ罪。激切屛營之至一。

墓に近づかしめ、漸く歸休を謀り、(六)異日復枯朽の餘を以て、(七)天日の表を仰瞻するを得しめ、然る後に退いて田野に伏し、自ら老臣と稱し、始終の(八)遭逢を追敍して、以て鄕鄰の父老に詫らしめば、區區たる志願、永く斯に畢らん。伏して願ふ、陛下其志を憐み、其愚を察して、其罪を赦せ。臣恩に感じ罪を知り、(九)激切屛營の至に任ふる無し。

(一) 神宗即位の初年滕甫召對せられて君子小人朋黨の事を辯ぜり (二) ふみつけて憚る所無し (三) 臣の一身は言ふに足らず (四) 良好の任地 (五) 好き位に居る (六) 隱居 (七) 天顏を拜す (八) 聖君に遭ひし身の幸福 (九) 感激し長懼する意

唐宋八家文讀本 中巻終

屢至。儻因二疑似一。復致二人言一。至レ時雖レ欲二自明一。陛下亦難二屢赦一。是以及二今無事之日一。少陳二危苦之詞一。晉王導。乃王敦之弟也。而不レ害三其爲二元臣一。崔適一源休之甥也。而不レ廢三其爲二宰相一。臣與二反者一。義同二路人一。獨於二寛大之朝一。爲二臣終身之累一。亦可レ悲矣。凡今游宦之士。稍與二貴近之人一。有二葭莩之親。半面之舊一則所レ至便蒙二異待一。人亦不二敢交攻一。

況臣受三知於二陛下中興之初一。效三力於二衆人未レ遇之日一。而乃毀訾不レ忌。踐踏無レ嚴。臣何足レ言。有レ辱二天眷一。此臣所三以涕泣而自傷一者也。今

況んや臣知を陛下中興の初に受け、力を衆人未だ遇はざるの日に效して、而して乃ち（一）毀訾忌まず、（二）踐踏嚴無し。（三）臣何ぞ言ふに足らん。天眷を辱しむる有らん。此れ臣の涕泣して自ら傷む所以の者也。今臣既に（四）善地に安んじ、又（五）清班を忝うす。敢て別に僥求する有つて、更に錄用を思ふに非ず。但患難の後、積憂心を傷ましめ、風波の間、怖畏疾を成す。敢て望む、陛下餘生の幾も無きを憫れみ、前日の異恩を究めしめんことを。或は乞ふ臣を淮浙間の一小郡に移し、稍墳

（一）聖明寛洪の度量 （二）天賦の運命 （三）史記の語 （四）韓退之の釋言參照（上卷一〇二頁） （五）再び他の讒を受く （六）晉元帝の名臣 （七）導の從兄弟にして亂を作して誅せられし人 （八）唐德宗の宰相たり、源休は朱泚に亂を勸めたる人 （九）路上の他人 （一〇）極めて薄き緣親 （一一）ごく僅かの面識

伏思宣帝。漢之英主也。以二片言一而誅二楊惲一。太宗。唐之興王也。以二單詞一而殺二劉洎一。自レ古忠臣烈士。遭レ時得レ君。而不レ免レ於レ禍者。何可レ勝レ數。

而臣獨蒙二皇帝陛下始終照察。愛惜保全一。則陛下聖度。已過二於宣帝太宗一。而臣之遭逢。亦古人所レ未レ有。日月在レ上。更何憂慮。但念世之憎レ臣者多。而臣之賦命至薄。積毀銷レ骨。巧言鑠レ金。市虎成二於三人一。投杼起二於

而るに臣獨り皇帝陛下始終の照察と、愛惜保全とを蒙る。則ち陛下の聖度、已に宣帝・太宗に過ぎて、臣の遭逢も、亦古人の未だ有らざる所たり。日月(一)上に在り、更に何ぞ憂慮せん。但念ふ世の臣を憎む者は多くして、而して臣の(二)賦命至つて薄し。(三)積毀骨を銷し、巧言金を鑠す。(四)市虎三人に成り、投杼屢〻至るに起る。儻し疑似に因つて、(五)復人言を致し、時に至つて自ら明かにせんと欲すと雖も、陛下も亦屢〻赦し難からん。是を以て今無事の日に及んで、少しく危苦の詞を陳ぜん。晉の王導(六)は、乃ち王敦(七)の弟也、其の元臣たるに害あらず。崔適(八)は源休の甥也、其の宰相たるに廢せず。臣反せし者と、義、路人(九)に同じ。獨り寛大の朝に於て、臣終身の累を爲す、亦悲むべし。凡そ今游宦の士、稍〻貴近の人と、葭莩(一〇)の親、半面(一一)の舊有れば、則ち至る所便ち異待を蒙り、人亦敢て交〻攻めず。

窘。若不レ號三呼於二君父一。更將レ趨三赴於二何人一。伏望二聖慈一。少加二憐察一。臣本無二學術一。亦無二材能一。惟有二忠義之心一。生而自許一。昔季孫有レ言。見下有レ禮於二其君一者上。事レ之。如三孝子之養二父母一也。見下無レ禮於二其君一者上。誅レ之。如三鷹鸇之逐二鳥雀一也。臣雖レ不レ肖。允蹈二斯言一。但信レ道直前。謂二人如一レ己。既蒙三深知於二聖主一。背復借三交於二衆人一。任二其蠢愚一。積成二仇怨一。一自レ離二去左右一。十有二年。浸潤之言。何所レ不レ有。至レ謂下臣陰黨二反者一故縱中罪人上。若依二斯言一。死未レ塞レ責。竊

なりと雖も、允に斯言を蹈み、但道を信じて直前し、人を己の如しと謂へり。既に深知を聖主に蒙り、背て復交を衆人に借り、其蠢愚に任じて、積んで仇怨を成す。一たび左右(五)を離去せしより、十有二年。浸潤(六)の言、何の有らざる所あらん。臣陰に反者に黨するが故に罪人を縱せりと謂ふに至る。若し斯の言に依らば、死すとも未だ責を塞がし。竊に伏して思ふに、宣帝は漢の英主なり、片言を以て(七)楊惲を誅せり。太宗は唐の興王なり、單詞を以て(八)劉洎を殺せり。古より忠臣烈士、時に遭ひ君を得て、禍を免れざる者、何ぞ數ふるに勝ふべけんや。

㈠ 至情中心より發する時は言語を擇ぶ暇なし ㈡ 畏れ懼る心 ㈢ 聖天子の慈鑒 ㈣ 春秋時代の魯の大夫、言は左傳に出づ ㈤ 陛下の左右 ㈥ 論語に出づ、漸次に人主の心にしみ入るやうに讒言して人を陷るゝこと ㈦ 前漢の人なり、爵位を失ひ不平を懷き友人を謗りしとの誣告に遭うて腰斬せらる ㈧ 唐の太宗高麗を征する時、洎を留めて太子を佐けしむ、洎曰く大臣の罪あるも臣之を誅して許すことなからんと、帝之を怪む、後帝の不豫なる時人之を譖す、即ち自裁を賜ふ

知。而獻レ言不レ已者。誠見ニ陛下聖德寬大。聽納不レ疑。故不ニ敢以ニ衆人好レ勝之常心一望ニ於陛下一。且意陛下他日親見ニ川兵之害一。必將ニ哀痛悔恨一。而追ニ究左右大臣未ニ嘗一言一。臣亦將ニ老且死一。見ニ先帝於地下一。亦有ニ以藉一レ口矣。惟陛下哀而察レ之。

滕甫に代つて謗を辯じ郡を乞ふ書

臣聞。人情不レ問ニ賢愚一。莫レ不ニ畏レ天而嚴一レ父。然而疾痛則呼レ父。窮窘則號レ天。蓋情發レ於レ中。言無レ所レ擇。豈以ニ號呼之故一。謂レ無ニ嚴畏之心一。今臣之所レ患。不レ止於ニ疾痛一。而所レ憂有レ甚レ於ニ窮

臣聞く、人情は賢愚を問はず、天を畏れて父を嚴とせざるは莫し。然り而して疾痛すれば則ち父を呼び、窮窘すれば則ち天を號ぶ。蓋し情中に發して、言擇ぶ所無し。豈號呼の故を以て、嚴畏の心無しと謂はんや。今臣の患ふる所は、疾痛に止らずして、憂ふる所は窮窘より甚しきもの有り。若し君父に號呼せずんば、更に將に何人に趨赴せんとする。伏して聖慈を望む、少しく憐察を加へよ。臣本學術無く、亦材能無し、惟忠義の心、生れて自ら許す有るのみ。昔季孫言へる有り、其君に禮有る者を見て、之に事ふること孝子の父母を養ふが如くし、其君に禮無き者を見ては、之を誅すること、鷹鸇の鳥雀を逐ふが如くすと。臣不肖

既多。則慮レ患深遠。今陛下深居二九重一。而輕議二討伐一。老臣庸儒。私竊以爲レ過矣。然人臣納二說於レ君。因二其既厭一而止レ之。則易レ爲レ力。迎二其方・鋭一而折レ之。則難レ爲レ功。凡有二血氣一之倫。皆有二好レ勝之意一。方二其氣之盛一也。雖二布衣賤士一。有レ不レ可レ奪。自レ非二智識特達。度量過レ人一。未レ有下能勇レ於二奮發之中一。舍レ己從レ人。惟義是聽者上也。今陛下盛二氣於レ用レ武。勢不レ可レ回。臣非レ不レ

り。其氣の盛なるに方つてや、(六)布衣賤士と雖も、奪ふべからざる有り。智識特達、度量人に過ぐるに非るよりは、未だ能く(七)奮發の中に勇んで、己を舍てゝ人に從ひ、惟義を是れ聽く者は有らざる也。今陛下氣を武を用ふるに盛にして、勢回すべからず。臣知らざるに非ずして、言を獻じて已まざる者は、誠に陛下の聖德寛大、聽納疑はざるを見て、故に敢て(九)衆人勝を好むの常心を以て、陛下に望まざるのみ。且つ意ふ陛下他日親しく兵を用ふるの害を見ば、必ず將に哀痛悔恨して、左右大臣未だ嘗て一言せざりしを追究せんとす。臣も亦將に老且つ死せんとす。先帝に地下に見ゆる、亦以て(一〇)口に藉く有らん。惟陛下哀んで之を察せよ。

(一) 漢の高祖 (二) 高祖匈奴のために白登城に圍まる (三) 光武帝の時西域より漢の役人を請ふ帝之を謝す (四) 宮中 (五) 君主が稍飽きたる時に諫を納れて之を止めしむることは易し (六) 布衣は平民をいふ (七) 奮發せる中に在りて勇ましく己の志を棄てゝ人言を容るゝなり (九) 勝を好んで他の意見を受けざるは衆人の常心也、余は此常心を陛下に望まず (一〇) 申譯ありとの意

父母一。惟有二恭順靜思。引レ咎自責一。庶幾可レ解。今乃紛然詰二責奴婢一。恣行二箠楚一。以レ此事レ親。未レ有下見レ赦レ於二父母一者上。故臣願陛下遠覽二前世興亡之迹一。深察二天心向背之理一。絕二意兵革之事一。保レ疆睦レ鄰。安靜無レ爲。固二社稷長久之計一。上以安二二宮朝夕之養一。下以濟二四方億兆之命一。則臣雖レ老二死溝壑一。瞑二目於地下一矣。

(一)天の心の向ふ所に順ふ　(二)災異祥瑞及び歳の豊凶　(三)憤然として下男下女にあたり散らす　(四)鞭ち擲す　(五)疆域の内を安んじ睦び　(六)國家の長く榮ゆべき計を固め　(七)太皇太后曹氏及び皇太后高氏をいふ　(八)艱難險塞の中に死すとも安心して目をねむるべし

昔漢祖破二滅羣雄一。遂有二天下一。光武百戰百勝。祀レ漢配レ天。然至二白登被レ圍。則講二和親之議一。西域請レ吏。則出二謝絕之言一。此二帝者。非レ不レ知レ兵也。蓋經レ變

昔漢祖(一)羣雄を破滅して、遂に天下を有てり。光武は百戰百勝、漢を祀り天に配す。然れども白登(二)に圍まるゝに至つて、則ち和親の議を講じ、西域(三)吏を請へば、則ち謝絕の言を出す。此二帝は、兵を知らざるに非る也、蓋し變を經ること既に多ければ、則ち患を慮ること深遠なり。今陛下深く九重(四)に居りて、輕〻しく討伐を議す。老臣庸儒、私に竊に以て過てりと爲す。然れども人臣說を君に納るゝ、其既に厭く(五)に因つて之を止むるは、則ち力を爲し易く、其方に銳なるを迎へて之を折くは、則ち功を爲し難し。凡そ血氣有るの倫は、皆勝を好むの意有

且臣聞レ之。凡擧二大事一。必順二天心一。天之所レ向。以レ之擧レ事必成。天之所レ背。以レ之擧レ事必敗。蓋天心向背之迹。見二於災祥豐歉之閒一。今自二近歲一日蝕星變。地震山崩。水旱癘疫。連年不レ解。民死將レ半。天心之向背。可二以見一矣。而陛下方且斷然不レ顧。興レ事不レ已。譬如四人子得三過於二

且つ臣之を聞く、凡そ大事を擧ぐるには、必ず天心(一)に順ふと。天の向ふ所、之を以て事を擧げば必ず成らん。天の背く所、之を以て事を擧げば必ず敗れん。蓋し天心向背の迹は、災祥(二)豐歉の閒に見はる。今近歲より、日蝕星變、地震山崩、水旱癘疫、連年解けず、民の死する將に半ならんとす。天心の向背以て見るべし。而して陛下方に且つ斷然として顧みず、事を興して已まず。譬へば人子の過を父母に得るが如し、惟恭順靜思、咎を引いて自ら責むる有らば、庶幾くは解くべし。今は乃ち紛然(三)奴婢を詰責して、恣(四)に箠楚を行ふ。此を以て親に事ふる、未だ父母に赦さるゝ者は有らざるなり。故に臣願くは陛下遠く前世興亡の迹を覽、深く天心向背の理を察し、意を兵革の事に絕ち、疆(五)を保し鄰を睦し、安靜にして爲すこと無く、社稷(六)長久の計を固うし、上は以て二宮(七)朝夕の養を安んじ、下は以て四方億兆の命を濟はゞ、則ち臣溝壑(八)に老死すと雖も、目を地下に瞑せん。

甚美。死者甚苦。使陛下見其號呼於梃刃之下。宛轉於刀几之間。雖八珍之美。必將投箸而不忍食。而況用人之命。以爲耳目之觀乎。且使陛下將卒精強。府庫充實。如秦漢隋唐之君。既勝之後。禍亂方興。尚不可救。而況所在將吏。罷軟凡庸。較之古人。萬萬不逮。而數年以來。公私窮乏。內府累世之積。掃地無餘。州郡征稅之儲。上供殆盡。百官俸廩。僅而能繼。南郊賞給。久而未辦。以此舉動。雖有智者。無以善其後矣。且饑疫之後。所在盜賊蠭起。京東河北。尤不可言。若軍事一興。橫斂隨作。民窮而無告。其勢不爲大盜。無以自全。邊事方深。內患復起。則勝廣之形。將在於此。此老臣所以終夜不寐。臨食而歎。至於慟哭而不能自止也。

後を善くする無けん。且つ饑疫の後、所在盜賊蠭起し、京東河北、尤も（一六）言ふべからず。若し軍事一たび興らば、橫斂隨（一七）つて作り、民窮して告ぐる無く、其勢大盜を爲さずんば、以て自ら全うする無けん。邊事方に深く、內患復起らば、則ち勝廣（一八）の形、將に此に在らんとす。此れ老臣が終夜寐ねず、食に臨んで歎じ、慟哭して自ら止むる能はざるに至る所以なり。

（一）戰死するをいふ　（二）兵糧運搬　（三）零落　（四）首をくゝる　（五）肉を削ぎて切身とす　（六）膳部の馳走　（七）杖や刀　（八）庖丁俎板　（九）種々の珍味を稱す　（一〇）上文に應ず　（一一）怯弱愚暗　（一二）貯蓄　（一三）上へ差出し了れるなり　（一四）天を祭る時の賞與　（一五）兵を擧げ動かさば　（一六）尤も甚し　（一七）嚴重苛酷なる取立　（一八）陳勝吳廣が兵を興して秦に叛きし如き形勢

後。陛下可二得而知一者。凱旋捷奏。拜表稱賀。赫二然耳目之觀一耳。至レ於下遠方之民。肝腦塗レ於二白刃一。筋骨絶レ於二魄餉一。流離破レ産。鬻二賣男女一。熏レ眼折レ臂。自經之狀上。陛下必不二得而見一也。慈父孝子孤臣寡婦之哭聲。陛下必不二得而聞一也。譬猶下屠二殺牛羊一。刳二鬻魚鱉一。以爲中膳羞上。食者

然たるのみ。遠方の民、肝腦白刃に塗れ、筋骨魄餉(一)に絶え、流離(二)産を破り、男女を鬻賣し、眼を熏べ臂を折り、(三)自經するの狀に至つては、陛下必ず得て見ざる也。慈父孝子、孤臣寡婦の哭聲、陛下必ず得て聞かざる也。譬へば牛羊を屠殺し、魚鱉を刳鬻(四)して、以て膳羞(五)と爲すがごとし。食ふ者は甚だ美とするも、死する者は甚だ苦しむ。陛下をして其の挺刃(六)の下に號呼し、刀几(七)の間に宛轉するを見しめば、八(八)珍の美と雖も、必ず將に箸を投じて食ふに忍びざらんとす。而るを況はんや人の命を用ひて、以て耳目の觀と爲すをや。且つ陛下の將卒をして精強に、府庫をして充實すること、(九)秦漢隋唐の君の如くならしむとも、既に勝つの後、禍亂方に興り、尚ほ救ふべからざらん。而るを況んや所在の將吏、罷軟凡庸、(一〇)之を古人に較ぶれば、萬萬逮ばず。而も數年以來、公私窘乏、內府累世の積、(一一)地を掃つて餘無く、州郡征稅の儲、(一二)上供殆んど盡き、百官の俸廩、僅にして能く繼ぎ、南郊の賞(一三)給、久しうして未だ辦ぜざるをや。此を以て舉動(一四)せば、智者有りと雖も、以て其

造三釁於二横山一。熊本發三難於二渝瀘一。然此等皆戕二賊已降一。俘二纍老弱一。困二弊腹心一。而取二空虛無用之地一。以爲二武功一。使下陛下受二此虛名一。而忽レ於二實禍一。勉強砥礪。奮二於功名一。故沈起劉彝。復發レ於二安南一。使三十餘萬人。暴二露瘴毒一。死者十而五六。道路之人。斃レ於二輸送一。貲糧器械。不レ見レ敵而盡。以爲用レ兵之意。必且少衰。而李憲之師。復出レ於二洮州一矣。今師徒克捷。銳氣方盛。陛下喜レ於二一勝一、必有下輕二視四夷一。陵二侮敵國一之意上。天意難レ測。臣實畏レ之。

にし、勉強砥礪して、功名を奮はしむ。故に沈起(五)・劉彝、復安南に發し、十餘萬人をして瘴毒に暴露せしめ、死する者十にして五六。道路の人、輸送に斃れ、貲(六)糧器械、敵を見ずして盡く。以爲らく兵を用ふるの意、必ず且少く衰へんと。而も李憲(七)の師、復洮州に出でぬ。今師徒克捷し、銳氣方に盛なり。陛下一勝を喜び、必ず四夷を輕視し、敵國を陵侮するの意有らん。天意は測り難し、臣實に之を畏る。

㊀ 平戎策を上つて夏人と熙河に戰ひ兵を失ふ　㊁ 熙寧五年湖北の察訪使となり梅山洞の蠻を降す　㊂ 熙寧七年より八年に瀘夷と渝州の獠とを伐つ　㊃ 傷ひ殺す　㊄ 二人桂州の知として難を安南に構ふ　㊅ 食糧　㊆ 王韶と共に洮州に出で西夏の一將を降す

且夫戰勝之

且夫れ戰勝の後、陛下得て知るべき者は、凱旋捷奏、拜表稱賀、耳目の觀に赫

著。遂成㆓亂階㆒。既而薛向爲㆓横山之謀㆒。韓絳效㆓深入之計㆒。陳升之呂公弼等。陰與レ之協レ力。師徒喪敗。財用耗盡。較㆓之寶元慶歷之敗㆒。不レ及㆓十一㆒。然而天怒人怨。邊兵背叛。京師騷然。陛下爲レ之旰食者累月。何者。用レ兵之端。陛下作レ之。是以吏士無㆓怨レ敵之意㆒。而不レ直㆓陛下㆒也。尚賴㆓祖宗積累之厚。皇天保佑之深㆒。故使㆔兵出無レ功。感㆓悟聖意㆒。

積累の厚き、皇天保祐の深きに賴りて、故に兵出でゝ功なく、聖意を感悟せしむるなり。

(一)天の賜與せる勇智　(二)隙を覗ふ　(三)旨意　(四)宰相　(五)樞密使　(六)御史諫官　(七)可を献じ否を棄つ　不否を論じて忠諫するをいふ　(八)國亂の階梯　(九)英宗の末年西夏の横山を取らんと謀る　(十)纏綿深く敵地に入らんと議し、呂公弼等之を助く　(十一)共に仁宗の年號　(十二)日たけて後食す、政治に勞苦するをいふ　(十三)陛下の處置を正當と思惟せず

然淺見之士。方且以レ敗爲レ恥。力欲㆔求レ勝。以稱㆓上心㆒。於レ是王韶構㆓禍於熙河㆒。章惇

然るに淺見の士、方に且つ敗を以て恥と爲し、力めて勝を求めて以て上の心に稱へんと欲す。是に於て(一)王韶禍を熙河に構へ、(二)章惇釁を横山に造り、(三)熊本難を瀘に發す。然るに此等皆已降を(四)戕賊し、老弱を俘虜し、腹心を困弊して、而して空虛無用の地を取り、以て武功と爲し、陛下をして此虛名を受けて、實禍を忽

士惰偸。兵革朽鈍。元昊乘ㇾ閒。竊發二西鄙一。延安涇源麟府之閒。敗者三四。所ㇾ喪動以ㇾ萬計。而海內晏然。兵休事已。而民無二怨言一。國無二遺患一。何者。天下臣庶。知三其無二好ㇾ兵心一。天地鬼神。諒三其有二不ㇾ得ㇾ已之實一故也。

今陛下天錫勇智。意在二富強一。卽位以來。繕ㇾ甲治ㇾ兵。伺二候鄰國一。羣臣百寮。窺二見此指一。多言ㇾ用ㇾ兵。其始也。弼臣執二國命一者。無二憂ㇾ深思ㇾ遠之心一。樞臣當二國論一者。無二慮ㇾ害持ㇾ難之識一。在二臺諫之職一者。無二獻替納ㇾ忠之議一。從ㇾ微至ㇾ

今陛下は天錫(一)の勇智、意富強に在り。卽位以來、甲を繕し兵を治め、鄰國を伺候(二)す。羣臣百寮、此指(三)を窺ひ見て、多く兵を用ふるを言ふ。其始めや、弼臣(四)國命を執る者、深を憂へ遠を思ふの心無く、樞臣(五)國論に當る者、害を慮り難を持するの識無く、臺諫(六)の職に在る者、獻替(七)忠を納るゝの議無く、微より著に至り、遂に厲階(八)を成せり。旣にして薛向(九)横山の謀を爲し、韓絳(一〇)深入の計を效し、陳升之呂公弼等、陰に之と力を協せ、師徒喪敗、財用耗盡す。之を寶元(一一)慶曆の敗に較れば、十が一にも及ばず。然り而して天怒り人怨み、邊兵背叛し、京師騷然たり。陛下之が爲に旰食(一二)する者累月。何者兵を用ふるの端、陛下之を作す。是を以て吏士敵を怨むの意無くして、陛下を直(一三)なりとせざる也。尙ほ祖宗

措一而一傳之後。子孫塗炭。此豈爲レ善之報也哉。由レ此觀レ之。漢唐用三兵於二寛仁之後一。故其勝而僅存。秦隋用三兵於二殘暴之餘一。故其勝而遂滅。臣每讀レ書至レ此。未二嘗不三掩レ卷流涕。傷二其計之過一也。若使下此四君者。方二其用レ兵之初一。隨即敗衄。惕然戒懼。知中用レ兵之難上。則禍敗之興。當レ不レ至レ此。不幸每擧輙勝。故使下狃レ於二功利一。慮レ患不上レ深。臣故曰。勝則變遲而禍大。不レ勝則變速而禍小。不レ可レ不レ察也。昔仁宗皇帝。覆二育天下一。無レ意レ於レ兵。將

禍敗の興、當に此に至らざるべし。不幸にして每擧輙ち勝つ。故に功利に狃れて、患を慮ること深からざらしむ。臣故に曰く、勝てば則ち變遲くして禍大なり、勝たざれば則ち變速にして禍小なりと。察せざるべからざる也。昔は仁宗皇帝天下を覆育し、兵に意無し。將士惰偸(一〇)して、兵革朽鈍(一一)す。元昊(一二)、間に乘じて、竊に西鄙に發し、延安涇源麟府の間、敗るゝ者三四、喪ふ所動もすれば萬を以て計ふ。而して海內晏然、兵休み事已んで民に怨言無く、國に遺患なかりき。何となれば、天下の臣庶、其の兵を好むの心無きを知り、天地鬼神、其の已むを(一三)得ざるの實有るを諒とするが故也。

(一) 夷狄の名　(二) 今の遼東半島方面　(三) 則天武后　(四) 漸次に頽廢すること　(五) 誅　(六) 泥火の苦に陷る　(七) 秦漢隋唐　(八) 敗れ挫く　(九) 恐れ愼む貌　(一〇) 怠け偸る　(一一) 武器腐朽す　(一二) 趙元昊　(一三) 兵を用ふるの止むを得ざることを諒とす

兵。與レ之終始。帝雖二悔悟自克一。而歿身之恨。已無レ及矣。隋文帝既下二江南一。繼平二夷狄一。煬帝嗣レ位。此心不レ衰。皆能誅二滅强國一。威震二萬里一。然而民怨盜起。亡不レ旋レ踵。

唐太宗神武無レ敵。尤喜レ用レ兵。既已破二滅突厥高昌吐谷渾等一。猶且未レ厭。親二駕遼東一。皆志在レ立レ功。非二不レ得レ已而用一。其後武氏之難。唐室陵遲。不レ絕如レ綫。蓋用レ兵之禍。物理難レ逃。不レ然太宗仁聖寬厚。克レ己裕レ人。幾至二刑

唐の太宗神武敵無く、尤も兵を用ふるを喜む。既に已に突厥(一)・高昌・吐谷渾等を破滅し、猶ほ且つ未だ厭かず、遼東(二)に親駕せり。皆志功を立つるに在り、已むを得ずして用ふるに非ず。其後武氏(三)の難に、唐室陵遲(四)、絕えざること綫(五)の如くなりき。蓋し兵を用ふるの禍は、物理逃れ難し。然らずば太宗の仁聖寬厚、己に克ち人を裕にし、幾んど刑措くに至りしもの、而も一傳の後、子孫塗炭(六)。此れ豈善を爲すの報ならんや。此れに由つて之を觀れば、漢唐は兵を寬仁の後に用ふ、故に其れ勝つて僅に存し、秦隋は兵を殘暴の餘に用ふ、故に其れ勝つて遂に滅ぶ。臣毎に書を讀んで此に至り、未だ嘗て卷を掩うて流涕し、其計の過てるを傷まずんばあらざる也。若し此四君(七)をして、其の兵を用ふるの初に方つて、隨つて卽ち敗衄(八)し、惕然(九)戒懼して、兵を用ふるの難きを知らしめば、則ち

過二三代一。而墳土未レ乾。天下怨叛。二世被レ害。子嬰被レ擒。滅亡之酷。自レ古所レ未二嘗有一也。漢武帝承二文景富溢之餘一。首挑二匈奴一。兵連不レ解。遂使二侵尋一。及レ於二諸國一。歳歳調發。所レ向成レ功。建元之間。兵禍始作。是時蚩尤旗出。長與レ天等。其春戻太子生。自レ是師行三十餘年。死者無數。及二巫蠱事起一。京師流レ血。僵尸數萬。太子父子皆敗。班固以爲太子生二長於一

漢の武帝文景富溢の餘を承け、首に匈奴を挑す。兵連つて解けず、遂に侵尋(八)して諸國に及(七)ばしむ。歳歳調發(九)し、向ふ所功を成す。建元(一〇)の間、兵禍始めて作る。是の時蚩尤(一一)旗出で丶長さ天と等し。其春戻太子生る。是れより師行三十餘年、死者無數なり。巫蠱(一二)の事起るに及んで、京師血を流し、僵尸(一三)數萬、太子父子皆敗れぬ。班固以爲らく、太子兵に生長(一五)し、之れと終始す。帝悔悟自ら克つと雖(一四)も、而も歿身の恨は、已に及ぶこと無しと。隋の文帝既に江南(一六)を下し、繼いで夷(一七)狄を事とし、煬帝位を嗣ぐも、此心衰へず。皆能く強國を誅滅して、威萬里に震ふ。然り而して民怨み盜起り、亡ること踵を旋さゞりき。

(一) 趙魏韓楚齊燕 (二) 萬里長城修築の類をいふ (三) 夏殷周 (四) 墳墓の土 (五) 二世皇帝胡亥 (六) 秦王子嬰面縛して漢に降る (七) 文帝景帝 (八) しみ廣がること (九) 人數兵粮等を發す (一〇) 武帝の年號 (一一) 星の名彗に類す (一二) 調伏の法なり戻太子この嫌疑により冤死す (一三) 斃れたる屍 (一四) 太子自ら縊れ皐孫二人害に遇ふ (一五) 兵亂の中 (一六) 陳 (一七) 高麗突厥

計勝負之功。而深戒用兵之禍。何者。興師十萬。日費千金。內外騷動。怠於道路者七十萬家。內則府庫空虛。外則百姓窮匱。饑寒逼迫。其後必有盜賊之憂。死傷愁怨。其終必致水旱之報。上則將帥擁衆。有跋扈之心。下則士衆久役。有潰叛之志。變故百出。皆由用兵。至於興事首議之人。冥謫尤重。蓋以平民無故緣兵而死。怨氣充積。必有任其咎者。是以聖人畏之重之。非不得已。不敢用也。自古人主。好動干戈。由敗而亡者。不可勝數。臣今不敢復言。請爲陛下言其勝者。

敢て用ひざる也。古より人主好んで干戈を動かし、敗に由つて亡ぶる者、數ふるに勝ふべからず。臣今敢て復言はず、請ふ陛下の爲に、其勝つ者のみを言はん。

(一) 生命を傷害する事は世の中に種々あり (二) 勝敗による功績の如何を計らずして (三) 農業を怠る者 (四) 窮乏し缺乏して饑寒身にせまる (五) 我意を恣にす (六) 役久しきために倦え叛く (七) 人知れぬ冥々の罰 (八) 以下戰勝の禍を言ふ

秦始皇既平六國。復事胡越。戍役之患。被於四海。雖拓地千里。遠

秦の始皇既に六國(一)を平げ、復胡越を事とす。(二)戍役の患、四海に被り、地を拓くこと千里。遠く(三)三代に過ぐと雖も、而も墳土(四)未だ乾かざるに、天下怨叛し、二世(五)害を被り、子嬰(六)擒せられき。滅亡の酷なる、古より未だ嘗て有らざる所也。

好レ色也。傷レ生之事非レ一。而好レ色者必死。賊レ民之事非レ一。而好レ兵者必亡。此理之必然者也。夫惟聖人之兵。皆出レ於レ不レ得レ已。故其勝也。享二安全之福一。其不レ勝也。必無二意外之患一。後世用レ兵。皆得レ已而不レ已。故其勝也。則變遲而禍大。其不レ勝也。則變速而禍小。是以聖人不レ

好む者は必ず死す。民を賊ふの事は一に非ず、而も兵を好む者は必ず亡ぶ。此れ理の必然なる者也。夫れ惟聖人の兵のみ、皆已むを得ざるに出づ、故に其勝つや安全の福を享け、其勝たざるも必ず意外の患無し。後世の兵を用ふる、皆已むを得るも已めず、故に其の勝つや則ち變遲うして禍大なり、其の勝たざるや則ち變速にして禍小なり。是を以て聖人(二)勝負の功を計らずして、深く兵を用ふるの禍を戒む。何となれば師を興す十萬、日に千金を費し、内外騷動、道路に怠(三)る者七十萬家。內は則ち府庫空虛、外は則ち百姓(四)窮匱、饑寒逼迫す。其後は必ず盜賊の憂有り。死傷愁怨、其終は必ず水旱の報を致す。上は則ち將帥衆を擁して(五)跋扈の心有り、下は則ち士衆久しく役して(六)潰叛の志有り。變故百出する、皆兵を用ふるに由るなり。事を興し議を首むるの人に至つては、冥(七)謫尤も重し。蓋し(八)以ふに平民故無く兵に緣りて死し、怨氣充積す。必ず其咎に任ずる者有らん。是を以て聖人之を畏れ之を重んじ、已むを得ざるに非れば、

佯。功過相除。稍出縲囚。得從所便。垂念臣受性剛褊。賦命奇窮。既獲罪於天。又無助於下。怨仇交積。罪惡潰生。羣言或起於愛憎。孤忠遂陷於疑似。中雖無愧。不敢自明。向非人主獨賜保全。則臣之微生。豈有今日。伏惟皇帝陛下。聖神天縱。文武生知。得天下之英才。以全三樂。躋斯民於仁壽。不棄一夫。勃然中興。可謂盡善。而臣抱百年之永歎。悼一飽之無時。貧病交攻。死生莫保。雖梟雁飛集。何足計於江湖。而犬馬蓋帷。猶有求於君父。敢祈神聖。少賜矜憐。臣見一面。前去至南京。以來聽候朝旨。

も、猶ほ君父に求むる有り、敢て神聖を祈る。少しく矜憐を賜へ。臣見る一面、〔一五〕前み去つて南京に至り、以來朝旨を聽候す。

〔一〕罪　〔二〕自己の便利　〔三〕沈み陷る　〔四〕罪過あるも放免せらるべきを保任證明せらる　〔五〕向ふ見ずの上言　〔六〕緊縛楚囚の如き今日より脱れんと希ふ　〔七〕剛情偏屈　〔八〕運命數奇窮極　〔九〕神聖の德は天の與へたるが如く、文武の智は生れながらに有す　〔一〇〕孟子が三樂を擧げ天下の英才を敎育するを樂むと言ひしを指す　〔一二〕一度飽くことすら能はざるを悲む　〔一三〕揚雄の解嘲に見ゆ、一二三の梟雁ありとも物の數に入らざる義　〔一四〕禮記に敝帷を棄てざるは馬を埋めんため云々とあり、君父の恩惠を望む意　〔一五〕一方

張方平に代つて兵を用ふるを諫むる書

臣聞好兵猶

臣聞く兵を好むは猶ほ色を好むが如しと。〔一〕生を傷るの事は一に非ず、而も色を

勞。庶レ蒙ニ恩貸一。臣先任ニ徐州一日。以三河水浸レ城。幾至ニ淪陷一。臣日夜守捍。偶獲ニ安全一。嘗蒙ニ朝廷降レ勅獎諭一。又嘗選ニ用沂州百姓程棐一。令レ購ニ捕凶黨一。致レ獲ニ謀反妖賊李鐸郭進等一十七人一。亦蒙ニ聖恩一。保ニ明放罪一。皆臣子之常分。無ニ涓埃之可レ言。冒昧自陳。出レ於ニ窮迫一。庶下幾因緣僥

るを以て、臣日夜守捍し、偶〻安全を獲たり。嘗て朝廷勅を降して奬諭するを蒙りぬ。又嘗て沂州の百姓程棐を選用し、凶黨を購捕せしめ、謀反の妖賊李鐸郭進等一十七人を獲ることを致せり。亦聖恩を蒙り、(四)放罪を保明す。皆臣子の常分、涓埃の言ふべき無し。(五)冒昧自陳は、窮迫に出で、因緣僥倖、功過相除、(六)稍〻羈囚を出でゝ、便なる所に從ふを得んことを庶幾するのみ。垂念せよ、臣受性(七)剛褊、賦命奇窮、既に罪を天に獲て、又下に助無く、怨仇交〻積み、罪惡潰生し、羣(八)言或は愛憎より起り、孤忠遂に疑似に陷るを。中に愧づること無しと雖も、敢て自ら明にせず。向に人主の獨り保全を賜ふに非ずんば、則ち臣の微生、豈今日有らんや。伏して惟ふ皇帝陛下、(九)聖神天縱、文武生知、天下の英才を得て、以て(一〇)三樂を全うし、(一一)斯民を仁壽に躋せて、一夫をも棄てず、勃然中興す。善を盡すと謂ふべし。而して臣百年の永歎を抱き、(一二)一飽の時無きを悼む。貧病交〻攻め、死生保つこと莫し。(一三)鳧雁飛集すと雖も、何ぞ江湖に計るに足らんや。(一四)犬馬帷を蓋ふ

亡。終見二天日一。豈敢復以二遲暮一爲レ歎。更生二僥覬之心一。但以祿廪久空。衣食不レ繼。累重道遠。不レ免二舟行一。自レ離二黄州一。風濤驚恐。擧レ家重病。一子喪亡。今雖三已至二泗州一。而資用罄竭。去レ汝尚遠。難レ於二陸行一。無二屋可一レ居。無二田可一レ食。二十餘口。不レ知レ所レ歸。饑寒之憂。近在二朝夕一。與二其強顏忍恥。干三求於二衆人一。不レ若三歸レ命投レ誠。控二告於君父一。臣有三薄田在二常州宜興縣一。粗給二饘粥一。欲下望二聖慈一。許中於二常州一居上住。

一子は喪亡せり。今已に泗州に至ると雖も、而も資用罄竭す。(五)汝を去ると尚ほ遠く、陸行に難く、屋の居るべき無く、田の食ふべき無し。二十餘口、歸せん所を知らず。饑寒の憂、近く朝夕に在り。其強顏忍恥、(六)衆人に干求(七)せんよりは、命(八)を歸し誠を投じ、君父に控告(九)せんに若かじ。臣薄田の常州宜興縣に在る有り、粗ゝ饘粥(一〇)を給す。聖慈を望みて、常州に於て居住することを許されんを欲す。

(一) 日桑楡に沒するより謂ふ、晩年の義　(二) 時節の遲るゝこと　(三) 僥倖を希圖す　(四) 係累　(五) 盡き果つ　(六) 厚かましく恥を忍びて　(七) 求む　(八) 命を差出し誠を打明けん　(九) 取縋りて申し述ぶ　(一〇) 薄きを饘とし濃きを粥とす

又恐二罪戾至重。未レ可レ聽レ從二便安一。輒敍二微

又罪戾(一)至重、未だ便安に從ふを聽さるべからざるを恐れ、輒ち微勞を敘して、恩貸を蒙らんことを庶ふ。(二)臣先に徐州に任ずるの日、河水城を浸し、幾ど淪陷(三)に至

餘生。泣ㇾ血書ㇾ詞。呼ㇾ天請ㇾ命。願回二日月之照一。一明二葵藿之心一。此言朝聞。夕死無ㇾ憾。臣昔者嘗對二便殿一。親聞二德音一。似下蒙二聖知一。不ㇾ在二人後一。而狂狷妄發。上負二恩私一。既有司皆以爲ㇾ可ㇾ誅。雖二明主一不ㇾ得而獨赦一。一從二吏議一。坐廢五年。積ㇾ憂薰ㇾ心。驚二齒髮之先變一。抱ㇾ恨刻ㇾ骨。傷二皮肉之僅存一。

と爲す。明主と雖も得て獨り赦さず、(七)一に吏議に從ひ、坐廢すること五年。(八)憂を積み心を薰し、(九)齒髮の先づ變ずるに驚き、恨を抱き骨に刻し、皮肉の僅に存するを傷む。

㊀ 威を張り怒り激す　㊁ 草木の成育　㊂ 向日葵が日に向ふが如く臣が君に心を傾くる其精神　㊃ 論語の字面より來る　㊄ 聖帝の知遇　㊅ 氣位のみ高くして度量偏狹なること　㊆ 一人の考にて赦すを得ず　㊇ 罪に坐して廢棄せらる　㊈ くすぶらする義

近者蒙ㇾ恩量二移汝州一。伏讀二訓詞一。有下人材實難。弗ㇾ忍二終棄一之語上。豈獨知ㇾ免ㇾ於二縲紲一。亦將ㇾ有ㇾ望ㇾ於二桑楡一。但未二死

近者恩を蒙りて汝州に量移せらる。伏して訓詞を讀むに、人材實に難く、終に棄つるに忍びざるの語有り。豈獨り縲紲を免るゝを知るのみならん、亦將に桑楡に(一)望む有らんとす。但未だ死亡せず、終に天日を見る、豈敢て復遲暮を以て歎と爲し、(二)更に僥覬の心を生ぜんや。但以ふに祿廩久しく空しく、衣食繼がず、累重く道(三)遠くして、舟行を免れず。黃州を離れしより、風濤驚恐、家を舉げて重病し、(四)

之照臨。廓二天地之覆育。譬二之蠕動。稍賜二矜憐。俾レ就二窮途。以安二餘齒。而臣孤老無レ託。瘴癘交攻。子孫慟三哭於二江邊。已爲二死別。魑魅逢三迎於二海上。寧許二生還。念二報德之何時。悼二此心之永已。俯伏流涕。不レ知レ所レ云。

り（八）天地よりも大なり（九）蠢動する蟲けらの類（一〇）託すべき人なき孤老（一一）常時家族を羅浮の下に置きて生別せるを指す（一二）恩に報ゆる能はざるを謂ふ

臣聞聖人之行レ法也。如三雷霆之震二草木一。威怒雖レ甚。而歸レ於レ欲二其生一。人主之罪レ人也。如三父母之譴二子孫一。鞭撻雖レ嚴。而不レ忍レ致二之死一。臣漂流棄物。枯槁

常州居住を乞ふ表

臣聞く聖人の法を行ふや、雷霆の草木に震ふが如し、（一）威怒甚しと雖も、而も其生を欲するに歸す。人主の人を罪するや、父母の子孫を譴むるが如し、鞭（二）撻嚴なりと雖も、而も之を死に致すに忍びずと。臣は漂流の棄物、枯槁の餘生、血に泣いて詞を書し、天に呼んで命を請ふ、願くは日月の照を回し、一たび（三）葵藿の心を明にせんことを。此言（四）朝に聞かれれば、夕に死すとも憾無けん。臣昔は嘗て便殿に對して、親しく德音を聞けり、（五）聖知を蒙ること、人後に在らざりしに似たり。而も（六）狂狷妄發、上は恩私に負く。既にして右司皆以て誅すべし

竝二鬼門一而東騖。浮二瘴海一以南遷。生無二還期一。死有二餘責一。臣軾中謝伏念臣頃緣二際會一。偶竊二寵榮一。曾無二毫髮之能一。而有二邱山之罪一。宜下三黜而未上レ已。跨二萬里一以獨來。恩重命輕。咎深責淺。此蓋伏遇皇帝陛下。堯文炳煥。湯德寬仁。赫二日月

昌化軍に到る謝表

鬼門(一)に竝うて東に騖せ、瘴海(二)に浮んで以て南に遷る。生きて還期無く、死して餘責有り。臣軾（中謝）伏して念ふに、臣頃ろ際會(三)に緣り、偶々寵榮を竊み、曾て毫髮の能無くして、而も邱山の罪有り。宜しく三黜(四)して未だ已まざるべく、萬里に跨りて以て獨り來る。恩重く命輕く、咎深く責淺し。此れ蓋し伏して遇ふ皇帝陛下、堯(五)文炳煥、(六)湯德寬仁、日月の照臨を赫し、(七)天地の覆育を廓す。(八)之を蠕動(九)に譬ふるに、稍々矜憐を賜り、窮途に就かしめ、以て餘齒を安んず。而して臣孤(一〇)老託無く、瘴癘交々攻め、子孫江邊に慟哭し、已に死(一一)別を爲し、魑魅海上に逢迎す。寧ろ生還を許さるとも、德に報ずるの何の時なるかを念ひ、此心(一二)の永く已むことを悼む。俯伏流涕して云ふ所を知らず。

(一) 廣西梧州府の南三十里に兩石あり鬼門關と號す　(二) 廣東儋州の海　(三) まはり合せ　(四) 柳下惠の語、論語參照　(五) 論語に堯を贊して煥乎として文章ありとあるに依る　(六) 尚書仲虺之誥に出づ　(七) 日月よりも明かな

蒙ニ恩貸一。有レ愧ニ平生一。隻影自憐。命寄ニ江湖之上一。驚魂未レ定。夢遊ニ縲紲之中一。憔悴非レ人。猖狂失レ志。妻孥之所ニ竊笑一。親友至レ於絶レ交。疾病連レ年。人皆相傳爲ニ已死一。饑寒併レ日。臣亦自厭ニ其餘生一。豈謂草芥之賤微。尙煩ニ朝廷之紀錄一。開ニ其悃悔一。許以ニ甄收一。此蓋伏遇皇帝陛下。湯德日新。堯仁天覆。建ニ原廟一以安ニ祖考一。正ニ六官一而修ニ典刑一。百廢具興。多士爰集。彈レ冠結レ綬。共忻ニ千載之逢一。掩レ面向レ隅。不レ忍ニ一夫之泣一。故推ニ涓滴一以及ニ焦枯一。顧惟效レ死之無レ門。殺レ身何益。更欲ニ呼レ天而自列一。尙レ口乃窮。徒有ニ此心一。期ニ於異日一。

（一三）原廟を建て以て祖考を安んじ、六官を正して典刑を修め、百廢具に興り、多士爰に集り、（一五）冠を彈き綬を結び、（一四）共に千載の逢を忻す。（一六）面を掩ひ隅に向ふ、一夫の泣に忍びず。故に涓滴を推して、以て（一七）焦枯に及ぶ。顧ふに惟死を效さんに門無く、身を殺すも何の益かあらん。更に天を呼んで自ら列せんと欲し、口を尙し（一八）て乃ち窮す。徒に此の心有り、異日を期せんのみ。

（一）汝州は黃州より京畿に近し故に曰ふ　（二）食祿人に過ぐ　（三）進士の高科に上る　（四）衣冠の人々にも評判せらる　（五）史館　（六）地方官の官符　（七）いましめの綱目　（八）狂ひ猖ふ　（九）草の如く芥の如き身　（一〇）痛悔　（一一）吟味して收用す　（一二）仁は堯の如し　（一三）元豐五年十一殿を景靈宮に建つ　（一四）元豐三年に官制の改正あり　（一五）詔に應じて朝に出で仕ふ　（一六）滿坐飲酒の時一人隅に向つて悲泣すれば一座皆樂まずと謂ふ漢書刑法志の故事　（一七）焦死枯槁せんとする自己の身上に及ぶ　（一八）辯を好んで窮に陷らんことを恐る、尙は尚なり

稍従二内遷一。示レ不二終棄一。罪已甘レ於二萬死一。恩實出レ於二再生一。祇服二訓詞一。惟知二感涕一。臣軾中謝伏念臣向者名過二其實一。食浮レ於レ人。兄弟竝竊レ於二賢科一。衣冠或以爲二盛事一。旋從二册府一。出領二郡符一。既無二片善可一レ紀レ於二絲毫一。而以二重罪一當レ膏レ於二斧鉞一。雖レ

汝州に量移せらるゝを謝する表

稍内遷により、(一)終に棄てられざるを示す。罪已に萬死を甘んず、恩實に再生に出づ。祇んで訓詞に服し、惟感涕を知るのみ。臣軾(中謝)伏して念ふに、臣向には名其實に過ぎ、食人に浮ぐ。(二)兄弟竝に賢科を竊み、(三)衣冠或は以て盛事と爲す。(四)旋册府より、(五)出でゝ郡府を領す。(六)既に片善の絲毫に紀すべき無く、而も重罪を以て當に斧鉞に膏すべし。恩貸を蒙ると雖も、平生に愧づる有り。隻影自ら憐み、命を江湖の上に寄す。驚魂未だ定らず、夢に縲紲の中に遊ぶ。(七)憔悴人に非ず、(八)猖狂志を失ふ。妻孥の竊に笑ふ所、親友も交を絶つに至り、疾病年を連ね、人皆相傳へて已に死せりと爲す。饑寒日を併せ、臣も亦自ら其餘生を厭ふ。豈謂はんや草芥の賤微、(九)尚ほ朝廷の紀錄を煩はし、其恫悔を開き、(一〇)許すに甄收を以てせんとは。(一一)此れ蓋し伏して遇ふ皇帝陛下、湯德日新、堯仁天覆、(一二)

孤㆓負恩私㆒。茫如㆓醉夢之中㆒。不㆑知㆓言語之出㆒。雖㆓至仁屢赦㆒。而衆議不㆑容。案㆑罪責㆑情。固宜㆑伏㆓斧鑕於兩觀㆒。推㆑恩屈㆑法。猶當㆑棄㆓魑魅于三危㆒。豈謂尙玷㆓散員㆒。更叨㆓善地㆒。投㆓畀聾瞶之野㆒。保㆓全樗櫟之生㆒。臣雖㆓至愚㆒。豈不㆑知㆑幸。此蓋伏遇皇帝陛下。德刑竝用。善惡兼容。欲㆑使㆓法行而知㆑恩。是用小懲而大誡。天地能覆㆓載之㆒。而不㆑能㆑容㆓之於度外㆒。父母能生㆓育之㆒。而不㆑能㆑出㆓之於死中㆒。伏惟此恩。何以爲㆑報。惟當㆘疏食沒齒。杜㆑門思㆑愆。深悟㆓積年之非㆒。永爲㆗多士之戒㆖。貪㆓戀聖世㆒。不㆓敢殺㆑身。庶幾餘生。未㆑爲㆓棄物㆒。若獲㆑盡㆓力鞭箠之下㆒。必將㆑捐㆓軀矢石之間㆒。指㆑天誓㆑心。有㆑死無㆑易。

能はず、父母能く之を生育す、而も之を死中に出す能はず。伏して惟ふに此恩、何を以てか報を爲さん。惟當に疏食(一五)沒齒し、門を杜ぢて愆(一六)を思ひ、深く積年の非を悟つて、永く多士の戒と爲すべきを。聖世を貪戀して、敢て身を殺さず。庶幾は餘生未だ棄物(一七)と爲らず。若し力を鞭箠(一八)の下に盡すを獲ば、必ず將に軀を矢石の間に捐てんとす。天を指し心に誓ふ。死有りとも易ふること無し。

(一) 哀憐 (二) 自ら改過して心を新にす (三) 中間の謝辭を略すといふ意の原註 (四) 聖天子の崛起 (五) 密州、徐州、湖州 (六) 當を失うて心得違多し (七) 生來の運命を自ら拙くす (八) そむく (九) 誅に兩觀の下に就く、兩觀は宮の門闕 (一〇) 山林異氣の生ずる變化なり、三危は山の名、山間僻地に遠謫せらるべき筈と也 (一一) 閑散の役を忝うし、叉良好なる土地の長官たり (一二) 鹿むさゝびの類の住める地に投與す (一三) 惡木なり、用に立たぬ人に喩ふ (一四) 天はよく萬物を覆ひ地はよく載するも法外に容赦する能はず (一五) 粗食して生涯を終る (一六) あやまり (一七) 多數世間の人 (一八) 軍役に從ふなり

狂愚冒犯。固有常刑。仁聖矜憐。特從輕典。赦其必死。許以自新。祇服訓辭。惟知感涕。中謝伏念臣早緣科第。誤忝縉紳。親逢睿哲之興。遂有功名之意。亦嘗召對便殿。考其所學之言。試守三州。觀其所行之實。而臣用意過當。日趨於迷。賦命衰窮。天奪其魄。叛逆義理。

狂愚冒犯は、固より常刑有り。仁聖矜憐して、特に輕典に從ひ、其の必死を赦し、許すに自新を以てす。祇んで訓辭に服し、（一）惟感涕を知るのみ。（中謝）。伏して念ふに、臣早に科第に緣つて、（二）誤つて縉紳を忝うす。親しく睿哲の興に逢うて、（三）遂に功名の意有り。亦嘗て便殿に召對して、其の學ぶ所の言を考へ、試（四）して三州に守たり。其の行ふ所の實を觀るに、臣が用意過當、（五）日に迷に趨き、賦命衰窮、天其魄を奪ひ、義理に叛逆し、恩私に孤負し、（六）茫として醉夢の中の如く、言語（七）の出るを知らず。至仁屢ゝ赦さると雖も、而も衆議容れず。罪を案じ情を責めば、（八）固より宜しく斧鑕に兩觀に伏すべし。（九）恩を推して法を屈するも、猶ほ當に魑魅を三危に禦ぐべし。（一〇）豈謂はんや、尙ほ散員を玷し、（一一）更に善地を叨にし、騫驥の野に投（一二）畀して、樗櫟の生を保全す。（一三）臣至愚と雖も、豈幸を知らざらんや。此れ蓋し伏して遇ふ皇帝陛下、德刑竝び用ひ、善惡兼ね容れ、法行うて恩を知らしめんと欲す。是を用つて小懲して大誡するなり。天地能く之を覆載す、（一四）而も之を度外に容るゝ

恃以安者也。若名節一衰。忠信不聞。亂亡隨之。捷如影響。西漢之末。敢言者惟王章朱雲二人。章死而雲廢。則公卿持祿保妻子。如張禹孔光之流耳。故王莽以斗筲穿窬之才。恣取神器。如反掌。唐開元之末。大臣守正不回。惟張九齡一人。九齡既已忤旨罷相。明皇不復聞其過。以致祿山之亂。治亂之機。可不慎哉。

して雲廢せらる。則ち公卿の祿を持し妻子を保せるは、張禹孔光の流の如きのみ。故に王莽(六)は斗筲穿窬(七)の才を以て、恣に神器(八)を取ること掌(九)を反すが如かりき。唐の開元の末、大臣正を守つて回らざりしは、惟張九齡(一〇)一人のみ。九齡既に已に旨に忤うて相を罷められ、明皇復其過を聞かず、以て祿山の亂を致せり。治亂の機、愼まざるべけんや。

(一) 磨き礪くこと (二) 附和雷同を事として (三) 影の形に從ひ響の聲に應ずるが如し (四) 王鳳の罪を論じて獄死せし人 (五) 張禹を論じて廢せられし人 (六) 漢を簒奪せる人 (七) 微細なる才と小賊的の才とを以て (八) 老子に天下は神器なり云々 (九) 極めて容易なること (一〇) 開元廿四年九齡降將安祿山の罪死すべきを奏して用ひられず

黄州に到る謝表

山得下與二張湯一爭中議上前上。此人臣之所二甚難一。而人主之所レ欲レ聞也。溫言以來レ之。虛懷以受レ之。猶恐レ不二敢言一。又況如三武帝作レ色憑レ怒致二之於一レ死乎。故湯之用レ事。致レ使下盜賊半二天下一。而漢室幾亂上。蓋起レ於二狄山之不一レ容也。

をして天下に半して、漢室をして幾ど亂れしむるを致しゝは、蓋し(七)狄山の容れられざりしに起れるなり。

(一)漢武帝の時博士たり、御史大夫張湯と匈奴和親の事を爭ふ　(二)言を柔げて直言を迎ふ　(三)虛心坦懷、己を空しうして之を受く　(四)激怒面にあらはれ　(五)憑怒して之を罰し、盛に怒る貌と解するも亦通ず　(六)張湯の政を爲すや　(七)狄山の言容れられざりし爲に漢室斯く危急に瀕せりと也

軾竊謂。士大夫砥二礪名節一。正レ色立レ朝。不下務二雷同一以固中祿位上。非二獨人臣之私義一。乃天下國家所二

張九齡肯て張守珪牛仙客を用ひず

軾竊に謂ふ、士夫大名節を(一)砥礪し、色を正して朝に立つに、(二)雷同を務めて以て祿位を固うせざるは、獨り人臣の私義のみに非ず、乃ち天下國家の、恃んで以て安き所の者也。若し名節一たび衰へば、忠信聞えず、亂亡之に隨ふこと、捷きこと(三)影響の如くならん。西漢の末、敢て言ふ者は、惟(四)王章(五)朱雲二人のみ。章死

特賜₂指揮₁。執政。檢₂會累奏₁。只作₂親嫌回避₁。早除₂一郡₁。所ㇾ有今來奏狀。乞留ㇾ中不ㇾ出。以保₂全臣子₁。臣不ㇾ勝₂大願₁。若朝廷不ㇾ以₂臣不才₁。猶欲₂驅使₁。或除₂重難邊郡₁。臣不₂敢辭避₁。報國之心。死而後已。惟不ㇾ願ㇾ在₂禁近₁。使₃黨人猜疑。別加₂陰中₁也。干₂犯天威₁。謹俟₂斧鑕₁。

(五) 自ら指す　(六) 邊郡難治の僻地　(七) 陰に罪を中(ア)てしめん事を願はず　(八) 斧鉞の誅罰

狄山匈奴和親を論ず

軾謹按₂漢制₁。博士秩皆六百石耳。然朝廷有₂大事₁。必與₂丞相御史九卿列侯₁。同議₂可否₁。蓋親₂儒臣₁。尊₂經術₁。不下以₂小臣₁而廢中其言上。故狄

軾謹んで漢制を按ずるに、博士の秩は皆六百石のみ。然れども朝廷大事有れば、必ず丞相御史九卿列侯と、同じく可否を議す。蓋し儒臣を親み、經術を尊び、小臣を以て其言を廢せず。故に狄山は(一)張湯と上の前に爭議するを得たり。此れ人臣の甚だ難しとする所にして、而して人主の聞かんと欲する所也。溫言(二)以て之を來し、虛懷(三)以て之を受くるも、猶ほ敢て言はざらんを恐る。又況んや武帝色を作し(四)、怒(五)に憑つて之を死に致せる如きをや。故に湯(六)の事を用ふる、盜賊

失。隨世俛仰。改其常度。則陛下亦安所用臣。若守其初心。始終不變。則羣小側目。必無安理。雖蒙二聖深知。亦恐終不勝衆。所以反覆計慮。莫若求去。非不懷戀天地父母之恩。而衰老之餘。恥復與羣小計較短長曲直。爲世閒高人長者所笑。伏望聖慈。察臣至誠。

陛下亦安んぞ臣を用ふる所あらん。若し其初心を守り、始終變ぜずんば、則ち羣小目を側てゝ、必ず安きの理無し。二聖の深知を蒙ると雖も、亦終に衆に勝たざるを恐る。反覆計慮して、去るを求むるに若くは莫しとする所以は、天地父母の恩を懷戀せざるに非ずして、衰老の餘、復羣小と短長曲直を計較し、世閒高人長者の笑ふ所と爲らんことを恥づるのみ。伏して聖慈を望む、臣が至誠を察して、特に指揮を執政に賜り、累奏を檢會して、(三)只親嫌回避を作し、(四)早く一郡に除せられ、有る所の今來の奏狀は、乞ふ中に留めて出さず、以て(五)臣子を保全せよ。臣大願に勝へず。若し朝廷臣が不才を以てせず、猶ほ驅使せんと欲せば、或は一重(六)難邊郡に除すとも、臣敢て辭避せず。報國の心、死して後に已まん。惟禁近に在つて、黨人をして猜疑して、別に(七)陰中を加へしむるを願はざるなり。天威を干犯し、謹んで(八)斧鑕を俟つ。

(一) 俛は俯に同じ　(二) 自己平常の操守　(三) 從來上りし奏狀を檢査す　(四) 近親在朝を迴避して外を請ふの例

嫌忌。甚レ於二弟轍一。豈敢以二衰病之餘一。復犯二其鋒一。雖三自知二無レ罪可一レ言。而今之言者。豈問二是非曲直一。竊謂人主之待二臣子一。不レ過二公道以相知一。黨人之報二怨嫌一。必爲二巧發而陰中一。臣豈敢恃二二聖公道之知一。傲二黨人而陰中之禍一。所下以不レ避二煩瀆一。自陳中入仕以來進退本末上。欲下陛下知中臣危行獨立不レ回。以犯二衆怒一者。所二從來一遠上矣。又欲丁陛下知丙臣平生冒二涉患難一。危險如レ此。今餘年無レ幾。不レ免レ有二遠レ禍全レ身之意一。再三辭遜。實非乙矯飾甲柳下惠有レ言。直レ道而事レ人。焉往而不二三黜一。

所以は、陛下が臣の危行獨立回らず、以て衆怒を犯す者、從つて來る所遠きを知らんことを欲し、又陛下が臣の平生患難を冒涉して、危險此の如く、今餘年幾も無く、禍に遠ざかり身を全うするの意有るを免れず、再三辭遜する、實に矯(九)飾に非ることを知らんと欲するのみ。(一〇)柳下惠言へる有り、道を直うして人に事へば、焉くに往くとしてか三たび黜けられざらんと。(一一)

(一) 刃を磨いて待つ義、左傳昭公十二年の條參照 (二) 中途 (三) 役宅を引拂ふ (四) 剛褊の誤にて剛愎偏屈の義ならん (五) 公平の道 (六) 巧に手段を廻らして陰に罪に落す (七) 煩雜にして尊嚴を汚すを避けず (八) 朝に入りて奉仕したる以來 (九) 奇矯にして故意に飾り立つるにてはなしといふことを (一〇) 論語微子篇に見ゆ (一一) 三度位退けらるゝは勿論なりとの義

臣若貪レ得患レ

臣若し得を貪り失を患へ、世に隨つて俛仰して、(一二)其常度(一三)を改めば、則ち

外刺配顏章顏益二人。蓋欲改積弊。事不獲已。陛下亦已赦臣。而言者不赦。論奏不已。其意豈爲顏章等哉。以此知黨人之意。未嘗一日不在傾臣。洗垢求瑕。止得此事。今者忽蒙聖恩。召還擢用。又除臣弟轍爲執政。此二事皆非大臣本意。

竊計黨人必大猜忌。磨厲以須。勢必如此。聞命悸恐。以福爲災。即日上章辭免。乞郡。行至中路。果聞弟轍爲臺諫所攻。搬出廨宇待罪。又蒙陛下委曲照見情狀。方獲保全。臣之剛褊。衆所共知。黨人

竊に計るに黨人必ず大いに猜忌し、磨厲(一)以て須たん。勢必ず此の如しと。命を聞いて悸恐、福を以て災と爲し、即日上章辭免して郡を乞ひぬ。行中路(二)に至り、果して弟轍が臺諫の攻むる所と爲り、廨宇(三)を搬出して罪を待つを聞き、又陛下が委曲情狀を照見するを蒙り、方に保全を獲たりと。臣の剛褊(四)は、衆の共に知る所、黨人の嫌忌、弟轍よりも甚し。豈敢て衰病の餘を以て、復其鋒を犯さんや。自ら罪の言ふべき無きを知ると雖も、而も今の言ふ者、豈是非曲直を問はんや。竊に謂ふに、人主の臣子を待つや、公道(五)以て相知るに過ぎず、黨人の怨嫌を報ずる、必ず巧發(六)して陰中するを爲す。臣豈敢て二聖公道の知を恃んで、而して黨人陰中の禍に傲らんや。煩瀆(七)を避けず、自ら入仕(八)以來の進退本末を陳ずる

之開。臺諫言
臣者數四。只
因ニ發レ策草レ麻。
罪ニ織語言一。以
爲ニ謗訕一。本無ニ
疑似一。白加ニ誣
執一。其間曖昧
譖愬。陛下察ニ
其無レ實而不ニ
降出一者。又不レ
知ニ其幾何一矣。
若非三二聖仁
明洞ニ照肝膈一。
則臣爲ニ黨人
所レ傾。首領不レ
保。豈敢望レ如ニ
先帝之赦レ臣
乎。自三出知ニ杭
州ニ二年。粗免ニ
人言一。中間法

るに非ずんば、則ち臣は黨人の傾くる所と爲り、(一三)首領保たざらん。豈敢て先帝の臣を赦すが如くなるを望まんや。出でゝ杭州に知たりしより二年、粗人言を免る。中間(一四)法外、顔章・顔益二人を(一五)刺配せり。蓋し積弊を改むるに、事已むを獲ざりき。陛下亦已に臣を赦したれども、(一六)而も言ふ者は赦さず、論奏已まず。其意豈顔章等が爲ならんや。此を以て知りぬ、黨人の意、未だ嘗て一日も臣を傾くるに在らずんばあらず、(一七)垢を洗ひ瑕を求めて、止此事を得たるを。(一八)今は忽ち聖恩を蒙り、召還擢用せられ、又臣が弟轍を除して執政と爲す。此二事は皆大臣の本意に非ざらん。

(一) 經書講義の席に出入す　(二) 河道を變更するの利害　(三) 背の痛と眼病と　(四) 遂りに書を上る　(五) 制策を發し詔勅を作る　(六) 作り飾り拵へ成す　(七) そしり　(八) 元來似よりたる罪の形迹だになし　(九) 讒誣訴告す　(一〇) 書面を下げ渡す　(一一) 哲宗と太皇太后高氏と　(一二) 胸中　(一三) 首を保全しがたし　(一四) 法の制規以外　(一五) 入れ墨して流刑に處す　(一六) 臣を罪に陥れんとする者は未だ臣を許さず　(一七) 一生懸命に探索して纔に此の法外刺配の一事を得たるのみ　(一八) 元祐六年三月翰林學士承旨となり弟轍尚書右丞となる

臣爲レ仇。臣又素疾二程頤之姦一。未三嘗假以二色詞一。故頤之黨人。無レ不レ側レ目。自三朝廷廢二黜大姦數人一。而其餘黨猶在二要近一。陰爲二之地一。特未レ發爾。小臣周穜。乃敢上疏乞下用二王安石一配中享上。以嘗二試朝廷一。臣竊料穜草芥之微。敢建二此議一。必有下陰主二其事一者上。是以上書逆折二其姦鋒一。乞下重賜二行遣一。以破中小人之謀上。因レ此黨人尤加二忿疾一。

程伊川 (八)顏色言語の上にも容赦せざる也 (九)呂惠卿蔡確等 (一〇)鄧潤甫等を指す (一一)御側近き樞要の地 (一二)祖宗の宗廟に合祀す (一三)試驗的に進言す (一四)遠地へ逐ひ遣りて

其後又與二經筵一。極論下黃河不レ可二回奪一利害上。且上疏爭レ之。遂大失二執政意一。積二此數事一。恐三別致二患禍一。又緣二臂痛目昏一。所三以累章力二求補レ外。竊伏思念。自レ忝二禁近一。三年

其後又經筵(一)に與り、極めて黃河の回奪(二)すべからざる利害を論じ、且つ上疏して之れを爭ひ、遂に大いに執政の意を失す。此數事を積めり、別に患禍を致さんを恐れ、又臂(三)痛く目昏きに緣り、累章(四)して外に補せられんことを力求する所以なり。竊に伏して思念するに、禁近を忝くしてより、三年の閒、臺諫臣を言ふ者數四、只策(五)を發し麻を草するに因り、語言(六)を羅織して、以て謗訕(七)と爲す。本(八)疑似無し、白して誣執を加ふ。其閒曖昧譖愬(九)す。陛下其の實無きを察して、(一〇)降出せざる者、又其幾何なるかを知らず。若し二聖(一一)の仁明(一二)、肝膈を洞察す

起臣於貶所。不及一年。備位禁林。遭遇之異。古今無比。臣毎自惟。昆蟲草木之微。無以仰報天地生成之德。惟有獨立不倚。知無不言。可以少報萬一。始衙前差雇利害。與孫永傅堯俞韓維爭議。因亦與司馬光異論。光初不以此怒臣。而臺諫諸人。逆探光意。遂與

らる。遭遇の異、古今比無し。臣毎に自ら惟へらく、昆蟲草木(三)の微、以て天地生成の德に仰報する無し、惟獨立倚せず、知つて言はざること無く、以て少しく萬一に報ずべき有りと。始め衙前(四)差雇(五)の利害、孫永・傅堯俞・韓維と爭議し、因つて亦司馬光と論を異にす。光初め此(六)を以て臣を怒るをせず、而も臺諫の諸人、逆め光が意を探り、遂に臣と仇を爲す。臣又素より程頤(七)の姦を疾み、未だ嘗て假すに色(八)詞を以てせず。故に頤の黨人、目を側てざるは無し。朝廷大姦(九)數人を廢黜せしより、其の餘黨猶ほ要近(一一)に在り、陰に之れが地を爲せり、特に未だ發せざるのみ。小臣周穜(一〇)、乃ち敢て上疏して王安石を用つて配享(一二)せんと乞ひ、以て朝廷に嘗試(一三)す。臣竊に料るに穜は草芥の微のみ、敢て此議を建つ。必ず陰に其事を主とする者有らんと。是を以て上書して逆め其姦鋒を折き、重く行遣(一四)を賜ひて、以て小人の謀を破らんと乞ふ。此に因つて黨人尤も忿疾を加へぬ。

(一) 哲宗　(二) 起居舍人より翰林學士となりしを指す　(三) 自ら喩ふ　(四) 鄕役の名　(五) 差役 鄕戶より人夫を出さしめ、雇役は等級に應じて出錢せしめ人夫を雇ふ法　(六) 溫公と爭論せしも溫公笑つてすみし事を指す　(七)

臣。舒亶三人。搆㆓造飛語㆒。醞釀百端。必欲㆑致㆓臣於㆑死。先帝初亦不㆑聽。而此三人執奏不㆑已。故臣得㆑罪下㆑獄。定等選㆓差悍吏皇遵㆒。將㆓帶吏卒㆒。就㆓湖州㆒追攝。如㆑捕㆓寇賊㆒。臣即與㆓妻子㆒訣別。留㆑書與㆓弟轍㆒。處㆓置後事㆒。自期㆓必死㆒。過㆓揚子江㆒。便欲㆔自投㆓江中㆒。而吏卒監守不㆑果。到㆑獄。即欲㆓不㆑食求㆑死。而先帝遣㆑使就㆑獄。有㆑所㆓約勅㆒。故獄吏不㆔敢別加㆓非横㆒。臣亦覺㆓知先帝無㆑意㆑殺㆑臣。故復留㆓殘喘㆒。得㆑至㆓今日㆒。及㆑竄㆓責黄州㆒。毎㆑有㆓表疏㆒。先帝復對㆓左右㆒稱道。哀憐奬激。意欲㆓復用㆒。而左右固爭以爲㆓不可㆒。臣雖㆑在㆑遠。亦具聞㆑之。古人有㆑言。聚蚊成㆑雷。積羽沈㆑舟。言㆓寡不㆑勝㆑衆也。以㆓先帝知㆑臣特達如㆑此。而臣終不㆑免㆓於患難㆒者。以㆓左右疾㆑臣者衆㆒也。

及㆓陛下即㆑位。

を成し、積羽舟を沈むと。寡は衆に勝たざるを言ふ也。先帝臣を知る特達(二二)此の如きを以てして、而して臣終に患難を免れざる者は、左右臣を疾む者衆きを以てなり。

(一) 言を盡して奏諫す (二) 上神宗皇帝書 (三) なぞらへて作文す (四) 官名也、中丞につぐ (五) 私に鹽を販賣せり云々と彈劾す (六) 調査 (七) 梶取や船頭など (八) 拷問 (九) 罪を構成するなり (一〇) 引續いて三回地方官に任ぜられたり (一一) 目をかく (一二) 發賀又は謝恩の上表 (一三) 流言蜚説 (一四) 罪を捏造せんがために百方工夫する貌 (一五) 引率す (一六) 追捕 (一七) 優詔ありしなり (一八) 無理非道 (一九) 餘命 (二〇) 薙めて遠地に流さる (二一) 戰國策に出づ、微小の者も勢によりて大となる義なり (二二) 格別の御眷顧あること

陛下位に即くに及び、臣を貶所より起し、一年に及ばずして、位に禁林(二三)に備へ

臣。御史知雜謝景温。首出ニ死力一。彈三奏臣丁レ憂歸レ鄕日。舟中曾販ニ私鹽一。遂下ニ諸路一體量。追ニ捕當時梢工篙手等一。考掠取レ證。但以三買無ニ其事一。故鍛鍊不レ成而止。臣緣レ此懼レ禍乞レ出。連三任二外補一。而先帝眷レ臣不レ衰。時因ニ賀謝表章一。卽對ニ左右一稱道。黨人疑ニ臣復用一。而李定。何正

時に(一二)賀謝表章に因つて、卽ち左右に對つて稱道せり。黨人臣の復用ひられんを疑ひ、李定・何正臣・舒亶の三人、(一三)飛語を搆造して、(一四)醞釀百端、必ず臣を死に致さんと欲す。先帝初め亦聽かず。而も此の三人執奏して已まず。故に臣罪を得て獄に下さるゝ。定等悍吏皇遵を選差し、吏卒を(一五)將帶し、湖州に就いて(一六)追攝すること、寇賊を捕ふるが如し。臣卽ち妻子と訣別し、書を留めて弟轍に與へ、後事を處置せしめ、自ら必死を期し、揚子江を過ぐるとき、便ち自ら江中に投ぜんと欲せしが、吏卒監守して果さず。獄に到るや、卽ち食はずして死を求めんと欲しき。而も先帝使を遣し、獄に就いて(一七)約勅する所有り。故に獄吏敢て別に(一八)非横を加へず、臣も亦先帝の臣を殺すに意無きを覺知し、故に復(一九)殘喘を留めて今日に至るを得たり。黄州に(二〇)竄責せらるゝに及び、表疏有る每に、先帝復左右に對して稱道し、哀憐奬激、意ふに復用ひんと欲す。而して左右固く爭つて以て不可と爲せること、臣遠に在りと雖も、亦具に之を聞けり。古人言有り、(二一)聚蚊雷

若少加二附會一。進用可レ必。自惟遠人。蒙二二帝非常之知一。不レ忍レ欺レ天負レ心。欲丙具論下安石所レ爲。不レ可二施行一狀上。以裨乙萬一甲。然未レ測二聖意待レ臣深淺一。因下上元有レ旨買二燈四千椀一。有司無狀。虧中減市價上。臣即上書論奏。先帝大喜。即時施行。

臣以レ此卜三知先帝聖明。能受二盡言一。上疏六千餘言。極論二新法不一レ便。後復同考二試進士一。擬三對御試策二進士一。幷言二安石不レ知レ人。不レ可二大用一。先帝雖レ未レ聽從。然亦嘉二臣愚直一。初不二譴問一。而安石大怒。其黨無レ不二切齒。爭以傾レ

臣此を以て先帝の聖明、能く盡言(一)を受くるを卜知し、上疏(二)六千餘言、極めて新法の便ならざるを論ず。後復同じく進士に考試せられ、御試、進士を策するに擬對(三)し、幷に安石人を知らず、大用すべからざるを言へり。先帝未だ聽從せずと雖も、然も亦臣が愚直を嘉して、初め譴問せず。而して安石大いに怒り、其の黨切齒し、爭つて以て臣を傾けざるは無し。御史(四)知雜謝景溫、首として死力を出し、臣が憂に丁りて鄕に歸るの日、舟中曾て(五)私鹽を販すと彈奏し、遂に諸路に下して體量(六)し、當時の梢工(七)篙手(八)等を追捕し、考掠して證を取りぬ。但實に其事無かりしを以て、故(九)に鍛錬すれども成らずして止みぬ。臣此れに縁つて禍を懼れて出でんことを乞ひ、連りに三たび(一〇)外補に任ぜられき。而も先帝の臣を眷(一一)する衰へず、

首被㆓英宗皇帝知遇㆒。欲㆓擢用㆖臣。當時宰相韓琦。以㆓臣年少資淺。未㆖經㆓試用㆒。故且與㆓館職㆒。亦會㆘臣丁㆓父憂㆒去㆗官。及㆓服闋㆒入觀。便蒙㆓神宗皇帝召對㆒。面賜㆓奬激㆒。許㆓臣職外言㆖事。自惟羈旅之臣。未㆑應㆑得㆑此。豈非㆑以㆓英宗皇帝知㆑臣有㆑素故㆒耶。是時王安石新得㆑政。變㆓易法度㆒。臣

未だ試用を經ざるを以て、故に且く館職(三)に與らしむ。亦臣が父の憂(四)に丁つて官を去るに會し、服闋る(五)に及んで入覲す。便ち神宗皇帝の召對を蒙り、面り奬激を賜り、臣に職外事を言ふを許されき。自ら惟みるに羈旅の臣(六)、未だ應に此を得べからず、豈英宗皇帝臣を知ること素有る(七)が故を以てに非ざらんや。是の時王安石新に政を得、法度を變易す。臣若し少しく附會(八)を加へば、進用必すべし。自ら惟ふに遠人、二帝(九)非常の知を蒙れり、天を欺き心に負くに忍びず。具に安石の爲す所の、施行すべからざる狀を論じて、以て萬一に裨せん(一〇)と欲す。然れども未だ聖意臣を待つの深淺を測らず、上元(一一)旨有りて燈四千椀を買ひ、有司無狀(一二)市價を虧減するに因つて、臣即ち上書論奏しぬ。先帝大いに喜び、即時施行したまへり。

(一)英宗の年號　(二)履歷淺く　(三)直史館の職　(四)喪に遭ふこと　(五)忌服すみて後入覲す　(六)遠國の臣　(七)下地ありとの意　(八)自說を曲げて其說に附加賛同す　(九)英宗神宗　(一〇)裨益　(一一)正月十五日　(一二)不都合にも市價をねぎる

郷。臣聞レ之孔子曰。苛政猛レ於レ虎。昔常不レ信二其言一。以レ今觀レ之。殆有二甚者一。水旱殺レ人。百二倍於レ虎。而人畏二催欠一。乃甚レ於二水旱一。臣竊度レ之。每州催欠。吏卒不レ下二五百人一。以二天下一言レ之。是常有二二十餘萬虎狼一。散在二民間一。百姓何由安レ生。朝廷仁政何由得レ成乎。臣自レ到レ任以來。日以レ檢二察本州積欠一爲レ事。内已有下條二貫除放一。而官吏不二肯擧行一者上。臣即指二揮本州一。一面除放去訖。其於レ理合レ放而於レ條未レ有二明文一者。即且令二本州一權住二催理一。聽二候指揮一。其於レ理合レ放而於レ條有レ礙者。臣亦未二敢往催一。各具二利害一。奏取二聖旨一。

且く本州に令して權に催理（一〇）を住め、指揮を聽候す。其の理に於て放に合ひ、條に於て礙有る者も、臣亦未だ敢て往催（一一）せず。各ゝ利害を具し、奏して聖旨（一二）を取る。

（一）衣服を節約し飲食を減損す　（二）一時に催促を受く　（三）かせと棒とに身を苦しめらる　（四）流落逃亡の民　（五）禮記檀弓に出づ　（六）孔子の言より更に甚し　（七）仁政の成就　（八）其内には條例によりて當然免除となるべき者にて、官吏之を擧行するを肯ぜざるものあり　（九）此一方面は免除して了ひたり　（一〇）取立催促を中止す　（一一）或は住催の誤にて取立を中止せずとの義かといふ　（一二）聖旨を伺ひ奉る

杭州より召還せられ郡を乞ふ状

臣昔於二治平中一。自二鳳翔職官一。得レ替入レ朝。

臣昔治平中（一）に於て、鳳翔職官より、替つて朝に入るを得、首め英宗皇帝の知遇を被り、驟に臣を用ひんと欲す。當時の宰相韓琦、臣が年少く資淺く（二）して、

毎屛ニ去吏卒一。親入ニ村落一。訪ニ問父老一。皆有ニ憂色一云。豐年不レ如ニ凶年一。大災流行。民雖レ乏レ食。縮レ衣節レ口。猶可ニ以生一。若ニ豐年一。擧ニ催積欠一。胥徒在レ門。枷棒在レ身。則人戸求レ死不レ得。言訖涙下。臣亦不レ覺流レ涕。又所レ至城邑。多有ニ流民一。官吏皆云。以ニ夏麥既熟一。擧ニ催積欠一。故流民不ニ敢歸一レ

節すれば、猶ほ以て生くべし。豐年の若きは、積欠を擧催して、胥徒門に在り、(三)枷棒身に在り。則ち人ゝ戸ゝ死を求むれども得ずと。(二)言訖つて涙下る。臣も亦覺えず涕を流しぬ。又至る所の城邑、多く流民有り。官吏皆云ふ、夏麥既に熟するを以て、積欠を擧催す、故に流民敢て郷に歸らずと。(四)臣之を聞く、孔子曰く、(五)苛政は虎よりも猛なりと。昔は常に其言を信ぜざりしが、今を以て之を觀れば、殆んど甚(六)しき者有り。水旱の人を殺すこと虎より百倍にして、而して人の催欠を畏るゝは、乃ち水旱より甚し。臣竊に之を度るに、毎州の催欠、吏卒五百人に下らじ。天下を以て之を言はゞ、是れ常に二十餘萬の虎狼有つて、散じて民間に在るなり、百姓何に由つてか生を安んぜん、朝廷の仁政何に由つてか成(七)を得ん。臣任に到つてより以來、日に本州の積欠を檢察するを以て事と爲す。(八)内に已に除放に條貫して、官吏肯て擧行せざる者有り。臣卽ち本州に指揮して、(九)一面は除放し去り訖りぬ。其の理に於て放に合つて、條に於て未だ明文有らざる者は、卽ち

曉官吏。孰敢違者。所三以逐縣例皆抱二欠兩稅一。較二其所レ欠。與二依レ實檢放一無レ異。於レ官了無レ所レ益。而民有二追擾鞭撻之苦一。近者詔旨。凡積欠皆分爲二十科一催納。通計五年而足。聖恩隆厚。何以加レ此。而有司以謂有レ旨倚閣者。方得レ依二十科指揮一。餘皆併催。縱使盡依二十科一。吏卒乞覓。必不レ肯分レ科少取一。人戶既未二納足一。則追擾常在。縱分二百科一。與二一科一同。臣頃知二杭州一。又知二潁州一。今知二揚州一。親見二兩浙京西淮南三路之民一。皆爲二積欠所一レ壓。日就二窮蹙一。死亡過レ半。而欠籍不レ除。以至下斷二欠兩稅一。走陷中課利上。農末皆病。公私並困。以レ此推レ之。天下大率皆然矣。

死亡半に過ぎて、欠籍除かず、以て兩稅を斷欠し、走つて課利に陷るに至る。(一四)農末皆病み、(一五)公私並に困しむ。此を以て之を推すに、天下大率皆然らん。

(一)現金　(二)掛の賣買　(三)掛賣　(四)店　(五)通例決して稅を免除せず　(六)表面のみにて實際は十分に免除せず　(七)暗に曉す　(八)いづれの縣にても　(九)夏秋の兩稅に延納を生ず　(一〇)實際を調査して免稅するに同じ　(一一)十分して毎年二期に其一分づゝを納附せしむ　(一二)その儘に差置く　(一三)乞ひ求め強請す　(一四)「課利に失陷す」の誤か　(一五)農商、農は本にして商は末なり故に曰ふ

臣自レ潁移レ揚。舟過二濠壽楚泗等州一。所レ至麻麥如レ雲。臣

臣潁より揚に移るに、舟濠壽楚泗等の州を過ぎしが、至る所麻麥雲の如かりき。臣毎に吏卒を屏去し、親ら村落に入つて、父老を訪問するに、皆憂色有りて云ふ、豐年は凶年に如かず、天災の流行は、民、食に乏しと雖も、(一)衣を縮し口を

年索㆗今年所㆖賒。然後計算得ㇾ行。彼此通濟。今富戶先已殘破。中民又有㆓積欠㆒。誰敢賒㆓賣物貨㆒。則商賈自然不ㇾ行。此酒稅課利所㆓以日虧㆒。城市房廊所㆓以日空㆒也。諸路連年水旱。上下共知。而轉運司窘ㇾ於㆓財用㆒。例不㆓肯放㆒ㇾ稅。縱放亦不ㇾ盡ㇾ實。雖ㇾ無㆓明文指揮㆒。而以㆓喜怒㆒風㆓

則ち商賈自然に行はれず。此れ酒稅課利の日に虧くる所以、城市房廊(四)の日に空しき所以也。諸路連年水旱す、上下共に知れり。而して轉運司は財用に窘み、(五)例肯て稅を放たず、縱ひ放つも亦實(六)を盡さず。明文の指揮無しと雖も、而も喜怒を以て官吏を風曉(七)す、孰か敢て違ふ者あらん。(八)逐縣の例皆兩稅(九)を拖欠する所以。其の欠く所を較ぶれば、實に依つて檢放すると異なる無し。官に於て了に益する所無くして、民に追擾鞭撻(一〇)の苦有り。近者詔旨、凡そ積欠は皆分つて十(一三)科と爲して催納す。通計五年にして足る。聖恩の隆厚、何を以てか此れに加へん。而も有司以謂らく、皆有つて倚閣(一一)する者、方に十科の指揮に依るを得、餘は皆併催す。縱使ひ盡く十科に依るも、吏卒乞覓(一二)、必ず肯て科を分つて少取せず。人戶既に未だ納足せず、則ち追擾常に在り、縱ひ百科を分つとも、一科と同じからん。臣頃ろ杭州に知たり。又潁州に知たり、今は揚州に知たり。親しく兩浙、京西、淮南三路の民を見るに、皆積欠の壓する所と爲り、日に窮蹙に就き、

欣欣然。日有レ所レ得。若一旦除放。則此等皆寂寥無レ獲矣。自レ非二有力之家。納レ賂請一レ賕。誰肯擧二行恩貸一。而積欠之人。皆鄰二於寒餓一。何賂之有。其閒貧困掃レ地。無下可二竄食一者上。則縣胥教令。通指二平人一。或云三吏私擅買。抵二當物業一。或雖レ非二吏私一而云二買不一レ當レ價。似レ此之類。蔓延追擾。自レ甲及レ乙。自レ乙及レ丙。無レ有二窮已一。每レ限皆空身到レ官。或三五限。得二一二百錢一。謂二之破限一。官之所レ得至微。而胥徒所レ取蓋無二虛日一。俗謂二此等一爲二縣胥食邑戶一。嗟乎聖人在レ上。使下民不レ得レ爲二陛下赤子一。而皆爲中姦吏食邑戶上。此何道也。

の取る所蓋し虛日無し。俗に此等を謂つて、縣胥(一五)の食邑戶と爲す。嗟乎聖人上に在り、民をして陛下の赤子と爲るを得ずして、皆姦吏の食邑戶たらしむるは、此れ何の道ぞや。

(一) 負債を免除すること　(二) 即位　(三) 郊外にて天を祭るときの大赦令　(四) 文を曲げて巧に詆る　(五) 放免に該當する者をも放免する能はざらしむ　(六) 小役人　(七) 除免す　(八) 財を賂うて法を曲ぐるやうに頼み込むこと　(九) 縣吏指圖す　(一〇) 私に官令に背いて物を買ひ他人の產業を抵當とす　(一一) 不當價格　(一二) 窮極する處なし　(一三) 期限每に空手にて官に到る　(一四) 三回目か五回目　(一五) 縣の小吏の領地

商賈販賣。例無二現錢一。若用二現錢一。則無二利息一。須下今年索二去年所一レ賣。明

商賈の販賣は、例(一)現錢無し。若し現錢を用ふれば、則ち利息無し。今年は去年の賣る所を索め、明年は今年の賖(二)る所を索むべし。然して後に計算行を得て、彼此通濟せん。今富戶先づ已に殘破し、中民又積欠有り、誰か敢て物貨を賖賣(三)せん。

以來。每以レ施ニ舍已責一爲二先務一。登極赦令。每次郊赦。以隨レ事指揮。皆從二寬厚一。凡今所レ催欠負。十有二六七一。皆聖恩所レ貸矣。而官吏刻薄。與二聖意一異。舞レ文巧詆。使レ不レ該放。監司以レ催レ欠爲二職業一。守令上爲二監司之所一レ迫。下爲二胥吏之所一レ使。大率縣有レ監。催二千百家一。則縣中胥徒擧

赦、或は事に隨つて指揮し、皆寬厚に從ふ。凡そ今の催する所の欠負は、十に六七有り、皆聖恩の貸する所たり。而して官吏刻薄、聖意と異なり、(四)文を舞はして巧みに詆り、(五)該放せざらしめ、監司は欠を催するを以て職業と爲し、守令は上は監司の迫る所と爲り、下は胥吏の使ふ所と爲る。大率縣に監有り、千百家を催すれば、則ち縣中の胥徒、擧(六)欣欣然として日に得る所有り。若し一旦(七)除放せば、則ち此れ等皆寂寥として獲ること無けん。有力の家、(八)賂を納れ賕を請ふに非るよりは、誰か肯て恩貸を擧行せん。而も積欠の人は、皆寒餓に鄰す、何の賂か之れ有らん。其閒貧困地を掃ひ、蠶食すべき者無ければ、則ち(九)縣胥教令し、通じて平人を指し、或は(一〇)衷私擅に買つて物業を抵當すと云ひ、或は衷私に非ずと雖も而も買ふと(一一)價に當らずと云ふ。此れに似たるの類、蔓延追擾して、甲より乙に及び、乙より丙に及び、(一二)窮已すると有る無し。(一三)限每に皆空身官に到る、或は(一四)三五限に一二百錢を得る、之れを破限と謂ふ。官の得る所至微にして、胥徒

吏卒。文符日至二其門一。鞭笞日加二其身一。雖レ有二白圭猗頓一。亦化爲二蓽門圭竇一矣。自二祖宗一已來。每レ有二赦令一。必曰凡欠二官物一。無二侵欺盜用一。及雖レ有二侵盜一而本家及伍保人無二家業一者。竝與除放。祖宗非レ不レ知二官物失陷。姦民幸免之弊。特以丁民既乏竭。無二以爲レ生。雖レ加二鞭撻一。終無レ所レ得。緩レ之則爲三姦吏之所二蠶食一。急レ之則爲丙盜賊之所乙憑藉甲。故擧而放レ之。則天下悅服。雖レ有二水旱盜賊一。民不レ思レ亂。此爲下捐二虛名一而收中實利上也。

業無きとは、竝に與に除放せよと(八)。祖宗官物の失陷、姦民幸に免るゝの弊を知らざるに非ず。特に民既に乏竭し、以て生を爲す無く、鞭撻を加ふと雖も、終に得る所無く、之を緩にすれば則ち姦吏の蠶食する所と爲り、之を急にすれば則ち盜賊の憑藉(九)する所と爲るを以て、故に擧げて之を放つときは、則ち天下悅服す。水旱盜賊ありと雖も、民亂を思はず。此を虛名を捐てゝ、實利を收むと爲す也。

(一)比類すべき家なし　(二)民間の物品を買上げ、又抵當として官の物品と交換する法　(三)發運農田水利均輸等を掌る官　(四)徵税の命書　(五)古の富豪なり、史記貨殖傳參照　(六)貧家をいふ、蓽門は荊竹を編みて作れる門、圭竇は門側のくゞり戸　(七)組合員　(八)免除す　(九)依據す、それに依りて惡事を爲す

自二二聖臨御一

二聖臨御より以來、每に已責(一)を施舍するを以て先務と爲す。登極(二)赦令、每次の郊(三)

年於レ茲。仁孝慈儉。可レ謂レ至矣。而帑廩日益困。農民日益貧。商賈不レ行。水旱相繼。以二上聖之資一。而無二善人之效一。臣竊痛レ之。所レ至訪二問耆老有識之士一。陰求二其所以一。皆曰。方今民荷二寬政一。無二它疾苦一。但爲二積欠所一レ壓。如下負二千鈞一而行上。免レ於二僵仆一則幸矣。何暇三擧レ首奮レ臂。以營二求於一飽之外一哉。

苦無し。但積欠(五)の壓する所と爲り、千鈞を負うて行くが如し。僵仆を免れば則ち幸なり、何ぞ首を擧げ臂を奮ひて、以て一飽の外を營求する(六)に暇あらんやと。

(一)論語子路篇に出づ　(二)軍事に使ふべし　(三)哲宗と太后高氏と　(四)財貨と米倉と　(五)年貢未進の積りしもの　(六)腹を滿たすに汲々として毫も餘裕なきを謂ふ

今大姓富家。昔日號爲レ無二比戸一者。皆爲二市易所一レ破。十無二一二一矣。其餘自二小民一已上。大率皆有二積欠一。監司督二守令一。守令督二

今大姓富家、昔日號して比戸(一)無しと爲す者、皆市易(二)の破る所と爲り、十に一二も無し。其の餘小民より已上、大率皆積欠有り。監司(三)は守令を督し、守令は吏卒を督し、文符日に其門に至り、鞭笞日に其身に加はる。白圭猗頓(五)有りと雖も、亦化して華門圭竇(六)と爲らんのみ。祖宗より已來、赦令有る毎に、必ず曰く凡そ官物を欠する、侵欺盜用する無きと、及び侵盜有りと雖も、而も本家及伍保人(七)の家

遠。末學支離。譬如二山海之崇深一。難下以二一二而推擇上。如二贄之論一。開レ卷了然。聚二古今之精英一。實治亂之龜鑑。臣等欲下取二其奏議一。稍加二校正一。繕寫進呈上。願陛下置二之坐隅一。如レ見二贄面一。反覆熟讀。如三與レ贄言一。必能發二聖性之高明一。成三治功於二歲月一。臣等不レ勝二區區之意一。取二進止一。

易、詩、書、禮記、春秋、樂記を六經とし史記、前漢書、後漢書を三史とす (七) 百家の末學は意味滅裂にして捕捉し難し (八) 高きと深きと (九) 明了の貌

積欠を論ずる狀

臣聞レ之孔子曰。善人教レ民七年。亦可二以即レ戎矣。夫民既富而教。然後可二以即レ戎。古之所レ謂善人者。其不レ及二聖人一遠甚。今二聖臨御。八二

臣之を聞く、孔子曰く、(一)善人民を教ふること七年、亦以て戎に即くべしと。夫れ民既に富みて教ふ、然して後に以て戎に即くべし。古の(二)所謂善人は、其の聖人に及ばざる遠きこと甚だし。今(三)二聖臨御、茲に八年、仁孝慈儉、至れりと謂ふべし。而も(四)帑廩日に益〻困み、農民日に益〻貧しく、高賈行はれず、水旱相繼ぐ。上聖の資を以て、而して善人の效無し、臣竊に之を痛む。至る所耆老有識の士を訪問し、陰に其所以を求むるに、皆曰く、方今民寛政を荷ひ、宅の疾

臣等每レ退レ自二西閣一。卽私相告言。以二陛下聖明一。必善二贄議論一。但使三聖賢之相契。卽如二臣主之同レ時。昔馮唐論二頗牧之賢一。則漢文爲レ之太息。魏相條二晁董之對一。則孝宣以致二中興一。若陛下能自得レ師。則莫レ如三近取二之贄一。夫六經三史。諸子百家。非レ無レ可レ觀。皆足レ爲レ治。但聖言幽

臣等西閣より退く每に、卽ち私に相告げて言ふ、陛下の聖明を以てせば、必ず贄の議論を善とせん。但聖賢(一)の相契する、卽ち臣主の時を同じうするが如くならしめん。昔は憑唐(二)、頗牧(三)の賢を論ずれば、則ち漢文之が爲に太息し、魏相(四)、晁董(五)の對を條すれば、則ち孝宣以て中興を致せり。若し陛下能く自ら師を得んは、則ち近く之を贄に取るに如くは莫からん。夫れ六經三史諸子百家は、觀るべき無きに非ず、皆治を爲すに足る。但聖言は幽遠(六)、末學(七)は支離、譬へば山海(八)の崇深の如く、一二を以て推擇し難し。贄の論の如きは、卷を開けば了然(九)、古今の精英を聚む。實に治亂の龜鑑たり。臣等其奏議を取つて、稍校正を加へ、繕寫して進呈せんと欲す。願くは陛下之を坐隅に置き、贄が面を見るが如くし、反覆熟讀すること、贄と言ふが如くせば、必ず能く聖性の高明を發し、治功を歲月に成さん。臣等區區の意に勝へず。進止を取る。

(一) 聖主哲宗と賢臣陸贄と　(二) 前漢文帝時代の人　(三) 廉頗李牧　(四) 漢の宣帝時代の人　(五) 晁錯・董仲舒　(六)

經三效於二世間一。不二必皆從一レ於二己出一。伏見唐宰相陸贄。才本王佐。學爲二帝師一。論深切レ於二事情一。言不レ離レ於二道德一。智如二子房一而文則過。辨如二賈誼一而術不レ疏。上以格二君心之非一。下以通二天下之志一。但其不幸。仕不レ遇レ時。德宗以二苛刻一爲レ能。而贄諫以二忠厚一。德宗以二猜忌一爲レ術。而贄勸以レ推レ誠。德宗好レ用レ兵。而贄以レ消レ兵爲レ先。德宗吝レ用レ財。而贄以レ散レ財爲レ急。至レ於下用レ人聽レ言之法。治レ邊馭レ將之方。罪レ己以收二人心一。改レ過以應二天道一。去二小人一。以除二民患一。惜二名器一以待中有功上。如レ此之流。未レ易二悉數一。可レ謂下進二苦レ口之藥石一。鍼中害レ身之膏肓上。使三德宗盡用二其言一。則貞觀可二得而復一。

術と爲せるに、而も贄は勸むるに誠を推すを以てし、德宗は兵を用ふるを好めるに、而も贄は兵を消するを以て先と爲し、德宗は財を用ふるを吝めるに、贄は財を散ずるを以て急と爲せり。人を用ひ言を聽くの法、邊を治め將を馭するの方、己を罪して以て人心を收め、過を改めて以て天道に應じ、小人を去つて以て民患を除き、名器(一〇)を惜んで以て有功を待つに至るまで、此の如きの流、未だ悉く數へ易からず。口に苦きの(一一)藥石を進め、身を害するの膏肓(一二)に鍼すと謂ふべし。德宗をして盡く其言を用ひしめば、則ち貞觀(一三)得て復すべかりしなり。

(一) 學力なく世事に疎し　(二) 天の許せる德　(三) 藥方　(四) 效驗　(五) 及ばざらん　(六) 唐の德宗の名臣　(七) 張良字は子房　(八) 手段精密なり　(九) 疑ひ深きを　(一〇) 爵位車服　(一一) 「良藥は口に苦し」の語による　(一二) 心下を膏とし心上鬲下を肓とす疾の重く深きを謂ふ　(一三) 唐太宗の年號

臣等猥以二空疎一。備二員講讀一。聖明天縱。學問日新。臣等才有レ限而道無レ窮。心欲レ言而口不レ逮。以此自愧。莫レ知所レ爲。竊謂人臣之納レ忠。譬如二醫者之用一レ藥。藥雖レ進二於醫手一。方多傳二於古人一。若已

巻之十九

陸贄が奏議を校正し進御を乞ふ劄子

臣等猥に空疎（一）を以て、員に講讀に備る。聖明天縱にして、學問日に新なり。臣等才限有りて道窮無く、心言はんと欲して口逮ばず（二）。此を以て自ら愧ぢ、爲す所を知る莫し。竊に謂ふに、人臣の忠を納るゝは、譬へば醫者の藥（三）を用ふるが如し。藥は醫手より進むと雖も、方は多く古人より傳ふ。若し已に世間に經效（四）あらば、必ずしも皆己より出づるに從（五）はざらん。伏して見るに唐の宰相陸贄（六）は、才本王佐、學帝師たり。論深く事情に切に、言道德を離れず。智子房（七）の如くにして文は則ち過ぎ、辨は賈誼の如くにして術（八）も疎ならず。上は以て君心の非を格し、下は以て天下の志を通ず。但其れ不幸にして仕ふるに時に遇はず、德宗は苛刻を以て能と爲せるに、而も贄は諫むるに忠厚を以てし、德宗は猜忌（九）を以て

慶。屈指數日以望惟新之化。而馮紞之徒。更相告曰。賈公遠放。吾等失勢矣。於是相與獻謀而充復留。則晉氏之亂。成於此矣。自古惟小人爲難去。何則。去一人而其黨破壞。是以爲之計謀遊說者衆也。今天下賢者。亦將以此觀陛下爲進退之決。或再失望。則知幾之士。相率而逝矣。豈皆如臣等輩。偷安懷祿而不忍去哉。猖狂不遜。忤陛下多矣。不敢復望寬恩。俯伏引領以待誅殛。

吏。不ニ亦難一乎。故臣以爲既行ニ青苗錢一。則不レ當レ禁ニ抑配一。其勢然也。人皆謂陛下聖明神武。必能徙レ義修レ慝。以致ニ太平一。而今日之事。乃有ニ文レ過遂レ非之風一。此臣所ニ以憤懣太息而不一レ能レ已也。昔賈充用レ事。天下憂恐。而庾純任愷。戮レ力排レ之。及三充出鎮ニ秦涼一。忠臣義士。莫レ不ニ相

及び、忠臣義士、相慶せざるは莫く、指を屈し日を數へて、以て惟新の化を望みぬ。而して(八)馮紞の徒更に相告げて曰く、賈公遠く放たれば、吾等勢を失はんと。是に於て相與に謀を獻じて充復留り、則ち晉(九)氏の亂、此に成りぬ。古より惟小人を去り難しと爲す。何となれば則ち一人を去れば其黨破壞す、是を以て之れが計謀遊說を爲す者衆ければ也。今天下の賢者、亦將に此を以て陛下を觀、進退の決を爲さんとす。或は再び望を失はゞ、則ち幾(一〇)を知るの士、相率ゐて逝(一一)かん。豈皆臣等が輩の如く、安を偸み祿を懷うて、去るに忍びざるものならんや。猖狂(一二)不遜、陛下に忤ふこと多し。敢て復寛恩を望まず、俯伏頷(一三)を引いて、以て誅殛を待つのみ。

(一) 禁じ得ざるのみならず、禁ずるのはよろしからずと也 (二) 取立がたし (三) 損失 (四) 正義に從ひ邪念を匡す (五) 憤然長太息す (六) 晉武帝の時司空たり (七) 當時の名臣 (八) 賈充の親友 (九) 晉國 (一〇) 事のきざし (一一) 逃遁す (一二) 狂暴にして不謙遜 (一三) 首をのべて嚴刑を待つ

崩乎。去年諸軍之始併也。左右之人。皆以士心樂併告陛下。近者放停軍人李興。告虎翼吏率錢行賂以求不併。則士卒不樂可知矣。夫諂諛之人。苟務合意。不憚欺罔者。類皆如此。故凡言百姓樂請青苗錢。樂出助役錢者。皆不可信。

陛下以爲青苗抑配果可禁乎。不惟不可禁。迺不當禁也。何以言之。若此錢放而不收。則州縣官吏不免責罰。若此錢果不抑配。則願請之戶。後必難收索。前有抑配之禁。後有失陷之罰。爲陛下官

陛下以て青苗抑配果して禁ずべしと爲すか。惟（一）に禁ずべからざるのみならず、迺ち當に禁ずべからざる也。何を以てか之れを言ふ。若し此錢放つて收めずば、則ち州縣の官吏責罰を免れじ。若し此れ錢果して抑配せずば、則ち願請の戶、後必ず收索し難からん。前に抑配の禁有り、後に（三）失陷の罰有り。陛下の官吏と爲るも、（二）亦難からずや。故に臣以爲らく、既に青苗錢を行はゞ、則ち當に抑配を禁ずべからずと。其勢然れば也。人皆謂ふ陛下聖明神武、必ず能く（四）義に徙り愿を修めて、以て太平を致さんと。而るに今日の事、乃ち過を文り非を遂ぐるの風有り。此れ臣が（五）憤懣太息して已む能はざる所以也。昔は（六）賈充事を用ひて、天下憂恐す。而して（七）庾純任愷力を戮せて之を排し、充が出でゝ秦涼に鎮たるに

而諸生皆抱二其業一以歸二勝廣一。相與出レ力而亡レ秦者。豈有レ他哉。亦徒以三失レ業而無二レ歸也。故臣願陛下勿三復言二此一。民憂而軍怨。吏解レ體而士失レ望。禍亂之原。有二大レ於此者一乎。今未レ見也。一旦有レ急。則致レ命之士必寡矣。方二是之時一。不レ知希合苟容之徒。能爲二陛下一收二版蕩一。止二土

て秦を亡しゝ者、豈他有らんや。亦徒に業を失つて歸する無きを以て也。故に臣願くは陛下復此れを言ふこと勿れ。民憂へて軍怨み、吏體を解いて士望を失ふは、禍亂の原、此れより大なる者有らんや。今未だ見れざるも、一旦急有らば、則ち命を致すの士必ず寡からん。是の時に方つて、知らず(三)希合苟容の徒、能く陛下の爲に(四)版蕩を收めて、(五)土崩を止めんや。去年諸軍の始めて併するや、左右の人、皆士心併を樂むを以て陛下に告げき。近者(六)放停軍人李興、(七)虎翼の吏が錢を率ゐる賂を行うて、以て併せざるを求むと告ぐ。則ち士卒の樂まざること知るべし。夫れ諂諛の人は、苟も意に合ふを務めて、(八)欺罔を憚らざる者、類ね皆此の如し。故に凡そ百姓の青苗錢を請ふを樂んで、助役錢を出すを樂むと言ふ者も、皆信ずべからず。

(一) 秦天下を統一して書生が書册を挾藏するを禁じぬ　(二) 秦に叛せし陳勝吳廣　(三) 合を希ひ容れられんことを求むる人々　(四) 國亂を謂ふ、詩大雅版蕩篇參照　(五) 土山の崩るゝが如き勢　(六) 除隊の兵士　(七) 虎翼軍の吏錢を集めて非併合を求む　(八) あざむき誣ふ

若流放。年近五十。人人懷憂。而軍始怨矣。内則不取謀於元臣侍從。而專用新進小生。外則不責成於守令監司。而專用青苗使者。多置閑局以擯老成。而吏始解體矣。陛下臨軒選士。天下謂之龍飛榜。而進士一人。首削舊恩。示不復用。所削者一人而已。然士莫不悵恨者。以陛下有厭薄其徒之意也。今用事者。又欲漸消進士。純取明經。雖未有成法。而小人招權。自以爲功。更相扇搖以謂必行。而士始失望矣。今進士半天下。自二十以上。使不能誦記注義。爲明經之學。若法令一更。則士各懷廢棄之憂。而人才短長。終不在此。

て功と爲し、更に相扇搖して以て必ず行はんと謂ふ。而して士始めて望を失ふ。今進士天下に半せり、(一二)二十より以上は、注義を誦記して明經の學を爲す能はざらしむ。(一三)若し法令一たび更らば、則ち士は各〻廢棄の憂を懷いて、而して人才の短長は、終に此に在らざらん。

(一)一新法を行ふによりて斯の四者を犯す (二)扶持高を減損す (三)役を降し流配す (四)淮甸の近地に遷して流放されたる如くす (五)大臣侍從等 (六)閑暇なる役所 (七)斥逐す (八)怠惰す (九)帝出御して進士を試みること即ち殿試也 (一〇)除名せらる (一一)煽動なり當時王安石進士を廢せんと欲せり (一二)經書の注義を誦記して明經の學に變ずることは不可能也。「使」一に「便」に作る、スナハチ也

昔秦禁挾書。

昔は秦挾書を禁じて、(一)諸生皆其業を抱いて以て勝廣に歸し、(二)相與に力を出し

所レ寄者。四人而已。一曰民。二曰軍。三曰吏。四曰士。此四人者。一失二其心一。足二以生一レ變。今陛下一舉而兼犯レ之。青苗助役之法成。則農不レ安。均輸之令出。則商賈不レ行。而民始憂矣。併二省諸軍一。迫二逐老病一。至レ使下戍兵之妻。與二士卒一雜中處其間上。貶二殺軍分一。有レ同二降配一。遷二徙淮甸一。僅

四に曰く士。此の四人の者、一も其心を失はゞ、以て變を生ずるに足る。今陛下（一）一擧して兼ねて之れを犯す。青苗助役の法成れば、則ち農安からず、均輸の令出づれば、則ち商賈行はれず、而して民始めて憂ふ。諸軍を併省し、老病を迫逐して、戍兵の妻をして、士卒と其の間に雜處せしめ、（二）軍分を貶殺して、（三）降配に同ずること有り、（四）淮甸に遷徙して、僅に流放の若くし、年五十に近うして、人人憂を懷くに至つて、而して軍始めて怨む。內は則ち謀を（五）元臣侍從に取らずして、專ら新進小生を用ひ、外は則ち成を守令監司に責めずして、專ら青苗使者を用ひ、多く（六）閑局を置いて以て老成を擯す。（七）而して吏始めて（八）體を解く。陛下（九）軒に臨み士を選む、天下之を龍飛榜と謂ふ。而も進士一人、首に（一〇）舊恩を削り、復用ひざるを示す。削る所の者は一人のみ、然れども士悵恨せざる者莫し。陛下が其徒を厭薄するの意有るを以て也。今事を用ふる者、又漸く進士を消し、純ら明經を取らんと欲す。未だ成法有らずと雖も、而も小人權を招きて、自ら以

量抑配而已。比之未悟。所較幾何。此孟子所謂知兄臂之不可紾。而姑勸以徐。知鄰雞之不可攘。而月取其一。帝王改過。豈如是哉。臣又聞。陛下以爲。此法且可試之三路。臣以爲。此法譬之醫者之用毒藥。以人之死生。而試其未效之方。三路之民。豈非陛下赤子。而可試以毒藥乎。今日之政。小用則小敗。大用則大敗。若力行而不已。則亂亡隨之。臣非敢過爲危論以聳動陛下也。

と。臣以爲らく、此法は之を醫者の毒藥を用ふるに譬ふ。人の死生を以て(一一)、其の未だ效あらざるの方を試む。三路の民、豈陛下の赤子に非ずして、試むるに毒藥を以てすべきか。今日の政、小用すれば則ち小敗し、大用すれば則ち大敗す。若し力行して已まずんば、則ち亂亡之に隨はん。臣敢て過つて危論(一二)を爲して、以て陛下を聳動するに非ざる也。

(一) よろこび言ふ (二) 大なる下賜 (三) 天子の御言葉、詔命 (四) 背き辭める事 (五) 前文に所謂四十餘の提擧官 (六) 無理貸を吟味斟酌す (七) 其利する所幾何もなしと也 (八) 捩るは不良なり徐々に捩れと云ふが若し (九) 日に一雞を誤間化し取るは不良なり月に一雞を取れと謂ふなり (一〇) 河北、京東、淮南 (一一) 人命をかけ物とするなり (一二) きびしくはげしき言論

自古存亡之

古より存亡の寄る所の者、四人のみ。一に曰く民、二に曰く軍、三に曰く吏、

侍從。雖然爭言ニ其不便一。以至ニ臺諫二三人一。本其所ニ與締交唱和表裏一之人也。然卒不レ免下一ニ言其非一者上。豈非ニ物議沸騰。事勢迫切。而不レ可レ止歟。自レ非ニ見レ利忘レ義。怙レ之不レ疑者一。孰肯終始膠固。不ニ自湔洗一。如下吳師孟乞レ免ニ提擧一。胡宗愈不上レ願ニ檢詳一。如レ逃ニ垢穢一。惟恐レ不レ脫。人情畏惡。一至レ於此。

馬光等 (五) 王安石の (六) 切迫して棄て置きがたし (七) 不義不名譽に恬然たらざる以上 (八) こばりつきて居て (九) 身を洗ひすゝがざる如き事あらんや (一〇) 新法施行の一長官 (一一) 官名

近者中外讙言。陛下已有ニ悔悟意一。道路相慶。如レ蒙ニ大賚一。實望下陛下於ニ旬日之閒一。渙ニ發德音一。洗ニ蕩乖僻一。追ニ還使者一。而罷中條例司上。今者側聽ニ所レ爲。蓋不レ過レ使三監司體ニ

近者中外(一)讙言す、陛下已に悔悟の意有りと。道路相慶すること、(二)大賚を蒙るが如し。實に陛下旬日の閒に於て、(三)德音を渙發し、(四)乖僻を洗蕩し、(五)使者を追還して條例司を罷めんことを望む。今は側に爲す所を聽くに、蓋し監司をして(六)抑配を體量せしむるに過ぎざるのみと。之を未だ悟らざるに比するに、(七)較する所幾何ぞや。此れ孟子の所謂、兄の臂の(八)紾らすべからざるを知つて、姑らく勸むるに徐を以てし、(九)鄰雞の攘むべからざるを知つて、月に其一を取るなり。帝王の改過、豈是の如くならんや。臣又聞く、陛下以爲らく、此法且つ之を(一〇)三路に試むべし

道罔不興。與亂同事。罔不亡。陛下自去歲以來。所行新法。皆不與治同道。立條例司。遣青苗使。斂助役錢。行均輸法。四海騷動。行路怨咨。自宰相以下。皆知其非。而不敢爭。臣愚憃不識忌諱。迺者上疏論之詳矣。而學識淺陋。不足以感動聖明。近者故相舊臣。藩鎮

亡びざること罔しと。陛下去歲より以來行ふ所の新法は、皆治と道を同じうせず。條例司を立て丶青苗使を遣し、助役錢を斂め、均輸法を行ひて、四海騷動し、行路怨咨す。宰相より以下、皆其非を知るも、而も敢て爭はず。臣愚憃(二)にして忌諱するを識らず、迺者上疏して之を論ずること詳なりき。而も學識淺陋、以て聖明(三)を感動するに足らず。近者(四)故相舊臣、藩鎮侍從、雜然として爭つて其不便を言ふ。以て臺諫二三人に至つては、本(五)其の與に締交唱和表裏する所の人なり。然も卒に其非を一言するを免れざる者は、豈物議沸騰、事勢迫切(六)して、止むべからざるに非ざらんや。利を見て義を忘れ、之(七)に居て疑はざる者に非るよりは、孰か肯て終始膠固(八)して、自ら湔洗(九)せざらんや。吳師孟(一〇)が提擧を免れんと乞ひ、胡宗愈(一一)が檢詳を願はざるが如く、垢穢を逃るゝが如く、惟脫れざらんことを恐る。人情畏惡、一に此れに至れり。

(一) 書經太甲篇の文治は古の善治の物を指す (二) 愚昧鈍痴 (三) 天子を指す (四) 呂晦・范純仁・富弼・韓琦・司

誓。孔子錄ㇾ之。自ㇾ古聰明豪傑之主。如二漢高帝唐太宗一。皆以三受ㇾ諫如ㇾ流。改ㇾ過不ㇾ憚。號爲二秦漢以來百王之冠一也。孔子曰。君子之過。如二日月食一焉。過也。人皆見ㇾ之。更也。人皆仰ㇾ之。聖賢擧動。明白正直。不ㇾ當ㇾ如ㇾ是邪。所ㇾ用之人。有ㇾ邪有ㇾ正。所ㇾ作之事。有ㇾ是有ㇾ非。是非邪正。兩言而定。正則用ㇾ之。邪則去ㇾ之。是則行ㇾ之。非則改ㇾ之。此理甚明。猶二饑之必食。渴之必飲一。豈有下別生二義理一曲加二粉飾一。而能欺中天下上哉。

の過は、日月の食の如し、過つや人皆之を見、更むるや人皆之を仰ぐと。聖賢の擧動は、明白正直、(七)當に是の如くなるべからざらんや。用ふる所の人、邪有り正有り。作す所の事、是有り非有り。是非邪正、兩言にして(八)定まる。正なれば則ち之を用ひ、邪なれば則ち之を去る。是なれば則ち之を行ひ、非なれば則ち之を改む。此の理甚だ明かにして、猶ほ饑の必ず食し、渇の必ず飲するがごとし、豈別に義理を生じ、曲げて粉飾(九)を加へて、而して能く天下を欺くこと有らんや。

㈠ 尚書大禹謨に見ゆ ㈡ 疑念を挾まざるべし ㈢ 湯の左相なり尚書仲虺之誥に出づ ㈣ 人の善を己の善とす ㈤ 尚書泰誓の篇に出づ、事實は左傳を參照すべし ㈥ 論語參照 ㈦ 日月蝕 ㈧ 是か非かの公言 ㈨ つくろひ飾る

書曰。與ㇾ治同ㇾ

書に曰く、治(二)と道を同じうすれば、興らざること罔く、亂と事を同じうすれば、

臣之狂愚。非ニ獨今日一。陛下容レ之久矣。豈有下容ニ之於レ始而不レ赦ニ之於レ終。恃レ此而言。所ニ以不レ懼。臣之所レ懼者。讒刺既衆。怨仇實多。必將下詆レ臣以ニ深文一。中レ臣以ニ危法一。使中陛下雖レ欲レ赦レ臣而不レ得。豈不レ殆哉。死亡不レ辭。但恐ニ天下以レ臣爲レ戒無ニ復言者一。是以思レ之經レ月。夜以繼レ日。書成復毀。至レ於ニ再三一。感ニ陛下聽ニ其一言一。懷不レ能レ已。卒進ニ其說一。惟陛下憐ニ其愚忠一而卒赦レ之。不レ勝ニ俯伏待レ罪。憂恐之至一。

(一) 逐ひ出されんことは覺悟の上なり (二) 招き迎へて問に對へしむ (三) 生れながらにして之を知るの智 (四) うなづく (五) 求治太速、進人太鋭、聽言太廣の三事をいふ (六) 深刻なる法文 (七) 險危苛酷の法 (八) 破りて禍を代ふるなり

再び皇帝に上る書

臣聞レ之。益戒レ於レ禹曰。任レ賢勿レ貳。去レ邪勿レ疑。仲虺言ニ湯之德一曰。用レ人惟己。改レ過不レ吝。秦穆喪ニ師於レ崤。悔痛自

臣之を聞く、益(一)、禹を戒めて曰く、賢に任じて貳なる(二)勿れ、邪を去つて疑ふ勿れと。仲虺(三)湯の德を言つて曰く、人を用ふること惟己にし(四)、過を改むること吝ならずと。秦穆は師を崤に喪ひ、悔痛自ら誓ふ。孔子之を錄せり。古より聰明豪傑の主、漢の高帝(五)唐の太宗の如きは、皆諫を受くること流るゝが如く、過を改めて憚らざるを以て、號して秦漢以來百王の冠と爲せり。孔子曰く、君子(六)

全。而陛下獨然二其言一。曲賜二召對一。從容久レ之。至下謂レ臣曰中。方今政令得失安在。雖二朕過失一。指陳可也上。臣即對曰。陛下生知之性。天縱文武。不レ患レ不レ明。不レ患レ不レ勤。不レ患レ不レ斷。但患二求レ治太速。進レ人太銳。聽レ言太廣一。又俾下具述中所二以一然之狀上。陛下頷レ之曰。卿所レ獻三言。朕當レ熟二思之一。

縱の文武、明ならざるを患へず、勤めざるを患へず、斷ならざるを患へず。但治を求むる太だ速に、人を進むる太だ銳く、言を聽く太だ廣きを患ふと。又具に然る所以の狀を述べしむ。陛下之を頷(四)して曰く、卿が獻ずる所の三言(五)は、朕當に之を熟思すべしと。臣の狂愚は、獨り今日のみに非ず、陛下之を容るゝこと久し。豈之を始に容れて、之を終に赦さゞること有らんやと。此を恃んで言ふ、懼れざる所以なり。臣の懼るゝ所の者は、譏刺既に衆く、怨仇實に多し。必ず將に臣を誣るに深文を以てし、臣に中つるに危法(七)を以てし、陛下をして臣を赦さんと欲すと雖(六)も得ざらしめんとするなり。豈殆からずや。死亡は辭せず、但天下臣を以て戒と爲し、復言ふ者無からんことを恐る。是を以て之を思うて月を經、夜以て日に繼ぎ、書成つては復毀(八)つこと、再三に至りぬ。陛下が其一言を聽くに感じて、懷うて已む能はず、卒に其說を進む。惟陛下其愚忠を憐んで、卒に之れを赦せ。俯伏罪を待ち、憂恐の至に勝へず。

曾莫之郵。而書之史册。以爲美談。使臣所獻三言。皆朝廷未嘗有此。則天下之幸。臣與有焉。若有萬一似之。則陛下安可不察。然而臣之爲計。可謂愚矣。以螻蟻之命。試雷霆之威。積其狂愚。豈可屢赦。大則身首異處。破壞家門。小則削籍投荒。流離道路。

豈屢々赦さるべけんや。大は則ち身首處を異にし、家門を破壞せられん。小は則ち籍を削り荒に投ぜられて(九)、道路に流離せん。

㈠ 書經益稷篇　㈡ 書經無逸篇　㈢ 飮酒して狂氣す　㈣ 周昌高祖に見ゆ、帝戚姫を擁せり、昌去らんとす、帝其項に騎す、昌曰く陛下桀紂の主なりと　㈤ 晉武帝問ふらく、朕は何の主に比すべきと、毅曰く桓靈かと　㈥ 與に幸を享くべしと也　㈦ 微賤なる一命を以ての意　㈧ 畏るべき御威光を犯し試む　㈨ 邊陬の地に流謫せられ、道におちぶるゝに至らん

雖然。陛下必不爲此。何也。臣天賦至愚。篤於自信。向者與議學校貢擧。首違大臣本意。已期竄逐。敢意自

然りと雖も陛下必ず此を爲さゞるは何ぞや。臣天賦至愚、自ら信ずるに篤く、向者學校貢擧を議せしより、首として大臣の本意に違ひ、已に竄逐(一)を期せり。敢て自ら全うするを意はんや。而るに陛下獨り其言を然りとして、曲げて召對(二)を賜ひぬ。從容之を久しうして、臣に謂つて、方今政令の得失安くにか在る、朕が過失と雖も指陳して可なりと曰ふに至る。臣即ち對へて曰く、陛下生知(三)の性、天

臣非下敢歷二詆新政一。苟爲中異論上。如下近日裁二減皇族恩例一。刊二定任子條式一。修二完器械一。閱中習鼓旗上。皆陛下神算之至明。乾剛之必斷。物議既允。臣敢有レ辭。然至レ於二所レ獻之三言一。則非二臣之私見一。中外所レ病。其誰不レ知。

㈠元勳の臣　㈡坐に在る者皆之を稱美す　㈢襟を正す　㈣一々に非議す　㈤皇族に施與する常例の金品と臨時の恩賜と　㈥減損す　㈦父官に在る時、其子を擧ぐること　㈧改定　㈨天子の英斷　㈩人心を結び、風俗を厚くし、紀綱を存す

昔禹戒レ舜曰。無レ若二丹朱傲一。惟慢遊是好一。舜豈有レ是哉。周公戒二成王一曰。無レ若下商王受之迷亂。酗レ於レ酒德上哉。成王豈有レ是哉。周昌以二漢高一爲二桀紂一。劉毅以二晉武一爲二桓靈一。當時人君。

昔は禹、舜を戒めて曰く、(一)丹朱の傲つて、惟慢遊を是れ好めるが如くなると無かれと。舜豈是有らんや。周公成王を戒めて曰く、(二)商王受の迷亂にして、酒に(三)酗せるの德の若くなること無かれと。成王豈是有らんや。(四)周昌は漢高を以て桀紂と爲し、(五)劉毅は晉武を以て桓靈と爲す。當時の人君、曾て之を罪すること莫くして、而して之を史册に書し、以て美談と爲せり。臣が獻ずる所の三言をして、皆朝廷未だ嘗て此有らざらしめば、則ち天下の幸ならん。臣(六)與に有り。若し萬一も之に似たる有らば、則ち陛下安んぞ察せざるべけんや。然り而して臣の計を爲すは、愚なりと謂ふべし。(七)螻蟻の命を以て、(八)雷霆の威を試み、其狂愚を積む。

臨ㇾ難何以責二其死節一。人臣苟皆如ㇾ此。天下亦日殆哉。君子和而不ㇾ同。小人同而不ㇾ和。和如ㇾ羹。同如ㇾ濟ㇾ水。故孫寶有ㇾ言。周公大聖。召公大賢。猶不二相悅一。著二於經典一。兩不二相損一。

晉之王導。可ㇾ謂二元臣一。每二與ㇾ客言一。舉坐稱ㇾ善。而王述不ㇾ悅。以爲人非二堯舜一。安得二每ㇾ事盡一ㇾ善。導亦斂ㇾ衽謝ㇾ之。若使二言無ㇾ不ㇾ同。意無ㇾ不ㇾ合。更唱迭和一。何者非ㇾ賢。萬一有三小人居二其間一。則人主何緣知覺。臣之所ㇾ謂願存二紀綱一者。此之謂也。

晉の王導は元臣(一)と謂ふべし、客と言ふ每に、舉坐(二)善と稱す。而して王述は悅ばず、以爲らく人堯舜に非ず、安ぞ事每に善を盡すを得んと。導も亦衽(三)を斂めて之を謝しき。若し言同じからざること無く、意合はざる無く、更に唱へ迭に和せしめば、何者か賢に非ざらん。萬一小人の其間に居る有らば、則ち人主何に緣つて知覺せんや。臣の所謂願はくは紀綱を存せんといふ者は、此之の謂也。臣敢て新政(四)を歴詆し、苟も異論を爲すに非ず。近日(五)皇族の恩例(六)を裁減し、(七)任子の條式を刊定(八)し、器械を修完して、鼓旗を閲習するが如きは、皆陛下神算の至明、乾剛(九)の必斷、物議既に允とせり。臣も敢て辭有らんや。然れども、獻ずる所の三言(一〇)に至つては、則ち臣の私見に非ず、中外の病む所たり、其れ誰か知らざらん。

失レ之。苟患レ失レ之。無レ所レ不レ至矣。臣始讀二此書一。疑二其太過一。以爲鄙夫之患レ失。不レ過二備レ位而苟容一。及レ覩下李斯憂三蒙恬之奪二其權一。則立二二世一以亡レ秦。盧杞憂三懷光之數二其惡一。則誤二德宗一以再亂。其心本生レ於レ患レ失。而其禍乃至レ於レ喪レ邦。孔子之言。良不レ爲レ過。是以知下爲レ國者。平居必常有二忘レ軀犯レ顏之士一。則臨レ難庶レ幾有三徇レ義守レ死之臣上。苟平居尚不レ能二一言一。則

過と爲さず。是を以て、國を爲むる者、平居必ず常に軀を忘れ顏を犯すの士有れば、(一〇)則ち難に臨んで義に徇ひ死を守るの臣有るを庶幾するを知りぬ。苟も平居尚ほ一言する能はずんば、則ち難に臨んで何を以て其死節(一一)を責めんや。人心苟も皆此の如くんば、天下も亦日に殆いかな。君子は和して同せず、小人は同して和せず。和は羹を和するが如く、同は水を濟るが如し。故に孫寶(一三)言へること有り、周公は大聖(一二)、召公は大賢なり、猶ほ相悅ばずと。經典(一四)に著して、兩つながら相損せず。

(一)他職員の非法を糺すこと (二)消失し棄徹せる時 (三)配下 (四)卑賤凡庸の人物 (五)論語 (六)身を容れんとするに過ぎず (七)秦の宰相 (八)秦の名將 (九)唐德宗の時、李懷光盧杞の姦を奏す、杞恐れて懷光をして天子を見るを得ざらしむ、懷光卽ち反す (一〇)我身を忘れ君の顏を犯して諫むる也 (一一)節に死し義に徇ふ (一二)左傳に出づ晏子の語なり (一三)漢の人 (一四)二公相悅ばざりし事蹟は經典に著るれど、いづれも二公の德を傷けざる也

初。始建二稱レ親之議一。本非二人主大過一。亦無二禮典明文一。徒以二衆心未レ安。公議不一レ允。當時臺諫。以レ死爭レ之。今者物論沸騰。怨讟交至。公議所レ在。亦可レ知矣。而相顧不レ發。中外失レ望。

夫彈劾積威之後。雖二庸人一亦可二以奮揚一。風采消委之餘。雖二豪傑一有レ所レ不レ能二振起一。臣恐自レ玆以往。習慣成レ風。盡爲二執政私人一。以致二人主孤立一。紀綱一廢。何事不レ生。孔子曰。鄙夫可二與事一レ君也歟哉。其未レ得之也。患レ不レ得之。既得レ之。患レ

夫れ彈劾積威の後、庸人と雖も亦以て奮揚すべし。風采消委(二)の餘は、豪傑と雖(一)も振起する能はざる所有り。臣恐くは玆より以往、習慣風を成し、盡く執政の私人(三)と爲り、以て人主の孤立を致さんことを。紀綱一廢せば、何の事か生ぜざらん。孔子曰く、鄙夫(四)は與に君に事ふべけんや、其未だ之を得ざるや、之を得ざらんことを患へ、既に之を得れば之を失はんことを患ふ。苟も之を失はんことを患ふれば、至らざる所無しと。臣始め(五)此書を讀み、其太だ過ぎたるを疑ひ、以爲らく鄙夫の失を患ふるは、位に備つて苟も(六)容るゝに過ぎずと。(七)李斯が蒙恬(八)の其權を奪はんことを憂へて、則ち二世を立てゝ以て秦を亡し、盧杞(九)が懷光の其惡を數むるを憂へ、則ち徳宗を誤つて以て再亂し、其心本失を患ふるに生じて、而して其禍乃ち邦を喪すに至りしを觀るに及んで、孔子の言、良に

今法令嚴密。朝廷清明。所レ謂姦臣。萬無二此理一。然養レ猫所二以去一レ鼠。不レ可三以レ無レ鼠。而養二不レ捕之猫一。畜レ狗所二以防一レ姦。不レ可三以レ無レ姦而畜二不レ吠之狗一。陛下得レ不丙上念下祖宗設二此官一之意上。下爲二子孫一立乙萬世之防甲。朝廷紀綱。孰大レ於レ此。臣自二幼小一所レ記。及聞二長老之談一。皆謂臺諫所レ言。常隨二天下公議一。公議所レ與。臺諫亦與レ之。公議所レ擊。臺諫亦擊レ之。及レ至三英廟之

ず。狗を畜ふは姦を防ぐ所以、(一)姦無きを以て吠えざるの狗を畜ふべからず。陛下上は祖宗の此官を設くるの意を念ひ、下は子孫の爲に萬世の防を立てざるを得んや。朝廷の紀綱、孰か此より大ならん。臣幼小より記する所、及び長老の談を聞くに、皆謂ふ臺諫の言ふ所は、常に天下の(四)公議に隨ふと。公議の與する所は、臺諫も亦之に與し、公議の擊つ所は、臺諫も亦之を擊つ。(五)英廟の初始めて親を稱するの議を建つるに至るに及んでは、本人主の大過に非ず、亦禮典の明文無し。徒に衆心未だ安からず、公議允さゞるを以て、當時の臺諫、死を以て之を爭ひぬ。今は物論沸騰し、(六)怨讟交ゝ至る、公議の在る所、亦知るべし。而も相顧みて發せず、中外望を失へり。

(一) 姦計既に成るの後　(二) 軍隊の力にも及ばず　(三) 謝景溫等を指す、景溫王氏の姻家たるを以て諫官たり　(四) 輿論なり　(五) 英宗の時其生父濮王を親と稱するの議あり　(六) 怨恨譏刺

非三小臣所二能億度而周知一。然觀下其委任臺諫一之一端上。則是聖人過防之至計。歷三觀秦漢以及二五代一。諫諍而死。蓋數百人。而自二建隆一以來。未三嘗罪二一言者一。縱有二薄責一。旋即超陞。許以二風聞一。而無二官長一。風采所レ繫。不レ問二尊卑一。言及二乘輿一。則天子改レ容。事關二廊廟一。則宰相待レ罪。故仁宗之世。議者譏下宰相但奉二行臺諫風旨一而已上。聖人深意。流俗豈知。擢二用臺諫一。固未二必皆賢一。所レ言亦未二必皆是一。然須下養二其銳氣一。而借中之重權上者。豈徒然哉。將下以折二姦臣之萌一。而救中內重之弊上也。

亦未だ必ずしも皆是ならざれども、然れども須らく其銳氣を養つて之に重權を借すべき者、豈徒然ならんや。將に以て姦臣の萌を折きて、內重の弊を救はんとする也。

(一)秦の趙高、鹿を指して馬となす、姦臣專橫の憂あるをいふ (二)楚の莊王、周の鼎の輕重を問ふ、國威衰へて他に侮らるゝの憂をいふ (三)三司使の帳簿に記す (四)推測 (五)御史諫官 (六)宋太祖の年號 (七)諫者 (八)瑣小なる咎責 (九)風聞によりて進諫すること (一〇)別段長官といふ者なく、皆同列にて、何となく犯し難き威風の存する所身分の尊卑を問はず (一一)朝廷 (一二)臺諫を恐れて其旨を希ふのみ

夫姦臣之始。以二臺諫一折レ之而有レ餘。及二其既成一。以二干戈一取レ之而不レ足。

夫れ姦臣の始は、臺諫を以て之を折いて餘有り、其既に成る(一)に及んでは、干(二)戈を以て之を取るも足らず。今法令嚴密、朝廷清明、所謂姦臣、萬に此理無し。然れども猫を養ふは鼠を去る所以、鼠無きを以て捕らざる(三)の猫を養ふべから

內外相制。輕重相權。如周如唐。則外重而內輕。如秦如魏。則外輕而內重。內重之末。必有姦臣指鹿之患。外重之弊。必有大國問鼎之憂。聖人方盛而慮衰。當先立法以救弊。國家租賦籍於計省。重兵聚於京師。以古揆今。則似內重。恭惟祖宗所以深計而預圖。固

外重うして內輕く、秦の如く魏の如きは、則ち外輕うして內重し。內重の末、必ず姦臣鹿を指すの患有り。外重の弊必ず、大國鼎を問ふの憂有り。聖人は盛に方つて衰を慮る。當に先づ法を立てゝ以て弊を救ふべし。國家の租賦、計省に籍し、重兵京師に聚る。古を以て今を揆れば、則ち內重きに似たり。恭しく惟るに、祖宗の深計して預圖せし所以は、固より小臣の能く億度して周知する所に非ず。然れども其の臺諫に委任するの一端を觀れば、則ち是れ聖人過防の至計なり。秦漢より以て五代に及ぶを歷觀するに、諫諍して死せしもの、蓋し數百人。而も建隆より以來は、未だ嘗て一の言者をも罪せず。縱ひ薄責有るも、旋卽ち超陞し、許すに風聞を以てす。而して、官長無く、風采の繫る所、尊卑を問はず、言、乘輿に及べば、則ち天子容を改め、事、廊廟に關すれば、則ち宰相罪を待つ。故に仁宗の世、議者、宰相の但臺諫の風旨を奉行するのみなるを譏りぬ。聖人の深意、流俗豈知らんや。臺諫を擢用するも、固より未だ必ずしも皆賢ならず、言ふ所

惟陛下重レ之惜レ之。哀レ之救レ之。如二近日三司獻レ言。使三天下郡選二一人一。催驅三司文字許二之先レ次指射一。以酬二其勞一。則其數年之後。審官吏部又有二三百餘人一。得二先占レ闕。常調待レ次。不二其愈難一。此外勾二當發運均輸一。按二行農田水利一。已振二監司之體一。各懷二進用之心一。轉對者望二以稱レ旨而驟遷一。奏課者求下爲二優等一而速化上。相勝以レ力。相高以レ言。而名實亂矣。惟陛下以二簡易一爲レ法。以二清淨一爲レ心。使二姦無レ所レ緣。而民德歸レ厚。臣之所レ願厚二風俗一者。此之謂也。

司の體を振ひ、各〻進用の心を懷かば、轉對する者、旨に稱ふを以て驟に遷るを望み、(一一)奏課する者、(一二)優等を爲して速かに化するを求め、相勝つに力を以てし、相高ぶるに言を以てして、名實亂れん。惟陛下簡易を以て法と爲し、清淨を以て心と爲し、姦をして(一三)緣る所無くして、(一四)民の德厚きに歸せしめよ。臣の願ふ所の風俗を厚うする者とは、此の謂なり。

(一) 常選の士　(二) 種々なる仕進の門戶を開いて巧に立身を計る　(三) 心迫り氣躁して不安心なり　(四) 虛飾なくして仕官に拙なる者　(五) 官名、三司催驅司に屬す　(六) 其望む所の官を指して志願す　(七) 官吏詮衡の官　(八) 闕員を補占す　(九) 常調の舉人が選用の順次を待つ　(一〇) 引受け取計らふ、統べ取りしまる　(一一) 知州以下を監督する官　(一二) 延英殿にて政事の御諮詢に對する常參官　(一三) 功過を奏して黜陟すること　(一四) 緣由して附け入る

古者建レ國。使二

古は國を建つる、內外相制し、輕重相權せしむ。周の如く唐の如きは、則ち

人。何所レ不レ至。欲レ望二風俗之厚一。豈可レ得哉。

選人之改二京官一。常須二十年以上一。薦二吏險阻一。討二析毫釐一。其閒一事聱牙。常至二終身淪棄一。今乃以二一人之薦擧一而予レ之。猶恐レ未レ稱。章服隨至。使下積レ勞久次而得者。何以厭レ服上哉。

(六)無思慮　(七)困難なる職務にしきりに進めらる　(八)細微の點まで調査す　(九)行違ひ、事の喰違ひて通ぜざる義　(一〇)唐書に緋紫の衣を賜れば兼ねて魚袋を帶ぶ之を章服とすとあり　(一一)滿足す

夫常調之人。非レ守則令。員多闕少。久已患レ之。不レ可下復開二多門一。以待中巧進上。若巧者侵奪已甚。則拙者迫怵無聊。利害相形。不レ得レ不レ察。故近歲樸拙之人愈少。而巧進之士益多。

夫れ常調(一)の人は、守に非れば則ち令、員多く闕少し。久しく已に之を患ふ。復多門(二)を開いて、以て巧進を待つべからず。若し巧なる者侵奪已に甚しくば、則ち拙き者は迫怵(三)無聊ならん。利害相形る、察せざるを得ず。故に近歲は樸(四)拙の人愈〻少うして、巧進の士益〻多し。惟陛下之を重んじ之を惜み、之を哀しみ之を救へ。近日三司の言を獻ずるが如く、天下をして郡に一人を選ばしめ、催驅(五)三司文字とし、之に次に先つて指射(六)するを許し、以て其勞に酬いば、則ち其數年の後、審官(七)吏部、又三百餘人有り。先づ闕を占むる(八)を得ば、常(九)調次を待つは、其れ愈〻難からずや。此外發運均輸を勾當(一〇)し、農田水利を按行して、已に監(一一)

死。紛二更政令一。天下騷然。及レ至二七國發レ難。而錯之術亦窮矣。文景優劣。於レ此可レ見。

大抵名器爵祿。人所二奔趨一。必使二積レ勞而後遷一。以明二持レ久而難レ得。則人各安二其分一。不二敢躁求一。今若多開二驟進之門一。使レ有二意外之得一。公卿侍從。跬步可レ圖。其得者既不下肯以二僥倖一自名上。則不レ得者必皆以二沈淪一爲レ恨。使下天下常調擧生。妄心恥上レ不レ若。

大抵名器(一)爵祿は、人の奔趨する所、必ず勞を積んで後に遷らしめて、以て久を持して得難きを明にすれば、則ち人々各々其分に安んじ、敢て躁求(二)せじ。今若し多く驟進(三)の門を開き、意外の得有らしめば、公卿侍從も、跬步(四)圖るべし。其得る者は既に肯て僥倖を以て自ら名づけず、則ち得ざる者は必ず皆沈淪を以て恨と爲し、天下常調(五)の擧生をして、妄心(六)に人に若かざるを恥ぢしめば、何の至らざる所あらん。風俗の厚きを望まんと欲すとも、豈得べけんや。選人の京官に改めらるゝは、常に十年以上を須ち、險阻に薦更(七)し、毫釐を計析(八)す。其間一事の齟牙(九)も、常に終身淪棄するに至る。今は乃ち一人の薦擧を以て之に予ふるも、猶ほ未だ稱はざらんを恐れ、章服(一〇)隨つて至らば、勞を積むこと久次にして得る者をして、何を以て厭服(一一)せしめんや。

㊀大名重職 ㊁あせりて陞ぎ求む ㊂容易に進み得る門戸 ㊃一蹴ぎにして得べし ㊄吏部の常選生

言亦一時之其策。然請下爲二屬國一。欲上レ係二單于一。則是處士之大言。少年之銳氣。昔高祖以二三十萬衆一。困レ於二平城一。當時將相羣臣。豈無二賈生之比一。三表五餌。人知二其疎一。而欲三以困二中行説一。尤不レ可レ信矣。兵凶器也。而易レ言レ之。正如二趙括之輕レ秦。李信之易一レ楚。若文帝亟用二其説一。則天下殆將レ不レ安。使賈生嘗歷二艱難一。亦必自悔二其説一。用二之晩歳一。其術必精。不幸喪亡。非二意所一レ及。不レ然。文帝豈棄レ才之主。絳灌豈蔽レ賢之士。至レ於二晁錯一。尤號二刻薄一。文帝之世。止レ於二太子家令一。而景帝既立。以爲二御史大夫一。申屠賢相。發レ憤而

之を晩歳に用ひしめば、其術必ず精しからん。不幸にして喪亡せり、意の及ぶ所に非ざるなり。然らずば文帝豈才を棄つるの主ならんや。絳灌(一一)豈賢を蔽ふの士ならんや。晁錯に至つては、尤も刻薄と號す。(一二)文帝の世、太子の家令に止る。景帝既に立ち、以て御史大夫と爲しぬ。申屠(一三)は賢相なり、憤を發して死す。政令を紛更し、天下騷然たり。七國難を發するに至るに及んで、錯の術も亦窮しぬ。(一四)文景の優劣、此に於て見るべし。

(一) 蜀漢の照烈皇帝 (二) 關羽張飛 (三) 位次官等 (四) 賈誼終に文帝に用ひられず (五) 表を献じて匈奴王を擒せんと請ひし事 (六) 賈誼位の人物無かりしとも思はれず (七) 信愛好を三表とし、聲色、車服、珍味、室宇、婢妾を五餌とす、賈生の說中にあり (八) もと漢の臣にして匈奴に降りし者 (九) 秦を輕んじて長平に敗死せる人 (一〇) 秦人なり、楚を伐つて敗績す (一一) 絳侯周勃と灌嬰と共に文帝の賈誼を用ひんとするを沮みぬ (一二) 苛察峻刻 (一三) 申屠嘉、錯の專權を疾みて死す (一四) 文帝と景帝

昔先主以二黄忠一爲二後將軍一。而諸葛亮憂二其不可一。以爲忠之名望。素非二關張之倫一。若班爵遽同。則必不レ悦。其後關羽果以爲レ言。以二黄忠豪勇之姿一。以二先主君臣之契一。尙復慮レ此。況其他乎。世謂漢文不レ用二賈生一。以爲二深恨一。臣嘗推二究其旨一。竊謂不レ然。賈生固天下之奇才。所レ

昔は先主黄忠を以て後將軍と爲す。而して諸葛亮其不可を憂ふ。以爲らく忠の名望(一)は、素關張(二)の倫に非ず。若し班爵(三)遽に同じきときは、則ち必ず悦ばざらんと。其後關羽果して以て言を爲しぬ。黄忠豪勇の姿を以てし、先主君臣の契を以てしてすら、尙ほ復此を慮る、況んや其他をや。世に謂ふ漢文賈生(四)を用ひず、以て深恨と爲すと。臣嘗て其旨を推究し、竊に謂ふに然らず。賈生は固より天下の奇才なり、言ふ所も亦一時の良策たり。然も屬國(五)と爲して單于を係けんと欲するを請ひしは、則ち是れ處士の大言、少年の鋭氣のみ。昔は高祖三十萬の衆を以て、平城に困めらるゝや、當時の將相羣臣、豈賈生(六)の比無からんや。(七)三表五餌、人其疎を知る。而して以て中行說(八)を困しめんと欲するは、尤も信ずべからず。兵は凶器なり、而も易く是を言ふは、正に趙括(九)が秦を輕んじ、李信(一〇)の楚を易りしが如きのみ。若し文帝亟かに其說を用ひば、則ち天下殆んど將に安からざらんとす。賈生をして嘗て艱難を歷しめば、亦必ず自ら其說を悔いん。

人材取次可レ用。必欲下廣置二耳目。務求中瑕疵上。則人不二自安一。各圖二苟免一。恐非二朝廷之福一。亦豈陛下所レ願哉。漢文欲レ用二虎圈嗇夫一。釋之以爲二利口傷レ俗。今若以二口舌捷給一而取レ士。以二應對遲鈍一而退レ人。以二虛誕無レ實爲レ能レ文。以二矯激不レ仕爲レ有レ德。則先王之澤。遂將二散微一。自レ古用レ人。必須二歷試一。雖レ有二卓異之器一。必有二已成之功一。一則使二其更レ變而知レ難。事不二輕作一。一則待二其功高而望重一。人自無レ辭。

恐らくは朝廷の福に非じ。亦豈陛下の願ふ所ならんや。漢文、(五)虎圈嗇夫を用ひんと欲す。(六)釋之以て利口俗を傷ると爲せり。今若し(七)口舌捷給を以て士を取り、應對遲鈍を以て人を退け、(八)虛誕實無きを以て文を能くすと爲し、(九)矯激仕へざるを以て德有りと爲さば、則ち先王の澤、遂に將に散微せんとす。古より人を用ふる、必ず須らく(一〇)歷試すべし。卓異の器有りと雖も、必ず(一一)已に成るの功有るべし。一は則ち其をして變を更へて難を知らしめば、事輕作せず。一は則ち其功高くして望重きを待たば、人自ら辭無からん。

(一) 陰晴一ならざるを謂ふ　(二) 左傳晉伯宗の語、恥を忍ぶ義　(三) 孔子家語に水至つて清ければ魚なく人至つて察なれば徒なし　(四) 順次に　(五) 漢の文帝、飼虎の職に在りし嗇夫の辯口を悅び上林令に拜せんとせし事あり　(六) 張釋之　(七) 辯舌流るゝ如く敏速にて役に立つこと　(八) 嘘をつき大言する類　(九) 故意に世に激して仕へざる人　(一〇) 種々の職に歷試せしむ　(一一) 之を用ふるには既成の功勞あるべし

其成功。則曰未ㇾ至。以ㇾ言ㇾ乎ㇾ用ㇾ兵。則十出而九敗。以ㇾ言二其府庫一。則僅足而無ㇾ餘。徒以二德澤在一ㇾ人。風俗知ㇾ義。是以升遐之日。天下如ㇾ喪二考妣一。社稷長遠。終必賴ㇾ之。則仁祖可ㇾ謂ㇾ知ㇾ本矣。今議者不ㇾ察。徒見下其末年吏多二因循一。事不中振擧上。乃欲下矯ㇾ之以二苛察一。齊ㇾ之以中智能上。招二來新進勇銳之人一。以圖二一切速成之效一。未ㇾ享二其利一。澆風已成。

義を知るを以て、是を以て升遐の日、天下考妣(五)に喪するが如く、社稷長遠、終に必ず之れに賴れり。則ち仁祖(四)は、本を知れりと謂つべし。今議者察せず、徒に其末年の吏因循多く、事振擧せざりしを見て、乃ち之を矯むるに苛察(六)を以てし、之を齊ふるに智能を以てせんと欲し、新進勇銳の人を招來(七)して、以て一切速成の效を圖る。未だ其利を享けずして、澆風(八)已に成れり。

(一) 仁宗皇帝 (二) 順序 (三) 十度兵を出して九度は敗れたり (四) 崩御 (五) 逝ける父母の稱 (六) 瑣細に吟味すること (七) 招き來らしむ (八) 輕薄浮華の風俗

且天時不ㇾ齊。人誰無ㇾ過。國君含ㇾ垢。至察無ㇾ徒。若陛下多方包容。則

且つ天(一)の時齊しからず、人誰か過無からん。國君垢を含む(二)、至察は徒無し(三)。若し陛下多方に包容せば、則ち人材取次(四)に用ふべし。必ず廣く耳目を置き、務めて瑕疵を求めんと欲せば、則ち人々自ら安んぜず、各々苟も免れんことを圖らん。

市。黄覇。循吏也。曰治道去泰甚。或譏謝安以清談廢事。安笑曰。秦用法吏。二世而亡。劉晏爲度支。專用果銳少年。務在急速集事。好利之黨。相師成風。德宗初即位。擢崔祐甫爲相。祐甫以道德寬大。推廣上意。故建中之政。其聲翕然。天下想望。庶幾貞觀。及盧杞爲相。諷上以刑名整齊天下。馴致澆薄。以及播遷。

故に(七)建中の政、其聲翕然、天下想望して(八)貞觀を庶幾せり。盧杞が相と爲るに及んで、上に諷して、刑名を以て天下を整齊し、(九)澆薄を馴致し、以つて(一〇)播遷に及びぬ。

㈠物事に熟練せる功者の人　㈡漢の宰相　㈢漢の黄覇潁川の太守たりし時斯の言あり、循吏は循良の吏の意　㈣極端に甚しきもの　㈤晉の名臣　㈥唐の肅宗代宗頃の人　㈦德宗の年號　㈧太宗の年號、其當時の政にもちかしと思ふ也　㈨人情輕浮に流るゝと　㈠〇都を出でゝ蒙塵する也

我仁祖之御天下也。持法至寬。用人有敍。專務掩覆過失。未嘗輕改舊章。然考

我が(一)仁祖の天下を御するや、法を持すること至寬、人を用ふること(二)敍有り。專ら務めて過失を掩覆して、未だ嘗て輕〻しく舊章を改めず。然れども其成功を考ふれば、則ち曰く未だ至らずと。以て兵を用ふるを言へば、則ち(三)十出して九敗すと。以て其府庫を言へば、則ち僅に足つて餘無しと。徒德澤人に在り、風俗

則擇下其品之上。性之良。可二以久服而無レ害者上。則五臟和平而壽命長。不レ善二養生一者薄二節愼之功一。遲二吐納之效一。厭二上藥一而用二下品一。伐二眞氣一而助二强陽一。根本已危。僵仆無レ日。天下之勢。與レ此無レ殊。故臣願下陛下愛二惜風俗一。如上レ護二元氣一。

(一)病身 (二)長壽 (三)俄に死亡す (四)氣血を導きてよく循環せしむる也 (五)深呼吸の如き養生法 (六)眞の元氣を損ひて强ひて附けたる氣力を助くるが故に

古之聖人。非レ不レ知下深刻之法。可二以齊レ衆。勇悍之夫。可二以集レ事。忠厚近レ於二迂闊一。老成初若中遲鈍上。然終不レ肯以レ彼而易レ此者。知二其所レ得小。而所レ喪大一也。曹參。賢相也。曰愼無レ擾二獄

古の聖人、深刻の法以て衆を齊ふすべく、勇悍の夫以て事を集すべく、忠厚は迂闊に近く、老成(一)初めは遲鈍の若きを知らざるに非ず。然れども終に肯て彼を以て此に易へざる者は、其の得る所小にして、喪ふ所大なるを知れば也。曹參(二)は賢相也、曰く愼んで獄市を擾ること無かれと。(三)黃霸は循吏なり、曰く治道は泰甚を去ると。或ひと謝安が淸談を以て事を廢するを譏る。安笑つて曰く、秦は法吏(四)を用ひ、二世にして亡ぶ(五)と。(六)劉晏度支と爲り、專ら果銳の少年を用ひ、務めて急速事を集すに在りき。利を好むの黨、相師として風を成しぬ。德宗の初め位に卽くや、崔祐甫を擢きて相と爲す。祐甫道德寬大を以て、上意を推廣す。

下急レ於二有功一而貪中富强上。使下陛下富如レ隋。强如レ秦。西取二靈武一。北取中燕薊上。謂二之有功一可也。而國之長短則不レ在レ此。

夫國之長短。如二人之壽夭一。人之壽夭在二元氣一。國之長短在二風俗一。世有二尫羸而壽考一。亦有二盛壯而暴亡一。若元氣猶存。則尫羸而無レ害。及二其已耗一。則盛壯而愈危。是以善養レ生者。愼二起居一。節二飮食一。導二引關節一。吐レ故納レ新。不レ得レ已而用レ藥。

夫れ國の長短は、人の壽夭の如し。人の壽夭は、元氣に在り、國の長短は、風俗に在り。世に尫羸(一)にして壽考なるもの有り、亦盛壯にして暴亡(三)するもの有り。若し元氣猶ほ存せば、則ち尫羸(二)にして害無く、其已に耗するに及びては、則ち盛壯にして愈ゝ危し。是を以て善く生を養ふ者は、起居を愼み、飮食を節し、關節を導引(四)し故(五)を吐き新を納る。已むを得ずして藥を用ふれば、則ち其品の上、性の良、以て久服するも害無かるべき者を擇べば、則ち五臟和平にして壽命長からん。養生を善くせざる者は、節愼の功を薄うし、吐納の效を遲くし、上藥を厭ひて下品を用ひ、眞氣(六)を伐つて强陽を助くれば、根本已に危くして、僵仆せんこと日無けん。天下の勢、此れと殊なること無し。故に臣は陛下が風俗を愛惜すること、元氣を護るが如くならんことを願ふ。

長而存。道德誠淺。風俗誠薄。雖彊且富。不救於短而亡。人主知此。則知所輕重矣。是以古之賢君。不以弱而亡道德。不以貧而傷風俗。而智者觀人之國。亦必以此察之。齊至強也。周公知其後必有篡弒之臣。衞至弱也。季子知其後亡。吳破楚入郢。而陳大夫逢滑知楚之必復。晉武既平吳。何曾知其將亂。隋文既平陳。房喬知其不久。元帝斬郅支。朝呼韓。功多於武宣矣。偸安而王氏之釁生。宣宗收燕趙。復河隍。力強於憲武矣。銷兵而龐勛之亂起。故臣願陛下務崇道德而厚風俗。不願陛

久しからざるを知りぬ。元帝の郅支を斬り、呼韓を朝せしめしは、功(九)武宣よりも多かりしも、安を偸んで王氏の(八)釁生じたり。(一〇)宣宗燕趙を収め、河隍を復す、力憲武よりも強し、兵を銷して(一一)龐勛の亂起りき。故に臣陛下が務めて道德を崇んで風俗を厚うするを願ひ、陛下が有功に急にして富強を貪らんことを願はず。陛下をして富は隋の如く、強は秦の如く、西は(一二)靈武を取り、北は(一三)燕薊を取らしむとも、之を有功と謂ふは可ならん、而も國の長短は則ち此に在らざるなり。

(一) 天子の運なり (二) 歷數の長久なるを指す (三) 周公、齊の太公望が功を尊ぶの風を視て斯語あり (四) 吳の季札衞の君子多きを見て斯の評を下す (五) 吳の楚に入るや楚未だ内禍なし、故に楚は未だ棄つべからずとす (六) 晉の武帝の宴に於て毎に經國の大謀なし、何曾これによりて後嗣の危を悟る (七) 房玄齡隋文帝の詐力もて天下を取り、其子皆驕奢なるを歎ず (八) 漢の文帝匈奴の郅支單于を襲殺し呼韓邪單于を來朝せしむ (九) 武帝宣帝 (一〇) 唐の宣宗 (一一) 懿宗の咸通九年徐州の戍卒龐勛亂を作す (一二) 西夏 (一三) 遼

禍。未レ及レ樂レ成而怨已起矣。臣之所レ願レ結二人心一者此之謂也。

士之進レ言者。爲レ不レ少矣。亦嘗有乙以下國家之所二以存亡一。歷數之所中以長短上告二陛下一者甲乎。夫國家之所二以存亡一者。在二道德之淺深一。而不レ在レ乎二彊與レ弱。歷數之所二以長短一者。在二風俗之厚薄一。而不レ在レ乎二富與レ貧。道德誠深。風俗誠厚。雖二貧且弱一。不レ害レ於二

士の言を進むる者少からずと爲す。亦嘗て國家の存亡する所以、(一)歷數の長短なる所以を以て、陛下に告げし者有りや。夫れ國家の存亡する所以の者は、道德の淺深に在つて、彊と弱とに在らず。歷數の長短なる所以の者は、風俗の厚薄に在つて、富と貧とに在らず。道德誠に深く、風俗誠に厚くんば、貧且弱と雖も、(二)長にして存するを害せず。道德誠に淺く、風俗誠に薄くんば、彊且つ富と雖も、短にして亡するを救はず。人主此を知らば、則ち輕重する所を知らん。是を以て古の賢君は、弱を以て道德を亡はず、貧を以て風俗を傷らず。智者の人の國を觀るも、亦必ず此を以て之れを察す。齊は至强也、(三)周公其後必ず簒弑の臣有らんことを知り、衛は至弱也、(四)季子其後に亡びんことを知れり。吳、楚を破つて郢に入るや、陳の大夫逢滑(五)楚の必ず復するを知り、晉武既に吳を平ぐるや、(六)何曾其の將に亂れんとするを知り、隋文既に陳を平ぐるや、(七)房喬其の

中變。恐三天下以爲二執レ德不レ一。用レ人不レ終。是以遲二留歲月一。庶二幾萬一一。臣竊以爲レ過矣。古之英主。無レ過二漢高一。酈生謀レ撓二楚權一。欲レ復二六國一。高祖曰善。趣刻レ印。及レ聞二留侯之言一。吐レ哺而罵曰。趣銷レ印。夫稱レ善未レ幾。繼レ之以レ罵。刻レ印銷レ印。有レ同二兒戲一。何嘗累二高祖之知レ人。適足三以明二聖人之無レ我。陛下以爲レ可而行レ之。知二其不可一而罷レ之。至聖至明。無二以加レ此。議者必謂。民可二與樂レ成。難二與慮レ始。故陛下堅執不レ顧。期レ於二必行一。此乃戰國貪レ功之人。行レ險僥倖之說。陛下若信而用レ之。則是狥二高論一而逆二至情一。持二空名一而邀二實

人の我(九)を無にするを明かにするに足るのみ。陛下以て可と爲さば之を行ひ、其不可なるを知らば之を罷む、至聖至明、以て此に加ふること無し。議者必ず謂はん、(一〇)民は與に成を樂むべく、與に始を慮り難しと。故に陛下堅執して顧みず、必行に期す。此れ乃ち戰國功を貪るの人、險を行ひ僥倖するの說なり。陛下若し信じて之を用ひば、則ち是れ高論(一一)に狥つて至情に逆ひ、空名を持して實禍を邀へ、未だ成を樂むに及ばずして、怨已に起らん。臣の人心を結ぶを願ふ所の者は此れの謂也。

(一) 手柄 (二) 天稟の智神の如くにしてよく事物を貫穿するの明あり (三) 其才能を盡すを得ざらしむ (四) 引き延ばす (五) 酈食其漢の高祖に說き楚を弱めんために六國の後を立てんとせしをいふ (六) 張良 (七) 口中に在る食物 (八) 人物を知るの明をきずつくる事なし (九) 無我にして善を納るゝ如きを謂ふ (一〇) 商鞅が秦に說きたる語 (一一) 實情に迂なる高尚の論

使其閒薄有所獲。而征商之額。所損必多。

今有人爲其主牧牛羊。不告其主。而以一牛易五羊。一牛之失。則隱而不言。五羊之獲。則指爲勞績。陛下以爲壞常平而言青苗之功。斷商稅而取均輸之利。何以異此。陛下天機洞照。聖略如神。此事至明。豈有不曉。必謂已行之事。不欲

今人有り、其主の爲に牛羊を牧せんに、其主に告げずして、一牛を以て五羊に易へ、一牛の失は、則ち隱して言はず、五羊の獲は、則ち指して(一)勞績と爲す。陛下以爲らく、常平を壞つて靑苗の功を言ひ、商稅を斷きて均輸の利を取ると。何を以てか此に異ならん。陛下天機洞照、聖略神の如し。此事至明、豈曉らざる有らんや。必ず謂はん、已に(二)行ふの事は、中ごろ變ずるを欲せず、天下の以て德を執ること一ならず、人を用ふる(三)終へずと爲さんことを恐ると。是を以て歲月を(四)遲留し、萬一を庶幾す、臣竊に以て過と爲す。古の英主は、漢高に過ぎたる無し。(五)酈生楚の權を撓めんと謀り、六國を復せんと欲す。高祖曰く善しと。趣かに印を刻す。(六)留侯の言を聞くに及んで、(七)哺を吐いて罵つて曰く、趣かに印を銷せよと。夫れ善と稱して未だ幾ならず、之に繼ぐに罵を以てし、印を刻すると印を銷すると、兒戲に同じきこと有るも、何ぞ嘗て(八)高祖の人を知るを累せんや。適〻以て聖

立レ法之初。其說尙淺。徒言ニ徙レ貴就レ賤。用レ近易レ遠。然而廣制ニ官屬一。多出ニ緡錢一。豪商大賈。皆疑而不ニ敢動一。以爲雖レ不三明言ニ販賣一。然既已許ニ之變易一。變易既行。而不下與ニ商賈一爭上レ利者。未ニ之聞一也。夫商賈之事。曲折難レ行。其買也先レ期而與レ錢。其賣也後レ期而取レ直。多方相濟。委曲相通。倍稱之息。由レ此而得。今官買ニ是物一。必先設レ官置レ吏。薄書廩祿。爲レ費已厚。非レ良不レ售。非レ賄不レ行。是以官買之價。比レ民必貴。及ニ其賣一也。弊復如レ前。商賈之利。何緣而得。朝廷不レ知レ慮レ此。乃捐ニ五百萬緡一以與レ之。此錢一出。恐不レ可レ復。縱

れて直(五)を取る。多方(六)相濟し、委曲相通ず。倍稱(七)の息、是れに由つて得。今官の是の物を買ふや、必ず先づ官を設け吏を置き、薄書廩祿、費を爲すこと已に厚し。良に非れば售れず、賄(八)に非れば行はれず。是を以て官買の價は、民に比すれば必ず貴く、其賣るに及んでは、弊復前の如し。商賈の利、何に緣つてか得ん。朝廷此を慮ることを知らず、乃ち五百萬緡を捐てゝ以て之に與ふ。此錢一たび出でて、恐らくは復すべからざらん。縱ひ其間薄か獲る所有らしむとも、而も商(九)を征するの額、損する所必ず多からん。

(一) 乏缺盡竭　(二) 其地に饒かなる產物を官に輸せしめ、政府は之を安く買入れ、其品の少き處に送りて高く賣る法　(三) さしにさしたる錢　(四) 色々と入り組みて　(五) 價格代錢　(六) 種々の手段にて相救ひ煩瑣なる手續にて相通ず　(七) 元金に倍する利息を倍として元金に等しきを稱とす　(八) 賄賂　(九) 商賈より取り立つべき租賦の額減少するを指す

喪愈多。虧レ官害レ民。雖レ悔何逮。臣竊計。陛下欲レ考ニ其實一必然問レ人。人知三陛下方欲ニ力行一必謂ニ此法有レ利無レ害。以ニ臣愚見一恐未レ可レ憑。何以明レ之。臣頃在ニ陝西一見下刺ニ義勇一提中擧諸縣上臣嘗親行。愁怨之民。哭聲振レ野。當時奉レ使還者。皆言民盡樂レ爲。希レ合取レ容。自レ古如レ此。不レ然。則山東之盜。二世何緣不レ覺。南詔之敗。明皇何緣不レ知。今雖レ未レ至レ於レ斯。亦望ニ陛下審聽一而已。

昔漢武之世。財力匱竭。用ニ賈人桑弘羊之說一。買レ賤賣レ貴。謂ニ之均輸一。於レ時商賈不レ行。盜賊滋熾。幾至レ於レ亂。孝昭既立。學者爭排ニ其說一。霍光順ニ民所レ欲。從而予レ之。天下歸レ心。遂以無レ事。不レ意今者。此論復興。

昔は漢武の世、財力匱竭す。賈人桑弘羊の說を用ひ、賤に買ひ貴に賣りて之を均輸と謂へり。時に商賈(二)行はれず、盜賊滋〻熾にして、幾んど亂に至りぬ。孝昭既に立ち、學者爭うて其說を排す。霍光、民の欲する所に順ひ、從つて之を予ふ。天下心を歸し、遂に以て事無し。意はざりき今は此論復興らんとは。法を立つるの初、其說尚ほ淺し、徒に貴を徙し賤に就き、近を用ひて遠に易ふと言へり。然り而して廣く官屬を制し、多く緡錢(三)を出す。豪商大賈、皆疑つて敢て動かず。以爲らく明かに販賣を言はずと雖も、然れども既に已に之が變易を許す。變易既に行はれて、而して商賈と利を爭はざる者は、未だ之を聞かざる也と。夫れ商賈の事は、曲折(四)行ひ難し。其買ふや期に先つて錢を與へ、其賣るや期に後

之際。千斛在レ市。物價自平。一市之價既平。一邦之食自足。無二操瓢乞匄之弊一。無二里正催驅之勞一。今若變爲二靑苗一。家貸二一斛一。則千戶之外。孰救二其饑一。且常平官錢。常患二其少一。若盡レ數收レ糴。則無二借貸一。若留充二借貸一。則所レ糴幾何。乃知常平靑苗。其勢不レ能二兩立一。壞レ彼成レ此。所レ

考へんと欲せば、必然人に問はん。人陛下が方に(一〇)力行を欲するを知らば、必ず此法は利有りて害無しと謂はん。臣が愚見を以てするに、恐らくは(一一)未だ憑むべからず。何を以て之を明さん。臣頃ろ陝西に在り、義勇を刺し、諸縣に提擧するを見る。臣嘗て親しく行くに、愁怨の民、哭聲野に振へり。當時使を奉じて還る者、皆言ふ、民盡く爲すことを樂むと。(一二)合を希ひ容を取る、古より此の如し。然らずば則ち(一三)山東の盜、二世何に縁つて覺らざらん。(一四)南詔の敗、明皇何に縁つて知らざらん。今未だ斯に至らずと雖も、亦陛下の審聽せんことを望むのみ。

(一)貧窮にして暮しの立たぬ人　(二)餘裕の義　(三)物品を抵當として錢を借るなり　(四)負債の始末を擔保の組合に平均負擔せしむ　(五)穀價安き時は官にて價を增して買上げ、高きときは價を減じて賣出し、以て物價の平均を保つ法　(六)瓢を持して食を戶に乞ふ　(七)里長が年貢を催促する勞　(八)米穀を買收せば　(九)貸與の貸本　(一〇)必ず此法を力め行はんとする心　(一一)その答は信ずべからず　(一二)上の者に合はんことを希ひ、容れられんことを求む　(一三)秦二世皇帝の時、陳勝呉廣兵を起す、近臣隱して帝に告げず　(一四)唐玄宗の時、兵南詔に敗る、楊國忠隱して捷を奏す

縱使三此令決行。果不二抑配一。計其閒願請之戶。必皆孤貧不レ濟之人。家若自有二贏餘一。何至三與レ官交易一。此等鞭撻已急。則繼レ之以二逃亡一。逃亡之餘。則均二之鄰保一。勢有二必至一。理有二固然一。且夫常平之爲レ法也。可レ謂レ至矣。所レ守者約。而所レ及者廣。借使萬家之邑。已有二千斛一。而穀貴

縱ひ此令をして決行し、果して抑配せざらしむるも、計るに其閒願請の戶、必ず皆孤貧(一)濟はざるの人ならん。家若し自ら贏餘(二)有らば、何ぞ官と交易(三)するに至らん。此等鞭撻已に急ならば、則ち之に繼ぐに逃亡を以てせん。逃亡の餘は、則ち之を鄰保(四)に均せん。勢必ず至ること有り、理固より然ること有り。且つ夫れ常(五)平の法たるや、至れりと謂ふべし。守る所の者は約にして、及ぶ所の者は廣し。借使萬家の邑、已に千斛有らんに、穀貴きの際、千斛市に在らば、物價自ら平ならん。一市の價既に平ならば、一邦の食自ら足らん。(六)操瓢乞匄の弊無く、(七)里正催驅の勞無し。今若し變じて青苗と爲し、家々に一斛を貸すときは、則ち千戶の外、孰か其饑を救はん。且つ常平の官錢は、常に其少を患ふ、若し數を盡して(八)糴を收めば、則ち(九)借貸無く、若し留めて借貸に充てば、則ち糴する所幾何ぞ。乃ち知らん常平青苗、其勢兩立する能はず、彼に壞れて此に成り、喪ふ所愈々多く、官を虧き民を害せば、悔ゆと雖も何ぞ逮ばん。臣竊に計るに、陛下其實を

乎。春秋書下作二邱甲一用中田賦。上皆重三其始爲二民患一也。青苗放錢。自レ昔有レ禁。今陛下始立二成法一。每歲常行。雖レ云レ不レ許二抑配一。而數世之後。暴君汚吏。陛下能保レ之歟。異日天下恨レ之。國史記レ之曰。青苗錢自二陛下一始。豈不レ惜哉。且東南買レ絹。本用二見錢一。陝西糧草。不レ許二折兌一。朝廷既有二著令一。職司又每舉行。然而買レ絹未二嘗不一レ折レ鹽。糧草未二嘗不一レ折レ鈔。乃知下青苗不レ許二抑配一之說。亦是空文上。只如三治平之初。揀二刺義勇一。當時詔旨慰諭。明言二永不一レ戍レ邊。著在二簡書一。有レ如二盟約一。於レ今幾日。議論已搖。或以レ代還二東軍一。或欲レ抵二換弓手一。約束難レ恃。豈不レ明哉。

に著令有り、職司又每に擧行す。然して而も絹を買ふは、未だ嘗て鹽を折(一〇)せずんばあらず、糧草は未だ嘗て鈔(一一)を折せずんばあらず。乃ち青苗抑配を許さゞるの說も、亦是れ空文なるを知る。只治平(一二)の初め義勇を揀刺(一三)するが如きのみ。當時詔旨慰諭して、明かに永く邊を戍せざるを言ひ、著して簡書に在ること、盟約の如き有りしも、今に於て幾日ぞ、議論已に搖き、或は代(一四)を以て東軍に還し、或は弓手に抵換(一五)せんと欲す。約束の恃み難き、豈明かならざらんや。

(一) 夫なく子なきを女戶とし老いて子なきを獨丁とす、單丁は卽ち獨丁也 (二) 男子 (三) 幼稚者も丁年となる (四) 殉死の代りとする木偶人也、歐文六臣傳論參照 (五) 老蘇文修禮狀參照 (六) 青田の時收獲を見込みて錢を貸し其利息を取る法 (七) 無理の貸附 (八) 現金 (九) 物品交換の義 (一〇) 交換 (一一) 紙幣 (一二) 英宗の年號 (一三) 兵を選んで其手背に黥刺す (一四) 代理 (一五) 盜賊逐捕の役に取換ふ

之。且一歲之戍。不レ過二三日一。三日之雇。其直三百。今世三大戶之役。自二公卿一以降。無二得レ免者一。其費豈特三百而已矣。大抵事若レ可レ行。不三必皆有二故事一。若二民所レ不レ悅。俗所一レ不レ安。縱有二經典明文一。無レ補レ於レ怨。若行二此三者一。必怨無レ疑。

女戶單丁。蓋天民之窮者也。古之王者首務恤レ此。而今陛下首欲レ役レ之。此等苟非二戶將レ絕而未一レ亡。則是家有レ丁而尙幼。若假二之數歲一。則必成レ丁而就レ役。老死而沒レ官。富有二四海一。忍レ不レ加レ恤。孟子曰。始作レ俑者。其無レ後

(一)女戸單丁は、蓋し天民の窮する者也。古の王者は、首として務めて此を恤む。而るに今陛下は首として之を役せんと欲す。此等は苟も戸將に絕えんとして未だ亡びざるに非ずんば、則ち是れ家に丁有て尙ほ幼なるなり。若し之に數歲を假さば、則ち必ず(三)丁と成りて役に就き、(二)老死して官に沒せん。富四海を有つて、恤を加へざるに忍びんや。孟子曰く。始めて(四)俑を作る者は、其れ後無からんと。春秋に(五)邱甲を作り田賦を用ふるを書す、皆其始めて民の患を爲すを重んずる也。(六)青苗放錢は、昔より禁有り。今陛下始めて成法を立て、每歲常に行ふ。(七)抑配するを許さずと云ふと雖も、而も數世の後、暴君汚吏、陛下能く之を保せんや。異日天下之を恨みん。國史之を記して曰く、青苗錢は陛下より始まると。豈惜まざらんや。且東南、絹を買ふは、(八)本見錢を用ふ。陝西の糧草、(九)折兌を許さず。朝廷既

官形勢之家。與二齊民一竝ㇾ事。其說曰。周禮田不ㇾ耕者出二屋粟一。宅不ㇾ毛者有二里布一。而漢世宰相之子。不ㇾ免ㇾ戍ㇾ邊。此其所二以藉口一也。古者官養ㇾ民。今者民養ㇾ官。給ㇾ之以ㇾ田而不ㇾ耕。勸ㇾ之以ㇾ農而不ㇾ力。於ㇾ是乎有二里布屋粟夫家之征一。而民無二以爲ㇾ生。去爲二商賈一。事勢當耳。何名役ㇾ

布有りと。而るに漢の世に宰相の子も、邊(五)に戍するを免れず。此れ其藉口(六)する所以也。古は官民を養ひき、今は民官を養ふ。之を給するに田を以てして耕さず、之に勸むるに農を以てして力めず。是に於てか里布屋粟夫家(七)の征有つて、民以て生を爲すこと無く、去つて商賈と爲るは、事勢(八)當るのみ、何の名か之を役せん。且つ一歳(九)の戍は三日に過ぎず、三日の雇は、其直三百のみ。今世三大戸の役、公卿より以降、免を得る者無し。其費豈特に三百のみならんや。大抵(一〇)事行ふべきが若きは、必ずしも皆故事有らず、民の悦ばざる所、俗の安んぜざる所の若きは、縱ひ經典明文有りとも、怨に補無けん。若し此三者を行はゞ、必ず怨みんこと疑無からん(一一)。

㊀ 資產によりて等級を附せられたる市町の民 ㊁ 品位官職等を有する家 ㊂ 三夫を屋とす、卽ち田三百畝より貢する粟なり ㊃ 一里廿五家より貢する布 ㊄ 國境邊遠の地の兵役に服す ㊅ 口實とする所也 ㊆ 一家にて勸むる夫役 ㊇ 適應するなり ㊈ 漢代の制を述ぶ (一〇) 百戸を一團とし富豪三人を擧げて事を幹せしむる法 (一一) 王安石が周禮引用の說を駁するなり

使ニ鄉戸頗得一レ雇レ人。然至レ於ニ所レ雇逃亡一。鄉戸猶任ニ其責一。今遂欲下於ニ兩稅之外一。別立ニ一科一。謂ニ之庸錢一。以備中官雇上。則雇レ人之責。官所ニ自任一矣。自下唐楊炎廢ニ租庸調一以爲中兩稅上。取下大歷十四年。應レ於ニ賦斂一之數上。以定ニ兩稅之額一。則是租調與レ庸。兩稅既兼レ之矣。今兩稅如レ故。奈何復欲レ取レ庸。聖人立レ法。必慮ニ後世一。豈可下於ニ常稅之外一。生中出科名上哉。萬一不幸。後世有ニ多欲之君一。輔レ之以ニ聚斂之臣一。庸錢不レ除。差役仍レ舊。使ニ天下怨毒一。推レ所ニ從來一。則必有下任ニ其咎一者上矣。

定めしときは、則ち是れ租調と庸と、兩稅既に之を兼ねたり。今兩稅は故の如し、奈何ぞ復庸を取らんと欲するぞ。聖人の法を立つる、必ず後世を慮る、豈常稅の外に於て(六)科名を生出すべけんや。萬一不幸にして後世に多欲の君有り、之を輔くるに聚斂の臣を以てし、庸錢除かず、(七)差役舊に仍らば、天下をして怨毒せしめん。從つて來る所を推さば、(八)則ち必ず其咎に任ずる者有らん。

(一)軍人を統御す　(二)近衛兵　(三)諸州の鎮兵　(四)夏秋二度に稅を徵するなり、歐陽修食貨志論參照　(五)大歷四年に於ける租調庸の年總額を取つて　(六)取立の新名目　(七)自身夫役に出づる法　(八)其法の由來する所を研究せば其咎の責に任ずべきものあらん、卽ち咎め陛下に歸せんと也

又欲レ使下坊郭等第之民。與ニ鄉戸一均レ役。品

又坊郭(一)等第の民をして、鄉戸と役を均しうし、品(二)官形勢の家、齊民と事を竝べしめんと欲す。其說に曰く、周禮に田耕さゞる者は(三)屋粟を出し、宅毛せざる者は里(四)

得既徵。自レ此必漸衰散。則州郡事體。憔悴可レ知。士大夫捐二親戚一。棄二墳墓一。以從二官於四方一者。宜レ力之餘。亦欲レ取レ樂。此人之至情也。若凋弊太甚。廚傳蕭然。則似二危邦之陋風一。恐非二太平之盛觀一。陛下誠慮及レ此。必不レ肯爲一。

且今法令莫レ嚴於二御軍一。軍法莫レ嚴於二逃竄一。禁軍三犯。廂軍五犯。大率處レ死。然逃レ軍常半二天下一。不レ知雇レ人爲レ役。與二廂軍一何異。若有二逃者一。何以罪レ之。其勢必輕レ於レ逃レ軍。則其逃必甚レ於二今日一。爲二其官長一。不二亦難一乎。近者雖レ

且つ今の法令は(一)御軍より嚴なるは莫く、軍法は逃竄より嚴なるは莫し。(二)禁軍三犯、(三)廂軍五犯、大率死に處す。然も軍を逃るゝもの常に天下に半す。知らず人を雇うて役を爲すもの、廂軍と何ぞ異ならん。若し逃るゝ者有らば、何を以てか之を罪せん。其勢必ず軍を逃るゝより輕くんば、則ち其逃るゝことも必ず今日より甚しからん。其官長たること亦難からずや。近者鄕戶をして頗る人を雇ふを得しむと雖も、然れども雇ふ所逃亡するに至つては、鄕戶猶ほ其責に任ず。今遂に(四)兩稅の外に於て、別に一科を立てゝ之を庸錢と謂ひ、以て官雇に備へんと欲す。則ち人を雇ふの責は、官自ら任ずる所たらん。唐の楊炎が租庸調を廢して以て兩稅と爲してより、(五)大歷十四年賦斂に應ずるの數を取つて、以て兩稅の額を

麻一濟レ川之必用二舟楫一。行レ地之必用中牛馬上。雖下其間或有中以二他物一充代上。然終非二天下所レ可二常行一。今者徒聞二江浙之閒。數郡雇役一。而欲レ措二之天下一。是猶丁見二燕晉之棗栗。岷蜀之蹲鴟一。而欲丙以廢乙五穀甲。豈不レ難哉。又欲下官賣二所在坊場一。以充中衙前雇直上。雖レ有二長役一。更無レ酬レ勞。長役所レ

は他物を以て充代(二)すること有りと雖も、然も終に天下の常に行ふべき所に非ず。今は徒に江浙の間、數郡の雇役(三)を聞きて、之を天下に措かんと欲す。是れ猶ほ燕晉の棗栗(四)、岷蜀の蹲鴟(五)を見て、以て五穀を廢せんと欲るがごときのみ、豈難からずや。又官、所在の坊場(六)を賣りて、以て衙前の雇直に充てんと欲す。(七)長役有りと雖も、更に勞に酬ゆること無けん。長役得る所既に微なり、此より必ず漸く(八)衰散せば、則ち州郡の事體、憔悴せんこと知るべし。士大夫親戚を捐て、墳墓を棄てゝ以て官に四方に從ふ者は、力を宣ぶるの餘、亦樂を取らんと欲す。此れ人の至情也。若し凋弊太甚しく、廚傳(九)蕭然ならば、則ち危邦の陋風に似ん。恐くは太平の盛觀に非じ。陛下の誠慮此に及ばゝ、必ず肯て爲さじ。

(一) 農家　(二) 代用　(三) 錢を與へて人足を雇ふ法　(四) なつめ栗　(五) いもがしら　(六) 市場を拂下げ、其錢にて官衙の用に供する夫役の雇錢に充てんとす、熙寧三年に此事ありし也　(七) 長時日の役務　(八) 離散して役に附く者なきに至らば　(九) 庖厨と驛傳の略、宿驛の賄方や人足の繼立てなどの様もさびればと也

則有レ賞。敗レ事則無レ誅。官司雖レ知ニ其疎一。豈可三便行ニ抑退一。所在追ニ集老少一。相ニ視可否一。吏卒所レ過。雞犬一空。若非ニ灼然難上レ行。必須ニ且爲興上レ役。何則格沮之罪重。而誤興之過輕。人多愛レ身。勢必如レ此。且古陂廢堰。多爲ニ側近冒耕一。歳月既深。已同ニ永業一。苟欲ニ興復一。必盡追收。人心或搖。甚非ニ善政一。又有ニ好レ訟之黨。多レ怨之人一。妄言ニ某處可上レ作ニ陂渠一。規レ壞ニ所レ怨田產一。或指ニ人舊業一以爲ニ官陂一。冒佃之訟。必倍ニ今日一。臣不レ知朝廷本無ニ一事一。何苦而行レ此哉。

の黨、怨多きの人有り、妄に某處陂渠を作すべしと言ひ、怨むる所の田產を壞らんとを規り、或は人の舊業を指して以て官陂なりと爲さば、冒佃の訟(一三)必ず今日に倍せん。臣知らず朝廷本(一二)一事無し、何を苦しんでか此を行はんや。

(一)事業を計畫する事　(二)官吏たると私人たるとを問はず之を妨害する者あれば　(三)容赦せず　(四)其人の材力が事業の興修を處辨するに足らざれば、其旨を奏上して人を取換ふる事を許す　(五)諸種類の人々　(六)愚暗の者、輕佻の人物　(七)おさへ退く　(八)驅り集む　(九)しらべ見極む　(一〇)古き溜池や其堰　(一一)附近農民之を押領して耕作地とす　(一二)永世所有せる土地　(一三)田地橫領の訴訟

自レ古役レ人必用ニ鄉戶一。猶下食之必用ニ五穀一。衣之必用ニ絲

古より人を役する必ず鄉戶(一)を用ふ。猶ほ食の必ず五穀を用ひ、衣の必ず絲麻を用ひ、川を濟るの必ず舟楫を用ひ、地を行くの必ず牛馬を用ふるがごとし。其間或

凡所擘畫利害。不問何人。小則隨事酬勞。大則量才錄用。若官私格沮。竝重行黜降。不以赦原。若材力不辨興修。便許申奏替換。賞可謂重。罰可謂輕。然竝終不言諸色人妄有申陳。或官私誤興功役。當得何罪。如此。則妄庸輕剽浮浪姦人。自此爭言水利矣。成功

凡そ擘畫（一）する所の利害は、何人を問はず、小は則ち事に隨つて勞に酬い、大は則ち才を量つて錄用す。若し官私（二）格沮せば、竝に重く黜降を行ひ、以て赦原（三）せず。若し材力（四）、興修を辨ぜずんば、便ち申奏替換を許す。賞重しと謂ふべく、罰輕しと謂ふべし。然るに竝に終に諸色人（五）妄に申陳有り、或は官私誤つて功役を興すは、當に何の罪を得べきかを言はず。此の如くならば、則ち妄庸（六）輕剽浮浪姦人、此より爭つて水利を言はん。功を成せば則ち賞有り、事を敗るも則ち誅無し。官司其疎を知ると雖も、豈便ち抑退（七）を行ふべけんや。所在に老少を追集（八）し、可否（九）を相視し、吏卒の過ぐる所、雞犬一に空し。若し灼然行ひ難きに非ずば、必ず且つ爲に役を興さんとするを須ひん。何となれば則ち格沮の罪は重くして、誤興の過は輕ければなり。人多く身を愛す、勢必ず此の如けん。且つ古陂（一〇）廢堰、多くは側近（一一）の冒耕と爲る。歲月既に深うして已に永業に同じ。苟も興復せんと欲せば、必ず盡く追收し、人心或は搖かん、甚だ善政に非ず。又訟を好む

今朝廷之意。好ㇾ動而惡ㇾ靜。好ㇾ同而惡ㇾ異。指趣所ㇾ在。誰敢不ㇾ從。臣恐陛下赤子。自ㇾ此無二寧歲一矣。至ㇾ於二所ㇾ行之事一。行路皆知二其難一。何者。汴水濁流。自二生民一以來。不二以種ㇾ稻。秦人之歌曰。涇水一石。其泥數斗。且漑且糞。長二我禾黍一。何嘗曰ㇾ長二我粳稻一耶。今欲三陂而淸ㇾ之。萬頃之稻。必用二千頃之陂一。一歲一淤。三歲而滿矣。陛下遽信二其說一。卽使ㇾ相二視地形一。萬一官吏苟且順從。眞謂二陛下有ㇾ意二興作一。上糜二帑廩一。下奪二農時一。隄防一開。水失二故道一。雖ㇾ食二議者之肉一。何補ㇾ於ㇾ民。天下久平。民物滋息。四方遺利。蓋略盡矣。今欲三鑿空訪二尋水利一。所ㇾ謂卽ㇾ鹿無ㇾ虞。豈惟徒勞。必大煩擾。

ひん。一歲一淤(八)、三歲にして滿たん。陛下遽に其說を信じて、卽ち地形を相視せしむ。萬一官吏苟且順從せば、眞に陛下興作に意有りと謂はん。上は帑廩(九)を糜し、下は農時を奪ひ、隄防一たび開けて、水故道(一〇)を失はゞ、議者の肉を食ふと雖も、何ぞ民に補あらんや。天下久平、民物滋息し、四方の遺利、蓋し略〻盡く。今鑿(一一)空して水利を訪尋せんと欲するは、所謂鹿に卽きて虞無きなり(一二)、豈惟に徒勞するのみならんや、必ず大いに煩擾せん。

(一) 無理に新事件を起す (二) 多事を好んで無事を嫌ふ (三) 安樂に暮す年 (四) 汴水を開いて新田を造るも汴水は古年の濁流なり (五) 漢書溝洫志に出づ (六) 禾黍は陸田のもの (七) 隄防、溜池を作りて濁水を淸まさんとすと也 (八) 濁泥 (九) 內帑の金を空費す (一〇) 舊道 (一一) 目當もなき意 (一二) 易經屯卦に出づ、虞は山澤を掌る者、獸を逐ふに案內者無しとの義。こゝには勞して功なく却つて害を釀る意の比喩として引用せるならん

異辭。陛下試取二其傳一而讀レ之。觀二其所一レ行。爲レ是爲レ否。近者均稅寬恤。冠蓋相望。朝廷亦旋覺二其非一。而天下至レ今以爲レ謗。曾未二數歲一。是非較然。臣恐後之視レ今。猶二今之視一レ昔。

且其所レ遣。尤不レ適レ宜。事少而員多。人輕而權重。夫人輕而權重。則人多不レ服。或致二侮慢一以興レ爭。事少而員多。則無二以爲レ功。必須二生レ事以塞一レ責。陛下雖下嚴賜二約束一。不上レ許レ邀レ功。然人臣事レ君之常情。不レ從二其令一而從二其意一。

且つ其の遣す所、尤も宜に適せず、事少くして員多く、人輕くして權重し。夫れ人輕くして權重ければ、則ち人多く服せず、或は侮慢を致して以て爭を興す。事少くして員多ければ、則ち以て功を爲すこと無く、必ず(一)事を生じて以て責を塞ぐを須ひん。陛下嚴に約束を賜ひ、功を邀むるを許さずと雖も、然れども人臣君に事ふるの常情、其令に從はずして其意に從ふ。今朝廷の意、(二)動を好んで靜を惡み、同を好んで異を惡む。指趣の在る所、誰か敢て從はざらん。臣恐くは陛下の赤子、此より寧歲無からんことを。行ふ所の事に至つては、行路皆其難きを知る。何となれば、(三)汴水(四)濁流、生民より以來、以て稻を種ゑず。秦人の歌に曰く、(五)涇水一石、其泥數斗、且つ漑ぎ且つ糞ひ、(六)我禾黍を長ずと。何ぞ嘗て我粳稻を長ずと曰はんや。今(七)陂して之を淸しめんと欲す。萬頃の稻、必ず千頃の陂を用

以至蕭齊。此弊不革。故竟陵王子良。上疏極言其事。以爲此等朝辭禁門。情態即異。暮宿州縣。威福便行。驅迫郷傳。折辱守宰。公私煩擾。民不聊生。唐開元中。宇文融奏置勸農判官。使裴寛等二十九人。並攝御史。分行天下。招攜戸口。檢責漏田。時張説楊瑒皇甫璟楊相如。皆以爲不便。而相繼罷黜。雖得戸八十餘萬。皆州縣希旨。以主爲客。以少爲多。及使百官集議都省。而公卿以下。懼融威勢。不敢

瑒皇甫璟楊相如、皆以爲らく便ならずと。而して相繼いで罷め黜けらる。戸を得る八十餘萬なりきと雖も、皆州縣旨（一四）を希ひ、主を以て客と爲し、少を以て多と爲す。百官をして都省に集議せしむるに及びて、公卿以下、融が威勢を懼れて、敢て異辭あらざりき。陛下試に其傳を取つて之を讀み、其の行ふ所を觀よ、是と爲さんか否と爲さんか。近者（一五）均稅寛恤、冠蓋相望み、朝廷亦旋〻其非を覺つて、天下今に至つて以て謗を爲す。曾て未だ數歲ならざるに、是非較然（一六）たり。臣恐くは後の今を視ること、猶ほ今の昔を視るがごとくならんことを。

（一）晉典　（二）官名、漢武帝の命を承けて諸國を按行せり　（三）順帝の誤か、順帝の漢安八年杜喬等八人分行す　（四）地方官の不始末　（五）他に施すべき術なき結果　（六）中央政府　（七）蕭氏の齊國　（八）齊の皇族　（九）勢威を張るをいふ　（一〇）宿つぎの人足を驅使す　（一一）玄宗の年號　（一二）離散せる戸口を招き寄す　（一三）調査漏れの土地　（一四）上の旨趣を忖度して阿諛するなり　（一五）租の輕重を平均し民力を緩め勞ふといふ如き名目にて使者續々と出づ、而も皆有名無實なれば、朝廷にても其非をさとると也　（一六）明白也

論。斷亦可ㇾ知。宰相人臣也。且不ㇾ欲ニ以ㇾ此自汚一。而陛下獨安受ニ其名一而不ㇾ辭。非ニ臣愚之所ㇾ識也。君臣胥吁。幾一年矣。而富國之效。茫如ㇾ捕ㇾ風。徒聞下內帑出ニ數百萬緡一。祠部度中五千餘人上耳。以ㇾ此爲ㇾ術。其誰不ㇾ能。

且遣ㇾ使縱橫。本非ニ令典一。漢武遣ニ繡衣直指一。桓帝遣ニ八使一。皆以ニ守宰狼藉。盜賊公行一。出ㇾ於ㇾ無ㇾ術。行ニ此下策一。宋文帝元嘉之政。比ㇾ於ニ文景一。當時責ニ成郡縣一。未ニ嘗遣ㇾ使。至ニ孝武一以爲。郡縣遲緩。始命ニ臺使一督ㇾ之。

且つ使を遣はして縱橫せしむるは、本令典に非ず。(一)漢武、(二)繡衣直指を遣はし、(三)桓帝八使を遣はす。(四)皆守宰狼藉盜賊公行を以て、(五)術無きに出でゝ、此下策を行ふなり。宋文帝元嘉の政は、文景に比す。當時成を郡縣に責めて、未だ嘗て使を遣はさず。孝武に至つて以爲らく、郡縣遲緩すと。始めて(六)臺使に命じて之を督し、以て(七)蕭齊に至るまで、此弊革らず。故に(八)竟陵の王子良、上疏して極めて其事を言ひ、以爲らく此等朝に禁門を辭すれば、情態卽ち異なり。暮に州縣に宿すれば、(九)威福便ち行る。(一〇)郵傳を驅迫し、守宰を折辱し、公私煩擾、民生を聊んぜず。唐の(一一)開元中、宇文融奏して勸農判官を置き、裴寬等二十九人をして竝に御史を攝し、天下に分行し、(一二)戶口を招攜して、(一三)漏田を檢責せしむ。時に張說楊

進銳者其退速。若有レ始有レ卒。自可ニ徐徐一。十年之後。何事不レ立。孔子曰。欲レ速則不レ達。見ニ小利一則大事不レ成。使三孔子而非ニ聖人一。則此言亦不レ可レ用。書曰。謀及ニ卿士一。至ニ於庶人一。翕然大同。乃底ニ元吉一。若逆多而從少。則靜吉而作凶。今上自ニ宰相大臣一。既已辭免不レ爲。則外之議

にすべし、十年の後、何事か立たざらん。孔子曰く、速を欲すれば則ち達せず、小利を見れば則ち大事成らずと。孔子をして聖人に非ざらしめば、則ち此言も亦用ふべからず。書に曰く、謀(一)卿士に及び、庶人に至り、翕然として大同なれば、乃ち元吉(二)を底す。若し逆ふこと多くして從ふこと少くんば、則ち靜なるに吉にして作すに凶なりと。今上は宰相大臣より、既に已に辭免(三)して爲さゞれば、則ち外の議論、斷じて亦知るべし。宰相は人臣なるも、且つ此を以て自ら汚すを欲せず。而るに陛下獨り安んぞ其名を受けて辭せざらんや。臣愚の識る所に非る也。君臣宵旰(四)、幾んど一年。而も富國の效、茫として(五)風を捕ふるが如く、徒に內帑數百萬緡を出し、(六)祠部五千餘人を(七)度するを聞くのみ。(八)此を以て術と爲さば、其れ誰か能くせざらん。

(一) 尚書洪範の文を括約せるなり (二) 大吉 (三) 職を辭し官を免して事をつとめず (四) 宵衣旰食の略、政事に精勵するをいふ (五) 捕捉する處無き形容 (六) 僧侶監督の官 (七) 度牒を與へて僧籍となす (八) これを以て富國の術と爲さば、如何なる人にも出來べし

司之設。無乃冗長而無名。智者所圖。貴於無迹。漢之文景紀無可書之事。唐之房杜傳無可載之功。而天下之言治者與文景。言賢者與房杜。蓋事已立而迹不見。功已成而人不知。故曰。善用兵者無赫赫之功。豈惟用兵。事莫不然。今所圖者萬分。未獲其一也。而迹之布於天下。已若泥中之鬬獸。亦可謂拙謀矣。陛下誠欲富國。擇三司官屬。與漕運使副。而陛下與二三大臣。孜孜講求。磨以歲月。則積弊自去而人不知。

の功無しと。豈惟に兵を用ふるのみならんや。事然らざるは莫し。今圖る所の者萬分、未だ其一を獲ずして、迹の天下に布くこと、已に(七)泥中の鬬獸の若し。亦拙謀と謂ふべし。陛下誠に國を富まさんと欲せば、三司(八)官屬と漕運使副(九)とを擇んで、而して陛下と二三の大臣と、孜孜講求、磨するに歲月を以てせば、則ち積弊自ら去つて人知らざらん。

(一)中書省　(二)無用の長物　(三)よく始末をつけて形迹のあらはるゝ無きを尙ぶ　(四)文帝景帝の紀には特に書くべき事迹なし　(五)房玄齡・杜如晦　(六)特に目に立つ如き功績　(七)其痕跡の甚しきを喩ふ　(八)三司使の官屬　(九)漕運長官と其次官と

但恐立志不堅。中道而廢。孟子有言。其

但志を立つる堅からずば、中道にして廢せんことを恐る。孟子言へる有り、其進むこと銳き者は其退くことも速かなりと。若し始有り卒有らんとせば、自ら徐徐

年與二使者四十餘輩一。求レ利之器也。驅二鷹犬一而赴二林藪一。語レ人曰二我非レ獵也。不レ如下放二鷹犬一而獸自馴上。操二網罟一而入二江湖一。語レ人曰二我非レ漁也。不レ如下捐二網罟一而人自信上。故臣以爲消二讒慝一而召二和氣一。復二人心一而安二國本一。則莫レ若レ罷二制置三司條例司一。夫陛下之所三以創二此司一者。不レ過二以興レ利除一レ害也。使二罷レ之而利不レ興。害不レ除。則勿レ罷。罷レ之而天下悅。人心安。興レ利除レ害。無レ所レ不レ可。則何苦而不レ罷。

陛下欲下去二積弊一而立中法。必使二宰相熟議一而後行上。事若不レ由二中書一。則是亂世之法。聖君賢相。夫豈其然。必若立レ法。不レ免レ由二中書一。熟議不レ免レ使二宰相一。此

六七少年を指す (五)其名目、三司條例司の官を指す (六)戶々に一人を置く (七)利を求むるに非ざる事情を說明す (八)驅りに對する放つ也、すてゝ用ひずの意 (九)魚を捕ふるあみ (一〇)惡口

陛下、積弊を去つて法を立てんと欲せば、必ず宰相をして熟議して後に行はしめよ。事若し中書(一)に由らずんば、則ち是れ亂世の法なり、聖君賢相夫れ豈其れ然らんや。必ず若し法を立つるは中書に由るを免れず、熟議は宰相を使ふを免れずば、此司の設は、乃ち冗長(二)にして名無きこと無からんや。智者の圖る所は迹無き(三)を貴ぶ、漢の文景紀(四)は書すべきの事無く、唐の房杜傳(五)は載すべきの功無し。而も天下の治を言ふ者は文景に與し、賢を言ふ者は房杜に與す。蓋し事已に立ちて迹見れず、功已に成つて人知らず。故に曰く、善く兵を用ふる者は、赫赫(六)

未レ置二此司一。則無二此謗一。豈去歲之人皆忠厚。而今歲之士皆虛浮。孔子曰。工欲レ善二其事一。必先利二其器一。又曰必也正レ名乎。今陛下操二其器一而諱二其事一。有二其名一而辭二其意一。雖下家置二一喙一以自解。市列二千金一以購上人。人必不レ信。謗亦不レ止。夫制置三司條例司。求レ利之名也。六七少

(四)其器を操つて其事を諱み、(五)其名有つて其意を辭す。(六)家々に一喙を置いて以て(七)自ら解き、市に千金を列ねて以て人を購ふと雖も、人必ず信ぜざらん、謗も亦止まざらん。夫れ制置三司條例司は、利を求むるの名也。六七の少年と、使者四十餘輩とは、利を求むるの器也。鷹犬を驅りて林藪に赴き、人に語つて我獵するに非ずと曰ふは、鷹犬を(八)放つて獸の自ら馴るゝに如かず。(九)網罟を操りて江湖に入り、人に語つて我漁するに非ずと曰ふは、網罟を捐てゝ人々自ら信ずるに如かず。故に臣以爲らく、(九)讒慝を消して和氣を召び、人心を復して國本を安んぜんは、則ち制置三司條例司を罷むるに若くは莫しと。夫れ陛下の此司を創むる所以の者は、以て利を興し害を除くに過ぎざらん。之を罷めて利興らず害除かざらしめば、則ち罷むること勿れ、之を罷めて天下悅び、人心安く、利を興し害を除いて、可ならざる所無くんば、則ち何を苦しんで而かして罷めざらん。

(一)事の疑はしきもの又類似せるもの　(二)道具を選擇す　(三)何事につけても必ず名目を正すべしとの意　(四)

利。謂下執政以二天子之宰一而治上レ財。商賈不レ行。物價騰踊。近自二淮甸一。遠及二川蜀一。喧傳萬口。論說百端。或言京師正店。議レ置二監官一。夔路深山。當レ行二酒禁一。拘二收僧尼常住一。減二尅兵吏廩祿一。如二此等類一。不レ可レ勝レ言。而甚者至二以爲レ欲レ復二肉刑一。斯言一出。民且狼顧。陛下與二二三大臣一亦聞二其語一矣。然而莫二之顧一者。徒曰。我無二其事一。又無二其意一。何恤レ於二人言一。

下二三の大臣と、亦其語を聞かん。然り而して之を顧みること莫き者は、徒に曰ふ我其事無く、又其意無し、何ぞ人言を恤へんと。

(一) 青苗免役農田水利を掌る役目諸路すべて四十一人　(二) 管理經營　(三) 事を始むること　(四) 新法の精神に對する理解說明　(五) 淮南畿甸　(六) 四川　(七) 陝西四路の一也　(八) 寺祿、僧道の田產　(九) 扶持高を削減す　(一〇) 劓刖等の刑　(一一) 心配してきよと〳〵と落つかず

夫人言雖レ未二必皆然一。而疑似則有二以致一レ謗。人必貪レ財也。而後人疑二其盜一。人必好レ色也。而後人疑二其淫一。何者

夫れ人言は未だ必ずしも皆然らずと雖も、而も疑似は則ち以て謗を致すこと有り。人必ず財を貪つて、而して後に人其盜を疑ひ、人必ず色を好んで、而して後に人其淫を疑ふ。何となれば未だ此司を置かずんば則ち此謗無し。豈去歲の人皆忠厚にして、今歲の士皆虛浮ならんや。孔子曰く、工其事を善くせんと欲せば、必ず先づ其器を利にすと。又曰く必ずや名を正しうせんかと。今陛下

是一。而衆之所レ樂。則國以乂安。庾亮之召二蘇峻一。未三必非一。而勢有二不可一。則反爲二危辱一。自レ古及レ今。未レ有二和易同レ衆而不レ安。剛果自用而不レ危者一也。今陛下亦知二人心之不一レ悦矣。中外之人。無二賢不肖一。皆言祖宗以來。治二財用一者。不レ過二三司使副判官一。經レ今百年。未二嘗闕一レ事。今者無レ故又創二一司一。號曰二制置三司條例司一。

六七少年。日夜講二求於レ内。使者四十餘輩。分行營二幹於レ外。造レ端宏大。民實驚疑。創レ法新奇。吏皆惶惑。賢者則求二其說一而不レ可レ得。未レ免於レ憂。小人則以二其意一度二朝廷一。遂以爲レ謗。謂下陛下以二萬乘之主一。而言上

六七の少年、日夜内に講求し、使者四十餘輩、分行して外に營幹(二)す。端(三)を造すこと宏大、民實に驚疑し、法を創(一)むること新奇、吏皆惶惑す。賢者は則ち其說(四)を求むれども而も得べからず、未だ憂を免れず。小人は則ち其意を以て朝廷を度り、遂に以て謗を爲す。陛下萬乘の主を以てして利を言ふと謂ひ、執政は天子の宰を以てして財を治むと謂ふ。商賈行はれず、物價騰踊す。近く淮甸(五)より、遠く川蜀(六)に及ぶまで、喧傳萬口、論說百端なり。或は言ふ京師の正店、監官を置くを議し、夔路(七)の深山、當に酒禁を行ふべく、僧尼の常住(八)を拘收し、兵吏の廩祿(九)を減尅すと。此等の類の如き、言ふに勝ふべからず。而して甚しき者は、以て肉刑(一〇)を復せんと欲すと爲すに至る。斯言一たび出でゝ、民且狼顧(一一)す。陛

知レ利而不レ知レ義。見レ刑而不レ見レ德。雖レ得二天下一。旋レ踵而亡。至二於其身一。亦卒不レ免。負レ罪出走而諸侯不レ納。車裂以徇。而秦人莫レ哀。君臣之間。豈願レ如レ此。宋襄公雖レ行二仁義一。失レ衆而亡。田常雖二不義一。得レ衆而强。是以君子未レ論二行事之是非一。先觀二衆心之向背一。謝安之用二諸桓一未二必

向背を觀る。謝安(一二)の諸桓を用ふるや、未だ必ずしも是とせず、而も衆の樂む所は、則ち國以て乂安(一三)なりき。庾亮(一四)の蘇峻を召ぶや、未だ必ずしも非とせず、而も勢不可なること有れば、則ち反つて危辱を爲す。古より今に及ぶまで、未だ和易(一五)衆を同じうして安からず、剛果(一六)自ら用ひて危ふからざる者は有らざる也。今陛下も亦人心の悅ばざるを知り、中外の人、賢不肖と無く、皆言ふ祖宗以來、財用を治る者、三司使(一七)副判官に過ぎず。今を經て百年、未だ嘗て事を闕かず。今は故無く又一司を創し、號して制置三司條例司(一八)と曰ふ。

(一)戰國鄭の名臣 (二)諸大夫の出したる盟書 (三)左傳襄公三十年の條參看 (四)大家 (五)己をしへたぐるものとして怨を起すと也 (六)衞の公孫鞅秦に仕ふ (七)刑罰 (八)踵を旋さずといふとは〆同義、直に也 (九)罪人を中央に置き之に繫げる牛車を四方に奔逸せしむる刑罰 (一〇)春秋左傳僖公二十二年の條參照 (一一)齊の人にて其君を弑したる者 (一二)桓溫及び其一族 (一三)治り安し (一四)亮は峻の反せんとするを知り大司農として兵權を奪ふ、而も峻遂に反せり (一五)和衷協同 (一六)剛愎我慢 (一七)鹽鐵使は山澤を、度支使は財政を、戶部使は戶籍を司る (一八)王安石新法を行はんとして是官を設く

之。人主之所レ恃者。人心而已。人心之於二人主一也。如二木之有レ根。如二燈之有レ膏。如二魚之有レ水。如二農夫之有レ田。如二商賈之有レ財。木無レ根則槁。燈無レ膏則滅。魚無レ水則死。農夫無レ田則饑。商賈無レ財則貧。人主失二人心一則亡。此必然之理也。不レ可レ逭之災也。其爲レ可レ畏。從レ古以然。苟非二樂レ禍。好レ亡。狂易喪レ志。詎敢肆二其胸臆一。輕犯二人心一。

昔子産焚二載書一以弭二衆言一。賂二伯石一以安二巨室一。以爲衆怒難レ犯。專欲難レ成。而孔子亦曰。信而後勞二其民一。未レ信則以爲レ厲レ己也。唯商鞅變レ法。不レ顧二人言一。雖三能驟致二富强一。亦以召二怨天下一。使三其民

昔は（一）子産（二）載書を焚いて以て衆言を弭め、（三）伯石に賂うて以て（四）巨室を安んず。以爲らく衆怒は犯し難く、專欲は成し難しと。而して孔子も亦曰く、信ぜられて後に其民を勞す、未だ信ぜられずんば則ち以て（五）己を厲ましむと爲すと。唯（六）商鞅は法を變じて、人言を顧みず、能く驟に富强を致せりと雖も、亦以て怨を天下に召き、其民をして利を知つて義を知らず、（七）刑を見て德を見ざらしめ、天下を得と雖も、踵を旋して亡び、其身に至つても、亦卒に免れず、罪を負ひ出走するも、（八）諸侯納れず、（九）車裂して以て狥へて、秦人哀む莫かりき。君臣の間、豈此の如くなるを願はんや。（一〇）宋の襄公仁義を行へりと雖も、衆を失つて亡び、（一一）田常不義と雖も、衆を得て强かりき。是を以て君子未だ行事の是非を論ぜず、先づ衆心の

人莫レ不レ有レ所レ恃。人臣恃二陛下之命一。故能役二使小民一。恃二陛下之法一。故能勝二伏强暴一。至レ於二人主所レ恃者一誰歟。書曰。予臨二兆民一。凜乎若三朽索之馭二六馬一。言二天下莫レ危レ於二人主一也。聚則爲二君臣一。散則爲二仇讎一。聚散之閒。不レ容二毫釐一。故天下歸往謂二之王一。人各有レ心謂二之獨夫一。由レ此觀レ

人主より危きは莫きを言ふ也。聚れば則ち君臣と爲り、散ずれば則ち仇讎と爲る、聚散の閒、毫釐を容れず。故に天下歸往(四)する之を王と謂ひ、人〻各〻心有る之を獨夫と謂ふ。此に由つて之を觀れば、人主の恃む所の者は、人心のみ。人心の人主に於けるや、木の根有るが如く、燈の膏有るが如く、魚の水有るが如く、農夫の田有るが如く、商賈の財有るが如し。木根無ければ則ち槁れ、燈膏無ければ則ち滅え、魚水無ければ則ち死し、農夫田無ければ則ち饑ゑ、商賈財無ければ則ち貧し。人主人心を失へば則ち亡ぶるは、此れ必然の理也、逭(五)るべからざるの災也。其の畏るべしと爲すは、古より以て然り。苟も禍を樂み亡を好み、狂(六)易して志を喪ふに非ずんば、詎ぞ敢て其胸臆を肆(七)にして、輕〻しく人心を犯さんや。

(一) 押へ從はしむ、壓服す (二) 尙書五子之歌に出づ (三) 腐りたる繩もて六頭立の馬車を御するが如し、其奔逸を懼れ常にびく〳〵として心配し居るとの喩 (四) 往と王と音同じ、故に曰ふ (五) 逃なり、遁なり (六) 狂氣して其本心を失はざる以上 (七) 我儘勝手の言動を爲して

改レ命。曾不レ移レ刻。則所レ謂智出二天下一而聽レ於二至愚一。威加二四海一而屈レ於二匹夫一。臣今知陛下可三與爲二堯舜一。可三與爲二湯武一。可二與富レ民而措一レ刑。可三與强レ兵而伏二戎虜一矣。有レ君如レ此。其忍レ負レ之。惟當下披二露腹心一。捐二棄肝膽一。盡二力所一レ至。不レ知二其他一。乃者臣亦知下天下之事。有中大レ於レ買レ燈者上矣。而獨區區以レ此爲レ先者。蓋未レ信而諫聖人不レ與。交淺言深。君子所レ戒。是以試論二其小者一。而其大者固將二有レ待而後言一。

（一）官爵を具書するなり　（二）藁の席を布く　（三）死罪の勅命　（四）十日を越ゆるも　（五）開封府の有司　（六）取り止めとなる　（七）古聖人すら尚且勉强してよくせし所　（八）天子の聖德を障碍せず　（九）前の命令を取消す　（一〇）智識天下に秀づるにも係らず愚人にも道を問ふ　（一一）刑を放置して用ひず　（一二）心を碎き力を盡す　（一三）上の人に信ぜられずして諫を納るゝは難し　（一四）時期を待つ

今陛下果赦而不レ誅。則是既已許レ之矣。許而不レ言。臣則有レ罪。是以願二終言一レ之。臣之所レ欲レ言者三。願陛下結二人心一。厚二風俗一。存二紀綱一而已。

今陛下果して赦して誅せざるときは、則ち是れ既に已に之を許すなり。許されて言はずんば、臣則ち罪有らん。是を以て終に之を言はんことを願ふ。臣の言はんと欲する所の者は三、願くは陛下人心を結び、風俗を厚うし、紀綱を存せんのみ。人恃む所有らざるは莫し。人臣は陛下の命を恃む、故に能く小民を役使す。陛下の法を恃む、故に能く强暴を（一）勝伏す。人主恃む所の者に至つては誰ぞや。（二）書に曰く、予兆民に臨む、凜乎として（三）朽索の六馬を馭するが若しと。天下、

斧鉞之誅。而側聽逾旬。威命不レ至問ニ之府司一。則買レ燈之事。尋已停罷。乃知下陛下不ニ惟赦ヒ之。又能聽ち之。驚喜過レ望。以至ニ感泣一。何者。改レ過不レ吝。從レ善如レ流。此堯舜禹湯之所ニ勉強而力行一。秦漢以來之所ニ絕無而僅有一。顧此買レ燈毫髮之失。豈能上累ニ日月之明一。而陛下翻然

改むること吝ならず、善に從ふこと流るゝが如きは、此れ堯舜禹湯の勉強して力行せし所、秦漢以來の絕えて無くして僅に有る所なり。顧(七)ふに此れ燈を買ふは毫髮の失なり、豈能く(八)上日月の明を累せんや。而るに陛下翻然として(九)命を改むること、曾ち刻を移さず。則ち所謂(一〇)智天下に出でゝ至愚に聽き、威四海に加はつて匹夫に屈するなり。臣今にして知りぬ、陛下は與に堯舜たるべく、與に湯武たるべく、與に民を富まして(一一)刑を措くべく、與に兵を強うして戎虜を伏すべきことを。君有ること此の如し、其れ之に負くに忍びんや。惟當に(一二)腹心を披露し、肝膽を捐棄し、力の至る所を盡して、其他を知らざるべし。乃者臣亦天下の事、燈を買ふより大なる者有るを知る。而も獨り區區として此を以て先と爲す者は、蓋し(一三)未だ信ぜられずして諫むるは、聖人與せず、交淺くして言深きは、君子の戒むる所、是を以て試に其小なる者を論じて、而して其大なる者は、固より將に(一四)待つこと有つて後に言はんとす。

二千四。徳裕上疏極論。亦爲罷レ之。使下陛下内之臺諫有中如二此數人一者上則買レ燈之事。必須二力言一。外之有司有下如二此數人一者上則買レ燈之事。必不レ奉レ詔。陛下聰明睿聖。追二迹堯舜一。而羣臣不下以二唐太宗明皇一事中陛下上。竊嘗深告レ之。臣忝備二府僚一。親見二其事一。若又不レ言。臣罪大矣。陛下若赦レ之不レ誅。則臣又有下非職之言大二於此一者上。忍不下爲二陛下一盡上レ之。若不レ赦。亦臣之分也。謹錄奏聞。伏候二勅旨一。

（一）裁断の有様を度る　（二）節約勤倹して　（三）皇族方が自ら反省する也　（四）玄宗皇帝　（五）鳥の名　（六）王道に非るを以て使を追返す　（七）袖無羽織　（八）ばち　（九）象牙彫の香箱等も命のうちにあり　（一〇）銀の小箱、化粧道具等二十箇　（一一）宮内の御史諫官　（一二）外廷　（一三）蘇東坡此時開封府の推官たりし也　（一四）職分外に天聴を希望する言あり　（一五）分際として當然の事

年月日具。臣近者不レ度二愚賤一。輒上二封章一。言二買レ燈事一。自知下瀆二犯天威一。罪在上レ不レ赦。席二藁私室一。以待二

神宗皇帝に上る書

年月日具す。臣近ろ愚賤を度らず、輒く封章を上り、燈を買ふの事を言ふ。自ら天威（一）を瀆犯し、罪赦されざるに在るを知り、私室に席藁（二）して以て斧鉞（三）の誅を待つ。而も側に聴くに逾旬（四）にして威命至らず。之を府司（五）に問へば、則ち燈を買ふの事、尋いで已に停罷（六）すと。乃ち陛下が惟に之を赦すのみならず、又能く之を聴きしことを知り、驚喜望に過ぎ、以て感泣するに至れり。何となれば過を

此。而況於₂吾徒₁哉。非₃惟省₂費。亦且弭₁怨。昔唐太宗遣₂使往₁涼州₁。諷₂李大亮₁獻₂其名鷹₁。大亮不₁可。明皇遣₂使江南₁採₂鵁鶄₁。汴州刺史倪若水論₂之。爲反₂其使₁。又令₃益州織₂半臂背子₁。琵琶捍撥。鏤牙合子等。蘇許公不₁奉₁詔。李德裕在₂浙西₁。詔造₂銀盝子妝具二十事₁。織₂綾

しむ。大亮可かず。明皇使を江南に遣して、鵁鶄を採らしむ。汴州の刺史倪若水之を論じて、爲に其使を反す。又益州をして半臂背子を織らしむ。琵琶捍撥、鏤牙合子等。蘇許公詔を奉ぜず。李德裕浙西に在りしとき、詔して銀盝子妝具二十事を造り、綾二千匹を織らしむ。德裕上疏して極論し、亦爲に之を罷めき。陛下をして內の臺諫に此數人の如き者有らしめば、則ち燈を買ふの事も、必ず須く力言すべし。外の有司に此の數人の如き者有らしめば、則ち燈を買ふの事は、必ず詔を奉ぜざらん。陛下聰明睿聖、堯舜を追迹するに、而るに羣臣は唐の太宗明皇を以てだに陛下に事へず。竊に嘗て深く之を咎む。臣忝く府僚に備り、親しく其事を見る。若し又言はずんば、臣が罪大ならん。陛下若し之を赦して誅せずんば、則ち臣又非職の言、此より大なる者有らんとす。陛下の爲に之を盡さゞるに忍びんや。若し赦されずんば、亦臣の分也。謹んで錄して奏聞し、伏して勅旨を候つ。

有以見陛下勤恤之德。未信於下。而有司聚斂之意。或形於民。方當責己自求以消讒慝之口。而又重以買燈之事。使得因緣以爲口實。臣實惜之。方今百冗未除。物力凋敝。陛下縱出內帑財物。不用大司農錢。而內帑所儲。孰非民力。與其平時耗於不急之用。曷若留貯以待乏絕之供。故臣願陛下將來放燈。與凡遊觀苑囿。宴好賜予之類。皆飭有司。務從儉約。頃者詔旨裁減皇族恩例。此實陛下至明至斷。所以深計遠慮。割愛爲民。

然竊揆其閒。不能無少望於陛下。惟當痛自刻損。以身先之。使知人主且猶若

する所以なり。

（一）一月十五日上元の夜燈を放つ事　（二）御用品買上を司る官署　（三）平生恩德に狎れ居るため怨恨も生じ易し　（四）流言飛語　（五）英宗以來三年に一度づゝ科擧を行ふ、その數年を延べんとの說　（六）酒を政府の專賣とする說　（七）手當を減ずるといふ風說　（八）政を勤め下を恤む　（九）取立ての嚴しきなり　（一〇）讒誣虛構　（一一）百般の冗費　（一二）御手許金　（一三）大藏省に當る官署　（一四）減少　（一五）物見場、庭園、宴會、賜與等　（一六）戒め　（一七）恩は特別の賜與、例は常例の手當

然れども竊に其閒（一）を揆るに、少しく陛下に望むこと無き能はず、惟當に痛く自ら刻損（二）して、身を以て之に先んじ、人主すら且つ猶ほ此の若し、而るを況んや吾（三）徒に於けるをやといふを知らしめん。惟費を省くのみに非ず、亦且つ怨を弭めん。昔、唐の太宗、使を遣して涼州に往かしめ、李大亮に諷して、其名鷹を獻ぜ

少。又無拘收督迫之嚴。費用不多。民亦無憾。故臣願追還前命。凡悉如舊。京城百姓。不慣侵擾。恩德已厚。怨讟易生。可不慎與。可不畏與。近日小人妄造非語。士人有展年科場之說。商賈有京城榷酒之議。吏憂減俸。兵憂減廩。雖此數事朝廷所決無。而此紛紛。亦

姓、侵擾に慣はず。恩德(三)已に厚く、怨讟生じ易し。愼まざるべけんや、畏れざるべけんや。近日小人妄に非語(四)を造し、士人展年(五)科場の說有り、商賈に京城榷酒(六)の議有り。吏は減俸を憂へ、兵は減廩(七)を憂ふ。此數事は朝廷決して無き所なりと雖も、而も此紛紛あるは、亦以て陛下勤恤(八)の德、未だ下に信ならずして、有司聚斂(九)の意、或は民に形はるゝを見ること有り。方に當に己を責めて自ら求め、以て讒慝(一〇)の口を消すべし。而るを又重ぬるに燈を買ふの事を以てし、因り緣りて以て口實を爲すを得しめんは、臣實に之を惜む。方今百冗(一一)未だ除かず、物力凋敝す。陛下縱ひ內帑(一二)の財物を出して、大司農(一三)の錢を用ひずとも、而も內帑の儲ふる所、孰か民力に非ざらん。其平時不急の用に耗(一四)せんよりは、曷ぞ留貯して以て乏絕の供を待つに若かんや。故に臣願くは陛下將來の放燈、凡そ游觀(一五)苑囿宴好賜予の類と、皆有司を飭(一六)し、務めて儉約に從はんことを。頃は詔旨して皇族(一七)の恩例を裁減すと。此は實に陛下の至明至斷、深計遠慮、愛を割き民の爲に

足三以解二其憂一。而豈以レ燈爲レ悅者哉。此不レ過下以奉二二宮之歡一。而極中天下之養上耳。然大孝在レ乎レ養レ志。百姓不レ可二戶曉一。皆謂陛下以二耳目不レ急之玩一而奪二其口體必用之資一。賣レ燈之民。例非二豪戶一。擧レ債出レ息。畜レ之彌年。衣食之計。望二此旬日一。陛下爲二民父母一。唯有二添レ價貴買一。豈可二減レ價賤酬一。此事至小。體則甚大。凡陛下所三以減下價者。非レ欲下以レ此與二小民一爭中此毫末上。豈以二其無用而厚費一也。如知二其無用一。何必更索。惡二其厚費一。則如レ勿レ買

の者は、此を以て小民と此毫末を爭ふことを欲するに非ず、豈其無用にして厚費なるを以てなるか。如し其無用なるを知らば、何ぞ必ずしも更に索めん。其厚費を惡まば、則ち買ふこと勿きに如かんや。

(一) 宮中より出づる使　(二) 開封府の有司　(三) 浙地に產する燈籠　(四) 實價　(五) 買占　(六) 嗟歎　(七) 太皇太后曹氏と皇太后高氏　(八) 天下の力を以て奉養す　(九) 事情を戶每に說諭し得べきにあらず　(一〇) 百姓にとりては生命をつなぐ大切の資也　(一一) 通例は貧賤の者なり　(一二) 借金を作り利息を出す　(一三) 一年にわたる　(一四) 高價に買ふ　(一五) 低廉に支拂ふ　(一六) 費用過大

且內庭故事。每レ遇二放燈一。不レ過レ令下內東門雜物務臨レ時收買上。數目旣

且つ內庭の故事に、放燈に遇ふ每に、內東門雜物務をして、時に臨んで收買せしむるに過ぎず。數目既に少く、又拘收督迫の嚴無し。費用多からざれば、民も亦憾無し。故に臣願くは前命を追還し、凡そ悉く舊の如くにせよ。京城の百

傳宣。下二府市司一。買二浙燈四千餘盞一。有司具二實直一以聞。陛下又令二減レ價收買一。見已盡レ數拘收。禁二止私賣一。以須二上令一。臣始聞レ之。驚愕不レ信。咨嗟累日。何者。竊爲二陛下一惜二此擧動一也。臣雖二至愚一。亦知下陛下游二心經術一。動法二堯舜一。窮二天下之嗜欲一。不レ足三以易二其樂一。盡二天下之玩好一。不中

直を具して以聞す。陛下又價を減じて收買せしむ。見に已に數を盡して(五)拘收し、私賣を禁止して、以て上の令を須つと。臣始めて之を聞き、驚愕して信ぜず、(六)咨嗟すること累日なり。何となれば、竊に陛下の爲に此擧動を惜めば也。臣至愚と雖も、亦陛下が心を經術に游ばしめ、動は堯舜に法り、天下の嗜欲を窮むるも、以て其樂に易ふるに足らず、天下の玩好を盡すも、以て其憂を解くに足らざるを知る。而るに豈燈を以て悅と爲す者ならんや。此れ以て(七)二宮の歡を奉じて、而して(八)天下の養を極むるに過ぎざるのみかと。然れども大孝は志を養ふに在り、(九)百姓戸ごとに曉すべからず。皆謂ふ、陛下耳目急ならざるの玩を以て、而して(一〇)其口體必用の資を奪ふと。燈を賣るの民は(一一)例豪戸に非ず、(一二)債を擧げ息を出し、之を畜ふること(一三)彌年なり。衣食の計、此旬日を望むのみ。陛下民の父母と爲り、唯價を添へて(一四)貴買すること有りとも、豈價を減じて(一五)賤酬すべけんや。此事至つて小なれども、體は則ち甚だ大なり。凡そ陛下が價を減ずる所以

朕深思治亂。指陳得失。無有所隱。自是以來。臣每見同列。未嘗不為道陛下此語。非獨以稱頌盛德。亦欲朝廷之閒。如臣等輩。皆知陛下不以疏賤。閉廢其言。共獻所聞。以輔成太平之功業。然竊謂空言率人。不如有實而人自勸。欲知陛下能受其言之實。莫如以臣試之。故臣願以身先天下。試其小者。上以補助聖明之萬一。下以爲賢者卜其可否。雖以此獲罪。萬死無悔。

ずんばあらず。獨り以て盛德を稱頌(四)するのみに非ず、亦朝廷の閒、臣等輩の如きもの、皆陛下が疏賤を以て其言を閉廢(五)せざるを知り、共に聞く所を獻じて、以て太平の功業を補成せんことを欲す。然れども竊に謂へらく、空言人を率ゐるは、實有つて人ゝ自ら勸むに如かず。陛下が能く其言を受くるの實を知らんと欲せば、臣を以て之を試むるに如くは莫しと。故に臣願くは身を以て天下に先んじ、其小なる者を試み、上は以て聖明の萬一を補助し、下は以て賢者の爲に其可否を卜せ(六)ば、此を以て罪を獲と雖も、萬死も悔ゆること無けん。

(一) 召されて問に對ふ　(二) 玉音に同じ、天子の御言葉を承るなり　(三) 同僚　(四) 譽め稱ふ　(五) おろそかにす　(六) 言を納るゝや否やを卜す

臣伏見。中使

臣伏して見るに、中使(一)傳宣し、(二)府市司に下して、(三)浙燈四千餘盞を買ふ。有司實(四)

死生。一二毀譽一。輕二富貴一。安中貧賤上。則人主之名器爵祿。所二以礪レ世磨レ鈍者廢矣。陛下亦安用レ之。而況其實不レ能而竊取二其言一以欺レ世者哉。臣願陛下明勅二有司一。議レ之以二法言一。取レ之以二實學一。博通二經術一者。雖レ朴不レ廢。稍涉二浮議一者。雖レ工必黜。則風俗近レ厚。學術近レ正。庶幾得二忠實之士一。不レ至レ蹈二衰季之風一。則天下幸甚。

は、工と雖も必ず黜くるときは、則ち風俗厚に近く、學術正に近く、庶幾は忠實の士を得て、衰季の風を踏むに至らずんば、則ち天下幸甚ならん。

(一)佛祖や老子　(二)莊周老聃　(三)事宜に適當する所なし　(四)心底を酌量する能はず　(五)放肆の貌に安んじ妄誕の文を樂むのみ　(六)死生毀譽等を以て意に介せざらしめば云々と也　(七)世の人を勵ますべき車服官位の類　(八)莊周の眞似だに出來ざる人　(九)正言　(一〇)愚直　(一一)輕薄の議論　(一二)漢季の風俗なり、晉唐老佛の變なりし如きを指す

臣嚮蒙レ召二對便殿一。親奉二德音一。以爲凡在二館閣一。皆當下爲レ

浙燈を買ふを諫むる狀

臣嚮に便殿に召對することを蒙り、親しく德音を奉ず。以爲らく、凡そ館閣に在るもの、皆當に朕が爲に深く治亂を思ひ、得失を指陳して、隱す所有ること無かるべしと。是より以來、臣同列を見る每に、未だ嘗て爲に陛下の此語を道は

之政。至レ今爲レ矣。故孔子罕レ言レ命。則爲二知者少一也。子貢曰。夫子之文章。可二得而聞一也。夫子之言三性與二天道一。不レ可二得而聞一也。夫性命之說。自二子貢一不レ得レ聞。而今之學者恥レ不レ言二性命一。此可レ信也哉。

今士大夫至下以二佛老一爲中聖人上。粥二書於レ市者。非二莊老之書一不レ售也。讀二其文一。浩然無レ當。而不レ可レ窮。觀二其貌一。超然無レ著。而不レ可レ捫。此豈眞能然哉。蓋中人之性。安レ於レ放而樂レ於レ誕耳。使下天下之士。能如二莊周一。齊二

今士大夫、(一)佛老を以て聖人と爲すに至り、書を市に粥ぐ者も、莊老(二)の書に非ずんば售れざる也。其文を讀むに、浩然として當る(三)こと無くして窮むべからず、其貌を觀るに、超然として著るゝこと無くして捫(四)むべからず。此豈眞に能く然らんや。蓋し中人の性、放(五)に安んじて誕を樂むのみ。天下の士をして能く莊周の如く、死生(六)を齊しうし、毀譽を一にし、富貴を輕んじ、貧賤に安んぜしめば、則ち人主の名器爵祿世を礪し鈍を磨する所以の者廢せん。陛下も亦安ぞ之を用ひん。而る(七)を況んや其實能く(八)せずして、而して竊に其言を取つて以て世を欺く者をや。臣願くは陛下明かに有司に勅して、之を議するに法言(九)を以てし、之を取るに實學を以てし、博く經術に通ずる者は、朴(一〇)と雖も廢せず。稍浮議(一一)に涉る者

特願陛下留二意其遠者大者。必欲下登二俊良。黜二庸回。總二覽衆才。經中略世務上則在丁陛下與二二三大臣。下至丙諸路職司。與乙良二千石甲耳。區區之法何預焉。然臣竊有二私憂過計者。敢不二以告。昔王衍好二老莊。天下皆師レ之。風俗陵夷。以至二南渡。王縉好レ佛。捨二人事一而修二異教。大歷

特に願ふ陛下、意を其遠き者大なる者に留めんことを。必ず俊良を登げて、庸回(一)を黜け、衆才を總覽して、世務を經略せんと欲するは、則ち陛下と二三大臣と、下諸路の職司と、良二千石(二)とに至るに在るのみ。區區の法何ぞ預らんや。然れども臣竊に私憂過計(三)する者有り、敢て以て告げざらんや。昔は王衍(四)、老莊を好んで、天下皆之を師とし、風俗陵夷(五)して、以て南渡(六)に至りぬ。王縉(七)、佛を好み、人事を捨てゝ異教を修む。大歷(八)の政令に至つて笑と爲る。故に孔子も命を言ふこと罕(九)なり、則ち知者の少き(一〇)が爲也。子貢(一一)曰く、夫子の文章は得て聞くべし。夫子の性と天道とを言ふは、得て聞くべからずと。夫れ性命の説は、子貢(一二)よりして聞くことを得ず。而るに今の學者、性命を言はざるを恥づるは、此れ信ずべけんや。

(一) 愚にして心術の曲れるもの (二) 賢太守なり、宋の知州は漢の太守に當る (三) 私に取越苦勞をなす (四) 晉の人 (五) 漸次に衰頽し行くをいふ (六) 東晉の元帝都を江南に遷す (七) 唐の代宗の宰相 (八) 代宗の年號 (九) 論語子罕篇に出づ (一〇) 其理の分る者少なきが故也 (一一) 子貢は端木賜なり、この語は論語公冶長篇に出づ (一二) 子貢程の學者すら聞くを得ざりし難解のものとの義

之吏。其弊有甚於詩賦者矣。唐之通榜。故是弊法。雖有以名取人。厭伏衆論之美。亦有賄賂公行。權要請託之害。一使恩去王室。權歸私門。降及中葉。結爲朋黨之論。通榜取人。又豈足尙哉。諸科學人。多出三路。能文者既已變而爲進士。曉義者又皆去以爲明經。其餘皆朴魯不化者也。至於人才。則有定分。施之有政。能否自彰。今進士日夜治經傳子史。貫穿馳騖。可謂博矣。至於臨政。曷嘗用其一二。顧視舊學。以爲虛器。而欲使此等分別注疏。粗識大義。而望其一人能增長。亦已疎矣。臣故曰。此數者皆知其一而不知其二也。

ん。今進士日夜經傳子史を治め、貫穿馳騖す。(一五)博しと謂ふべし。政に臨むに至れば、曷ぞ嘗て其一二をだに用ひんや。顧みて舊學を視て以て虛器と爲す。而るに(一六)此等をして注疏を分別し、粗大義を識らしめ、其人能く增長せんことを望まんと欲するは、亦已に疎なり。(一七)臣故に曰く、此數者は、皆其一を知つて其二を知らざる也。

(一)經史中の語句を集錄類別すること (二)綴りあつむ (三)經史の語を括取せる策論資料の意 (四)入れ交ふること (五)法則に同じ (六)四聲の違ひや字句對立などのこと (七)唐代選擧の名、擧の主司の薦送によるもの (八)滿足せしむる (九)權門要路へ請願依頼すること (一〇)すべて (一一)中世に同じ、唐穆宗の頃李德裕李宗閔各々黨を分ち相傾軋せり (一二)進士明經貼選 (一三)天性質朴魯鈍にして進士明經たる能はざる者 (一四)天才の分量 (一五)能く熟達透徹す (一六)是等魯鈍の人 (一七)道理に疎し

自レ唐至レ今。以ニ詩賦一爲ニ名臣一者。不レ可レ勝レ數。何負レ於ニ天下一而必欲レ廢レ之。近世士人。纂ニ類經史一。綴ニ緝時務一。謂ニ之策括一。待問條目。搜抉略盡。臨レ時剽竊。竄ニ易首尾一。以眩ニ有司一。有司莫ニ能辨一也。且其爲レ文也。無ニ規矩準繩一。故學レ之易レ成。無ニ聲病對偶一。故考レ之難レ精。以ニ易レ學之士一。付ニ難レ考

唐より今に至るまで、詩賦を以て名臣たりし者、數ふるに勝ふべからず。何ぞ天下に負いて、必ず之を廢せんと欲するぞ。近世の士人、經史を纂類(二)し、事務を綴緝(一)して、之を策括(三)と謂ふ。待問の條目、搜抉(四)略盡く。時に臨んで剽竊し、首尾を竄易し、以て有司を眩すに、有司能く辨ずる莫し。且つ其の文たるや、規矩準繩(五)無し、故に之を學んで成り易し。聲病對偶(六)無し、故に之を考ふること精なり難し。學び易きの士を以て、考へ難きの吏に付せば、其弊詩賦より甚しき者有らん。唐の通榜(七)は故是れ弊法(九)なり。名を以て人を取り、衆論を厭伏(八)するの美有りと雖も、亦賄賂公行、權要請託の害有り。(一〇)一に恩をして王室を去り、權をして私門に歸せしむ。降つて中葉に及んで、結んで朋黨の論となりぬ。通榜人を取ること、又豈尙ぶに足らん(一一)や。諸科擧の人は、多く三路(一二)に出づ。文を能くする者旣に已に變じて進士と爲り、義を曉る者、又皆去つて以て明經と爲る。其餘は皆朴魯(一三)化せざる者也。人才に至つては則ち定分(一四)あり。之を有政に施せば、能否自ら彰れ

弊。一至レ於レ此。且自二文章一而言レ之。則策論爲レ有レ用。詩賦爲レ無レ益。自二政事一言レ之。則詩賦策論。均爲二無用一矣。雖レ知二其無一レ用。然自二祖宗一以來。莫二之廢一者。以爲設レ法取レ士。不レ過レ如レ此也。豈獨吾祖宗。自レ古堯舜亦然。書曰。敷奏以レ言。明試以レ功。自レ古堯舜以來。進レ人何嘗不レ以レ言。試レ人何嘗不レ以レ功乎。議者必欲下以二策論一定中賢愚能否上。臣請有二以質一レ之。近世士大夫。文章華靡者。莫レ如二楊億一。使二楊億尚在一。則忠清鯁亮之士也。豈得下以二華靡一少上レ之。通レ經學レ古。莫レ如二孫復石介一。使二孫復石介尚在一。則迂闊矯誕之士也。又可レ施二之於政事之間一乎。

を定めんと欲せば、臣請ふ以て之に質すこと有らん。近世士大夫、文章華靡なる者は、楊億に如くは莫し。楊億をして尚ほ在らしめば、則ち忠清鯁亮(一〇)の士ならん、豈華靡(九)を以て之を少とする(一一)を得んや。經に通じ古を學ぶは、孫復石介(一二)(一三)に如くは莫し、孫復石介をして尚ほ在らしめば、則ち迂闊矯誕(一四)の士たらん、又之を政事の間に施すべけんや。

(一)正すなり　(二)儀表準則即ち手本の意　(三)科目を設くるなり　(四)祿に食はしめんとするなり　(五)褒譏を行ふなり　(六)やぶれたる車に弱々しき馬　(七)意に協はんとす　(八)尚書舜典に出づ、言を陳せしめて之を實地に試み而して功績を考ふる義　(九)太宗眞宗に事へて翰林學士に至りし人　(一〇)誠忠精廉にして剛直眞實なる士　(一一)其人物を不足とす、用ふるの價値なしとす　(一二)泰山に退居す、泰山學派の祖　(一三)歐文の墓誌參照　(一四)世事に疎く人情に暗く虚妄の說をなす

在レ於下君レ人者修レ身以格レ物。審ニ好惡一以表セ俗。孟子所レ謂、君仁莫レ不レ仁。君義莫レ不レ義。君之所レ向。天下趨焉。若欲ニ設レ科立レ名以取レ之。則是敎ニ天下相率而爲レ僞也。上以レ孝取レ人。則勇者割レ股。怯者廬ニ墓上一。以レ廉取レ人。則弊車羸馬惡衣菲食。凡可三以中ニ上意一。無レ所レ不レ至矣。德行之

審にして以て俗に表たるに在り。孟子の所謂、君仁なれば仁ならざる莫く、君義なれば義ならざる莫き(二)なり。君の向ふ所は、天下趨く。若し科(三)を設け名を立て、以て之を取らんと欲せば、則ち是天下をして相率ゐて僞を爲さしむる也。上、孝を以て人を取らば、則ち勇者は股(四)を割き、怯者は墓(五)上に廬せん。廉を以て人を取らば、則ち弊(六)車羸馬、惡衣菲食、凡そ以て上の意(七)に中つべきこと、至らざる所無けん。德行の弊は、一に此に至る。且つ文章よりして之を言へば、則ち策論は用有りと爲し、詩賦は益無しと爲すも、政事より之を言はゞ、則ち詩賦策論、均しく無用たり、其の用無きを知ると雖も、然れども祖宗より以來、之を廢する無き者は以爲らく、法を設けて士を取る、此の如きに過ぎざれば也。豈獨り吾祖宗のみならんや、古より堯舜も亦然りき。書に曰く、(八)敷き奏むるに言を以てし、明かに試むるに功を以てすと。古より堯舜以來、人を進むる何ぞ嘗て言を以てせざらん、人を試むる何ぞ嘗て功を以てせざらんや。議者必ず策論を以て賢愚能否

以患㆗苦天下㆖耶。若乃無㆓大變改㆒而望㆑有㆑益㆑於㆑時。則與㆓慶歷之際㆒何異。故臣以謂今之學者。特可㆑因㆓循舊制㆒。使㆘先王之舊物不セ廢㆑於㆓吾世㆒足㆖矣。至㆑於㆓貢擧之法㆒。行㆑之百年。治亂盛衰初不㆑由㆑此。陛下視㆓祖宗之世㆒。貢擧之法。與㆑今孰爲㆑精。言語文章。與㆑今孰爲㆑優。所㆑得文章長才。與㆑今孰爲㆑多。天下之士。與㆑今孰爲㆑辯。較㆓此四者㆒。而短長之議決矣。今議者所㆓變改㆒。不㆑過㆓數端㆒。或曰。鄉擧㆓德行㆒而略㆓文章㆒。或曰。專取㆓策論㆒而罷㆓詩賦㆒。或欲㆘擧㆓唐室故事㆒。兼採㆓譽望㆒而罷㆗封彌㆖。或欲㆘罷㆓經生朴學㆒。不㆑用㆓貼墨㆒而考㆗大義㆖。此數者。皆知㆓其一㆒不㆑知㆓其二㆒者也。臣請歷㆓言之㆒。

めんと。或は唐室の故事を擧げて、兼ねて譽望(八)を採りて封彌(九)を罷めんと欲し、或は經生朴學(一〇)を罷め、貼墨(一一)を用ひずして大義を考へんと欲すと。此數者は、皆其一を知つて、其二を知らざる者也。臣請ふ之を歷言せん。

(一) 仁宗の年號なり、吉州學記參看 (二) 禮記學記篇に、九年にして類を知りて通達し、强立して反らず、之を大成と謂ふ云々 (三) 對手にせざること (四) 因り從ふ義 (五) 唯今の時代 (六) 宋天下を統一してより凡そ一百年 (七) 數ケ條 (八) 學術試驗のみによらず其身に名譽ある者を採るなり (九) 眞宗の時に始まりたる制にて、封名といふ、試驗の不公平を防ぐ爲め受驗者の姓名を糊封し暗號を以てする也 (一〇) 經學專修の質朴なる學問 (一一) 經書の一行を示して其前後の文言の記誦を試むる試驗

夫欲㆑興㆓德行㆒。

夫れ德行を興さんと欲するは、人に君たる者、身を修めて以て物を格し(一二)、好惡を

不レ可レ待。至レ於二今日一。惟有二空名僅存一。今陛下必欲下求二德行道藝之士一。責中九年大成之業上。則將下變二今之禮一。易中今之俗上。又當下發二民力一以治二宮室一。斂二民財一以養二游士一。百里之內。置レ官立レ師。獄訟聽レ於レ是。軍旅謀於レ是。又當下以レ時簡二不レ率レ敎者一。屛二之遠方一。終身不上レ齒。則無下乃徒爲二紛亂一

成の業を責めんと欲せば、則ち將に今の禮を變じて、今の俗を易へんとす。又當に民力を發して以て宮室を治め、民財を斂めて以て游士を養ひ、百里の內、官を置き師を立て、獄訟是に聽き、軍旅是に謀るべし。又當に時を以て敎に率はざる者を簡び、之を遠方に屛け、終身齒(三)せざるべし。則ち乃ち徒に紛亂を爲して、以て天下を患苦する無からんか。若し乃ち大いに變改する無うして、時に益有るを望まば、則ち慶歷の際と何ぞ異らん。故に臣以謂らく、今の學者、特に舊制に因(四)循すべし、先王の舊物をして吾世に(五)廢せざらしめば足らんと。貢擧の法に至つては、之を行ふこと百年、(六)治亂盛衰、初め此に由らず。陛下祖宗の世を視るに、貢擧の法を今と孰か精と爲し、言語文章、今と孰か優ると爲し、得る所の文章長才、今と孰か多しと爲し、天下の士、今と孰か辯と爲す。此四者を較べて、而して短長の議決せん。今議者の變改する所、(七)數端に過ぎず。或は曰く、鄉は德行を擧げて文章を略にせん。或は曰く、專ら策論を取つて詩賦を罷

況於二學校貢擧一乎。雖レ因二今之法一。臣以爲レ有レ餘。使下君相無二知レ人之才一。朝廷無中責レ實之政上。則公卿侍從。猶患レ無レ人。況學校貢擧乎。雖レ復二古之制一。臣以爲レ不レ足矣。夫時有二可否一。物有二廢興一。方二其所レ安。雖二暴君一不レ能レ廢。及二其既厭一。雖二聖人一不レ能レ復。故風俗之變。法制隨レ之。譬如二江河之徙移一。順二其所レ欲レ行而治レ之。則易レ爲レ功。彊二其所レ不レ欲而復レ之。則難レ爲レ力。使二三代聖人復生二於レ今。其選擧養レ才。亦必有レ道矣。何必由レ學。

雖も廢する能はず。其既に厭ふに及んでは、聖人と雖も復する能はじ。故に風俗の變は、法制之に隨ふ。譬へば江河の徙移(六)するが如し、其の行かんと欲する所に順つて之を治めば、則ち功を爲し易からん。其の欲せざる所を彊(七)ひて之を復するときは、則ち力(八)を爲し難からん。三代の聖人をして復今に生れしめば、其選擧と才を養ふとは、亦必ず道有らん、何ぞ必ずしも學に由らん。

(一) 準據　(二) 諸州より出て、禮部の試に應ずること　(三) 小役人や僕隸　(四) 行ふべき時機と行ふべからざる時機とあり　(五) 興廢　(六) 水道の變遷移動するを指す　(七) 無理にもとに引き戻さんとする時は　(八) 手を着け難く、如何ともなし難からん

且天下固嘗立レ學矣。慶歷之閒。以爲太

且つ天下固より嘗て學を立つ。慶歷(一)の閒、以爲らく太平待つべしと。今日に至つては、惟空名の僅に存する有るのみ。今陛下必ず德行道藝の士を求めて、九(二)年大

準レ敕講ニ求學校貢擧利害一。今臣等各具ニ議狀一聞奏者。右臣伏以。得レ人之道。在レ於レ知レ人。知レ人之法。在レ於レ責レ實。使下君相有ニ知レ人之才一。朝廷有中責レ實之政上。則胥吏皂隸。未ニ嘗無レ人。而

卷之十八

蘇軾子瞻著

學校貢擧を議する劄子

敕に準じて學校と貢擧との利害を講求す。今臣等各ゝ議狀を具して聞奏する者なり。(一)右臣伏して以(二)みるに、人を得るの道は人を知るに在り、人を知るの法は實を責むるに在りと。君相をして人を知るの才有り、朝廷をして實を責むるの政有らしめば、則ち(三)胥吏皂隷すら、未だ嘗て人無くんばあらず。而るを況んや學校と貢擧とに於てをや。今の法に因ると雖も、臣以て餘有りと爲す。君相をして人を知るの才無く、朝廷をして實を責むるの政無からしめば、則ち公卿侍從も猶ほ人無きを患ふ、況んや學校貢擧をや。古の制に復すと雖も、臣以て足らずと爲すなり。(四)夫れ時に可否有り、物に廢興有り。其の安んずる所に方つては、暴君と

則天下以爲二口實一。嗚呼。此不レ可下與二他人一道上レ之。唯吾兒可也。

輪輻蓋軫。皆有レ職乎レ車。而軾獨若レ無レ所レ爲者。雖レ然。去レ軾則吾未レ見三其爲二完車一也。軾乎吾懼三汝之不二外飾一也。天下之車。莫レ不レ由レ轍。而言二車之功一。轍不レ與焉。雖レ然。車仆馬斃而患不レ及レ轍。是轍者禍福之間。轍乎吾知レ免矣。

二子に名づくるの説

輪輻蓋軫(一)は、皆車に職とするところ有り、軾(二)獨り爲す所無き者の若し。然りと雖も、軾を去れば則ち吾未だ其完車(三)たるを見ざる也。軾か、吾汝の外飾(四)せざるを懼る。天下の車は轍(五)に由らざる莫し、而も車の功を言へば、轍與らず。然りと雖も、車仆れ馬斃るゝも患轍に及ばず、是れ轍は禍福(六)の間か。轍か、吾免れんことを知る。

(一) 車の輪と軸に集る者とほろと車後の横木と (二) 車前の横木にて倚りて以て式敬する所のもの (三) 完全の車 (四) 才を外に飾らず爲めに世に憎まれんとす (五) 車迹 (六) 禍福の中間に存す

者豈有レ求レ乎レ文哉。無レ意レ乎ニ相求。不レ期而相遭而文生焉。是其爲レ文也。非ニ水之文一也。非ニ風之文一也。二物者非ニ能爲レ文。而不レ能レ不レ爲レ文也。物之相使而文出レ於ニ其間一也。故曰。此天下之至文也。今夫玉。非レ不ニ温然美一矣。而不レ得ニ以爲レ文。刻鏤組繡。非レ不レ文矣。而不レ可ニ與論レ乎ニ自然一。故夫天下之無レ形而文生レ之者。唯水與レ風而已。昔者君子之處レ於レ世。不レ求レ有レ功。不レ得レ已而功成。則天下以爲レ賢。不レ求レ有レ言。不レ得レ已而言出。

して相遭うて文生ず。是れ其の文たるや。水の文に非ず、風の文に非る也。二物の者能く文を爲すに非ずして、文を爲さゞる能はざる也。物の相使めて(二)文其間に出づる也。故に曰く、此れ天下の至文也と。今夫れ玉は温然(三)として美ならざるに非ず、而も以て文と爲すを得ず、刻鏤組繡(四)、文ならざるに非ず、而も與に自然を論(五)ずべからず。故に夫の天下の形無くして文之に生ずる者は、唯水と風とのみ。昔は君子の世に處る、功有るを求めず、已むを得ずして功成るときは、則ち天下以て賢と爲す。言有るを求めず、已むを得ずして言出づれば、則ち天下以て口(六)實と爲す。嗚呼、此れ他人と之を道ふべからず、唯吾兄のみ可なり(七)。

(一) 求めて文を成すにあらず、自然に遭ひて文生ずる也 (二) 物と物との間にせめられて其間に文出づ (三) ゆたかにふつくりとして (四) 彫刻刺繡 (五) これ人爲にして以て自然を論ずべからず (六) 常にそれを口に誦して措かざる言葉 (七) 吾兄とのみ語るべき話なり

是水也。而風實起レ之。蓬蓬然而發レ乎二大空一。不レ終レ日而行レ乎二四方一。蕩乎其無レ形。飄乎其遠來。既往而不レ知二其迹之所一レ存者。是風也。而水實形レ之。今夫風水之相三遭乎二大澤之陂一也。紆餘委蛇。蜿蜒淪漣。安而相推。怒而相陵。舒而如レ雲。蹙而如レ鱗。疾而如レ馳。徐而如レ徊。揖讓旋辟。相顧而不レ前。其繁如レ縠。其亂如レ霧。紛紜鬱擾。百里若レ一。汨乎二順流一。至二乎滄海之濱一。滂薄洶湧。號怒相軋。交橫綢繆。放レ乎二空虛一。掉レ乎二無垠一。橫流逆折。濆旋傾側。宛轉膠戾。回者如レ輪。縈者如レ帶。直者如レ燧。奔者如レ焱。跳者如レ鷺。投者如レ鯉。殊狀異態。而風水之之極觀備矣。故曰風行二水上一渙。此亦天下之至文也。

く、直なる者は燧(一九)の如く、奔る者は焱の如く、跳る者は鷺の如く、投ずる者は鯉の如く、殊狀異態、風水の極觀備る。故に曰く、風水上を行くは渙(二〇)と。此れ亦天下の至文也。

(一) 易渙卦第四爻 (二) 散なり大德の人はよく小人の羣を散じて下の大合同を結成す故に大吉なり (三) 解き放して平げんと欲するところ (四) 水の流るゝ貌 (五) 水のよどむ貌 (六) 止りて渦を卷き深廣なる貌。「洄」は「徊」に作るべし (七) 風の吹き起る形容 (八) 形に現す (九) 溜水の堤下 (一〇) 廻りうねる貌 (一一) 細波のうねうねとする貌 (一二) 會釋しつゝ退歩す、波のゆるゆるとして進まざる形容 (一三) 充ち涌きあがる狀 (一四) 縱橫に亙り合ふ貌 (一五) 大空 (一六) 無限の大洋 (一七) 渦まき崩るゝ貌 (一八) 廻りくねる有樣 (一九) 狼煙(ノロシ)の類 (二〇) 易渙卦の爻辭、風に遭うて水の渙散する也

然而此二物

然り而して此二物の者、豈文に求むる有らんや。相求むるに意無くして、期せず

嗟夫。聖人所欲渙以混一天下者也。蓋余仲兄名渙。而字公羣。則是以聖人之所欲解散滌蕩者。以自命也。而可乎。他日以告。兄曰。子其可爲我易之。洵曰唯。既而曰。請以文甫易之。如何。且兄嘗見夫水之與風乎。油然而行。淵然而留。渟洄汪洋。滿而上浮者。

字は公羣、則ち是れ聖人の解散滌蕩(三)せんと欲する所の者を以て、以て自ら命ずる也、可ならんやと。他日以て告ぐ。兄曰く、子其れ我爲に之を易ふべしと。洵曰く、唯と。既にして曰く、請ふ文甫を以て之に易へば、如何。且つ兄嘗て夫の水と風とを見しか、油然(四)として行き、淵然(五)として留り、渟洄汪洋(六)、滿ちて上浮する者は、是れ水也。風實に之を起す。蓬蓬然(七)として大空に發し、日を終へずして四方に行き、蕩乎として其れ形無く、飄乎として其れ遠く來り、既に往いて其迹の存する所を知らざる者は、是れ風也。水實に之を形す(八)。今夫れ風水の大澤(九)の陂に相遭ふや、紆餘委蛇(一〇)、蜿蜒淪漣(一一)、安んじて相推し、怒つて相陵ぎ、舒にして雲の如く、蹙つて鱗の如く、疾きこと馳するが如く、徐なること徊るが如く、揖讓旋(一二)辟、相顧みて前まず、其繁 縠の如く、其亂霧の如く、紛紜鬱擾、百里も一の若し、順流して滄海の濱に至るに洎び、滂薄洶湧(一三)、號怒相軋り(一四)、交横綢繆(一五)、空虛に放り、無垠(一六)に掉ひ、横流逆折(一七)、濆旋傾側(一八)、宛轉膠戻、回る者は輪の如く、縈ふ者は帶の如

斤。出レ於二湍沙之間一。而不レ爲二樵夫野人之所一レ薪。而後得レ至レ乎此。則其理似レ不二偶然一也。然予之愛レ之。則非三徒愛二其似一レ山。而又有レ所レ感焉。非二徒愛一レ之。而又有レ所レ敬焉。予見二中峰魁岸踞肆。意氣端重一。若レ有三以服二其旁之二峰一者。莊栗刻峭。凜乎不レ可レ犯。雖二其勢服一レ於二中峰一。而岌然決無二阿附意一。吁。其可レ敬也夫。其可三以有二所一レ感也夫。

るを見るに、以て其旁の二峰を服する有るが若し。二峰は、莊栗刻峭(六)、凜乎として犯すべからず、其勢は中峰に服すと雖も、而も岌然(七)として決して阿附(八)するの意無し。吁、其れ敬すべきかな。其れ以て感ずる所有るべきかな。

(一) 木假山也　(二) 運命　(三) 斧斤に掛けらるゝこともなくとの意　(四) 大きく峙ちて勢あり見栄ありて威張つてはゞを利かし居る状あり。蓋し以て老泉自身に喩ふる也　(五) 樣子端正にして重みあること　(六) 愼みて而も鋭し。以て二子に喩ふ　(七) 高聳の貌　(八) おもねり諛ひ附く

仲兄字文甫說

洵讀レ易至二渙之六四一。曰渙二其羣一元吉。曰

洵易を讀んで渙(一)の六四に至る、曰く其羣を渙す(二)元吉と。曰く嗟夫、羣とは、聖人の渙して以て天下を混一せんと欲する所の者也。蓋し余が仲兄名は渙、

百年。而其激射齧食之餘。或髣二髴於レ山者。則爲二好事者一取去。强レ之以爲レ山。然後可下以脫二泥沙一而遠中斧斤上。而荒江之濱。如レ此者幾何。不レ爲二好事者所レ見。而爲二樵夫野人所レ薪者。何可レ勝レ數。則其最幸者之中。又有二不幸者一焉。

(一)ひこばえ、木の切株に生ずる萌芽　(二)早死　(三)兩手もて圍む位の大いさ　(四)天命にあらざるを夭死とす　(五)斧はまさかり、斤はをの、斫りたふさるゝをいふ　(六)淺瀨の沙場など　(七)浮沈埋沒　(八)波浪に打たれかまれたる末

予家有二三峰一。予每レ思レ之。則疑三其有二數存レ乎二其閒一。且其蘖而不レ殤。拱而不レ夭。任レ爲二棟梁一而不レ伐。風拔水漂而不二破折一不レ腐。不二破折一不レ腐。而不下爲レ人所レ材以及中於斧

予が家に三峰(一)有り、予之を思ふ每に、則ち其數(二)の其閒に存する有るかを疑ふ。且つ其蘖にして殤せず、拱にして夭せず、棟梁たるに任へて伐られず、風拔き水漂するも、而も破折せず腐せず、破折せず腐せずして、人の爲に材とせられて以て斧斤(三)に及ばず、湍沙の閒より出でゝ、樵夫野人の薪とする所と爲らず、而して後に此に至るを得しは、則ち其理偶然ならざるに似たり。然れども予の之を愛するは、則ち徒に其の山に似たるを愛するのみに非ず、而も又感ずる所有り。徒に之を愛するのみに非ず、而も又敬する所有り。予中峰の魁岸踞肆(四)、意氣端重(五)な

承。作レ堂嚴嚴。有レ廡有レ庭。公像在レ中。朝服冠纓。西人相告。無二敢逸荒一。公歸二京師一。公像在レ堂。

木之生。或蘗而殤。或拱而夭。幸而至二於レ任レ爲二棟梁一則伐。不幸而爲二風之所一レ拔。水之所レ漂。或破折或腐。幸而得下不二破折一不上レ腐。則爲二人之所一レ材。而有二斧斤之患一。其最幸者漂三沈汨沒於二湍沙之間一。不レ知二其幾

木假山記

木の生ずる、或は蘗(一)にして殤(二)し、或は拱(三)にして夭(四)す。幸にして棟梁たるに任ふるに至れば、則ち伐らる。不幸にして風の拔く所、水の漂す所と爲り、或は破折し或は腐す。幸にして破折せず腐せざるを得れば、則ち人の材とする所と爲りて、斧斤(五)の患有り。其最幸なる者は、湍沙(六)の間に漂沈汨沒(七)して、其幾百年なるかを知らず、其激射齧食(八)の餘、或は山に髣髴たる者は、則ち好事者の爲に取去せられ、之を強ひて以て山と爲す。然して後に以て泥沙を脫して斧斤に遠かるべし。而して荒江の濱、此の如き者幾何ぞや。好事者の見る所と爲らずして、樵夫野人の薪とする所と爲る者、何ぞ數ふるに勝ふべけんや。則ち其最も幸なる者の中、又不幸なる者有り。

像亦不レ爲レ無レ助。蘇洵無二以詰一。遂爲二之記一。公南京人。爲レ人慷慨有二大節一。以二度量一雄二天下一。天下有二大事一公可レ屬。系レ之以レ詩。曰。天子在レ祚。歲在二甲午一。西人傳言。有レ寇在レ垣。庭有二武臣一。謀夫如レ雲。天子曰嘻。命二我張公一。公來レ自レ東。旗纛舒舒。西人聚觀。于レ巷于レ塗。謂二公暨暨一。公來于于。公謂二西人一。安二爾室家一。無二敢或一レ訛。訛言不祥。往卽二爾常一。春爾條レ桑。秋爾滌レ場。西人稽首。公我父兄。公在二西囿一。草木駢駢。公宴二其僚一。伐レ鼓淵淵。西人來觀。祝レ公萬年。有レ女娟娟。閨闥閑閑。有レ童哇哇。亦既能言。昔公未レ來。期二汝棄捐一。禾麻芃芃。倉庾崇崇。嗟我婦子。樂二此歲豐一。公在二朝廷一。天子股肱。天子曰レ歸。公敢不レ

に能く言ふ。昔公未だ來らざるや、汝を(二三)棄捐に期しぬ。(二四)禾麻芃芃、(二五)倉庾崇崇たり。嗟我が婦子、(二五)此歲豐を樂め。公朝廷に在り、天子の股肱たり。天子歸れと曰ふ、公敢て承けざらんや。堂を作る嚴嚴たり、廡有り庭有り。公の像中に在り、朝服冠纓す。西人相告げて、敢て(二六)逸荒する無かれ、公京師に歸れど、公の像は堂に在りと。

一 歷史官の記錄　二 斯の事を作すにも及ぶまじ　三 氣のすきざる者　四 公の德を記念する好資料　五 大いに守る所あるなり　六 委任せらるべき資格あり　七 位に在り　八 城下　九 朝廷　一〇 旗幟堂々たる貌　一一 山路大道　一二 威嚴ありと謂ふ　一三 寛々たり　一四 動に同じ、うごく　一五 この訛は僞なり　一六 枝桑を伐りて葉を採る　一七 農事畢つて場地を洗ふ　一八 并列の貌　一九 鼓聲　二〇 美好の貌　二一 亂入の人なくして閨の戶も靜平なり　二二 小兒の聲の形容　二三 亂賊來らんには女子供を棄てんと覺悟せり　二四 穀麻繁殖成長す　二五 大小の倉庫充溢す　二六 安逸荒怠

於ㇾ斯。雖ㇾ然。於二我心一有ㇾ不二釋焉。今夫平居聞二一善一。必問三其人之姓名。與二其鄕里之所ㇾ在。以至ㇾ於二其長短大小美惡之狀一。甚者或詰三其平生所二嗜好一。以想二見其爲ㇾ人。而史官亦書三之於二其傳一。意使下天下之人。思二之於一心則存中之於上目。存二之於一目故。其思二之於一心也固。由ㇾ此觀ㇾ之。

見す。而して史官も亦之を其傳に書す。意ふに天下の人をして、之を心に思ひて則ち之を目に存せしむ。之を目に存するが故に、其の之を心に思ふや固し。此れに由つて之を觀れば、像も亦助(四)け無しを爲ずと。蘇洵以て詰る無く、遂に之れが記を爲る。公は南京の人、人と爲り慷慨にして(五)大節有り、度量を以て天下に雄たり。天下大事有れば、公(六)屬すべし。之を系するに詩を以てす。曰く、

天子(七)祚に在り、歲甲午に在り。西人傳言す、寇有り(八)垣に在りと。(九)庭に武臣有り、謀夫雲の如し。天子曰く嘻、我張公に命ずと。公東より來る。(一〇)旗纛舒舒、西人聚り觀る。(一一)巷に塗に、公を(一二)暨暨たりと謂ふ。公來つて(一三)于于たり。公西人に謂ふ、爾が室家を安んじ、敢て(一四)訛或る無かれ。(一五)訛言は不祥、往いて爾が常に卽け。春は爾(一六)桑に條し、秋は爾(一七)場を滌へと。西人稽首す。公は我父兄。公西囿に在れば、草木(一八)駢駢たり。公其僚と宴すれば、鼓を伐つこと(一九)淵淵たり。西人來り觀て、公を祝ること萬年。女有り(二〇)娟娟、(二一)閨闥閑閑たり。(二二)童有り哇哇、亦既

縄レ之以下縄二盗賊一之法上。重レ足屏レ息之民而以二礁斧一令。於レ是民始忍以下其父母妻子之所二仰頼一之身上。而棄三之於二盗賊一。故毎毎大亂。夫約レ之以レ禮。驅レ之以レ法。惟蜀人爲レ易。至レ於二急レ之而生上レ變。雖二齊魯一亦然。吾以二齊魯一待二蜀人一。而蜀人亦自以二齊魯之人一待二其身一。若夫肆三意於二法律之外一。以レ威劫二齊民一。吾不レ忍レ爲也。嗚呼愛二蜀人一之深。待二蜀人一之厚。自レ公而前。吾未二始見一也。皆再拜稽首曰然。

(一) 將に亂れんとするを形容していふ也 (二) 傾ける器物を整へて墜ちざらしむるが如く、靜を以て將に亂れんとする至難の際を鎭めたりと也 (三) 泰然と落ちつく貌 (四) 其功をはこるが如き傲然たる態度なし (五) 下民を治む (六) 汝等皆其御蔭によりて生きたり。「礩」の字本集「鑕」に作る (七) 民に一定の性なし、上位の人によりて善にも惡にも變ず (八) 恐怖の狀態 (九) 斬首臺と頸切斧 (一〇) 盜の羣に入る (一一) 取扱ひ易し (一二) 齊魯は共に禮義に厚き國 (一三) 脅迫 (一四) 公の如き人物未曾有なり

蘇洵又曰。公之恩在二爾心一。爾死在二爾子孫一。其功業在二史官一。無二以レ像爲一也。且公意不レ欲。如何。皆曰。公則何事レ

蘇洵又曰く、公の恩爾が心に在り、爾死せば爾が子孫に在り、其功業史官に在り、像を以て爲すこと無かれ、且つ公の意欲せず、如何と。皆曰く、公は則ち(一)何ぞ斯に事をせん。然りと雖も、我心に於て釋焉(三)たらざる有り。今夫れ平居一善(二)を聞けば、必ず其人の姓名と、其鄕里の在る所とを問ひ、以て其長短大小美惡の狀に至る。甚しき者は或は其平生嗜好する所を詰り、以て其の人と爲りを想

亦不㆑可㆓以㆑無㆑亂弛㆒。是惟元年之秋。如㆓器之欹未㆑墜㆑於㆑地。惟爾張公。安㆓坐於其旁㆒。顏色不㆑變。徐起而正㆑之。既正。油然而退。無㆓矜容㆒。爲㆓天子㆒牧㆓小民㆒不㆑倦。惟爾張公。爾繫以生。惟爾父母。且公嘗爲㆑我言。民無㆓常性㆒。惟上所㆑待。人皆曰蜀人多㆑變。於㆑是待㆑之以下待㆓盜賊㆒之意㆖而

退き、矜れる(四)容無く、天子の爲に小民(五)を牧して倦まず。惟れ爾が張公、爾(六)繫以て生く、惟れ爾が父母なりと。且つ公嘗て我が爲に言ふ、民に常性(七)無し、惟上の待つ所のみ。人皆曰く、蜀人は變多しと。是に於て之を待つに盜賊を待つの意を以てし、之を繩すに盜賊を繩すの法を以てし、足(八)を重ね、息を屏するの民にして、而も碪斧(九)を以て令す。是に於て、民始めて忍びて、其父母妻子の仰賴する所の身を以てして、之を盜賊(一〇)に棄つ、故に每每大いに亂るゝなり。夫れ之を約するに禮を以てし、之を驅るに法を以てせんは、惟蜀人のみ易と爲さん。之を急にして變を生ずるに至らしめん、齊魯と雖も(一一)亦然らん。吾齊魯(一二)を以て蜀人を待たば、蜀人も亦自ら齊魯の人を以て其身を待たん。若し夫れ意を法律の外に肆にし、威を以て齊の民を劫(一三)さんは、吾爲すに忍びざる也と。嗚呼、蜀人を愛するの深き、蜀人を待つの厚き、公よりして前、吾未だ(一四)始より見ざる也と。皆再拜稽首して曰く然りと。

以レ武競一。惟朕一二大吏。孰爲三能處二玆文武之閒一。其命往撫二朕師一。乃惟曰。張公方平其人。天子曰然。公以レ親辭。不レ可。遂行。冬十一月。至レ蜀。至之日。歸二屯軍一。撤二守備一。使レ謂二郡縣一。寇來在レ吾。無二爾勞苦一。明年正月朔旦。蜀人相慶如二他日一。遂以無レ事。又明年正月。相告留二公像於淨衆寺一。公不レ能レ禁。

慶すること(一二)他日の如く、遂に以て事無し。又明年正月、相告げて公の像を淨衆寺に留めんとす。公禁ずること能はず。

(一) 仁宗の年號　(二) 言ひふらす　(三) 儂智高蜀に寇せんとすとの風說　(四) 邊境を守る軍兵夜中に騷ぐ　(五) 流言蜚語の轟起する也　(六) 國中に起らんとす　(七) 將相　(八) 適當の人物に也　(九) 親あるを以て辭す　(一〇) 駐屯せる軍隊　(一一) 防禦の策吾胸中にあり　(一二) 平日の如く

眉陽蘇洵言レ於レ衆曰。未レ亂易レ治也。既亂易レ治也。有二亂之萌一。無二亂之形一。是謂レ將レ亂。將レ亂難レ治。不レ可二以レ有レ亂急一。

眉陽の蘇洵衆に言つて曰く、未だ亂れざるは治め易き也、既に亂れたるも治め易き也。亂の萌有つて亂の形無き、是を將に亂れんとすと謂ふ。將に亂れんとするは治め難し、亂有るを以て急にすべからず、亦亂無きを以て弛ぶべからず。是れ惟れ元年の秋は、(二)器の欹つて未だ地に墜ちざるが如し。惟れ爾が張公、其旁に安坐し、顏色變ぜず、徐に起ちて之を(一)正せり。既に正して、(三)油然として

如ㇾ之何一也。幸其未ㇾ至ㇾ於二塗人一也。使二其無ㇾ至ㇾ於二忽忘一焉。可也。嗚呼。觀二吾之譜一者。孝悌之心。可一以油然而生一矣。系ㇾ之以ㇾ詩曰。吾父之子。今爲二吾兄一。吾疾在ㇾ身。兄呻不ㇾ寧。數世之後。不ㇾ知二何人一。彼死而生。不ㇾ爲二戚欣一。兄弟之情。如二足與ㇾ手。其能幾何。彼不二相能一。彼獨何心。

至和元年秋。蜀人傳言有ㇾ寇至。邊軍夜呼。野無二居人一。妖言流聞。京師震驚。方命擇ㇾ帥。天子曰。毋ㇾ養ㇾ亂。毋ㇾ助ㇾ變。衆言朋興。朕志自定。外亂不ㇾ作。變且中起。不ㇾ可二以ㇾ文令一。又不ㇾ可二

張益州畫像の記

至和(一)元年の秋、蜀人(二)傳言すらく、寇(三)有り至ると。邊軍夜呼(四)し、野に居人無し。妖言流聞して、京師震驚し、方に命じて帥を擇ぶ。天子曰く、亂を養ふ毋れ、變を助くる毋れ、衆言朋興(五)し、朕が志自ら定る。外亂作らず、變且つ中起(六)す。文を以て令すべからず、又武を以て競ふべからず。惟朕が一二の大吏(七)、孰か能く玆の文武の間に處することを爲す。其れ命ぜん(八)、往いて朕が師を撫せよと。乃ち惟曰く、張公方平は其人なりと。天子曰く然りと。公親(九)を以て辭すれども、可かれず。遂に行く。冬十一月、蜀に至る。至るの日、屯軍(一〇)を歸し守備を撤し、郡縣に謂はしむ、寇來るも吾に在り(一一)、爾勞苦すること無かれと。明年正月朔旦、蜀人相

服。服始レ於レ衰。而至レ於二緦麻一。而至レ於レ無レ服。無レ服則親盡。親盡則情盡。情盡則喜不レ慶。憂不レ弔。喜不レ慶。憂不レ弔。則塗人也。吾所三與相視如二塗人一者。其初兄弟也。兄弟其初一人之身也。悲夫。一人之身分而至レ於二塗人一。吾譜之所二以作一也。其意曰分至レ於二塗人一者勢也。勢吾無二

ず憂も弔せざれば、則ち塗人(五)のみ。吾の與に相視て塗人の如くなる所の者は、其初は兄弟也、兄弟は其初め一人の身也。悲しいかな、一人の身、分れて塗人たるに至る。吾譜の作る所以なり。其意に曰く、分れて塗人に至る者は勢(六)也、勢は吾之れを如何ともする無し。幸に其未だ塗人に至らざるや、其をして忽にし忘るゝに至る無からしめば可也。嗚呼、吾の譜を觀る者は、孝悌の心以て油然として生ずべし。之を系(七)するに詩を以てす。曰く、

吾父の子、今吾兄たり。(八)吾疾身に在れば、兄呻して寧せず。數世の後、何人かを知らず。彼死して生るゝも、(九)戚欣を爲さず。兄弟の情は、足と手との如し。其れ能く幾何ぞ、(一〇)彼相能くせざる。彼獨り何の心ぞや。

(一) 盛んに生出する貌 (二) 情義は親縁の厚薄によりて現る (三) 親の厚薄は喪服の等差によりて現る (四) 斬衰・齊衰・大功・小功・緦麻を五等の喪服となす、而して服期は緦麻の三月より斬衰の三年に至る也 (五) 路上の他人 (六) 自然のなり行き (七) 係くる (八) 我に病あれば兄呻吟して安神せず (九) 悲戚喜欣 (一〇) 世人の兄弟不和なるを指す也

譜不レ及者。親盡也。親盡則曷爲不レ及。譜爲レ親作也。凡子得レ書而孫不レ得レ書者。何也。以著レ代也。自二吾之父一以至二吾之高祖一。仕不レ仕。娶二某氏一。享年幾。某日卒。皆書而他不レ書者。何也。詳二吾之所一レ自出一也。自二吾之父一以至二吾之高祖一。皆曰二諱某一。而他則遂名レ之。何也。尊二吾之所一レ自出一也。譜爲二蘇氏一作。而獨吾之所二自出一得レ詳與レ尊何也。譜吾作也。

者は何ぞや、吾の自つて出づる所を詳にする也。吾の父より以て吾の高祖に至るまで、皆諱は某と曰つて、他は則ち遂に之を名いふは何ぞや、吾の自つて出づる所を尊ぶ也。譜は蘇氏の爲に作りて、獨り吾の自つて出づる所のみ、詳と尊とを得るは何ぞや、譜は吾作なれば也。

㈠ 高陽氏 ㈡ 「堯」の字一本「龍」とあり、神龍は中宗の年號也 ㈢ 蘇味道は唐中宗時代の人 ㈣ 眉州 ㈤ 系譜に此事なきは、世を隔つること遠くして緣切れたるによる ㈥ 譜の例として子だけは載せて其子の子即ち孫を書かざるは、もと己の世代を彰明にするを目的とせるを以て也

嗚呼。觀二吾之譜一者。孝悌之心可二以油然一而生一矣。情見二於親。親見二於

嗚呼、吾の譜を觀る者は、孝悌の心以て油然として(一)生ずべし。(二)情は親に見れ、親(三)は服に見れ、服は衰(四)に始まりて緦麻に至り、服無きに至る。服無きときは則ち親盡き、親盡くれば則ち情盡き、情盡くれば則ち喜も慶せず、憂も弔せず。喜も慶せ

劍槊相摩。終夜有レ聲。從者怛然失レ色。及レ明視二道上馬跡一。尙心掉不二自禁一。凡虜所三以誇二耀中國一者。多二此類一。中國之人不レ測也。故或至レ於三震懼而失レ辭。以爲二夷狄笑一。嗚呼。何其不レ思之甚也。昔者奉春君使二冒頓一。壯士健馬。皆匿不レ見。是以有二平城之役一。今之匈奴吾知三其無二能爲一也。孟子曰。說二大人一則藐レ之。況於二夷狄一。請以爲レ贈。

(五) 字は有道、蜀の人　(六) 富彊　(七) 甲冑乘馬の武士　(八) 刀劍槍矛　(九) 長髯の貌　(一〇) 樣子を知る能はず　(一一) 漢の劉敬　(一二) 冒頓七十萬を以て漢高祖を圍む　(一三) 身分ある長上の人に說く場合は寧ろ先方を見下げてかゝれとの義　(一四) 此言を以て餞とす

蘇氏族譜。譜二蘇氏之族一也。蘇氏出レ於二高陽一。而蔓三延於二天下一。唐神堯初。長史味道刺二眉州一。卒レ於レ官。一子留二於眉一。眉之有二蘇氏一自レ此始。而

蘇氏族譜引

蘇氏族譜は、蘇氏の族を譜する也。蘇氏は高陽(一)より出でゝ、天下に蔓延す。唐(二)の神堯の初、長史(三)味道眉州に刺たり、官に卒す、一子眉(四)に留る、眉の蘇氏有るは、此れより始る。而も譜及ばざる者は、(五)親盡くれば也。親盡くれば則ち曷爲れぞ及ばざる、譜は親の爲に作れば也。凡そ(六)子書するを得て、孫書するを得ざる者は何ぞや、以て代を著せば也。吾の父より以て吾の高祖に至るまで、仕ふると仕へざると、某氏を娶り、享年幾、某の日卒すと、皆書して、他は書せざる

悍不屈之虜庭。建二大旆。從騎數百。送車千乘。出二都門一。意氣慨然。自思爲レ兒時。見二昌言先府君旁一。安知二其至レ此。富貴不レ足レ怪。吾於二昌言一獨自有レ感也。大丈夫生不レ爲レ將。得三爲レ使折二衝口舌之間一足矣。往年。彭任從二富公一使還。爲レ我言曰。既出レ境。宿二驛亭一。聞二介馬數萬騎馳過。

んぞ其の此に至るを知らんや。富貴は怪むに足らず、吾昌言に於て獨り自ら感ずること有り。大丈夫生れて將たらざるも、使と爲りて口舌の間に(四)折衝するを得ば足れりと。往年、(五)彭任(六)富公に從つて使して還り、我爲に言つて曰く、既に境を出で驛亭に宿し、(七)介馬數萬騎馳せ過ぎ、(八)劍槊相摩し、終夜聲有るを聞き、從者(九)怛然として色を失ひぬ。明に及んで道上の馬跡を視て、尙ほ心掉つて自ら禁ぜざりきと。凡そ虜の中國に誇耀する所以の者は、此類多し。中國の人測(一〇)られざる也。故に或は震懼して辭を失ひ、以て夷狄の笑と爲るに至る。嗚呼何ぞ其れ思はざるの甚しき。昔は奉春君(一一)冒頓に使せしに、壯士健馬、皆匿して見さざりき。是を以て平城(一二)の役有りき。今の匈奴は、吾其の能く爲す無きを知る也。孟子曰く、大人(一三)に說くときは則ち之を藐すと。況んや夷狄に於てをや。請ふ以て贈(一四)と爲さん。

(一) 翰林學士と中書舍人を兼ぬ　(二) 契丹をいふ　(三) 大はた　(四) 言論によりて敵の勢威をくじき止むること。

吾後漸長。亦稍知レ讀レ書。學二句讀一。屬二對聲律一。未レ成而廢。昌言聞二吾廢一レ學。雖レ不レ言。察二其意一甚恨。後十餘年。昌言及二第第四人一。守二官四方一。不二相聞一。吾日以壯大。乃能感悟。摧折復學。又數年。遊二京師一。見二昌言長安一。相與勞問如二平生歡一。出二文十數首一。昌言甚喜稱レ善。吾晩學無レ師。雖二日爲一レ文。中心自慚。及レ聞二昌言説一。乃頗自喜。

大、乃ち能く感悟し、摧折(七)して復學ぶ。又數年、京師に遊び、昌言を長安に見て、相與に勞問(八)すること平生の歡の如し。文十數首を出せるに、昌言甚だ喜んで善と稱せり。吾晩學師無し、日に文を爲ると雖も、中心自ら慚づ。昌言が説を聞くに及んで、乃ち頗る自ら喜ぶ。

㈠石昌言、名は楊林　㈡府君は父の敬稱、即ち老泉の父也　㈢なつめ　㈣四聲の音韻を用ふる文章を綴ることを習び　㈤昌言の意中には老泉の廢學を惜みたりと也　㈥互に音信を缺く　㈦我を折り節を屈す　㈧來往して勞ひ問ふこと昔日の親交の如し

今十餘年。又來二京師一。而昌言官二兩制一。乃爲二天子一出使二萬里之外。强

今十餘年、又京師に來りしに、昌言は兩制(一)に官し、乃ち天子の爲に出でゝ、萬里の外、强悍不屈(二)の虜庭に使し、大旆(三)を建てゝ、從騎數百、送車千乘、都門を出づるに、意氣慨然たり。自ら思ふに兒たりし時、昌言を先府君の旁に見しとき、安

貰中其過上。無レ使レ爲二刀筆吏所一レ困。則庶レ乎レ盡二其才一矣。或曰。奇傑之士。有レ過得二以免一。則天下之人。孰不下自爲二奇傑一而欲上レ免二其過一者。是終亦潰レ法亂レ教耳。曰是則然矣。然而奇傑之所レ爲。必挺然出レ於二衆人之上一。苟指二其已成之功一以曉二天下一。俾レ得三以贖二其過一。而其未レ有レ功者。則委レ之以二難レ治之事一。而責二其成績一。則天下之人不三敢自謂二奇傑一。而眞奇傑者出矣。

爲に罪を減免するを謂ふ　㈣　卑賤の小吏となりて困しむを指す　㈤　寛宥に同じ　㈥　小吏をいふ古は筆なく竹簡木牘を刀削して記錄の用を便じたれば也　㈦　卓立の貌　㈧　委任

昌言擧二進士一時。吾始數歲。未レ學也。憶與二羣兒一戲二先府君側一。昌言從レ旁取二棗栗一啖レ我。家居相近。又以二親戚一故。甚狎。昌言擧二進士一。日有レ名。

石昌言が北使と爲るを送る引

昌言進士に擧げられし時、吾始めて數歲、未だ學ばず。憶ふに羣兒と先府君(二)の側(一)に戲るゝに、昌言旁より棗栗(三)を取つて我に啖はしめき。家居相近く、又親戚を以ての故に甚だ狎れたり。昌言進士に擧げられて、日に名有り。吾後漸く長じて、亦稍ゝ書を讀むことを知り、句讀を學び、聲律(四)を屬對し、未だ成らずして廢せり。昌言吾が學を廢せしを聞き、言はずと雖も、其意(五)を察するに甚だ悵めり。後十餘年、昌言第四人に及第し、四方に守官して相聞(六)せず。吾日に以て壯

禮法風俗。尤復細密。擧下朝廷與二四海一之人上。無レ不二遵蹈一。而其八議之中。猶有下曰二議能一者上。況當今天下未二甚至治一。四夷未二盡臣服一。卿大夫士未二皆稱一レ職。禮法風俗。又非三細密如二周之盛時一。而奇傑之士。復有下困二於簿書米鹽閒一者上。則反可レ不下議二其能一而恕上レ之乎。所レ宜下哀二其才一而

卿大夫士未だ皆職に稱はず、禮法風俗、又細密なること周の盛時の如きにはあらず、而して奇傑の士、復簿(四)書米鹽の閒に困む者有り。則ち反つて其能を議して之を恕せざるべけんや。宜しく其才を哀しんで其過を貰(五)すべき所にして、刀筆(六)の吏の困むる所と爲らしむる無くば、則ち其才を盡すに庶からんか。或は曰く奇傑の士、過有るも以て免るゝを得ば、則ち天下の人、孰か自ら奇傑と爲つて其過を免るゝを欲せざる者あらん。是れ終に亦法を潰し教を亂らんのみと。曰く是れ則ち然らん。然れども奇傑の爲す所は、必ず挺(七)然として衆人の上に出づ。苟も其已に成るの功を指して以て天下に曉し、以て其過を贖ふことを得しめ、而して其未だ功有らざる者は、則ち之に委(八)するに治め難きの事を以てし、其成績を責めば、則ち天下の人、敢て自ら奇傑なりと謂はずして、而して眞に奇傑なる者出でん。

(一) 從ひ履み守る　(二) 罪に當せし時、特に詮議によりて罪を輕減する目、八あり、周禮秋官參照　(三) 才能あるが

之爵。食二斗升之祿一者過レ半。彼又安得レ不二越レ法踰レ禮而自快一耶。我又安可二急レ之以レ法。使レ不レ得二泰然自縱一耶。今我繩レ之以レ法。亦已急矣。急レ之而不レ已。而隨レ之以レ刑。則彼有二北走レ胡南走レ越耳。噫無事之時。旣不レ能レ養。及三其不幸一旦有二邊境之患。繁亂難レ治之事一。而後優詔以召レ之。豐爵重祿以結レ之。則彼已憾矣。夫彼固非二純忠者一也。又安肯默三然於二窮困無用之地一而已耶。

幸にして一旦邊境の患、繁雜治め難きの事有るに及んで、而る後に優詔して以て之を召し、豐爵重祿以て之を結ばんとすとも、則ち彼已に憾む。夫れ彼固より純忠の者に非ず、又安ぞ肯て窮困無用の地に默然たるのみならんや。

(一) 我儘放埒　(二) 少しばかりの權勢　(三) 禮に一命して士と爲るとあり、始めて士となりたる低き爵位をいふ　(四) 緊急に迫る　(五) 中國に居る能はざる也

周公之時。天下號爲二至治一。四夷已臣服。卿大夫士已稱レ職。當二是時一。雖レ有二奇傑一。無レ所二復用一。而其

周公の時、天下號して至治と爲す。四夷已に臣服し、卿大夫士已に職に稱ふ。是の時に當つて、奇傑有りと雖も、復用ふる所無し。而して其禮法風俗、尤も復細密。朝廷と四海との人を擧げて、(一)遵蹈せざるは無し。而も其(二)八議の中、猶ほ(三)議能と曰ふ者有りき。況んや當今天下未だ甚だ至治ならず、四夷未だ盡く臣服せず、

自負。疎儁傲誕。不レ事二繩檢一。往往冒二法律一。觸二刑禁一。叫號讙呼。以發二其一時之樂一。而不レ顧二其禍一。嗜レ利酗レ酒。使レ氣傲レ物。志氣一發。則倜然遠去。不レ可三羈束以二禮法一。然及丁其一旦翻然而悟。折レ節而不レ爲レ此。以留丙意於乙嚮所レ謂道與レ德可二勉強一者甲。則何病レ不レ至。奈何以二樸樕小道一加二諸其上一哉。夫其不三肯規規以事二禮法一。而必自縱以爲レ此者。乃上之人之過也。

古之養二奇傑一也。任レ之以レ權。尊レ之以レ爵。厚レ之以レ祿。重レ之以レ恩。責レ之以下措二置天下一之務上。而易二其平居自縱之心一。而聲色耳目之欲。又已極レ於レ外。故不レ待レ於レ恣而後爲レ樂。今則不レ然。奇傑無二尺寸之柄一。位二一命

古の奇傑を養ふや、之に任ずるに權を以てし、之を尊ぶに爵を以てし、之を厚うするに祿を以てし、之を重んずるに恩を以てし、之を責むるに天下を措置するの務を以てして、其平居自ら縱にするの心を易へしめ、聲色耳目の欲、又已に外に極る。故に恣(一)を待つて後に樂しと爲さず。今は則ち然らず、奇傑尺(二)寸の柄無くして、一(三)命の爵に位し、斗升の祿を食む者半に過ぐ。彼又安んぞ法を越え禮を踰えて自ら快とせざるを得んや。我又安(四)んぞ之を急にするに法を以てし、泰然自ら縱にするを得ざらしむべけんや。今我之を繩すに法を以てするは、亦已に急なり。之を急にして已まず、之に隨ふに刑を以てせば、則ち彼は北(五)して胡に走り、南して越に走る有らんのみ。噫無事の時既に養ふ能はず、其不

以揖三讓於二其
開一。則未二必失一レ
容何哉。才難レ
强而道易レ勉
也。吾觀二世之
用レ人。好以レ可二
勉强一之道與レ
德。而加下之不レ
可二勉强一之才
之上。而曰。我
貴レ賢賤レ能。是
以道與レ德未レ
足二以化一レ人。而
才有レ遺焉。然
而爲レ此者亦
有レ由矣。有レ才
者而不レ能レ爲下
衆人所二勉强一
者上耳。何則奇
傑之士。常好二

未だ以て人を化するに足らずして、才に遺(四)有るなり。然り而して此れを爲す者亦由有り。才有る者にして、衆人の勉强する所の者を爲す能はざるのみ。何となれば則ち奇傑の士、常に自負(五)を好み、疎儁傲誕(六)、繩檢(七)を事とせず、往往にして法律を冒し、刑禁に觸れ、叫號讙呼し、以て其一時の樂を發して其禍を顧みず、利を嗜み酒に酗(八)し、氣(九)を使ひ物に傲り、志氣一たび發すれば、則ち倜然遠く(一〇)去つて、羈束するに禮法を以てすべからず。然れども其一旦翻然として悟り、節を折つて此を爲さず、以て意を嚮の所謂道と德との勉强すべき者に留るに及んでは、則ち何ぞ至らざるを病へん。奈何ぞ樸樕(一一)たる小道を以て、諸を其上に(一二)加へんや。夫れ其の肯て規規(一三)として以て禮法を事とするをせずして、必ず自ら縱にして以て此を爲す者は、乃ち上の人の過也。

(一) 行儀作法　(二) 强ひて進歩せしむると能はず　(三) 材能才藝　(四) 遺漏　(五) 自慢し才氣を負ふ　(六) 世事を放下し大言壯言す　(七) 正しき法式　(八) 狂ふ　(九) 氣勢に任す　(一〇) 高く揚り去る貌　(一一) 瑣細枝葉の小道德　(一二) 才人を律すべけんや　(一三) 規則に拘泥する貌

人一。是非二義人一。是非二信人一。是非中廉人上。此則無二諸己一而可二勉強以到一者也。在二朝廷一而百官肅。在二邊鄙一而四夷懼。坐三之於二繁劇紛擾之中一。而不レ亂。投三之於二羽檄奔走之地一。而不レ惑。爲レ吏而吏。爲レ將而將。若レ是者非二天之所レ與性之所上レ有。不レ可二勉強而能一也。道與レ德可二勉以進一也。才不レ可二強摳以進一也。

今有二二人一焉。一人善二揖讓一。一人善二騎射一。則人未レ有レ不下以二揖讓一賢中於二騎射一矣。然而揖讓者。未三必善二騎射一而騎射者捨二其弓一

べからざる也。

㈠物を煦むるが如き小善を仁と信ず ㈡孤立危行する小義を義と信ず ㈢一言たも違へざるたり ㈣目瞬けざるなり ㈤己に有せざる者なれども勉強せば得らるべし ㈥急廻狀の奔走する地、軍事上の急變多き場合を指す ㈦無理強ひに引き伸ばさんとすとも能はず

今二人有り、一人は揖讓を善くし、一人は騎射を善くせんに、則ち人未だ揖讓㈠を以て騎射より賢れりとせざるは有らず。然り而して揖讓する者は、未だ必ずしも騎射を善くせざるに、騎射する者、其弓を捨てゝ以て其閒に揖讓せば、則ち未だ必ずしも容を失はざるは、何ぞや。才強㈡難くして道勉め易ければ也。吾世の人を用ふるを觀るに、好んで勉強すべきの道と德とを以て、之を勉強すべからざるの才の上に加へて曰く、我賢を貴び能㈢を賤むと。是を以て道と德と、

下一而自立上者。而彼則曰。漢王不レ奪二我齊一也。故齊不レ捐則韓信不レ懷。韓信不レ懷則天下非二漢之有一。嗚呼。高帝可レ謂レ知二大計一矣

養才（衡論の一）

夫人之所レ爲。有下可二勉強一者上。有下不レ可二勉強一者上。煦煦然而爲レ仁。孑孑然而爲レ義。不レ食二片言一以爲レ信。不レ見二小利一以爲レ廉。雖二古之所レ謂仁與レ義與レ信與レ廉者。不レ止レ若レ是。而天下之人。亦不レ曰下是非二仁

夫れ人の爲す所、勉強すべき者有り、勉強すべからざる者有り。煦々然(一)として仁と爲し、孑孑然(二)として義と爲し、片言(三)を食まざる以て信と爲し、小利(四)を見ざる以て廉と爲す、古の所謂仁と義と信と廉との者は、是の若きに止らずと雖も、而も天下の人、亦是れ仁人に非ず、是れ義人に非ず、是れ信人に非ず、是れ廉人に非ずとは曰はず。此れ則ち諸を(五)己に無くして、勉強して以て到るべき者也。朝廷に在りて百官肅しみ、邊鄙に在りて四夷慴る。之を繁劇紛擾の中に坐せしめて亂れず、之を羽檄(六)奔走の地に投じて惑はず、吏と爲れば吏たり、將と爲れば將たり。是の如き者は、天の與ふる所、性の有する所に非ずんば、勉強するも能くすべからざる也。道と德とは勉めて以て進むべし、才は強扱(七)して以て進む

則不ㇾ然。拔二一城一。陷二一陣一。而後增二數級之爵一。否則終歲不ㇾ遷也。項氏已滅。天下已定。樊噲滕公灌嬰之徒。計二百戰之功一。而後爵二之通侯一。夫豈高帝至ㇾ此而嗇哉。知下其才小而志小。雖ㇾ不三先賞一不ㇾ怨。而先賞ㇾ之。則彼將下泰然自滿不上ㇾ復以ㇾ立ㇾ功爲上ㇾ事故也。噫方二韓信之立二於齊一。蒯通武渉之說。未ㇾ去也。當二是之時一而奪二之王一。漢其殆哉。夫人豈不ㇾ欲下三二分天

して後に數級(一)の爵を增す。否らずんば則ち終歲遷さゞる(二)也。項氏已に滅び、天下已に定まるや、樊噲滕公灌嬰の徒は、百戰の功を計つて、而して後に之を通侯(三)に爵せり。夫れ豈高帝此に至つて嗇まんや。其才小にして志小、先づ賞せずと雖も怨みず、而も先づ之を賞すれば、則ち彼將に泰然自滿(四)して、復功を立つるを以て事と爲さゞらんとするを知るが故也。噫韓信の齊に立つに方つては、蒯通(五)武渉の說未だ去らざる也。是の時に當つて之が王を奪はゞ、漢其れ殆いかな。夫れ人豈天下を三分(六)して自立するを欲せざる者あらんや。而も彼則ち曰く、漢王我が齊を奪はじと。故に齊捐てずんば、則ち韓信懷かず、韓信懷かずんば、則ち天下は漢の有に非ず。嗚呼高帝は大計を知ると謂ふべきなり。

(一)數階級　(二)戰功なき時は一年に一度も昇進せず　(三)列侯　(四)安心滿足す　(五)韓信に自立を勸めし人々　(六)漢と楚とに並びて自立す、即ち天下三分也

者漢高帝。一見二韓信一而授以二上將一。解レ衣衣レ之。推レ食哺レ之。一見二黥布一。而以爲二淮南王一。供具飲食如二王者一。一見二彭越一而以爲二相國一。當二是時一。三人者未レ有レ功レ於レ漢也。厥後追二項籍垓

たび彭越を見て、以て相國と爲せり。是の時に當つて、三人の者未だ漢に功あらざる也。厥の後項籍を垓下に追ひしとき、信越と期したるに而も至らず、數千里の地を捐て丶以て之に畀ふること、弊屣を棄つるが如かりき。項氏未だ滅せず、天下未だ定らざるに、三人の者は已に富貴を極めたり。何となれば則ち高帝は、三人の者の志大にして、富貴を極めずんば、則ち我用を爲さず、富貴を極むと雖も、而も項氏を滅せず、天下を定めずんば、則ち其志已まざるを知りたれば也。

(一) 大將軍　(二) 讓る　(三) 調度　(四) 韓信彭越と約束せしに兩人は其約束の時に至らず　(五) 破れたる履物、少しの惜氣もなく打捨てたるを形容していふ也

下一。與二信越一期而不レ至。捐二數千里之地一以畀レ之。如レ棄二弊屣一。項氏未レ滅。天下未レ定。而三人者已極二富貴一矣。何則高帝知下三人者之志大。不レ極レ於二富貴一。則不レ爲二我用一。雖レ極レ於二富貴一。而不レ滅二項氏一。不レ定二天下一。則其志不レ已也。

至レ於二樊噲滕公灌嬰之徒一。

樊噲滕公灌嬰が徒に至つては、則ち然らず。一城を拔き、一陣を陷れて、而

粟粒一。潔二其羈絡一。居二之新閑一。浴二之清泉一。而後責二之千里一。彼騏驥者。其志常在二千里一也。夫豈以二一飽一而廢二其志一哉。至レ於レ養レ鷹。則不レ然。獲二一雉一。飼以二一雀一。獲二一兎一。飼以二一鼠一。彼知下不レ盡二力於二擊搏一。則其勢無上所レ得レ食。故然後爲二我用一。才大者騏驥也。不二先賞一レ之。是養二騏驥一者饑レ之而責二其千里一。不レ可レ得也。才小者鷹也。先賞レ之。是養レ鷹者飽レ之而求二其擊搏一。亦不レ可レ得也。

せざるは、是れ騏驥を養ふ者之を饑して、其千里なるを責むるなり、得べからざる也。才小なる者は鷹也。先づ之を賞するは、是れ鷹を養ふ者之を飽かしめて、其擊搏を求むるなり、亦得べからざる也。

(一) 特立の貌　(二) 其志望を滿足せさすべし　(三) 粟米の類　(四) おもがいおもづち　(五) 新しき厩　(六) 一度食に飽きたりとて其志を廢するが如き理なし　(七) 事情が食に飽くを許さゞるを知る　(八) 其如く働きに應じて食を與ふるやうにして始めて我が役に立つと也

是故先賞之說。可レ施二之才大者一。不二先賞一之說。可レ施二之才小者一。兼而用レ之可也。昔

是故に先づ賞するの說は、之を才大なる者に施すべく　先づ賞せざるの說は、之を才小なる者に施すべく、兼ねて之を用ひて可ならん。昔は漢高帝、一たび韓信を見て、授くるに上將(一)を以てし、衣を解きて之に衣せ、食を推して(二)之に哺はしむ。一たび黥布を見て、以て淮南王となし、(三)供具飲食王者の如くせしめ、一

先王之所㆔以御㆓才將㆒者也。近之論者或曰。將之所㆘以畢㆑志竭㆑力。犯㆓霜露㆒。蹈㆓白刃㆒而不㆑辭者。冀㆑賞耳。爲㆓國家㆒者。不㆑如㆔勿㆑先㆑賞以邀㆓其成功㆒。或曰。賞所㆓以使㆒㆑人。不㆑先㆑賞。人不㆑爲㆓我用㆒。是皆一隅之說。非㆓通論㆒也

將之才。固有㆓小大㆒。傑㆔然於㆓庸將之中㆒者。才小者也。傑㆔然於㆓才將之中㆒者。才大者也。才小志亦小。才大志亦大。人君當㆘觀㆓其才之小大㆒。而爲㆓制御之術㆒。以稱㆗其志㆖。一隅之說。不㆑可㆑用也。夫養㆓騏驥㆒者。豐㆓其

將の才、固より小大有り。庸將の中に傑然たる者は、才小なる者也。才將の中に傑然たる者は、才大なる者也。才小(一)なれば志も亦小、才大なれば志も亦大、人君當に其才の小大を觀て、制御の術を爲して、以て其志(二)に稱はしむべし。一隅の說は用ふべからざる也。夫れ騏驥を養ふ者は、其(三)芻粒を豐にし、其(四)羈絡を潔くし、之(五)を新閑に居き、之を淸泉に浴せしめ、而して後に之に千里を責む。彼騏驥なる者は、其志常に千里に在る也。夫れ豈(六)一飽を以てして其志を廢せんや。鷹を養ふに至つては則ち然らず、一雉を獲れば、飼ふに一雀を以てし、一兎を獲れば、飼ふに一鼠を以てす。彼力を擊搏に盡さずんば、則ち其(七)勢食を得る所無きを知る。故に然(八)して後に我用を爲すなり。才大なる者は騏驥也。先づ之を賞

漢之衞霍。趙充國。唐之李靖。李勣。賢將也。漢之韓信。黥布。彭越。唐之薛萬徹。侯君集。盛彥師。才將也。賢將既不ニ多有一。得ニ才者一而任レ之可也。苟又曰ニ是難レ御。則是不肖者而後可也。結以ニ重恩一。示以ニ赤心一。美ニ田宅一。豐ニ飲饌一。歌童舞女以極ニ其口腹耳目之欲一。而折レ之以レ威。此

漢の衞霍(一)・趙充國、唐の李靖・李勣は賢將也、漢の韓信・黥布・彭越、唐の薛萬徹・侯君集・盛彥師は才將也。賢將既に多く有らず、才なる者を得て之に任じて可也。苟も又是を御し難しと曰ふときは、則ち是れ不肖者(二)にして後に可なるもの也。結ぶに重恩を以てし、示すに赤心を以てし、田宅を美にし、飲饌(三)を豐にし、歌童舞女、以て其口腹耳目の欲を極めしめ、而して之を折するに威を以てするは、此れ先王の才將を御せし所以の者也。近の論者或は曰く、將の志を畢し力を竭し、霜露を犯し、白刃を蹈んで辭せざる所以の者は、賞を冀ふのみ。國家を爲むる者、賞を先にする勿くして以て其成功(四)を邀ふるに如かずと。或は曰く、賞は人を使ふ所以なり、賞を先にせずんば人我用を爲さじと。是れ皆一隅(五)の說のみ、通論(六)に非る也。

(一) 衞靑と霍去病　(二) 愚昧の人のみを使用して滿足するなり　(三) 飲食物　(四) 成功を求めて然る後に賞を與ふるを可とす　(五) 一方に偏せる議論　(六) 公論

也。故曰御ㇾ將難。而御ニ才將一尤難。六畜其初皆獸也。彼虎豹能搏能噬。而馬亦能蹄。牛亦能觸。先王知ニ能搏能噬者。不ㇾ可下以ニ人力一制上。故殺ㇾ之。殺ㇾ之不ㇾ能。驅ㇾ之而後已。蹄者可三馭以ニ羈紲一。觸者可三拘以ニ楅衡一。故先王不ㇾ忍下棄ニ其材一而廢中天下之用上。如曰下是能蹄。是能觸。當中與ニ虎豹一并殺而同驅上。則是天下無ニ騏驥一。終無ニ以服乘一耶。先王之選ㇾ才也。自ㇾ非下大奸劇惡。如ニ虎豹之不ㇾ可三以變ニ其搏噬一者上。未ニ嘗不ㇾ欲下制之以ㇾ術而全ニ其才一以適於ㇾ用。況爲ㇾ將者。又不ㇾ可三責以ニ廉隅細謹一。顧ニ其才何如一耳。

蹄する者は馭するに羈紲(五)を以てすべく、觸るゝ者は拘するに楅衡(六)を以てすべし。故に先王其材を棄てゝ天下の用を廢するに忍びず。如し是れ能く蹄し、是れ能く觸る、當に虎豹と并せ殺して同じく驅るべしと曰はゞ、則ち是れ天下に騏驥(七)無し、終に以て服乘すること無きなり。先王の才を選ぶや、大奸劇惡、虎豹の以て其搏(八)噬を變ずべからざるが如き者に非るよりは、未だ嘗て之を制するに術を以てして其才を全うし、以て用に適することを欲せずんばあらず。況んや將たる者をや。又責むるに廉隅細謹(九)を以てすべからず、其才何如を顧みんのみ。

(一) 馬牛羊犬豕雞　(二) 蹄もて蹴る　(三) 角もて觸る　(四) 驅逐し去る　(五) おもがいとたづなと　(六) 角端に一木を横たへ角にて人を突くを防ぐ具　(七) 一日千里を行くが如き名馬　(八) 打ち又は咬む性質　(九) 行儀正しく謹愼正直なること

以責レ之如レ法也。且吾聞レ之。待以レ禮而彼不三自效以報二其上一。重二其責一而彼不下自勉以全二其身一。安二其祿位一。成中其功名上者。天下無レ有也。彼人主傲二然於上一。不レ禮二宰相一。以自尊大者。孰下若使三宰相自效以報二其上一之爲上レ利。宰相利二其君之不一レ責而豐二其私一者。孰下若自勉以全二其身一。安二其祿位一。成二其功名一之爲上レ福。吾又未レ見二去レ利而就レ害。遠レ福而求レ禍者一也。

御將（術論の一）

人君御レ臣。相易而將難。將有レ二。有二賢將一。有二才將一。而御二才將一尤難。御レ相以レ禮。御レ將以レ術。御二賢將一之術以レ信。御二才將一之術以レ智。不レ以レ禮不レ以レ信。是不レ爲也。不レ以レ術不レ以レ智。是不レ能

人君の臣を御する、相は易うして將は難し。將に二有り、賢將有り、才將有り。而して才將を御するは尤も難し。相を御するは禮を以てし、將を御するは術を以てす。賢將を御するの術は信を以てし、才將を御するの術は智を以てす。禮を以てせず信を以てせざるは、是れ爲さゞる也。術を以てせず智を以てせざるは、是能はざる也。故に曰く、將を御するは難うして、才將を御するは尤も難しと。(一)六畜は其初め皆獸也。彼虎豹は能く搏ち能く噬む、而して馬も亦能く蹄し、(二)牛も亦能く觸る。(三)先王能く搏ち能く噬む者は、人力を以て制すべからざるを知る。故に之を殺せり。之を殺すこと能はざれば、之を(四)騙つて後に已む。

始レ於レ不レ爲ニ之
禮一。賈誼曰。中
罪而自弛。大
罪而自裁。夫
人不ニ我誅一。而
安忍レ棄ニ其身一。
此必有ニ大愧上
於ニ其君一。故人
君者。必有三以
愧ニ其臣一。則其
臣有レ所レ不レ爲。
武帝嘗以レ不レ
冠見ニ平津侯一。
故當ニ天下有レ
事。朝廷憂懼
之際。使ニ石慶
得レ容レ於ニ其間一
而無レ怪焉。然
則必其待レ之
如レ禮而後可ニ

て其閒に容るゝを得しめて、而して怪むこと無し。然らば則ち必ず其の之を待つこと禮の如くして、而して後に以て之を責むるに法の如くすべき也。且つ吾之を聞く、待つに禮を以てするも、彼自ら效して以て其上に報ぜず、其責を重くするも、彼自ら勉めて以て其身を全うし、其祿位に安んじ、其功名を成さゞる者は、天下有ること無しと。彼人主、上に傲然として、宰相を禮せず、以て自ら尊大なる者は、宰相をして自ら效して、以て其上に報ぜしむるの利たるに孰若ぞや。宰相其君の責めざるを利として、其私を豊にする者は、自ら勉めて以て其身を全うし、其祿位に安んじ、其功名を成すの福たるに孰若ぞや。吾又未だ利を去つて害に就き、福を遠けて禍を求むる者を見ざる也。

㈠十分ならざる謂也　㈡法律の規定する所　㈢地方の大官　㈣宰相を罪する能はざる弊害　㈤中罪なれば自ら官を罷し大罪なれば自害す　㈥禮遇を厚うするなり　㈦廉節守る所あり　㈧丞相公孫弘　㈨武帝元朔中に相となりしも、醇謹の吏にして相の能力なかりし人物

噫近世之君。姑勿レ責レ於レ此。天子御坐。見二宰相一而起者有レ之乎。無矣。在レ輿而下者有レ之乎。亦無矣。天子坐二殿上一。宰相與二百官一趨二走於下一。掌儀之官名而呼レ之。若三郡守召二胥吏一耳。雖二臣子一爲レ此亦不レ過レ然。尊レ尊貴レ貴之道。不レ若レ是褻一也。

夫既不レ能三待レ之以レ禮。則其罪レ之也。吾法將二亦不一レ得レ用。何者。不レ果レ於レ用レ禮而果レ於用レ刑。則其心不レ服。故法曰。有二某罪一而加レ之以二某刑一。及二其免一レ相也。既曰レ有二某罪一。而刑不レ加焉。不レ過レ削二之一官一。而出二之大藩鎭一。此其弊皆

夫れ既に之を待つに禮を以てする能はずんば、則ち其の之を罪するや、吾法將に亦用ふるを得ざらんとす。何となれば、禮を用ふるに果さず(一)して、刑を用ふるに果すときは、則ち其心服せず。故に法(二)に曰く、某罪有つて之に加ふるに某刑を以てすと。其の相を免ずるに及んでは、既に某罪有りと曰ふも、而も刑は加へず。之が一官を削つて、之を大藩鎭(三)に出すに過ぎず。此れ其弊(四)、皆之が禮を爲さゞるに始まる。賈誼曰く、(五)中罪にして自ら弛め、大罪にして自ら裁すと。夫れ人我を誅せず、安んぞ其身を棄つるに忍びんや。此れ必ず大いに其君に愧づる有ればなり。故に人君は、必ず以て其臣(六)を愧ぢしむる有れば、則ち其臣(七)爲さゞる所有り。武帝嘗て冠せざるを以て平津侯(八)を見る。故に天下事有り、朝廷憂懼の際に當つて、石慶(九)をし

爲誼生文帝時。文帝遇將相大臣。不爲無禮。獨周勃一下獄。誼遂發此。使誼生於近世。見其所以遇宰相者。則當復何如也。夫湯武之德。三尺豎子。皆知其爲聖人。而猶有伊尹太公者爲師友焉。伊尹太公。非賢於湯武也。而二聖人者。特不顧以師友之。明有尊也。

爲せず。獨り周勃(二)一たび獄に下るも、誼遂に此れを發せり。誼をして近世に生れ、其の宰相を遇する所以の者を見しめば、則ち當に復何如かすべき。夫れ湯武(三)の德は、三尺の豎子も、皆其の聖人たるを知る。而も猶ほ(四)伊尹太公といふ者有りて、師友と爲れり。伊尹太公湯武より賢なるには非る也。而も二聖人者、特に(五)顧みずして以てこれを師友とす。尊有るを明にする也。噫近世の君、姑く此に(七)責むること勿れ。天子の御坐、(六)宰相を見て起つ者之れ有りや、無し。輿に在つて下る者之れ有りや、亦無し。天子殿上に坐すれば、宰相と百官と下に趨走す。(八)掌儀の官名いひてこれを呼ぶこと、郡守が(九)胥吏を召ぶか若きのみ。(一〇)臣子此を爲す、亦然るに過ぎずと雖も、尊を尊び貴を貴ぶの道は、是の若く褻れざる也。

(一) 賈誼の治安策に長大息すべきもの六ありと謂へるを指す (二) 漢創業以來の功臣 (三) 殷の湯王周の武王 (四) 伊尹は湯を輔け、太公望は武王を相く (五) 顧はざるなり (六) 天子の貴も尊ぶ所あるを明示するなり (七) 以上の例は姑く措けとの義 (八) 朝廷の禮儀を掌る者 (九) 小役人 (一〇) 臣子の分としては以上の如くする外に致方なけれどとの意

其厚。然其有レ罪亦不レ私也。天地大變。天下大過。而相以二不起一聞矣。相不レ勝レ任。策書至。而布衣出レ府免矣。相有二他失一。而棧車牝馬。歸以思レ過矣。夫接レ之以レ禮。然後可下以重二其責一。而使上レ無二怨言一。責レ之重。然後接レ之以レ禮而不レ爲レ過。禮薄而責重。彼將レ曰。主上遇レ我以二何禮一。而重レ我以二此責一也。甚矣。責輕而禮重。彼將三遂弛然不二肯自飭一。故禮以維二其心一。而重責以勉二其怠一。而後爲レ相者莫レ不レ盡三忠於二朝廷一。而不レ恤二其私一。

な、責輕うして禮重きとと。彼將に遂に弛然(九)として肯て自ら飭(一〇)せざらんとす。故に禮以て其心を維ぎ、重責以て其怠を勉めて、而して後に相たる者、忠を朝廷に盡さゞるは莫くして、其私を恤(一一)へず。

(一) 漢の武帝、衞青將軍を視るとき、厠に踞せしことあり　(二) 李廣利大宛を伐つや、將吏貪りて士を愛せずして却つて言ふ者を殺せり　(三) 責任を重大にする也　(四) 私に宥免することをせず　(五) 過を自己に引き病氣にて出仕不可能なりと奏す　(六) 詔命書　(七) 宰相の衣冠を去り、賤服となりて相府を退き免官となる　(八) 竹木製の粗末なる車を牝馬に引かしむ　(九) 氣を緩むる貌　(一〇) 戒愼　(一一) 私事を心配することなし

吾觀二賈誼書一。至二所レ謂長太息者一。常反覆。讀不レ能レ已。以

吾賈誼の書を觀て、所謂長太息(一)すといふ者に至りて、常に反覆して讀んで已むと能はず。以爲らく誼は文帝の時に生る。文帝の將相大臣を遇するや、禮無しと

武帝視二大將軍一。往往踞レ厠。而李廣利破二大宛一。侵二殺士卒一之罪。則寢而不レ問。此任レ將之道也。若夫相。必節廉好レ禮者爲也。又非下豪縱不レ趨二約束一者爲上也。故接レ之以レ禮而重責レ之。古者相見レ於二天子一。天子爲レ之離レ席起立。在レ道。爲レ之下レ輿。有レ病相問。不幸而死。親弔。待レ之如レ此

武帝の大將軍を視るや、(一)往往厠に踞す。而して(二)李廣利が大宛を破り、士卒を侵殺せしの罪は、則ち寢いて問はざりき。此れ將に任ずるの道也。若し夫れ相は、必ず節廉禮を好む者の爲なり。又豪縱約束に趨かざる者の爲に非ざる也。故に之に接するに禮を以てして(三)重く之を責む。古は相の天子に見ゆるや、天子之が爲に席を離れて起立し、道に在つては之が爲に輿を下り、病有れば相問ひ、不幸にして死すれば親ら弔す。之を待つこと此の如く其れ厚し。然れども其の罪有るや亦(四)私せざる也。天地の大變、天下の大過にして、而して(五)相不起を以て聞す。相任に勝へざれば、(六)策書至つて、(七)布衣府を出でゝ免ず。相他の失あつて、(八)棧車牝馬、歸つて以て過を思ふ。夫れ之に接するに禮を以てして、然る後に以て其責を重うして、怨言無からしむべし。之を責むること重し、然して後に之に接するに禮を以てして過と爲さじ。禮薄うして責重ければ、彼將に曰はんとす、主上我を遇するに何の禮を以てし、我を重うするに此責を以てす、甚しいか

巳。議者常曰。將與レ相均。將特一大有司耳。非二相伴一也。國有二征伐一而後將權重。有二征伐一。無二征伐一。相皆不レ可二一日輕一。相賢耶。則羣有司皆賢。而將亦賢矣。將賢耶。相雖レ不レ賢。將不レ可レ易也。故曰。將特一大有司耳。非二相伴一也。任レ相之道。與レ任レ將不レ同。爲レ將者大概多才。而或頑鈍無レ恥。非二皆節廉好レ禮。不レ可レ犯者一也。故不三必優以二體貌一。而其有二不羈不法之事一。則亦不レ可下以二常法一御上。何則豪縱不レ趨二約束一者。亦將之常態也。

て、而して後に將の權重し。征伐有るも、征伐無きも、相は皆一日も輕かるべからず。相賢ならんか、則ち羣有司皆賢にして、而して將も亦賢なり。將賢ならんか、相賢ならずと雖も、(三)將は易ふべからざる也。故に曰く、將は特に一大有司のみ、相の伴に非ずと。相に任ずるの道は、將に任ずると同じからず。將たる者は大概多才、而して或は(四)頑鈍耻無し、(五)皆節廉禮を好み、犯すべからざる者のみに非る也。故に必ずしも(六)優するに(七)體貌を以てせず、而して其の(八)不羈不法の事有るも、則ち亦常法を以て御すべからず。何となれば則ち豪縱にして約束に趨かざる者は、亦將の常態なれば也。

(一) 役人　(二) 比類に非ず　(三) 將は相を易置すること能はず　(四) 頑固愚鈍　(五) 節度あり廉恥心あり　(六) 優遇　(七) 容を以て禮すると　(八) 規則に從はず法令に背く類

計出ㇾ於二擧與一形而不ㇾ能ㇾ動。則技止ㇾ此矣。與ㇾ之戰。破ㇾ之易耳。方今匈奴之君。有二內難一。新立。意其必易ㇾ與。鄰國之難。霸王之資也。且天與不ㇾ取。將ㇾ受二其弊一。賈誼曰。大國之王。幼弱未ㇾ壯。漢之所ㇾ置傅相。方握二其事一。數年之後。大抵皆冠。血氣方剛。漢之傅相。以ㇾ病而賜ㇾ罷。當二是之時一。而欲ㇾ爲ㇾ安。雖二堯舜一不ㇾ能。嗚呼。是七國之勢也。

は霸王(三)の資也、且つ天の與ふる取らずんば、將に其弊を受けんとす。賈誼(五)曰く、大國の王、幼弱未だ壯(四)ならず。(六)漢の置く所の傅相、方に其事を握る。數年の後は、大抵皆冠(七)して、血氣方に剛に、漢の傅相、病を以て罷(八)を賜はらん。是の時に當つて、安(九)を爲さんと欲するは、堯舜と雖も能はずと。嗚呼是れ七國の勢也。

(一) 逡巡して逃遁す　(二) 仁宗至和二年契丹主興宗歿し子洪基立つ　(三) 霸王の業を定むる好資料　(四) 范蠡の語、　(五) 漢の賢臣　(六) 漢の宗室より附け置きし補佐の臣　(七) 成年元服をいふ　(八) 暇を賜うて官を罷むるに至らん　(九) 天下の安寧

任相（衡論の一）

古之善觀二人之國一者。觀二其相何如人一而

古の善く人の國を觀る者は、其相の何如なる人かを觀るのみ。議者常に曰く、將と相と均しと。將は特に一大有司(一)のみ、相の侔(二)に非る也。國に征伐有つ

之所謂善鬪者也。雖然。蓄全力以待之。則未始不勝。彼叫呼者聲也。跳踉者形也。無以待之。則聲與形者。亦足以乘人於卒。不然徒自斃其力於無用之地。是以不能勝也。韓許公節度宣武軍。李師古忌公嚴整。使來告曰。吾將假道伐滑。公曰。爾能越吾界爲盗耶。有以相待。無爲虛言。

道を假りて滑を伐たんとすと。公曰く、爾能く吾界を越えて盗を爲すか。以て相待つこと有り、虛言を爲す無かれと。

(一) 冀幸するなり　(二) 大聲を發し跳り上る貌　(三) 突嗟の際に乘ずるなり　(四) 韓退之の許國公神道碑參照　(五) 義成節度使李元素

滑師告急。公使謂曰。吾在此。公安無恐。或告除道翦棘。兵且至矣。公曰。兵來不除道也。師古詐窮遷延以遁。愚故曰。彼

滑の師急を告ぐ。公謂はしめて曰く、吾此に在り、公安んじて恐るゝ無かれと。或ひと道を除ひ棘を翦り兵且に至らんとすと告ぐ。公曰く、兵の來るは道を除はずと。師古詐窮り、遷延して以て遁れぬ。愚故に曰く、彼が計、聲と形とに出でゝ、而も動す能はずんば、則ち技此に止らん。之と戰つて之を破るは易きのみと。方今匈奴の君、(二)內難有つて新に立つ。意ふに其れ必ず與し易からん。鄰國の難

旗鼓。寂然若不聞其聲。聲既不能動。則彼之將計必出於形。除道翦棘。多爲疑兵以臨吾城。如此謂之形。深溝固壘。清野以待。寂然若不見其形。形又不能動。則技止此矣。將遂練兵秣馬以出於實。實而與之戰。破之易耳。

彼之計。必先出於聲與形。而後出於實者。出於聲與形。期我懼而以重賂請和也。出於實。不得已而與我戰。以幸一時之勝也。夫勇者可以施之於怯。不可以施之於智。今夫叫呼跳踉。以氣先者。世

彼の計は、必ず先づ聲と形とに出で、而る後に實に出でん者なり。聲と形とに出づるは、我が懼れて重賂を以て和を請はんを期する也。實に出づるは、已むを得ずして我と戰ひ、以て一時の勝を幸(一)するのみ。夫れ勇なる者は以て之を怯に施すべきも、以て之を智に施すべからず。今夫れ叫呼(二)跳踉、氣を以て先んずる者は、世の所謂善く鬪ふ者也。然りと雖も、全力を蓄へて以て之を待つときは、則ち未だ始より勝たずんばあらず。彼の叫呼する者は聲也、跳踉する者は形也、以て之を待つこと無くんば、則ち聲と形とは、亦以て人に卒(三)に乘ずるに足らん。然らずば、徒に自ら其力を無用の地に弊して、是を以て勝つ能はざらん。(四)韓許公宣武軍に節度たり、李師古、公の嚴整なるを忌み、來り告げしめて曰く、吾將に

謂二中國怯一久矣。以レ吾爲三終不二敢與レ之抗一。且其心常欲下固二前好一而得二厚賂一以養中其力上。今也遽絕レ之。彼必曰。戰而勝。不レ如二坐而得レ賂之爲上利也。華人怯。吾可下以二先聲一脇上レ之。彼將二復賂レ我。於レ是宣三言於二遠近一。我將下以二某日一圍二某所一。以二某日一攻中某所上。如レ此謂二之聲一。命二邊郡一。休二士卒一。偃二

す。今や遽に之を絶たば、彼必ず曰はん、戰つて勝つは、坐して賂を得るの利たるに如かず。華人怯る、吾先聲を以て之れを(四)脇すべし、彼將に復我に賂せんとすと。是に於て遠近に(三)宣言すらく、我將に某日を以て某所を圍み、某日を以て某所を攻めんとすと。此の如くする之を聲と謂ふ。邊郡に命じ士卒を休せしめ、旗鼓を偃せ、寂然其聲を聞かざるが若くす。聲既に動かす能はざれば、則ち彼の計、將に形に出でんとす。(五)道を除ひ棘を翦り、多く(六)疑兵を爲して以て吾城に臨まん。此の如くする之を形と謂ふ。溝を深くし壘を固うし、(七)野を淸めて以て待ち、寂然として其形を見ざるが若くす。形又動かす能はずんば、則ち技は此に止る。將に遂に兵を練り馬に秣ひ、以て實に出でんとす。實にして之と戰はば、之れを破らんこと易きのみ。

(一) 下文皆之を說けり　(二) 從前よりの好を堅固にして賂物を求む　(三) 風說を先に立てゝ　(四) 脅に同じ　(五) 行軍の邪魔物を拂除す　(六) 敵を惑はす爲めの虛僞の軍兵　(七) 耕作の物を刈取りて

之道。而以濡足爲解者。是固夫覆溺之道也。聖人除患於未萌。然後能轉禍而爲福。今也不幸養之以至此。而近憂小患。又懼而不決。則是遠憂大患。終不可去也。赤壁之戰。惟周瑜呂蒙知其勝。伐吳之役。惟羊祜張華以爲是。然則宏遠深切之謀。固不能合庸人之意。此晁錯所以爲愚也。雖然。錯之謀。猶有遺憾。何者。錯知七國必反。而不爲備反之計。山東變起。而關內騷動。今者匈奴之禍。又不若七國之難制。七國反。中原半爲敵國。匈奴叛。中國以全制其後。此又易爲謀也。

に若かず。七國の反は、中原半は敵國と爲りしが、匈奴の叛は、中國全を以て其後を制すべし、此れ又謀を爲し易き也。

(一) 漢孝景帝時代の識　(二) 改善する所なくしてそのまゝぐづ〳〵と持續す　(三) やぶれたるぼろ船　(四) 舟を捨てゝは足を濡らすからといふ位の事を以て言譯の辭とするなり　(五) 曹操吳に入るや、吳臣皆和を議す、周瑜呂蒙獨り主戰說を持し、終に赤壁の下に大勝せり　(六) 晉の成寧中 吳を伐つ、當時の晉人皆羊祜等の議を危ぶめり　(七) 長安の地をいふ

然則謀之奈何。曰匈奴之計不過三。一曰聲。二曰形。三曰實。匈奴

然らば則ち之を謀ること奈何。曰く、匈奴の計は三つに過ぎず。(一) 一に曰く聲、二に曰く形、三に曰く實。匈奴は中國怯ると謂ふこと久し。吾を以て終に敢て之と抗せずと爲し、且つ其心常に前好を固くして(二)厚賂を得、以て其力を養はんと欲

人。又用ニ當時之議一。因循維持以至レ於レ今。方且以爲レ無レ事。而愚以爲。天下之大計不レ如レ勿レ賂。勿レ賂則變疾而禍小。賂レ之則變遲而禍大。畏ニ其疾一也。不レ若レ畏ニ其大一。樂ニ其遲一也。不レ若レ樂ニ其小一。天下之勢。如下坐ニ弊船之中一。駸駸乎將レ入レ於ニ深淵一。不下及ニ其尚淺一也舍レ之。而求中所ニ以自生一

る勿きに如かず、賂する勿きときは則ち變疾くして禍小なり、之に賂するときは則ち變遲くして禍大なり。其疾を畏れんは、其大を畏るゝに若かじ、其遲を樂まんは、其小を樂むに若かじ。天下の勢は、(三)弊船の中に坐し、駸駸乎として將に深淵に入らんとするが如し。其尚ほ淺きに及んで、之を舍てゝ自ら生くる所以の道を求めず、而も(四)足を濡すを以て解を爲す者は、是れ固より夫の覆溺の道也。聖人は患を未だ萌さゞるに除き、然る後に能く禍を轉じて福と爲す。今や不幸にして之を養つて以て此に至れり。而して近憂小患も、又憚つて決せずば、則ち是れ遠憂大患も、終に去るべからざる也。赤壁の(五)戰は、惟周瑜呂蒙のみ其勝を知り、吳を伐つの役は、惟羊祜張華のみ以て是と爲せり。然らば則ち宏遠深切の謀は、(六)固より庸人の意に合ふこと能はず。此れ鼂錯の愚たる所以也。然りと雖も錯の謀は、猶ほ遺憾有り。何となれば錯七國の必ず反するを知つて、而も反に備ふるの計を爲さず。山東變起つて、(七)關内騷動せり。今は匈奴の禍、又七國の制し難き

禍大。吾懼其不及今反也。天下皆曰錯愚。吁。七國之禍。期於不免。與其發於遠而禍大。不若發於近而禍小。以小禍易大禍。雖三尺童子。皆知其當然。而其所以不與錯者。彼皆不知其勢將有遠禍。與知其勢將有遠禍。而度己不及見。謂可以寄之後人。以苟免吾身者也。然則錯爲一身謀則愚。而爲天下謀則智。人君又安可捨天下之謀。而用一身之謀哉。

なるを知らん。而も其の錯に與せざる所以の者は、彼皆其勢將に遠禍有らんとするを知らざると、其勢將に遠禍有らんとするを知るも、而も己が見るに及ばざるを(四)度り、以て之を(五)後人に寄せて以て苟も吾身を免るべしと謂ふ者と也。然らば則ち錯は、一身の爲に謀るは則ち愚にして、天下の爲に謀るは則ち智なり。人君又安んぞ天下の謀を捨てゝ、一身の謀を用ふべけんや。

(一) 寧ろ今の内に早く反せざるが心配なり　(二) どの道免る能はざる事に定まれり　(三) 二歲半を一尺とす即ち七八才の稱なり　(四) 自己の生涯の中には其禍亂の起らざるべきを度るなり　(五) 責任を後々の人に寄嫁す

今者匈奴之強。不減於七國。而天下之

今は匈奴の強、七國に減ぜずして、天下の人、又(一)當時の議を用ひ、(二)因循維持して、以て今に至る。方に且つ以て事無しと爲す。愚以爲らく、天下の大計は、略す

强。反無二以制一。當二是時一。諸侯王雖二名爲一レ臣。而其實莫レ不レ有二帝制之心一。膠東膠西濟南。又從而和レ之。於レ是擅爵レ人。赦二死罪一。戴二黄屋一。刺客公行。匕首交二於京師一。罪至彰也。勢至逼也。然當時之人。猶且徜徉容與。若レ不レ足レ慮。月不レ圖レ歳。朝不レ計レ夕。循循而摩レ之。煦煦而吹レ之。幸而無二大變一。以及二於孝景之世一。

王臧荼・趙王張耳・燕王盧綰 (四) 皆天子と擬して制を稱せんと欲ふなり (五) 天子の車は黄繒を以て蓋の裏とす故に曰ふ、以上擅に人を爵し、死罪を赦し、黄蓋の車に乘るは、即ち皆帝制を爲す所以なり (六) 刺客の多きをいふ (七) 徘徊閑適の義、優々閑々として也 (八) 其日暮しの謂なり、月は月に濟まして年計を爲さず、朝は朝に濟まして夕の計を立てずと也 (九) 氣息を吹きかけて溫むるなり、姑息の安を爲すの義

有二謀臣一曰二鼂錯一。始議下削二諸侯地一以損中其權上。天下皆曰。諸侯必且レ反。錯曰固也。削亦反。不レ削亦反。削レ之則反疾而禍小。不レ削則反遲而

謀臣鼂錯と曰ふもの有り、始めて諸侯の地を削り、以て其權を損せんことを議す。天下皆曰く、諸侯必ず且に反せんとすと。錯曰く固より也。削るも亦反し、削らざるも亦反す。之を削るときは則ち反疾くして禍小なり、削らざるときは則ち反遲くして禍大なり。吾其の今に及んで反せざるを懼ると。天下皆曰く、鼂錯は愚なりと。吁、七國の禍、(一)免れざるを期す、(二)其の遠に發して禍大ならんよりは、近に發して禍小なるに若かじ。小禍を以て大禍に易ふ。(三)三尺の童子と雖も、皆其當然

愚以爲不然。當今夷狄之勢。如漢七國之勢。昔者高祖急於滅項籍。故擧數千里之地以王諸將。項籍死。天下定。而諸將之地。因遂不可削。當是時。非劉氏而王者八國。高祖懼其且爲變。故大封吳楚齊趙同姓之國以制之。既而信越布綰皆誅死。而吳楚齊趙之

愚以爲らく然らず、當今夷狄の勢は、漢の(一)七國の勢の如し。昔は高祖(二)項籍を滅するに急なり、故に數千里の地を擧げて以て諸將を王とせり。項籍死し、天下定まつて、諸將の地、因つて遂に削るべからず。是時に當つて、劉氏に非ずして王たる者(三)八國あり。高祖其の且に變を爲さんとするを懼る。故に大いに吳楚齊趙同姓の國を封じて以て之を制しぬ。既にして信越布綰皆誅死せられて、吳楚齊趙の强、反つて以て制すること無し。是時に當つて、諸侯王名は臣たりと雖も、而も其實は(四)帝制の心有らざるは莫し。膠東・膠西・濟南、又從つて之に和す。是に於て擅に人を爵し、死罪を赦し、(五)黄屋を戴く。刺客公行し、匕首(六)京師に交る。罪至て彰れ、勢至つて逼れり。然るに當時の人、猶ほ且(七)徜徉容與、慮るに足らざるが若く、(八)月に歳を圖らず、朝に夕を計らず、(九)循循として之を摩し、煦煦として之を吹くのみ。幸にして大變無く、以て孝景の世に及びぬ。

(一) 吳・楚・齊・趙・膠西・膠東・濟南　(二) 項羽に同じ　(三) 楚王韓信・梁王彭越・韓王信・長沙王吳芮・淮南王黥布・燕

匈奴誠欲與吾戰耶。曩者陝西有元昊之叛。河朔有王則之變。嶺南有智高之亂。此亦可乘之勢矣。然終以不動。則其志之不欲戰又明矣。吁彼不欲戰。而我遂不與戰。則彼既得其志矣。兵法曰。用其所欲。行其所能。廢其所不能。於敵反是。今無乃與此異乎。且匈奴之力。既未足以伸其所大欲。而奪一郡。殺掠數千人之利。彼又不以動其心。則我勿賂而已。勿賂而彼以爲辭。則對曰。爾無功於吾。歲欲吾賂。吾有戰而已。賂不可得也。雖然。天下之人必曰。此愚人之計也。天下孰不知賂之爲害而勿賂之爲利。顧勢不可耳。

欲する所を伸ぶるに足らず、而も一郡を奪ひ、數千人を殺掠するの利、彼又以て其心を動かさゞるときは、則ち我賂する勿からんのみ。賂する勿くして彼以て辭と(一〇)爲さば、則ち對へて曰はん、爾吾に功無し、歲に吾賂を欲す。吾は戰ふ有らんのみ、賂は得べからざるなりと。然りと雖も、天下の人必ず曰はん、此れ愚人の計也、天下孰か賂するの害と爲つて、賂する勿きの利たるを知らざらんや。顧ふに勢不可なるのみと。

(一) 強き鳥、肉食鳥の類 (二) 本卷の石昌言が北使と爲りしを送る引を參照すべし (三) 孫子行軍篇 (四) 吳王の名、唐蔡二國と共に楚を伐つ (五) 句踐は越王、吳兵が齊晉の役に疲れたるを計つて伐つ (六) 趙元昊 (七) 慶曆七年貝州の王則叛す (八) 皇祐四年廣源州の蠻智高反す (九) 反對にすべしとの義 (一〇) 言ひぐさとす

則其心惟恐下吾之一旦絶二其好一、以失中吾之厚賂上也。然而驕傲不三肯少屈二者何也。其意曰、邀レ之而後固也。

鷙鳥將レ擊。必匿二其形一。昔者冒頓欲二以攻一レ漢。漢使至。輒匿二其壯士健馬一。故兵法曰。辭卑者進也。辭強者退也。今匈奴之君臣。莫レ不下張二形勢一以夸上レ我。此其志不レ欲レ戰明矣。闔閭之入レ楚也。因二唐蔡一。句踐之入レ吳也。因二齊晉一。

(一)鷙鳥の將に擊たんとするや、必ず其形を匿す。昔は冒頓以て漢を攻めんと欲す。(二)漢の使至るや、輒ち其壯士健馬を匿しぬ。故に(三)兵法に曰く、辭卑き者は進む也、辭強き者は退く也と。今匈奴の君臣、形勢を張つて以て我に夸らざるは莫し。此れ其志戰を欲せざること明けし。(四)闔閭の楚に入るや、唐蔡に因り、(五)句踐の吳に入るや、齊晉に因れり。匈奴誠に吾と戰はんと欲せんか、曩には陝西に(六)元昊の叛有り、河朔に(七)王則の變有り、嶺南に(八)智高の亂有り、此れ亦乘ずべきの勢なりき。然るに終に以て動かざりしは、則ち其志の戰を欲せざるや又明けし。吁、彼戰を欲せずして、我遂に與に戰はずんば、則ち彼既に其志を得ん。兵法に曰く、其の欲する所を用ひ、其の能くする所を行ひ、其の能くせざる所を廢す。敵に於ては是に(九)反すと。今乃ち此と異ること無からんや。且つ匈奴の力、既に未だ以て其の大いに

冀₃其卒無₂大變₁。其亦惑矣。且今中國之所₃以竭₂生民之力₁。以奉₂其所₁欲。而猶恐恐焉。懼₃一物之不₂稱₁其意₁者。非₂謂₁中國之力。不₃足₂以支₂其怒₁耶。然以₂愚度₁之。當今中國。雖₂萬無₃有₂如₁石晉可₂乘之勢₁者₁。匈奴之力。雖₂足₃以犯₂邊。然今十數年間。吾可₃以必無₂犯₂邊之憂₁。何也。非₂畏₁吾也。其志不₂止₁犯₂邊也。其志不₂止₁犯₂邊。而力又未₂足₃以成₂其所₁欲₁爲。

を奉じて、而も猶ほ恐恐焉として一物の其意に稱はざらんを懼るゝ所以の者は、中國の力、以て其怒(三)を支ふるに足らずと謂ふには非るか。然れども愚を以て之を度るに、當今中國、萬(四)に石晉乘ずべきの勢の如き者有ること無しと雖も、匈奴の力、以て邊を犯すに足ると雖も、然れども今十數年間、吾以て必ず邊を犯すの憂無かるべしとす。何ぞや。吾を畏るゝに非ずして、其志邊を犯すのみに止らざれば也。其志邊を犯すに止らずして、而して力又未だ以て其の爲さんと欲する所を成すに足らずんば、則ち其心、惟吾の一旦其好を絶ち、以て吾の厚賂を失はんことを恐るゝ也。然り而して驕傲肯て少しも屈せざる者は何ぞや。其意に曰く、之を邀(五)へて而る後に固しと。

(一) 盛大光明の貌　(二) 柔に待遇す　(三) 契丹の怒を支へ防ぐだけの力なし　(四) 萬に一つも　(五) 勢を示して強要し而る後に固く得べしとすとなり

勢邀レ之。歳得二金錢數十百萬一。如レ此數十歳。我益二數百千萬一。而中國損二數百千萬一。吾日以富。中國日以貧。然後足二以有レ爲也。天生二北狄一。謂二之犬戎一。投二骨於レ地。狺然

らず。邊境の上、豈乘ずべきの釁(六)無からんや。之をして來寇せしめば、大は以て一郡を奪ふに足り、小は亦以て數千人を殺掠するに足らん。而も彼以て其心を動かさゞる者は、此れ其志小なるに非る也。將に以て其銳を蓄へて吾隙を伺ひ、以て其大いに欲する所を伸べんとす。故に小利を以て其遠謀を敗るに忍びざるのみ。古人言有り、曰く虺(七)たるとき摧せずんば、蛇となれるを奈何と。

(一) 一人の使　(二) 形勢を示して蹈つけにする也　(三) 意の欲するまゝに行はんとするなり　(四) 契丹も北狄の一種　(五) 犬の吠へ爭ふ貌　(六) 間隙　(七) 虺は小蛇なり、小さきうちに殺さずば成長の後を如何せんとの義、國語呉語に出づ

而爭者。犬之常也。今則不レ然。邊境之上。豈無二可レ乘之釁一。使二之來寇一。大足三以奪二一郡一。小亦足三以殺二掠數千人一。而彼不三以動二其心一者。此其志非レ小也。將丁以蓄二其銳一而伺二吾隙一。以伸丙其所乙大欲甲。故不レ忍下以二小利一而敗中其遠謀上。古人有レ言。曰。爲レ虺弗レ摧。爲レ蛇奈何。

匈奴之勢。日長炎炎。今也柔而養レ之。以

匈奴の勢、日に長じて炎炎たり(一)。今や柔にして(二)之を養ひ、以て其卒に大變無きを冀ふも、其れ亦惑へるかな。且つ今中國の、生民の力を竭し、以て其の欲する所

五代之際。中
原無レ君。晉塘
苟二一時之利一。
以二子行一事二匈
奴一。割二幽燕之
地一以資二其強大一。孺子繼立。大臣外叛。匈奴扣レ境來寇。兵不レ血レ刃。而京師不レ守。天下被二其禍一。
匈奴自レ是始有下輕二中原一之心上。以爲可二得而取一矣。及二吾宋景德中一。大擧來寇。章聖皇帝一戰
而却レ之。遂與レ之盟以和。夫人之情。勝則狃。狃則敗。敗則懲。懲則勝。匈奴狃二石晉之勝一。而有二
景德之敗一。懲二景德之敗一。而愚未レ知二其所一レ勝。甚可レ懼也。

(一) 匈奴の君主の名 (二) 殘酷なる政治 (三) 漢の高祖劉邦と楚王項羽と (四) 物の盡き果つる貌 (五) 蟊賊 (六)
境域 (七) 衰敗の後新造せる國家 (八) 唐と宋との間五十餘年五姓の君迭に興るをいふ (九) 石敬塘後晉と稱す
(一〇) 子の父に事ふる禮 (一一) 幽州燕州等十六州の地 (一二) 敬塘の後、出帝の時、大臣杜威契丹に降る、契丹汴に
入り、帝を執へ去る (一三) 眞宗帝の尊號 (一四) 澶淵の役をいふ

雖レ然數十年
之間。能以レ無二
大變一者何也。
匈奴之謀。必
曰。我百戰而
勝レ人。人雖レ屈
而我亦勞。馳二
一介一入二中國一。
以レ形凌レ之。以レ

然りと雖も數十年の間、能く以て大變無き者は何ぞや。匈奴の謀、必ず曰はん、
我百戰して人に勝つ、人屈すと雖も我も亦勞す。(一)一介を馳せて中國に入り、(二)形を
以て之を凌ぎ、勢を以て之を邀へ、歲に金錢數十百萬を得ること、此の如きこと
數十歲にして、我數百千萬を益して、中國數百千萬を損し、吾日に以て富み、中
國日に以て貧しく、然して後に以て(三)爲す有るに足らんと。天(四)北狄を生ず、之を犬
戎と謂ふ。骨を地に投ずるに、(五)狺然として爭ふ者は、犬の常也。今は則ち然

爲二之計一。愚不レ知三天下之所二以久安而無一レ變也。古者匈奴之强。不レ過二冒頓一。當二暴秦刻剝。劉項戰奪之後一。中國溘然矣。以レ今度レ之。彼宜下遂入二踐中原一。如丙決二大河一。潰乙蟻壤甲。然卒不レ能下越二其疆一以有中吾尺寸之地上。何則中原之疆。固皆百三倍於二匈奴一。雖二積衰新造一。而猶足二以制一レ之也。

暴秦の刻剝(二)、劉項戰奪(三)の後に當つて、中國溘然(四)たり。今を以て之を度るに、彼宜しく遂に入つて中原を踐むこと、大河を決し蟻壤(五)を潰すが如くなるべし。然るに卒に其疆を越えて以て吾尺寸の地を有すること能はざりき。何となれば則ち中原の疆(六)は、固より皆匈奴に百倍せり。積衰(七)して新に造ると雖も、而れども猶ほ以て之を制するに足れり。五代(八)の際、中原君無し。晉塘(九)一時の利を苟もして、(一〇)子行を以て匈奴に事へ、幽燕(一一)の地を割いて、以て其强大を資く。孺子(一二)繼いで立ち、大臣外に叛き、匈奴境を掃つて來寇するや、兵刃に血ぬらずして、京師守らず、天下其禍を被り、匈奴是より始めて中原を輕んずるの心有り。以爲らく、得て取るべしと。吾が宋の景德中に及んで、大擧して來り寇す。章聖皇帝(一三)一戰(一四)して之を却け、遂に之と盟つて以て和したり。夫れ人の情、勝つときは則ち狃れ、狃るれば則ち敗る。敗るれば則ち懲り、懲るれば則ち勝つ。匈奴石晉の勝に狃れて、而して景德の敗有り。景德の敗に懲る、愚未だ其の勝ちし所を知らず、甚だ懼るべき也。

兵良而食足。將賢而士勇。則患不レ在二中原一。如レ是而曰二外憂一可也。今之蠻夷。姑無レ望二其臣與上遁。求二其志止上於二得也。北胡驕恣。爲レ日久矣。歲邀二金繒一。以二數十萬一計。昔者幸三吾有二西羌之變一。出二不遜語一以撼二中國一。天子不レ忍レ使二邊民重困上於二鋒鏑一。是以虜日益驕而賄日益增。迨レ今凡數十百萬。而猶慊然未レ滿二其欲一。視二中國一如二外府一然。則其勢又將レ不レ止二數十百萬一也。夫賄益多。則賦斂不レ得レ不レ重。賦斂重則民不レ得レ不レ殘。故雖二名爲上息レ民。而其實愛二其死一而殘二其生一也。名爲二外憂一。而其實憂在レ內也。

中國を視ること外府(一一)の如く然り。則ち其勢又將に數十百萬に止らざらんとす。夫れ賄益〻多ければ、則ち賦斂重からざるを得ず、賦斂重ければ、則ち民殘せられ(一二)ざるを得ず。故に名は民を息ふと爲すと雖も、而れども其實は其死を愛みて其生を殘する也。名は外憂たるも、而も其實は憂內に在る也。

(一) 人民の肩をやすませざるか　(二) 未だ然らず　(三) 夷狄の中國に對する態度　(四) 契丹　(五) 弱からざるを指す　(六) 少盛ならざるを謂ふ　(七) 趙元昊の亂　(八) 宋より金帛を贈るを献と稱すべしと謂へる類　(九) 眞宗皇帝　(一〇) 不滿足の貌　(一一) 外國に在る府庫　(一二) 殘害せらるゝなり

外憂之不レ去。聖人猶且恥レ之。內憂而不レ

外憂の去らざる、聖人猶ほ且之を恥づ。內憂にして之が計を爲さずんば、愚天下の久安にして變ずる無き所以を知らざる也。古は匈奴の強きも、冒頓(一)に過ぎず。

中國內也。四夷外也。憂在レ內者。本也。憂在レ外者。末也。夫天下無二內憂一。必有二外懼一。本既固矣。盍下釋二其末一以息中肩乎。曰未也。古者夷狄憂在レ外。今者夷狄憂在レ內。釋二其末一可也。而愚不レ識二方今夷狄之憂爲レ末也。古者夷狄之勢。大弱則臣。小弱則遁。大盛則侵。小盛則掠。吾

中國は內也、四夷は外也。憂の內に在る者は本也、憂の外に在る者は末也。夫れ天下內憂なくんば必ず外懼有り。本既に固し。盍ぞ其末を釋て〻以て(一)肩を息めざるぞ。曰く未し(二)。古は夷狄の憂外に在りき、今は夷狄の憂內に在り。其末を釋て〻可なるも、而も愚は方今夷狄の憂の末たるを識らざる也。古は夷狄の勢(三)、大いに弱ければ則ち臣となり、小しく弱ければ則ち遁れ、大いに盛なれば則ち侵し、小しく盛なれば則ち掠む。吾兵良にして食足り、將賢にして士勇なれば、則ち患中原に在らず。是の如くにして外憂と曰ふは可也(四)。今の蠻夷は、姑く其臣(五)と遁とを望むこと無く、其志の侵掠(六)に止らんことを求むとも得べからざる也。北胡の驕恣、日たるや久し。歲に金繒を邀むること、數十萬を以て計ふ。昔は吾に西羌(七)の變有りしを幸として、不遜(八)の語を出し、以て中國を撼せり。天(九)子邊民をして重ねて鋒鏑に困しましむるに忍びず。是を以て虜日に益〻驕つて賄日に益〻增す。今に迨んで凡そ數十百萬、而も猶ほ慊然(一〇)として未だ其欲に滿たず。

而天下之民化ニ其風一。淫惰不レ事ニ法度一。書曰。有衆率怠弗レ協。而又諸侯昆吾氏首爲レ亂。於レ是誅ニ鋤其強梗怠惰不法之人一以定ニ紛亂一。故記曰。商人先レ罰而後レ賞。至レ於ニ桓文之事一則又非ニ皆任レ刑也。桓公用ニ管仲一。管仲之書好言レ刑。故桓公之治常任レ刑。文公長者。其佐狐趙先魏。皆不三說以ニ刑法一。其治亦未ニ嘗以レ刑爲レ本。而號亦爲レ霸。而謂ニ湯非レ王而文非レ霸也得乎。故用レ刑不ニ必霸一。而用レ德不ニ必王一。各觀ニ其勢之何所レ宜レ用而已。然則今之勢。何爲不レ可レ用レ刑。用レ刑何爲不レ曰ニ王道一。彼不三先審ニ天下之勢一。而欲レ應ニ天下之務一難矣。

霸たらず、徳を用ふるも必ずしも王たらず、各々其勢の何か宜しく用ふべき所なるかを觀んのみ。然らば則ち今の勢、何すれぞ刑を用ふべからざらん。刑を用ふる、何すれぞ王道と曰はざらん。彼先づ天下の勢を審にせずして、而して天下の務に應ぜんと欲するは難いかな。

(一) 專一 (二) 殷祖周祖 (三) 齊桓晉文共に霸たり (四) 殷の紂王 (五) 火あぶりや首きり足きりの刑罰 (六) 救ひ出す (七) 夏の桀王 (八) 書經湯誓篇の語、人民相競うて怠り惰け一致協力することなしとの義 (九) 殷の本紀に昆吾氏亂を爲すと出でたり (一〇) 強惰不良 (一一) 禮記表記篇 (一二) 齊の功臣管夷吾、管子は其著と稱せらる (一三) 寬厚仁義の人 (一四) 狐偃・趙衰・先軫・魏犨など

審敵

者任レ徳不レ任レ刑。任レ刑。霸者之事。非レ所レ宜レ言。此又非三所レ謂知レ理者一也。夫湯武皆王也。桓文皆霸也。武王乘二紂之暴一。出三民於二炮烙斬刖之地一。苟又遂多殺レ人。多刑レ人以爲レ治。則民之心去矣。故其治一出二於禮義一。彼湯則不レ然。桀之惡固無二以異レ紂。然其刑不レ若二紂暴之甚一也。

き所に非ずと。此れ又所謂理を知る者に非る也。夫れ湯武は皆王也、(二)桓文は皆霸なり。武王は(四)紂の暴に乘じて、民を(五)炮烙斬刖の地より出せり。(六)苟も又遂に多く人を殺し、多く人を刑して、以て治を爲さば、則ち民の心去らん。故に其治は一に禮義に出でたり。彼湯は則ち然らず、(七)桀の惡は固より以て紂に異る無かりしも、然れども其刑は紂の暴の甚しきが若くならず、而も天下の民其風に化し、淫惰法度を事とせず。書に曰く、(八)有衆率ゐ怠りて協はずと。而して又(九)諸侯昆吾氏首として亂を爲せり。是に於て其(一〇)强梗怠惰不法の人を誅鋤して、以て紛亂を定めき。故に記に曰く、商人は罰を先として賞を後にすと。桓文の事に至つては、則ち又(一二)皆刑に任ぜしに非る也。桓公は(一一)管仲を用ふ。管仲の書好んで刑を言へり。故に桓公の治は常に刑に任ぜり。文公は(一三)長者なり、其佐(一四)狐趙先魏、皆說くに刑法を以てせず、其治も亦未だ嘗て刑を以て本と爲さず。而も號は亦霸たりき。湯は王に非ずして文は霸に非ずと謂ふこと、得んや。故に刑を用ふるも必ずしも

使㆘天下之人㆖。視㆑之如㆓風雨雷電㆒。遽然而至。截然而下。不㆑知㆔其所㆓從發㆒。而不㆑可㆓逃遁㆒。朝廷如㆑此。然後平民益務㆓檢愼㆒。而姦民猾吏。亦常恐恐然懼㆔刑法之及㆓其身㆒。而斂㆓其手足㆒。不㆓敢輒犯㆑法。此之謂㆓強政㆒。政強矣。爲㆑之數年。而天下之勢。可㆓以復強㆒。愚故曰。乘㆓弱之惠㆒。以養㆑威。則威發。而天下震慄。然則以㆓當今之勢㆒。求㆘所㆑謂萬世爲㆓帝王㆒。而其大體卒不㆑可㆓革易㆒者㆖。其尚㆑威而已矣。或曰。當今之世。事誠無㆓便㆑於㆑尚㆑威者㆒。然孰知㆓夫萬世之閒其政之不㆑變。而必曰㆑威耶。愚應㆑之曰。威者。君之所㆓恃以爲㆑君也。一日而無㆑威。是無㆑君也。久而政弊。變㆓其小節㆒而參㆑之以㆑惠。使㆑不㆑至㆑若㆓秦之甚㆒可也。擧而棄㆑之過矣。

か夫の萬世の閒、其政の變ぜずして、必ず威を曰ふを知らんやと。愚之に應へて曰く、威は君の恃んで以て君たる所也。一日も威無くんば、是れ君無き也。久しうして(一〇)政弊えば、其小節を變じて、之を參ふるに惠を以てし、(一一)秦の甚しきが若きに至らざらしめんは可也。(一二)擧げて之を棄てんは過てりと。

(一) 自己の權力下のものとして之によらる意　(二) 天子の言出づれば天下響の如く應ず　(三) 耳を傾けず　(四) 思ひかけざる賞罰、豫め他の推測を許さゞる賞罰をいふ　(五) 俄然といふに同じ　(六) 雷電の下る勢の鋭くして逃遁すべからざるを形容す　(七) 身を檢束し謹愼す　(八) 形勢　(九) 立國の大本　(一〇) 政治に弊害の生じたる場合　(一一) 威にのみ任せたるが如き極端　(一二) 威を悉く棄て去るは不可なり

或者又曰。王

或者又曰く、王者は德に(一)任じて刑に任ぜず、刑に任ずるは霸者の事のみ、言ふべ

之尊。藉二郡縣之勢一。言脫レ於レ口。而四方響應。其所三以用二威之資一。固以完具。且有二天下一者患レ不レ爲。焉有二爲焉而不レ可者一。今誠能一留二意於用一レ威。一賞罰。一號令。一擧動。無レ不二一切出一レ於レ威。嚴用二刑法一。而不レ赦二有罪一。力行果斷。而不レ牽二衆人之是非一。用二不測之刑一。用二不測之賞一。而

用ふる所以の資、固より以て完具す。且つ天下を有つ者は爲さゞるを患ふ。焉んぞ爲して可ならざる者有らんや。今誠に能く一たび意を威を用ふるに留め、一賞罰、一號令、一擧動、一切威に出でざるなく、嚴に刑法を用ひて有罪を赦さず、力行果斷にして衆人の是非に牽かれず、不測の刑を用ひ、不測の賞を用ひて、天下の人をして之を視ること風雨雷電(三)の如く、(四)遽然として至り、截然として下り、其の從つて發する所を知らずして、逃遁すべからざらしめん。(五)(六)朝廷此の如くにして、然る後平民益〻檢愼(七)を務め、姦民猾吏も亦常に恐恐然として、刑法の其身に及ばんを懼れ、其手足を斂めて、敢て輒く法を犯さざらん。此之を強政と謂ふ。政強し。之を爲すこと數年ならば、天下の勢以て復強うすべし。愚故に曰く、弱の惠に乘じて以て威を養はゞ、則ち威發して天下震慄せんと。然らば則ち當今の勢(八)を以て、所謂萬世帝王と爲つて、其大體(九)卒に革易すべからざる者を求むるに、其の威を尙ばんのみ。或は曰く、當今の世、事誠に威を尙ぶより便なる者無からん。然れども孰

下不知其彊焉者。以此也。雖然政之弱。非若勢弱之難治也。借如弱周之勢。必變易其諸侯。而後彊可能也。天下之諸侯。固未易變易。此又非一日之故也。若夫弱政。則用威而已矣。可以朝改而夕定也。夫齊。古之彊國也。而威王。又齊之賢王也。當其即位。委政不治。諸侯並侵。而人不知其國之爲彊國也。一旦發怒。裂萬家。封即墨大夫。召烹阿大夫。與常譽阿大夫者。而發兵擊趙魏衛。趙魏衛盡走請和。而齊國人人震懼。不敢飾非者。彼誠知其政之弱。而能用其威。以濟其弱也。

其位に即くに當つては、政を委(六)して治めず。諸侯並び侵して、人其國の彊國たるを知らざりし也。一旦(七)怒を發して、萬家(八)を裂き即墨の大夫を封じ、召して阿の大夫と、常て阿の大夫を譽めし者とを烹て、兵を發して趙魏衛を擊ちしに、趙魏衛盡く走つて(九)和を請ひ、齊國人人震懼し、敢て非を飾らざりし者は、彼誠に其政の弱を知つて、能く其威を用ひ、以て其弱を濟ひたれば也。

(一) 一車に積む程の薪のもゆる火　(二) どれ程に熱を出し得んや　(三) 諸侯の領地を變更移易す　(四) 容易には行はれ難き事也　(五) 事の行ひ易きを謂ふ　(六) 委任して放棄す　(七) 憤を發して　(八) 近臣のそしりし即墨の大夫に萬家を封じ、近臣の稱せし阿の大夫を嚴罰せし故事　(九) 率先して和を請ふ

況今以天子

況んや今、天子の尊を以て郡縣の勢に籍り(一)、言口(二)より脫して四方響應す。其威を

之實。著於外焉。何謂弱之實。曰。官吏曠惰。職廢不舉。而敗官之罰不加嚴也。多贖數赦。不問有罪。而典刑之禁。不能行也。冗兵驕狂。負力幸賞。而維持姑息之恩不敢節也。將帥覆軍。匹馬不返。而敗軍之責。不加重也。羌胡强盛。凌壓中國。而邀金繒增幣帛之恥不爲怒也。若此類者。太弱之實也。久而不治。則又將有大於此。而遂浸微浸消。釋然而潰。以至於不可救止者乘之矣。

然愚以爲。弱在於政。不在於勢。是謂以弱政敗强勢。今夫一輿薪之火。衆人之所憚而不敢犯者也。舉而投之河。則何熱之能爲。是以負强秦之勢。而溺於弱周之弊。而天

然して愚以爲らく、弱は政に在つて、勢に在らずと。是を弱政を以て彊勢を敗ると謂ふ。今夫れ一輿薪の火は、衆人の憚つて敢て犯さゞる所の者也。舉げて之を河に投ぜば、則ち何の熱をか之能く爲さん。是を以て強秦の勢を負みて、弱周の弊に溺れ、而して天下其彊を知らざる者は此を以て也。然りと雖も政の弱は、勢弱の治め難きが若きに非ず。借如弱周の勢なりせば、必ず其諸侯を變易して、而る後に彊能くすべき也。天下の諸侯、固より未だ變易し易からず、此又一日の故に非る也。若し夫れ弱政は、則ち威を用ひんのみ。以て朝に改めて夕に定むべき也。夫れ齊は古の彊國なり。而して威王は又齊の賢王也、

恃以强一之勢也。勢强矣。然天下之病常病レ於レ弱。噫。有二可レ强之勢如レ秦。而反陷レ於レ弱者。何也。習レ於レ惠而怯レ於レ威也。惠太甚而威不レ勝也。夫其所二以習レ於レ惠而惠太甚一者。賞數而加レ於レ無レ功也。怯レ於レ威而威不レ勝者。刑弛而兵不レ振也。由二賞與レ刑與レ兵之不一レ得二其道一。是以有二弱

して擧らざるも、敗官（一一）の罰、嚴を加へざる也。多く贖ひ數〻赦し（一二）、罪有るを問はずして、典刑（一三）の禁、行ふ能はざる也。冗（一四）兵驕狂、力を負み賞を幸ふ、而も維持姑息（一五）の恩、敢て節せざる也。將帥軍を覆して匹馬（一六）返らず、而も軍を敗るの責、重きを加へざる也。羌（一七）胡彊盛、中國を凌壓して、金繒（一八）を邀め幣帛を増すの恥も、怒ることを爲さゞる也。此の類の若き者は、太だ弱きの實也。久しうして治めずんば、則ち又將に此より大にして、遂に浸微（一九）浸消、釋然として潰え、以て救止すべからざるに至る者有つて、之に乘（二〇）ぜんとす。

（一）各路の財政を監司する官なり （二）絹を牽き繩を聯ぬるが如く統一あるを謂ふ （三）たとひの字を入れて考ふべし （四）宮殿階段のほとり （五）七八才の小兒 （六）驛車を馳せて命を傳ふ （七）役の印證、其官を去りて京に走せ趨くをいふ （八）以上を總括す （九）弱勢の結實 （一〇）惰り怠る （一一）職を空しうする罰 （一二）贖罪金恩赦令等によりて有罪をも赦す （一三）法律制令の禁條 （一四）無用の兵士 （一五）人望を維持せんとする間に合せの恩惠 （一六）敗亡の結果一馬だに返らずとなり （一七）西夏契丹 （一八）金帛 （一九）漸々微かに消え行くを謂ふ （二〇）上述の如き虚につけ入らんとす

撻平民。是謂下以二疆政一濟中疆勢上。故秦之天下卒斃於強。周拘於惠而不知權。秦勇於威而不知本。二者皆不審天下之勢一也。

吾宋制治。有二縣令一。有二郡守一。有二轉運使一。以大系小。絲牽繩聯。總三合於二上一。雖下其地在二萬里外一。方數千里。擁兵百萬上。而天子一三呼於二殿陛閒一。三尺豎子。馳傳捧詔。召而歸二之京師一。則解印趨走。惟恐不及。如此之勢。秦之所二

吾宋の制治は、縣令有り、郡守有り、(一)轉運使有り、大を以て小を系し、絲牽繩聯、上に總合す。(二)其地萬里の外に在り、方數千里、兵を擁する百萬なりと(三)雖も、而も天子(四)殿陛の閒に一呼し、(五)三尺の豎子、(六)傳を馳せ詔を捧げ、召して之を京師に歸せしむれば、(七)則ち印を解いて趨走し、惟及ばざらんを恐る。此の如きの勢は、秦の恃んで以て強なりし所の勢也。勢強し。然れども天下の病は常に弱に病む。噫強うすべきの勢秦の如き有つて、反つて弱に陷る者は何ぞや、惠に習ひて威に怯なれば也。惠太甚しうして威勝たざればなり。夫れ其の惠に習ひて惠太甚しき所以の者は、賞數〻にして功無きにも加はれば也。威に怯にして威勝たざる者は、刑弛んで兵振はざればなり。(八)賞と刑と兵との其道を得ざるに由るなり。是を以て(九)弱の實外に著るゝこと有り。何をか弱の實と謂ふ、曰く、官吏(一〇)曠惰、職廢

其勢爲レ弱。秦有二天下一。散爲二郡縣一。聚爲二京師一。守令無二大權柄一。伸縮進退。無レ不レ在レ我。其勢爲レ彊。然方三其成康在二上。諸侯無二小大一。莫レ不二臣伏一。弱之勢未レ見二於レ外。及二其後世失一レ德。而諸侯禽奔獸遯。各固二其國一以相侵伐。而其上之人卒不レ悟。區區守二姑息之道一。而望三其能以制二服強國一。是謂下以二弱政一濟中弱勢上。故周之天下卒斃二於弱一。秦自二孝公一。其勢固已駸駸焉。日趨二於彊大一。及三其子孫已幷二天下一。而亦不レ悟。專任二法制一以斬二

大と無く、臣伏せざる莫く、弱の勢未だ外に見られず。其後世德を失ふに及びて諸侯禽奔獸遯し、(五)各〻其國を固うし、(六)以て相侵伐し、而して其上の人卒に悟らず、(七)區區として姑息の道を守つて、其能く以て強國を制服せんことを望む。是を弱政を以て弱勢を濟ふと謂ふ。故に周の天下は卒に弱に斃れき。秦は孝公より、其勢固より已に(八)駸駸焉として、日に彊大に趨き、其子孫已に天下を幷するに及んで而も亦悟らず、專ら法制に任じて以て平民を(九)斬撻しぬ。是を彊政を以て彊勢を濟ふと謂ふ。故に秦の天下は卒に強に斃れぬ。周は惠に拘りて權を知らず、秦は威に勇にして本を知らず、二者皆天下の勢を審かにせざる也。

(一) 天子直轄の地　(二) 大權力　(三) 總ての權限みな我に在り　(四) 周の成王康王の如き賢王　(五) 禽の如く走り獸の如く逃遁す　(六) 自己の領地を固守す　(七) 小事に拘泥する貌　(八) 疾に進出する貌　(九) 斬り擲つ、虐待せるをいふ

其性之爲レ陽。而投レ之以二藥石一。藥石之陽而投レ之以レ陰。藥石之陰而投レ之以レ陽。故陰不レ至レ於レ涸。而陽不レ至レ於レ亢。苟不レ能四先審三觀己之爲レ陰。與二己之爲一レ陽。而以レ陰攻レ陰。以レ陽攻レ陽。則陰者固死レ於レ陰。而陽者固死レ於レ陽。不レ可レ救也。是以善養レ身者。先審二其陰陽一。而善制二天下一者。先審二其強弱一。以爲二之謀一。

の陽たるとを觀る能はずして、陰を以て陰を攻め、陽を以て陽を攻めば、則ち陰者固より陰に死し、陽者固より陽に死し、救ふべからざらん。是を以て善く身を養ふ者は、先づ其陰陽を審かにし、善く天下を制する者は、先づ其強弱を審かにし、以て之が謀を爲す。

(一)痛歎すべし　(二)丹砂石脂の類を食ふなり　(三)陽性の藥石を陰性の病に用ふるの謂なり　(四)亢進するに至らず即ち陰陽調節して極端に走らずと也

昔者周有二天下一。諸侯大盛。當二其盛時一。大者已有レ地五百里。而畿內反不レ過二千里一。

昔は周天下を有つて、諸侯大いに盛なり。其盛時に當つては、大なる者已に地を有つこと五百里、而も畿內(一)は反つて千里に過ぎず。其勢弱と爲す。秦天下を有つや、散じて郡縣と爲し、聚めて京師と爲す。守令に大權柄(二)無く、伸縮(三)進退、我に在らざる無し。其勢彊と爲す。然れども其成康(四)の上に在るに方つては、諸侯小

折與㆒㆑屈者。威與㆑惠也。夫強甚者。威竭而不㆑振。弱甚者。惠褻而下不㆓以爲㆒㆑德。故處㆑弱者利㆑用㆑威。而處㆑強者利㆑用㆑惠。乘㆓強之威㆒以行㆑惠。則惠尊。乘㆓弱之惠㆒。以養㆑威。則威發。而天下震慄。故威與㆑惠者。所㆔以裁㆓節天下強弱之勢㆒也。然而不㆑知㆓強弱之勢㆒者。有㆓殺㆑人之威㆒。而下不㆑懼。有㆓生㆑人之惠㆒而下不㆑喜。何者。威竭而惠褻故也。故有㆓天下㆒者。必先審㆓知天下之勢㆒。而後可㆓與言㆒㆑用㆓威惠㆒。不㆔先審㆓知其勢㆒。而徒曰㆓我能用㆑威。我能用㆒㆑惠者。未也。

術を取る　（六）強き者折れず弱き者屈せざるやうにす　（七）上の威嚴盡くれば下其威に恐れず　（八）惠に狎れて恩を思はず　（九）程よく制裁加減す

故有㆘強而益㆑之以㆑威。弱而益㆑之以㆑惠。以至㆑於㆓折與㆒㆑屈者㆖。是可㆑悼也。譬㆓之一人之身㆒。將㆑欲㆔飲㆑藥餌㆑石以養㆓其生㆒。必先審觀㆓其性之爲㆑陰。

故に強にして之を益すに威を以てし、弱にして之を益すに惠を以てし、以て折と屈とに至る者有るは、是れ（一）悼むべき也。之を一人の身に譬ふるに、將に藥を飲み（二）石を餌し、以て其生を養はんと欲せんとするや、必ず先づ審かに其性の陰たり、其性の陽たるを觀て、之に投ずるに藥石を以てす。（三）藥石の陽にして而も之に投ずるに陰を以てし、藥石の陰にして而も之に投ずるに陽を以てす。故に陰涸るゝに至らずして、陽も（四）亢するに至らず。苟も先づ審かに己の陰たると、己

政弊。然後變二其小節。而其大體卒不レ可二革易。故享レ世長遠而民不二苟簡。今也考三之於二朝野之間。以觀二國家之所レ尙者。而愚猶有レ惑也。何則天下之勢有二强弱。聖人審二其勢一而應レ之以レ權。勢强矣。强甚而不レ已則折。勢弱矣。弱甚而不レ已則屈。聖人權レ之而使二其甚不レ至レ於二

ずるに權(四)を以てす。勢强し、强きこと甚しうして已まざれば則ち折る。勢弱し、弱きこと甚しうして已まざれば則ち屈す。聖人之を(五)權して、其をして甚だ折(六)と屈とに至らざらしむる者は、威と惠と也。夫れ强甚しき者は威竭きて(七)振はず、弱甚しき者は惠褻れて(八)下以て德と爲さず。故に弱に處する者は威を用ふるに利ありて、强に處する者は惠を用ふるに利あり。强の威に乘じて以て惠を行へば則ち惠尊く、弱の惠に乘じて、以て威を養へば、則ち威發して天下震慄す。故に威と惠とは、天下强弱の勢を裁節する所以也。然り而して强弱の勢を知らざる者は、人を殺すの威有るも下懼れ(九)ず、人を生すの惠有るも下喜ばず。何となれば、威竭きて惠褻るゝが故也。故に天下を有つ者は、必ず先づ天下の勢を審知して、而る後に與に威惠を用ふるを言ふべし。先づ其勢を審知せずして、徒に我能く威を用ひ、我能く惠を用ふと曰ふ者は、未し。

(一) 改め變ふる能はず　(二) 苟且にし疏略にする事なし　(三) 我猶は不審に堪へず　(四) 臨機應變の策略　(五) 權

得二其祖宗之法一而爲二依據一。可二以永久一。夏之尙レ忠。商之尙レ質。周之尙レ文。視二天下之所レ宜レ尙而固二執之一。以レ此而始。以レ此而終。不二朝文而暮質。以自潰亂一。故聖人者出。必先定二一代之所レ尙。周之世。蓋有二周公一爲レ之制レ禮。而天下遂尙レ文。後世有二賈誼者一。說二漢文帝一。亦欲三先定二制度一。而其說不レ果レ用。

而も其說用ひらるゝを果さゞりき。

(一)何の術を尊ぶべきか (二)專一にして (三)夏殷周各々の始祖 (四)忠信 (五)質朴 (六)文華 (七)一定の主義を固く守る (八)漢文帝の臣、治安策を上りぬ

今者天下幸方治安。子孫萬世帝王之計。不レ可レ不二預定一於二此時一。然萬世帝王之計。常先定レ所レ尙。使四其子孫可三以安坐而守二其舊一。至レ於二

今は天下幸に方に治安なり、子孫萬世帝王の計、預め此時に定めずばあるべからず。然れども萬世帝王の計は、常に先づ尙ぶ所を定め、其子孫をして以て安坐して其舊を守るべからしめ、政弊るゝに至つて、然して後に其小節を變ずるも、而も其大體は卒に革易(一)すべからず。故に世を享くること長遠にして、民苟簡(二)せず。今や之を朝野の間に考へて、以て國家の尙ぶ所の者を觀るに、而も愚猶ほ惑(三)ふこと有り。何となれば則ち天下の勢強弱有り、聖人其勢を審にして、之に應

治二天下一者。定レ所レ尙。所レ尙一定。至レ於二千萬年一而不レ變。使二民之耳目純レ於レ一。而子孫有下所レ守。易二以爲上レ治。故三代聖人。其後世遠者。至二七八百年一。夫豈惟其民之不レ忘二其功一以至レ於レ是。蓋其子孫

巻之十七

審勢

天下を治る者は尙ぶ所を定む、尙ぶ所一定すれば、千萬年に至るも變ぜず。民の耳目をして一に(一)純にして(二)、子孫をして守る所有らしむれば、以て治を爲し易し。故に三代(三)の聖人、其後世遠き者、七八百年に至れるは、夫豈惟其民の其功を忘れずして以て是に至るのみならんや。蓋し其子孫、其祖宗の法を得て依據と爲し、以て永久なりしなるべし。夏(四)の忠を尙び、商(五)の質を尙び、周(六)の文を尙ぶ、天下の宜しく尙ぶべき所を視て之を固執(七)す。此を以て始め、此を以て終ふ。朝に文にして暮に質、以て自ら潰亂せず。故に聖人者出づれば、必ず先づ一代の尙ぶ所を定む。周の世は、蓋し周公有つて之が爲に禮を制して、而して天下遂に文を尙びぬ。後世賈誼(八)といふ者有り、漢の文帝に說いて、亦先づ制度を定めんと欲せしが、

談詩書。此豈其情也哉。凡事之不近人情者。鮮不為大姦慝。豎刁易牙開方是也。以蓋世之名而濟其未形之患。雖有願治之主。好賢之相。猶將舉而用之。則其為天下患必然。而無疑者。非特二子之比也。孫子曰。善用兵者。無赫赫之功。使斯人而不用也。則吾言為過。而斯人有不遇之歎。孰知禍之至於此哉。不然天下將被其禍而吾獲知言之名。悲夫。

之言。身履二夷齊之行一。收二召好レ名之士。不レ得レ志之人一。相與造二作言語一。私立二名字一。以爲二顏淵孟軻復出一。而陰賊險狠。與レ人異レ趣。是王衍盧杞合而爲二一人一也。其禍豈可レ勝レ言哉。夫面垢不レ忘レ洗。衣垢不レ忘レ澣。此人之至情也。今也不レ然。衣二臣虜之衣一。食二犬彘之食一。囚首喪面而

らず、(五)臣虜の衣を衣、(六)犬彘の食を食ひ、(七)囚首喪面して詩書を談ず。此豈其情ならんや。凡そ事の人情に近からざる者は、大姦慝を爲さゞる鮮し。豎刁・易牙・開方は是なり。(八)世を蓋ふの名を以て、其の未だ形れざるの患を濟す。治を願ふの主、賢を好むの相有りと雖も、猶ほ將に擧げて之を用ひんとす。則ち其天下の患を爲すは必然にして、疑ふべき者無し、(九)特に二子の比のみに非る也。孫子曰く、善く兵を用ふる者は、赫赫の功無しと。斯人をして用ひざらしめば、則ち吾が言過と爲して、斯人遇はざるの歎有らん、孰か禍の此に至るを知らんや。(一〇)然らずば天下は將に其禍を被つて、吾知言の名を獲んとす。悲しいかな。

(一) 唐の德宗は庸主なりき (二) 伯夷叔齊 (三) ほまれ評判を立てゝ (四) 陰に賊害の心を懷き、險しくねぢけ片意地にして常人と其趣を異にす (五) 賤人奴隸の著る如き着物を著 (六) 犬や豚やの食ふ如き食物を食ひ (七) 囚人の如く髮を梳らず、喪に居る如く汚れたる顏をして (八) 世を蓋ふ程の名譽を盜みて未だ現れざる患を救はんとす (九) 王衍盧杞 (一〇) 之に反して若し是等の人用ひられなば、吾不明にして先見の譽を得ん、寧ろ天下の爲に悲しむべしと也

者。必此人也。郭汾陽見二盧杞一曰。此人得レ志。吾子孫無二遺類一矣。自レ今而言レ之。其理固有二可レ見者一。以レ吾觀レ之。王衍之爲レ人。容貌言語。固有二以欺レ世而盜レ名者一。然不レ忮不レ求。與レ物浮沈。使下晉無二惠帝一。僅得中中主上。雖二衍百千一。何從而亂二天下一乎。

ば吾族遺類無けんと　(六)人を傷はず慾を貪らず　(七)惠帝の如き暗庸の君主

盧杞之姦。固足二以敗レ　。然而不學無文。容貌不レ足二以動レ人。言語不レ足二以眩レ世。非二德宗之鄙暗一。亦何從而用レ之。由レ是言レ之。二公之料二二子一。亦容レ有レ未二必然一也。今有レ人。口誦二孔老

盧杞の姦は、固より以て國を敗るに足れり。然り而して不學無文、容貌以て人を動すに足らず、言語以て世を眩すに足らず。(一)德宗の鄙暗に非ずんば、亦何に從つて之を用ひんや。是に由つて之を言へば、二公の二子を料る、亦容に未だ必ずしも然らざること有るべき也。今人有り、口に孔老の言を誦し、身に(二)夷齊の行を履み、名を好むの士と、志を得ざるの人とを收召して、相與に言語を造作し、私に(三)名字を立て、以て顏淵孟軻復出づと爲し、而して(四)陰賊險狠、人と趣を異にす。是れ王衍盧杞合せて一人と爲る也、其禍豈言ふに勝ふべけんや。夫れ面垢づけば洗ふことを忘れず、衣垢づけば澣ぐことを忘れず、此れ人の至情也。今や然

事有ニ必至一。理有ニ固然一。惟天下之靜者。乃能見レ微而知レ著。月暈而風。礎潤而雨。人人知レ之。人事之推移。理勢之相因。其疎闊而難レ知。變化而不レ可レ測者。孰ニ與天地陰陽之事一。而賢者有レ不レ知。其故何也。好惡亂ニ其中一。而利害奪ニ其外一也。昔者山巨源見ニ王衍一曰。誤ニ天下蒼生一

事必ず至る有り、理固より然る有り。惟天下の(一)靜なる者、乃ち能く微を見て著を知る。月暈して風ふき、礎潤うて雨ふる、人人之を知る。人事の推移、(二)理勢の相因るは、其の(三)疎闊にして知り難く、變化して測るべからざる者、天地陰陽の事に孰與ぞや。而して賢者も知らざる有り、其故何ぞや、好惡其中を亂して、利害其外を奪へば也。昔は山巨源、(四)王衍を見て曰く、天下の蒼生を誤る者は、必ず此人ならんと。(五)郭汾陽盧杞を見て曰く、此人志を得ば、吾子孫に遺類無からんと。今よりして之を言へば、其理固より見るべき者有り。吾を以て之を觀るに、王衍の人と爲り、容貌言語、固より以て世を欺いて名を盜む者有り。然れども(六)忮はず求らず、物と浮沈せり。晉をして(七)惠帝無く、僅に中主を得しめば、衍百千ありと雖も、何に從りてか天下を亂さんや。

(一) 沈著靜思の者　(二) 道理と形勢と　(三) とほ〳〵しくして知り難し　(四) 山濤の字、晉の人なり、王衍を見て曰く、何物の老嫗ぞ寧馨兒を生む而も天下の蒼生を誤る者は必ず此人ならんと　(五) 唐の郭子儀汾陽王に封ぜらる盧杞の往くや、子儀侍妾を退けて接す、他日曰く杞は面貌醜陋、心術險なり、婦人之を見ば笑はん、他日杞志を得

辨姦論

以爲。是數子者。皆不レ足二以託一レ國。而又逆知二其將一レ死。則其書誕謾不レ足レ信也。吾觀乙史鰌以レ不レ能下進二蘧伯玉一而退中彌子瑕上。故有二身後之諫一。蕭何且レ死擧二曹參一以自代。大臣之用レ心。固宜レ如レ此也。夫國以二一人一興。以二一人一亡。賢者不レ悲二其身之死一。而憂二其國之衰一。故必復有二賢者一。而後可二以死一。彼管仲者何以死哉。

して信ずるに足らざる也。吾史鰌が(三)蘧伯玉を進め、彌子瑕を退くる能はざりしを以て、故に身後の諫有り。蕭何(四)且に死せんとし、曹參を擧げて以て自ら代りしを觀るに、大臣の心を用ふるや、固より宜しく此の如くなるべき也。夫れ國は一人を以て興り、一人を以て亡ぶ。賢者は其身の死を悲まずして、其國の衰ふるを憂ふ。故に必ず復賢者有つて、而して後に以て死すべし。彼管仲は(五)何を以て死せしぞ。

(一) 仲の書、管子に、叔は直を好む而も國を以て强き能はず胥無は善を好む而も國を以て詘する能はずと見ゆ　(二) とりとめなき虚言　(三) 衞靈公の時、蘧伯玉賢にして用ひられず、彌子瑕不肖にして任ぜらる、史鰌之を患へて、死に臨み、喪を北堂に治め、禮を以てするなからしむ、靈公來弔して怪しみ問ひ立ちどころに瑕を斥く　(四) 漢相蕭何、死に臨み、曹參を擧げて己に代らしむ　(五) 如何にして死するを得たるぞ、死に處するの道を得ざるものといふべき也との意

五霸莫ㇾ盛ㇾ於二威文一。文公之才。不ㇾ過二威公一。其臣又皆不ㇾ及ㇾ仲。靈公之虐。不ㇾ如二孝公之寬厚一。文公死。諸侯不二敢叛一ㇾ晉。晉襲二文公之餘威一。得ㇾ爲二諸侯之盟主一者。百有餘年。何者。其君雖ㇾ不ㇾ肖。而尚有二老成人一焉。威公之薨也。一敗塗ㇾ地。無ㇾ惑也。彼獨恃二一管仲一。而仲則死矣。夫天下未三嘗無二賢者一。蓋有下有ㇾ臣而無ㇾ君者上矣。威公在焉。而曰四天下不三復有二管仲一者。吾不ㇾ信也

百有餘年なりき。何となれば、其君不肖なりと雖も、而れども尙ほ老成人有りき。威公の薨ずるや、(四)一敗地に塗れぬ。(五)惑ふこと無かれ、彼獨り一の管仲を恃んで、而も仲は則ち死せるなり。夫れ天下未だ嘗て賢者無くんばあらず。蓋し臣有つて君無き者有り。威公在つて、天下復(六)管仲有らずと曰ふ者は、吾信ぜざる也。

(一) 齊桓公・晉文公　(二) 晉の靈公　(三) 齊の孝公　(四) 折角の霸業も一度に敗れて地に墮ちたり　(五) これ敢へて惑ひ疑ふの要なし　(六) 管仲の如き人物

仲之書。有ㇾ記下其將ㇾ死。論二鮑叔賓胥無之爲一ㇾ人。且疏中各其短上。是其心

仲の書に、其の將に死せんとするや、(一)鮑叔賓胥無の人と爲りを論じ、且つ各〻其の短を疏するを記せる有り。是れ其心に以爲らく、是の數子者は、皆以て國を託するに足らずと。而して又逆め其の將に死せんとするを知るときは、則ち其書(二)誕謾に

爲ㇾ人矣乎。威公聲不ㇾ絶ㇾ乎ㇾ耳。色不ㇾ絶ㇾ乎ㇾ目。而非二三子者一。則無三以遂二其欲一。彼其初之所二以不一ㇾ用者。徒以ㇾ有ㇾ仲焉耳。一日無ㇾ仲。則三子者可三以彈ㇾ冠相慶一矣。仲以四爲將ㇾ死之言。可三以繫二威公之手足一耶。夫齊國不ㇾ患ㇾ有二三子一而患ㇾ無ㇾ仲。有ㇾ仲則三子者三匹夫耳。不ㇾ然天下豈少二三子之徒一。雖三威公幸而聽ㇾ仲誅二此三人一。而其餘者。仲能悉數而去ㇾ之耶。

いて、此三人を誅すと雖も、而れども其餘の者、仲能く悉く數へて之を去らんや。

㈠美聲好音耳に絶たず、艶色美姣目に絶たず　㈡冠の塵を拂つて出仕の支度を爲し、いよいよ出仕の叶ふに至れるを賀しあふならん　㈢繋ぎとめ束縛す

嗚呼仲可ㇾ謂二不ㇾ知ㇾ本者一矣。因二威公之問一。擧二天下賢者一。以自代。則仲雖ㇾ死。而齊國未ㇾ爲ㇾ無ㇾ仲也。夫何患二三子一。不ㇾ言可也。

嗚呼仲は本を知らざる者と謂ふべし。威公の問に因つて、天下の賢者を擧げて以て自ら代らば、則ち仲死すと雖も、齊國未だ仲無しと爲さゞる也、夫れ何ぞ三子を患へん、言はずして可也。五霸は威文より盛なるは莫し。㈠文公の才は、威公に過ぎず。其臣又皆仲に及ばず。靈公㈡の虐は㈢孝公の寛厚に如かず。文公死して、諸侯敢て晉に叛かず、晉、文公の餘威を襲ぎて、諸侯の盟主たるを得たる者、

亂一也。吾不㆑曰二豎刁易牙開方一而曰二管仲一。何則。豎刁易牙開方三子。彼固亂二人國一者。顧其用㆑之者威公也。夫有㆑舜而後知㆑放二四凶一。有二仲尼一而後知㆑去二少正卯一。彼威公何人也。顧其使二威公得㆑用二三子一者管仲也。

仲之疾也。公問二之相一。當二是時一也。吾以仲且舉二天下之賢者一以對。而其言乃不㆑過㆑曰下豎刁易牙開方三子。非二人情一。不㆑可㆑近而已。嗚呼。仲以二爲威公果能不上㆑用二三子一矣乎。仲與二威公一處。幾年矣。亦知二威公之

仲の疾めるとき、公之に相を問ふ。是時に當つて、吾以へらく仲且に天下の賢者を擧げて以て對へんと。而るに其言乃ち豎刁・易牙・開方の三子は人情に非ず、近づくべからずと曰ひしに過ぎざるのみ。嗚呼、仲は威公果して能く三子を用ひざらんと以爲ひしか。仲と威公と處る幾年ぞ。亦威公の人と爲りを知らん。威公聲(一)耳に絶たず、色目に絶たずして、三子者に非ずんば、則ち以て其欲を遂ぐる無し。彼其初の用ひざる所以の者は、徒に仲有るを以てのみ、一日仲無くんば、則ち三子者以て冠(二)を彈じて相慶すべし。仲將に死せんとするの言、以て威公の手足を縶(三)ぐべしと以爲るか。夫れ齊國三子有るを患へずして、仲無きを患ふ。仲有らば則ち三子者は三匹夫のみ、然らずば天下豈三子の徒少からんや。威公幸にして仲に聽

管仲相二威公一。覇二諸侯一。攘二戎狄一。終二其身一。齊國富强。諸侯不レ叛。管仲死。豎刁易牙開方用。威公薨レ於レ亂。五公子爭レ立。其禍蔓延訖二簡公一。齊無二寧歲一。夫功之成非レ成於二成之日一。蓋必有レ所二由起一。禍之作不レ作於二作之日一。亦必有レ所二由兆一。則齊之治也。吾不レ曰二管仲一。而曰二鮑叔一。及二其

管仲威(一)公に相とし、諸侯に霸として、戎狄を攘ひ、其身を終ふるまで齊國富强、諸侯叛かず。管仲死し、豎刁(二)・易牙・開方用ひられ、威公、亂に薨じ、五公子(三)立つを爭ひ、其禍蔓延して、簡公(四)に訖るまで齊に寧歲無かりき。夫れ功の成るは、成るの日に成るに非ず、蓋し必ず由つて起る所有り、禍の作るは、作るの日に作らずして、亦必ず由つて兆す所有り。則ち齊の治や、吾管仲と曰はずして鮑叔と曰ふ。其亂に及んでは、吾豎刁・易牙・開方と曰はずして管仲と曰ふ。何となれば則ち豎刁・易牙・開方の三子は、彼固より人の國を亂る者なり。顧ふに其の之を用ふる者は威公也。夫れ舜有つて後に四凶(五)を放つことを知り、仲尼有つて後に少正卯(六)を去ることを知る。彼威公は何人ぞや、顧ふに其の威公をして三子を用ふるを得しめし者は管仲也。

(一) 齊の桓公、宋人欽宗の諱を避けて威とす　(二) 皆桓公の嬖人なり　(三) 公子元・公子潘・公子商人・公子雍・公子昭　(四) 桓公十一世の孫、陳恒に弑せらる　(五) 驩兜・共工・鯀・三苗　(六) 魯の政を亂りし大夫、孔子魯相となり七月にして之を誅す

周。使㆓簡狄而呑㆑卵。姜原而踐㆓跡。則其生㆑子。當㆘如㆓褒姒㆒以㆑妖㆗惑天下㆖。奈何其有㆓稷契㆒也。或曰。然則稷何以棄。曰稷之生也。無㆑菑無㆑害。或者姜原疑而棄㆑之乎。鄭莊公寤生。驚㆓姜氏㆒。姜氏惡㆑之。事固有㆓然者㆒也。吾非㆑惡㆓夫異㆒也。惡㆘夫遷之以㆓不祥㆒誣㆗聖人㆖也。棄㆑之而牛羊避。遷㆑之而飛鳥覆。吾豈惡㆑之哉。楚子文之生也。虎乳㆑之。吾固不㆑惡㆓夫異㆒也。

其れ稷契有らんや。或は曰く、然らば則ち稷は何を以てか棄てらると。曰く、稷の生るゝや、(四)菑無く害無し、或は姜原疑つて之を棄てしか。(五)鄭の莊公寤生して、姜氏を驚かす、姜氏之を惡むと。事固より然る者有り。吾は夫の異を惡むに非ざる也、夫の遷の不祥を以て聖人を誣ふるを惡む也。之を棄てゝ牛羊避け、之を遷して飛鳥覆ふと、吾豈之を惡まんや。(六)楚の子文の生るゝや、虎之を乳せり。吾固より夫の異を惡まざる也。

㊀ 龍の吐く沫　㊁ 蜥蜴の一種といふ　㊂ 周幽王の寵妃　㊃ 詩經生民篇に見ゆ、菑は災に同じ　㊄ 左傳に出づ、寤は忤なり、さかごなりと解する説最も從ふべきに似たり　㊅ 左傳に出づ、鬪伯比䢵子の女に淫して子文を生む、䢵夫人之を雲夢の澤中に棄つ、虎之に乳す云々

管仲論

姜原。生ㇾ民如何。克禋克祀。以弗ㇾ無ㇾ子。履ニ帝武敏一歆。攸ㇾ介攸ㇾ止。載震載夙。載生載育。時維后稷上而言ㇾ之。吁。此又遷求ㇾ詩之過也。毛公之傳ㇾ詩也。以ニ鳦鳥降一爲下祀ニ郊禖一之候上。履ニ帝武一爲ㇾ從ニ高辛之行一。及ニ鄭之箋一而後有ニ吞踐之事一。當ニ毛之時一。未ニ始有ニ遷史一也。遷之說出ㇾ於ㇾ疑ㇾ詩。而鄭之說。又出ㇾ於ㇾ信ㇾ遷矣。故天下皆曰。聖人非ㇾ人。人不ㇾ可ㇾ及也。甚矣遷之以ニ不祥一誣ニ聖人一也。

ふと爲す。鄭の箋(九)に及んで、而して後に吞踐の事有り。毛の時に當つては、未だ始め遷史有らざりき。遷の說は詩を疑ふに出で、鄭の說は又遷を信ずるに出づ。故に天下皆曰く、聖人は人に非ず、人及ぶべからずと。甚しいかな遷の不祥を以て聖人を誣ふるや。

㊀ みだらにして自制の力なし ㊁ 詩經商頌玄鳥篇に出づ ㊂ 誠意を以て祭る ㊃ 祓除す ㊄ 武は迹、敏は足の大指の稱 ㊅ 怪み心動く。一說、歆は動也と註し、ザゴイテと訓ず、心動いての義也 ㊆ 天子子を求むる祭の名 ㊇ 高辛氏即ち帝嚳の行に從ひて祭に臨む事とす ㊈ 後漢鄭玄の詩經の註

夏之衰。二龍戲ㇾ於ㇾ庭。藏ニ其漦一。至ㇾ周而發ㇾ之。化爲ㇾ黿。以生ニ褒姒一。以滅ㇾ

夏の衰ふるや、二龍庭に戲る、其の漦(一)を藏む。周に至つて之を發くに、化して黿と爲り、以て褒姒を生み、以て周を滅せり。簡狄をして卵を呑み、姜原をして跡(二)を踐ましめば、(三)則ち其の子を生むや、當に褒姒の如く、以て天下を妖惑すべし、奈何ぞ

八百年。是其享天之祿。以能久有社稷。而其祖宗何如此之不祥也。使聖人而有異於衆庶也吾以爲天地必將構陰陽之和積元氣之英以生之。又焉用此二不祥之物哉。燕墮卵於前。取而吞之。簡狄其喪心乎。巨人之跡。隱然在地。走而避之。且不暇。忻然踐之。何姜原之不自愛也。

(一) 高辛氏黃帝の曾孫五帝の一人なり　(二) 浴に行きし時　(三) 放　(四) 歆ぶ貌　(五) 不思議にして怪奇、みだりがはし　(六) 合なり　(七) 心狂せるか

又謂行浴出野而遇之。是以簡狄姜原爲淫泆無法度之甚者。帝嚳之妃。稷契之母。不如是也。雖然。史遷之意。必以詩有天命玄鳥。降而生商。厥初生民。時維

又行浴し野に出で、之に遇ふと謂ふは、是れ簡狄姜原を以て、淫佚(一)法度無きの甚しき者と爲すなり。帝嚳の妃、稷契の母、是の如くならじ。然りと雖も史遷の意、必ず詩に、(二)天玄鳥に命じ、降つて商を生む。厥の初民を生ずる、時れ維れ姜原、民を生ずる如何、(三)克く禋し克く祀し、以て子無きを弗ふ。(四)帝の武敏を(五)履み、歆んで(六)介る攸、止る攸、載ち震み載ち夙み、載ち生じ載ち育す、時れ維れ后稷といふとあるを以て之を言へるか。吁、此れ又遷が詩を求むるの過也。毛公の詩に傳するや、玄鳥の降るを以て郊禖(七)を祀るの候と爲し、帝の武を履むは、(八)高辛の行に從

史記載。帝嚳元妃曰二姜原一。次妃曰二簡狄一。簡狄行浴。見三燕墮二其卵一。取呑レ之。因生レ契。爲二商始祖一。姜原出レ野。見二巨人跡一。忻然踐レ之。因生レ稷。爲二周始祖一。其祖二商周一信矣。其妃之所三以生二者。神奇妖濫。不二亦甚一乎。商周有二天下一七

嚳妃論

史記に載す、帝嚳（一）の元妃を姜原と曰ひ、次妃を簡狄と曰ふ。簡狄行浴（二）し、燕の其卵を墮すを見、取つて之を呑み、因つて契を生む、商（三）の始祖たり。姜原野に出で、巨人の跡を見、忻然（四）之を踐み、因りて稷を生む、周の始祖たりと。其の商周に祖たるは信ならんも、其妃の生む所以は、神奇妖濫（五）、亦甚しからずや。商周天下を有つこと七八百年、是れ其天の祿を享けて、以て能く久しく社稷を有せり。而して其祖宗何ぞ此の如く之れ不祥ならん。聖人をして衆庶に異なる有らしめんか、吾以爲らく、天地必ず將に陰陽の和を構せ（六）、元氣の英を積んで以て之を生ぜんとす、又焉ぞ此二不祥の物を用ひんや。燕卵を前に墮す、取つて之を呑むとは、簡狄は其れ心を喪（七）せるか。巨人の跡、隱然地に在り、走つて之を避くるも且つ暇あらず、忻然として之を踐むとは、何ぞ姜原の自ら愛せざるや。

趨。後有レ所レ避。其勢不レ得レ不二極言規一レ失。此三代所二以興一也。末世不レ然。遷二其賞於一レ不レ諫。遷二其刑於諫一。宜乎臣之噤レ口卷レ舌。而亂亡隨レ之也。閒或賢君欲レ聞二其過一。亦不レ過レ賞之而已。嗚呼。不レ有二猛虎一。彼怯者肯越二淵谷一乎。此無レ他。墨刑之廢耳。三代之後。如三霍光誅二昌邑不レ諫之臣一者。不二亦鮮一哉。今之諫賞。時或有レ之。不レ諫之刑。缺然無矣。苟增二其所一レ有。有二其所一レ無。則諛者直。佞者忠。況忠直者乎。誠如レ是。欲レ聞二讜言一而不レ獲。吾不レ信也。

遷し、其刑を諫むるに遷せり。宜なるかな臣の口を噤し(三)舌を卷いて、亂亡之に隨ふこと。閒〻或は賢君其過を聞かんと欲するも、亦之を賞するに過ぎざるのみ。嗚呼猛虎有らずんば、彼怯者肯て淵谷を越えんや。此れ他無し、墨刑の廢のみ。三代の後、(四)霍光が昌邑不諫の臣を誅せしが如き者、亦鮮からずや。今の諫賞は、時に或は之有り、諫めざるの刑は、缺然として無し。苟も其有る所を增し、其無き所を有らしめば、則ち諛者は直に、佞者は忠ならん。況んや忠直の者をや。誠に是の如くにして(五)讜言を聞かんと欲すれども獲ずといはんは、吾信ぜざる也。

(一) 前には就くべき賞あり、後には避くべき刑あり　(二) 過失を規諫せざるを得ざらしむ　(三) 緘默して言はざる也　(四) 漢昭帝元年昌邑王の羣臣の王の非過を舉奏せざりし者を悉く獄に下す　(五) 正直當然の議論

其勇怯半者與ニ怯者ー則不レ能也。又告レ之曰。跳而越者與ニ千金。不レ然則否。彼勇怯半者奔レ利。必跳而越焉。其怯者猶未レ能也。須臾顧見ニ猛虎暴然向逼。則怯者不レ待レ告跳而越レ之。如ニ康莊ー矣。然則人豈有ニ勇怯ー哉。要在ニ以レ勢驅ヒ之耳。君之難レ犯。猶ニ淵谷之難ニ越也。所レ謂性忠義不レ悦レ賞。不レ畏レ罪者。勇者也。故無レ不レ諫焉。悦レ賞者。勇怯半者也。故賞而後諫焉。畏レ罪者。怯者也。故刑而後諫焉。

して跳つて之を越えんこと、康莊(一)の如くならん。然らば則ち人豈勇怯有らんや、要するに勢を以て之を驅るに在るのみ。君の犯し難きは、猶ほ淵谷の越え難きがごとし。所謂性忠義、賞を悦ばず罪を畏れざる者は、勇者也、故に諫めざるなし。賞を悦ぶ者は勇怯半する者也、故に賞あつて後に諫む。罪を畏るゝ者は怯者也、故に刑あつて後に諫む。

(一) 廣き道路なり、五達を康し六達を莊とす

先王知ニ勇者不レ可ニ常得ー。故以レ賞爲ニ千金ー。以レ刑爲ニ猛虎ー。使ニ其前有レ所レ

先王勇者の常に得べからざるを知る、故に賞を以て千金と爲し、刑を以て猛虎と爲し、其をして前に趨る所有り、後に避くる所有り、其勢極言して失を規さゞるを得ざらしむ。此れ三代の興りし所以也。末世は然らず、其賞を諫めざるに

是也。猶懼三其選耎阿諛。使二一日不レ得レ聞二其過一。故制レ刑以威レ之。書曰。臣下不レ正。其刑墨。是也。人之情。非二病レ風喪レ心。未レ有二避レ賞而就レ刑者一。何苦而不レ諫哉。賞與レ刑不レ設。則人之情。又何苦而抗レ天觸レ神忤二雷霆一哉。是非二性忠義。不レ悅レ賞。不レ畏レ罪。誰欲二以レ言博レ死者。人君又安能盡得二性忠義者一而任レ之。

を得て之に任ぜんや。

㊀ 諫論上を指す ㊁ 吳國の王。これ國語晉語范文子の語也 ㊂ 怯懦畏怯の意 ㊃ 尚書伊訓に出づ ㊄ 風癲狂疾の者に非ずんば ㊅ 賞と死と交換す、死を以て諫む

今有二三人一焉。一人勇。一人勇怯半。一人怯。有下與レ之臨二淵谷一者上。且告レ之曰。能跳而越レ此謂二之勇一。不レ然爲レ怯。彼勇者恥レ怯必跳而越焉。

今三人有り、一人は勇、一人は勇怯半し、一人は怯なり。之と淵谷に臨む者有り、且之に告げて曰く、能く跳つて此を越ゆる、之を勇と謂ふ、然らざるを怯と爲すと。彼の勇者は怯を恥ぢ、必ず跳つて越えん。其勇怯半する者と怯者とは則ち能はず。又之に告げて曰く、跳つて越ゆる者に千金を與へん、然らずば則ち否らずと。彼勇怯半する者は利に奔り、必ず跳つて越えん。其怯者は猶ほ未だ能はず。須臾にして顧みて猛虎の暴然として向ひ逼らんとするを見ば、則ち怯者も告を待たず

夫臣能諫。不能使君必納諫。非眞能諫之臣。君能納諫。不能使臣必諫。非眞能納諫之君。欲君必納乎。嚮之論備矣。欲臣必諫乎。吾其言之。夫君之大天也。其尊神也。其威雷霆也。人之不能抗天觸神忤雷霆。亦明矣。聖人知其然。故立賞以勸之。傳曰。興王賞諫臣。

夫れ臣能く諫むとも、君をして必ず諫を納れしむる能はずば、眞に能く諫むるの臣に非ず。君能く諫を納るとも、臣をして必ず諫めしむる能はずば、眞に能く諫を納るゝの君に非ず。君の必ず納れんを欲せんや、嚮(一)の論備れり。臣の必ず諫めんを欲せんか、吾其れ之を言はん。夫れ君の大は天也、其尊は神也、其威は雷霆也。人の天に抗し神に觸れ雷霆に忤ふ能はざるや亦明けし。聖人其然るを知る、故に賞を立てゝ以て之を勸む。傳に曰く、興王(二)は諫臣を賞すと、是也。猶ほ其選耎(三)阿諛して、一日も其過を開くを得ざらしむるを懼れ、故に刑を制して以て之を威す。書に曰く、臣下(四)正さずんば、其刑は墨と、是也。人の情、風(五)を病み心を喪するに非ずんば、未だ賞を避けて刑に就く者は有らず。何を苦んでか諫めざらんや。賞と刑と設けずんば、則ち人の情、又何を苦んで天に抗し神に觸れ雷霆に忤はんや。是れ性忠義、賞を悅ばず、罪を畏れざるに非ずんば、誰か言を以て(六)死に博せんと欲する者あらん。人君又安んぞ能く盡く性忠義なる者のみ

懾必立。隱而諷レ之。主雖レ暴必容。悟則明。懼則恭。奮則勁。立則勇。容則寬。致レ君之道盡レ於レ此矣。吾觀二昔之臣一。言必從。理必濟。莫レ若二唐魏鄭公一。其初實學二縱橫之說一。此所レ謂得二其術一者歟。噫龍逢比干不レ得レ稱二良臣一。無二蘇秦張儀之術一也。蘇秦張儀不レ免レ爲二游說一。無二龍逢比干之心一也。是以龍逢比干。吾取二其心一。不レ取二其術一。蘇秦張儀吾取二其術一。不レ取二其心一。以爲二諫法一。

を致すの道此に盡く。吾昔の臣を觀るに、(二)言必ず從はれ、理必ず濟すは、(三)唐の魏鄭公に若くは莫し、其初は實に縱橫の説を學べり。此れ所謂其術を得る者か。噫、(四)龍逢比干の(五)良臣と稱するを得ざるは、蘇秦張儀の術無ければ也。蘇秦張儀の游説たるを免れざるは、龍逢比干の心無ければ也。是を以て龍逢比干は、吾其心を取つて其術を取らず、蘇秦張儀は、吾其術を取つて其心を取らず、以て諫の法と爲す。

(一) 如何に昏愚なりとも　(二) 其言ふ所必ず從はれ、其理必ず通る　(三) 魏徵太宗に事へ諫を以て聞ゆ　(四) 龍逢は夏桀を諫めて死し、比干は殷紂を諫めて死す　(五) 魏徵太宗に對へて忠臣と良臣との異なる點を言ひし事あり、それに基づきていふ也

諫論　下

以二愛幸一倪二長君一而梁王釋。此利而誘レ之也。蘇秦以二牛後一羞レ韓。而惠王按レ劍太息。范雎以レ無レ王恥レ秦。而昭王長跪請レ教。酈生以レ助レ秦淩レ漢。而沛公輟レ洗聽レ計。此激而怒レ之也。蘇代以二土偶一笑二田文一。楚人以二弓繳一感二襄王一。蒯通以レ娶レ婦悟二齊相一。此隱而諷レ之也。五者相傾險詖之論。雖レ然施二之忠臣一足二以成一レ功。

せる也。五者は相傾くる險詖の論なり、(一三)然りと雖も之を忠臣に施せば、以て功を成すに足れり。

(一)史記に出づ、田常は齊を簒せし人。(二)戰國策に出づ、武公は東周の人。項襄は頃襄に作るべし　(三)同書に出づ、東海を蹈まんと語りし事實を指す　(四)史記に出づ　(五)朱建は平原君なり、史記參照　(六)漢書に出づ　(七)戰國策に出づ　(八)同書に出づ　(九)史記に見ゆ　(一〇)戰國策に出づ　(一一)同書に見ゆ　(一二)漢書に出づ　(一三)不正偏頗の議論なり

何則理而諭レ之。主雖レ昏必悟。勢而禁レ之。主雖レ驕必懼。利而誘レ之。主雖レ怠必奮。激而怒レ之。主雖レ

何となれば則ち理をもて之を諭せば、主昏(一)と雖も必ず悟り、勢をもて之を禁ずれば、主驕と雖も必ず懼れ、利をもて之を誘へば、主怠と雖も必ず奮ひ、激して之を怒らすれば、主懦と雖も必ず立ち、隱にして之を諷すれば、主暴と雖も必ず容る。悟れば則ち明、懼るれば則ち恭、奮へば則ち勤、立てば則ち勇、容るれば則ち寛、君

理㆓諭之㆒。勢㆓禁之㆒。利㆓誘之㆒。激㆓怒之㆒。隱㆓諷之㆒之謂也。觸讋以㆓趙后愛㆑女賢㆑於㆑愛㆑子。未㆑旋㆑踵而長安君出質。甘羅以㆓杜郵之死㆒詰㆓張唐㆒。而相㆑燕之行有㆑日。趙卒以㆓兩賢王之意㆒語㆑燕。而立歸㆓武臣㆒。此理而諭㆑之也。

子貢以㆓內憂㆒敎㆓田常㆒。而齊不㆑得㆑伐㆑魯。武公以㆓麋鹿㆒脅㆓項襄㆒。而楚不㆓敢圖㆑周。魯連以㆓烹醢㆒懼㆓垣衍㆒。而魏不㆓果帝㆑秦。此勢而禁㆑之也。田生以㆓萬戶侯㆒啓㆓張卿㆒。而劉澤封。朱建以㆓富貴㆒餌㆓閎孺㆒。而辟陽赦。鄒陽

(一)子貢內憂を以て田常に敎へて、齊、魯を伐つを得ず、(二)武公麋鹿を以て項襄を脅かして、楚敢て周を圖らず、(三)魯連烹醢を以て垣衍を懼して、魏果して秦を帝とせざりしは、此れ勢にして之を禁ぜし也。(四)田生萬戶侯を以て張卿に啓して、劉澤封ぜられ、(五)朱建富貴を以て閎孺に餌して、辟陽赦され、(六)鄒陽愛幸を以て長君を悅ばせて、梁王釋されしは、此れ利にして之を誘ひし也。(七)蘇秦牛後を以て韓を羞しめて、惠王劍を按じて太息し、(八)范雎王無きを以て秦を恥ぢしめて、昭王長跪して敎を請ひ、(九)酈生秦を助くるを以て漢を凌いで、沛公洗を輟めて計を聽きしは、此れ激して之を怒らしゝ也。(一〇)蘇代が土偶を以て田文を笑ひ、(一一)楚人が弓繳を以て襄王を感ぜしめ、(一二)蒯通が婦を娶るを以て齊の相を悟らしめしは、此れ隱にして之を諷

機智勇辯一濟二其詐一。吾欲レ諫者。以二機智勇辯一濟二其忠一。請備論二其效一。周衰游說熾二於列國一。自レ是世有二其人一。吾獨怪三夫諫而從者百一。說而從者十九。諫而死者皆是。說而死者未二嘗聞一。然而抵二觸忌諱一。說或甚レ於レ諫。由レ是知下不レ必レ乎二諷諫一而必レ乎レ術也。說之術可レ爲二諫法一者五。

國に熾なり。是より世に其人有り。吾獨り夫の諫めて從ふ者は百に一、說いて從ふ者は十に九、諫めて死する者は皆是、說いて死する者は未だ嘗て聞ざるを怪む。然り而して(二)忌諱に抵觸するは、說或は諫よりも甚し。是に由つて諷諫を必とせずして、術を必とするを知る也。說の術、諫法と爲すべき者五あり、之を(三)理諭し、之を勢禁し、之を利誘し、之を激怒し、之を隱諷するの謂也。(四)觸讋、趙后の女を愛すること子を愛するより賢れるを以てし、未だ踵を旋さずして長安君出でゝ質たり。(五)甘羅、杜郵の死を以て張唐を詰して、燕に相たるの行日有り。(六)趙卒兩賢王の意を以て燕に語つて、立ろに武臣を歸せしは、此れ理もてして之を諭せる也。

(一)諸侯を說き廻りし戰國の辯士等　(二)機嫌にさはること　(三)理もて諭し、勢もて禁じ、利もて誘ひ、激して怒らせ、隱に之を悟らしむ、此五つの說の術は、取りて以て諫の法となすべしと也　(四)戰國策趙策參照　(五)同秦策に出づ　(六)史記趙世家に出づ

益甚。茅焦解ㇾ衣危論。秦帝立悟。諷固不ㇾ可ニ盡與一。直亦未ㇾ易ㇾ少ㇾ之。吾故曰。願ニ用ㇾ之之術何如一耳。然則仲尼之說非乎。曰仲尼之說。純ㇾ乎ㇾ經者也。吾之說參ㇾ乎ㇾ權而歸ㇾ乎ㇾ經者也。如得ニ其術一。則人君有下少不ㇾ爲ニ桀紂一者上。吾百諫而百聽矣。況虛ㇾ己者乎。不ㇾ得ニ其術一。則人君有下少不ㇾ若ニ堯舜一者上。吾百諫而百不ㇾ聽乎。況逆ㇾ忠者乎。

經に純なる者也、吾の說は、權に參つて經に歸する者也。如し其術を得ば、則ち人君少しく桀紂たらざる者有らんに、吾百び諫めて百び聽かれん、況んや(四)己を虛しうする者をや。其術を得ずば、則ち人君少しく堯舜の若くならざる者有らんに、吾百び諫めて百び聽かれざらん、況んや(五)忠に逆ふ者をや。

(一) 諷を宜しとして直諫を上しとせず　(二) 楚莊王即位後三年令を出さず、伍擧三年蜚ばず鳴かずの隱語を薦む　(三) 秦の太后嫪毒と通ず始皇毒を誅し太后を諫む、諫死する者三十七人、焦諫めて自ら鑕に伏す、王殿を下りて謝す　(四) 少しにても桀紂らしからざる點有る君　(五) 忠諫に逆ふ君主

然則奚術而可。曰。機智勇辯如ニ古游說之士ニ而已。夫游說之士。以ニ

然らば則ち奚の術にして可ならん。曰く、機智勇辯、古の(一)游說の士の如くせんのみ。夫れ游說の士は、機智勇辯を以て其詐を濟せり。吾が諫めんと欲する者は、機智勇辯を以て其忠を濟さん。請ふ備に其效を論ぜん。周衰へて、游說列

夫齊國之賢者。非獨一即墨大夫明矣。亂齊國者。非獨一阿大夫與左右譽阿而毀即墨者幾人亦明矣。一即墨大夫易知也。一阿大夫易知也。左右譽阿而毀即墨者幾人易知也。從其易知而精之。故用心甚約而成功博也。天下之事。譬如有物十焉。吾擧其一。而人不知吾之不知其九也。歷數之至於九而不知其一。不如擧一之不可測也。而況乎不至於九也。

㊀自家智慮の及ぶ所に專一なれば必ず周詳精明なり　㊁戰國の時、威王即位の始め國亂る、王即ち即墨の大夫を擧げて政を委す　㊂即墨の大夫善く治む、然も王の親近に賂せず、毀言日に至る、阿の大夫は之に反す、王其情を知り即墨を擧げて阿の大夫を烹る　㊃簡約　㊄十ある物の中只一つだけ擧げ置けば、殘り九つを知らずとも、人はそれに氣付かぬ、一々數へ立てゝ九まで行き、殘り一つを知らぬよりも、只一つだけ擧げて置く方遙に奥ゆかしと也

古今論諫。常與諷而少直。其說蓋出於仲尼。吾以爲諷直一也。顧用之之術何如耳。伍擧進隱語。楚王淫

諫論上

古今諫を論ずる、常に諷に與して直を少とす、其說蓋し仲尼より出づ。吾以爲らく諷も直も一也、之を用ふるの術何如を顧るのみと。(一)伍擧隱語を進めて、楚王淫益〻甚しく、(二)茅焦衣を解いて危論すれば、秦帝立ちどころに悟る。諷固より盡く與すべからず、直も亦未だ之を少とし易からず。吾故に曰く、之を用ふる術何如を顧るのみと。然らば則ち仲尼の說非なるか、曰く、仲尼の說は、

也。吾獨怪下夫愚者之用二其心一勞而功不上成也。是無レ他也。專レ於二其所一レ及而及レ之。則其及必精。兼レ於二其所レ不レ及而及レ之。則其及必粗。及レ之而精。人將レ曰。是惟無レ及。及則精矣。不レ然。吾恐二姦雄之竊笑一也。齊威王卽レ位。大亂三載。威王一奮。而諸侯震懼二十年。是何脩何營耶。

く、其の及ばざる所を兼ねて之に及ぼすときは、則ち其の及ぶこと必ず粗なり。之に及ぼして精しければ、人將に曰はんとす、是れ惟及ぼすこと無し、及ぼさば則ち精しからんと。然らずば吾姦雄の竊に笑はんを恐る。齊の威王の位に卽くや、大いに亂るゝ三載。威王一たび奮つて、諸侯震懼すること二十年。是何を脩め何を營めるか。夫れ齊國の賢者は、獨り一卽墨の大夫のみに非ること明けし。齊國を亂る者は、獨り一阿の大夫と、左右の阿を譽めて卽墨を毀りし者幾人とのみに非ること亦明けし。一卽墨の大夫を知り易く、一阿の大夫も知り易く、左右の阿を譽めて卽墨を毀りし者幾人も知り易し。其の知り易きに從つて之を精しうす、故に心を用ふること甚だ約にして、功を成すこと博かりし也。天下の事、譬へば物十有るが如し。吾其一を擧げて、人吾の其の九を知らざるを知らざる也。之を歷數して九に至つて、其一を知らざるは、一を擧ぐるの測るべからざるに如かざる也。而るを況んや九に至らざるをや。

而不レ治者也。時也者。無二亂而不レ治者也。日月經レ乎二中天一。大可三以被二四海一。而小或不レ能レ入二一室之下一。彼固無レ用二此區區小明一也。故天下視二日月之光一。儼然其若二君父之威一。故自レ有二天地一而有二日月一。以至レ於レ今而未下嘗可中以一日無上焉。天下嘗有レ言。曰。叛二父母一。褻二神明一。則雷霆下二擊之一。雷霆固不レ能下爲二天下一盡擊中此等輩上也。而天下之所三以兢兢然不二敢犯一者。有レ時而不レ測也。使三雷霆日轟轟焉遶二天下一。以求下夫叛二父母一褻二神明一之人上而擊レ之。則其人未二必能盡一。而雷霆之威無二乃褻一乎。故夫知二日月雷霆之分一者。可三以用二其明一矣。

も乃ち褻るゝ無からんや。故に夫の日月雷霆の分を知る者は、以て其明を用ふべし。(八)

(一) 天賦の大知あり、故に小知の功も自然に兼ね備ふと也 (二) 其の知慮の行届く所を以て其の行き届かざる所をすくふ (三) 常と時との意義は凡て之を下文中に釋せり (四) 日輪や太陰の天を經亙するや、其光明四海天下の大呂に及べども或は一小室に入る能はず (五) 造化の時なる動きを例示す (六) 戒め懼るゝ貌 (七) 殷々たる雷鳴 (八) 日月と雷霆との分別を知る者は、亦自己の分限を量り用ひて知慮を施すべし

聖人之明。吾不二得而知一也。吾獨愛下夫賢者之用二其心一約而成レ功博上

聖人の明は、吾得て知らざる也。吾獨り夫の賢者の其心を用ふる約にして、功を成すこと博きを愛す。吾獨り夫の愚者の其心を用ふる勞して、功成らざるを怪む。是他無し、(一)其の及ぶ所に專にして之を及ぼすときは、則ち其及ぶや必ず精し

人以二其大知一。而兼二其小知之功一。賢人以二其所一レ及而濟二其所一レ不レ及。愚者不レ知二大知一。而以二其所一レ不レ及喪二其所一レ及。故聖人之治二天下一也以レ常。而賢人之治二天下一也以レ時。既不レ能レ常。又不レ能レ時。悲夫。殆哉。夫惟大知。而後可レ以レ常。以二其所一レ及濟二其所一レ不レ及。而後可レ以レ時。常也者。無二治

を治むるや常(三)を以てし、賢人の天下を治るや時を以てす。既に常なる能はず、又時なる能はずば、悲しいかな殆いかな。夫れ惟大知にして後に常を以てすべく、其の及ぶ所を以て其の及ばざる所を濟うて、而して後に時を以てすべし。常なる者は、治めて治まらざる無き者也、時なる者は、亂れて治まらざる無き者也。日月中天(四)を經りて、大以て四海に被るべきも、小或は一室の下に入る能はず。彼固より此區區の小明を用ふる無し。故に天下の日月の光を視ること、儼然として其れ君父の威の若し。故に天地有つてよりして日月有り、以て今に至るまで未だ嘗て以て一日も無かるべからず。天下嘗て言ふ有り、曰く、父母に叛き神明を褻さば、則ち雷霆(五)之を下撃せんと。雷霆固より天下の爲に、盡く此等の輩を撃つ能はず。而も天下の兢兢然(六)として敢て犯さゞる所以の者は、時有つてか測られざれば也。雷霆として日に轟轟焉(七)として天下を遶つて、以て夫の父母に叛き神明を褻すの人を求めて之を撃たしめば、則ち其人未だ必ずしも能く盡きずして、雷霆の威

也。噲之死レ於ニ惠之六年一也天也。彼其尙在。則呂祿不レ可レ紿。太尉不レ得レ入ニ北軍一矣。或謂噲於レ帝最親。使ニ之尙在一。未下必與ニ產祿一叛上。夫韓信黥布盧綰。皆南面稱レ孤。而綰又最爲ニ親幸一。然及ニ高帝之未一レ崩也。皆相繼以レ逆誅。誰謂下百歲之後。椎埋屠狗之人。見三其親戚乘レ勢爲ニ帝王一而不中欣然從上レ之耶。吾故曰。彼平勃者。遺ニ其憂一者也。

の後、椎埋屠狗(六)の人、其親戚の勢に乘じて帝王と爲るを見て、欣然として之に從はずと謂はんや。吾故に曰く、彼の平勃は其憂を遺す者也と。

(一)毒藥烏頭(ウヅ) (二)陳平周勃等噲を助けて都に還らしめたれば也 (三)惠帝の六年噲病死す (四)漢代京城を守る軍隊の稱也、周勃酈寄をして呂祿を說かしめ、而して呂氏の禍を防ぐを得たり、太尉は卽ち周勃なり (五)皆高祖の臣下にして叛を圖り誅を受けし者なり (六)人を殺して埋むるを椎埋とし、狗を屠るを屠狗とす、樊噲元來賤人なりし故に卑しんで斯くいふ也

明論

天下有ニ大知一。有ニ小知一。人之智慮有レ所レ及。有レ所レ不レ及。聖

天下に大知有り、小知有り。人の智慮の及ぶ所有り、及ばざる所有り。聖人は其大知(一)を以て其小知の功を兼ね、賢人は其の及ぶ所(二)を以て其の及ばざる所を濟ふ。愚者は大知を知らずして、其の及ばざる所を以て其の及ぶ所を喪ふ。故に聖人の天下

獨於噲不仁耶。且噲與帝偕起。拔城陷陣。功不爲少矣。方亞父嗾項莊時。微噲誚讓羽。則漢之爲漢。未可知也。一旦人有惡噲欲滅戚氏者。時噲出伐燕。立命平勃。即軍中斬之。夫噲之罪未形也。惡之者誠僞未必也。且高帝之不以一女子斬天下之功臣。亦明矣。彼其娶於呂氏。呂氏之族。若產祿輩。皆庸才不足恤。獨噲豪健。諸將所不能制。後世之患。無大於此矣。

夫高帝之視呂后也。猶醫者之視堇也。使其毒可以治病而無至於殺人而已矣。樊噲死則呂后之毒。將不至於殺人。高帝以爲是足以死而無憂矣。彼平勃者遺其憂者

夫れ高帝の呂后を視るや、猶ほ醫者の堇(一)を觀るがごとく、其毒をして以て病を治すべくして、人を殺すに至ること無からしむるのみ。樊噲死せば、則ち呂后の毒、將に人を殺すに至らざらんとす。高帝以爲らく、是れ以て死して憂無きに足ると。彼平勃は其憂を遺す者也。噲の惠(三)の六年に死せしは天也、彼其れ尚ほ在らば、則ち呂(二)祿給くべからず、太尉(四)北軍に入るを得ざりしならん。或ひと謂へらく、噲は帝に於て最も親し、之をして尚ほ在らしむとも、未だ必ずしも產祿と叛せじと。夫れ韓(五)信・黥布・盧綰は、皆南面して孤と稱し、而して綰又最も親幸せられき。然れども高帝の未だ崩ぜざるに及んで、皆相繼いで逆を以て誅せられぬ。誰か百歲

以爲家有二主母一、而豪奴悍婢、不下敢與二弱子一抗上。呂氏佐帝定二天下一、爲三大臣素所二畏服一。獨此可下以鎭二壓其邪心一以待中嗣子之壯上。故不レ去二呂后一者、爲二惠帝一計也。呂后既不レ可レ去。故削二其黨一以損二其權一。使二雖レ有レ變而天下不一レ搖。是故以二樊噲之功一。一旦遂欲レ斬レ之而無レ疑。嗚呼。彼豈

既に去るべからず、故に其黨を削りて以て其權を損じ、變有りと雖も天下をして搖かざらしめんとす。是故に樊噲の功を以てして、一旦遂に之を斬らんと欲して疑ふ無し。嗚呼、彼豈獨り噲に於て不仁ならんや。且噲は帝と偕に起り、城を拔き陣を陥る、功少と爲さず。(三)亞父の項莊を嗾する時に方つて、噲が羽を誚讓する微りせば、則ち漢の漢たる、未だ知るべからざる也。一旦人の、噲、(四)戚氏を滅せんと欲すと(五)惡する者有り、時に噲出でゝ燕を伐ちしが、立(六)に平勃に命じて、軍中に卽いて之を斬らしめき。夫れ噲の罪未だ形れず、之を惡する者の誠僞未だ必とせず。且つ高帝の一女子を以て、天下の功臣を斬らざるや、亦明かなり。彼其れ呂氏に娶れり、呂氏の族、(七)產祿輩の若きは、皆庸才恤ふるに足らず。獨り噲は豪健、諸將の制する能はざる所、後世の患、此より大なるは無し。

(一) 武王の弟管叔蔡叔霍叔三人殷國を監す (二) 殷紂王の子、殷の後を承け後三監と叛す (三) 范增項羽を說き項莊に劍を舞はしめて劉邦を殺さんとす、事史記項羽本紀に詳なり (四) 高祖の寵妃 (五) 惡しざまに告口す (六) 陳平・周勃 (七) 呂產呂祿等

平張良智之所不及。則高帝常先爲之規畫處置。以中後世之所爲。曉然如目見其事而爲之者。蓋高帝之智。明於大而暗於小。至於此而後見也。帝常語呂后曰。周勃重厚少文。然安劉氏必勃也。可令爲太尉。方是時。劉氏既安矣。勃又將誰安耶。故吾之意曰。高帝之以太尉屬勃也。知有呂氏之禍也。雖然。其不去呂后何也。勢不可也。

く、高帝の太尉を以て勃に屬するや、呂氏の禍有るを知ればなりと。然りと雖も、其の呂后を去らざりしは何ぞや、勢不可なればなり也。

(一) 策略を行ふなり　(二) とり裁く　(三) 推測し　(四) 坐ながらに指揮するをいふ　(五) 木の強直なるが如く事に處して何の働きもなき意、俗に所謂ぼくねん人の義也　(六) 的中す　(七) 前漢の名臣、性質愼重、事に手堅くして飾氣少し　(八) 兵馬の權を掌る重大なる官也

昔者武王沒。成王幼。而三監叛。帝意百歲後。將相大臣及諸侯王。有武庚祿父者。而無有以制之也。獨計

昔者武王沒して、成王幼し、而して(一)三監叛せり。帝意へらく百歳の後、將相大臣及び諸侯王、(二)武庚祿父のごとき者有らば、以て之を制する有る無けん。獨り計るに以爲らく、家に主母有れば、豪奴悍婢も、敢て弱子と抗せず。呂氏帝を佐けて天下を定め、大臣の素より畏服する所と爲る。獨り此れ以て其邪心を鎭壓して、以て嗣子の壯を待つべしと。故に呂后を去らざる者は、惠帝の爲に計れる也。呂后

六國下ㇾ矣。

漢高帝挾ㇾ數用ㇾ術。以制二一時之利害一。不ㇾ如二陳平一。揣二摩天下之勢一。擧ㇾ指搖ㇾ目以劫二制項羽一。不ㇾ如二張良一。微二此二人一。則天下不ㇾ歸ㇾ漢。而高帝乃木彊之人而止耳。然天下已定。後世子孫之計。陳

高帝論（楠書の一）

漢の高帝、數を(一)挾み術を用ひて、以て一時の利害を制するは、陳平に如かず。天下の勢を(三)揣摩し、(四)指を擧げ目を搖して、以て項羽を(二)劫制するは、張良に如かず。此二人微りせば、則ち天下は漢に歸せずして、高帝は乃ち(五)木彊の人にして止まんのみ。然れども天下已に定り、後世子孫の計は、陳平張良の智の及ばざる所にして、則ち高帝常に先づ之が規畫處置を爲して、以て後世の爲す所に(六)中すること、曉然として目其事を見て之を爲す者の如し。蓋し高帝の智、大に明かにして小に暗きこと、此に至つて後に見る。帝常て呂后に語つて曰く、(七)周勃は重厚にして文少し、然れども劉氏を安んずるは必ず勃ならん、(八)太尉たらしむべしと。是時に方つて、劉氏既に安し、勃又將に誰をか安んぜんとする。故に吾の意に曰

敗而三勝。後秦擊趙者再。李牧連却之。洎牧以讒誅。邯鄲爲郡。惜其用武而不終也。且燕趙處秦革滅殆盡之際。可謂智力孤危。戰敗而亡。誠不得已。向使三國各愛其地。齊人勿附於秦。刺客不行。良將猶在。則勝負之數。存亡之理。當與秦相較。或未易量。嗚呼以賂秦之地。封天下之謀臣。以事秦之心。禮天下之奇才。幷力西嚮。則吾恐秦人食之不得下咽也。悲夫。有如此之勢。而爲秦人積威之所劫。日削月割。以趨於亡。爲國者無使爲積威之所劫哉。夫六國與秦皆諸侯。其勢弱於秦。而猶有可以不賂而勝之之勢。苟以天下之大。而從六國破亡之故事。是又在

地を以て天下の謀臣を封じ、秦に事ふるの心を以て天下の奇才を禮し、力を幷せて西に嚮はゞ、則ち吾秦人の食の咽を下るを得ざらんを恐る。(一〇)悲しいかな、此の如きの勢有つて、而も秦人積威の劫す所と爲り、日に削られ月に割かれて、以て亡に趨く。國を爲むる者、積威の劫す所と爲らしむる無かれ。夫れ六國は秦と皆諸侯たり、其勢秦より弱くして、而も猶ほ以て賂はずして之に勝つべきの勢有り。苟も天下の大を以てして、六國破亡の故事に從はんは、(一一)是又六國の下に在るなり。

(一) 齊王建松柏の間に遷されて死す　(二) 秦の姓　(三) 燕文侯趙肅侯等を指す　(四) 燕の太子丹荊軻を秦に刺客とす　(五) 趙の名將　(六) 趙の都名　(七) 六國を滅し革めて郡縣とす　(八) 楚韓魏　(九) 勝敗存亡何れに歸すべきか容易に視易からざる也　(一〇) 心中不安飲食も咽を下らざるに至らん　(一一) 暗に宋が北狄に對する關係を指す

愈急。故不戰而強弱勝負已判矣。至於顚覆。理固宜然。古人云。以地事秦。猶抱薪救火。薪不盡火不滅。此言得之。

齊人未嘗賂秦。終繼五國遷滅。何哉。與嬴而不助五國也。五國既喪。齊亦不免矣。燕趙之君。始有遠略。能守其土。義不賂秦。是故燕雖小國而後亡。斯用兵之效也。至丹以荊卿爲計。始速禍焉。趙嘗五戰於秦。二

(一)齊人未だ嘗て秦に賂はず、終に五國に繼いで遷滅せるは何ぞや。(二)嬴に與して五國を助けざれば也。五國既に喪ふや、齊も亦免れず。(三)燕趙の君、始より遠略有り、能く其土を守り、義秦に賂はず。是の故に燕小國と雖も後に亡びたり。斯れ兵を用ふるの效也。(四)丹、荊卿を以て計を爲すに至り、始めて禍を速けり。趙嘗て秦と五戰し、二敗して三勝せり。後秦、趙を撃つこと再び、(五)李牧連りに之を却く。牧が讒を以て誅せらるゝに洎んで、邯鄲を郡と爲せり。其の武を用ひて終へざりしを惜む。且つ燕趙、秦の(七)革滅して(六)殆ど盡くるの際に處し、智力孤危なりと謂ふべし。戰敗れて亡びたるも、誠に已むを得ざるなり。向に(八)三國をして各〻其地を愛み、齊人秦に附く勿く、刺客行かず、良將猶ほ在らしめば、則ち勝負の數、存亡の理、當に秦と相較すべし。(九)或は未だ量り易からざらん。嗚呼秦に賂するの

彊援。不能獨完。故曰弊在賂秦也。秦以攻取之外。小則獲邑。大則得城。較秦之所得。與戰勝而得者。其實百倍。諸侯之所亡。與戰敗而亡者。其實亦百倍。則秦之所大欲。諸侯所大患。固不在戰矣。思厥先祖父暴霜露。斬荊棘。以有尺寸之地。子孫視之不甚惜。舉以與人如棄草芥。今日割五城。明日割十城。然後得一夕安寢。起視四境而秦兵又至矣。然則諸侯之地有限。暴秦之欲無厭。奉之彌繁。侵之

る所、諸侯の大いに憂ふる所は、固より戰に在らざるなり。思ふに厥の先祖父(四)霜露に暴し、(五)荊棘を斬つて以て尺寸の地を有す。子孫之を視て甚だ惜まず、舉げて以て人に與ふること、草芥を棄つるが如く、今日五城を割き、明日十城を割き、然して後に一夕安寢するを得、起つて四境を視れば、而も秦の兵又至る。然らば則ち諸侯の地限有り、暴秦の欲は厭くこと無し。之を奉ずること彌〻繁くして、之を侵すこと愈〻急なり。故に戰はずして強弱勝負已に判る、顚覆するに至るは、理固より宜しく然るべし。古人云ふ、地を以て秦に事ふるは、(六)猶ほ薪を抱いて火を救ふが如し、薪盡きずんば火滅せずと。此言之を得たり。

(一) 戰國の齊楚燕趙韓魏 (二) 一時に亡びずして相前後して喪亡せるをいふ (三) 賂せざりし者も賂せし他國の爲に亡びたりと也 (四) 身を霜露にさらし (五) いばら、世の紛亂を平定するに喩ふ (六) 蘇代が魏王を說きし時の語

三國鼎立稱帝。魏之不能有吳蜀。猶吳蜀之不能有魏也。壽獨以帝當魏。而以臣視吳蜀。吳蜀於魏。何有而然哉。此壽之失也。噫。固識遷失而固亦未爲得。曄識固失而曄益甚。至壽復爾。史之才誠難矣。後之史。宜以是爲監。無徒譏之也。

せし人 (三) 宋襄公の泓に敗れし例 (四) 張騫は漢武の時西域に使す、班勇は東漢の人、其父超、明帝章帝の兩朝に出で、西域に使す、勇亦父の風あり、同じく西域に使す。曄はこれ等二人の西域に使しながら佛書を持ち歸るを遺れしを惜めり (五) 魏を正統とする也 (六) 何の譏るべき事由を有せしか (七) 史を作るの才は難し

六國破滅。非兵不利戰不善。弊在賂秦。賂秦而力虧。破滅之道也。或曰。六國互喪。率賂秦耶。曰不賂者以賂者喪。蓋失

六國 (權書の一)

六國の破滅は、兵利ならず戰善ならざるに非ず、弊は秦に賂ひしに在り。秦に賂(一)うて力虧く、破滅の道也。或ひと曰く、六國互(二)に喪ふ、率ね秦に賂へるかと。曰く(三)賂せざる者は賂する者を以て喪ふ。蓋し彊援を失うて、獨り完きこと能はず、故に曰く弊は秦に賂ふに在りと。秦攻取の外を以て、小は則ち邑を獲、大は則ち城を得。秦の得し所を較ぶるに、戰勝つて得し者と、其實は百倍せり。諸侯の亡ふ所は、戰敗れて亡ひし者と、其實亦百倍す。則ち秦の大いに欲す

與下夫前書張湯不レ載レ於二酷吏一。史記姚杜仇趙之徒。不レ載レ於二遊俠一。遠矣。又其是非頗與二聖人一異。論二竇武何進一。則戒以二宋襄之違一レ天。論二西域一則惜三張騫班勇之遺二佛書一。是欲二相將苟免以爲上レ順レ天乎。中國叛二聖人一以奉二戎神一乎。此曄之失也。壽之志二三國一也。紀レ魏而傳二吳蜀一。夫

夫の前書の、張湯を酷吏に載せず、史記に(一)姚杜仇趙の徒を、遊俠に載せざると遠し。又其是非頗る聖人と異なり。(二)竇武何進を論ずれば、則ち戒むるに(三)宋襄の天に違ふを以てし、西域を論ずれば、則ち(四)張騫班勇の佛書を遺すを惜めり。是れ相將た苟も免れて以て天に順ふを爲さんと欲するか。中國聖人に叛いて以て戎神を奉ずるか、此れ曄の失也。壽の三國を志するや、(五)魏を紀して吳蜀を傳す。夫れ三國鼎立して帝と稱す、魏の吳蜀を有つ能はざる、猶ほ吳蜀の魏を有つ能はざるが如し。壽獨り帝を以て魏に當て、而して臣を以て吳蜀を視る。吳蜀の魏に於ける、(六)何を有してか然らんや。此れ壽の失也。遷固は遷が失を譏つて、固も亦未だ得たりと爲さず。曄は固の失を譏りしも、而も曄益々甚しく、壽に至つても復爾りき。(七)史の才誠に難し。後の史、宜しく是を以て監と爲すべし、徒に之を譏ること無かれ。

(一) 北道の姚氏、西道の諸杜、南道の仇景、東道の趙佗羽公子の徒　(二) 宦官を誅せんとして成らず却つて之に死

意也。書二己意一而已。今又剟二他人之言一以足レ之。彼既言矣。申二言之一何益。及三其傳二遷揚雄一。皆取二其自叙一。屑屑然曲二記其世系一。固於二他載一。豈若レ是之備哉。彼遷雄自叙可也。已因レ之非也。此固之失也。或曰。遷固之失既爾。遷固之後。爲レ史者多矣。范曄陳壽。實巨擘焉。然亦有レ失乎。曰烏免哉。曄之史之傳。若二酷吏宦者列女獨行一。多失二其人一。閒尤甚者。董宣以二忠毅一。概二之酷吏一。鄭衆呂强。以二廉明直諒一。概二之宦者一。蔡琰以レ忍レ恥妻レ胡。概二之列女一。李善王忳以二深仁厚義一概二之獨行一。

其世系を曲記せり。固、他載に於て、(四)豈是の若く之れ備はらんや。彼の遷雄の自叙するは可なり、已之に因るは非なり。此れ固の失也。或人曰く、遷固の失は既に爾り、遷固の後、史を爲る者多し、范曄(五)陳壽は實に巨擘なり、(六)然も亦失有るかと。曰く烏んぞ免れんや。曄の史の傳、酷吏宦者列女獨行の若き、多く其人を失せり。閒ゝ尤も甚しき者は、董宣は忠毅を以て之を酷吏に概し、(七)鄭衆呂强は、廉明直諒を以て之を宦者に概し、蔡琰(八)は恥を忍び胡に妻たるを以て之を列女に概し、李善王忳は、深仁厚義を以て之を獨行に概す。

(一) 史記の筆は漢武帝雍に於て白麟を獲たるに止まる　(二) 重ねて再び言ふなり　(三) 司馬遷の自敍、揚雄の自敍
(四) 他の紀傳　(五) 范に後漢書あり陳に三國志あり　(六) 拇指なり、傑出せる者の意　(七) 是非を問はずして一概に合せ傳する意　(八) 蔡邕の女、胡に嫁す

代紀。多二尙書之文一。齊魯晉楚宋衞陳鄭吳越世家。多二左傳國語之文一。孔子世家。仲尼弟子傳。多二論語之文一。夫尙書左傳國語論語之文。非レ不レ善也。雜レ之則不レ善也。今夫繡繪錦縠。衣服之窮レ美者也。尺寸而割レ之。錯而紉レ之。以爲レ服。則綈繒之不レ若。遷之書。無二乃類レ是乎。其自叙曰。談爲二太史公一。又曰太史公遭二李陵之禍一。是與レ父無レ異レ稱也。先儒反謂。固沒二彪之名一。不レ若三遷讓二美於レ談。吾不レ知遷於レ紀於レ表於レ書於二世家一於二列傳一。所レ謂太史公者。果其父耶。抑其身耶。此遷之失也。

固贊下漢自二創業一至二麟止一之聞上。襲二蹈遷論一。以足二其書一者過半。且褒レ賢貶二不肖一。誠己

㊀隱れたる法式と現れざる義理と　㊁剔抉して遺さゞるなり　㊂新奇珍怪の話說　㊃一寸づゝ量り一銖づつ秤りて、其細瑣の失までも摘出す　㊄到底平易にして簡明直截　㊅やぶりくだき、にごし亂す　㊆繡はぬひとり、繪は模樣書き、錦はにしき、縠はあや　㊇取り交へて繼ぎ合す　㊈太織の紬　㊉遷の父司馬談　⑪李陵漢將として匈奴と戰ひ敗れて之に降る　遷書を上りて救ふ　⑫固の父班彪　⑬史記の體裁本紀あり表あり書あり世家あり列傳ある也

固、漢の創業より麟止に至るの聞を贊して、遷の論を襲蹈して、以て其書を足す者過半なり。且つ賢を褒し不肖を貶するは、誠に己の意也、己の意を書するのみなるを、今又他人の言を剽して以て之を足す。彼既に言へり、之を申言すとも何の益かあらん。其遷と揚雄とを傳するに及んで、皆其自叙を取りて屑屑然として、

固非二聖人一。其能如三仲尼無二一可レ指之失一乎。曰遷喜二雜說一。不レ顧三道所二可否一。固貴二詼僞一。賤二死義一。大者此既陳蹟矣。又欲三寸量銖稱以摘二其失一。則煩不レ可レ擧。今姑告二爾其尤大彰明者一焉。遷之辭淳健簡直。足レ稱二一家一。而乃裂二取六經傳記一。雜レ於二其閒一。以破二碎汨三亂其體一。五帝三

以て其失を摘せんと欲せば、則ち煩にして擧ぐべからず。今姑く爾に其尤大彰明なる者を告げん。遷の辭は(五)淳健簡直、一家と稱するに足れり。而るに乃ち六經傳記を裂取して、其閒に雜へ、以て其體を(六)破碎汨亂す。五帝三代の紀は、尚書の文多く、齊魯・晉楚・宋衞・陳鄭・吳越の世家は、左傳國語の文多く、孔子世家、仲尼弟子傳は、論語の文多し。夫れ尚書左傳國語論語の文は、善ならざるに非ず、之を雜ふれば則ち善ならざる也。今夫れ(七)繡繪錦縠は、衣服の美を窮むる者也。尺寸にして之を割き、錯へて之を(八)紉し、以て服と爲さば、則ち(九)綈緒にも之れ若かじ。遷の書乃ち是に類する無からんや。其自敘に曰く、(一〇)談は太史公たりと。又曰く、太史公(一一)李陵の禍に遭ふと。是れ父と稱を異にする無き也。先儒反つて謂ふ、固が(一二)彪の名を沒するは、遷が美を談に讓りしに若かずと。吾知らず、遷が(一三)紀に於ける表に於ける書に於ける、世家に於ける列傳に於ける、所謂太史公といふ者は、果して其父か、抑も其身か。此れ遷の失也。

夫以二同姓列侯一而加二之異姓之例一何哉。察二其故一。蓋元始之間。王莽僞褒二宗室一而封レ之者也。非三天子親レ親而封二之者一也。宗室天子不レ能レ封。而使二王莽封一レ之。故從二異姓例一。亦示三天子不レ能レ有二其同姓一也。將レ使下後之人君觀レ之曰中權之歸二於臣一。雖二同姓一不レ能レ有。名器誠不レ可レ假レ人矣。則其防レ僭也不二亦微而切一乎。噫隱而彰。則後人樂レ得二爲レ善之利一。直而寬。則後人知レ有二悔レ過之漸一。簡而明。則人君知二中國禮義之爲一レ貴。微而切。則人君知二彊臣專レ制之爲一レ患。用レ力寡。而成レ功博。其能爲二春秋繼一。而使三後之史無二及焉一者。以レ是夫。

繼を爲して、而して後の史をして及ぶ無からしむる者は、是を以てか。

(一) 年表八種あり　(二) 帝王の族に非ずして侯王に列せられし者　(三) 其目を上下の二表に分つ　(四) 上の表は首欄の目に號謚名を揭ぐ　(五) 表中に名をいひ表首にも名いふと揭げあるは一等を降したる書き方也　(六) 漢平帝の年號　(七) 王莽政を元始の代に擅にせり　(八) 爵號器服なり　(九) 隱微にして而も深切　(一〇) 漸々と遷り進む

或問子之論レ史。鉤二抉仲尼遷固。潛法隱義。善矣。仲尼則非二吾所一レ可レ評。吾惟意遷

史論　下

或ひと問ふ、子の史を論ずる、仲尼遷固の潛法隱義(一)を鉤抉(二)す、善し。仲尼は則ち吾評すべき所に非ず。吾惟意ふに遷固は聖人に非ず、其れ能く仲尼の一も指すべきの失無きが如くならんやと。曰く遷は雜說(三)を喜び、道の可否する所を顧みず。固は詭僞を貴び、死義を賤む。大なる者は此れ既に陳議す、又寸量銖稱(四)、

而首目之曰二號諡姓名一。此異姓列侯之例也。諸侯王其目止二號諡一。豈以二其尊一故。不レ曰レ名レ之耶。不レ曰レ名レ之而實名レ之。豈以二不レ名則不レ著耶。此同姓諸侯王之例也。王子侯其目爲レ二。上則曰二號諡名一。名レ之而曰レ名レ之。殺二一等一矣。此同姓列侯之例也。及二其下一。則曰二號諡姓名一。

てか。此れ同姓諸侯王の例也。王子侯(三)は其目二たり、上は(四)則ち號諡名と曰ふ、之を(五)名いひて之を名いふと曰ふは一等を殺ぐなり。此れ同姓列侯の例也。其下に及んでは、則ち號諡姓名と曰ふ、夫れ同姓列侯を以て、之を異姓の例に加ふるは何ぞや。其故を察するに、蓋し元始(六)の間、王莽(七)僞つて宗室を褒して之を封ずる者也、天子親を親として之を封ずる者に非ざる也。宗室は天子封ずる能はずして、王莽をして之を封ぜしむ、故に異姓の例に從ふ。亦天子其同姓有る能はざるを示す也。將に後の人君をして、之を觀て、權の臣に歸するは、同姓と雖も有つこと能はず、名器は誠に人に假すべからずと曰はしめんとす。則ち其の僭を防ぐや(九)、亦微にして切(八)ならずや。噫隱にして彰なれば、則ち後人善を爲すの利を得るを樂み、直にして寛なれば、則ち後人過を悔ゆるの漸(一〇)有るを知り、簡にして明なれば則ち人君中國禮義の貴たるを知り、微にして切なれば、則ち人君彊臣制を專にするの患たるを知る。力を用ふる寡うして、功を成すや博し。其能く春秋の

此其所ニ以雖レ不レ數而猶獲一レ載也。若レ越區三區於ニ南夷一。豺狼狐狸之與居。不下與ニ中國會盟一以觀中華風上而用ニ夷俗之名一以赴。故君子即ニ其自稱一以罪レ之。春秋書ニ定五年於越入一レ吳。書四十四年於越敗ニ吳於ニ檇李一。書ニ哀十三年於越入一レ吳。此春秋所三以夷ニ狄畜之一也。苟選擧而措ニ之諸侯之末一。則西戎獫狁。亦或庶レ乎ニ其開一。是以絕而棄レ之。將レ使下後之人君。觀レ之曰中不レ知ニ中國禮樂一。雖ニ句踐之賢一。猶不レ免レ乎ニ絕與一レ棄。則其賤レ夷也。不ニ亦簡而明一乎。

を知らずんば、句踐の賢と雖も、猶ほ絶と棄とを免れずと曰はしめんとす。則ち其夷を賤するや、(六)亦簡にして明ならずや。(七)

(一) 吳は周太王の長子泰伯の後なり (二) 吳王夫差諸侯の覇として中國に盟へるをいふ、(三) 赴告の公文書にも於越といふ夷俗の名を以て告ぐ (四) 夷狄として取扱ふ (五) 北狄の名 (六) 越王句踐賢にして士を禮し遂に越をして覇たらしめき (七) 絶ち棄てられて中國會盟の仲間はづれとなる

固之表八而王侯六。書ニ其人一也。必曰某士某王。若侯某。或功臣外戚。則加ニ其姓一。

固の表八にして王侯は六、其人を書するや、必ず曰く某士某王、若しくは侯某と。或は功臣外戚には、(一)則ち其姓を加へ、首に之を目して號諡姓名を曰ふ。此れ異姓列侯の例也。諸侯王は其目號謚に止る、豈其尊を以ての故に、之を名いふと曰はざる(二)か、之を名いふと曰はずして實は之を名いふ、豈名いはずんば則ち著れざるを以

遷表二十二諸侯一。首レ魯訖レ呉。實十三國。而越不レ與焉。夫以二十二一名レ篇。而載レ國十三何也。不レ數レ呉也。皆諸侯耳。獨不レ數レ呉何也。用二夷禮一也。不レ數而載レ之何也。周裔而霸。盟二上國一也。春秋書三哀七年公會二呉於レ鄫。書四十二年公會三呉於二槖皐一。書四十三年公會三晉侯及呉子於二黄池一。

遷の十二諸侯を表するや、魯を首として呉に訖る、實に十三國なり、而も越は與らず。夫れ十二を以て篇に名けて、國を載すること十三なるは何ぞや、呉を數へざれば也。皆諸侯のみ、獨り呉を數へざるは何ぞや、夷禮を用ふれば也。數へずして之を載するは何ぞや、周の裔(一)にして霸たり、上國(二)に盟へば也。春秋、哀七年に公呉に鄫に會すと書し、十二年に公呉に槖皐に會すと書し、十三年に公晉侯及び呉子に黄池に會すと書す。此れ其數へずと雖も猶ほ載を獲る所以也。越の若きは、南夷に區區として、豺狼狐狸と之れ與に居り、中國の會盟に與つて以て華風を觀ず、夷俗(三)の名を用つて以て赴ぐ。故に君子其自ら稱するに卽いて以て之を罪せり。春秋、定五年に於越呉に入ると書し、十四年に於越呉を檇李に敗ると書し、哀十三年に於越呉に入ると書せるは、此れ春秋に之を夷狄(四)畜する所以也。苟も遷擧げて之を諸侯の末に措くときは、則ち西戎獫狁(五)も、亦或は其閒に庶からん。是を以て絶つて之を棄つ。將に後の人君をして、之を觀て、中國の禮樂

遷論二蘇秦一。稱二其智過一レ人。不レ使三獨蒙二惡聲一。論二北宮伯子一。多二其愛レ人長者一。固贊二張湯一。與二其推レ賢揚一レ善。贊二酷吏一。人有レ所レ褒。不三獨暴二其惡一。夫秦伯子湯酷吏。皆過十而功一者也。苟擧レ十以廢レ一。後之凶人必曰。蘇秦北宮伯子張湯酷吏。雖レ有レ善不レ錄矣。吾復何望哉。是窒二其自新之路一。而堅二其肆レ惡之志一者也。故於レ傳詳レ之。於レ論於レ贊復明レ之。則其懲レ惡也。不二亦直而寬一乎。

遷の蘇秦(一)を論ずるや、其智の人に過ぐるを稱して、獨り惡聲を蒙らしめず。北宮伯子(二)を論ずるや、其の人を愛する長者なるを多とせり。固の張湯(三)を贊するや、其の賢を推し善を揚ぐるに與し、酷吏(四)を贊するや、人褒する所有れば、獨り其惡を暴さず。夫れ秦・伯子・湯・酷吏は、皆過十にして功一なる者也。苟も十を擧げて以て一を廢せば、後の凶人必ず曰はん、蘇秦・北宮伯子・張湯・酷吏は、善有りと雖も錄せられず、吾復何をか望まんやと。是れ其自ら新(五)にするの路を窒いで、其の惡を肆にするの志を堅うする者也。故に傳(六)に於て之を詳にし、論に於て贊に於て復之を明にす。則ち其惡を懲らすや、亦直にして寬ならずや。

(一) 戰國の辯士、六國從約の長たり　(二) 漢代の酷吏なり　(三) 亦漢の酷吏　(四) 漢書に酷吏傳あり、すべて刑を執ること峻酷なる者を傳す　(五) 心を改めて行を新にする也　(六) 傳記に於て詳密にし論贊に於て明白にす

曰直而寛。其三曰簡而明。其四曰微而切。遷之傳二廉頗一也。議レ救二閼於一之失不レ載焉。見二之趙奢傳一。傳二酈食其一也。謀レ撓二楚權一之謬不レ載焉。見二之留侯傳一。固之傳二周勃一也。汗出洽レ背之恥不レ載焉。見二之王陵傳一。傳二董仲舒一也。議二和親一之疏不レ載焉。見二之匈奴傳一。夫頗食其勃仲舒。皆功十而過一者也。苟列レ一以疵レ十。後之庸人必曰。智如二廉頗一。辯如二酈食其一。忠如二周勃一。賢如二董仲舒一。而十功不レ能レ贖二一過一。則將下苦二其難一而怠上矣。是故本傳晦レ之。而他傳發レ之。則其與レ善也不二亦隱而彰一乎。

るや、和親を議するの疏は載せず、之を匈奴傳に見はせり。夫れ頗・食其・勃・仲舒は、皆功十にして過一なる者也。苟も一を列して以て十を疵にせば、後の庸人必ず曰はん、智は廉頗の如く、辯は酈食其の如く、忠は周勃の如く、賢は董仲舒の如くにして、而も(八)十功一過を贖ふ能はずと。則ち將に其難きに苦しんで怠らんとす。是の故に本傳之を晦して、他傳之を發す。則ち其の善に與するや、亦(九)隱にして彰ならずや。

(一)事實と文辭 (二)文の上にては曉得する事困難なれども (三)趙將廉頗韓を閼於に救ふを拒む、趙奢救うて得たり (四)漢王食其に聽きて六國の後を立てんとし、張良に聽いて俄に止む (五)留侯張良 (六)孝文帝周勃に決獄錢入出を問ふ、勃知らず惶懼流汗背に洽し (七)董仲舒匈奴と和親の要を論じて疏を上る (八)十功すら一過を贖ふ能はず、焉んぞ困難を推して善事を爲さんやとて之を怠る (九)本人の列傳に隱して他の傳記に彰はす

數。則其論贊數十百言之中。安能事爲之褒貶。使天下之人。動有所法如春秋哉。吾故曰。史非萬世之常法。夫規矩準繩。所以制器。器所待而正者也。然而不得器。則規無所效其圓。矩無所用其方。準無所施其平。繩無所措其直。史待經而正。不得史則經晦。吾故曰。體不相沿而用實相資焉。噫。一規一矩。一準一繩。足以制萬器。後之人其務希遷固實錄可也。愼無若王通陸長源輩。囂囂然冗且僭。則善矣。

史論中

遷固史雖以事辭勝。然亦兼道與法而有之。故時得仲尼遺意焉。吾今擇其書。有不可以文曉。而可以意達者四。悉顯白之。其一曰隱而彰。其二

遷固の史、事辭(一)を以て勝ると雖も、然も亦道と法とを兼ねて之れ有り、故に時に仲尼の遺意を得たり。吾今其書を擇ぶに、(二)文を以て曉るべからずして、意を以て達すべき者四有り、悉く之を顯白せん。其一に曰く隱にして彰、其二に曰く直にして寛、其三に曰く簡にして明、其四に曰く微にして切。遷の廉頗(三)を傳するや、閼於を捄ふを議するの失は載せず、之を趙奢の傳に見し、酈食其(四)を傳するや、楚權を撓せんと謀るの謬は載せず、之を留侯(五)の傳に見はせり。固の周勃(六)を傳するや、汗出でゝ背に洽きの恥は載せず、之を王陵傳に見はし、董仲舒(七)を傳す

曰。經不レ得レ史。無三以證二其褒貶一。使二後人不レ通レ經而傳レ史。則稱謂不レ知レ所レ法。懲勸不レ知レ所レ沮。吾故曰。史不レ得レ經。無三以酌二其輕重一。經或從二僞赴一而書。或隱諱而不レ書。若レ此者衆。皆適レ於レ教而已。吾故曰。經非二一代之實錄一。史之一紀一世家一傳。其閒美惡得失。固不レ可下以二一二

ず。則ち其論贊數十百言の中、安んぞ能く事之が褒貶を爲して、天下の人をして、動いて法る（六）所有ること春秋の如くならしめんや。吾故に曰く、史は萬世の常法に非ずと。夫れ規矩準繩（七）は器を制する所以、器の待つて正しき所の者也。然り而して器を得ずば、則ち規も其圓を效す所無く、矩も其方を用ふる所無く、準も其平を施す所無く、繩も其直を措く所無し。史は經を待つて正しく、史を得ざれば則ち經晦し。吾故に曰く、體相沿はずして、用は實に相資くと。噫一規一矩、一準一繩、以て萬器を制するに足る。後の人其れ務めて遷固の實錄を希うて可也。愼んで王通（八）陸長源が輩の、囂囂然として冗且つ僭なるが若き無くんば則ち善けん。

㈠ 華美肢體 ㈡ 善行の實狀 ㈢ 善惡邪正を表する名目、春秋論參照 ㈣ 隱公三年三月壬戌に天王崩ぜしを庚戌とせし類、赴は訃なり ㈤ 一本紀一世家一列傳 ㈥ 僅々の文字の中何ぞ春秋經の如く褒貶を爲すを得んや ㈦ 圓を爲るを規とし、方を矩とし、平を持するを準、直を爲すを繩とす ㈧ 王通は隋人、字は仲淹、春秋に擬して元經を作り、陸長源は唐人、唐春秋を著す

言二聖人之道與一レ法詳矣。然弗レ驗二之行事一。仲尼懼三後世以レ是爲二聖人之私言一。故因二赴告策書一以修二春秋一。旌レ善而懲レ惡。此經之道也。猶懼三後世以爲二己之臆斷一。故本二周禮一以爲レ凡。此經之法也。

至レ於レ事則擧二其略一。詞則務レ於レ簡。吾故曰。經以二道法一勝。史則不レ然。事旣曲詳。詞亦夸耀。所謂褒貶論贊之外無レ幾。吾故曰。史以二事詞一勝。使二後人不レ知レ史而觀一レ經。則所レ褒莫レ見二其善狀一。所レ貶弗レ聞二其惡實一。故

事に至つては則ち其略を擧げ、詞は則ち簡を務む。吾故に曰く、經は道法を以て勝つと。史は則ち然らず、事旣に曲詳、詞も亦夸耀(一)、所謂褒貶論贊の外幾くも無し。吾故に曰く、史は事詞を以て勝つと。後人をして史を知らずして經を觀しめば、則ち褒する所其善狀(二)を見る莫く、貶する所其惡實を聞かず。故に曰く、經、史を得ずんば、以て其褒貶を證する無しと。後人をして經に通ぜずして史を傳へしめば、則ち稱謂(三)法る所を知らず、懲勸沮む所を知らじ。吾故に曰く、史、經を得ずんば、以て其輕重を酌むこと無しと。經或は(四)僞赴に從つて書し、或は隱諱して書せず、此の若き者衆し、皆敎に適ふのみ。吾故に曰く、經は一代の實錄に非ずと。史の一紀(五)一世家一傳、其間の美惡得失、固より一二を以て數ふべから

憂愈大。憂愈大。故其作愈大。是以因レ史脩レ經。卒レ之論二其效一者。必曰。亂臣賊子懼。由レ是知下史與レ經。皆憂二小人一而作上。其義一也。其義一。其體二。故曰レ史焉。曰レ經焉。大凡文之用四。事以實レ之。詞以章レ之。道以通レ之。法以檢レ之。此經史所二兼而有一レ之者也。雖レ然經以二道法一勝。史以二事詞一勝。經不レ得レ史。無三以證二其褒貶一。史不レ得レ經。無三以酌二其輕重一。經非二一代之實錄一。史非二萬世之常法一。體不二相沿一。而用實相資焉。夫易禮樂詩書。

は道法を以て勝ち、史は事詞を以て勝つ。經、史を得ざれば、以て其褒貶を證する無く、史、經を得ざれば、以て其輕重を酌む無し。經は一代の實錄に非ず、史は萬世の常法に非ず。(五)體相沿はずして、用實に相資く。夫れ易禮樂詩書は、聖人の道と法とを言ふこと詳なり。然も之を行事に驗せず。(六)仲尼後世の是を以て聖人の私言と爲すを懼れ、故に赴告策書(七)に因つて以て春秋を修め、善を旌して惡を懲せり、此れ經の道也。猶ほ後世の以て己の臆斷と爲すを懼るゝや、故に周禮に本づいて以て凡と爲せり、此れ經の法也。(八)

(一) 惡獸の名、以て惡人に比す、楚史に名づくる所以の者は小人を惡むの意なり　(二) 顓頊氏の時にありし四人の惡者　(三) 之を概括して、要するにといふ意　(四) 史は本事を紀し、經は萬世不易の道を錄す　(五) 體裁一様ならざるも功用は互に相資く　(六) 驗に同じ　(七) 喪を告ぐるを赴（訃）とし、禍福を告ぐるを告とす　(八) 凡例を定め一定の規矩を立てたり

史何爲而作乎。其有ㇾ憂也。何憂乎。憂ニ小人一也。何由知ㇾ之。以ニ其名一知ㇾ之。楚之史曰ニ檮杌一。檮杌四凶之一也。君子不ㇾ待ㇾ褒而勸。不ㇾ待ㇾ貶而懲。然則史之所ニ懲勸一者。獨小人耳。仲尼之志大。故其

卷之十六

史論 上

史は何の爲にして作るか、其れ憂ふる有れば也。何をか憂ふる、小人を憂ふる也。何に由つてか之を知る、其名を以て之を知る。楚の史を檮杌(一)と曰ふ。檮杌とは四凶(二)の一也。君子は褒を待つて勸まず、貶を待つて懲りず。然らば則ち史の懲勸する所の者は、獨り小人のみ。仲尼の志や大、故に其憂愈〻大なり。憂愈〻大、故に其作愈〻大なり。是を以て史に因りて經を脩む。之を卒へて(三)其效を論ずる者は、必ず曰く、亂臣賊子懼れんと。是に由つて史と經と、皆小人を憂へて作るを知る、其義一也。其義一にして、其體は二なり。故に史と曰ひ、經と曰ふ。大凡文の用四、事以て之を實にし、詞以て之を章にし、道(四)以て之を通じ、法以て之を檢す。此れ經史の兼ねて之を有する所の者也。然りと雖も經

以與レ晉也。子貢之徒。不レ達二夫子之意一。續レ經而書二孔丘卒一。夫子既告レ老矣。大夫告レ老而卒不レ書。而夫子獨書。夫子作二春秋一。以公二天下一。而豈私二一孔丘一哉。嗚呼。夫子以爲二晉國之書一。而子貢之徒以爲二孔氏之書一也歟。遷固之史。有二是非一而無二賞罰一。彼亦史臣之體宜レ爾也。後之效二夫子一作二春秋一者。吾惑焉。春秋有二天子之權一。天下有レ君則春秋不レ當レ作。天下無レ君則天子之權。吾不レ知二其誰與一。天下之人。烏有下如二周公之後之可一レ與者上。與レ之而不レ得二其人一則亂。不レ與レ人而自與則僭。不レ與レ人不二自與一。而無レ所レ與則散。嗚呼。後之春秋。亂耶。僭耶。散耶。

り。人に與へず自ら與へずして、與ふる所無くんば則ち散ぜん。嗚呼後の春秋(八)は、亂か、僭か、散か。

(一) 國內に詳細にして他邦に簡略なり (二) 齊の大夫なり、又陳恒に作る、其君簡公を弑せし時、孔子沐浴して朝し、哀公に告げて討たんことを請ふ (三) 孔子の精神が分らずして (四) 經は魯哀公十四年に終る、子貢等是を續けて十六年に孔丘卒の文字を作る (五) 大夫の老を告げて後に卒去せる者は書せざるを法とす (六) 司馬遷の史記、班固の漢書 (七) 周公の子孫たる魯の如きものは無し (八) 吳越春秋、蜀漢春秋、楚漢春秋、九州春秋の類を指していふなるべし

下無周公。故至此。是故以天子之權。與其子孫。所以見思周公之意也。吾觀春秋之法。皆周公之法。而又詳內而略外。此其意欲魯法周公之所爲。且先自治而後治人也明矣。夫子歎禮樂征伐自諸侯出。而田常弑其君。則沐浴而請討。然則天子之權。夫子固明

にして、又內(一)を詳かにし外を略にせり。此れ其意、魯の周公の爲しゝ所に法り、且先づ自ら治めて後に人を治めんことを欲せしや明けし。夫子禮樂征伐の諸侯より出づるを歎ず。而も田常(二)の其君を弑するや、則ち沐浴して討ぜんことを請へり。然らば則ち天子の權、夫子固より明に以て魯に與へし也。子貢の徒、夫(三)子の意に達せず、經(四)を續いで孔丘卒すと書せり。夫子既に老を告ぐ、大夫老を告げて卒(五)するは書せず、而るに夫子獨り書す。夫子春秋を作つて、以て天下に公にす。而るを豈一孔丘に私せんや。嗚呼夫子以て魯國の書と爲せるに、子貢の徒は以て孔氏の書と爲せるか。遷固(六)の史、是非有つて賞罰無し、彼も亦史臣の體宜しく爾るべき也。後の夫子に效うて春秋を作る者は、吾惑へり。春秋は天子の權有り。天下君有れば則ち春秋當に作るべからず、天下君無くんば、則ち天子の權、吾其れ誰に與ふるかを知らず。天下の人、烏ぞ周公(七)の後の與ふべきが如き者有らん。之に與へて其人を得ずんば則ち亂れ、人に與へずして自ら與ふれば則ち僭な

故夫子亦曰。天下不レ可三以無二賞罰一。而魯周公之國也。居二魯之地一者。宜下如二周公一。不レ得レ已而假二天子之權一。以賞二罰天下一。以尊中周室上。故以二天子之權一與レ之也。然則假二天子之權一宜レ如何一。曰。如二齊桓晉文一可也。夫子欲三魯如二齊桓晉文一。而不下遂以二天子之權一與中齊晉上者何也。齊桓晉文。陽爲レ尊レ周。而實欲レ富二彊其國一。故夫子與二其事一而不レ與二其心一。周公心存二王室一。雖二其子孫不レ能レ繼一。而夫子思二周公一而許下其假二天子之權一。以賞中罰天下上。其意曰。有二周公之心一。然後可三以行二桓文之事一。此其所下以不レ與二齊晉一而與上レ魯也。

するを許せり。其意に曰く、周公の心有つて、然して後に以て桓文の事を行ふべしと。此れ其の齊晉に與へずして魯に與へし所以也。

㊀魯は諸侯の國なれば、其賞罰は自國内に限り、其國境を出づるべからざる筈なるに ㊁周の平王の時西戎に逼られし爲めに都を東都に遷せるをいふ ㊂魯は周公旦の封ぜられし國也 ㊃齊の桓公、晉の文公は、孰れも五霸中の雄者たり ㊄うはべにては周を尊ぶ如く裝ひて其實は己の國を富強にせんとせり ㊅事實を貿して其心術を許さず ㊆周公の子孫たる魯の君は不肖にて周公の志を繼ぐ能はずとはいへ

夫子亦知二魯君之才一。不レ足三以行二周公之事一矣。顧其心以爲。今之天

夫子も亦魯君の才、以て周公の事を行ふに足らざるを知れり。顧ふに其心に以爲らく、今の天下に周公無し、故に此に至ると。是の故に天子の權を以て其子孫に與ふるは、周公を思ふの意を見す所以也。吾春秋の法を觀るに、皆周公の法

權也。魯之賞罰不レ出レ境。而以二天子之權一與レ之。何也。曰天子之權在レ周。夫子不レ得レ已而以與レ魯也。武王之崩也。天子之位。當レ在二成王一。成王幼。周公以爲天下不レ可三以無二賞罰一。故不レ得レ已。而攝二天子之位一。以賞二罰天下一。以存二周室一。周之東遷也。天子之權。當レ在二平王一。平王昏亂。

已むを得ずして以て魯に與ふる也。武王の崩ずるや、天子の位、當に成王に在るべし、成王幼なり。周公以爲らく天下は以て賞罰無かるべからずと。故に已むを得ずして天子の位を攝し、以て天下を賞罰し、以て周室を存しぬ。周の東(二)遷するや、天子の權は、當に平王に在るべし、平王昏亂なり。故に夫子亦曰く、天下は以て賞罰無かるべからず、而して魯は周公の國也。魯の地に居る者は、宜しく周公の如く、已むを得ずして天子の權(三)を假り、以て天下を賞罰して、以て周室を尊ぶべしと。故に天子の權を以て之に與ふる也。然らば則ち天子の權を假ること、宜しく如何かすべき。曰く、(四)齊桓晉文の如くにして可ならん。夫子魯の齊桓晉文の如くせんことを欲して、而も遂に天子の權を以て齊晉に與へざりし者は何ぞや。齊桓晉文は、(五)陽に周を尊ぶことを爲して、實は其國を富彊にせんと欲せり。故に夫子其事(六)に與して、其心に與せず。周公は心王室に存し、其子孫(七)繼ぐ能はずと雖も、而も夫子は周公を思うて、其の天子の權を假りて、以て天下を賞罰

吏也。執ニ塗之人一而告レ之曰。某爲レ善。某爲レ悪。可也。繼レ之曰。某爲レ善吾賞レ之。某爲レ悪吾誅レ之。則人有ニ不レ笑レ我者一乎。夫子之賞罰。何以異レ此。然則何足ニ以爲ニ夫子一。何足ニ以爲ニ春秋一。曰。夫子之作ニ春秋一也。非レ曰ニ孔氏之書一也。又非レ曰ニ我之作一也。賞罰之權。不ニ以自與一也。曰。此魯之書也。魯作レ之也。有レ善而賞レ之。曰。魯賞レ之也。有レ悪而罰レ之。曰。魯罰レ之也。何以知レ之。曰。夫子繫レ易謂ニ之繫辭一。言レ孝謂ニ之孝經一。皆自名レ之。則夫子私レ之也。而春秋者。魯之所ニ以名一レ史。而夫子託焉。則夫子公レ之也。公レ之以ニ魯史之名一。則賞罰之權固在レ魯矣。

悪有つて之を罰するは、曰く魯之を罰する也。何を以てか之を知る、曰く、夫子易(三)に繫けて之を繫辭と謂ひ、孝を言つて之を孝經と謂ふ、皆自ら之に名づく、則ち夫子之を私にする也。而るに春秋は、魯の、史に名づくる所以にして、夫子託(四)せり。則ち夫子之を公にする也。之を公にするに魯史の名を以てすれば、則ち賞罰の權は固より魯に在るなり。

(一) 路上の人　(二) 自己に與ふることを爲しゝに非ず　(三) 孔子易の爻卦の下に註解を作る、之を繫辭とす　(四) 之に託して自己の志を言へり

春秋之賞罰。自レ魯而及ニ於天下一。天子之

春秋の賞罰、魯よりして天下に及ぶは、天子の權也。魯の賞罰境(一)を出でざるべきを而も天子の權を以て之に與ふるは何ぞや。曰く、天子の權は周に在り、夫子

位公也。道私也。私不レ勝レ公。則道不レ勝レ位。位之權。得二以賞罰一。而道之權。不レ過レ於二是非一。道在レ我矣。而不レ得レ爲二有位者之事一。則天下皆曰。位之不レ可レ僭也如レ此。不レ然。天下其誰不レ曰二道在一レ我。則是道者位之賊也。曰。夫子豈誠賞二罰之一耶。徒曰賞二罰之一耳。庸何傷。曰。我非レ君也。非レ

位は公也、道は私也、私、公に勝たずんば、則ち道、位に勝たず。位の權、以て賞罰するを得て、道の權は、是非するに過ぎず。道我に在りとも、有位者の事を爲すを得ず。則ち天下皆曰く、位の僭すべからざるや此の如しと。然らずば、天下其れ誰か道我に在りと曰はざらん、則ち是道は位の賊也。曰く、夫子、豈誠に之を賞罰せんや、徒に之を賞罰せんと曰ふのみ、庸何ぞ傷まんと。曰く、我は、君に非る也、吏に非る也。塗(一)の人を執へて之に告げて曰く、某は善を爲す、某は惡を爲すと。可なり。之に繼いで曰く、某は善を爲せり、吾之を賞せん、某は惡を爲せり、吾之を誅せんと。則ち人、我を笑はざる者有らんや。夫子の賞罰は、何を以て此に異らん。然らば則ち何ぞ以て夫子と爲すに足らん、何ぞ以て春秋と爲すに足らん。曰く、夫子の春秋を作るや、孔氏の書と曰ふに非る也、又我の作と曰ふに非ざる也。賞罰の權は、以て自ら與(二)へざるなり。曰く、此魯の書也、魯之を作るのみ。善有つて之を賞するは、曰く魯之を賞する也。

則聖人以二其權一爲二天下之公一。而天下以懲以勸。道之所レ在。則聖人以二其權一爲二一人之私一。而天下以榮以辱。周之衰也。位不レ在二夫子一。而道在焉。夫子以二其權一是二非天下一可也。而春秋賞二人之功一。赦二人之罪一。去二人之族一。絕二人之國一。貶二人之爵一。諸侯而或書二其名一。大夫而或書二其字一。不二惟其法一。惟其意。不三徒曰二此是此非一。而賞罰加焉。則夫子固曰。我可三以賞二罰人一矣。賞二罰人一者。天子諸侯事也。夫子病三天下之諸侯大夫。僭二天子諸侯之事一。而作二春秋一。而已則爲レ之。其何以責二天下一。

ずして道在り。夫子其權を以て天下を是非して可なり。而して春秋は人の功を賞し、人の罪を赦し、人の族を去り、人の國を絕ち、人の爵を貶す。諸侯にし(三)て或は其名を書し、大夫にして或は其字を書す、惟其法のみならず、惟其意なり。徒に此は是、此は非と曰ふのみならずして、賞罰加はる。則ち夫子固より曰く、我以て人を賞罰すべしと。人を賞罰するは、天子諸侯の事也。夫子天下の諸侯大夫、天子諸侯の事を僭する(四)を病へて、春秋を作りぬ。而して己則ち之を爲(五)さば、其れ何を以てか天下を責めんや。

(一) 其賞罰によりて天下の人は惡に懲り善にはげむ (二) 其是非によりて良のはまれも感じ辱とも思ふ (三) 齊桓召陵の盟、晉文城濮の戰の如き、又齊桓項を滅せるを桓の名を忌み、又氏族を書せずして名を書し、又邾の黑肱に國を書せず、又齊侯山戎を征せしに齊人と書せし類皆是なり (四) 分に越ゆるなり (五) 夫子自ら分に越ゆる事を爲す

顯功。既已受レ命而死。其大業不レ克レ終。今我奉二承其志一。擧レ兵而東征。而東國之士女。束帛以迎レ我。紂之兵。倒レ戈以納レ我。吁又甚矣。如レ曰下吾家之當レ爲二天子一久矣。如レ此乎民之欲中我速入レ商也。伊尹之在レ商也。如二周公之在レ周也。伊尹攝レ位三年。而無二一言以自解一。周公爲レ之。紛紛乎急三於自疏二其非一寡也。夫固由二風俗之變一而後用二其權一。權用而風俗成。吾安坐而鎭レ之。夫孰知三風俗之變而不二復反一也。

鎭す。夫れ孰か風俗の變じて復反らざるを知らんや。

(一) 萬民に罪有るは予の政治惡しき爲なり (二) 予罪ありとも萬民に及ぼすなかれ (三) 德の寡少なるを歎ずる也 (四) 天命既に帝位に陞るべき筈なりしが果さずして死し (五) 絹帛等を獻じて歡び迎へ (六) 降參して我を其軍に迎へ納る (七) 伊尹其君太甲の不德なるを以て之を桐宮に放ち政を攝すること三年なりき (八) 周公旦成王の幼なるを以て政を攝せり

春秋論

賞罰者。天下之公也。是非者。一人之私也。位之所レ在。

賞罰は天下の公也、是非は一人の私也。位の在る所は、則ち聖人其權を以て天下の公を爲して、天下以て懲り以て勸む。(一)道の在る所は、則ち聖人其權を以て一人の私と爲して、天下以て榮とし以て辱とす。(二)周の衰ふるや、位夫子に在ら

湯之伐桀也。囂囂然數其罪。而以告人。如曰彼有罪。我伐之宜也。既又懼天下之民不己悅也。則又囂囂然以言柔之曰。萬方有罪。在予一人。予一人有罪。無以爾萬方。如曰我如是而爲爾之君。爾可以許我焉。吁亦既薄矣。至於武王。而又自言其先祖父皆有

湯の桀を伐つや、囂囂然として其罪を數へて以て人に告ぐ、彼罪有り、我之を伐つや宜なりと曰ふが如し。既にして又天下の民の、己を悅ばざらんを懼るゝや、則ち又囂囂然として言を以て之を柔げて曰く、(一)萬方罪有らば、予一人に在り、予一人罪有らば、(二)爾萬方を以てする無かれと。我是の如くにして爾の君たり、爾以て我に許すべしと曰ふが如し。吁亦既に(三)薄いかな。武王に至つては、又自ら其先祖父皆顯功有り、既に已に(四)命を受けて死し、其大業克く終らず、今我其志を奉承し、兵を擧げて東征して、東國の士女、(五)束帛以て我を迎へ、紂の兵、(六)戈を倒にして以て我を納ると言へり。吁又甚しいかな。吾家の當に天子と爲るべきこと久し、此の如きか民の我の速に商に入るを欲すと曰ふが如し。(七)伊尹の商に在るや、(八)周公の周に在るが如し。伊尹位を攝する三年、而も一言以て自ら解する無し。周公は之が爲に紛紛乎として、自ら其纂に非るを疏するに急なりき。夫れ固より風俗の變に由つて後に其權を用ふ、權用ひられて風俗成り、吾安坐して之を

天下一而授二之舜一。舜得二堯之天下一而又授二之禹一。方二堯之未レ授二天下於レ舜也。天下未二嘗聞レ有二如レ此之事一。度其當時之民。莫レ不三以爲二大怪一也。然則舜與レ禹也。受而居レ之。安然若下天下固其所レ有。而其祖宗既已爲レ之累二數十世一者上。未下嘗與二其民一道中其所二以當レ得二天下一之故上也。又未三嘗悅レ之以レ利。而開レ之以二丹朱商均之不肖一也。其意以爲天下之民。以レ我爲レ當レ在二此位一也。則亦不レ俟レ乎二援レ天以神レ之。譽レ己以固レ之也。

を禹に授く。堯の未だ天下を舜に授けざるに方つては、天下未だ嘗て(一)此の如き事有るを聞かず。度るに其當時の民、以て大いに怪しと爲さゞるは莫かりしならん。(二)然るに則ち舜と禹とは、受けて之に居り、安然として天下固より其有する所、而して其(三)祖宗既に已に之を爲し、數十世を累ねし者の若く、未だ嘗て其民の與に、其の當に天下を得べき所以の故を道はざりし也。又未だ嘗て之を悅ばしむるに利を以てし、之を開するに(四)丹朱商均の不肖を以てせざりし也。其意以爲らく、天下の民、我を以て當に此位に在るべしと爲す也、則ち亦(五)天を援いて以て之を神にし己を譽めて以て之を固うするを俟たざる也と。

(一) 天下は決して是等の先例ありしを聞かず　(二)「然則」は「然而」の誤にて「然り而して」と訓ずべしとの說一般に行はる　(三) 祖先以來數十世此帝位に在りしが如き狀態なりしと也　(四) 堯の子丹朱、舜の子商均、共に不肖なり　(五) 天命を稱說して自己を譽め己の位を固うするの要なし

昔者吾嘗欲レ觀二古之變一而不レ可レ得也。於レ詩見二商與一レ周焉。而不レ詳。及二今觀レ書。然後見二堯舜之時一。與二三代一之相變。如レ此之極上也。自レ堯而至レ於レ商。其變也。皆得二聖人一而承レ之。故無レ憂。至レ於レ周而天下之變窮矣。忠之變而入レ於レ質。質之變而入レ於レ文。其勢便也。及二夫文之變。而又欲レ反二之於一レ忠也。是猶レ欲下移二江河一而行中之山上也。人之喜レ文而惡二質與一レ忠也。猶三水之不二肯避一レ下而就レ高也。彼其始未二嘗文一焉。故忠質而不レ辭。今吾日食レ之以二太牢一。而欲レ使三之復茹二其菽一哉。嗚呼。其後無二聖人一。其變窮而無レ所二復入一則已矣。周之後而無レ王焉。固也。其始之制二其風俗一也。固不レ容下爲二其後者一計上也。而又適不レ値レ乎二聖人一。固也。後之無二王者一也。

て下きを避けて高きに就かざるがごとし。彼其始め未だ嘗て文ならず、故に忠質にして辭せず。今吾日に之に食はすに太牢(五)を以てして、之をして復其菽(六)を茹はしめんと欲す。嗚呼其後聖人無く、其變窮つて復入る所無くんば則ち已まん。周の後にして王無きは固より也。其始の其風俗を制するや、固より其後者(七)の爲に計る容らざる也。而して又適に聖人に値はず、固より也。後の王者無きこと。

㊀ 移り變ずる所なくば萬事休せん ㊁ 殷一に商と謂ふ ㊂ 夏殷周 ㊃ 夏は忠を尚び、殷は質を尚び、周は文を尚ぶ、忠は正直なり、質は質朴なり、文は采美なり ㊄ 牛羊雞豚等を備へたる美味の食 ㊅ 粗食なり、豆などの類 ㊆ 天下後世の爲めをまで計りて制爲する筈なし

當二堯之時一。擧二

堯の時に當つて、天下を擧げて之を舜に授く、舜、堯の天下を得て、而して又之

風俗之變。聖人爲レ之也。聖人因二風俗之變一而用二其權一。聖人之權。用レ於二當世一。而風俗之變益甚。以至レ於レ不レ可二復反一。幸而又有二聖人一焉。承二其後一而繼レ之。則天下可二以復治一。不幸其後無二聖人一。其變窮而無レ所二復入一。則已矣。

書論

風俗の變は、聖人之を爲す也。聖人風俗の變に因つて其權を用ふ。聖人の權當世に用ひられて、風俗の變益〻甚しく、以て復反るべからざるに至る。幸にして又聖人有り、其後を承けて之を繼がば、則ち天下以て復治むべし。不幸にして其後聖人無く、其變窮つて(一)復入る所無くんば、則ち已まん。昔、吾嘗て古の變を觀んと欲せしが、得べからず。詩に於て商(二)と周とを見しも而も詳ならず。今書を觀るに及んで、然る後に堯舜の時と、(三)三代との相變ずる、此の如く之れ極れるを見る。堯より商に至るまで、其變や、皆聖人を得て之を承く、故に憂無し。周に至つて天下の變窮る。(四)忠の變じて質に入り、質の變じて文に入る、其勢便也。夫の文の變じて又之を忠に反さんと欲するに及んでは、是猶ほ江河を移して之を山に行らんと欲するがごとし。人の文を喜んで、質と忠とを惡むや、猶ほ水の肯

怨而不至於叛者也。故天下觀之曰。聖人固許我以好色。而不尤我之怨吾君父兄也。許我以好色。不淫可也。不尤我之怨吾君父兄。則彼雖以虐遇我。我明譏而明怨之。使天下明知之。則吾之怨。亦得當焉。不叛可也。夫背聖人之法。而自棄於淫叛之地者。非斷不能也。斷之始。生於不勝。人不自勝其忿。然後忍棄其身。故詩之敎。不使人之情至於不勝也。夫橋之所以爲安於舟者。以有橋而言也。水潦大至。橋必解而舟不至於必敗。故舟者所以濟橋之所不及也。吁禮之權。窮於易達。而有易焉。窮於後世之不信。而有樂焉。窮於彊人。而有詩焉。吁聖人之慮事也。蓋詳。

人〻自ら其忿に勝へず、然して後に忍んで其身を棄つ。故に詩の敎、人の情をして勝へざるに至らしめず。夫れ橋の舟より安しと爲す所以の者は、橋有るを以て言ふ也。(九)水潦大いに至らば、橋は必ず解けて、舟は必ずしも敗るゝに至らじ。故に(一〇)舟は橋の及ばざる所を濟ふ所以也。吁禮の權、達し易きに窮して易有り、後世の信ぜざるに窮して樂有り、人を彊ふるに窮して詩有り。吁、聖人の事を慮るや蓋し詳なるかな。

(一)中等の人物　(二)詩經の篇名　(三)美好の貌　(四)詩經の篇名　(五)譏り罵ること　(六)公明譏刺し堂々と怨む　(七)淫叛の地に身を捨つることはよく〳〵思ひ切りたる上ならでは能はぬ事也　(八)忍耐し得ざるに生ず　(九)洪水等を謂ふ　(一〇)橋を禮に比し、易樂詩等を舟に喩ふるなり

責レ人太詳一。好レ色之不レ絕。而怨之不レ禁。則彼將三反不二至レ於レ亂。故聖人之道。嚴レ於レ禮。而通レ於レ詩。

禮曰。必無レ好レ色。必無レ怨二而君父兄一。詩曰。好レ色而不レ至レ於レ淫。怨二而君父兄一。而無レ至レ於レ叛。嚴以待二天下之賢人一。通以全二天下之中人一。吾觀國風婉孌柔媚。而卒守以レ正。好レ色而不レ至レ於レ淫者也。小雅悲傷詬讟。而君臣之情。卒不レ忍レ去。

禮に曰く、必ず色を好む無かれ、必ず而が君父兄を怨む無かれと。詩に曰く、色を好んで淫するに至らず、而が君父兄を怨んで、叛に至る無かれと。嚴以て天下の賢人を待ち、通以て天下の中人(一)を全うす。吾觀るに、國風(二)は婉孌柔媚(三)にして、卒に守るに正を以てし、色を好んで淫に至らざる者、小雅(四)は悲傷詬讟(五)、君臣の情、卒に去るに忍びず、怨んで叛に至らざる者也。故に天下之を觀て曰く、聖人固より我に許すに色を好むを以てして、我の吾君父兄を怨むを尤めず。我に許すに色を好むを以てす。淫せざるも可なり。我の吾君父兄を怨むを尤めずんば、則ち彼虐を以て我を遇すと雖も、我明譏(六)して之を明怨し、天下をして之を明知せしめば、則ち吾の怨も亦當を得ん、叛せざるも可也と。夫れ聖人の法に背いて、自ら淫叛の地に棄つる者は、斷に非ずんば能はざるなり。斷の始めは勝へざる(八)に生ず。

必無レ好レ色。必無レ怨二而君父兄一。彼將下遂從二吾言一。而忘中其中心所二自有一之情上耶。將レ不レ能也。彼既已不レ能三純用二吾法一。將二遂大棄而不一レ顧二吾法一。既已大棄而不レ顧。則人之好レ色。與下怨二其君父兄一之心上。將二遂蕩然無一レ所二隔限一。而易レ内竊レ妻之變。與下弑二其君父兄一之禍上。必反公三行於二天下一。聖人憂焉曰。禁二人之好一レ色。而至レ於レ淫。禁三人之怨二其君父兄一。而至レ於レ叛。患生レ於二

と。彼將に遂に吾言に從つて、其中心自ら有する所の情を忘れんとするか、將に能はざらんとす。彼既に已に純ら吾法を用ふる能はず、將に遂に大いに棄てゝ(一)吾法を顧みざらんとす。既に已に大いに棄てゝ顧みずんば、則ち人の色を好むと其君父兄を怨むの心と、將に遂に蕩然(二)として隔限する所無からんとし、内を易へ妻を竊むの變(三)と、其君父兄を弑するの禍と、必ず反つて天下に公行せん。聖人憂へて曰く、人の色を好むを禁じて淫に至り、人の其君父兄を怨むを禁じて叛に至る。患は人を責むること太だ詳なるに生ず。色を好むこと之絶たずして怨之禁ぜずんば、則ち彼將に反つて亂に至らざらんとす。故に聖人の道、禮に嚴にして詩に通ず(四)。

(一) 聖人の法を全然棄て去つて顧みず (二) 取締のつかずして物の境もなき空漠なる狀態 (三) 妻妾を交換するなり (四) 情を導き慾を通じて達せしむるなり

色。皆不怨其君父兄。夫豈不善。使人之情。皆泊然而無思。和易而優柔。以從事於此。則天下固亦大治。而人之情又不能皆然。好色之心。毆諸其中。是非不平之氣。攻諸其外。炎炎而生。不顧利害。趨死而後已。噫。禮之權。止於死生。天下之事。不至乎可以博生者。則人不敢觸死以違吾法。今也人之好色。與人之是非不平之心。勃然而發於中。以爲可以博生也。而先以死自處其身。則死生之機。固已去矣。死生之機去。則禮爲無權。區區擧無權之禮。以強人之所不能。則亂益甚。而禮益敗。

下の事、以て生(五)を博すべき者に至らざれば、則ち人敢て死に觸れて以て吾法に違はず。今や人の色を好むと、人の是非不平の心と、勃然として中に發し、以爲らく以て生を博すべしと。先づ死(六)を以て自ら其身を處すれば、則ち死生の機固より已に去る。死生の機去れば、則ち禮に權無しと爲す。區區權無きの禮を擧げて、以て人の能せざる所を強ひば、則ち亂益〻甚しうして禮益〻敗れん。

(一) 怒り怨む　(二) 爲すべき事に非ず　(三) 安靜澹泊何の餘思無きなり　(四) 情慾の念盛んに起る貌　(五) 生命にも取換ふる程のこと、命がけにてやること　(六) 人々生命を賭せば死生の命を制せんとする機關も何によつてか用をなさんと也

今吾告人曰。

今吾人に告げて曰く、必ず色を好むこと無かれ、必ず而が君父兄を怨む無かれ

者遂。曰雨者。曰日者曰風者。以形用。曰雷者。以神用。用莫神於聲。故聖人因聲以爲樂。爲之君臣父子兄弟者禮也。禮之所不及而樂及焉。正聲入乎耳。而人皆有事君事父事兄之心。則禮者。固吾心之所有也。而聖人之說。又何從而不信乎。

詩論

人之嗜欲。好之。有甚於生。而憤憾怨怒。有不顧其死。於是禮之權又窮。禮之法曰。好色不可爲也。爲人臣。爲人子。爲人弟。不可以有怨於其君父兄也。使天下之人。皆不好

人の嗜欲、之を好むこと生よりも甚しきもの有つて、憤(一)憾怨怒、其死を顧みざる有あり。是に於て禮の權又窮る。禮の法に曰く、色を好むは爲(二)すべからず、人の臣と爲り、人の子と爲り、人の弟と爲つては、以て其君父兄を怨むこと有るべからずと。天下の人をして、皆色を好まず、皆其君父兄を怨まざらしめば、夫れ豈不善ならんや。人の情をして、皆泊(三)然として思無く、和易にして優柔、以て此に從事せしめば、則ち天下固より亦大いに治らん。而れども人の情又皆然る能はず。色を好むの心、諸を其中に毆り、是非不平の氣、諸を其外に攻め、炎(四)炎として生じ、利害を顧みず、死に趨いて後に已む。噫禮の權は、死生に止る。天

所不及也。告語之所不及。必有以陰驅而潛率之。於是觀之天地之閒。得其至神之機。而竊之以爲樂。

雨吾見其所以濕萬物也。日吾見其所以燥萬物也。風吾見其所以動萬物也。隱隱谹谹而謂之雷者。彼何用也。陰凝而不散。物蹵而不遂。雨之所不能濕。日之所不能燥。風之所不能動。雷一震焉。而凝者散。蹵

雨は吾其の萬物を濕す所以を見る、日は吾其の萬物を燥す所以を見る、風は吾其の萬物を動す所以を見る。(一)隱隱谹谹として之を雷と謂ふ者は、彼何の用ぞや。陰凝りて散せず、物蹵(二)りて遂げず、雨の濕す能はざる所、日の燥す能はざる所、風の動す能はざる所、雷一震して凝る者散じ、蹵る者遂ぐ。雨と曰ふ者、日と曰ふ者、風と曰ふ者は、形を以て用ひられ、雷と曰ふ者は、神を以て用ひらる。(三)用は聲より神なるは莫し。故に聖人聲に因つて以て樂を爲る。之が君臣父子兄弟を爲す者は禮也、禮の及ばざる所にして樂及ぶ。(四)正聲耳に入つて、人皆君に事へ父に事へ兄に事ふるの心有り。則ち禮は固より吾心の有する所也、聖人の說、又何に從つてか信ぜざらんや。

(一)雷聲の大なる稱　(二)屈縮伸びざる也　(三)作用　(四)正しく清明なる音樂

下。則勞逸之說。將出而勝之。勞逸之說勝。則聖人之權去矣。酒有鴆。肉有堇。然後人不敢飲食。藥可以生死。然後人不以苦口爲諱。去其鴆。徹其堇。則酒肉之權。固勝於藥。聖人之始作禮也。其亦逆知其勢之將必如此也。曰告人以誠。而後人信之。幸今之時。吾之所以告人者。其理誠然。而其事亦然。故人以爲信。吾知其理。而天下之人知其事。事有不必然者。則吾之理。不足以折天下之口。此告語之

り其堇を徹せば、則ち酒肉の權固より藥に勝らん。聖人の始めて禮を作るや、其れ亦逆め其勢の將に必ず此の如くならんとするを知る。曰く、人に告ぐるに誠を以てして、而る後に人之を信ずと。幸に今の時は、吾の人に告ぐる所以の者、其理誠に然り、而して其事も亦然り。故に人以て信と爲す。吾其理を知つて、天下の人其事を知る。事必ずしも然らざる者有れば、則ち吾の理以て天下の口を折(四)するに足らず。此れ告語の及ばざる所也。告語の及ばざる所は、必ず以て陰驅(五)して之を潛率する有り。是に於て之を天地の間に觀て、其至神(六)の機を得て、之を竊んで以て樂を爲る。

(一) 逸と勞といづれか宜しき、拜起坐立何の要かあらんとの說　(二) 毒鳥の名、其羽を以て酒を浸して飲めば則ち死す　(三) (ウヅ)、烏頭毒草なり　(四) 屈服せしむるに足らず　(五) 陰に之を驅り立て、潛に道に牽き入らしむ　(六) 天地至神の機關

嗚呼。其亦難矣。天下惡二夫死一也久矣。聖人招レ之曰。來吾生レ爾。既而其法果可三以生二天下之人一。天下之人。視二其嚮也如レ此之危。而今也如レ此之安。則宜二何從一。故當二其時一。雖レ難而易レ行。既行也。天下之人。視二君父兄一。如下頭足之不中待二別白一而後識上。視二拜起坐立一。如下寢食之不中待二告語一而後從事上。雖レ然。百人從レ之。一人不レ從。則其勢不レ得二遂至一レ乎死。天下之人。不レ知二其初之無レ禮而死一。而見二其今之無レ禮而不レ至レ乎死也。則曰。聖人欺レ我。故當二其時一。雖レ易而難レ久。

嗚呼。聖人之所レ恃以勝二天下之勞逸一者。獨有二死生之說一耳。死生之說。不レ信レ於二天

雖も百人之に從ひて、一人の從はざる、則ち其勢遽に死に至るを得ず。天下の人其初の禮無くして死せしを知らずして、其今の禮無くして死に至らざるを見て、則ち曰く、聖人我を欺くと。故に其時に當つては、易しと雖も久しうし難し。

㊀ 從ひ服する貌　㊁ 無論安きに從ふべし　㊂ 頭と足との別段明白なる區別を待たずして識別すべきが如く、明白に尊卑長幼の別を知るとも

嗚呼聖人の恃んで以て天下の勞逸に勝つ所の者は、獨り死生の說有るのみ。死生の說天下に信ぜられずんば、則ち勞逸の說將に出でゝ之に勝たんとす。勞逸の說勝たば、則ち聖人の權去らん。酒に鴆有り、肉に堇有り、然して後に人敢て飲食せず。藥は以て死を生かすべし、然して後に人苦口を以て諱を爲さず。其鴆を去

禮之始作也。難而易レ行。既行也。易而難レ久。天下未レ知三君之爲レ君。父之爲レ父。兄之爲レ兄。而聖人爲二之君父兄一。天下未レ有三以異二其君父兄一。而聖人爲二之拜起坐立一。天下未二肯靡然以從一レ我拜起坐立一。而聖人身先レ之以レ恥。

樂論

禮の始めて作るや、難うして行ひ易く、既に行はるゝや、易うして久しうし難し。天下未だ君の君たり、父の父たり、兄の兄たるを知らず。而して聖人之が君父兄を爲して、天下未だ以て其君父兄を異にする有らず、而して聖人之が拜起坐立を爲して、天下未だ肯て(一)靡然として以て我に從つて拜起坐立せず。而して聖人身之に先んずるに恥を以てす。嗚呼、其れ亦難いかな。天下夫の死を惡むや久し。聖人之を招いて曰く、來れ、吾爾を生さんと。既にして其法果して以て天下の人を生すべし。天下の人、其鄕に此の如く之れ危うして、今や此の如く之れ安きを視ば、則ち宜しく(二)何に從ふべき。故に其時に當つては、難しと雖も行はれ易し。既に行はるゝや、天下の人、君父兄を視ること、(三)頭足の別白を待つて後に識らざるが如く、拜起坐立を見ること、寢食の告語を待つて後に從事せざるが如し。然りと

也。而卜者。聽レ乎レ天而人不レ預焉者也。筮者。決二之天一而營二之人一者也。龜漫而無レ理者也。灼レ荊而鑽レ之。方功義弓。惟其所レ爲。而人何預焉。聖人曰。是純乎天技耳。技何所レ施二吾敎一。於レ是取レ筮。夫筮之所二以或爲レ陽。或爲レ陰者。必自分而爲レ二。始掛レ一。吾知二其爲レ一而掛レ之也。揲レ之以レ四。吾知二其爲レ四而揲レ之也。歸二奇於レ扐。吾知二其爲レ一爲レ二爲レ三爲レ四而歸レ之也。人也。分而爲レ二。吾不下知二其爲レ幾而分上之也。天也。聖人曰。是天人參焉道也。道有レ所レ施二吾敎一矣。於レ是因而作レ易。以神二天下之耳目一。而其道遂尊而不レ廢。此聖人用二其機權一。以持二天下之心一。而濟三其道於二無窮一也。

たるを知つて之を分つにあらざるは、天（一一）也。聖人曰く、是天人參るの道也、道は吾が教を施す所有りと。是に於て、因つて易を作り、以て天下の耳目を神にして、而して其道遂に尊くして廢せず。此れ聖人其機權（一二）を用ひ、以て天下の心を持して、其道を無窮に濟す也。

（一）明々白々なるが故に人に信ぜらる（二）他の揣摩を許さず故に尊敬せらる（三）決して聖人こと更に不思議の易を作るに非ず（四）龜を灼いて占ふを卜とし蓍にて占ふを筮とす（五）誕漫理法なし（六）以下龜卜の法也、荊木を灼いて龜を鑽れば自然に方兆功兆義兆弓兆の四兆を現す、乃ち其書を開いて占す（七）筮竹五十本、一本を左小指にかけ殘を二となし之を兩儀に象る（八）蓍を數ふると、數ふるに四本づゝを以てす（九）四數の殘餘を指のはざまに歸す（一〇）すべて天技に非ず悉く人爲なり（一一）最初の二分は無意識にして人爲にあらざる也（一二）天地の機を竊んで政敎を施すの權とせるなり

見信者。以其中無所不可測者也。人之所以獲尊者。以其中有所不可窺者也。是以禮無所不可測。而易有所不可窺。故天下之人。信聖人之道而尊之。不然則易者。豈聖人務爲新奇祕怪。以夸後世邪。聖人不因天下之至神。則無所施其教。卜筮者。天下之至神

人の尊を獲る所以の者は、其中窺ふ(二)べからざる所の者有るを以て也。是を以て禮は測るべからざる所無くして、易は窺ふべからざる所有り。故に天下の人、聖人の道を信じて之を尊ぶなり。然らずんば則ち易なる者、(三)豈聖人務めて新奇祕怪を爲して、以て後世に夸らんや。聖人、天下の至神に因らざれば、則ち其教を施す所無し。(四)卜筮は、天下の至神也、而して卜は、天に聽いて、人預らざる者也。筮は、之を天に決して、之を人に營む者也。龜は、漫にして理(五)無き者也。(六)荊を灼いて之を鑽る、方功義弓、惟其の爲す所のまゝにして、人何ぞ預らん。聖人曰く、是純乎たる天技のみ、技何ぞ吾敎を施す所あらんと。是に於て筮を取る。夫筮の、或は陽たり、或は陰たる所以の者は、(七)必ず自ら分つて二と爲す。始め一を掛くるは、吾其の一たるを知つて之を掛くる也。(八)之を揲するに四を以てするは、吾其の四たるを知つて之を揲する也。(九)奇を扐に歸するは、吾其の一たり二たり三たり四たるを知つて之を歸する也、(一〇)人也。分つて二と爲す、吾其の幾

衣二吾之所レ齎。則鳥獸與レ人不二相食一。人之好レ生也甚レ於レ逸。而惡レ死也甚レ於レ勞。聖人奪二其逸死一。而與二之勞生一。此雖二三尺豎子一。知レ所二趨避一矣。故其道之所下以信レ於二天下一而不上可レ廢者。禮爲二之明一也。雖レ然明則易レ達。易レ達則褻。褻則易レ廢。聖人懼二其道之廢一。而天下復レ於レ亂也。然後作レ易。觀二天地之象一以爲レ爻。通二陰陽之變一以爲レ卦。考二鬼神之情一以爲レ辭。探二之茫茫一。索二之冥冥一。童而習レ之。白首而不レ得二其源一。故天下視二聖人一。如二神之幽一。如二天之高一。尊二其人一而其敎亦隨而尊。故其道之所下以尊レ於二天下一而不中敢廢上者。易爲二之幽一也。

を爲り、陰陽の變に通じて以て卦を爲り、鬼神(七)の情を考へて以て辭を爲る。之を茫茫に探り(六)、之を冥冥に索め、童(八)にして之を習ふに、白首にして其源を得ず、故に天下の聖人を視ること、神の幽なるが如く、天の高きが如し。其人を尊んで其敎亦隨つて尊し。故に其道の天下に尊うして、敢て廢せざる所以の者は、易之が幽を爲せば也。

(一) 生存を好むこと安逸を好むよりも甚し (二) 安逸死亡の道を捨てさせて勞苦生存の道を與ふ (三) 何れに趨き何れを避くべきかを知らん (四) 合點し易し (五) 天地萬物の形象によりて易の六爻を作る、爻は效也天下の動に效ふ義 (六) 天地萬物すべて陰陽の二端に歸す之より八卦を作る (七) 天地自然の妙用より三百八十四爻の辭を作る (八) 幼少の時より研究し老耄に至るも其本源の理に到達せず

凡人之所二以

凡そ人の信ぜらるゝ所以の者は、其中(一)測るべからざる所の者無きを以て也。

爲二之父子一。而使二天下尊役一レ卑。爲二之兄弟一。而使二天下長役一レ幼。蠶而後衣。耕而後食。率二天下一而勞レ之。一聖人之力。固非レ足三以勝二天下之民之衆一。而其所下以能奪二其樂一。而易レ之以中其所上レ苦。而天下之民。亦遂肯棄レ逸而卽レ勞。欣然戴レ之以爲二君師一。而遵中蹈其法制上者。禮則使レ然也。

聖人之始作レ禮也。其說曰。天下無二貴賤一。無二尊卑一。無二長幼一。是人之相殺無レ已也。不レ耕而食二鳥獸之肉一。不レ蠶而衣二鳥獸之皮一。是鳥獸與レ人相食無レ已也。有二貴賤一。有二尊卑一。有二長幼一。則人不二相殺一。食二吾之所レ耕。而

聖人の始めて禮を作るや、其說に曰く、天下に貴賤無く、尊卑無く、長幼無くんば、是れ人の相殺已む無けん。耕さずして鳥獸の肉を食ひ、蠶せずして鳥獸の皮を衣ば、是れ鳥獸と人と相食んで已む無けん。貴賤有り、尊卑有り、長幼有れば、則ち人〻相殺さず、吾の耕す所を食つて、吾の蠶する所を衣ば、則ち鳥獸と人と相食まざらん。人の生を好むや逸より甚しく、死を惡むや勞より甚し。聖人其逸(一)死を奪つて、之に勞生(二)を與ふ。此れ三尺の豎子と雖も、趨避(三)する所を知らん。故に其道の天下に信ぜられて廢すべからざる所以の者は、禮之が明を爲せば也。然りと雖も明は則ち達し易く(四)、達し易ければ則ち褻る、褻るれば則ち廢し易し。聖人其道の廢して、天下亂に復らんを懼れ、然る後に易を作る。(五)天地の象を觀て以て爻

聖人之道。得レ禮而信。得レ易而尊。信レ之而不レ可レ廢。尊レ之而不二敢廢一。故聖人之道。所三以不二廢者。禮爲二之明一。而易爲二之幽一也。生民之初。無二貴賤一。無二尊卑一。無二長幼一。不レ耕而不レ饑。不レ蠶而不レ寒。故其民逸。民之苦レ勞而樂レ逸也。若二水之走ヒ下。而聖人者。獨爲二之君臣一。而使二天下貴役ヒ賤。

聖人の道、禮を得て信に、易を得て尊く、之を信じて廢すべからず、之を尊んで敢て廢せず。故に聖人の道、廢せざる所以の者は、(一)禮之が明を爲して、易之が幽を爲せば也。(二)生民の初、貴賤無く、尊卑無く、長幼無し。耕さゞるも饑ゑず、蠶せざるも寒えず。故に其民逸す。民の勞を苦んで逸を樂むや、(三)水の下きに走るが若し。而して聖人なる者、獨り之が君臣を爲して、天下をして、貴、賤を役せしめ、之が父子を爲して、天下をして、尊、卑を役せしめ、之が兄弟を爲して、天下をして、長、幼を役せしむ。蠶して後に衣、耕して後に食ひ、天下を率ゐて之を勞せしむ。一聖人の力、固より以て天下の民の衆に勝つに足るに非ず。而れども其の能く其樂を奪ひて、之に易ふるに其の苦む所を以てして、而も天下の民も、亦遂に肯て逸を棄てゝ勞に卽き、欣然之を戴いて以て君師と爲して、其法制を(四)遵蹈する所以の者は、禮則ち然らしむれば也。

(一) 明は表なり、幽は裡なり、禮と易とが内外表裡を爲すと也　(二) 人民生出の初　(三) 事の容易に行はるゝを言ふ　(四) ふみ從ひて之を行ふわけは

之所ニ坐而拜レ之。且立ニ於其下一者也。聖人固使ニ之逸一而使ニ吾勞一。是賤レ於レ彼也。奮レ手舉レ挺以搏ニ逐之一。吾心不レ安焉。刻レ木而爲レ人。朝夕而拜レ之。他日析レ之以爲レ薪。而猶且忌レ之。彼其始木焉已。拜レ之猶且不ニ敢以爲ニ薪。故聖人以ニ其微權一。而使ニ天下尊ニ其君父兄一。而權者又不レ可ニ以告ニ人。故先レ之以レ恥。嗚呼。其事如レ此。然後君父兄得ニ以安ニ其尊一而至レ於レ今。今之匹夫匹婦。莫レ不レ知レ拜ニ其君父兄一。乃曰拜起坐立。禮之末也。不レ知ト聖人其始之教ニ民拜起坐立一。如レ此其勞上也。此聖人之所三慮而作レ易以神ニ其教一也。

に告ぐべからず、故に之に先んずるに恥を以てす。嗚呼其事此の如し、然る後に君父兄、以て其尊に安んずるを得て今に至る。今の匹夫匹婦、(四)其君父兄を拜することを知らざる莫し。乃ち曰く、拜起坐立は禮の末也と。聖人其始の民に拜起坐立を教ふること、此の如く其れ勞せしを知らざる也。此れ聖人の慮つて易を作り、以て其教を神にせし所也。

(一)安樂逸豫　(二)臣子弟をして　(三)何かむら〳〵と怒りが心に起る事ありとも　(四)左傳注に、庶人夫婦相匹す其名既に定まる單と雖も亦匹たり、故に通じて匹夫匹婦と謂ふ云々

易論

下之拜二其君父兄一何也。其徽權也。彼爲二吾君一。彼爲二吾父一。彼爲二吾兄一。聖人之拜不レ用レ於レ世。吾與レ之皆坐レ於レ此。皆立レ於レ此。比レ肩而行レ於レ此。無二以異一也。吾一旦而怒。奮レ手舉レ挺而搏二逐之一可也。何則彼其心。常以爲二吾儕一也。不レ見二其異一レ於レ吾也。

聖人知下人之安レ於レ逸而苦上レ於レ勞。故使二貴者逸而賤者勞一。且又知二坐之爲レ逸。而立且拜者之爲一レ勞也。故舉二其君父兄一坐二之於一レ上。而使四之立二且拜三於一レ下。明日彼將レ有二怒作レ於レ心者一。徐而自思レ之。必曰此吾鄕

聖人人の逸(一)に安んじて勞に苦むを知る。故に貴者をして逸し賤者をして勞せしむ。且又坐の逸たり、立ち且つ拜する者の勞たるを知る。故に其君父兄を舉げて之を上に坐せしめ、之(二)をして下に立ち且つ拜せしむ。明日彼將に怒(三)の心に作る者有らんとするも、徐にして自ら之を思ひ、必ず曰はん、此れ吾鄕の坐して之を拜し、且つ其下に立ちし所の者也と。聖人固より之をして逸せしめ、吾をして勞せしむ。是彼より賤しき也。手を奮ひ挺を舉げて以て之を搏逐せんは、吾心安しとせずと。木を刻んで人を爲り、朝夕にして之を拜し、他日之を析いて以て薪と爲すは、而も猶ほ且つ之を忌む。彼其始は木のみ、之を拜すれば猶ほ且敢て以て薪と爲さず。故に聖人其徽權を以て、天下をして其君父兄を尊ばしむ。而も權は又以て人

古之聖人。將レ欲三以レ禮治二天下之民一。故先自治二其身一。使下天下皆信二其言一曰中此人也。其言如レ是。是必不上レ可レ不レ如レ是也。故聖人曰。天下有下不レ拜二其君父兄一者上。吾不二與レ之齒一。而天下之人亦曰。彼將レ不二與レ我齒一也。於レ是相率以拜二其君父兄一。以求レ齒二於聖人一。雖レ然彼聖人者。必欲三天

古の聖人、將に禮を以て天下の民を治るを欲せんとす。故に先づ自ら其身を治め、天下をして皆其言を信じて、此人や其言是の如し、是必ず是の如くならざるべからずと曰はしむ。故に聖人曰く、天下其君父兄を拜せざる者有らば、吾之と齒せじ(一)と。而して天下の人も亦曰く、彼將に我と齒せざらんとすと。是に於て(二)相率ゐて以て其君父兄を拜して、以て聖人に齒せられんことを求む。然りと雖も彼聖人なる者は、必ず天下の其君父兄を拜せんことを欲するは何ぞや。其れ微(三)權也。彼吾が君たり、彼吾が父たり、彼吾が兄たり、聖人の拜、世に用ひられずんば、吾之と皆此に坐し、皆此に立ち、肩を比べて(四)此に行く、以て異る無き也。吾一旦にして怒り、手を奮ひ挺(五)を擧げて之を搏逐するも可也。何となれば則ち彼其心、常に以て吾が儕(六)と爲し、其の吾に異るを見ざれば也。

(一) 相手とせざるなり (二) 相つれだちて、皆々共に (三) 隱微の裡に少しく權道を用ひたるなり (四) 尊卑長幼の區別なきをいふ (五) 杖の類 (六) 自分と同等の人物

事一レ君。無レ故而使二之事一レ父。無レ故而使二之事一レ兄。彼其初。非レ如三今之人知二君父兄之不レ事則不可一也。而遂翻然以從レ我者。吾以恥厭二服其心一也。彼爲二吾君一。彼爲二吾父一。彼爲二吾兄一。聖人曰。彼爲二吾君父兄一。何以異レ於レ我。於レ是坐三其君與二其父一。以及二其兄一。而已立レ於二其旁一。且俛三首屈四膝於二其前一。以爲レ禮。而謂二之拜一。率二天下之人一。而使三之拜二其君父兄一。夫無レ故而使三之拜二其君一。無レ故而使三之拜二其父一。無レ故而使三之拜二其兄一。則天下之人。將下復嗤笑以爲二迂怪一而不上レ從。而君父兄。又不レ可下以不レ得二其臣子弟之拜一。而徒爲中其君父兄上。於レ是聖人者。又有レ術焉。以厭二服其心一。而使三之肯拜二其君父兄一。然則聖人者果何術也。恥レ之而已。

に(三)俛首屈膝して以て禮を爲して、之を拜と謂ひ、天下の人を率ゐて、之をして其君父兄を拜せしむ。夫故無うして之をして其君を拜せしめ、故無うして之をして其父を拜せしめ、故無うして之をして其兄を拜せしめば、則ち天下の人、將に復(四)嗤笑して以て(五)迂怪と爲して從はざらんとす。而して君父兄又以て其臣子弟の拜を得ずして、徒に其君父兄爲るべからず。是に於て聖人は、又術有り。以て其心を厭服して、之をして肯て其君父兄を拜せしむ。然らば則ち聖人たる者、果して何の術ありや、之を恥ぢしむるのみ。

(一)滿足して承服せしむ　(二)恥辱の精神　(三)首を垂れ膝を曲げて禮を行ふ　(四)そしり笑ふ　(五)迂遠にして奇怪なり

子之爲政。與其坐視百姓之艱難。而重改令之非。孰若改令以救百姓之急。不勝區區之心。敢輒以告。惟恕其狂易之誅。幸甚幸甚。

禮論

夫人之情。安於其所常爲。無故而變其俗。則其勢必不從。聖人之始作禮也。不因其勢之可以危亡困辱之者。以厭服其心。而徒欲使之輕去其舊而樂就吾法。不能也。故無故而使之

夫れ人の情は、其の常に爲す所に安んず。故無うして其俗を變ぜば、則ち其勢必ず從はじ。聖人の始めて禮を作るや、其勢の以て之を危亡困辱すべき者に因つて、以て其心を厭服(一)せずして、徒に之をして輕く其舊を去つて、吾法に就くを樂ましめんと欲すとも能はざる也。故に故無うして之をして君に事へしめ、故無うして之をして父に事へしめ、故無うして之をして兄に事へしめんに、彼其初め、今の人の、君父兄の事へずんば則ち不可なるを知るが如きに非ず、而して遂に翻然として以て我に從ふ者は、吾恥(二)を以て其心を厭服すれば也。彼吾が君たり、彼吾が父たり、彼吾が兄たり、聖人曰く、彼吾が君父兄たり、何を以て我に異ならんと。是に於て其君と其父とを坐せしめ、以て其兄に及ぶ。而して己は其旁に立ち、且其前

之者。未有如今日之事。太后至明。天子至聖。而有司信近世之禮。而遂爲之者。是可深惜也。且夫相公既已立不世之功矣。而何愛一時之勞。而無所建明。洵恐世之淸議。將有任其責者。如曰詔勅已行。制度已定。雖知不便。而不可復改。則此又過矣。蓋唐太宗之葬高祖也。欲爲九丈之墳。而用漢氏長陵之制。百事務從豐厚。及羣臣建議以爲不可。於是改從光武之陵。高不過六丈。而毎事儉約。夫君

に其責に任ずる者有らんとするを。如し詔勅已に行はれ、制度已に定り、不便を知ると雖も復改むべからずと曰はゞ、則ち此れ又過てり。蓋し唐の太宗の高祖を葬るや、九丈の墳を爲つて、漢氏長陵(七)の制を用ひ、百事務めて豐厚に從はんと欲す。羣臣建議して以て不可と爲すに及んで、是に於て改めて光武の陵に從ひ高さ六丈に過ぎず、而も毎事儉約せり。夫れ君子の政を爲すや、其の百姓の艱難を坐視しながら、令を改むるの非を重らんよりは、令を改めて以て百姓の急を救ふに孰若ぞや。區區の心に勝へず、敢て輒ち以て告ぐ。惟其狂易(八)の誅を恕せば、幸甚幸甚。

㊀理に通曉せず　㊁不服ながら勉めて之を爲すをいふ　㊂仁宗の后曹氏　㊃不世出なり、世にも稀なる功名　㊄申し立て、事理を明白にす　㊅世の講議のやかましくなる結果其責任を負ふべき者あるに至らん、暗に韓公を指す也　㊆漢の高祖の陵　㊇狂卒輕易の義。一に易をエキと讀み、狂を疾んで本性を沒易する義とす

之有レ悔焉耳矣。古之人所三由以盡二其誠信一者。不三敢有レ略也。而外レ是者則略レ之。昔者華元厚葬二其君一。君子以爲二不臣一。漢文葬レ於二覇陵一。木不レ改レ列。藏無二金玉一。天下以爲二聖明一。而後世安レ於二泰山一。故曰。莫レ若レ建二薄葬之議一。上以遂二先帝恭儉之誠一。下以紓二百姓目前之患一。内以解二華元不臣之議一。而萬世之後。以固二山陵不レ拔之安一。

も萬世の後、以て山陵拔けざるの安を固うせよと。

(一) 墨翟の道は死して服なく桐棺三寸にして槨なし、薄を以て葬の道とす　(二) 名は伋、孔子の孫　(三) 禮記檀弓篇に出づ、殯はかりもがりにて未だ葬らざる內、尸を棺にして殯宮に置くをいふなり　(四) 誠信を盡す所卽ち身と棺とに附くものは敢て省略することなし　(五) 春秋宋の大夫、左傳成公二年に見ゆ　(六) 漢の文帝　(七) 陵の樹木ももとのまゝにして改め植ゑず、史に覇陵の山川其故によりて改めずとあり　(八) 墓穴

洵竊觀二古者厚葬之由一。未レ有レ非二其時君之不一レ逹。欲下以二金一而厚中其親於地下上。而其臣下不レ能レ禁止一。黽俛而從レ

洵竊に古厚葬の由を觀るに、未だ其時君の逹せずして、(一)金を以て其親を地下に厚うせんと欲せしに非ずんば有らず。而して其臣下禁止すると能はず、(二)黽俛して之に從ふ者、未だ今日の事の如くなるは有らず。(三)太后至明、天子至聖、而るに有司近世の禮を信じて、遂に之を爲す者は、是れ深く惜むべき也。且夫れ相公既に(四)不世の功を立てしを、何ぞ一時の勞を愛んで(五)建明する所無き。洵恐らくは(六)世の淸議、將

虛無ㇾ有。一金以上。非ㇾ取ㇾ於ㇾ民則不ㇾ獲。而冒行不ㇾ顧。以徇ニ近世失ㇾ中之禮一。亦已惑矣。然議者必將丙以爲乙古者君子不下以ニ天下一儉中其親上。以ニ天下之大一。而不ㇾ足ㇾ於ニ先帝之葬一。於ニ人情一有甲所ㇾ不ㇾ順一。

徇亦以爲ㇾ不ㇾ然。使三今儉ㇾ葬而用ニ墨子之說一。則是過也。不ㇾ廢ニ先王之禮一。而去ニ近世無益之費一。是不ㇾ過矣。子思曰。三日而殯。凡附ㇾ於ㇾ身者。必誠必信。勿ニ之有ㇾ悔焉耳矣。三月而葬。凡附ㇾ於ㇾ棺者。必誠必信。勿ニ

徇亦以爲らく然らずと。今葬を儉して(一)墨子の說を用ひしめば、則ち是れ過也。先王の禮を廢せずして、近世無益の費を去るは、是れ過たず。(二)子思曰く、(三)三日にして殯す、凡そ身に附する者は、必ず誠に必ず信に、之を悔ゆる有る勿きのみ、三月にして葬る、凡そ棺に附する者は、必ず誠に必ず信に、之を悔ゆる有る勿きのみと。古の人由つて以て(四)其誠信を盡す所の者は、敢て略有らざる也。而して是に外なる者は則ち之を略す。昔は(五)華元厚く其君を葬る、君子以て不臣と爲せり。(六)漢文霸陵に葬る、(七)木改列せず、(八)藏に金玉無し。天下以て聖明と爲して、後世泰山よりも安し。故に曰く、薄葬の議を建つるに若くは莫し。上は以て先帝恭儉の誠を遂げ、下に以て百姓目前の患を紓うし、內は以て華元不臣の譏を解き、而

切配率之科。又以復下。計今不レ過二秋冬之閒一。海内必將下騷然有中不レ自聊賴一之人上。竊惟先帝平昔之所三以愛二惜百姓一者。如レ此其深。而其所三以檢レ身節二儉一者。如レ此其至也。推二其平生之心一。而計二其既歿之意一。則其不レ欲下以二山陵一重中困天下上。亦已明矣。而臣下乃獨爲二此過當逾レ禮之費一。以拂二戾其平生之意一。竊所レ不レ取也。且使下今府庫之中。財用有レ餘。一物不レ取二於民一。盡二公力一而爲レ之。以稱中遂臣子不忍之心上。猶且獲三譏於二聖人一。況夫空

の費を爲して、以て其平生の意に拂戾するは、竊に取らざる所也。且つ今府庫の中、財用餘有つて、一物も民に取らず、公力を盡して之を爲し、以て臣子不忍（九）の心を稱遂せしむとも、猶ほ且つ譏を聖人に獲ん。況んや夫の空虛有ること無く、一金以上、民に取るに非んば則ち獲ず、而も冒行して顧みず、以て近世中（一〇）を失ふの禮に徇ふは、亦已に惑へるかな。然れども議者必ず將に以て、古は君子（一一）天下を以て其親を儉にせず、天下の大を以てして、先帝の葬に足らざるは、人情に於て順ならざる所有りと爲さんとす。

（一）仁宗崩御前後の大赦詔書か　（二）赦書あるも兵を犒ふ貯へなき故に錢を民に借らんとす　（三）刑罰の具　（四）同前　（五）うろ〳〵と畏れ憚るなり　（六）民の貧富に應じて山陵の費を割當て負擔せしむるなり　（七）落ち著く能はざる人民　（八）歿後の思召を推量すれば　（九）追慕に忍びざる心　（一〇）過當、禮に逾えたる近代の禮　（一一）天下財政の爲を名として親の葬禮に儉約することなしと也、語孟子に出づ

弊陋而不レ易。天下稱頌。以爲二文景之所一レ不レ若。今一旦奄二棄臣下一。而有司過欲下以二末世葬送無益之費一。侵二削先帝休息長養之民一。撮二取厚葬之一。名而遺レ之。以累中其盛明上。故竊以爲當今之議。莫レ若二薄葬一。

竊聞頃者癸酉赦書既出。郡縣無二以賞一レ兵。例皆貸二錢於レ民。民之有レ錢者。皆莫二肯自輸一。於レ是有下威レ之以二刀鋸一。驅レ之以二笞箠一。爲レ國結レ怨。僅而得レ之者上。小民無知不レ知二與レ國同一レ憂。方且狼顧而不レ寧。而山陵一

竊に聞く、頃者癸酉(一)の赦書既に出で、郡縣以て兵を賞する無し。例(二)皆錢を民に貸る。民の錢有る者、皆肯て自ら輸する莫し。是に於て之を威すに刀鋸(三)を以てし、之を驅るに笞箠(四)を以てし、國の爲に怨を結んで、僅にして之を得る者有り。小民無知にして、國と憂を同じうするを知らず、方に且つ狼顧(五)して寧からず。而して山陵一切配率の科(六)、又以て復下る。計るに今秋冬の閒を過ぎずして、海内必ず將に騷然として、自ら聊賴(七)せざるの人有らんすと。竊に惟ふに先帝平昔の、百姓を愛惜せし所以の者、此の如く其れ深く、其の身を檢し節儉せし所以の者、此の如く其れ至れり。其平生の心を推して、其既(八)に歿せるの意を計れば、則ち其の山陵を以て天下を重困するを欲せざるや、亦已に明けし。而るに臣下乃ち獨り此過當禮に逾ゆる

始親政事。當海內傾耳側目之秋。而相公實爲社稷柱石。莫先之臣。有百世不磨之功。伏惟相公將何以處之。古者天子卽位。天下之政。必有所不及安席而先行之者。蓋漢昭卽位。休息百役。與天下更始。故其爲天子。曾未逾月。而恩澤下布於海內。竊惟當今之事。天下之所謂最急。而天子之所宜先行者。輒敢以告於左右。竊見先帝以儉德臨天下。在位四十餘年。而宮室游觀。無所增加。幃薄器皿。

月ならずして、恩澤海內に下布す。竊に惟ふに當今の事、天下の最急と謂ふ所にして、天子の宜しく先づ行ふべき所の者あり、輒ち敢て以て左右に告ぐ。竊に見るに先帝儉德を以て天下に臨み、位に在ること四十餘年、而も宮室游觀、增加する所無く、(八)幃薄器皿、弊陋すれども易へず。天下稱頌して、以て文景(九)の若かざる所と爲す。今一旦臣下を奄棄(一〇)す。而るに有司迺ち末世葬送無益の費を以て、先帝休息長養の民を侵削し、厚葬の名を掇取(一一)して之に遺り、以て其盛明(一二)を累せんと欲す。故に洵以爲らく、當今の議、薄葬に若くは莫しと。

(一) 韓琦時に昭文館學士たり、而して同平章事を兼ぬ (二) 無位無官なる平民の稱 (三) 採用して (四) 仁宗皇帝にはこの度崩御遊ばされ (五) 英宗 (六) 其上に立つ者無きの義 (七) 漢の昭帝卽位すると同時に前世光武の弊政を更革せしを謂ふ (八) とばりすだれ (九) 漢の文帝景帝も及ばざる所と爲す (一〇) 忽に棄て去る崩御をいふ (一一) 取りつくらひて先帝に呈し (一二) 盛功明德

怨。此先王所三以威二懷天下一之術也。伏惟太尉思下天下所二以長久一之道上。而無レ幸二一時之名一。盡二至公之心一。而無レ郵二三軍之多言一。夫天子推二深仁一以結二其心一。太尉厲二威武一。以振二其惰一。彼其思二天子之深仁一。則畏而不レ至レ於レ怨。思二太尉之威武一則愛而不レ至レ於レ驕。君臣之體順。而畏愛之道立。非二太尉一吾誰望耶。

る　(五)怠惰の氣を振興す

韓昭文に上りて山陵を論ずる書

昭文相公執事。洵本布衣書生。才無レ所レ長。相公不レ察而辱收レ之。使レ與二百執事之末一。平居思レ所三以仰二報盛德一。而不レ獲二其所一。今者先帝新棄二萬國一。天子

(一)昭文相公執事、洵本布衣(二)の書生のみ、才長ずる所無し。相公察せずして辱く之を收め、(三)百執事の末に與らしむ。平居盛德に仰報する所以を思うて、其所を獲ず。今は先帝新に萬國を棄て、天子始めて政事を親らす。海内耳を傾け目を側つるの秋(四)に當つて、相公實に社稷(五)の柱石、先んずる莫きの臣(六)たり、百世不磨の功有り。伏して惟ふに相公、將に何を以て之に處せんとはする。古は天子位に卽けば、天下の政、必ず席を安んずるに及ばずして先づ之を行ふ所の者有りき。蓋し漢昭(七)卽位、百役を休息し、天下と更始す。故に其の天子たる、曾て未だ遂

且夫天子者。天下之父母也。將相者。天下之師也。師雖レ嚴。赤子不三敢以怨二其父母一。將相雖レ厲。天下不三敢以咎二其君一。其勢然也。天子者。可二以生レ人。可二以殺レ人。故天下望二其生一。及二其殺レ之也。天下曰。是天子殺レ之。故天子不レ可二以多殺一。人臣奉二天子之法一。雖二多殺一。天下無レ所レ歸レ

且夫れ天子は、天下の父母也。將相は、天下の師也。師嚴なりと雖も、赤子敢て以て其父母を怨みず、將相厲なりと雖も、天下敢て以て其君を咎めず。(一)其勢然り。天子は、以て人を生すべく、以て人を殺すべし。故に天下其生を望む。其の之を殺すに及んでは、天下曰く、是れ天子之を殺すと。故に天子は以て多く殺すべからず。人臣天子の法を奉じて、多殺すと雖も、天下怨を歸する所無し。此れ先王の天下を威懷(二)する所以の術也。伏して惟ふに、太尉天下の長久なる所以の道を思うて、一時の名を幸する無く、至公の心を盡して、(三)三軍の多言を卹ふる無かれ。夫れ天子深仁を推して以て其(四)心を結び、太尉威武を厲して以て其(五)惰を振ふ。彼其れ天子の深仁を思はゞ、則ち畏れて怨に至らず、太尉の威武を思はゞ、則ち愛するも驕に至らず、君臣の體順にして、畏愛の道立たん。太尉に非ずして吾誰にか望まんや。

(一)これ自然の勢なり　(二)おどし且つなづく　(三)三軍の士の謗讟するを憂へざれば　(四)戰士の心を結び納

私恩。懼レ謗則執レ法不レ堅。是以天下之兵。豪縱至レ此。而莫二之或一レ制也。頭者狄公在二樞府一。號爲下寬厚愛レ人。狎二昵士卒一。得中其歡心上。而太尉適承二其後一。彼狄公者知二御レ外之術一。而不レ知二治レ内之道一。此邊將材也。古者兵在レ外愛二將軍一而忘二天子一。在レ内愛二天子一而忘二將軍一。愛二將軍一所二以戰一。愛二天子一所二以守一。狄公以二其御レ外之心一。而施二諸其内一。太尉不レ反二其道一。而何以爲レ治。或者以爲兵久驕不レ治。一旦繩以レ法。恐因以生レ亂。昔者郭子儀去二河南一。李光弼實代レ之。將レ至之日。張用濟斬二於轅門一。三軍股慄。夫以二臨淮之悍一。而代二汾陽之長者一。三軍之士。竦然如下赤子之脱二慈母之懷一。而立中乎嚴師之側上。何亂之敢生。

て治らず、一旦繩すに法を以てせば、恐らくは因りて以て亂を生ぜんと。昔は(八)郭子儀河南を去り、李光弼實に之に代る。將に至らんとするの日、張用濟轅門に(九)斬られて、三軍股慄しぬ。夫れ臨淮の悍を以て、汾陽の長者に代る、三軍の士、竦(一一)然として赤子の慈母の懷を脱して、嚴師の側に立つが如し、何の亂か之れ敢て生ぜん。

(一) 尊き威光を養ひ成して巍々として其位に在り (二) 以下人臣の忠を列記せる也 (三) 名譽を好み誹謗を恐る (四) 氣儘放埒 (五) 狄靑皇祐五年に樞密使と爲る (六) 親しみ近づく (七) 狄靑の方法に反せずんば (八) 唐肅宗の時河南節度使となり汾陽王に封ぜらる (九) 軍門に同じ (一〇) 李光弼臨淮に封ぜらる、故にいふ。悍は氣性のたけくはげしき意 (一一) 恐れつゝしむ貌

者。將之職也。天子者。養尊而處優。樹恩而收名。與天下爲喜樂者也。故其道不可以御兵。人臣執法而不求情。盡心而不求名。出死力以捍社稷。使天下之心。繫於一人。而己不與焉。故御兵者。人臣之事。不可以累天子也。今之所患。大臣好名而懼謗。好名則多樹

處り、恩を樹てゝ名を收め、天下と喜樂を爲す者也。故に其道以て兵を御すべからず。人臣(二)は法を執つて情を求めず、心を盡して名を求めず、死力を出して以て社稷を捍ぎ、天下の心をして一人に繋らしめ、而して己は與らず。故に兵を御するは人臣の事、以て天子を累すべからざる也。今の患ふる所は、大臣(三)名を好んで謗を懼るゝなり。名を好めば則ち多く私恩を樹て、謗を懼るれば則ち法を執ること堅からず。是を以て天下の兵(四)、豪縱此に至つて、之を制する或ること莫き也。頃者(五)狄公樞府に在り、號して寛厚人を愛し、士卒を狎昵(六)して、其歡心を得ど爲す。而して太尉遇〻其後を承く。彼の狄公は、外を御するの術を知つて、內を治するの道を知らず、此れ邊將の材也。古は、兵、外に在つては將軍を愛して天子を忘れ、內に在つては天子を愛して將軍を忘る。將軍を愛するは職ふ所以、天子を愛するは守る所以なり。狄公其外を御するの心を以て、諸を其內に施せり。太尉(七)其道に反せずんば、何を以てか治を爲さんや。或は以爲らく、兵久しく驕つ

城輒隳壞。如レ此者。數年而後定。卒レ事官吏相賀。卒徒相矜。若二戰勝凱旋而待レ賞者一。比レ來二京師一。遊二阡陌閒一。其曹往往偶語。無レ所二諱忌一。聞二之士人一。方二春時一橫不レ忍レ聞。蓋時五六月矣。會三京師憂二大水一。鋤耰春築。列レ於二兩河之壖一。縣官日費二千萬一。傳呼勞問之聲。不レ絕者數十里。猶且睊睊狼顧。莫二肯效一レ用。且夫内レ之如二京師之所一レ聞。外レ之如三西川之所二親見一。天下之勢今何如也。

聞くに、春(五)時に方つては橫なること聞くに忍びざりきと。蓋し時に五六月、京師の大水を憂ふるに會し、鋤(六)耰春築、兩(七)河の壖に列し、縣官日に千萬を費す。傳呼勞問の聲、絕えざる者數十里。猶ほ且つ睊(八)睊狼顧し、肯て用を效すこと莫し。且つ夫れ之を内にして京師の聞く所の如く、之を外にして西川の親しく見し所の如くんば、天下の勢今何如ぞや。

(一) 奸名を登錄して金錢を賦課す　(二) 辨當の類　(三) 城普請の金槌の音未だ絕えざるに城はそばから壞る　(四) 路也、東西を阡とし南北を陌とす　(五) 此春頃の橫暴　(六) 鋤はすき、耰は塊うちの椎、春は土を搗る器、築は杵の類　(七) 汴河と黃河との河岸　(八) 目をむき出し睥睨して狼虎の如く見廻す

御レ將者。天子之事也。御レ兵之事也。

將を御するは、天子の事也、兵を御するは將の職也。天子は、尊(一)を養つて優に

流而下。誠有レ可レ喜。及二其崩潰四出。放二乎數百里之間一。拱レ手而莫二能救一也。嗚呼。不レ有二聖人一。何以善二其後一。太祖太宗。躬擐二甲冑一。跋二渉險阻一。以斬二刈四方之蓬蒿一。用レ兵數十年。謀臣猛將滿二天下一。一旦卷レ甲而休レ之。傳二四世一而天下無レ變。此何術也。荊楚九江之地。不レ分二於諸將一。而韓信黥布之徒。無三以啓二其心一也。雖レ然天下無レ變。而兵久不レ用。則其不義之心。蓄而無レ所レ發。飽食優游。求レ逞二於良民一。觀二其平居無一レ事。出二怨言一以邀二其上一。一日有レ急。是非三人得二千金一。不レ可レ使也。

（一）劉邦項羽　（二）奪攘を事として恥ぢざる者　（三）高祖の功臣、いづれも叛を謀つて誅を受く　（四）高祖陳稀を征し流矢に中りて遂に崩ず　（五）高祖の皇后及び其一族　（六）宋の祖趙匡胤と趙炅　（七）よもぎ草、世の亂に喩ふ　（八）太祖・太宗・眞宗・仁宗　（九）野心を起すの端を開くとなし　（一〇）良民に對して私慾を逞しうせんとす

往年詔二天下一。繕二完城池一。西川之事。洵實親見。凡郡縣之富民。擧而籍二其名一。得二錢數百萬一。以爲二酒食饋餉之費一。杵聲未レ絕。

往年天下に詔して城池を繕完す。西川の事は、洵實に親しく見たり。凡そ郡縣の富民、擧げて其名を籍し（一）、錢數百萬を得て、以て酒食饋餉（二）の費と爲す。杵聲（三）未だ絕えざるに、城輒ち隨つて壞る。此の如き者數年にして後に定る。事を卒へて官吏相賀し、卒徒相矜ること、戰勝凱旋して賞を待つ者の若し。京師に來るに比んで、阡陌（四）の間に遊ぶに、其曹往往偶語して諱忌する所無し。之を土人に

者。不レ可レ勝レ數。轉鬪五六年。天下厭レ兵。項籍死而高祖亦已老矣。方二是時一。分二王諸將一。改二定律令一。與二天下一休息。而韓信黥布之徒。相繼而起者七國。高祖死二於介冑之閒一。而莫二能止一也。連延及レ於二呂氏之禍一。訖二孝文一而後定。是何起之易而收之難也。劉項之勢。初如三決レ河順レ

と休息す。而して(三)韓信黥布の徒、相繼いで起る者七國。(四)高祖介冑の間に死して、而も能く止る莫く、連延して(五)呂氏の禍に及び、孝文に訖んで後に定りぬ。是何ぞ起るの易くして、而して收むるの難きや。劉項の勢、初は河を決し、流に順うて下るが如く、誠に喜ぶべき有りしも、其崩潰四出、數百里の閒に放 なるに及んでは、手を拱して能く救ふこと莫かりき。嗚呼、聖人有らずんば、何を以てか其後を善くせん。(六)太祖太宗、躬ら甲冑を擐し、險阻を跋渉して、以て四方の(七)蓬蒿を斬刈し、兵を用ふる數十年、謀臣猛將天下に滿つ。一旦甲を卷いて之れを休し、(八)四世に傳へて天下變無し。此れ何の術ぞや。荊楚九江の地、諸將に分たずして、韓信黥布の徒、以て其心を啓く無ければ也。(九)然りと雖も天下變無くして、兵久しく用ひざれば、則ち其不義の心、蓄へて發する所無く、飽食優游、(一〇)良民に逞しうせんことを求む、其平居事無きを觀るに、怨言を出して以て其上に邀む。一日急有れば、是人千金を得るに非ずんば、使ふべからざる也。

當ニ是之時一。勇者無ニ餘力一。智者無ニ餘謀一。巧者無ニ餘技一。故其不義之心。變而爲レ患。不仁之器。加ニ之於不仁一。而殺人之事。施ニ之於レ當レ殺。及ニ夫天下既平。盜賊既殄。不義之徒。聚而不レ許。男者有ニ餘力一。則思ニ以爲レ亂。智者有ニ餘謀一。則思ニ以爲レ奸。巧者有ニ餘技一。則思ニ以爲レ詐。於レ是天下之患。雜然出矣。蓋虎豹終月而不レ殺。則跳踉大叫以發ニ其怒一。蝮蝎終日而不レ螫。則噬ニ齧草木一以致ニ其毒一。其理固然。無ニ足レ怪者一。

は、則ち以て奸を爲さんを思ひ、巧者餘技有れば、則ち以て詐を爲さんを思ふ。是に於て天下の患、雜然として出づ。蓋し虎豹終月にして殺さずんば、則ち跳踉(三)大叫して以て其怒を發し、蝮蝎(四)終日にして螫さずんば、則ち草木を噬齧して以て其毒を致す、其理固より然り、怪むに足る者無きなり。

(一) 人を殺害する武器　(二) 天下騒擾の時天下の人すべて智も勇も巧も思を他に用ふるの暇なし　(三) 跳りはねて大聲に叫ぶ　(四) まむし、さそり

昔者劉項奮ニ臂於草莽之間一。秦楚無賴子弟。千百爲レ輩。爭起而應

昔、劉項(一)臂を草莽の間に奮ふや、秦楚無賴(二)の子弟、千百、輩を爲し、爭ひ起つて應ずる者、數ふるに勝ふべからず。轉鬬五六年、天下兵を厭ひぬ。項籍死して高祖も亦已に老いたり。是の時に方つて、分つて諸將を王とし、律令を改定し、天下

難ㇾ行之論。太尉取₂其大綱₁。而無ㇾ責₂其纖悉₁。蓋古者非₂用ㇾ兵決ㇾ勝之爲₁ㇾ難。而養ㇾ兵不ㇾ用之可ㇾ畏。今夫水。激₂之山₁。放₂之海₁。決ㇾ之爲₂溝瀆₁。壅ㇾ之爲₂沼沚₁。是天下之人能ㇾ之。委₂江河₁。注₂淮泗₁。滙爲₂洪波₁。豬爲₂大湖₁。萬世而不ㇾ溢者。自₂禹之後₁。未₂之見₁也。

㊀ 韓琦、仁宗の嘉祐元年狄青に代つて樞密使たり ㊁ つまらぬ議論 ㊂ 瑣細微小の點 ㊃ 田間のみぞ・あぜ ㊄ ぬま・なぎさ、たまりたる水の稱 ㊅ 淮水泗水共に大川の名 ㊆ 水の剩流するをいふ ㊇ 大禹が水を治めし以來、其例を見たる事なし

夫兵者。聚₂天下不義之徒₁。授ㇾ之以₂不仁之器₁。而教ㇾ之以₂殺ㇾ人之事₁。夫惟天下之未ㇾ安。盜賊之未ㇾ殄。然後有下以施₂其不義之心₁。用₂其不仁之器₁。而行中其殺ㇾ人之事上。

夫れ兵は、天下不義の徒を聚めて、之に授くるに不仁の器を以てし、之に敎ふるに人を殺すの事を以てす。夫れ惟天下の未だ安からざる、盜賊の未だ殄えざる、然して後に以て其不義の心を施し、其不仁の器を用ひて、其の人を殺すの事を行ふ有り。是の時に當りて、勇者も餘力無く、智者も餘謀無く、巧者も餘技無し。故に其不義の心變じて忠と爲り、不仁の器、之を不仁に加へて、人を殺すの事、之を當に殺すべきに施す。夫の天下既に平ぎ、盜賊既に殄ゆるに及んで、不義の徒、聚つて散ぜず。勇者餘力有れば、則ち以て亂を爲さんを思ひ、智者餘謀有れ

太尉執事。洵著書無他長。及言兵事。論古今形勢。至自比賈誼。所獻權書。雖古人已往成敗之迹。苟深曉其義。施之於今。無所不可。昨因請見。求進末議。太尉許諾。謹撰其說。言語朴直。非有驚世絕俗之談。甚高。

韓樞密に上る書

(一)太尉執事、洵、書を著して他の長無し。兵事を言ひ、古今の形勢を論ずるに及んでは、自ら賈誼に比するに至る。獻ずる所の權書は、古人已往成敗の迹なりと雖も、苟も深く其義を曉り、之を今に施さば、可ならざる所無けん。昨因つて見えんことを請ひ、(二)末議を進めんと求む。太尉許諾す。謹んで其說を撰するに、言語朴直、世を驚し俗を絕つの談、甚だ高うして行ひ難きの論有るに非ず。太尉其大綱を取つて、(三)其纖悉を責むる勿れ。蓋し古は兵を用ひ勝を決するを之れ難しと爲すに非ずして、兵を養ひて用ひざるを之れ畏るべしとす。今夫れ水は、之を山に激し、之を海に放つ。之を決すれば(四)溝塍と爲り、之を塞げば(五)沼沚と爲る。是れ天下の人之を能くす。江河に委し、(六)淮泗に注ぎ、(七)瀰して洪波と爲り、瀦して大湖と爲る、萬世にして溢れざる者は、(八)禹の後より未だ之を見ざる也。

柔。騷人之淸深。孟韓之溫醇。遷固之雄剛。孫吳之簡切。投之所向。無不如意。嘗試以爲。董生得聖人之經。其失也流而爲迂。鼂錯得聖人之權。其失也流而爲詐。有二子之才而不流者。其惟賈生乎。惜乎。今之世。愚未見其人也。作策二道。曰審勢。審敵。作書十篇。曰權書。洵有山田一頃。非凶歲。可以無饑。力畊而節用。亦足以自老。不肖之身不足惜。而天之所與者不忍棄。且不敢褻也。執事之名滿天下。天下之士。用與不用在執事。故敢以所謂策二道。權書十篇爲獻。平生之文。遠不可多致。有洪範論史論十篇。近以獻內翰歐陽公。度執事與之朝夕相從。議天下之事。則斯文也。其亦庶乎得陳於前矣。若夫言之可用與夫身之可貴與否者。執事事也。執事責也。於洵何有哉。

て所謂策二道・權書十篇を以て獻ずるを爲す。平生の文は、遠くして多く致すべからず。洪範論史論十篇有り、近以て內翰歐陽公に獻じぬ。度るに執事之と(一三)朝夕相從つて、天下の事を議せば、則ち斯文も、其れ亦前に陳なるを得るに庶からん。若し夫れ言の用ふべきと、夫身の貴ぶべきと否らざるとは、執事の事也。執事の責也。洵に於て何か有らんや。

(一)自慢　(二)四聲に拘泥し且つ雜駁に物事を記識すると　(三)永く世の棄つる所と爲る　(四)詩三百篇　(五)離騷を指す　(六)孟軻韓愈　(七)史馬遷班固　(八)孫子吳子　(九)漢の董仲舒　(一〇)漢の人、智囊　(一一)前漢の賈誼　(一二)心術、法制、强弱、攻守、用間、孫武、子貢、六國、項羽、高祖　(一三)歐公と

子之宰相。求而不得者。一旦在已。故其心得以自負。或者天其亦有以與我也。曩者見執事於益州。當時之文。淺狹可笑。饑寒困窮亂其心。而聲律記問。又從而破壞其體。不足觀也已。數年來。退居山野。自分永棄。與世俗日疎闊。得以大肆其力於文章。詩人之優

を得。或ひは天其れ亦以て我に與ふる有るかと。曩に執事に益州に見えき、當時の文、淺狹笑ふべし。饑寒困窮其心を亂し、聲律(二)記問、又從つて其體を破壞す、觀るに足らざるのみ。數年來、山野に退居し、自ら(三)永棄せらるゝを分とし、世俗と日に疎闊なり。以て大いに其力を文章に肆にするを得、詩人(四)の優柔、騷人(五)の清深、孟韓(六)の溫醇、遷固(七)の雄剛、孫吳(八)の簡切、之を投じて向ふ所、意の如くならざるは無し。嘗て試に以爲らく、董生(九)は聖人の經を得、其失や流れて迂と爲る。鼂錯は聖人の權を得、其失や流れて詐と爲る。二子の才有りて流れざる者は、其れ惟賈生(一〇)か。惜しいかな今の世、愚未だ其人を見ざる也。策二道を作る、審勢・審敵(一一)と曰ふ。書十篇(一二)を作る、權書と曰ふ。洵に山田一頃有り、凶歲に非ずんば、以て饑うる無かるべし。力畊して用を節すれば、亦以て自ら老するに足る。不肖の身は惜むに足らず。而も天の與ふる所は棄つるに忍びず、且つ敢て褻さゞる也。執事の名天下に滿つ。天下の士、用ふると用ひざるとは執事に在り。故に敢

成也。求二一言之幾一乎レ道。而不レ可レ得也。千金之子。可三以貧レ人。可二以富一レ人。非二天之所一レ與。雖下以二貧レ人富レ人之權一。求中一言之幾上乎レ道不レ可レ得也。天子之宰相。可三以生レ人。可二以殺一レ人。非二天之所一レ與。雖下以二生レ人殺レ人之權一。求中一言之幾上乎レ道不レ可レ得也。今洵用二力於聖人賢人之術一。亦已久矣。其言語。其文章。雖レ不レ識下其果可二以有一レ用レ於レ今。而傳中於後上與上否。獨怪夫得レ之之不レ勞。方三其致二思於心一也。若二或啓一レ之。得二之心一而書二之紙一也。若二或相一レ之。夫豈無二一言之幾二於道一者上乎。

に非ずんば、人を生し人を殺すの權を以てして、一言の道に幾きを求むと雖も、得べからざる也。今洵力を聖人賢人の術に用ふること、亦已に久し。其言語、其文章、其れ果して以て今に用ふる有つて、後に傳ふべきかと否かとを識らずと雖も、獨り(二)怪む夫の之を得るの勞せざる、其の思を心に致すに方つては、或は之を啓くが若く、之を心に得て之を紙に書するや、或は之を相くるが若し。夫れ豈一言の道に幾き者無からんや。

(一)ふみ、一またぎ　(二)聖人たる能はず、せめては道に近き一言をだに吐き得んとを求めんとす　(三)天賦に非ずんば如何に絶大の金力權力等を以てすとも到底道に近づくべからず　(四)以下自家の文章を作爲する自ら天賦あるに似たるを謂ふ

千金之子。天

千金の子、天子の宰相、求めて得ざる者、一旦己に在り。故に其心以て自負する(一)

焉耳。吾心之不ㇾ盡。吾恐天下後世無三以責二夫衞靈魯哀齊宣梁惠之徒一。而彼亦將ㇾ有三以辭二其責一也。然則孔子孟軻之目。將ㇾ不ㇾ瞑ㇾ於二地下一矣。夫聖人賢人之用ㇾ心也固如ㇾ此。如ㇾ此而生。如ㇾ此而死。如ㇾ此而貧賤。如ㇾ此而富貴。升而爲ㇾ天。沈而爲ㇾ淵。流而爲ㇾ川。止而爲ㇾ山。彼不ㇾ預二吾事一。吾事畢矣。切怪夫後之賢者。不ㇾ能三自處二其身一也。饑寒困窮之不ㇾ勝。而號ㇾ於ㇾ人。嗚呼。使二吾誠死一ㇾ於二饑寒困窮一耶。則天下後世之責將二必有一ㇾ在。彼其身之責不二自任以爲一ㇾ憂。而吾取而加二之吾身一。不二亦過一乎。

(一) 衞靈公・魯哀公は共に政を孔子に問ひ齊宣王・梁惠王は共に政を孟子に問へり (二) 彼等も孔孟を用ひざりしについての言譯が出來、天下後世に向つて其責を言ひ遁るゝあらんとす (三) 升は富貴榮達、沈は沈淪貧窮をいひ流は惠澤の民に及ぶをいひ止は隱遁して德を積むをいふ

今洵之不肖。何敢自列ㇾ於二聖賢一。然其心亦有下所三甚不二自輕一者上。何則天下之學者。孰不ㇾ欲三一蹴而造二聖人之域一。然及二其不ㇾ

今洵の不肖、何ぞ敢て自ら聖賢に列せん。然れども其心亦甚だ自ら輕んぜざる所の者有り。何となれば則ち天下の學者、孰か(一)一蹴して聖人の域に造るを欲せざらん。然も其の成らざるに及んでは、(二)一言の道に幾きを求むとも、而も得べからざる也。千金の子は、以て人を貧しうすべく、以て人を富すべし。(三)天の與ふる所に非ずんば、人を貧しうし人を富するの權を以てして、一言の道に幾きを求むと雖も得べからざる也。天子の宰相は、以て人を生すべく、以て人を殺すべし。天の與ふる所

之所以與我之意。而求免夫天下後世之譏。在人者吾何知焉。吾求免夫一身之責之不暇。而暇爲人憂乎哉。孔子孟軻之不遇。老於道途。而不倦不慍。不怍不沮者。夫固知夫責之所在也。衞靈魯哀齊宣梁惠之徒。不足相與以有爲也。我亦知之矣。抑將盡吾心

に憂ふるに暇あらんや。孔子孟軻の不遇にして、道途に老いて倦まず慍らず、怍ぢず沮まざる者は、夫れ固より夫の責の在る所を知れば也。衞靈・魯哀・齊宣・梁惠の徒、相與に以て爲す有るに足らざるや、我も亦之を知る。抑〻將に吾心を盡さんとするのみ。吾心の盡さゞる、吾恐くは天下後世、以て夫の衞靈・魯哀・齊宣・梁惠の徒を責むる無くして、彼も亦將に以て其責を辭する有らんとす。然らば則ち孔子孟軻の目、將に地下に瞑せらざんとす。(二)夫聖人賢人の心を用ふる固より此の如し、此の如くにして生き、此の如くにして死し、此の如くして貧賤、此の如くして富貴、升つて天と爲り、沈んで淵と爲り、流れて川と爲り、止つて山と爲る。彼吾事に預らず、(三)吾事畢んぬと。切に怪む夫の後の賢者、自ら其身を處する能はざるや、饑寒困窮にも之勝へずして、人に號ぶとを。嗚呼、吾をして誠に饑寒困窮に死なしめんか、則ち天下後世の責は、將に必ず在る有らんとす。彼其身の責自ら任じて以て憂と爲さずして、吾取つて之を我身に加ふ、亦過らずや。

子。於レ此見二天之所三以與二我者。不二偶然一也。夫其所三以與二我者。必有二以用一レ我也。我知二之不一レ得レ行レ之。不二以告一レ人。天固用レ之。我實留レ之。其名曰レ棄レ天。自卑以求レ幸二其言一。自小以求レ用二其道一。天之所三以與二我者何如。而我如レ此也。其名曰レ褻レ天。棄レ天我之罪也。褻レ天亦我之罪也。不レ棄不レ褻。而人不二我用一。不二我用一之罪也。其名曰レ逆レ天。

す、其名を天を褻すと曰ふ。天を棄つるは我の罪也、天を褻すも亦我の罪也。棄てず褻さずして、人我を用ひずんば、我を用ひざるの罪也、其名を天に逆ふと曰ふ。

(一) 才能をいふ　(二) 堯の子なり、不肖なりき　(三) 舜の子　(四) 舜の父　(五) 是は卑屈の事也、世人の其言を喜び容れん事を求むと也　(六) 天の我に與ふる所をも辨へずして、斯く自ら卑劣の行爲を爲す

然則棄レ天褻レ天者。其責在レ我。逆レ天者其責在レ人。在レ我者吾將三盡二吾力之所二能爲一者上。以塞二夫天

然らば則ち天を棄て天を褻す者は、其責我に在り、天に逆ふ者は其責人に在り。我に在る者は、吾將に吾力の能く爲す所の者を盡して、以て夫の天の我に與ふる所以の意を塞いで、夫の天下後世の譏を免ることを求めんとす。人に在る者は、吾何ぞ知らん。吾夫の一身の責を免るゝを求むるに之暇あらず、人の爲

而書之。已而再三讀之。渾渾乎覺其來之易矣。然猶未敢以爲是也。近所爲洪範論史論凡七篇、執事觀其如何。噫嘻。區區而自言。不知者。又將以爲自譽以求人之知己也。惟執事思其十年之心。如是之不偶然也。而察之。

田樞密に上る書

天之所以與我者。豈偶然哉。堯不得以與丹朱。舜不得以與商均。而瞽瞍不得奪諸舜。發於其心。出於其言。見於其事。確乎其不可易也。聖人不得以與人。父不得奪諸其

天の我に與ふる(一)所以の者、豈偶然ならんや。堯以て丹朱(二)に與ふるを得ず、舜以て商均(三)に與ふるを得ず、而も瞽瞍(四)も諸を舜に奪ふを得ず、其心に發し、其言に出し、其事に見る、確乎として其れ易ふべからず。聖人以て人に與ふるを得ず、父諸を其子に奪ふを得ず。此に於て天の我に與ふる所以の者、偶然ならざるを見る也。夫れ其我に與ふる所以の者は、必ず以て我を用ふる有るなり。我之を知つて之を行ふを得ず、以て人に告げずんば、天固より之を用ひて、我實に之を置くなり、其名を天を棄つと曰ふ。自ら卑うして以て其言を幸(五)せんことを求め、自ら小にして以て其道を用ひんことを求む。(六)天の我に與ふる所以の者何如、而も我此の如く

自思二其才一。則又似下夫不二遂止レ於レ是而已一者上。由レ是盡燒二其曩時所レ爲文數百篇一。取二論語孟子韓子及其他聖人賢人之文一。而兀然端坐。終日以讀レ之者。七八年矣。方二其始一也。入二其中一而惶然。博觀レ於二其外一而駭然以驚。及二其久一也。讀レ之益精。而其胸中豁然以明。若二人之言固當レ然者一。然猶未三敢自出二其言一也。時既久。胸中之言日益多。不レ能二自制一。試出

し、終日以て之を讀む者七八年。其始に方つては、其中に入つて惶然、博く其外を觀て、駭然として以て驚く。其久しきに及んでは、之を讀むこと益〻精しうして、其胸中豁然として以て明なり。人の言固より當に然るべき者の若し。然も猶ほ未だ敢て自ら其言を出さゞる也。時既に久しく、胸中の言日に益〻多く、自ら制する能はず。試に出して之を書し、已にして再三之を讀み、渾渾乎として(三)其來るの易きを覺ゆ。然れども猶ほ未だ敢て以て是と爲さず。近ごろ爲る所の洪範論史論凡そ七篇、執事其如何を觀よ。噫嘻、區區として自ら言ふ、知らざる者(四)、又將に以て自ら譽めて、以て人の己を知るを求むと爲さんとす。惟執事は、其十年の心、是の如きの偶然ならざるを思うて、而して之を察せよ。

(一) これ以上進歩する能はざる者には非ざるが如し　(二) 動かざる貌じつとすわりて　(三) 水の滑き流れて止まざるごとく其出て來ることのいと易きを覺ゆ　(四) 眞意を解せざる者は

事之知二其知一レ我也。雖レ然。執事之名。滿レ於二天下一。雖レ不レ見二其文一。而固已知レ有二歐陽子一矣。而淘也不幸墮二在草野泥塗之中一。而其知レ道之心。又近而粗成。欲下徒手奉二咫尺之書一。自託中於執事上。將レ使二執事何從而知一レ之。何從而信レ之哉。淘少年不レ學。生二十五歲。始知レ讀レ書。從二士君子一遊。年既已晚。而又不下遂刻意厲行。以二古人一自期上。而視二與レ己同レ列者一。皆不レ勝レ己。則遂以爲レ可矣。

其後困益甚。然後取二古人之文一而讀レ之。始覺二其出レ言用レ意。與レ己大異一。時復內顧。

て、始めて書を讀むを知り、士君子に從つて遊ぶ。年既に已に晩にして、而して又遂に刻意厲行して、古人(五)を以て自ら期せず、己と列(六)を同じうする者を視て、皆己に勝たざれば、則ち遂に以て可と爲せり。

(一) 他人を譽むる事によりて其人に自己を悅ばれんとす (二) 天下に行きわたれり (三) 近來漸くあらかた成就す (四) 短き手紙の意 (五) 古人の如くならんことを求めんとはせず (六) 同列の人に優るを得ればそれにて十分なりとせりと也

其後困する益〻甚し、然して後古人の文を取つて之を讀み、始めて其言を出し意を用ふる、己と大いに異なるを覺え、時に復內に顧み、自ら其才を思へば、則ち又夫の遂に是に止るのみならざる者に似たり。是に由つて盡く其曩時爲る所の文數百篇を燒き、論語孟子韓子、及び其他聖人賢人の文を取つて、(二)兀然端

遠疏暢。無所開斷。氣盡語極。急言竭論。而容與閑易。無艱難勞苦之態。此三者。皆斷然自爲一家之文也。惟李翺之文。其味黯然而長。其光油然而幽。俯仰揖讓。有執事之態。陸贄之文。遣言措意。切近的當。有執事之實。而執事之才。又自有過人者。蓋執事之文。非孟子韓子之文。而歐陽子之文也。

夫樂道人之善。而不爲諂者。以其人誠足以當之也。彼不知者。則以爲譽人以求其悅己也。夫譽人以求其悅己。洵亦不爲也。而其所以道執事光明盛大之德。而不自知止者。亦欲執

夫れ人の善を道ふを樂んで諂と爲らざる者は、其人誠に以て之に當るに足るを以て也。彼の知らざる者は、則ち以爲らく、人を譽めて以て其己を悅ばんことを求むる也と。夫れ人を譽めて以て其己を悅ばんことを求むるは、洵も亦爲さゞる也。而も其の執事の光明盛大の德を道つて、自ら止るを知らざる所以の者は、亦執事の其の我を知るを知らんを欲するのみ。然りと雖も執事の名は、(二)天下に滿つ。其文を見ずと雖も、固より已に歐陽子有るを知れり。而して洵や不幸にして草野泥塗の中に墮在す。而も其の道を知るの心、又近ごろにして粗〻成る。徒手、(三)咫尺の書を奉じ、自ら執事に託せんと欲するも、將に執事をして何に從つて之を知り何に從つて之を信ぜしめんとするぞや。洵少年より學ばず、生れて二十五歲にし

知之特深。愈於天下之人。何者。孟子之文。語約而意盡。不爲巉刻斬絕之言。而其鋒不可犯。韓子之文。如長江大河。渾浩流轉。魚黿蛟龍。萬怪惶惑。而抑遏蔽掩。不使自露。而人望見其淵然之光。蒼然之色。亦自畏避不敢迫視。執事之文。紆餘委備。往復百折。而條

にして意盡き、巉刻斬絕(一)の言を爲さずして、而も其鋒犯すべからず。韓子の文は長江大河の如く、渾浩流轉(二)、魚黿蛟龍(三)、萬怪惶惑、而も抑遏蔽掩(四)、自ら露れしめず、人〻其淵然(五)の光、蒼然の色を望見し、亦自ら畏避して敢て迫り視ず。執事の文は、紆餘委備(六)、往復百折して、條達疏暢(七)、間斷する所無く、氣盡き語極り、急言竭論(八)、而も容與閑易(九)。艱難勞苦の態無し。此の三者は、皆斷然として自ら一家の文を爲せるなり。惟李翺(一〇)の文、其味黯然として長く、其光油然として幽に、俯仰揖讓(一一)、執事の態有り。陸贄(一二)の文、言を遣り意を措くこと、切近的當(一三)、執事の實有り。而して執事の才は、又自ら人に過ぐる者有り。蓋し執事の文は、孟子韓子の文に非ずして、歐陽子(一四)の文也。

(一) 山峰鋭尖崖岸削立の貌　(二) 水のひろ〳〵として流の凝滯せざること　(三) 黿は海龜　(四) 抑へ止めて現れしめず　(五) 沈みて奧深き貌　(六) うね〳〵と委曲をつくす　(七) 文理よく透り筆力暢達す　(八) 急迫して說き又十分に言ひ盡す　(九) 閑適迫らずして平易明正　(一〇) 唐人愈の門人　(一一) 文の落着きありてこせ〳〵とせぬを言ふ　(一二) 字は敬輿、唐德宗の宰相たり　(一三) 切實適當　(一四) 立派に一家を爲せりとの意

一識其面。以發其心之所欲言。而富公又爲天子之宰相。遠方寒士。未可遽以言通於其前。而余公蔡公。遠者又在萬里外。獨執事在朝廷間。而其位差不甚貴。可以叫呼扳援而聞之以言。而饑寒衰老之病。又痼而留之。使不克自至於執事之庭。夫以慕望愛悅其人之心。十年而不得見。而其人已死。如范公尹公二人者。則四人者之中。非其勢不可遽以言通者。何可以不能自往而遽已也。

らず、以て叫呼扳援(三)して、之に聞するに言を以てすべし。而るに饑寒衰老の病、又痼(四)して之を留め、自ら執事の庭に至る克はざらしむ。夫其人を慕望愛悅するの心を以て、十年にして見るを得ず、而も其人の已に死せる、范公尹公二人者の如きあり。則ち四人の者の中、其勢(五)遽に言を以て通ずべからざる者に非ずんば、何ぞ自ら往く能はざるを以て遽に已むべけんや。

(一) 邊鄙居住の貧窮なる者　(二) 蔡襄時に閩に在り　(三) 大聲を發し袖に取りつきなば或は言を進むるを得ん　(四) 疾の頑固にして久しく癒えざるなり　(五) 歐公を指すなり

執事之文章。天下之人莫不知之。然竊自以爲。洵之

執事の文章、天下の人之を知らざる莫し。然れども竊に自ら以爲らく、洵の之を知るの特に深きことは、天下の人に愈れりと。何となれば、孟子の文は、語約

雖レ未三敢自謂二其道有レ成矣。然浩浩乎其胸中若下與二曩者一異上。而余公適亦有レ成三功於二南方一。執事與二蔡公一。復相繼登レ於レ朝。富公復自レ外入爲二宰相一。其勢將二復合爲レ一。喜且自賀。以爲道既已粗成。而果將レ有二以發レ之也。既又反而思。其向之所下慕二望愛三悅之一而不レ得レ見レ之者。蓋有二六人一焉。今將二往見レ之矣。而六人者。已有二范公尹公二人亡一焉。則又爲レ之潸然出レ涕以悲。

りし所の者、蓋し六人有りき。今將に往いて之を見んとす。而も六人の者、已に范公尹公二人の亡する有りと。則ち又之が爲に潸然涕を出して以て悲む。

㊀離間　㊁廣々としたる貌　㊂余靖廣西の安撫使として儂智高を平げ功を立つ　㊃仁宗の至和二年の事也　㊄世に發揚するあらんとす

嗚呼。二人者不レ可二復見一矣。而所三恃以慰二此心一者。猶有二四人一也。則又以自解。思其止二於四人一也。則又汲汲欲下

嗚呼、二人の者復見るべからず。而れども恃んで以て此心を慰むる所の者、猶は四人有り。則ち又以て自ら解す。思ふと其れ四人に止る、則ち又汲汲として一たび其面を識つて、以て其心の言はんと欲する所を發せんと欲す。而して富公は又天子の宰相たり、(一)遠方の寒士、未だ遽に言を以て其前に通ずべからず。余公蔡(二)公、遠き者は又萬里の外に在り。獨り執事は朝廷の間に在りて、其位差甚だ貴か

無用之身。不レ足三以自奮二於其閒一。退而養二其心一。幸三其道之將レ成。而可三以復見二於當世之賢人君子一。不幸道未レ成。而范公西。富公北。執事與二余公蔡公一分散四出。而尹公亦失レ勢。奔二走於小官一。洵時在二京師一。親見二其事一。忽忽仰レ天歎息。以爲斯人之去。而道雖レ成不三復足二以爲一レ榮也。

既復自思。念二往者衆君子之進一レ於レ朝。其始也必有二善人一焉推レ之。今也亦必有二小人一焉閒レ之。今之世無三復有二善人一也則已矣。如其不レ然也。吾何憂焉。姑養二其心一。使三其道大有二レ成而待レ之何傷。退而處十年。

既にして復自ら思ふ、往に衆君子の朝に進むを念ふに、其始や必ず善人有つて之を推し、今や亦必ず小人有つて之を閒(一)せしならん。今の世復善人有る無くんば則ち已む、如し其れ然らずんば、吾何ぞ憂へん。姑く其心を養ひ、其道をして大いに成る有らしめて、之を待たんに何ぞ傷まんと。退いて處ること十年、未だ敢て自ら其道成る有りと謂はずと雖も、然れども浩浩(二)乎たる其胸中、曩者と異なるが若し。而して余公(三)適〻亦功を南方に成す有り、執事と蔡公と復相繼いで、朝に登り、富公復外より入つて宰(四)相と爲り、其勢將に復合して一と爲らんとす。喜んで且つ自ら賀して以爲らく、道既に已に粗成る而て果して將に以て之を發(五)する有らんとすと。既にして又反つて思ふ、其向の之を慕望愛悅して之を見るを得ざ

不ㇾ能ニ皆賢一。不ㇾ能ニ皆不肖一。故賢人君子之處ㇾ於ㇾ世。合必離。離必合。往者天子方有ㇾ意ㇾ於ㇾ治。而范公在ニ相府一。富公爲ニ樞密副使一。執事與ニ余公蔡公一爲ニ諫官一。尹公馳騁上下。用ニ力於ニ兵革之地一。方ニ是之時一。天下之人。毛髮絲粟之才。紛紛然而起。合而爲ㇾ一。而洵也自度。其愚魯

ふ。往に天子方に治に意有り。(三)范公相府に在り、(四)富公樞密副使と爲り、(五)執事は余公蔡公と諫官たり、(六)尹公は馳騁上下して、(七)力を兵革の地に用ふ。是の時に方つて、天下の人、(八)毛髮絲粟の才も紛紛然として起ち、合して一と爲りぬ。洵や自ら度るに、其れ愚魯無用の身のみ、以て自ら其間に奮ふに足らずと。退いて其心を養ひ、其道の將に成らんとするとき、以て復當世の賢人君子に見ゆべきを幸へり。不幸にして道未だ成らざるに、(九)而も范公は西し、富公は北し、執事と余公蔡公と分散四出し、尹公も亦勢を失ひ、小官に奔走せり。洵時に京師に在り、親く其事を見、(一〇)忽忽として天を仰いで歎息して、以爲らく(一一)斯人の去る、道成ると雖も、復た以て榮と爲すに足らざる也と。

(一) 無位無官の平民　(二) 離合集散常なしと也　(三) 范仲淹　(四) 富弼　(五) 閣下と余靖・蔡襄とは　(六) 尹洙
(七) 陜西地方の戰地　(八) 微小の才器をいふ　(九) 仲淹陜西四路の按撫使と爲り、弼は河北の宣撫使となりぬ
(一〇) 途方にくれてぼんやりしたる貌　(一一) 以上諸賢人の朝を去りたる以上は

書而迂二曲其文一耳。然則其實猶不レ沒也。其實猶不レ沒者。非三以彰二其過一也。以見二其過之止一レ於レ此也。今無レ故乃取二先世之事一而沒レ之。後世將二不レ知而大疑一レ之。此大不レ便者也。班固作二漢志一。凡漢之事。悉載而無レ所レ擇。今欲レ如レ之。則先世之小有二過差一者。不レ足三以害二其大明一。而可四以使三後世無二疑レ之之意一。且使下洵等爲中得二其所レ職而不レ至レ於レ侵レ官者上。謹具レ狀。申二提擧參政侍郎一。欲レ乞二備錄聞奏一。

る所を得て、官を侵すに至らざる者たらしめよ。謹んで状を具し、提擧參政侍郎(六)(七)(八)に申し、備錄聞奏(九)を乞はんと欲す。

(一) 宋室の祖先をいふ (二) 公言するに堪へざる惡事ありし也と思はしむ (三) 春秋公羊傳によれば、紀莊公四年に紀侯大いに其國を去すとあるを、大去は滅なりと說き、僖公十七年の條に夏項を滅すとあるを、夏は實は齊なり桓公の爲に諱めり云々と說けり (四) 遠廻しにす (五) 漢志は漢書中の志の意、後漢の班固漢書を著す、其中に志あり (六) 禮書纂修總裁 (七) 參知政事 (八) 禮部侍郎 (九) 詳細に錄書して上奏せんとを乞ふ

歐陽內翰に上る書

洵布衣窮居。常竊自歎。以爲天下之人。

洵(一)布衣窮居して常に竊に自ら歎じて以爲らく、天下の人、皆賢なる能はず、皆不肖なる能はず。故に賢人君子の世に處るや、合へば必ず離れ、離るれば必ず合(二)

今先世之所レ行。雖三小有二不善者一。猶與二春秋之所レ書者一甚遠。而悉使二洵等隱諱而不レ書。如レ此將レ使二後世不レ知二其淺深一。徒見二當時之臣子至レ於二隱諱而不一レ言。以爲レ有下所二大不一レ可レ言者上。則無二乃欲レ益而反損一歟。公羊之說滅レ紀滅レ項。皆所下以爲二賢者一諱上。然其所レ謂諱者。非レ不レ書也。

（一）今先世の行ふ所、小しく不善なる者有りと雖も、猶ほ春秋の書する所の者と甚だ遠し、而るに悉く洵等をして隱諱して書せざらしめんとす。此の如くんば、將に後世をして其淺深を知らず、徒に當時の臣子が、隱諱して言はざるに至りしを見て、以て（二）大いに言ふべからざる所の者有りと爲さしめんとす。則ち乃ち益せんと欲して反つて損する無きか。（三）公羊の說、紀を滅し項を滅する、皆賢者の爲に諱む所以なり。然れども其所謂諱むとは、書せざるに非ず、書して其文を（四）迂曲にするのみ。然らば則ち其實猶ほ沒せざる也。其實猶ほ沒せざる者は、以て其過を彰すに非ず、以て其過の此に止るを見はす也。今故無くして乃ち先世の事を取つて之を沒せば、後世將に知らずして大いに之を疑はんとす。此れ大いに便ならざる者也。（五）班固の漢志を作るや、凡そ漢の事、悉く載せて擇ぶ所無かりき。今之の如くせんと欲せば、則ち先世の小しく過差有る者、以て其大明を害するに足らずして、而も以て後世をして之を疑ふの意無からしむべし。且つ洵等をして、其職とす

不レ識其所レ去者果何事也。既欲レ去レ之。則其勢不レ得レ不ニ盡去。盡去則禮缺而不レ備。苟獨去ニ其一一而不レ去ニ其二一。則適足三以爲ニ牴牾齟齬一。而不レ可ニ齊一一。且議者之意。不レ過レ欲下以ニ掩レ惡諱上レ過。以全中臣子之義上。如レ是而已矣。昔孔子作ニ春秋一。惟其惻怛而不レ忍レ言者。而後有ニ隱諱一。蓋桓公薨。子般卒。沒而不レ書ニ其實一。以爲是不レ可レ書也。至レ於下成ニ宋亂一。及レ齊狩。躋ニ僖公一。作ニ邱甲一。用ニ田賦一。丹ニ桓宮楹一。刻ニ桓宮桷一。若レ此之類上。皆書而不レ諱。其意以爲雖ニ不善一而尙可レ書也。

且つ議者の意、惡を掩ひ過を諱むを以て、以て臣子の義を全うせんと欲するに過ぎず。是の如きのみ。昔、孔子春秋を作るに、惟其(三)惻怛して言ふに忍びざる者にして、後に隱諱有り。蓋し(四)桓公の薨ずる、(五)子般の卒する、沒して其實を書せず。以爲らく是れ書すべからずと。(六)宋の亂を成げ、(七)齊と狩し、(八)僖公を躋せ、(九)邱甲を作り、(一〇)田賦を用ひ、(一一)桓宮の楹を丹にし、桓宮の桷に刻む、此の若きの類に至つては皆書して諱まず。其意以爲らく、不善と雖も尙ほ書すべしと。

(一) 穩當ならざる點 (二) 違ひ戾りて物事の食ひ違ふを謂ふ (三) 痛み悲しむ (四) 魯の桓公齊の爲に殺さる經に薨と書す (五) 莊公の子也、慶父の爲に殺さる經に卒と書す (六) 魯桓公齊の內亂を平げ賂を受けしことあり (七) 魯莊公齊の賤人と國境外に狩す、禮に非ざる也 (八) 僖公が弟閔公に躋げるを指す (九) 十六井一萬四千四百畝の地より戎車一乘の重稅を出さしむる法 (一〇) 一家每に一夫を出さしむる法 (一一) 桓公が僭上して廟柱を丹塗にして且つ桷に彫刻したるを指す

其意曰纂集故事。而使後世無忘之耳。非曰制爲典禮。而使後世遵而行之也。然則洵等所編者。是史書之類也。過事而記之。不擇善惡。詳其曲折。而使後世得知。而善惡自著者。是史之體也。若夫存其善者。而去其不善。則是制作之事。而非職之所及也。而議者以責洵等。不已過乎。

る丶は、是史の體也。若し夫れ其善なる者を存して其不善なるを去るは、則ち是れ制作の事にして、職の及ぶ所に非る也。而るに議者以て洵等を責むるは、已だ過らずや。

㊀太常因革禮といふ書也　㊁過謬不正　㊂刪削　㊃法典禮儀　㊄禮を制し樂を作るは天子の職なり、韓愈の禘祫議を參照せよ

且又有所不可者。今朝廷之禮。雖爲詳備。然大抵往往亦有不安之處。非特一二事而已。而欲有所去焉。

且又不可なる所の者有り。今朝廷の禮、詳備すと爲すと雖も、然れども大抵往往亦安からざるの處有り、特に一二事のみに非ず。而るを去る所有らんと欲す。識らず其去る所の者は果して何事ぞや。既に之を去らんと欲せば、則ち其勢盡く去らざるを得ず、盡く去らば則ち禮缺けて備らじ。苟も獨り其一を去つて其二を去らずんば、則ち適に以て牴牾齟齬を爲すに足るのみ、齊一なるべからず。

右洵先奉勅編禮書。後聞臣寮上言。以爲祖宗所行。不能無過差不經之事。欲盡芟去無使存錄。洵竊見議者之說。與勅意大異。何者。前所授勅。

卷之十五

蘇洵明允著

禮書を修するを議する狀

右洵先に勅を奉じて禮書(一)を編す。後臣寮の上言するを聞くに、以爲らく祖宗の行ふ所、過差(二)不經の事無き能はず、盡く芟去(三)して存錄せしむること無からんと欲すと。洵竊に議者の說を見るに、勅意と大いに異り。何となれば、前に授くる所の勅、其意故事を纂集して、後世をして之を忘るゝこと無からしめんと曰ふのみ、典禮(四)を制爲して、後世をして遵つて之を行はしめんと曰ふに非ず。然らば則ち洵等が編む所の者は、是れ史書の類也。事に遇うて之を記し、善惡を擇ばず、其曲折を詳かにして、後世をして知るを得しめ、而して善惡自ら著

得レ見二善人一矣。善人日遠而小人日進。則爲二人主一者倀倀然誰與之圖二治安之計一哉。故曰。欲下孤二人主之勢一而蔽中其耳目上者必用二朋黨之說一也。一君子存。羣小人雖レ衆。必有レ所レ忌而有レ所レ不二敢爲一。惟空レ國而無二君子一。然後小人得レ肆二志於ヒ無レ所レ不レ爲。則漢魏唐梁之際是也。故曰。可下奪レ國而予ヒ人者。由三其國無二君子一。空レ國而無二君子一。由下以二朋黨一而去ヒ之也。嗚呼。朋黨之說。人主可レ不レ察哉。傳曰。一言可下以喪ヒ邦者。其是之謂與。可レ不レ鑒哉。可レ不レ戒哉。

を得。則ち漢魏唐梁の際是れ也。故に曰く、國を奪つて人に予ふべき者は、其國君子無きに由る。國を空しうして君子無きは、朋黨を以て之を去るに由ると。嗚呼朋黨の說、人主察せざるべけんや。傳に曰へる、(四)一言以て邦を喪ふべしとは、其れ是れ之を謂ふか。鑒みざるべけんや、戒めざるべけんや。

(一) 推薦し牽引す　(二) 目見る能はざる貌　(三) 自己の欲望の有らん限りを果し遂しうするを得　(四) 論語子路篇に出でたる語

故其親戚故舊。謂之朋黨可也。交游執友謂之朋黨可也。宦學相同。謂之朋黨可也。門生故吏。謂之朋黨可也。是數者皆其類也。皆善人也。故曰。欲空人之國而去其君子者。惟以朋黨罪之。則無免者矣。

夫善善之相樂。以其類同。此自然之理也。故聞善者必相稱譽。稱譽則謂之朋黨。得善者必相薦引。薦引則謂之朋黨。使人聞善不敢稱。則人主之耳不聞有善於下矣。見善不敢薦。則人主之目不

夫れ善を善とするの相樂むは、其類同じきを以てなり、此れ自然の理也。故に善なる者を聞けば、必ず相稱譽す、稱譽すれば則ち之を朋黨と謂ふ。善なる者を得れば、必ず相薦引(一)す、薦引すれば則ち之を朋黨と謂ふ。人をして善を聞いて敢て稱せざらしめば、則ち人主の耳、下に善有るを聞かず。善を見て敢て薦めずんば、則ち人主の目、善人を見ることを得ず。善人日に遠ざかりて小人日に進まば、則ち人主たる者、倀倀然(二)として誰と與にか之れ治安の計を圖らんや。故に曰く人主の勢を孤にして、其耳目を蔽はんと欲する者は、必ず朋黨の說を用ふと。一君子存すれば、羣小人衆しと雖も、必ず忌む所有つて、敢て爲さゞる所有り。惟國を空しうして君子無くして、然る後に小人(三)志を爲さゞる所無きに肆にする

夫欲下空二人之國一而去中其君子上者。必進二朋黨之說一。欲下孤二人主之勢一。而蔽中其耳目上者。必進二朋黨之說一。欲二奪レ國而與一レ人者。必進二朋黨之說一。夫爲二君子一者。固常寡レ過。小人欲レ加二之罪一。則有二可レ誣者一。有二不レ可レ誣者一。不レ能二遍及一也。至レ欲下擧二天下之善一求二其類一而盡去上レ之。惟指以爲二朋黨一耳。

夫れ人の國を空しうして、其君子を去らんと欲する者は、必ず朋黨の說を進む。人主の勢を孤にして、其耳目を蔽はんと欲する者は、必ず朋黨の說を進む。(一)國を奪つて人に與へんと欲する者は、必ず朋黨の說を進む。夫れ君子たる者は、固より常に過寡し。小人之に罪を加へんと欲すれば、則ち(二)誣ふべき者有り、誣ふべからざる者有り、遍く及ぶこと能はざる也。天下の善を擧げ、其類を求めて盡く之を去らんと欲するに至つては、惟指して以て朋黨と爲すのみ。故に其親戚故舊、之を朋黨と謂ふも可也、(三)交游執友、之を朋黨と謂ふも可也、(四)宦學相同じき、之を朋黨と謂ふも可也、門生故吏、之を朋黨と謂ふも可也。是の數者は皆其類也、皆善人也。故に曰く、人の國を空しうして、其君子を去らんと欲する者は、惟朋黨を以て之を罪すれば、則ち免るゝ者無し。

(一) 或人の國を奪ひて之を他の人に與へんとする者は　(二) 誣告すべきもあり然るを得ざるも有り　(三) 往來の友人、同志の交朋、孰も亦友也　(四) 仕官と學問とを同じうする者

讀二魏受禪碑一。見下漢之羣臣。稱二魏功德一。而大書深刻。自列二其姓名一以夸中耀於上世。又讀二梁實錄一。見二文蔚等所レ爲如上此。未三嘗不二爲レ之流上涕也。夫以レ國予レ人而自夸耀。乃遂相レ之。此非二小人一。孰能爲也。漢唐之末。擧二其朝一皆小人也。而其君子者何在哉。當二漢之亡一也。先以二朋黨一禁二錮天下賢人君子一。而立二其朝一者皆小人也。然後漢從而亡。及二唐之亡一也。又先以二朋黨一盡殺二朝廷之士一。而其餘存者皆庸懦不肖傾險之人也。然後唐從而亡。

ばあらず。夫れ國を以て人に予へて自ら夸耀し、乃ち遂に之を相く。此れ小人に非ずして、孰か能く爲さん。漢唐の末、其朝を擧げて皆小人也。而して其君子なる者何にか在る。(四)漢の亡るに當つて、先づ朋黨を以て天下の賢人君子を禁錮す、而して其朝に立つ者は皆小人也。然る後漢從つて亡びぬ。(五)唐の亡るに及んでは、又先づ朋黨を以て盡く朝廷の士を殺す、而して其餘存する者は、皆(六)庸懦不肖傾險の人也。然る後に唐從つて亡びぬ。

(一) 俑は木偶人、殉死の代りとして墓中に從ふもの、孔子曰く始めて俑を作る者はそれ後なからんかと、狀甚だよく人に似たるの不仁を惡むなり (二) 魏の曹丕、漢の獻帝に迫りて禪を受け其詔を刻したるもの (三) 唐末哀皇帝朱全忠に禪る、其時の史實の記録を讀み (四) 後漢孝献の時、天下の名士を囚禁して黨人と號す (五) 朋黨論を參照せよ (六) 凡庸懦弱にして愚癡曲邪なる人也

吾得二一人一焉。曰二石昂一。苟利レ於レ君以レ忠。獲レ罪何必自明。有二至レ死而不レ言者一。此古之義士也。吾得二一人一焉。曰二程福贇一。五代之亂。君不レ君。臣不レ臣。父不レ父。子不レ子。至レ於二兄弟夫婦人倫之際一。無レ不二大壞一。而天理幾レ乎二其滅一矣。於二此之時一。能以二孝悌一自修レ於二一鄕一。而風行レ於二天下一者。猶或有レ之。然其事迹不レ著而無レ可二紀次一。獨其名氏或因二見レ於レ書者一。吾亦不二敢沒一。而其略可レ錄者。吾得二一人一焉。曰二李自倫一。作二一行傳一。

を作る。

(一)中庸の道を得たりと (二)首を俯して恥を包み忍ぶ (三)二人皆道士となる (四)晉に仕へ、晉亡ぶるや隱る (五)忠の爲に罪を獲とも何ぞ自ら辨明せん (六)晉に忠なる爲に寃死せし人 (七)記錄し序列すべきもの (八)一節一行の傳ふべき者あれば之を傳ふるの意

嗚呼。始爲二朋黨之論一者誰歟。甚レ乎二作レ俑者一也。眞可レ謂二不仁之人一哉。予嘗至二繁城一

唐六臣傳後論

嗚呼、始めて朋黨の論を爲す者は誰ぞや、俑(一)を作る者よりも甚し。眞に不仁の人と謂ふべし。予嘗て繁城に至つて、魏の受禪(二)の碑を讀み、漢の羣臣、魏の功德を稱して、大書深刻し、自ら其姓名を列して、以て世に夸耀するを見、又梁(三)の實錄を讀み、文蔚等の爲す所此の如きを見て、未だ嘗て之が爲に涕を流さずん

節義一而沈二淪於レ下。泯沒而無レ聞者上。求二之傳記一。而亂世崩離。文字殘缺。不レ可二復得一。然僅得者四五人而已。處二乎山林一而羣二麋鹿一。雖レ不レ足三以爲二中道一。然與下其食二人之祿一。俛首而包レ羞。孰中若無レ愧二於心一。放レ身而自得上。吾得二二人一焉。曰二鄭遨張薦明一。勢利不レ屈二其心一。去就不レ違二其義一。

者有らんと。之を傳記に求るに、而も亂世崩離、文字殘缺、復得べからず、然して僅に得し者四五人のみ。山林に處して麋鹿に羣す。以て(一)中道と爲すに足らずと雖も、然も其の人の祿を食み、俛首して羞を包まんよりは、心に愧づる無く、身を放にして自得せんに孰若ぞや。(二)吾二人を得たり、(三)鄭遨・張薦明と曰ふ。勢利其心を屈せず、去就其義に違はざるは、吾一人を得たり、(四)石昂と曰ふ。苟も君に利するに忠を以てし、罪を獲とも何ぞ必ずしも自ら明にせんや、死に至るまで言はざる者有り、此れ(五)古の義士也。吾一人を得たり、(六)程福贇と曰ふ。五代の亂、君君たらず、臣臣たらず、父父たらず、子子たらず、兄弟夫婦人倫の際に至るまで、大いに壞れざるは無く、天理其れ滅するに幾し。此の時に於て、能く孝悌を以て自ら一鄕に修めて、風天下に行るゝ者、猶ほ或は之れ有らん。然れども其事迹著れずして、(七)紀次すべき無し。獨り其名氏の或は書に見るゝ者に因り、吾亦敢て沒せず、而して其略、錄すべき者、吾一人を得たり。李自倫と曰ふ。(八)一行傳

其父。而搢紳之士。安其祿而立其朝。充然無復廉恥之色者。皆是也。吾以謂自古忠臣義士。多出於亂世。而怪當時可道者何少也。豈果無其人哉。雖曰干戈興。學校廢。而禮義衰。風俗隳壞至於如此。然自古天下未嘗無人也。吾意必有潔身自負之士。嫉世遠去而不可見者。自古材賢。有韞於中而不見於外。或窮居陋巷。委身草莽。雖顏子之行。不遇仲尼而名不彰。況世變多故。而君子道消之時乎。

て其人無からんや。干戈興り、學校廢れ、禮義衰へて、風俗隳(三)壞すること、此の如きに至ると曰ふと雖も、然れども古より天下未だ嘗て人無くんばあらず。吾意ふに、必ず身を潔くし自負(四)するの士、世を嫉み遠く去つて、見るべからざる者有るか。古より材賢、中に韞んで外に見さず、或は陋巷に窮居して、身を草(五)莽に委する有り。顏子の行と雖も、仲尼に遇はざれば名彰れず。況んや世變多(六)故、君子の道消するの時をや。

（一）易の坤卦の文言なり　（二）平氣なる貌　（三）破れ壞る　（四）自家の才德を恃む人物　（五）草深き田舍　（六）故は事

吾又以謂。必有負材能。修

吾又以謂らく、必ず材能を負ひ、節義を修めて下に沈淪し、泯沒して聞ゆる無き

伐。攻取戰勝。內修二制度一。議二刑法一。定二律歷一。講二求禮樂之遺文一。所レ用者五代之士也。豈皆愚三怯於二晉漢一。而材二智於レ周哉。惟知レ所レ用爾。夫亂國之君。常置二愚不肖於レ上。而蘊二其不能一以暴二其短惡一。置二賢智於レ下。而泯二沒其材能一。使下君子小人皆失二其所一。而身陷中危亡上。治國之君。能置二賢知於レ近。而置二愚不肖於レ遠。使下君子小人。各適二其分一。而身享中安榮上。治亂相去雖二遠甚一。而其所二以致レ之者不レ多也。反二其所レ置而已。嗚呼。自レ古治君少而亂君多。況於二五代一。士之遇不遇者可レ勝レ歎哉

㈠ 一定の良材とては無く、如何なる木にてもそれ〳〵に之を用ひて匠人巧に器を製作す　㈡ 棋を圍むと　㈢ 碁石の使用法　㈣ 取り換ふるなり　㈤ 五代周の世宗の時樞密使たり、謀ありて善く斷ず　㈥ 歷は曆に通ず　㈦ 周代に至りて俄に才能智慮を生じたるに非ず　㈧ 治亂は甚だ相反せりと雖も、其原因決して多端なるに非ず、唯人物使用法の相反するによるのみとの義

嗚呼。五代之亂極矣。傳所レ謂天地閉。賢人隱之時與。當二此之時一。臣弑二其君一。子弑二

一行傳叙論

嗚呼、五代の亂極れり、㈠傳に所謂天地閉ぢ、賢人隱るゝの時か。此時に當つて、臣として其君を弑し、子として其父を弑し、而して搢紳の士、其祿に安んじて其朝に立ち、㈡充然として復廉恥の色無き者、皆是なりき。吾以謂らく、古より忠臣義士、多くは亂世に出づと。而して怪しむ、當時道ふべき者何ぞ少き。豈果し

君而用。故曰。治レ國譬三之於二奕一。知二其用一而置得二其處一者勝。不レ知二其用一而置非二其處一者敗。敗者臨レ棊。終日注目而勞レ心。使二善レ奕者視一レ焉。爲レ之易二置其處一則勝矣。勝者所レ用敗者之棋也。興國所レ用。亡國之臣也。王朴之材。誠可レ謂レ能矣。不レ過二世宗一。何所レ施哉。世宗之時。外事二征

心を勞す、奕を善くする者をして視しめ、之が爲に其處を(四)易置すれば則ち勝つ。勝者の用ふる所は、敗者の棋也、興國の用ふる所も、亡國の臣也。(五)王朴の材、誠に能と謂ふべかりしも、世宗に遇はずんば、何の施す所あらん。世宗の時、外は征伐を事とし、攻取戰勝、內は制度を修め、刑法を議し、(六)律歷を定め、禮樂の遺文を講求す。用ふる所の者は五代の士也。豈皆晉漢に愚怯にして、周に(七)材智ならんや。惟用ふる所を知れるのみ。夫れ亂國の君は、常に愚不肖を上に置きて、其不能を彊ひて、以て其短惡を暴はし、賢智を下に置いて、其材能を泯沒す。君子小人をして皆其所を失ひ、身危亡に陷らしむ。治國の君は、能く賢知を近きに置いて、愚不肖を遠きに置き、君子小人をして各〻其分に適して、身安榮を享けしむ。(八)治亂の相去る遠きこと甚しと雖も、而も其之を致す所以の者は多からざる也。其の置く所に反するのみ。嗚呼、古より治君は少くして亂君は多し、況んや五代に於てをや。士の遇不遇なる者、歎ずるに勝ふべけんや。

借以爲資而起。至扶其種類。盡殺以快天下之心而後已。此前史所載。宦者之禍。常如此者。非一世也。夫爲人主者。非欲養禍於內而疏忠臣碩士於外。蓋其漸積而勢使之然也。夫女色之惑。不幸而不悟。則禍斯及矣。使其一悟。捽而去之可也。宦者之爲禍。雖欲悔悟。而勢有不得而去也。唐昭宗之事是已。故曰深於女禍者謂此也。可不戒哉。

者は此を謂ふ也。戒めざるべけんや。

(一) 禁中なり、國家の禍患實に禁中に伏す (二) 人主を抱き込んで恰も人質の如くす (三) 人主宦官共に傷つく (四) 董卓朱全忠の類をいふ、姦邪の豪勇が宦官を討つといふ名を借りて兵を興すの資と爲すと也 (五) 宦者の類を根柢より抉り除く (六) 漢代袁紹が二千の宦官を殺し、唐末朱全忠が幼弱三十人を殺せしが如きを指す (七) 漸次積み重なりて (八) 頭髮を摑む意 (九) 唐昭宗の時宦官劉季述、諸王十一人を殺し、帝を少陽院に幽せし事あり

周臣列傳贊

嗚呼。作器者無良材而有良匠。治國者無能臣而有能君。蓋材待匠而成。臣待

嗚呼、器を作る者は、良材無くして良匠有り、國を治る者は、能臣無くして能君有り。蓋し材は匠を待つて成り、臣は君を待つて用ひらる。故に曰く、國を治ることは之を奕に譬ふ。其用を知つて置くこと其處を得る者は勝ち、其用を知らずして置くこと其處に非ざる者は敗る。敗者は棊に臨んで、終日注目して

怒。禍患伏於帷闥。則嚮之所謂可恃者。乃所以爲患也。患已深而覺之。欲與疎遠之臣。圖左右之親近。緩之則養禍而益深。急之則挾人主以爲質。雖有聖智。不能與謀。謀之而不可爲。爲之而不可成。至其甚。則俱傷而兩敗。故其大者亡國。其次亡身。而使姦豪得

を爲す所以たり。患已に深うして之を覺り、疎遠の臣と、左右の親近を圖らんと欲す。之を緩うすれば、則ち禍を養ふこと益〻深く、之を急にすれば、則ち人主(二)を挾んで以て質と爲す。聖智有りと雖も、與に謀ること能はず、之を謀るも爲すべからず、之を爲すも成るべからず。其甚しきに至つては、則ち倶に(三)傷いて兩つながら敗る。故に其大なる者は國を亡し、其次は身を亡す。而して(四)姦豪をして借りて以て資と爲して起つを得しめ。其(五)種類を抉し、盡く殺して以て天下の心を快にするに至つて而る後に已む。(六)此れ前史に載する所、宦者の禍は常に此の如き者にして、一世に非ざる也。夫れ人主たる者は禍を内に養つて、忠臣碩士を外に疎んずることを欲するには非ず。蓋し其(七)漸積して勢之を然らしむる也。夫れ女色の惑、不幸にして悟らずんば、則ち禍斯に及ぶも、其をして一たび悟らしめば、捽して之れを去らんこと可也。宦者の禍を爲すは、悔悟せんと欲すと雖も、勢(八)得て去らざること有り。(九)唐の昭宗の事是のみ。故に女禍よりも深しと曰ふ

女色而已。宦者之害。非二一端一也。蓋其用レ事也。近而習。其爲レ心也。專而忍。能以二小善一中二人之意一。小信固二人之心一。使二人主必信而親一レ之。待二其已信一。然後懼以二禍福一。而把二持之一。雖レ有二忠臣碩士列一レ於二朝廷一。而人主以爲去レ己疎遠。不レ若二起居飲食前後左右之親爲一レ可レ恃也。故前後左右者日益親。則忠臣碩士日益疎。而人主之勢日益孤。勢孤則懼レ禍之心日益切。而把持者日益牢。

忍ぶ。能く小善を以て人の意に中て、小信もて人の心を固うす。人主をして必ず信じて之に親(三)ましむ。其已に信ずるを待つて、然る後に懼すに禍福を以てして之(四)を把持す。忠臣碩士(五)朝廷に列る有りと雖も、而も人主以爲らく、己を去ること疎遠、起居飲食、前後左右の親しうして、恃(六)むべしと爲すに若かざる也と。故に前後左右の者日に益〻親しければ、則ち忠臣碩士日に益〻疎まれ、而して人主の勢日に益々孤なり。勢孤なれば、則ち禍を懼るゝの心日に益〻切にして、而して把持する者日に益〻牢し。

(一) 本源末流　(二) 其の心を用ふると專一にして隱忍也　(三) 一寸したる善行によりてよく人主の機嫌を取り　(四) 人主をしつかりと抱き込んで我が掌中のものとして了ふ　(五) 君子大人　(六) 倚頼するなり

安危出二其喜

安危は其喜怒に出で、禍患は帷闥(二)に伏す。則ち嚮の所謂恃むべき者は、乃ち患

下沾ㇾ襟。何其衰也。豈得之難而失之易歟。抑本ニ其成敗之迹。而皆自ㇾ於ㇾ人歟。書曰。滿招ㇾ損謙受ㇾ益憂勞可ニ以興ㇾ國。逸豫可ニ以亡ㇾ身。自然之理也。故方ニ其盛一也。擧ニ天下之豪傑一。莫ニ能與ㇾ之爭一。及ニ其衰一也。數十伶人困ㇾ之。而身死國滅。爲ニ天下笑一。夫禍患積ㇾ於ニ忽微一。而智勇多困ㇾ於ㇾ所ㇾ溺。豈獨伶人也哉。作ニ伶官傳一。

爭ふこと莫く、其衰ふるに及んでは、數十の伶人之を困めて、身死し國滅び、天下の笑と爲りぬ。夫れ禍患は忽微に積み、而して智勇は多く溺るゝ所に困しむ。(四)豈獨り伶人のみならんや。伶官傳を作る。(五)

㊀ 李嗣源皆王の命を奉じて趙在禮を鄴に討つ、一夜趙破敗といふ者亂を爲し、嗣源を城に入れ、在禮と共に京師を犯す ㊁ 天下を得るは難く失ふことは易き所以か ㊂ 書經大禹謨に出づ ㊃ 俳優の屬なり、莊宗郭從謙敬新磨等の伶人を愛せり ㊄ 伶人に困められ身滅びたりとはいへ、實は其禍害は彼自身の油斷惑溺に萌す、豈伶人のみに因らふや

自ㇾ古宦者亂ニ人之國一。其源流深ㇾ於ニ女禍一。

宦官傳論

古より宦者の人の國を亂るは、其源流女禍より深し。(一)女は色のみ、宦者の害は一端に非る也。蓋し其の事を用ふるや、近うして習れ、(二)其心たるや、專にして

弟一。而皆背ㇾ晉以歸ㇾ梁。此三者。吾遺恨也。與ニ爾三矢一。爾其無ㇾ忘ニ乃父之志一。莊宗受而藏ニ之於ㇾ廟。其後用ㇾ兵。則遣ニ從事一。以ニ一少牢一告ㇾ廟。請ニ其矢一。盛以ニ錦囊一。負而前驅。及ニ凱旋一而納ㇾ之。方下其繫ニ燕父子一以ㇾ組。函ニ梁君臣之首一。入ㇾ於ニ太廟一。還ニ矢先王一而告以中成功上。其意氣之盛。可ㇾ謂ㇾ壯哉。

壯なりと謂つべかりき。

(一) 五代後唐の莊宗、名は存勗 (二) 晉王李克用 (三) 梁祖朱全忠もとより晉の仇敵たり (四) 劉守光は晉王の擁立せし所 (五) 北狄の名、後年の遼 (六) 汝の父の意、子に對する父の自稱也 (七) 下役 (八) 羊をいけにへに供へて (九) 戰勝ち凱歌を奏して軍を旋す稱 (一〇) 劉守光父子

及ニ仇讎已滅。天下已定一。一夫夜呼。亂者四應。倉皇東出。未ㇾ及ㇾ見ㇾ賊。而士卒離散。君臣相顧。不ㇾ知ㇾ所ㇾ歸。至ㇾ於ニ誓ㇾ天斷ㇾ髮。泣

仇讎已に滅し、天下已に定るに及んで、(一)一夫夜呼べば、亂者四應し、倉皇東出し、未だ賊を見るに及ばざるに、士卒離散し、君臣相顧みて歸せん所を知らず、天に誓ひ髮を斷ち、泣下つて襟を沾すに至りしは、何ぞ其れ衰へたるや。(二)豈得るの難くして、失ふの易きか。抑々其成敗の迹を本ぬるに、而も皆人によるか。書に曰く、(三)滿は損を招き、謙は益を受くと。憂勞は以て國を興すべく、逸豫は以て身を亡すべし。自然の理也。故に其盛なるに方つては、天下の豪傑を擧げて、能く之と

有二存者一。亦其有二幸不幸者一歟。今著レ於レ篇。有二其名一而無二其書一者。十蓋五六也。可レ不レ惜哉。

嗚呼。盛衰之理。雖レ曰二天命一。豈非二人事一哉。原下莊宗之所三以得二天下一。與中其所二以失レ之者上。可二以知レ之矣。世言。晉王之將レ終也。以二三矢一賜二莊宗一而告レ之曰。梁吾仇也。燕王吾所レ立。契丹與レ吾約爲二兄

伶官傳敍論

嗚呼、盛衰の理、天命と曰ふと雖も、豈人事に非ざらんや。(一)莊宗の天下を得し所以と、其の之を失ひし所以の者とを原ねて、以て之を知るべし。世に言ふ、(二)晉王の將に終らんとするや、三矢を以て莊宗に賜ひ、之に告げて曰く、(三)梁は吾仇也、(四)燕王は吾立つる所、(五)契丹は吾と約して兄弟たり、而るに皆晉に背いて以て梁に歸す。此三者は吾遺恨也。爾に三矢を與ふ、爾其れ(六)乃父の志を忘るゝ勿れと。莊宗受けて之を廟に藏め、其後兵を用ふるときは、則ち(七)從事を遣して、一(八)少牢を以て廟に告げ、其矢を請ひ、盛るに錦嚢を以てし、負うて前驅せしめ、(九)凱旋に及んで之を納む。其の燕の(一〇)父子を繫ぐに組を以てし、梁の君臣の首を函して、太廟に入り、矢を先王に還して、告ぐるに成功を以てするに方つて、其意氣の盛なる、

四類㆒。曰㆓經史子集㆒。而藏書之盛。莫㆑盛㆓於開元㆒。其著錄者五萬三千九百一十五卷。而唐之學者自爲之書。又二萬八千四百六十九卷。嗚呼。可㆑謂㆑盛矣。六經之道。簡嚴易直而天人備。故其愈久而益明。其餘作者衆矣。質㆓之聖人㆒。或離或合。然其精深閎博。各盡㆓其術㆒。而怪奇偉麗。往往震㆓發於其間㆒。此所㆔以使㆓好㆑奇博愛者不㆑能㆑忘也。然凋零磨滅。亦不㆑可㆑勝㆑數。豈其華㆑文少㆑實。不㆑足㆓以行㆑遠歟。而俚言俗說。猥

又二萬八千四百六十九卷あり。嗚呼盛なりと謂つべし。六經の道は、簡嚴易直にして、(三)天人備る。故に其の愈々久しうして益々明かなり。其餘の作者は衆し、之を聖人に質せば、或は離れ或は合ふ。然れども其精深閎博、(四)各々其術を盡して、怪奇偉麗、往々其間に震發するは、此れ奇を好み博く愛する者をして、忘るる能はざらしむる所以也。然れども凋零磨滅、(五)亦數ふるに勝ふべからず。豈其れ文を華にし實を少にして、以て遠きに行ふに足らざるか。而して俚言俗說、(六)猥に存する者有り、亦其れ幸不幸の者有るか。今篇(七)に著すに、其名有つて其書無き者、十に蓋し五六也、惜まざるべけんや。

㊀ 劉歆班固等　㊁ 六藝は六經、九種は九經にて易・詩・書・禮・樂・春秋・論語・孝經・小學の稱、七略は輯略・六藝略・諸子略・詩賦略・兵書略・術數略・方伎略　㊂ 天道人道　㊃ 大にして博し　㊄ 書籍の殘缺し散逸するを謂ふ　㊅ 傳奇小說の類　㊆ 新唐書藝文志をいふ、歐公の著

固已不レ勝二其繁一矣。至レ於二上古三王五帝以來世次。國家興滅終始。僭竊僞亂一。史官備矣。而傳記小說。外暨二方言地理職官氏族一。皆出レ於二史官之流一也。自二孔子在一レ時。方修二明聖經一以絀二謬異一。而老子著レ書論二道德一。接二乎周衰一。戰國遊談放蕩之士。田駢愼到列莊之徒。各極二其辯一。而孟軻荀卿。始專修二孔氏一以折二異端一。然諸子之論。各成二一家一。自二前世一皆存而不レ絕也。夫王迹熄而詩亡。離騷作而文辭之士興。歷代盛衰。文章與レ時高下。然其變態百出。不レ可二窮極一。何其多也。自レ漢以來。史官列二其名氏篇第一。以爲二六藝九種七略一。至レ唐始分爲二

て、以て異端を折せり。然れども諸子の論、各〻一家を成し、前世より皆存して絕えず。(七)夫れ王迹熄んで詩亡び、(八)離騷作つて文辭の士興る。歷代の盛衰、文章も時と高下して、然して其變態百出、窮極すべからず。何ぞ其れ多きや。

(一)師が弟子に直接傳授する方法　(二)王肅鄭玄等古經の章句を修訂せしより始る　(三)以下すべて註釋の義　(四)方言は地方語を寫し、地理は風土を記す、職官は職原氏族は姓氏錄の類　(五)誤謬怪異の說　(六)田駢は齊人、談論を好み、愼到は韓の大夫、刑名を善くし、列禦寇は列子を著し、莊周は莊子を著す　(七)此語孟子に出づ、周平王以來王室微弱なり雅詩衰へて國風出づ　(八)楚の屈原作る

漢より以來、(一)史官其名氏篇第を列して、以て(二)六藝九種七略と爲す。唐に至つて始めて分つて四類と爲し、經史子集と曰ふ。藏書の盛なる、開元より盛なるは莫し。其著錄する者、五萬三千九百一十五卷なり。而して唐の學者自ら爲るの書、

利邪臣。取㆓濟一時㆒。屢更㆗其制㆖。而經常之法。蕩然盡矣。由㆑是財利之說興。聚斂之臣。進。蓋口分世業之田。壞而爲㆓兼并㆒。租庸調之法。壞而爲㆓兩稅㆒。至㆑於㆓鹽鐵。轉運。屯田。和糴。鑄錢。括苗。搉利。借商。進奉。獻助㆒。無㆑所㆑不㆑爲矣。蓋愈煩而愈弊。以至㆑於㆑亡焉。

自㆓六經焚㆒㆑於秦。而復出㆑於㆑漢。其師傳之道中絕。而簡編脫亂訛缺。學者莫㆑得㆓其本眞㆒。於㆑是諸儒章句之學興焉。其後傳注箋解義疏之流。轉相講述。而聖道粗明。然其爲㆑說。

藝文志論

六經秦に焚かれてより、復た漢に出づ。其師傳の道は中絕して、簡編脫亂訛缺し、學者其本眞を得ること莫し。是に於て諸儒(一)章句(二)の學興る。其後傳注(三)箋解義疏の流、轉〻相講述して、聖道粗〻明なり。然れども其說たる、固より已に其繁に勝へざるなり。上古三王五帝以來の世次、國家興滅の終始、僭竊僞亂に至るまで、史官備る。而して傳記小說より、(四)外方言地理職官氏族に曁ぶまで、皆史官の流に出づ。孔子の在りし時より、方に聖經を修明して、以て繆異(五)を絀く。而して老子書を著して道德を論ず。周衰ふるに接して、戰國遊談放蕩の士、田(六)駢・愼到・列・莊の徒、各〻其辯を極め、而して孟軻荀卿は、始めて專ら孔氏を修め

有節。蓋其畜兵以府衞之制。故兵雖多而無所損。設官有常員之數。故官不濫而易祿。雖不及三代之盛時。然亦可以爲經常之法也。及其弊也。兵冗官濫。爲之大蠹。自天寶以來。大盜屢起。方鎭數叛。兵革之興。累世不息。而用度之數不能節矣。加以驕君昏主。姦

祿し易し。三代の盛時に及ばずと雖も、然れども亦以て經常の法と爲すべき也。其弊(四)に及んでは、兵冗に官濫に、之が大蠹(五)を爲せり。天寶(六)より以來、大盜屢〻起り、方鎭數〻叛き、兵革の興ること、累世息まずして、用度の數、節する能はず。加ふるに驕君昏主、姦利邪臣、濟(七)を一時に取り、屢〻其制を更むるを以て、經常の法蕩然として盡きぬ。是に由つて財利の說興り、聚斂の臣進む。蓋し口分世業の田、壞れて兼幷(八)と爲り、租庸調の法、壞れて兩稅(九)と爲り、鹽鐵・轉運・(一〇)屯田・和糴・鑄錢・括苗・榷利・借商・進奉・獻助に至るまで、爲さゞる所無し。蓋し愈〻煩しうして愈〻弊れ、以て亡ぶるに至れるなり。

(一) 田を二等に分ち、一を口分とし、他を世業とす、一人毎に八十畝を口分とし、一家毎に二十畝を世業とす (二) 田租の外、夫役を庸とし、家の稅を調とす (三) 唐太宗の時十道に府六百三十四と親衞六衞とを置く (四) 其制度のやぶるゝや (五) 大害 (六) 玄宗の年號 (七) 一時の急を救ふ (八) 貧者の田は富者に幷せらる (九) 秋夏兩度の稅なり、德宗の朝に起る (一〇) 鹽鐵運漕の業を官營とす、和糴は穀の買入、括苗は租稅の豫納、榷利は官の利益獨占、借商は富豪の資を借ること、進奉獻助は臨時に奉獻せしむる義

取以給二公上一。量二其入一而出レ之。以爲二用度之數一。是三者。常相須以濟。而不レ可レ失。失二其一一則不レ能レ守二其二一。及三暴君庸主。縱二其佚欲一。而苟且之吏。從レ之變レ制合レ時。以取三寵於二其上一。故用レ於上者無レ節。而取レ於下者無レ限。民竭二其力一而不レ能レ供。由レ是上愈不レ足。而下愈困。則財利之説興。而聚斂之臣用。記曰。寧畜二盜臣一。盜臣誠可レ惡。然一人之害爾。聚斂之臣用。則經常之法壞。而下不レ勝二其弊一焉。

民其力を竭して供すること能はず。是に由つて上愈〻足らずして、下愈〻困む。則ち財利の説興つて、聚斂(四)の臣用ひらる。記に曰く、(五)寧ろ盜臣を畜はんと。盜臣誠に惡むべし、然れども一人の害のみ。聚斂の臣用ひらるれば、則ち經常の法壞れて、下其弊に勝へざればなり。

(一)久しきに亙つて常に簡易に行ひ得る法　(二)安逸私欲　(三)姑息苟安を事とする官吏　(四)民の財を重收する苛刻の臣　(五)禮記大學篇の語

唐之始時。授レ人以二口分世業田一。而取レ之以二租庸調之法一。其用レ之也

唐の始の時、人に授くるに口分世業田(一)を以てして、之を取るに租庸調(二)の法を以てす。其之を用ふるや節有り。蓋し其の兵を畜ふるに府衞(三)の制を以てす。故に兵多しと雖も、而も損する所無く、官を設くるに常員の數有り。故に官濫れずして、

爲郊祀錄十卷。元和十一年。祕書郎修撰韋公肅。又錄開元巳後禮文損益。爲禮閣新儀三十卷。十三年。太常博士王彦威爲曲臺新禮三十卷。又採元和以來。三公士民婚祭喪葬之禮。爲續曲臺禮三十卷。嗚呼考其文記。可謂備矣。以之施於貞觀開元之間。亦可謂盛矣。而不能至三代之隆者。具其文而意不在焉。此所謂禮樂爲虛名也哉。

古之善治其國而愛養斯民者。必立經常簡易之法。使上愛物以養其下。下勉力以事其上。上足而下不困。故量人之力而授之田。量地之產。而

食貨志論

古の善く其國を治めて、斯民を愛養する者は、必ず經常簡易(一)の法を立て、上をして物を愛して以て其下を養ひ、下をして力を勉めて以て其上に事へ、上足つて下困せざらしむ。故に人の力を量つて之に田を授け、地の產を量つて、取つて以て公上に給す。其入を量つて之を出し、以て用度の數を爲す。是の三者、常に相須つて以て濟し、失ふべからず。其一を失はゞ、則ち其二を守ること能はじ。暴君庸主、其佚欲(二)を縱にするに及んで、苟且(三)の吏、之に從つて制を變じ時に合せ、以て寵を其上に取る。故に上に用ふる者節無くして、下に取る者限無し。

遠。不可改易。而唐貞觀顯慶禮。儀注前後不同。宜加折衷。以爲唐禮。乃詔集賢院學士右散騎常侍徐堅。左拾遺李銳。及太常博士施敬本撰述。歷年未就而銳卒。蕭嵩代銳爲學士。奏起居舍人王仲邱撰定。爲一百五十卷。是爲大唐開元禮。由是唐之五禮之文始備。而後世用之。雖時小有損益。不能過也。貞元中。太常禮院修撰王涇。考次歷代郊廟沿革之制。及其工歌祝號。而圖其壇屋陟降之序。

用ふ。時に小しく損益有りと雖も、過ぐること能はざる也。(五)貞元中、太常禮院修撰王涇、歷代郊廟沿革の制、及び其(六)工歌祝號を考次して、其(七)壇屋陟降の序を圖し、郊祀錄十卷を爲る。元和十一年、祕書郞修撰韋公肅、又開元已後の禮文損益を錄して、禮閣新儀三十卷を爲る。十三年、太常博士王彥威、曲臺新禮三十卷を爲る。又元和以來、(八)三公士民婚祭喪葬の禮を採つて、續曲臺禮三十卷を爲る。嗚呼、其文記を考ふるに、備れりと謂ふべし。之を以て貞觀開元の間に施す、亦盛なりと謂ふべし。而るに三代の隆に至ること能はざる者は、其文を具へて(九)意在らざればなり。此れ所謂禮樂虛名と爲れるなり。

(一) 玄宗なり (二) 削り去るべからざる大切の書 (三) 儀式註釋 (四) 幾年もたちて未だ成らず (五) 唐德宗の年號 (六) 樂人の歌と、祭時に鬼神等に美名を附したるとを考究次第し (七) 祭祀の場所を昇降盤旋すること (八) 一說に「三」は「王」の誤とす (九) 精神存せざるが爲め也

宗又詔二太尉長孫無忌。中書令杜正倫李義府。中書侍郎李友益。黃門侍郎劉祥道。許圉師。太子賓客許敬宗。太常卿韋琨等。增レ之爲二一百三十卷。是爲二顯慶禮。其文雜以二式令。而義府敬宗方得レ幸。多希レ旨傅會。事既施行。議者皆以爲レ非。上元三年。詔復用二貞觀禮。由レ是終二高宗世。貞觀顯慶二禮兼行。而有司臨レ事。遠引二古義。與二二禮一參考增二損之。無二復定制。武氏中宗。繼以二亂敗。無二可レ言者。博士掌レ禮備レ官而已。

元宗開元十年。以二國子司業韋縚一。爲二禮儀使一。以掌二五禮一。十四年。通事舍人王嵒。上疏請下刪二去禮記舊文一。而益以二今事上。詔付二集賢院一議。學士張說以爲禮記不刊之書。去レ聖久

(一)元宗の開元十年、國子司業韋縚を以て禮儀使と爲し、以て五禮を掌らしむ。十四年、通事舍人王嵒、上疏して禮記の舊文を刪去して、益すに今の事を以てせんと請ふ。詔して集賢院に付して議せしむ。學士張說以爲らく禮記は(二)不刊の書、聖を去ること久遠、改易すべからず。唐の貞觀顯慶禮、(三)儀注前後同じからず、宜しく折衷を加へて、以て唐禮を爲るべしと。乃ち集賢院の學士右散騎常侍徐堅、左拾遺李銳、及び太常博士施敬本に詔して撰述せしむ。(四)歷年未だ就らずして、銳卒す。蕭嵩銳に代つて學士と爲り、奏すらく起居舍人王仲邱撰定して、一百五十卷と爲すと。是を大唐開元禮と爲す。是より唐の五禮の文始めて備り、後世之を

唐初即用二隋禮一。至二太宗時一。中書令房元齡。祕書監魏徵。與二禮官學士等一。因二隋之禮一。增以二天子上陵。朝廟。養老。大射。講武。讀時令。納皇后。皇太子入學。太常行陵。合朔。陳兵。大社等一。爲二吉禮六十一篇。賓禮四篇。軍禮二十篇。嘉禮四十二篇。凶禮十一篇一。是爲二貞觀禮一。高

令・納皇后・皇太子入學・太常行陵(五)・合朔(六)・陳兵・大社(七)等を以てし、吉禮六十一篇、賓禮四篇、軍禮二十篇、嘉禮四十二篇、凶禮十一篇を爲り、是を貞觀禮と爲す。高宗又太尉長孫無忌、中書令杜正倫、李義府、中書侍郎李友益、黄門侍郎劉祥道、許圉師、太子賓客許敬宗、太常卿韋琨等に詔して、之を增して一百三十卷と爲し、是を顯慶(八)禮と爲す。其文雜ふるに式令を以てす。而して義府敬宗方に幸を得、多く旨を希ひて傅會(九)し、事既に施行す。議者皆以て非と爲す。上(一〇)元三年、詔して復貞觀禮を用ふ。是に由つて高宗の世を終ふるまで、貞觀顯慶の二禮兼行はれ、有司事に臨み、遠く古義を引き、二禮と參考して之を增損し、復定制無し。(一一)武氏中宗、繼ぐに亂敗を以てし、言ふべき者無し。博士は禮を掌り、官に備るのみ。

(一) 周官の五禮の名目に、傅會して　(二) 天子墓參の禮　(三) 廟參　(四) 時節の布告を讀み聞かする禮　(五) 太常の官人陵墓巡視の禮　(六) 月朔の禮、日月合する意にて合朔といふ　(七) 社日の祭　(八) 顯慶は當時の年號　(九) 天子の意を迎へて無理に附合す附會　(一〇) 唐高宗の年號　(一一) 則天武后

民。至レ於二三代禮樂一。具二其民物一。而藏レ於二有司一。時出而用二之郊廟朝廷一。曰此爲レ禮也。所二以教一レ民。此所レ謂治出レ於レ二。而禮樂爲二虛名一。故自レ漢以來。史官所レ記事物名數。降登揖讓拜俛伏興之節。皆有司之事爾。所レ謂禮之末節也。夫然。用二之郊廟朝廷一。自二搢紳大夫一從二事其間一者。皆莫二能曉習一。而天下之人。至レ於二老死一。未二嘗見一也。況欲下識二禮樂之盛一。曉然諭二其意一。而被二其教化一以成上レ俗乎。嗚呼。習二其器一而不レ知二其意一。忘二其本一而存二其末一。又不レ能二備具一。所レ謂朝覲聘問射鄉食饗師田學校。冠昏喪葬之禮。在者幾何。

其意を知らず、其本を忘れて其末を存し(八)、又備具すること能はず。所謂朝覲聘問、射鄉食饗、師田學校、冠昏喪葬の禮、在る者幾何ぞや。

(一) 變法自彊は秦の由つて立ちし礎なり、從つて天下を一統せる後も大いに法を改めたり (二) 少しく故禮によりて之を加減斟酌するのみ (三) 姑息苟安 (四) 兵備農政 (五) 「民」の字當に「名」に作るべしとの說あり、卽ち名目物數などの形式のみを具ふと也 (六) 物數物名階の上下會釋のこと拜禮行儀俯仰のこと等 (七) 眞意を曉了して習熟す (八) 以上末節にのみ拘泥するを謂ふ

自レ梁以來。始以二其當時所レ行。傳レ於二周官五禮之名一。各立二一家之學一。

梁より以來、始めて其當時の行ふ所を以て、周官(一)五禮の名に傳し、各〻一家の學を立つ。唐初卽ち隋禮を用ふ。太宗の時に至つて、中書令房元齡、祕書監魏徵、禮官學士等と、隋の禮に因つて、增すに天子(二)上陵・朝廟(三)・養老・大射・講武・讀時(四)

及二三代已一亡。遭二秦變レ古。後之有二天下一者。自二天子百官名號位序。國家制度宮車服器一。一切用二秦舊一。其間雖下有二欲レ治之主一。思上所二改作一。不レ能三超然遠復二三代之上一。而牽二其時俗一。稍卽以損益。大抵安二於苟簡一而已。其朝夕從事。則以二簿書獄訟兵食一爲レ急。曰此爲レ政也。所二以治レ

三代已に亡ぶるに及び、秦の古を變ずるに遭ひて、後の天下を有つ者、天子百官の名號位序國家の制度、(一)宮車服器より、一切秦の舊を用ふ。其間治を欲するの主有りて、改作する所を思ふと雖も、超然として遠く三代の上に復ること能はずして、其時俗に牽かれ、(二)稍〻卽いて以て損益し、大抵(三)苟簡に安んずるのみ。其朝夕從事するは、則ち簿書獄訟(四)兵食を以て急と爲すのみ。曰く此れ政たり、民を治る所以なりと。三代の禮樂に至つては、其(五)民物を具へて、有司に藏し、時に出して之を郊廟朝廷に用ふ、曰く此れ禮たり、民を敎ふる所以なりと。此れ所謂治二に出でゝ、禮樂虛名たるなり。故に漢より以來、史官記す所の(六)事物名數 降登 揖讓拜俛 伏興の節は、皆有司の事のみ、所謂禮の末節のみ。夫れ然り、之を郊廟朝廷に用ひ、搢紳大夫より、其間に從事する者、皆能く(七)曉習すること莫くして、而して天下の人老死に至るまで、未だ嘗て見ざる也。況んや禮樂の盛を識り、曉然其意を諭りて其敎化を被り、以て俗を成さんと欲するをや。嗚呼、其器を習つて

下。治出レ於レ二。而禮樂爲二虛名一。古者宮室車輿以爲レ居。衣裳冕弁以爲レ服。尊爵俎豆以爲レ器。金石絲竹以爲レ樂。以適二郊廟一。以臨二朝廷一。以事レ神而治レ民。其歲時聚會。以爲二朝覲聘問一。歡欣交接。以爲二射鄕食饗一。合レ衆興レ事。以爲二師田學校一。下至二里閭田畝吉凶哀樂一。凡民之事。莫レ不二一出一レ於レ禮。由レ之以敎二其民一。爲二孝慈友悌。忠信仁義一者。常不レ出レ於二居處動作衣服飮食之閒一。蓋其朝夕從事者。無レ非レ乎此也。此所レ謂治出レ於レ一。而禮樂達二天下一。使二天下安習而行一レ之。不レ知レ所二以遷レ善遠レ罪而成一レ俗也。

し、尊爵俎豆以て器と爲し、金石絲竹以て樂と爲し、以て郊廟(四)に適し、以て朝廷に臨み(三)、以て神に事へて民を治む。其歲時聚會、以て朝覲聘問(五)を爲し、歡欣交接、以て射鄕食饗(六)を爲し、衆を合せ事を興して、以て師田學校(七)を爲す、下里閭田畝吉凶哀樂に至るまで、凡そ民の事、一も禮に出でざるは莫し。之に由つて以て其民を教へて、孝慈友悌、忠信仁義を爲す者、常に居處動作、衣服飮食の閒に出です。蓋し其朝夕從事する者、此に非るは無し。此れ所謂治一に出でゝ、禮樂天下に達し、天下をして安習して之を行ひ、善に遷り罪に遠かりて俗(八)を成す所以を知らざらしむる也。

(一) 夏殷周　(二) 衣服と冠帽と　(三) 酒器と食器、樽と酒盃と俎板と高杯と　(四) 郊は天を祀る禮、廟は祖先を祭る所　(五) 諸侯春秋に天子に朝するを朝覲とし、諸侯互に往復するを聘問とす　(六) 鄕飮酒及び射禮　(七) 練兵及び大獵の儀式　(八) 不知不識の間に風俗を成す

命一。是足下以表三見於二後世一而庇中賴其子孫上矣。乃列二其世譜一。具刻レ於レ碑。既又載下我皇考崇公之遺訓。太夫人之所二以教一。而有レ待レ於レ修者上。竝揭レ於レ阡。俾レ知下夫小子修之德薄能鮮。遭レ時竊レ位。而幸全二大節一。不レ辱二其先一者。其來有も自。熙寧三年。歲次二庚戌一。四月。辛酉朔。十有五日。乙亥。男推誠保德崇仁翊戴功臣。觀文殿學士。特進行兵部尙書知青州軍州事。兼管內勸農使。充京東東路安撫使。上柱國樂安郡開國公。食邑四千三百戶。實封一千二百戶修表。

朔、十有五日、乙亥、男推誠保德崇仁翊戴の功臣、觀文殿學士、特進行兵部尙書知靑州軍の州事、(九)兼管內勸農使、充京東東路安撫使、上柱國樂安郡開國公、食邑四千三百戶、實封一千二百戶修表す。

(一)父に對する辭　(二)自身の生存中に得ずとも　(三)仁宗・英宗・神宗　(四)其恩澤に倚賴せしむ　(五)家の系譜　(六)墓道　(七)由つて來る所有り　(八)神宗の年號　(九)爵名なり、以下は功臣號、本官、行官、充官、勳官、食祿等を連ね書きたる也

禮樂志論

由二三代一而上。治出レ於レ一。而禮樂達レ於二天下一。由二三代一而

(一)三代よりして上は、治一に出で、禮樂天下に達し、三代よりして下は、治二に出で、禮樂虛名と爲る。古は宮室車輿以て居と爲し、(二)衣裳冕弁以て服と爲

子推㆑恩。褒㆓其三世㆒。蓋自㆓嘉祐㆒以來。逢㆓國大慶㆒。必加㆓寵錫㆒。皇曾祖府君。累㆓贈金紫光祿大夫太師中書令㆒。曾祖妣。累㆓封楚國太夫人㆒。皇祖府君。累㆓贈金紫光祿大夫太師中書令兼尚書令㆒。祖妣。累㆓封吳國太夫人㆒。皇考崇公。累㆓贈金紫光祿大夫太師中書令兼尚書令㆒。皇妣。累㆓封越國太夫人㆒。今上初郊。皇考賜㆑爵爲㆓崇國公㆒。太夫人進㆓號魏國㆒。

㈠不才に同じ　㈡樞密副使となり又參知政事となるをいふ　㈢度々の贈位贈官にて遂にこゝに至れる意　㈣神宗　㈤天を祭る禮式

於㆑是小子修泣而言曰。嗚呼。爲㆑善無㆑不㆑報。而遲速有㆑時。此理之常也。惟我祖考。積㆑善成㆑德。宜㆑享㆓其隆㆒。雖㆑不㆑克㆑有㆓於其躬㆒。而賜㆑爵受㆑封。顯榮褒大。實有㆓三朝之錫

是に於て小子(一)修泣いて言つて曰く、嗚呼、善を爲せば報ぜられざると無し、而も遲速時有り、此れ理の常也。惟れ我祖考、善を積み徳を成せり、宜しく其隆を享くべし。其躬(二)に有する克はずと雖も、而れども爵を賜ひ封を受け、顯榮褒大、實に三朝(三)の錫命有り。是以て後世に表見して、其子孫(四)を庇賴するに足れりと。乃ち其世譜(五)を列して、具に碑に刻す、既にして又我皇考崇公の遺訓、太夫人の敎ふる所以と、修に待つこと有りし者とを載せて、竝に阡(六)に揭げ、夫の小子修の德薄く能鮮く、時に遭ひ位を竊んで、幸に大節を全うし、其先を辱めざる者は、其來ること自(七)るところ有るを知らしめんとす。(八)熙寧三年、歲庚戌に次す、四月辛酉(九)

旣二夷陵一。太夫人言笑自若曰。汝家故貧賤也。吾處レ之有レ素矣。汝能安レ之。吾亦安矣。

自二先公之亡一二十年。修始得レ祿而養。又十有二年。列二官於レ朝。始得レ贈二封其親一。又十年。修爲二龍圖閣直學士尙書吏部郎中一。留二守南京一。太夫人以レ疾終二於官舍一。享年七十有二。又八年。修以二非才一入副二樞密一。遂參二政事一。又七年而罷。自レ登二二府一。天

先公の亡せしより二十年、修始めて祿を得て養ふ。又十有二年にして官に朝に列し、始めて其親に贈封せらるゝを得たり。又十年、修龍圖閣直學士尙書吏部郎中と爲り、南京に留守せしとき、太夫人疾を以て官舍に終る。享年七十有二。又八年、修非才を以て入つて樞密に副たり、遂に政事に參す。又七年にして罷めらる。二府(一)に登つてより、天子恩を推して、其三世を褒す。蓋し嘉祐より以來、國の大慶(二)に逢へば、必ず寵錫を加へらる。皇曾祖府君は、金紫光祿大夫太師中書令を累贈せられ、曾祖妣は、楚國太夫人に累封せられ、皇祖府君は、金紫光祿大夫太師中書令、兼尙書令を累贈せられ(三)、祖妣は、吳國太夫人に累封せられ、皇考崇公は、金紫光祿大夫太師中書令、兼尙書令を累贈せられ、皇妣は、越國太夫人に累封せらる、今上(四)の初めて郊(五)せしとき、皇考爵を賜はりて崇國公と爲り、太夫人は號を魏國に進められき。

不レ得レ博レ於レ物。要二其心之厚一於レ仁。吾不レ能レ教レ汝。此汝父之志也。修泣而志レ之不二敢忘一。先公少孤。力レ學。咸平三年進士及第。爲二道州判官。泗綿二州推官一。又爲二泰州判官一。享年五十有九。葬二沙溪之瀧岡一。太夫人姓鄭氏。考諱德儀。世爲二江南名族一。太夫人恭儉仁愛而有レ禮。初封二福昌縣太君一。進二封樂安・安康彭城三郡太君一。自二其家少微時一。治二其家一以二儉約一。其後常不レ使レ過レ之。曰。吾兒不レ能二苟合一於レ世。儉薄所三以居二患難一也。其後修

に厚きを要せよ。吾汝に教ふる能はず、此れ汝が父の志也と。修泣いて之を志して敢て忘れず。先公少うして孤なり、學を力む。咸平三年(三)進士に及第し、道州判官、泗綿二州の推官と爲り、又泰州の判官と爲る。享年五十有九、沙溪の瀧岡に葬る。太夫人姓は鄭氏、考諱は德儀、世〻江南の名族たり。太夫人恭儉仁愛にして禮有り。初め福昌縣の太君に封ぜられ、樂安・安康・彭城三郡の太君に進封せらる。其の家少微(四)なりし時より、其家を治むるに儉約を以てし、其後も常に之に過ぎしめず。曰く吾兒(五)苟も世に合ふこと能はず、儉薄は患難に居る所以也と。其の後修夷陵に貶せらる。太夫人言笑自若として曰く、汝が家故貧賤也、吾之に處すること素(六)有り、汝能く之に安んぜよ、吾も亦安んぜんと。

(一) 唯孝心を存すべし　(二) 世を利すること　(三) 眞宗の年號　(四) 歐陽氏の家　(五) 世に苟合し得る人物に非ず
(六) 下地、素養

而歎。吾問之。則曰。此死獄也。我求其生不得爾。吾曰。生可求乎。曰。求其生而不得。則死者與我皆無恨也。矧求而有得邪。以其有得。則知不求而死者有恨也。夫常求其生。猶失之死。而世常求其死也。回顧乳者抱汝而立於旁。因指而歎曰。術者謂。我歲行在戌將死。使其言然。吾不及見兒之立也。後當以我語告之。其平居敎他子弟。常用此語。吾耳熟焉。故能詳也。其施於外事。吾不能知。其居於家。無所矜飾。而所爲如此。是眞發於中者邪。嗚呼。其心厚於仁者邪。此吾知汝父之必將有後也。汝其勉之。

に及ばじ。後當に我語を以て之に告ぐべしと。其平居他の子弟に敎ふるにも、常に此語を用ひたり。吾耳熟す、故に能く詳かなり。其外(一〇)事に施せるは、吾知ること能はず。其の家に居るや、(一一)矜飾する所無くして、爲す所此の如し。是れ眞に中に發する者か。嗚呼其心仁に厚き者か。此れ吾汝が父の必ず將に後有らんとするを知れる也。汝其れ之を勉めよ。

(一) 母の喪を除きて恰も一年たちたる時なりき　(二) 死後の奉は生前の養に如かずと也　(三) 母を回生する事能はざればなり　(四) 死罪に當する獄　(五) 如何に研究するも之を活かす法なき時は　(六) 稀に活し得る者あるに依り求めずして殺さるゝ者の遺憾を知るべし　(七) 乳母　(八) 方術をなす卜者の類　(九) 生ひ立つ　(一〇) 門外施行の事　(一一) つくろひ飾る

夫養不必豐。要於孝。利雖

夫養は必ず豐ならずとも、(一)孝に要せよ。(二)利は物に博きを得ずと雖も、其心の仁

喪㆒。方逾年。歲時祭祀。則必涕泣曰。祭而豐。不㆑如㆓養之薄㆒也。間御㆓酒食㆒。則又涕泣曰。昔常不㆑足而今有㆑餘。其何及也。吾始一二見㆑之。以爲新免㆑於㆑喪適然耳。既而其後常然。至㆓其終㆒㆑身。未㆓嘗不㆒㆑然。吾雖㆑不㆑及㆑事㆑姑。而以㆑此知㆓汝父之能養㆒也。汝父爲㆑吏。嘗夜燭治㆓官書㆒。屢廢

ず涕泣して曰く、(二)祭つて豐なるは、養の薄きに如かざる也と。間〻酒食を御すれば、則ち又涕泣して曰く、昔常に足らずして今は餘り有り、(三)其れ何ぞ及ばんと。吾始め一二たび之を見て、以爲らく新に喪を免じて適〻然るのみと。既にして其後も常に然り、其身を終ふるに至るまで、未だ嘗て然らずんばあらざりき。吾姑に事ふるに及ばずと雖も、而も此を以て汝の父の能く養へるを知りぬ。汝の父吏と爲り、嘗て夜燭して官書を治め、屢〻廢して歎ず。吾之を問へば則ち曰く、此れ死獄也、(四)我其生を求むるに得ざるのみと。吾曰く、生求むべきか。曰く(五)其生を求めて得ずんば、則ち死者と我と皆恨無きなり、矧んや求めて得ること有るをや。(六)其得ること有るを以てすれば、則ち求めずして死する者の恨有るを知る。夫常に其生を求むとも、猶ほ之を死に失す。而るを世は常に其死を求むるをやと。(七)乳者の汝を抱いて旁に立つを回顧し、因り指して歎じて曰く、(八)術者謂ふ、我歲行は戌に在り、將に死せんとすと。其言をして然らしめば、吾兒の(九)立つを見る

不幸。生四歲而孤。太夫人守レ節自誓。居レ貧自力レ於二衣食一。以長以敎。俾レ至レ於二成人一。太夫人告レ之曰。汝父爲レ吏廉。而好二施與一。喜二賓客一。其俸祿雖レ薄常不レ使レ有レ餘。曰毋三以レ是爲二我累一。故其亡也。無二一瓦之覆。一壠之植。以庇而爲レ生。吾何恃而能自守耶。吾於二汝父一。知二其一二一。以有レ待二於汝一也。自三吾爲二汝家婦一。不レ及レ事二吾姑一。然知二汝父之能養一也。汝孤而幼。吾不レ能レ知二汝之必有一レ立。然知二汝父之必將レ有一レ後也

施與を好み、賓客を喜ぶ。其俸祿薄しと雖も、常に餘有らしめず、曰く、是を以て我累を爲すこと毋れと。故に其亡するや、(五)一瓦の覆、一壠の植、以て庇うて生を爲すこと無かりき。吾何を恃んで能く自ら守らんや。吾汝の父に於ける(六)其一二を知り、以て汝に待つこと有りしなり。吾汝の家の婦と爲りしより、吾姑に事ふるに及ばざりき。然れども汝の父の能く養ひしを知れり。汝孤にして幼なり、吾汝の必ず(七)立つこと有るを知る能はず。然れども汝の(八)父の必ず將に後有らんとするを知れりき。

(一) 贈爵の號なり、名は觀字は仲賓　(二) 卜吉は卜して葬地を定むること　(三) 墓道也　(四) 母鄭氏　(五) 家屋田園一も活計を爲すべき餘財なかりきと也　(六) 父の行狀の一二を知り將來を樂んで今日に到りしなり、蓋し積善の家餘慶あるを暗示す　(七) 立身せんこと　(八) 父の行狀に徵し必ず其後の榮ゆべきを知れりと也

吾之始歸也。汝父免レ於二母

吾の始めて歸ぐや、汝の父母(一)の喪を免じて、方に逾年。歲時の祭祀には、則ち必

死且二十餘年一。王顧者死亦六七年矣。其送ㇾ君而臨ㇾ穴者。及與ㇾ君同ㇾ府而遊者。十蓋八九死矣。其幸而在者。不ㇾ老則病且衰。如ㇾ余是也。嗚呼盛衰生死之際。未二始不一ㇾ如ㇾ是。是豈足ㇾ道哉。惟爲ㇾ善者能有ㇾ後。而託二於文字一者。可三以無ㇾ窮。故於二其改葬一也。書以遺二其子一。俾ㇾ碣二於墓一。且以寫二余之思一焉。吉甫今爲二大理寺丞一。知二緱氏縣一。山甫始以二進士一賜二出身一云。

て其子に遺り、墓に碣(四)せしめ、且つ以て余が思を寫す。吉甫今大理寺丞と爲り緱氏縣に知たり。山甫は始めて進士を以て出身を賜ふと云ふ。

(一)自己の身を立つ　(二)葬地は卜筮によりて選む、故に謂ふ　(三)盛衰の數すべて然らざるは莫しと也　(四)碣に書して墓前に建てしむ

瀧岡阡表

嗚呼惟我皇考崇公。卜三吉於二瀧岡一之六十年。其子修始克表二於其阡一。非三敢緩一也。蓋有ㇾ待也。修

嗚呼、惟我皇考崇公(一)、吉を瀧岡に卜する(二)の六十年、其子修始めて克く其阡(三)に表す。敢て緩うするに非るなり、蓋し待つこと有りしなり。修不幸、生れて四歳にして孤なり。太夫人(四)節を守り自ら誓ひ、貧に居て自ら衣食に力め、以て長じ以て敎へ、成人に至らしめぬ。太夫人之に告げて曰く、汝の父は吏と爲つて廉に、

爲レ人靜默修潔。常坐レ府治レ事。省二文書一。尤盡三心於二獄訟一。初以レ辟爲二其府推官一。既罷。又辟二司錄一。河南人多頼レ之。而守尹屢薦二其材一。君亦工レ書。喜レ爲レ詩。閑則從レ予遊。其語言簡而有レ意。飲レ酒終日不レ亂。雖レ醉未二嘗頽墮一。與レ之居者。莫レ不レ服二其德一。故師魯志レ之曰。飭レ身臨レ事。余嘗媿二堯夫一。堯夫不二余媿一也。

始君之葬。皆以其地不レ善。又葬速。其禮不レ備。君夫人崔氏有二賢行一。能教二其子一。而二子孝謹。克自樹立。卒能改二葬君一如二吉卜一。君其可レ謂レ有レ後矣。自二君卒一後。文僖公得レ罪。貶二死漢東一。吏屬亦各引去。今師魯

始め君の葬、皆以へらく其地善からず、又葬速にして其禮備らずと。君の夫人崔氏賢行有り、能く其子を教ふ。而して二子孝謹、克く(一)自ら樹立し、卒に能く君を改葬すること吉卜の如し。君其れ後有りと謂ふべし。君卒してより後、文僖公罪を得て漢東に(二)貶死す、吏屬も亦各〻引き去る。今師魯死して且に十餘年ならんとし、王顧といふ者死して亦六七年なり。其の君を送つて穴に臨みし者、及び君と府を同じうして遊びし者、十に蓋し八九は死せり。其幸にして在る者も、老いざれば則ち病み且つ衰ふ、余が如き是なり。嗚呼盛衰生死の際は、(三)未だ始より是の如くならずんばあらず、是れ豈道ふに足らんや。惟善を爲す者能く後有つて、文字に託する者以て窮り無かるべきのみ。故に其改葬するに於て、書して以

文學一仕至二貫顯一。所レ至多招二集文士一。而河南吏屬。適皆當時賢材知名士。故其幕府號爲二天下之盛一。君其一人也。文僖公善待レ士。未三嘗責以二吏職一。而河南又多二名山水竹林茂樹奇花恠石一。其平臺淸池。上二下荒墟草莽之閒一。余得下日從二先生長者一賦レ詩飮レ酒以爲上レ樂。而君

く士を待ち、未だ嘗て責むるに吏職を以てせず。而して河南又名山水、竹林、茂樹、奇花恠石多く、其平臺淸池、荒墟草莽の閒に上下す。余日に先生長者に從つて、詩を賦し酒を飮んで、以て樂と爲すを得たり。而して君人と爲り、靜默修潔、(四)常に府に坐して事を治め、文書を省し、尤も心を獄訟に盡す。初め辟を以て其府の推官と爲り、既に罷められ、又司錄に辟さる、河南の人多く之に賴る。守尹屢〻其材を薦む。君も亦書を工にし、喜んで詩を爲り、閑あれば則ち予に從つて遊ぶ。其語言簡にして意有り、酒を飮むも終日亂れず、醉ふと雖も未だ嘗て頽(五)墮せず。之と居る者、其德に服せざる莫し。故に師魯之に志して曰く、身を飭へ(六)て事に臨む、余嘗て堯夫に媿づ、堯夫余に媿ぢざる也と。

(一) 錢惟演文僖と諡す　(二) 吳越王の後なるを曰ふ　(三) 河南留守の役所　(四) 寡言にして淸潔を好む　(五) 醉うてだらしなくなる如き事なし　(六) 謹愼端正に身を持するなり

北邙山下。其友人河南尹師魯志二其墓一。而廬陵歐陽修爲二之銘一。以二其葬之速一也。不レ能レ刻レ石。乃得二金谷古甎一。命二太原王顧一以レ丹爲二篆書一。納レ於二壙中一。嘉祐二年某月某日。其子吉甫山甫。改二葬君於伊闕之教忠鄕積慶里一。君之始葬二北邙一也。吉甫纔數歲。而山甫始生。余及送者。相與臨レ穴視二窆且封一。哭而去。今年春。予主試二天下貢士一。而山甫以二進士一試二禮部一。乃來告以レ將レ改二葬其先君一。因出レ銘以示レ余。蓋君之卒。距レ今二十有五年矣。

歳、而して山甫始めて生る。余及び送る者、相與に穴に臨んで、窆(六)し且つ封(七)ずるを視て、哭して去りぬ。今年春、(八)予主として天下の貢士を試む。而して山甫進士を以て禮部に試みらる。乃ち來り告ぐるに將に其先君を改葬せんとするを以てす。因つて銘を出して以て余に示す。蓋し君の卒する、今を距ること二十有五年なり。

(一) 仁宗の年號　(二) 河南に在り　(三) 河南に在り、晉の時石崇の別業を置く　(四) 古瓦　(五) 墓穴中　(六) 穴へ棺を下す也　(七) 土を以て墓塚を築く　(八) 嘉祐二年

初天聖明道之閒。錢文僖公守二河南一。公王家子。特以二

初め天聖明道の間、(一)錢文僖公河南に守たり。公は王家(二)の子、特に文學を以て仕へて貴顯に至り、至る所多く文士を招集す。而して河南の吏屬、適に皆當時の賢材知名の士なり。故に其幕府(三)は號して天下の盛と爲す。君は其一人なり。文僖公善

愈大。則其自顧也愈重。自顧愈重。則其合愈難。然欲下與共二大事一立中奇功上。非レ得二難レ合自重之士一不レ可レ爲也。古之魁雄之人。未三始不レ負二高世之志一。故寧或毀レ身汚レ迹。卒困レ於レ無レ聞。或而老且レ死而。幸一遇。猶克少施レ於レ世。若二晏卿一者。非三徒與レ世難レ合而不レ克レ所レ施。亦其不幸不レ得レ至レ乎二中壽一。其命也夫。其可レ哀也夫。

然たり ㊄ 聊かなりとも自己を屈して世に合はせんとはせず ㊅ 世俗に合はざる自重の士人 ㊆ 世俗に超絶せる高き志 ㊇ 身を破り、行迹をよごし晦まし ㊈ 晏卿五十ならずして死せり

河南府司錄張君墓表

故大理寺丞河南府司錄張君。諱汝士。字堯夫。開封襄邑人也。明道二年八月壬寅。以レ疾卒レ於レ官。享年三十有七。卒之七日。葬二洛陽

故の大理寺丞河南府司錄張君、諱は汝士、字は堯夫、開封襄邑の人也。明道(一)二年八月壬寅、疾を以て官に卒す。享年三十有七。卒するの七日、洛陽北邙山(二)の下に葬る。其友人河南の尹師魯其墓に志し、而して廬陵の歐陽修之が銘を爲る。其葬の速なるを以て、石に刻する能はず、乃ち金谷(三)の古甎(四)を得て、太原の王顧に命じ、丹を以て篆書を爲り、壙中に納る。嘉祐二年某月某日、其子吉甫山甫、君を伊闕の教忠鄉の積慶里(五)に改葬す。君の始めて北邙に葬るや、吉甫纔に數

愚一。皆盡二忻懽一。及レ可二否天下是非善惡一。當二其意一者。無二幾人一。其爲二文章一勁健。稱二其意氣一。有二子濟滋一。天子聞二其喪一。官二其一子一。使レ祿二其家一。既卒之三十七日。葬二於太淸之先塋一。其友歐陽修表二於其墓一曰。嗚呼曼卿。寧自混以爲レ高。不二少屈以合一レ世。可レ謂二自重之士一矣。士之所レ負者

いて、其一子に官し、其家に祿せしむ。既に卒するの三十七日、太淸の先塋に葬る。其友歐陽修、其墓に表して曰く、嗚呼曼卿、寧ろ自ら混じて（四）以て高しと爲すとも、少しも（五）屈して以て世に合せず。自ら重んずるの士と謂ふべし。士の負ふ所の者愈〻大なれば、則ち其自ら顧みるや愈〻重く、自ら顧みること愈〻重ければ、則ち其合ふこと愈〻難し。然れども與に大事を共にし、奇功を立てんと欲せば、（六）合ひ難くして自ら重んずるの士を得るに非ずんば、爲すべからざる也。古の魁雄の人、未だ始より（七）高世の志を負はずんばあらず。故に寧ろ或は（八）身を毀ち迹を汚し、卒に聞ゆること無きに困むとも、或は老いて且に死せんとして幸に一遇せば、猶ほ克く少しく世に施さん。曼卿の若き者は、徒に世と合ひ難くして施す所を克くせざるのみにあらず、亦其れ不幸にして（九）中壽にだに至るを得ず。其れ命なるかな、其れ哀むべきかな。

（一）禮節法度を以て律すべからず　（二）出處進退の大節　（三）其意に適當する人物　（四）酒徒に混じて以て自ら傲

陝西之民。得二鄕兵數十萬一。曼卿奉レ使。籍二兵河東一。還稱レ旨。賜二緋衣銀魚一。天子方思レ盡二其才一。而且病矣。既而聞レ邊將有乙欲下以二鄕兵一扞上レ賊者。笑曰。此得二吾粗一也。夫不レ教之兵。勇怯相雜。若怯者見レ敵而動。則勇者亦牽而潰矣。今或不レ暇レ教。不レ若レ募二其敢行者一。則人人皆勝兵也。其視レ世蔑若レ不レ足レ爲。及レ聽二其設施之方一。雖二精思深慮一。不レ能レ過也。

狀貌偉然。喜レ酒自豪。若レ不レ可三繩以二法度一。退而質二其平生一。趣舍大節。無二一悖レ於レ理者一。遇レ人無二賢

るに暇あらずんば、其敢行の者を募るに若かず、則ち人人皆勝兵(七)ならんと。其世を視る、蔑(八)して爲すに足らざるが若きも、其施設の方を聽くに及んでは、精思深慮と雖も、過ぐる能はざる也。

狀貌偉然、酒を喜んで自ら豪とし、繩(一)すに法度を以てすべからざるが若けれども、退いて其平生を質すに、趣舍大節(二)、一も理に悖る者無し。人を遇するに賢愚と無く、皆忻懽を盡す。天下の是非善惡を可否するに及んでは、其意(三)に當る者幾人も無く、其の文章を爲るや、勁健にして其意氣に稱へり。子濟滋有り、天子其喪を聞

(一) 眞宗の景德元年　(二) 同二年　(三) 德明の子趙元昊　(四) 農民を訓練して兵としたる所謂農兵　(五) 夏竦を指す　(六) 吾が說のあらましを得たるもののみ　(七) 役に立つ兵隊　(八) 輕視

永安縣君李氏憂。服除。通判永靜軍。皆有能名。充館閣校勘。累遷大理寺丞。通判海州。還爲校理。莊獻明肅太后臨朝。曼卿上書。請還政天子。其後太后崩。范諷以言見幸。引嘗言太后事者。遽得顯官。欲引曼卿。曼卿固止之。乃已。

(一) 眞宗太郊祀の禮を行ひ廣く恩を臣下に及ぼす、曼卿亦召さる (二) 一に「二舉」に作る、眞宗實錄には二舉して三班奉職となすとあり (三) 張知白 (四) 驚視の貌、母の事を言はれて深く自らおそれ痛みたる也 (五) 范諷嘗て太后の事を言ひ寵幸あり、即ち此擧ありし也

自契丹通中國。德明盡有河南而臣屬。務休兵養息。天下晏然。內外弛武三十餘年。曼卿上書言十事。不報。已而元昊反。西方用兵。始思其言。召見稍用其說。籍河北河東

(一)契丹中國に通じ、(二)德明盡く河南を有つて臣屬してより、務めて兵を休めて養息し、天下晏然、內外武を弛むること三十餘年なり。曼卿上書して十事を言ふ、報ぜられず。已にして(三)元昊反し西方兵を用ふ。始めて其言を思つて、召見して稍〻其說を用ひ、河北河東陝西の民を籍して、(四)鄕兵數十萬を得たり。曼卿使を奉じ、兵を河東に籍す。還つて旨に稱つて、緋衣銀魚を賜ふ。天子方に其才を盡さしめんことを思へるに、而るに且つ病めり。既にして(五)邊將鄕兵を以て賊を捍がんと欲する者有りと聞き、笑つて曰く、此れ(六)吾粗を得る也。夫れ敎へざるの兵は勇怯相雜る。若し怯者敵を見て動かば、則ち勇者も亦率ゐて潰えん。今或は敎ふ

然好㆓劇飲大醉㆒。頽然自放。繇㆑是益與㆑時不㆑合。而人之從㆑其遊者。皆知㆑愛㆓曼卿落落可㆑奇。而不㆑知㆔其才之有㆓以用㆒也。年四十八。康定二年二月四日以㆓太子中允祕閣校理㆒。卒㆑於㆓京師㆒。

曼卿少擧㆓進士㆒不㆑第。眞宗推㆑恩。三擧㆓進士㆒。皆補㆓奉職㆒。曼卿初不㆓肯就㆒。張文節公素奇㆑之。謂曰。母老乃擇㆑祿邪。曼卿矍然起就㆑之。遷㆓殿直㆒。久之。改㆓太常寺太祝㆒。知㆓濟州金鄕縣㆒。歎曰。此亦可㆓以爲㆑政也。縣有㆓治聲㆒。通㆓判乾寧軍㆒。丁㆓母

曼卿少うして進士に擧げられて第せず。眞宗恩を推して(一)、(二)三たび進士に擧げられ、皆奉職に補す。曼卿初め肯て就かず。(三)張文節公素之を奇とし、謂つて曰く、母老いたり、乃ち祿を擇ぶかと。曼卿(四)矍然として起つて之に就く。殿直に遷され、久しうして太常寺の太祝に改められ、濟州金鄕縣に知たり。歎じて曰く、此れ亦以て政を爲すべきなりと。縣に治聲有り、乾寧軍に通判たり。母永安縣君李氏の憂に丁り、服除して、永靜軍に通判たり、皆能名有り。館閣校勘に充てられ、大理寺丞に累遷し、海州に通判たり。還つて校理と爲る。莊獻明肅太后朝に臨むや、曼卿上書して政を天子に還さんことを請ふ。其後太后崩ず、(五)范諷言を以て幸せらる、嘗て太后の事を言ひし者を引いて、遽に顯官を得しむ。曼卿を引かんと欲す、曼卿固く之を止む。乃ち已みぬ。

幽州入レ於二契丹一。其祖自成。始以二其族一間走南歸。天子嘉二其來一。將レ祿レ之。不レ可。乃家レ於二宋州之宋城一。父諱補之。官至二太常博士一。幽燕俗勁武。而曼卿少亦以レ氣自豪。讀レ書不レ治二章句一。獨慕二古人奇節偉行非常之功。視二世俗一。屑屑無下足レ動二其意一者上。自顧不レ合レ於レ時。乃一混レ於レ酒。

せんとす、可かず。乃ち宋州の宋城に家す。父諱は補之、官太常博士に至る。(三)幽燕の俗勁武なり。而して曼卿少きより亦(四)氣を以て自ら豪とし、書を讀むに、(五)章句を治めず、獨り古人の奇節偉行、非常の功を慕ひ、(六)世俗を視るに、(七)屑屑として其意を動すに足る者無し。自ら顧へらく時に合はずと。乃ち一に酒に混ず。然して劇飲大醉を好み、(八)頽然自放す。是に繇つて益〻時と合はず。而して人の其に從つて遊ぶ者は、皆曼卿の(九)落落奇とすべきを愛するを知つて、而も其才の以て用ふべき有るを知らざる也。年四十八、康定二年二月四日、太子の中允祕閣校理を以て、京師に卒す。

(一) 五代石晉の時、雁門以北十六州を契丹に與ふ卽ち幽州亦契丹の所屬となりし也 (二) 間道を走る (三) 韓公の董邵南を送る序を參照すべし (四) 氣概を以て自ら人に引けは取らずと威張り (五) 一章一句の瑣事には頓着せず (六) 世俗の爲す所を見るに (七) 下らぬ些細のみにて (八) 頽然醉倒して檢束なし (九) 磊落にして奇節ある點を愛するのみにて

以レ疾辭。歲餘。爲二光祿寺丞一。國子監直講一。遷二居太學一。遷二大理寺丞一。賜二緋衣銀魚一。嘉祐元年。遷二太子中允一。充二天章閣侍講一。仍居二太學一。已而病不レ能レ朝。天子數遣二使者一存問。又以二太常博士一致仕。東歸之日。太學之諸生。與二朝廷賢士大夫一。送二之東門一。執二弟子禮一。路人嗟歎以爲レ榮。以二四年六月六日一卒レ於二杭州一。享年六十有七。以二明年十月五日一。葬レ於二烏程何山之原一。其世次官邑。與二其行事一。莆陽蔡君謨具誌レ於二幽堂一。嗚呼。先生之德在レ乎人。不レ待二表而見一レ於二後世一。然非レ此無三以慰二學者之思一。乃揭レ於二其墓之原一。六年八月三日。廬陵歐陽修述。

嗚呼先生の德人に在り、表して後世に見すを待たじ。然れども此に非ずんば、以て學者の思を慰むる無し。乃ち其墓の原に揭す。六年八月三日、廬陵の歐陽修述ぶ。

㈠身分なき平民　㈡東宮の屬官　㈢仁宗の年號　㈣音樂を調査せしむ　㈤東方故里に歸る日　㈥家柄と領邑　㈦墓穴

石曼卿墓表

曼卿諱延年。姓石氏。其上世爲二幽州人一。

曼卿諱は延年、姓は石氏。其上世は幽州の人たり。㈠幽州契丹に入るや、其祖自成、始めて其族を以て閒走して㈡南に歸す。天子其來るを嘉して、將に之に祿

先生初以二白衣一見二天子一論レ樂。拜二祕書省校書郎。辟二丹州軍事推官一。改二密州觀察推官一。丁二父憂一去レ職。服除。爲二保寧軍節度推官。遂居二湖學一。召爲二諸王宮教授一。以レ疾免。已而以二太子中舍一致仕。遷二殿中丞於レ家。皇祐中。驛召至二京師一。議レ樂。復以爲二大理評事。兼太常寺主簿一。又

先生初め白衣を以て天子に見えて樂を論じ、祕書省校書郎に拜せられ、丹州の軍事推官に辟され(一)、密州の觀察推官に改めらる。父の憂に丁つて職を去り、服除して、保寧軍の節度推官と爲り、遂に湖學に居る。召されて諸王宮の教授と爲り、疾を以て免ぜらる。已にして(二)太子の中舍を以て致仕し、殿中丞に家に遷さる。(三)皇祐中、驛召して京師に至り、(四)樂を議せしむ。復以て大理評事、兼太常寺主簿と爲す。又疾を以て辭し、歲餘にして光祿寺丞國子監直講と爲る。迺ち太學に居り、大理寺丞に遷され、緋衣銀魚を賜ふ。嘉祐元年、太子の中允に遷され、天章閣の侍講に充てられ、仍太學に居る。已にして病んで朝すること能はず。天子數〻使者を遣して存問す。又太常博士を以て致仕す。(五)東歸の日、太學の諸生朝廷の賢士大夫と之を東門に送り、弟子の禮を執る。路人嗟歎して以て榮と爲す。四年六月六日を以て、杭州に卒す。享年六十有七。明年十月五日を以て、烏程何山の原に葬る。其世次(六)官邑と、其行事とは、莆陽の蔡君謨、具に(七)幽堂に誌す。

道一以來。學者有レ師。惟先生暨泰山孫明復石守道三人。而先生之徒最盛。其在二湖州之學一。弟子去來常數百人。各以二其經一轉相傳授。其教學之法最備。行レ之數年。東南之士。莫レ不下以二仁義禮樂一爲上レ學。慶歷四年。天子開二天章閣一。與二大臣一講二天下事一。始慨然詔二州縣一皆立レ學。於レ是建二太學於京師一。而有司請下下二湖州一。取二先生之法一。以爲中太學法上。至レ今爲二著令一。後十餘年。先生始來居二太學一。學者自レ遠而至。太學不レ能レ容。取二旁官署一。以爲二學舍一。禮部貢擧。歲所レ得士。先生弟子。十常居二四五一。其高第者。知二名當時一。或取二甲科一。居二顯仕一。其餘散在二四方一。隨二其人賢愚一。皆循循雅飭。其言談擧止。不レ問可レ知レ爲二先生弟子一。其學者相語。稱二先生一。不レ問可レ知レ爲二胡公一也。

先生の法を取つて、以て太學の法と爲さんと請ふ。今に至つて著令(五)と爲す。後十餘年、先生始めて來つて太學に居る、學者遠きより至る、太學(六)容るゝ能はず。旁の官署を取つて以て學舍と爲す。禮部の貢擧(七)、歲に得る所の士、先生の弟子、十常に四五に居る。其高第の者、名を當時に知られ、或は甲科を取り、顯仕に居る。其餘は散じて四方に在り。其人の賢愚に隨つて、皆循循雅飭(八)し、其言談擧止、問はずして先生の弟子たるを知るべし。其學者の相語つて、先生と稱するは、問はずして胡公たるを知るべし。

(一) 躬行實踐以て人を化育す　(二) 仁宗の年號　(三) 先生の教學を先輩より後輩へと轉々相授く　(四) 吉州學記參照　(五) 其法を著して諸校の令式とす　(六) 先生の德を慕ふ者多きに由る　(七) 進士の試驗　(八) 徐々として次第あり雅正にして謹飭なり

先生諱瑗。字翼之。姓胡氏。其上世爲㆓陵州人㆒。後爲㆓泰州如皐人㆒。先生爲㆓人師㆒。言行而身㆓化之㆒。使㆓誠明者達㆒。昏愚者勵。而頑傲者革㆒。故其爲㆑法嚴而信。爲㆑道久而遵。師道廢久矣。自㆓景祐明

卷之十四

胡先生墓表

先生諱は瑗、字は翼之、姓は胡氏。其上世は陵州の人たり、後、泰州如皐の人と爲る。先生人の師と爲り、(一)言行して之を身化し、誠明なる者をして達に、昏愚なる者をして勵に、頑傲なる者をして革めしむ。故に其の法たるや嚴にして信、道たるや久しうして遵ふ。師道の廢すること久し。(二)景祐明道より以來、學者師有るは、惟先生曁び泰山の孫明復・石守道三人にして、而して先生の徒最も盛なり。其の湖州の學に在るや、弟子去來常に數百人、各〻其經を以て(三)轉〻相傳授す、其敎學の法最も備る。之を行ふこと數年、東南の士、仁義禮樂を以て、學と爲さゞるは莫し。慶歴四年、(四)天子天章閣を開き、大臣と天下の事を講ず。始めて慨然として州縣に詔して皆學を立つ。是に於て太學を京師に建つ。有司湖州に下り、

此。庶幾以慰二其魂一。且塞二予悲一。此我所下以請二銘於一レ子之勤上也。若レ此予忍レ不レ銘。夫人享年三十七。用二夫恩一。封二南陽縣君一。二男一女。以二其年七月七日一卒レ於二高郵一。梅氏世葬二宛陵一。以レ貧不レ能レ歸也。某年某月某日。葬レ於二潤州之某縣某原一。銘曰。高崖斷谷兮。京口之原。山蒼水深兮。土厚而堅。居レ之可レ樂兮。卜者曰然。骨肉歸レ土兮。魂氣升レ天。何必故鄉兮。然後爲レ安。

歎曰。今西兵未ㇾ解。天下重困。盜賊暴起ㇾ於ニ江淮一。而天旱且蝗如ㇾ此。我爲ニ婦人一。死而得ニ君葬ㇾ我幸矣。其所下以能安ニ居貧一而不ㇾ困者。其性識明而知ニ道理一。多ニ此類一。嗚呼其生也迫ニ吾之貧一。而沒也又無ニ以厚一焉。謂惟文字可三以著ニ其不朽一。且其生平。尤知ニ文章爲ㇾ可ㇾ貴。殁而得ㇾ

貴ぶべしと爲すを知る、殁して此を得ば、庶幾くは以て其魂を慰め、且つ予が悲を塞がん。此れ我が銘を子に請ふの勤むる所以也と。此の若くんば、予銘せざるに忍びんや。夫人享年三十七、(七)夫の恩を用つて、南陽縣君に封ぜらる。二男一女あり、其年七月七日を以て高郵に卒す。梅氏世〻宛陵に葬る、貧を以て歸する能はず。某年某月某日、潤州の某縣某原に葬る。銘に曰く、

高崖斷谷、(八)京口の原、山蒼く水深く、土厚うして堅し。之に居らば樂むべし、卜者曰く然りと。(九)骨肉は土に歸し、魂氣は天に升る。何ぞ必ずしも故鄕にして、然る後に安しと爲さん。

(一) 意氣投合する者　(二) 慶歴四年也　(三) 西夏趙氏未だ平がず　(四) 揚子江と淮河との間　(五) 其性度識量明敏　(六) 其生存の間は予の貧困切迫す　(七) 主人官に在れば夫人も爵を受くる制ありし也　(八) 地名、即ち潤州也、原は墓也の稱也　(九) 骨肉は地に歸するも魂は升天す何ぞ故鄕に歸るを必せんや云々

及二豐修一而必精以旨。其衣無二故新一而澣濯縫紉。必潔以完。所レ至官舍雖二卑陋一而庭宇灑掃。必肅以嚴。其平居語言容止。必從容以和。吾窮レ於レ世久矣。其出而幸與二賢士大夫一遊而樂。入則見二吾妻之怡怡一而忘二其憂一。使丁吾不丙以二富貴貧賤一累乙其心甲者。抑吾妻之助也。吾嘗與二士大夫一語。謝氏多從二戸屏一竊聽レ之。閒則盡能商二摧其人才能賢否。及時事之得失一。皆有二條理一。吾官二吳興一。或自レ外醉而歸。必問曰。今日孰與飲而樂乎。聞二其賢者一也則悅。否則歎曰。君所レ交皆一時賢俊。豈其屈レ己下レ之邪。惟以二道德一焉。故合者尤寡。今與二是人一飲而歡邪。是歲南方旱。仰見二飛蝗一而

吾吳興に官す、或は外より醉うて歸るに、必ず問うて曰く、今日孰と與に飲んで樂めりやと。其賢者なるを聞いては則ち悅び、否らざれば則ち歎じて曰く、君の交る所は皆一時の賢俊、豈其れ己を屈して之に下らんや。惟道德を以てす、故に合ふ者尤も寡し。今是人と飲んで歡まんやと。(二)是の歲南方旱す。仰いで飛蝗(一)を見て歎じて曰く、今(三)西兵未だ解けず、天下重困、盜賊暴に(四)江淮に起る。而して天旱し且つ蝗ある此の如し。我は婦人たり、死して君の我を葬るを得ば幸なりと。其能く貧に安居して困まざる所以の者は、(五)其性識明にして道理を知ること、此類多ければなり。嗚呼(六)其生くるや吾の貧に迫り、沒するや又以て厚うする無し。謂ふに惟文字のみ以て其不朽を著すべし。且つ其生平、尤も文章の

一歲中。書七八至。未下嘗不中以二謝氏銘一爲上言。且曰。吾妻故太子賓客諱濤之女。希深之妹也。希深父子。爲二時聞人一。而世顯榮。謝氏生レ於二盛族一。年二十以歸レ吾。凡十七年而卒。卒之夕。斂以二嫁時之衣一。甚矣吾貧可レ知也。然謝氏怡然處レ之。治二其家一有二常法一。其飲食器皿。雖レ不レ

に生れ、年二十にして以て吾に歸ぐ。凡そ十七年にして卒す。卒するの夕、斂む(七)るに嫁時の衣を以てす。甚しいかな吾貧知るべし。然れども謝氏怡然(八)として之に處り、其家を治むるに常法有り。其飲食器皿豐侈(九)に及ばずと雖も、而れども必ず精にして以て旨く、其衣に故新(一〇)と無く、而も澣濯縫紉(一一)、必ず潔にして以て完し。至る所の官舍卑陋なりと雖も、而も庭宇灑掃、必ず粛(一二)にして以て嚴なり。其平居の語言容止、必ず從容として以て和ぐ。吾世に窮すること久し。其出でゝ幸に賢士大夫と遊んで樂み、入りては則ち吾妻の怡怡たるを見て其憂を忘れ、吾をして富貴貧賤を以て其心を累はさざらしめし者は、抑ゝ吾妻の助也。吾嘗て士大夫と語るに、謝氏多くは戸屏(一三)より竊に之を聽き、聞あれば則ち盡く能く其人の才能賢否、及び時事の得失を商推(一四)するに、皆條理有り。

(一)仁宗の年號 (二)妻 (三)乞に同じ (四)官名 (五)謝希深 (六)世に聞えたる名高き人々 (七)貧にして遺骸に衣すべき衣なし (八)快活意に介せざる貌 (九)品多く侈り着る (一〇)古きと新しきと (一一)洗濯をし綻びを縫ひて (一二)端然亂れず (一三)障子襖の類 (一四)商量批評

泣曰。我殺也。不三敢以果二他人一。公之臨レ事明辨。有二古良吏決獄之術一。多如レ此。所レ居人皆愛二思之一。公娶二范氏一。封二福昌縣君一。子男四人。長曰二宗顏一。次曰二宗閔一。其二早亡。女一人。適二張氏一。亦早亡。銘曰。公之明足二以決一レ於事。愛足二以思一レ於人。仁足三以施二其族一。清足三以潔二其身一。而銘レ之以レ此。足三以遺二其子孫一。

孫に遺すに足らん。

(一) 舟の甲鋪 (二) 法廷 (三) 足械手械 (四) 恐れて顧みる (五) 如何にして公が自分を犯人と指定したるかの仔細を知らず (六) 貪賍なり (七) 他人に迷惑を及ぼさず (八) 明愛仁清の四德なり

慶歷四年秋。予友宛陵梅聖兪。來レ自二吳興一。出二其哭レ内之詩一而悲曰。吾妻謝氏亡矣。丐レ我以レ銘而葬焉。予諾レ之未レ暇レ作。居

南陽縣君謝氏墓誌銘

(一)慶歷四年の秋、予が友宛陵の梅聖兪、吳興より來り、(二)其の内を哭するの詩を出して、悲しんで曰く、吾妻謝氏亡せりと。我に(三)丐ふに銘を以てして葬らんとす。予之を諾して未だ作るに暇あらず。居ること一歲の中、書七八至る。未だ嘗て謝氏の銘を以て言を爲さずんばあらず。且つ曰く、吾妻は故の太子の賓客諱は濤の女、希深の妹也。(五)希深父子は、時の(六)聞人たり、而して世〻(四)顯榮なり、謝氏盛族

桂陽民有二爭レ舟而相毆致レ死者一。獄久不レ決。公自臨二其獄一。出レ囚坐二庭中一。去二其桎梏一。而飲二食之一。食訖。悉勞而還二於レ獄。獨留二一人於レ庭。留者色動惶顧。公曰。殺レ人者汝也。囚不レ知レ所二以然一。公曰。吾視二食者一皆以二右手一持レ匕。而汝獨以レ左。今死者傷在二右肋一。此汝殺レ之明也。囚即涕

桂陽の民舟(一)を爭ひ、相毆つて死に致せる者有り。獄久しく決せず。公自ら其獄に臨み、囚を出して庭中(二)に坐せしめ、其桎梏(三)を去つて、之に飲食せしめ、食訖つて、悉く勞りて獄に還し、獨り一人を庭に留む。留る者色動いて惶顧(四)す。公曰く、人を殺す者は汝なりと。(五)囚然る所以を知らず。公曰く、吾食する者を視るに、皆右手を以て匕(六)を持す。而るに汝獨り左を以てす。今死者の傷は右肋に在り、此れ汝が之を殺せること明也と。囚即ち涕泣して曰く、我が殺せる也、敢て以て(七)他人を累さずと。公の事に臨みて明辨するや、古良吏決獄の術有ること、多く此の如し。居る所の人皆之を愛思す。公范氏を娶る、福昌縣君に封ぜらる。子男四人、長を宗顏と曰ひ、次を宗閔と曰ひ、其二は早く亡す。女一人。張氏に適く、亦早く亡す。銘に曰く、

公の明以て事を決するに足り、愛以て人に思はるゝに足り、仁以て其族に施すに足り、淸以て其身を潔うするに足る。之を銘するに(八)此れを以てす、以て其子

疑其積物多。而僧爲姦利。命公往籍之。僧以白金千兩餽公。公笑曰。吾安用此。然汝能聽我言乎。今歲大凶。汝有積穀六七萬石。能盡以輸官而賑民。則吾不籍汝。僧喜曰。諾。饑民賴以全活。陳堯咨以豪貴自驕。官屬莫敢仰視。在江陵。用私錢。詐爲官市黄金。府吏持帖。強僚佐署。公呵吏曰。官市金。當有文符。獨不肯署。堯咨雖憚而止。然諷轉運使出公。不使居府中。鄂州滎陽。素號難治。乃徙公治之。至則決滯獄百餘事。縣民王明。與其同母兄李通爭產累歲。明不能自理。至貧爲人賃舂。公折之一言。通則具伏。盡取其產鉅萬歸於明。通退而無怨言。

署せしむ。公、吏を呵して曰く、官、金を市はゞ當に文符(九)有るべしと。獨り肯て署せず。堯咨憚つて止むと雖も、然れども轉運使に諷して公を出し、府中に居らしめざりき。鄂州の滎陽素治し難しと號す。乃ち公を徙して之を治せしむ。至れば則ち滯獄百餘事を決す。縣民王明、其同母兄李通と產を爭ふと累歲、明(一〇)自ら理すること能はず、貧にして人の爲に賃舂(一一)するに至る。公、之を一言に折して、通則ち具に伏す。盡く其產鉅萬を取つて明に歸し、通退いて怨言(一二)無かりき。

(一) 嚴格明斷文正質直　(二) 無官の士　(三) 財穀貨物を蓄積せること　(四) 強制して官に沒收するなり、押籍　(五) 人民を賑救す　(六) 無事に命を活す　(七) 時に節度使たり　(八) 官命にて黄金を買收すといふ　(九) 朝廷の命令文書　(一〇) 明は枉屈せられて自ら理分を伸す能はず　(一一) 米舂によりて餬口す　(一二) 公明正大の裁判に心服せるなり

公以二太子中允一。監二興國軍鹽酒稅一。太常丞。知二漢州雒縣一。博士。知二端州桂陽監一。屯田員外郎。知二黃州一。遷二都官一。知二永州一。皆有二能政一。坐二舉人一奪レ官。復以二屯田一通二判欽州一。以二本官一分二司西京一。託二家於レ隨。復遷二都官一於レ家。遂致仕。景祐四年四月九日卒。

公爲レ人嚴明方質。尤以二潔廉一自持。自レ爲二布衣一。非二其義一不三輙受二人之遺一。少而所レ與親舊。後或甚貴。終身不レ造二其門一。其涖レ官臨レ事。長レ於二決斷一。初爲二隨州推官一。治二獄之難レ決者三十六一。大洪山奇峰寺。聚レ僧數百人。轉運使

公人と爲り嚴明方質、(一)尤も潔廉を以て自ら持す。布衣(二)たりしより、其義に非ずんば輙く人の遺を受けず。少きより與にせし所の親舊、後或は甚だ貴きには、終身其門に造らず。其の官に涖み事に臨むや、決斷に長ぜり。初め隨州の推官と爲り、獄の決し難き者を治すること三十六。大洪山の奇峰寺に、僧を聚むること數百人なり。轉運使、其積物(三)多くして、僧の姦利を爲すを疑ひ、公に命じて往いて之を籍(四)せしむ。僧白金千兩を以て公に餽る。公笑つて曰く、吾安ぞ此を用ひん。然れども汝能く我言を聽くか。今歲大凶、汝に積穀六七萬石有り、能く盡く以て官に輸して民に賑(五)さば、則ち吾汝を籍せじと。僧喜んで曰く、諾と。饑民賴つて以て全活(六)す。陳堯咨(七)豪貴を以て自ら驕る、官屬敢て仰ぎ視るもの莫し。江陵に在りて私錢を用ひ、詐つて官黃金(八)を市ふと爲す。府吏帖を持し、僚佐を强ひて

都官二員外郎一。享年七十有九。最後終レ於レ家。以二慶歷四年三月十日一。葬レ於二安州應城縣高風鄉彭樂村一。

於二其葬一也。其素所レ養兄之子修。泣而書曰。嗚呼。叔父之亡。吾先君之昆弟。無二復在者一矣。其長養敎育之恩。既不レ可レ報。而至レ於下狀貌起居言笑之可二思慕一者上。皆不二得而見一焉矣。惟勉而紀二吾叔父之可レ傳レ於レ世者一。庶以盡二修之志一焉。

其葬に於て、其素養ふ所の兄の子修、泣いて書して曰く、嗚呼叔父の亡する、吾先君の昆弟復在る者無し。其長養敎育の恩(一)、既に報ずべからず、而して狀貌起居言笑の思慕すべき者に至つては、皆得て見ず(二)。惟勉めて吾が叔父の世に傳ふべき者(三)を紀し、庶くは以て修の志を盡さん。公、太子の中允(四)を以て、興國軍の鹽酒稅に監たり。太常丞にして、漢州雒縣に知たり。博士にして端州桂陽監に知たり。屯田員外郎にして黃州に知たり。都官に遷されて、永州に知たり。皆能政有り。擧人に坐せられて官を奪はれ、復屯田を以て欽州に通判たり。本官を以て西京に(五)分司し、家を隨に託して、復都官に家に遷され、遂に致仕す。景祐四年四月九日卒す。

(一)長成養育敎化の恩　(二)見るを得ず　(三)叔父の行事　(四)太子の中允は官名にて監は實際の役也、斯く官名と事務と異なるは宋代皆然り　(五)不合格の擧人を京に送りしに坐す

諱郴。南陵夫人蕭氏之室。爲レ孫。贈太僕少卿諱偃。追封潘原縣太君李氏之室。爲二第三子一。於レ修爲二叔父一。修不幸幼孤。依二於叔父一而長焉。嘗奉二太夫人之敎一曰。爾欲レ識二爾父一乎。視二爾叔父一。其狀貌起居言笑。皆爾父也。修雖レ幼。已能知二太夫人言爲レ悲。而叔父之爲レ親也。歐陽氏世居二江南一。僞唐李氏時。爲二廬陵大族一。李氏亡。先君昆弟。同時而仕者四人。獨先君早世。其後三人。皆登レ於レ朝以歿。公咸平三年。擧二進士甲科一。歷二南雄州判官。隨閬二州推官。江陵府掌書記一。拜二太子中允。太常丞博士。尙書屯田

の父を識らんと欲するか、爾の叔父を視よ、其狀貌起居言笑、皆爾が父なりと。修幼と雖も已に能く太夫人の言を悲しと爲し、而して叔父の(三)親たるを知れり。歐陽氏世〻江南に居る。(四)僞唐李氏の時廬陵の大族たり。李氏亡び、先君昆弟同時にして仕ふる者四人、獨り先君のみ早世す。其後三人、皆朝に登つて以て歿す。公(五)咸平三年進士の甲科に擧せられ、南雄州の判官、隨閬二州の推官、江陵府の掌書記を歷て、太子の中允、太常丞博士、尙書屯田都官の二員外郎に拜せらる。享年七十有九。最後に家に終る。(六)慶歷四年三月十日を以て、安州應城縣高風鄕の彭樂村に葬る。

(一) 劉氏に於ては曾孫に當る　(二) 母の尊稱、歐公の母鄭氏を指す　(三) 極めて身近き親類　(四) 南唐李昇自ら唐憲宗の後と稱す　(五) 眞宗の年號　(六) 仁宗の年號

快無レ所レ施。卒以レ不レ得レ志死ニ於南陽一。夢升諱注。以ニ寶元二年四月二十五日一卒。享年四十有二。其平生所レ爲文。曰ニ破碎集。公安集。南陽集一。凡三十卷。娶ニ潘氏一。生ニ四男二女一。將下以ニ慶歷四年某月某日一。葬中於ニ董坊之先塋一。其弟渭泣而來告曰。吾兄患ニ世之莫ニ吾知一。孰可レ爲ニ其銘一。予素悲ニ夢升一者。因爲ニ之銘一曰。予嘗讀ニ夢升之文一。至レ於下哭ニ其兄子庠一之詞。曰中子之文章。電激雷震。雨雹忽止。闐然滅泯。上未ニ嘗不ニ諷誦歎息而不上レ已。嗟夫夢升。曾不レ及レ庠。不レ震不レ驚。鬱塞埋藏。孰予ニ其有一。不レ使ニ其施一。吾不レ知レ所レ歸レ咎。徒爲ニ夢升一而悲。

學業を恃みて　㈤仁宗の年號　㈥祖先の墓所　㈦ひつそりとして音無きに至る　㈧已まずといふに同じ。强勢的修辭也　㈨誰か其學問文章を與へし若し天ならしめば何ぞ是を施さしめざる

公諱曄。字日華。於ニ檢校工部尙書諱託。彭城縣君劉氏之室。爲ニ曾孫一。武昌縣令

尙書都官員外郎歐陽公墓誌銘

公諱は曄、字は日華、檢校工部尙書諱は託、彭城縣君劉氏の室に(一)於て、曾孫たり。武昌縣令諱は郴、蘭陵夫人蕭氏の室には、孫たり。贈太僕少卿諱は偃、追封潘原縣の太君李氏の室には、第三子たり、修に於ては叔父たり。修不幸にして幼にして孤なり、叔父に依つて長ず。嘗て(二)太夫人の敎を奉ずるに曰く、爾

乃背出二其文一。讀レ之。博辯雄偉。意氣奔放。若レ不レ可レ禦。予又益悲二夢升志雖レ困而文章未レ衰也。是時謝希深出守二鄧州一。尤喜レ稱二道天下士一。予因手書二夢升文一通一。欲三以示二希深一。未レ及而希深卒。予亦去レ鄧。後之守レ鄧者。皆俗吏。不三復知二夢升一。夢升素剛不二苟合一。負二其所レ有。常快

として施す所無く、卒に志を得ざるを以て南陽に死せり。夢升諱は注、寶元二年四月二十五日を以て卒す、享年四十有二。其平生爲る所の文、破碎集、公安集、(五)南陽集と曰ふ、凡そ三十卷。潘氏を娶り、四男二女を生む。將に慶歷四年某月某日を以て、董坊の先塋に葬らんとす。其弟渭泣いて來り告げて曰く、吾兄世の吾を知る莫きを患へぬ。(六)孰か其銘を爲るべけんと。予素夢升を悲む者なり、因つて之が銘を爲つて曰く、

予嘗て夢升が文を讀み、其兄の子庠を哭するの詞に、子の文章、電激雷震、雨雹忽ち止んで、(七)闃然滅泯すと曰ふに至つて、未だ嘗て諷誦歎息して已まざらずんばあらず。嗟夫夢升は曾て庠に及ばず、震せず驚せずして、(八)鬱塞埋藏せり。孰か其有(九)を予へて、其をして施さしめざる。吾咎を歸せん所を知らず、徒に夢升の爲にして悲む。

(一)人に語るを嫌忌す　(二)人の運不運は皆天の命ずる所、人力の及ぶべきに非ず　(三)賞揚し言說す　(四)才智

遇三之於二江陵一。夢升顏色憔悴。初不レ可レ識。久而握レ手噓嚱。相飲以レ酒。夜醉起舞。歌呼大噱。予益悲二夢升志雖レ衰而少時意氣尚在一也。

後二年。予徙二乾德令一。夢升復調二南陽主簿一。又遇三之於二鄧閒一。嘗問二其平生所レ爲文章幾何一。夢升慨然歎曰。吾已諱レ之矣。窮達有レ命。非二世之人不一レ知レ我。我羞レ道二於世人一也。求レ之不二肯出一。遂飲二之酒一。復大醉。起舞歌呼。因笑曰。子知レ我者。

後二年、予乾德の令に徙る。夢升復南陽の主簿に調せられ、又之に鄧の閒に遇ふ。嘗て其平生爲る所の文章幾何ぞと問ふに、夢升慨然として歎じて曰く、吾已に之を諱めり、(一)窮達命有り、世の人我を知らざるに非ず、我世人に道ふを羞づと。之を求むれども肯て(二)出さず。遂に之に酒を飲ましむ。復大いに醉ひ、起舞歌呼し、因つて笑つて曰く、子は我を知る者なりと。乃ち肯て其文を出す。之を讀むに博辨雄偉、意氣奔放、禦ぐべからざるが若し。予又益〻夢升が志困むと雖も、而も文章未だ衰へざるを悲む。是時謝希深出でゝ鄧州に守たり、尤も天下の士を(三)稱道するを喜ぶ。予因つて手づから夢升の文一通を書して、以て希深に示さんと欲す。未だ及ばずして希深卒し、予も亦鄧を去りぬ。後の鄧を守る者は皆俗吏、復夢升を知らず。夢升素剛にして苟も合はず、其の有する所を(四)負うて、常に怏怏

吉。祖諱某。父諱中雅。皆不仕。黃氏世爲江南大族。自其祖父以來。素以家貲賑鄉里。多聚書以招延四方之士。夢升兄弟皆好學。尤以文章意氣自豪。予少家隨州。夢升從其兄茂宗官於隨。予爲童子。立諸兄側。見夢升。年十七八。眉目明秀。善飮酒談笑。予雖幼。心已獨奇夢升。後七年。予與夢升皆擧進士於京師。夢升得丙科。初任興國軍永興主簿。怏怏不得志。以疾去。久之。復調江陵府公安主簿。時予謫夷陵令。

升兄弟皆學を好み、尤も文章意氣を以て自ら豪とす。(二)予少かりしとき隨州に家す。夢升其兄茂宗の隨に官するに從ふ。予童子たりしとき、諸兄の側に立つて夢升を見しに、年十七八、眉目明秀、善く酒を飮んで談笑せり。予幼と雖も、心已に獨り夢升を奇とす。後七年、予夢升と皆進士に京師に擧せられ、夢升は丙科を得て、初め興國軍永興主簿に任ぜられ、怏怏(三)として志を得ず、疾を以て去る。久しうして復江陵府公安主簿に調せらる。時に予夷陵の令に謫せられ、之に江陵に遇ひしに、夢升顏色憔悴(四)、初め識るべからず。久しうして手を握り、噓嚱(五)して相飮むに酒を以てす。夜醉うて起舞し、歌呼して大噱(六)す。予益〻夢升の志衰ふと雖も、而も少時の意氣尚ほ在ることを悲めり。

(一) 家に有する財産 (二) 文章と氣概とを以て人にひけは取らずとす (三) 不滿足にして樂まざる貌 (四) やつれはてる (五) 歎息 (六) 大笑

權大名府推官。三女皆早卒。孫曰ㇾ邁。曰ㇾ遲。有二文集二十卷。謚法三卷一。君善與ㇾ人交。然二人患難一。死則郵二養其孤一。鄉人多德ㇾ之。蓋晚而好ㇾ易。曰易之道深矣。汨而不ㇾ明者。諸儒以二附會之說一。亂ㇾ之也。去ㇾ之則聖人之旨見矣。作二易傳一。未ㇾ成而卒。治平四年十月壬申。葬ㇾ於二彭山之安鎭鄉可龍里一。君生ㇾ於二遠方一。而學ㇾ文晚成。常歎曰。知ㇾ我者惟吾父與二歐陽公一也。然則非ㇾ余誰宜ㇾ銘。銘曰。蘇顯二當世一。實欒城人。以ㇾ宦留ㇾ眉。蕃蕃子孫。自二其高曾一。鄉里稱ㇾ仁。偉歟明允。大發ㇾ於ㇾ文。亦既有ㇾ文。而又有ㇾ子。其存不ㇾ朽。其嗣彌昌。嗚呼明允。可ㇾ謂ㇾ不ㇾ亡。

ふべし。

㊀ 禮儀を掌る職なり、建隆は太祖の年號 ㊁ 未だ裁許を得ざる中 ㊂ 英宗の年號 ㊃ 人の經義を第一に教ふ ㊄ 水の深くして底を知らざるが如く、沈んで明かならざるは ㊅ 牽强附會したる臆說 ㊆ 河北の地名 ㊇ 滋息衆多の貌

黃夢升墓誌銘

予友黃君夢升。其先婺州金華人。後徙二洪州之分寧一。其曾祖諱元

予が友黃君夢升、其先は婺州金華の人、後洪州の分寧に徙る。其曾祖諱は元吉、祖諱は某、父諱は中雅、皆仕へず、黃氏世〻江南の大族たり。其祖父より以來、(一)素家貲を以て鄉里を賑はす。多く書を聚めて以て四方の士を招延す。夢

州項城縣令姚闢。同修禮書。爲太常因革禮一百卷。書成。方奏未報。而君以疾卒。實治平三年戊申四月也。享年五十有八。天子聞而哀之。特贈光祿寺丞。勅有司具舟載其喪。歸於蜀。君娶程氏。大理寺丞文應之女。生三子。曰景先。早卒。軾今爲殿中丞。直史館。轍

る。大理寺丞文應の女なり。三子を生む、景先と曰ふは、早く卒す。軾は今殿中丞、直史館たり、轍は權大名府の推官たり。三女は皆早く卒す。孫を邁と曰ひ、遲と曰ふ。文集二十卷、謚法三卷有り。君善く人と交り、人の(四)患難を急にし、死すれば則ち其孤を卹養す。鄕人多く之を德とす。蓋し晩にして易を好む。曰く、易の道は深し、(五)汨として明かならざる者は、諸儒附會(六)の說を以て之を亂せる也、之を去らば則ち聖人の旨見はれんと。易傳を作る。未だ成らずして卒す。治平四年十月壬申、彭山の安鎭鄕の可龍里に葬る。君遠方に生れ、文を學んで晩成す。常に歎じて曰く、我を知る者は惟吾父と歐陽公とのみと。然らば則ち余に非ずして誰か宜しく銘すべき。銘に曰く

蘇當世に顯る、實に(七)欒城の人なり。宦を以て眉に留る、(八)蕃蕃たる子孫、其高曾よりす。鄕里仁を稱す、偉なるかな明允、大いに文に發し、亦既に文有り、而して又子有り。其れ存して朽ちず、其嗣彌々昌なり。嗚呼明允、亡びずと謂

不ㇾ中。退而歎曰。此不ㇾ足ㇾ爲二吾學一也。悉取二所ㇾ爲文數百篇一焚ㇾ之。益閉ㇾ戸讀ㇾ書。絶ㇾ筆不ㇾ爲二文辭一者五六年。乃大究二六經百家之説一。以考二質古今治亂成敗。聖賢窮達出處之際一。得二其粹精一。涵畜充溢。抑而不發。久之慨然曰可矣。由ㇾ是下ㇾ筆。頃刻數千言。其縱横上下。出入馳驅。必造ㇾ於二深微一而後止。蓋其稟也厚。故發ㇾ之遲。志也慤。故得ㇾ之精。自ㇾ來二京師一。一時後生學者。皆尊二其賢一。學二其文一。以爲二師法一。以二其父子倶知ㇾ名。故號二老蘇一以別ㇾ之。

(一) 官名、地圖を掌る (二) 相變らずにて少しも勉強せざりき (三) 謝絶す、往來をことわる (四) 及第を得ず (五) 人を取る科目の名、茂材は上世の秀才なり (六) 聖人賢者の窮して道行はれず、達して世を濟ひ出でゝ朝に仕へ隱れて山林に處りし間の眞相を考へたるなり (七) 天に受くる所厚重なり (八) 誠實

初修爲上二其書一。召二試紫微閣一。辭不ㇾ至。遂除二試祕書省校書郎一。會太常修二纂建隆以來禮書一。乃以爲二霸州文安縣主簿一。使ㇾ食二其祿一。與二陳

初め修爲に其書を上り、紫微閣に召試せらる。辭して至らず。遂に祕書省校郎に除試せらる。會〻太常建隆以來の禮書を修纂す。乃ち以て霸州文安縣の主簿と爲し、其祿を食ましめ、陳州項城縣の令姚闢と、同じく禮書を修め、太常因革禮一百卷を爲る。書成る、方に奏して未だ報ぜざるに、君疾を以て卒す。實に治平三年戊申四月也。享年五十有八。天子聞いて之を哀み、特に光祿寺丞を贈り、有司に勅して舟を具へしめ、其喪を載せて蜀に歸らしむ。君、程氏を娶

皆不レ顯。職方君三子。曰レ瀹曰レ渙。皆以二文學一擧二進士一。而君少獨不レ喜レ學。年已壯。猶不レ知レ書。職方君縱而不レ問。鄕閭親族皆怪レ之。或問二其故一。職方君笑而不レ答。君亦自如也。年二十七。始大發憤。謝下其素所二往來一少年上。閉レ戶讀レ書。爲二文辭一。歲餘擧二進士一。再不レ中。又擧二茂材異等一。

して問はず。鄕閭親族皆之を怪む。或ひと其故を問ふ、職方君笑つて答へず、君も亦自如(二)たりき。年二十七、始めて大いに發憤し、其の素往來する所の少年を謝(三)し、戶を閉ぢて書を讀み、文辭を爲る。歲餘にして進士に擧げられ、再び中らず。(四)又茂材異等に擧げられて、中らず。退いて歎じて曰く、此れ吾學と爲すに足らず(五)と。悉く爲る所の文數百篇を取つて之を焚き、益〻戶を閉ぢて書を讀み、筆を絕つて文辭を爲らざる者五六年。乃ち大いに六經百家の說を究めて、以て古今の治亂成敗、(六)聖賢窮達出處の際を考質し、其粹精を得、涵畜充溢、抑へて發せず。久しうして慨然として曰く、可なりと。是に由つて筆を下すに、頃刻にして數千言。其縱橫上下、出入馳驅、必ず深微に造つて後に止む。蓋し其稟(七)くるや厚し、故に之を發すること遲く、志すや慤(八)なり、故に之を得ること精し。京師に來つてより、一時の後生學者、皆其賢を尊び、其文を學びて、以て師法と爲す。其父子倶に名を知らるゝを以て、故に老蘇と號して以て之を別つ。

二子軾轍。偕至二京師一。翰林學士歐陽修。得二其所レ著書二十二篇一。獻二諸朝一。書既出。而公卿士大夫爭傳レ之。其二子擧二進士一。皆在二高等一。亦以二文學一稱二於時一。眉山在二西南數千里外一。一日父子隱然。名動二京師一。而蘇氏文章。遂擅二天下一。君之文博辨宏偉。讀者悚然想二見其人一。既見而溫溫似レ不レ能レ言。及二即レ之與居一。愈久而愈可レ愛。間而出二其所一レ有。愈叩而愈無レ窮。嗚呼。可レ謂二純明篤實之君子一也。

(五)一日父子(六)隱然として名京師を動し、而して蘇氏の文章遂に天下に(七)擅なり。君の文博辨宏偉、讀む者(八)悚然として其人を想見す。既に見れば、溫溫言ふ能はざるに似たり。之に即いて與に居るに及び、愈〻久しうして愈〻愛すべく、閒にして其の有する所を出すに、(九)愈〻叩けば愈〻窮り無し。嗚呼、純明篤實の君子と謂ふべき也。

(一) 有は助字 (二) 並に仁宗の年號 (三) 權書衡論等 (四) 高第に同じ (五) 一朝 (六) 何となく畏く威ある貌
(七) みちわたる、橫行す (八) 恐れ愼む貌 (九) 意見を問ひ聽けば問ひ聞くほど

曾祖諱祐。祖諱杲。父諱序。贈二尚書職方員外郞一。三世

曾祖諱は祐、祖諱は杲、父諱は序、尚書職方員外郎を贈らる。(一)三世皆顯れず。職方君三子あり、澹と曰ひ、渙と曰ふ、皆文學を以て、進士に擧げらる。而るに君少きより獨り學を喜ばず、年已に壯なるも、猶ほ書を知らず。職方君縱

幾并寫予之所以哀君者。其辭曰。謂爲無力兮。孰擊而去之。謂爲有力兮。胡不反子之歸。豈彼能兮此不爲。善百譽而不進兮。一毀終世所顚擠。荒孰問兮。杳難知。嗟子之中兮。有韞而無施。文章發耀兮。星日光輝。雖冥冥以掩恨兮。宜昭昭其永垂。

と雖も、宜しく昭昭として其れ永く垂るべし。

(一) 無實の罪名　(二) 顯用せられて朝に列す　(三) 歌を作つて君を哀しむ、長は永なり　(四) 天果して力無くば何ぞ子を去るを得ん、力有りとせば何ぞ子を喚返さゞるや、豈去るを能くして呼返すを能くせざらんや。蓋し下句「荒とし」云々に應ずる也。一說無力有力を小人王拱辰等の事とす　(五) 推し倒し轉顚せしむ

有蜀君子曰蘇君。諱洵。字明允。眉州眉山人也。君之行義修於家。信於鄕里。聞於蜀之人久矣。當至和嘉祐之閒。與其

故霸州文安縣の主簿蘇君墓誌銘

(一)有蜀の君子を蘇君と曰ふ、諱は洵、字は明允、眉州眉山の人也。君の行義、家に修り、鄕里に信あり、蜀の人に聞ゆること久し。(二)至和嘉祐の閒に當つて、其二子軾轍と、偕に京師に至る。翰林學士歐陽修、其の著す所の書二十二篇を得て、(三)諸を朝に獻ず。書既に出でゝ、公卿士大夫爭つて之を傳ふ。其二子進士に擧げられ、皆(四)高等に在り、亦文學を以て時に稱せらる。眉山は西南數千里の外に在り。

去也。居數年。復得湖州長史。慶歷八年十二月某日。以疾卒於蘇州。享年四十有一。君先娶鄭氏。後娶杜氏。三子。長曰泌。將作監主簿。次曰液。曰激。女二。長適前進士趙絃。次尙幼。

初君。得罪時。以奏用錢爲盜。無敢辨其寃者。自君卒後。天子感悟。凡所被逐之臣。復召用。皆顯列於朝。而至今無復爲君言者。宜其欲求伸於地下也。宜予述其得罪以死之詳。而使後世知其有以也。既又長言以爲之辭。庶

初め君が罪を得し時、奏用の錢を以て盜すと爲し、敢て其寃(一)を辨ずる者無し。君卒してより後、天子感悟す。凡そ逐はるゝ所の臣は、復召し用ひられ、皆朝に顯列(二)す。而るに今に至るまで復君の爲に言ふ者無し、宜なり其地下に伸びんことを求めんと欲すること。宜なり予が其の罪を得て以て死するの詳を述べて、後世をして其の以有るを知らしむること。既に又長言して以て之が辭を爲せり、庶幾くは幷せて予の君を哀む所以の者を寫さん(三)。其辭に曰く、

(四)謂つて力無しと爲さんか、孰か擊つて之を去りし。謂つて力有りと爲さんか、胡ぞ子の歸を反さゞる。豈彼能くして此れ爲さゞらんや。善は百譽あれども進まず、一毀は終世顚擠(五)する所。荒として孰か問はん、杳として知り難し。嗟子の中、韞む有れども施す無し。文章發耀して、星日光輝あり、冥冥以て恨を掩ふ

君攜ニ妻子ー居ニ蘇州ー。買ニ木石ー。作ニ滄浪亭ー。日益讀レ書。大涵ニ肆於ニ六經ー。而時發ニ其憤懣於ニ歌詩ー。至ニ其所レ激。往往驚絕。又喜ニ行草書ー。皆可レ愛。故其雖ニ短章醉墨ー。落筆爭爲ニ人所レ傳。天下之士。聞ニ其名ー而慕。見ニ其所レ傳而喜。往揖ニ其貌ー而竦。聽ニ其論ー而驚以服。久與レ之居。而不レ能ニ舍以

君妻子を攜へて蘇州に居り、木石を買つて滄浪亭を作り、日に益〻書を讀み、大いに六經に涵肆して(一)、時〻其憤懣(二)を歌詩に發す。其の激する所に至つては、往往にして驚絕す。又行草の書を喜む、皆愛すべし。故に其の短章醉墨(三)と雖も、落筆(四)爭つて人の傳ふる所と爲る。天下の士、其名を聞いて慕ひ、其傳ふる所を見て喜び、往いて其貌を揖(五)して竦し、其論を聽いて驚き、以て服す。久しく之と居るに、舍てゝ以て去る能はざる也。居ること數年、復湖州の長史を得たり。慶(六)歷八年十二月某日、疾を以て蘇州に卒す、享年四十有一。君先は鄭氏を娶り、後に杜氏を娶る。三子あり、長を泌と曰ふ、將作監の主簿たり。次を液と曰ひ、激と曰ふ。女二、長は前進士趙紘に適く。次は尙ほ幼なり。

(一) 涵は涵養、肆はノブルの義、卽ち力を六經にのべて其德を涵養すと也　(二) 世を憤る不平の心　(三) 醉餘の揮毫　(四) 筆を著くれば　(五) 面接して之を敬し、其議論を謙聽して驚く　(六) 仁宗の年號。慶歷の字史書に徵するに當に「慶曆」に作るべし

人之所レ難レ言。范文正公薦レ君。召試得二集賢校理一。自二元昊反一。出兵無レ功。而天下殆二於乂安一。尤因二兵事一。天子奮然用二三四大臣一。欲下盡革二衆弊一。以紓上民。於二是時一。范文正公與二今富丞相一。多レ所二設施一。而小人不レ便。顧二人主方信用一。思レ有二以撼動一。未レ得二其根一。以二君文正公之所レ薦。而宰相杜公壻一也。乃以レ事中レ君。坐三監二進奏院一祠レ神。奏下用市二故紙一錢上。會レ客。爲二自盜一除レ名。君名重二天下一。所レ會客。皆一時賢俊。悉坐貶逐。然後中レ君者喜曰。吾一擧網盡レ之矣。其後三四大臣悉罷去。天下事卒不二復施爲一。

て、范文正公今の富丞相と、施設する所多かりしが、而も小人は便とせず、人主の方に信用するを顧み、以て撼動（四）すること有らんを思うて、未だ其根を得ず。君は文正公の薦めし所にして、宰相杜公の壻なるを以て、乃ち事（五）を以て君に中つ。（六）進奏院を監し神を祠るに、故紙を市りたる錢を奏用して客を會せるに坐し、自盜と爲して名を除かる。君が名天下に重く、會する所の客皆一時の賢俊、悉く坐せられて貶逐（七）せられき。然る後に君に中つる者喜んで曰く、吾一擧に網して之を盡せりと。其後三四の大臣悉く罷め去り、天下の事卒に復施爲（八）せず。

（一）治安に同じ　（二）前文に出でし韓范富等を指す　（三）緩和　（四）其位置をゆり殺さんとす　（五）即ち下文に在る事　（六）詔勅及び宣旨受理を掌る官署。此句一に「進奏院の神を祠る奏用の市故錢を監し」と訓ず。故紙を市りたる錢にて祠神の奏用に供すと解せる也　（七）官籍削除　（八）改革中絶して施行せられず

年十月某日。葬君於潤州丹徒縣義里郷檀山里石門村。又號泣於其父曰。吾大屈於人間。猶可伸於地下。於是杜公及君之子泌。皆以書來乞銘以葬。君諱舜欽。字子美。其上世居蜀。後徙開封。爲開封人。自君之祖諱易簡。以文章有名。太宗時。承旨翰林。爲學士。參知政事。官至禮部侍郎。父諱耆。官至工部尚書。直集賢院。君少以父蔭補太廟齋郎。調滎陽尉。非所好也。已而鎖其廳去。擧進士。中第。改光祿寺主簿。知蒙城縣。丁父憂。服除。知長垣縣。遷大理評事。監在京樓店務。

在京樓店務に遷さる。

㊀宰相杜衍なり ㊁生前に志を得ざりき ㊂即ち蘇子美文集なり、第十一卷「蘇氏文集序」參照 ㊃仁宗の年號 ㊄世間に用ひられざりしを謂ふ ㊅翰林學士中年德倶に高きを承旨となす ㊆父祖の功績にて官に補せらるゝこと ㊇官を罷めて去り ㊈京に在る商家の納税を督する職

君狀貌奇偉。慷慨有大志。少好古。工爲文章。所至皆有善政。官於京師。位雖卑。數上疏論朝廷大事。敢道

君狀貌奇偉、慷慨大志有り、少きより古を好み、工に文章を爲る。至る所皆善政有り。京師に官し、位卑しと雖も、數〻上疏して朝廷の大事を論じ、敢て人の言ひ難き所を道ふ。范文正公君を薦め、召し試せられて集賢校理を得たり。元昊反してより、出兵功無し、而も天下久安(二)に殆く、尤も兵事を困む。天子奮然として三四(一)の大臣を用ひ、盡く衆弊を革めて以て民を紓(三)せんと欲す。是時に於

喪。布衣蔬食。居數歲。提二君之孤子一。斂二其平生文章一走二南京一。號三泣於二其父一曰。吾夫屈レ於レ生。猶可レ伸レ於レ死。其父太子太師以告レ於レ予。予爲集二次其文一而序レ之。以著君之大節。與三其所二以屈伸得失一。以深誚乙世之君子。當下爲二國家一樂上育二賢材一者甲。且悲二君之不幸一。其妻卜以二嘉祐元

生に屈せり、猶ほ死に伸ぶべしと。其父太子の太師以て予に告ぐ。予爲に其文を(三)集次して之に序し、以て君の大節と、其の屈伸得失する所以とを著し、以て深く世の君子、當に國家の爲に賢材を育ふを樂むべき者を誚め、且つ君の不幸を悲む。其妻卜して(四)嘉祐元年十月某日を以て、君を潤州丹徒縣の義里郷、檀山里の石門村に葬る。又其父に號泣して曰く、吾夫人間(五)に屈せり、猶ほ地下に伸ぶべしと。是に於て杜公及び君の子泌、皆書を以て來つて銘を乞ひ、以て葬る。君諱は舜欽、字は子美、其上世は蜀に居る、後開封に徙り、開封の人と爲る。君の祖諱は易簡より、文章を以て名あり。太宗の時翰林に(六)承旨として學士と爲り、政事に參知し、官禮部侍郎に至る。父諱は耆、官工部尚書、直集賢院に至る。君少うして(七)父の廕を以て太廟齋郎に補せられ、滎陽の尉に調せらる、好む所に非ざる也。已にして其廳を鎖して去り、進士に擧せられて第に中り、光祿寺主簿に改められ、(八)蒙城縣に知たり。父の憂に丁り、服除して長垣縣に知たり。大理評事、(九)監

角一。而志守端直。臨レ事果決。平居酒牛。脫レ冠垂レ頭。童然禿且白矣。予固已悲二其早衰。而遂止レ於レ此。豈其中亦有下不二自得一者上邪。子野諱先。其上世博州高堂人。自二曾祖一已來。家二京師一。而葬二開封一。今爲二開封人一也。銘曰。嗟夫子野。質厚材良。孰屯二其亨一。孰短二其長一。豈其中有レ不二自得一。而外物有二以戕一。開封之原。新里之鄉。三二世於レ此。其歸二其藏一。

たり。銘に曰く、

嗟夫子野、質厚く材良なり。孰か其亨(七)を屯し、孰か其長(八)を短とす。豈其中自得せざること有つて、外物以て戕ふこと有るか。開封の原、新里の鄉、此に三世なり。其れ其藏(九)に歸れ。

(一) 快活なるも而も中心常に苦辛す　(二) 圓滿なる貌　(三) 稜なる瑞玉を圭として稜を角とす。かどかとれてゐる
禿　(四) 頭髮少き貌　(五) 長生を得ずして死せし事　(六) 中心亦不滿の點ありしか　(七) 開通すべき運命を障碍す
(八) 長久なるべき生命を短夭にす　(九) 父祖の墳

故湖州長史蘇君。有二賢妻杜氏一。自二君之

湖州長史蘇君墓誌銘

故湖州の長史蘇君、賢妻杜氏有り、君の喪せしより、布衣蔬食、居ること數歲、君の孤子を提げ、其平生の文章を斂めて南京に走り、(一)其父に號泣して曰く、吾が夫

子野之世。曰贈太子太師諱某。曾祖也。宣徽北院使樞密副使累贈尚書令諱遜。皇祖也。尚書比部郎中諱敏中。皇考也。曾祖妣李氏。隴西郡夫人。祖妣宋氏。昭化郡夫人。孝章皇后之妹也。妣李氏。永安縣太君。子野家聯后姻。世久貴仕。而被服操履。甚於寒儒。好學自力。善筆札。天聖二年。舉進士。歷漢陽軍司理參軍。開封府咸平主簿。河南法曹參軍。王文康公。錢思公。謝希深。與今參知政事宋公。咸薦其能。改著作佐郎。監鄭州酒稅。知閬州閬中縣。就拜祕書丞。秩滿。知亳州鹿邑縣。寶元二年二月丁未。以疾卒於官。享年四十有八。

(一) 砠は土山の石を戴くもの、厓は水涯　(二) 嶺に優遊したる人々、即ち希深堯夫子野の徒をいふ　(三) 逝なり、杳に同じ　(四) 家柄　(五) 皇后の縁家　(六) 平素の行状、素行　(七) 貧乏儒者　(八) 書簡　(九) 仁宗の年號　(一〇) 名は庠　(一一) 仁宗の年號

子伸。郊社掌生。次從。次幼未名。女五人。一適人矣。妻劉氏。長安縣君。子野爲人。外雖愉怡。中自刻苦。遇人渾渾不見圭

子伸、郊社掌生たり、次は從、次は幼にして未だ名あらず。女五人、一は人に適けり。妻は劉氏、長安縣君。子野、人と爲り、外愉怡すと雖も中自ら刻苦す。人を遇するに渾渾として圭角を見さず。而も志守端直、事に臨んで果決なり。平居酒半にして、冠を脱し頭を垂る。童然禿して且つ白し。予固より已に其早く衰へて、遂に此に止りしことを悲む。豈其中亦自得せざる者有るか。子野諱は先、其上世は博州高堂の人、曾祖より已來京師に家せり。而も開封に葬り、今は開封の人

可レ得。然雖ニ洛人一。至レ今皆以謂無レ如ニ嚮時之盛一。然後知下世之賢豪不ニ常聚一。而交遊之難レ得。爲レ可レ惜也。初在レ洛時。已哭ニ堯夫一而銘レ之。其後六年。又哭ニ希深一而銘レ之。今又哭ニ吾子野一而銘。於レ是又知下非ニ徒相得之難一。而善人君子欲レ使ニ幸而久在ヒ於レ世。亦不上レ可レ得。嗚呼。可レ哀也已。

し時、已に堯夫を哭して之に銘せり。其後六年、又希深を哭して之に銘せり。今又吾子野を哭して銘す。是に於て又徒に相得るの難きのみに非ずして、善人君子は、幸にして久しく世に在らしめんと欲すとも、亦得べからざるを知りぬ。嗚呼哀むべきのみ。子野の世、(四)贈太子太師諱は某と曰ふは、曾祖也。宣徽北院使樞密副使累贈尚書令諱は遜は、皇祖也。尚書比部郎中諱は敏中は、皇考也。曾祖妣は李氏、隴西郡の夫人、祖妣は宋氏、昭化郡の夫人、孝章皇后の妹也。妣は李氏、永安縣の太君なり。子野の家、(五)后姻に聯り、世〻久しく貴仕す。而も(六)被服操履、(七)寒儒よりも甚しく、學を好み自ら力め、(八)筆札を善くす。天聖二年進士に擧げられ、漢陽軍司理參軍、開封府咸平の主簿、河南法曹參軍を(九)歷たり。王文康公・錢思公・謝希深、今の參知政事宋公(一〇)と、咸其能を薦む。著作左郎に改められ、鄭州の酒稅を監し閬州閬中縣に知たり、就いて祕書丞に拜せらる。秩滿ちて亳州鹿邑縣に知たり。(一一)寶元二年二月丁未、疾を以て官に卒す、享年四十有八。

有三平生之舊。朋友之恩。與二其可レ哀者一。皆宜レ見レ於二予文一。宜三其來請レ於レ予也。初天聖九年。予爲二西京留守推官一。是時陳郡謝希深。南陽張堯夫。與二吾子野一。尙皆無レ恙。於レ時一府之士。皆魁傑賢豪。日相往來。飲レ酒懽呼。上下角逐。爭相先後以爲二笑樂一。而堯夫子野。退二然其閒一。不レ動二聲氣一。衆皆指爲二長者一。予時尙少。心壯志得。以爲洛陽東西之衢。賢豪所レ聚者多。爲二適然一耳。

以て笑樂を爲す。而るに堯夫子野は、其閒に退然(四)として聲氣を動さず、衆皆指して長者と爲す。予時に尙ほ少く、心壯志得、以爲らく洛陽は東西の衢、賢豪聚る所の者多くして、適然り(五)と爲すのみと。

(一) あなたが一番適當なり　(二) 故舊たるの情誼　(三) 負けず劣らず歡樂するを謂ふ　(四) 柔和にしてあとに引込み居る貌　(五) 予も丁度折よくそれに出遇ひたるまでゝ也と輕く思ひ居たりき

其後去レ洛來二京師一。南走二夷陵一。竝二江漢一。其行萬三四千里。山砠水厓。窮居獨遊。思レ從二曩人一。邈不レ

其後洛を去つて京師に來り、南のかた夷陵に走り、江漢に竝ふ。其行萬三四千里、山砠水厓(一)、窮居獨遊、曩人(二)に從はんと思ふも、邈(三)として得べからず。然して洛人と雖も、今に至るまで皆以謂らく、嚮時の盛に如くは無しと。然して後に世の賢豪常には聚らずして、交遊の得難き、惜むべしと爲すを知りぬ。初め洛に在り

其喪於二南陽一。不レ能レ歸。平生故人。無二遠邇一。皆往賻レ之。然後妻子得下以二其柩一歸中河南上。以二某年某月某日一。葬レ於二先塋之次一。余與二師魯兄弟一交。嘗銘二其父之墓一矣。故不三復次二其世家一焉。銘曰。藏之深。固之密。石可レ朽。銘不レ滅。

吾友張子野。既亡之二年。其弟充以レ書來請曰。吾兄之喪。將下以二今年三月某日一。葬中於開封上。不レ可三以不レ銘。銘レ之莫レ如二子宜一。嗚呼。予雖レ不レ能レ銘。然樂下道二天下之善一以傳上レ焉。況若二吾子野一者。非二獨其善可一レ銘。又

張子野墓誌銘

吾友張子野、既に亡するの二年、其弟充、書を以て來り請うて曰く、吾兄の喪、將に今年三月某日を以て開封に葬らんとす、以て銘せずんばあるべからず。之を銘するは子の(一)宜しきに如くは莫しと。嗚呼予銘する能はずと雖も、然も天下の善を道つて以て傳ふることを樂む。況んや吾子野の若き者、獨り其善の銘すべきのみに非ず、又平生の舊、朋友の恩と、其の哀むべき者有りて、皆宜しく予が文に見すべきをや。(二)宜なり其來つて予に請ふこと。初め天聖九年、予西京の留守推官と爲る。是時陳郡の謝希深、南陽の張堯夫、吾子野と、尚ほ皆恙無く、時に一府の士、皆魁傑賢豪、日に相往來し、酒を飲んで懽呼し、上下(三)角逐、爭つて相先後し、

按二軍法一斬ㇾ之。而不ㇾ果。其後吏至二京師一。上書訟下師魯以二公使錢一貸中部將上。貶二崇信軍節度副使一。徙監二均州酒稅一。得ㇾ疾無二醫藥一。舁至二南陽一求ㇾ醫。疾革。遷ㇾ几而坐。顧二稚子在ㇾ前。無二甚憐ㇾ之色一。與二賓客一言。終不ㇾ及二其私一。享年四十有六以卒。師魯娶二張氏一。某縣君。有二兄源字子漸一。亦以二文學一知ㇾ名。前一歲卒。師魯凡十年間。三貶ㇾ官。喪二其父一。又喪二其兄一。有二子四人一。連二喪其三一。女一適ㇾ人。亦卒。而其身終以ㇾ貶死。一子三歲。四女未ㇾ嫁。家無二餘貲一。客三

某縣君。兄源字は子漸といふもの有り、亦文學を以て名を知らる、前一歲に卒せり。師魯凡そ十年の間に三たび官を貶せられ、其父を喪ひ、又其兄を喪ふ。子四人有り、其三を連喪す(六)。女一は人に適き、亦卒す。而して其身も終に貶を以て死しぬ。一子三歲、四女未だ嫁せず、家に餘貲(七)無く、其喪に(八)南陽に客たり、歸ること能はず。平生の故人遠邇と無く、皆往いて之に賻す(九)。然して後に妻子其柩を以て河南に歸ることを得、某年某月某日を以て先塋の次に葬る。余師魯兄弟と交り、嘗て其父の墓に銘せり、故に復其世家を次でず。銘に曰く、

藏(一〇)の深き、固の密なる、石は朽つべし、銘は滅せず。

(一) 施し行ふ　(二) 戒嚴を解除す、兵を撤退するをいふ　(三) 水洛城の事に坐するなり　(四) 公金なり、官用の錢　(五) 家事一身上の事　(六) 續いてうしなふ　(七) 錢財をいふ　(八) 客寓の地に假葬す　(九) 金を以て葬を助くるを謂ふ　(一〇) 墓誌を深く藏め固く埋め置かば、其石は朽ちても銘文は不滅にして世に傳り其人格後人に知られんと也

水洛一。與二邊將一異議上。徙知二晉州一。又知二潞州一。爲レ政有二惠愛一。潞州人至レ今思レ之。累遷官至二起居舍人直龍圖閣一。師魯當二天下無レ事時一。獨喜論レ兵。爲二叙燕息戍二篇一。行レ於レ世。自二西兵起一。凡五六歳。未二嘗不一レ在二其閒一。故其論議益精密。而於二西事一尤習二其詳一。其爲二兵制之說一。述二戰守勝敗之要一。盡二當今之利害一。

又欲下訓二土兵一。代二戍卒一。以減二邊用一。爲中禦戎長久之策上。皆未レ及二施爲一。而元昊臣。西兵解レ嚴。師魯亦去而得レ罪矣。然則天下之稱二師魯一者。於二其材能一。亦未二必盡知一レ之也。初師魯在二渭州一。將吏有下違二其節度一者上。欲下

又、土兵を訓へて戍卒に代へ、以て邊用を減じ、禦戎長久の策を爲さんと欲す。皆未だ施爲(一)するに及ばずして、元昊は臣たり、西兵は嚴を解き、師魯も亦去つて罪(三)を得たり。然らば則ち天下の師魯を稱する者、其材能(二)に於ける、亦未だ必ずしも盡く之を知らざる也。初め師魯の渭州に在るや、將吏の其節度に違ふ者有り、軍法を按じて之を斬らんと欲して、果さず。其後吏京師に至り、上書して師魯が公使錢(四)を以て部將に貸すと訟ふ。崇信軍の節度副使に貶せられ、徙つて均州の酒稅に監たり。疾を得て醫藥無し、舁して南陽に至つて醫を求む。疾革り、几に憑つて坐す。稚子の前に在るを顧みて、甚だ之を憐むの色無く、賓客と言ふも、終に其私(五)に及ばず、享年四十有六にして以て卒せり。師魯張氏を娶る。

言一。師魯上書言。仲淹臣之師友。願得二俱貶一。貶監二郢州酒税一。又徙二唐州一。遭二父喪一。服除。復得二太子中允一。知二河南縣一。趙元昊反。陝西用レ兵。大將葛懷敏奏。起爲二經略判官一。師魯雖レ用二懷敏辟一。而尤爲三經略使韓公所二深知一。其後諸將敗レ於二好水一。韓公降知二秦州一。師魯亦徙通二判滁州一。久レ之韓公奏。得レ通二判秦州一。遷知二涇州一。又知二渭州一。兼二涇原路經略部署一。坐下城二

たり。久しうして韓公奏し、秦州に通制たるを得、遷つて涇州に知たり、又渭州に知たり、涇原路の經略部署を兼ぬ。(六)水洛に城き、(七)邊將と異議するに坐し、徙つて晉州に知たり、又潞州に知たり。政を爲すに惠愛有り、潞州の人今に至るまで之を思ふ。累遷して官起居舍人直龍圖閣に至りぬ。師魯天下事無き時に當つて、獨り喜んで兵を論じ、(八)叙燕息戌の二篇を爲り、世に行はる。西兵起つてより凡そ五六歲、未だ嘗て其間に在らずんばあらず。故に其論議益〻精密にして、西事に於て尤も其(九)詳に習ふ。其の兵制の說を爲すや、戰守勝敗の要を述べて、當今の利害を盡す。

(一)選擧科名、書は楷法遒美を取り、判は公事裁判の判語の優長を取る、拔萃は選擇の義なり　(二)名は疇、其西京留守たりし時、洙其屬官たりし也　(三)范仲淹　(四)韓琦　(五)川名、趙元昊こゝに兵を伏せて任福等を殺せり　(六)劉滬を指す　(七)第十卷所載「杜衍范仲淹等政事を罷むるを論ずる狀」を參照すべし　(八)契丹と西邊とを論ぜし洙の論策　(九)詳細を習知せり

而有ㇾ法。博學强記通ニ知古今一。長ㇾ於ニ春秋一。其與ㇾ人言。是ㇾ是非ㇾ非。務窮ニ盡道理一乃已。不ㇾ爲ニ苟止一而妄隨。而人亦罕ニ能過一也。遇ㇾ事無ニ難易一。而勇ㇾ於ニ敢爲一。其所ニ以見ㇾ稱ㇾ於ㇾ世者。亦所ニ以取ニ嫉於一人。故其卒窮以死。

師魯少擧ニ進士一及第。爲ニ絳州正平縣主簿。河南府戸曹參軍。邵武軍判官。擧ニ書判拔萃。遷ニ山南東道掌書記一。知ニ伊陽縣一。王文康公薦ニ其才一。召試。充ニ館閣校勘。遷ニ太子中允。天章閣待制范公貶ニ饒州。諫官御史不ニ肯

師魯少うして進士に擧げられて及第し、絳州正平縣の主簿、河南府戸曹參軍、邵武軍の判官と爲り、書判拔萃(二)に擧げられ、山南東道の掌書記に遷され、伊陽縣に知たり。王文康公(一)其才を薦め、召し試みられて館閣校勘に充てられ、太子中允に遷さる。天章閣待制范公(三)饒州に貶せられし時、諫官御史肯て言はず、師魯上書して言ふ、仲淹は臣の師友、願くは倶に貶せらるゝを得んと。貶せられて郢州酒稅に監たり。又唐州に徙さる。父の喪に遭ふ。服除して、復太子中允を得、河南縣に知たり。趙元昊の反に、陝西兵を用ふ。大將葛懷敏奏し、起して經略判官と爲す。師魯懷敏の辟に用ひらると雖も、而も尤も經略使韓公(四)の深く知る所と爲る。其後諸將好水(五)に敗れ、韓公降つて秦州に知たり。師魯も亦徙つて濠州に通判

師魯河南人。姓尹氏。諱洙。然天下之士。識與不識。皆稱之曰師魯。蓋其名重當世。而世之知師魯者。或推其文學。或高其議論。或多其材能。至其忠義之節。處窮達。臨禍福。無愧於古君子。則天下之稱師魯者。未必盡知之。師魯爲文章。簡

尹師魯墓誌銘

師魯は河南の人、姓は尹氏、諱は洙。然れども天下の士、識ると識らざると、皆之を稱して師魯と曰ふ。(一)蓋し其名當世に重くして、世の師魯を知る者、或は其文學を推し、或は其議論を高しとし、或は其材能を多とす。其忠義の節、窮達に處し、(二)禍福に臨み、古の君子に愧づる無きに至つては、則ち天下の師魯を稱する者、未だ必ずしも盡く之を知らず。師魯文章を爲るや、簡(三)にして法有り、博學強記、古今を通知し、春秋に長ず。其の人と言ふや、是を是とし非を非とし務めて道理を窮盡して乃ち已む。苟も止めて妄に隨ふことを爲ず。人も亦能く過ぐること罕なり。事に遇へば難易と無く、敢爲(四)に勇む。其の世に稱せらるゝ所以の者は、亦嫉を人に取る所以なり。故に其れ卒に窮して以て死せり。

(一) 名いはざるは之を尊ぶ所以なり　(二) 得意境と失意境　(三) 簡明にしてよく法式にかなふ　(四) 思ひ切りよく物事を斷行する勇氣あり

七月某日。卒於家。享年四十有一。友人廬陵歐陽修哭之以詩。以謂待彼謗焰熄然後先生之道明矣。先生既歿。妻子凍餒不自勝。今丞相韓公。與河陽富公。分俸田以活之。後二十一年。其家始克葬先生於某所。將葬。其子師訥。與其門人姜潛杜默徐遁等。來告曰。謗焰熄矣。可以發先生之光矣。敢請銘。某曰。吾詩不云乎。子道自能久也。何必吾銘。遁等曰。雖然魯人之欲也。乃爲之銘曰。徂徠之巖巖。與子之德兮。魯人之所瞻。汶水之湯湯。與子之道兮。逾遠而彌長。道之難行兮。孔孟亦云遑遑。一世之屯兮。萬世之光。曰吾不有命兮。安在夫桓魋與臧倉。自古聖賢皆然兮。噫子雖毀其何傷。

銘を必とせんと。遁等曰く、然りと雖も魯人(九)の欲するところなりと。乃ち之が銘を爲つて曰く、

徂徠の巖巖(一〇)たると、子の徳とは、魯人の瞻る所なり。汶水の湯湯(一一)たると、子の道とは、逾々遠くして彌々長し。道の行はれ難き、孔孟も亦云に遑遑(一二)たりき。一世の屯(一三)、萬世の光。曰く吾が命有らざる、安ぞ夫の桓魋(一四)と臧倉とに在らんや。古より聖賢皆然り。噫子毀らると雖も其れ何ぞ傷まんや。

(一)同情すとなり　(二)杜公名は衍　(三)韓公名は琦　(四)侍すること　(五)敍位遷官の命を待つ　(六)誹謗讒誣の勢ひ止てみ後始めて先生の道明かならん　(七)貧窮にして衣食の力無し　(八)富弼　(九)魯人の願ひ欲する所　(一〇)高峻なる貌　(一一)流水の流るゝ貌　(一二)彷徨する義　(一三)艱難行きがたき也　(一四)桓魋は孔子を宋に殺さんとし、臧倉は孟子を沮みて魯公と會はしめざりし者

堯舜之君一。民爲中堯舜之民上。亦未ニ嘗一日少忘レ於レ心。

至ニ其違レ世驚レ衆。人或笑レ之。則曰吾非ニ狂癡者一也。是以君子察ニ其行一。而信ニ其言一。推ニ其用レ心。而哀ニ其志一。先生直講歳餘。杜祁公薦ニ之天子一。拜ニ太子中允一。今丞相韓公又薦レ之。乃直ニ集賢院一。又歳餘。始去ニ太學一。通ニ判濮州一。方待ニ次於ニ徂徠一。以ニ慶歴五年

其の世に違ひ衆を驚し、人或は之を笑ふに至つては、則ち曰く、吾は狂癡の者に非るなりと。是を以て君子其行を察して其言を信じ、其心を用ふることを推して、而して其(一)志を哀む。先生直講たること歳餘、(三)杜祁公之を天子に薦め、太子の中允に拜せらる。今の丞相(二)韓公、又之を薦め、乃ち集賢院(四)に直すること又歳餘。始めて太學を去り、濮州に通判たり。方に徂徠(五)に待次し、慶歴五年七月某日を以て家に卒す。享年四十有一。友人廬陵の歐陽修、之を哭するに詩を以てす。以謂らく、彼の謗焰(六)熄むを待つて、然る後に先生の道明かならんと。先生既に歿す、妻子凍餒(七)自ら勝へず。今の丞相韓公と河陽の富公と、俸田を分つて以て之を活す。後二十一年、其家始めて克く先生を某所に葬る(八)。將に葬らんとするとき、其子師訥、其門人姜潛・杜默・徐遁等と、來り告げて曰く、謗焰熄めり、以て先生の光を發すべし、敢て銘を請ふと。某曰く、吾詩に云はずや、子が道自ら能く久しと。何ぞ吾

道一自居。門人弟子從レ之者甚衆。太學之興。自二先生一始。其所レ爲文章。曰二某集一者若干卷。曰二某集一者若干卷。其斥二佛老時文一。則有二怪說中國論一。曰去二此三者一。然後可二以有一レ爲。其戒二姦臣宦女一。則有二唐鑑一。曰吾非レ爲二一世監一也。其餘喜怒哀樂。必見レ於レ文。其辭博辨雄偉。而憂思深遠。其爲レ言曰。學者學レ爲二仁義一也。惟忠能忘二其身一。惟篤レ於二自信一者。乃可二以力行一也。以レ是行レ於レ己。亦以レ是敎レ於レ人。所レ謂堯舜禹湯文武周公孔子孟軻揚雄韓愈氏者。未二嘗一日不一レ誦レ於レ口。思下與二天下之士一。皆爲二周孔之徒一。以致二其君一爲二

卷。其の佛老時文(二)を斥くるものに、則ち怪說中國論有り。曰く此三者を去つて、然る後に以て爲す有るべしと。其の姦臣宦女を戒むるに、則ち唐鑑有り、曰く吾一世の監と爲すに非ざるなりと(三)。其餘喜怒哀樂は、必ず文に見はす。其辭博辨雄偉、憂思深遠なり。其言を爲すや曰く、學者仁義を爲すを學ぶ、惟忠能く其身を忘れ、惟自信に篤き者、乃ち以て力行すべしと。(四)是を以て己に行ひ、亦是を以て人に敎ふ。所謂堯舜・禹湯・文武・周公・孔子・孟軻・揚雄・韓愈氏は、未だ嘗て一日も口に誦せずんばあらず、天下の士と皆周孔の徒と爲り、以て其君を致して堯舜の君と爲し、民を堯舜の民と爲さんことを思ひ、亦未だ嘗て一日も少くも心に忘れず。

(一) 師道を以て任ず (二) 佛經老莊及び當世の俗文 (三) 唐一代の鑑戒とするのみに非ず、永く後世の戒と爲すと也 (四) 以上の言を躬行す

爲二嘉州軍事判官一。丁二内外艱一。去レ官。垢面跣足。躬二耕徂徠之下一。葬二其五世未レ葬者七十喪一。服除。召入二國子監直講一。是時兵討二元昊一。久無レ功。海内重困。天子奮然思三欲振二起威德一。而進二退二三大臣一。增二置諫官御史一。所二以求レ治之意甚銳。先生躍然喜曰。此盛事也。雅頌吾職。其可レ已乎。乃作二慶歷聖德詩一。以褒二貶大臣一。分二別邪正一。累二數百言一。詩出。太山孫明復曰。子禍始レ於レ此矣。明復先生之師友也。其後所レ謂奸人作二奇禍一者。乃詩之所レ斥也。

聖德の詩を作つて、以て大臣を褒貶し、邪正を分別し、數百言を累ぬ。詩出づ、太山の孫明復曰く、子が禍此に始らんと。明復は先生の師友也。其後所謂奸人奇禍を作せる者は、乃ち詩の斥す所也。(八)

(一)文武の任期滿つるをいふ　(二)父を内とし母を外とす、父母の喪に丁れるなり　(三)送葬の儀式のすまざる者　(四)太學教授　(五)困窮重大非常なり　(六)呂夷簡夏竦を罷め杜衍范富等を用ふ　(七)雅頌を作るは我が職　(八)詩中に指斥したる夏竦等

先生自レ閒二居徂徠一。後官レ於二南京一。嘗以二經術一敎授。及レ在二太學一。益以二師

先生徂徠に閒居してより、後、南京に官す。嘗て經術を以て教授す。太學に在るに及んで、益〻師道(一)を以て自ら居る。門人弟子之に從ふ者甚だ衆し。太學の興る、先生より始る。其の爲る所の文章、某集と曰ふ者若干卷、某集と曰ふ者若干

陳古今治亂成敗一。以指二切當世賢愚善惡一。是レ是非レ非。無レ所二諱忌一。世俗頗駭二其言一。繇レ是謗議喧然。而小人尤嫉二惡之一。相與出レ力必擠二之死一。先生安然不レ惑不レ變。曰吾道固如レ是。吾勇過二孟軻一矣。不幸遇レ疾以卒。既卒。而姦人有乙欲下以二奇禍一中二傷大臣上者甲。猶指二先生一以起レ事。謂三其詐死北而走二契丹一矣。請二發レ棺以驗一。賴三天子仁聖察二其誣一。得三不レ發レ棺。而保二全其妻子一。

先生世爲二農家一。父諱丙。始以二仕進一。官至二太常博士一。先生年二十二。擧二進士甲科一。爲二鄆州觀察推官。南京留守推官一。御史臺辟二主簿一。未レ至。以二上書論レ赦。罷不レ召。秩滿。遷二某軍節度掌書記一。代二其父一官レ於レ蜀。

先生世〻農家たり、父諱は丙、始めて仕進を以て、官太常博士に至る。先生年二十二、進士甲科に擧げられ、鄆州の觀察推官、南京の留守推官と爲る。御史臺主簿に辟さる。未だ至らず、上書して赦を論ずるを以て、罷めて召さず。(一)秩滿ちて某軍の節度掌書記に遷り、其父に代つて蜀に官し、嘉州の軍事判官と爲る。(二)內外の艱に丁つて官を去り、垢面跣足、徂徠の下に躬耕し、其五世(三)未だ葬らざる者七十喪を葬る。服除し、召されて(四)國子監直講に入る。是の時兵元昊を討じて久しく功無く、海內(五)重困す。天子奮然として威德を振起せんことを思欲し、(六)二三の大臣を進退し、諫官御史を增置し、治を求むる所以の意甚だ銳なり。先生躍然として喜んで曰く、此れ盛事也。(七)雅頌は吾が職、其れ已むべけんやと。乃ち慶曆

所レ居山一。以配二其有德之稱一。曰二徂徠先生一者。魯人之志也。先生貌厚而氣完。學篤而志大。雖レ在二畎畝一。不レ忘二天下之憂一。以爲時無レ不レ可レ爲。爲レ之無レ不レ至。不レ在二其位一。則行二其言一。吾言用。功利施レ於二天下一。不二必出レ乎レ己。吾言不レ用。雖レ獲二禍咎一。至レ死而不レ悔。其遇レ事發レ憤。作二爲文章一。極二

も、死に至つて悔いずと。其の事に遇ひ憤を發するや、文章を作爲し、古今の治亂成敗を極陳して、以て當世の賢愚善惡を指切(七)し、是を是とし非を非とし、諱忌(八)する所無し。世俗頗る其言に駭き、是に繇つて謗議喧然たり。而して小人尤も之を嫉惡(九)し、相與に力を出して、必ず之を死に擠さんとす。先生安然として惑はず變ぜずして曰く、吾が道固より是の如し、吾が勇孟軻(一〇)に過ぐと。不幸疾に遇うて以て卒す。既に卒して、而も姦人(一一)の奇禍(一二)を以て大臣(一三)を中傷せんと欲する者有り。猶ほ先生を指して以て事を起し、其詐り死して北のかた契丹に走るを謂ひ、棺を發いて以て驗せんと請ふ。天子仁聖其誕を察するに賴つて、棺を發かずして、其妻子を保全するを得たり。

(一) 俗世間と絶てる者　(二) 望は山川を祭るの名、徂徠は魯の名山、魯人の望祭する所也　(三) 字の守道を指す　(四) 重厚にして氣力完固　(五) 田舍　(六) 其事必ずしも已より出でずとも可也　(七) 指摘切齒　(八) 遠慮會釋なきなり　(九) ねたみ憎む　(一〇) 揚子の法言に孟子の勇を稱せし語有り　(一一) 買竦を指す　(一二) 先生の作慶歷聖德詩に對して怨める買竦が先生の僞筆を用ひて構陷したるを指す　(一三) 富弼を指す

徂徠先生。姓石氏。名介。字守道。兗州奉符人也。徂徠魯東山。而先生非ニ隱者一也。其仕嘗位レ於レ朝矣。魯之人不レ稱ニ其官一。而稱ニ其德一。以爲徂徠魯之望。先生魯人之所レ尊。故因ニ其

卷之十三

徂徠石先生墓誌銘

徂徠先生、姓は石氏、名は介、字は守道。兗州奉符の人也。徂徠は魯の東山にして、而して先生は隱者(一)に非ざる也。其仕へて嘗て朝に位するや、魯の人、其官を稱せずして其德を稱し、以爲らく徂徠は魯の望(二)、先生は魯人の尊ぶ所と。故に其の居る所の山に因つて、以て其有德(三)の稱に配して徂徠先生と曰ふ者は、魯人の志なり。先生貌厚(四)うして氣完く、學篤うして志大なり。畎畝(五)に在りと雖も、天下の憂を忘れず。以爲らく時として爲すべからざること無く、之を爲せば至らざること無し。其位に在らずんば則ち其言を行ふ。吾言用ひらるれば、功利天下に施すこと、必ずしも己(六)より出さず。吾言用ひられずんば、禍咎を獲と雖

一二其初終一。夏童跳レ邊。秉二吏息安一。帝命レ公往。問二彼驕頑一。有レ不二聽順一。鋤二其宄根一。公居三年。怯勇隳完。兒憐獸擾。卒俾二來臣一。夏人在レ廷。其事方議。帝趣レ公來。以就二予治一。公拜稽首。玆惟艱哉。初非二其難一。在二其終上レ之。羣言營營。卒壞レ於レ成。匪レ惡二其成一。惟公是傾。不レ傾不レ危。天子之明。存有二顯榮一。歿有二贈謚一。藏二其子孫一。寵及二後世一。惟百有位。可二勸無上レ怠。

以哀恤之甚厚。公爲人。外和內剛。樂善汎愛。喪其母時尙貧。終身非賓客不食重肉。臨財好施。意豁如也。及退而視其私。妻子僅給衣食。其爲政所至。民多立祠畫像。其行己臨事。自山林處士。里閭田野之人。外至夷狄。莫不知其名字。而樂道其事者甚衆。及其世次官爵。誌於墓。譜於家。藏於有司者。皆不論。著其繫天下家國之大者。亦公之志也歟。銘曰。范於吳越。世實陪臣。俶納山川。及其士民。范始來北。中閒幾息。公奮自躬。與時偕逢。事有罪功。言有違從。豈公必能。天子用公。其艱其勞。

獸擾して、卒に來臣せしむ。(二〇)夏人廷に在り、其事方に議す。帝公を趣し來り、以て予が治に就かしむ。公拜稽首す、茲れ惟艱いかな、(二一)初其難に非ず、其の之を終ふるに在り。(二二)羣言營營、卒に成るを壞る。其成を惡むに匪ず、惟公を是傾くるなり。傾かず危うせざるは、(二三)天子の明なり。存して顯榮有り、歿して贈諡有り、其子孫を藏して、寵後世に及ぶ。惟百の有位、勸めて怠る無かるべし。

(一) 僥倖を望む人 (二) 僥倖を望む人の苦情を幸とす (三) 慶歷四年契丹夏を伐つ (四) 前出 (五) 遂に不正を誣告して罪に陷れんとす (六) 羅籠に乘りて (七) 家族等の願望する所 (八) 肉二種以上を食せず (九) 心ひろくしてけち〳〵せす (一〇) 其家庭の內情 (一一) 鄕里田舍 (一二) 一家代々の順次 (一三) 范氏越に仕ふ、越は宋の臣なり故にいふ (一四) 吳越の主錢俶 (一五) 好き時節に遭逢す (一六) 罪とせられし事、功とせられし事、從はれし言、從はれざりし言 (一七) 西夏の趙元昊を指す (一八) 壞れたる城郭 (一九) 兒童の如く憐憫し獸鳥の如く馴らす (二〇) 夏人降服、朝廷之を議す (二一) 事を始むるは易く終りを全うすること難し (二二) 小人輩々果して中途に事をやぶりたり (二三) 天子の公を信ずる厚かりしを指す

其故。言者遂以危事中之。賴上察其忠不聽。是時夏人已稱臣。公因以疾請鄜州。守鄜三歲。求知杭州。又從青州。公益病。又求知潁州。肩舁至徐。遂不起。享年六十有四。方公之病。上賜藥存問。既薨。輟朝一日。以其遺表無所請。使就問其家所欲。贈以兵部尚書。所

にして内剛なり、善を樂んで汎く愛す。其母を喪ひし時尚ほ貧しかりしかば、終身賓客に非ずんば食に肉(八)を重ねず。財に臨んでは施を好み、意豁(九)如たり。退いて其私(一〇)を視るに及んでは、妻子僅に衣食を給するのみ。其政を爲して至る所、民多く祠を立て像を畫く。其の己を行ひ事に臨みては、山林の處士(一一)、里閭田野の人より、外夷狄に至るまで、其名字を知らざる莫く、其事を道ふを樂む者甚だ衆し。其世次(一二)官爵、墓に誌し、家に譜し、有司に藏する者に及んでは、皆論ぜず。其の天下家國の大に繫る者を著す。亦公の志ならんか。銘に曰く、

范吳越に於て、世〻實に陪臣(一三)、俶(一四)山川及び其士民を納る。范始めて北に來る、中閒幾んど息す。公奮つて自躬し、時と偕(一五)に逢ふ。事に罪功(一六)有り、言に違從有り、豈公必ず能くせんや。天子公を用ふ、其艱其勞、其初終を一にす。夏童(一七)邊に跳り、吏の怠安に乘ず。帝公に命じて往かしめ、彼の驕頑を問ふ。聽順せざること有れば、其穴根を鋤す。公居ること三年、怯は勇に隳(一八)は完し、兒憐(一九)

而磨勘任子之法。僥倖之人皆不便。因相與騰口。而嫉公者亦幸外有言。喜爲之佐佑。會邊奏有警。公卽請行。乃以公爲河東陝西宣撫使。至則上書願復守邊。卽拜資政殿學士。知邠州。兼陝西四路安撫使。其知政事。纔一歲而罷。有司悉奏罷公前所施行。而復

而して磨勘任子の法は、僥倖の人皆便とせず、因つて相與に口を騰ぐ。公を嫉む者も亦外に言有るを幸として、喜んで之が爲に佐佑す。邊奏警有るに會し、公卽ち行かんと請ふ。乃ち公を以て河東陝西宣撫使と爲す。至れば則ち上書して復邊を守らんと願ひ、卽ち資政殿の學士に拜せられ、邠州に知として、陝西四路の安撫使を兼ねしむ。其の政事を知ること、纔に一歲にして罷む。有司悉く公が前に施行せし所を罷めて、其故に復せんと奏す。言ふ者遂に危事を以て之に中つ。上其忠を察するに賴つて聽かず。是時夏人、已に臣と稱す。公因つて疾を以て鄧州を請ひ、鄧を守ること三歲、杭州に知たらんことを求め、又青州に徙さる。公益〻病む。又潁州に知たらんことを求め、肩舁して徐に至りしが、遂に起たず、享年六十有四。公の病むに方り、上藥を賜ひて存問す。既に薨ずるや、朝を輟むると一日、其の遺表して請ふ所無きを以て、就いて其家に欲する所を問はしめ、贈るに兵部尚書を以てす。之を哀恤する所以は甚だ厚かりき。公、人と爲り、外和

止。上既賢㆑公。可㆓大用㆒。故卒置㆓羣議㆒而用㆑之。慶歷三年春。召爲㆓樞密副使㆒。五讓不㆑許。乃就㆑道。既至數月。以爲㆓參知政事㆒。每㆓進見㆒。必以㆓太平㆒責㆑之。公歎曰。上之用㆑我者至矣。然事有㆓先後㆒。而革㆔弊於㆓久安㆒。非㆓朝夕可㆒也。既而上再賜㆓手詔㆒。趣使㆑條㆓天下事㆒。又開㆓天章閣㆒。召見賜㆑坐。授以㆓紙筆㆒。使㆑疏㆑於㆑前。公惶恐避㆑席。始退而條㆓列時所㆑宜㆑先者十數事㆒上㆑之。其詔㆓天下㆒興㆑學取㆑士。先㆓德行㆒。不㆑專㆓文辭㆒。革㆓磨勘例遷㆒。以別㆓能否㆒。減㆓任子之數㆒。而除㆓濫官㆒。用㆓農桑㆒。考㆓課守宰㆒等事。方施行。

を賜ひ、趣に天下の事を條せしめ、又天章閣を開き、召見して坐を賜ひ、授くるに紙筆を以てし、前に疏せしむ。公惶恐(七)して席を避け、始めて退いて時の宜しく先んずべき所の者十數事を條列して之を上る。其の天下に詔して學を興し士を取るや、德行を先として文辭を專にせず、(八)磨勘の例遷を革め、以て能否を別ち、(九)任子の數を減じて、濫官を除き、農桑を用ひ、(一〇)守宰を考課する等の事、方に施行す。

(一) 呂夷簡の事により罪せられしを指す　(二) 呂公范公相共に打とけ親しみて協力一致す　(三) 舊怨を忘れて國家に盡すを感ずるなり　(四) 五度辭讓す　(五) 上京す　(六) 天子太平の策を求むるなり　(七) 吉州學記參照　(八) 文官は三年一遷、武官は五年一遷の例あり、之を磨勘といふ、今之を改めんとするなり　(九) 父官に居て其子を擧ぐるなり、任は保護の義　(一〇) 官吏の勤惰を調査し考ふること

亦召公歸矣。初西人籍其郷兵者十數萬。既而黥以爲軍。惟公所部。但刺其手。公去兵罷。獨得復爲民。其於東路。既得熟羌爲用。使以守邊。因徙屯兵就食內地。而紓西人饋輓之勞。其所設施。去而人德之。與守其法不敢變者至今尤多。

自公坐呂公貶。羣士大夫各持二公曲直。呂公患之。凡直公者。皆指爲黨。或坐竄逐。及呂公復相。公亦再起被用。於是二公驩然相約。戮力平賊。天下之士皆以此多二公。然朋黨之論。遂起而不能

(一)公が呂公に坐して貶せられしより、羣士大夫各〻二公の曲直を持す。呂公之を患へ、凡そ公を直とする者は、皆指して黨と爲し、或は坐せしめて竄逐す。呂公復相たるに及んで、公も亦再び起つて用ひらる。是に於て(二)二公驩然として相約し、力を戮せて賊を平ぐ。天下の士、皆此を以て二公を(三)多とす。然れども朋黨の論遂に起つて止むる能はず。上既に公を賢とし大用すべしとす。故に卒に羣議を置いて之を用ふ。慶曆三年の春、召されて樞密副使と爲る、(四)五讓すれども許されず、乃ち(五)道に就く。既に至つて數月、以て參知政事と爲す。進見する每に、必ず(六)太平を以て之を責む。公歎じて曰く、上の我を用ふる者至れり、然れども事に先後有り、弊を久安に革るは、朝夕にして可なるに非ずと。既にして上再び手詔

於ㇾ是諸將皆服ㇾ公爲ㇾ不ㇾ可ㇾ及。公待二將吏一。必使三畏ㇾ法而愛二己。所ㇾ得賜賚。皆以二上意一分二賜諸將一。使二自爲一ㇾ謝。諸蕃質子。縱二其出入一。無二一人逃者一。蕃酋來見。召二之臥內一。屛ㇾ人徹ㇾ衞。與語不ㇾ疑。公居三歲。士勇邊實。恩信大洽。乃決ㇾ策謀下取二橫山一。復中靈武上。而元昊數遣ㇾ使稱ㇾ臣請ㇾ和。上

も、一人の逃るゝ者無し。蕃酋(二)来り見ゆれば、之を臥內(三)に召し、人を屛け衞を徹し、與に語つて疑はず。公居ること三歲、士勇に邊實(四)し、恩信大に洽し。乃ち策を決して橫山(五)を取り、靈武を復せんことを謀る。而も元昊數〻使を遣し、臣と稱して和を請ふ。上も亦公を召して歸らしむ。初め西人其鄕兵者十數萬を籍(六)す、既にして黥(七)して以て軍と爲す。惟公の部する所は、但其手を刺しゝのみ。公去り兵罷んで、獨り(八)復民たることを得。其兩路(九)に於て、既に熟羌を得て用を爲し以て邊を守らしむ。因つて屯兵を徙して、食に內地に就かしめて、西人饋輓(一〇)の勞を紓す。其の施設する所、去りても人之を德とし、與に其法を守つて敢て變ぜざる者、今に至るまで尤も多し。

(一)賜物をすべて天子の思召なりとして諸將に頒ち、各々謝表を上らしむ　(二)蕃地の酋長たる者　(三)寢室の內に召し入れ護衞者を去りて相共に談ず　(四)邊備充實す　(五)西羌の一部落にて尤も勇武なり　(六)軍籍に載す　(七)入墨なり手背に義勇保捷等の字を黥するなり　(八)公の部下の兵のみは入墨の文字無き故に復して民となるを得と也　(九)環慶及び秦鳳　(一〇)兵糧運漕の勞を緩にす

利一。於二延州一。築二青澗城一。墾二營田一。復二承平永平廢寨一。熟羌歸レ業者數萬戶。於二慶州一。城二大順一以據二要害一。奪二賊地一而耕レ之。又城二細腰胡蘆一。於レ是明珠滅臧等大族。皆去レ賊爲二中國用一。自二邊制久隳一。至三兵與レ將常不二相識一。公始分二延州兵一爲二六將一。訓練齊整。諸路皆用以爲レ法。公之所レ在。賊不二敢犯一。人或疑公見レ敵應レ變爲二如何一。至三其城二大順一也。一旦引レ兵出。諸將不レ知レ所レ向。軍至二柔遠一。始號令告二其地處一。使二往築一レ城。至二於版築之用一。大小畢具。而軍中初不レ知。賊以二騎二萬一來爭。公戒二諸將一。戰而賊走。追勿レ過レ河。已而賊果走。追者不レ渡。而河外果有レ伏。賊失レ計。乃引去。

至るまで、大小畢く具る。而も軍中初より知らざりき。

（一）延州の副總管劉平石元孫戰死す　（二）元昊時に帝を稱す　（三）朝廷の指揮を待たざりしを責むるなり　（四）戶部員外郎に降さる　（五）秦鳳・涇原・環慶・鄜延　（六）眼前の微小なる功利　（七）民を募つて新地を耕し之に住ましむるなり　（八）羌の中國に接近して其俗に慣れたる者　（九）環州の屬羌二族の名　（一〇）邊地の軍制　（一一）部下の諸將　（一二）慶州の地名、大順城の所在　（一三）築城の道具

賊、騎二萬を以て來り爭ふ、公諸將を戒め、戰つて賊走らば、追ふとも河を過ぐる勿からしむ。已にして賊果して走る、追ふ者渡らず。而して河外に果して伏有りき。賊計を失ひ、乃ち引き去る。是に於て、諸將皆公に服して、及ぶべからずと爲す。公の將吏を待する、必ず法を畏れて己を愛せしめ、得る所の賜賚は、皆上の意を以て、諸將に分賜し、自ら謝を爲さしむ。諸蕃の質子、其出入を縱せど

遣レ書以求レ和。公、以謂無レ事請レ知。難レ信。且書有二僭號一。不レ可三以聞一。乃自爲レ書。告以二逆順成敗之說一。甚辨。坐三擅復二書。奪二一官一。知二耀州一。未レ逾レ月。徙知二慶州一。既而四路置レ帥。以レ公爲二環慶路經略安撫招討使。兵馬都部署一。累二遷諫議大夫。樞密直學士一。公爲レ將務持レ重不レ急二近功小

を爲り、告ぐるに逆順成敗の說を以てし、甚だ辨ず。（三）擅に書を復するに坐し（四）一官を奪はれて、耀州に知たり。未だ逾月ならざるに、徙つて慶州に知たり。既にして（五）四路帥を置く。公を以て環慶路の經略安撫招討使、兵馬都部署と爲し、諫議大夫、樞密直學士に累遷せらる。公將と爲り、務めて重きを持し、（六）近功小利を急にせず。延州に於て、青澗城を築き、營田を墾し、承平永平の廢塞を復す。（八）熟羌業に歸する者數萬戶。慶州に於て、（七）大順に城き、以て要害に據り、賊地を奪つて之を耕す。又細腰胡蘆に城く。是に於て（九）明珠滅臧等の大族、皆賊を去つて中國の用を爲す。（一〇）邊制久しく隳れてより、兵と將と常に相識らざるに至る。公始めて延州の兵を分つて六將と爲し、訓練齊整、諸路皆用ひて以て法と爲す。公の在る所、賊敢て犯さず。人或は疑ふ、公、敵を見て變に應ずる如何と爲すかと。其の大順に城くに至りて、一旦兵を引いて出づ、（一一）諸將向ふ所を知らず。（一二）軍柔遠に至り、始めて號令して其地處を告げ、往いて城を築かしめ、（一三）版築の用に

惡之。居數月。以レ公知二開封府一。開封素號二難治一。公治有レ聲。事日益簡。暇則益取二古今治亂安危一。爲レ上開說。又爲二百官圖一以獻。曰任レ人各以二其材一而百職修。堯舜之治。不レ過レ此也。因指二其遷進遲速次序一。曰。如レ此而可二以爲一レ公。可二以爲一レ私。亦不レ可二以不一レ察。由レ是呂丞相怒。至レ交二論上前一。公求二對辨一。語切。坐落レ職知二饒州一。明年。呂公亦罷。公徙二潤州一。又徙二越州一。而趙元昊反二河西一。上復召相二呂公一。乃以レ公爲二陝西經略安撫副使一。遷二龍圖閣直學士一。

知たり。明年、呂公も亦罷めらる。公潤州に徙り、又越州に徙る。而して趙元昊河西に反す。上復(一〇)召して呂公を相とし、乃ち公を以て陝西の經略安撫副使(九)と爲し、龍圖閣の直學士に遷さる。

(一)先帝の妃なり (二)册立の命令 (三)宰相呂夷簡皇后を憾み帝に勸めて廢せしむ (四)范公が (五)名聲あるなり (六)百官追叙の次序を圖に作りしもの (七)論を交へ相爭ふ (八)對坐して是非を辯明せんと請ふ (九)實元元年 (一〇)康定元年

是時新失二大將一。延州危。公請下自守二鄜延一捍上レ賊。乃知二延州一。元昊遣レ人。

是の時新に大將(一)を失ひ、延州危し。公自ら鄜延を守つて賊を捍がんと請ふ。乃ち延州に知たり。元昊人を遣し、書を遣つて以て和を求む。公以謂らく、事無くして和を請ふ、信じ難し。且つ書に僭號(二)有り、以聞すべからずと。乃ち自ら書

初太后有二遺命一立二楊太妃一。代爲二太后一。公諫曰。太后母號也。自レ古無二代立者一。由レ是罷二其册命一。是歲大旱蝗。率レ使安二撫東南一。使還。會郭皇后廢。率二諫官御史一。伏レ閤爭。不レ能レ得。貶知二睦州一。又徙二蘇州一。歲餘。卽拜二禮部員外郞。天章閣待制一。召還。益論二時政闕失一。而大臣權倖多忌二

初め太后遺命有り、楊太妃を立て、代へて太后と爲す。公諫めて曰く、太后は母號也、古より代り立つ(一)者無しと。是に由つて其册命(二)を罷む。是歲大旱して蝗あり、使を奉じて東南を安撫す。使して還るや、會々郭皇后(三)廢せらる。諫官御史(四)を率ゐて閤に伏して爭ひしも、得る能はず、貶せられて睦州に知たり、又蘇州に徙さる。歲餘、卽ち禮部員外郞天章閣待制に拜して召還せられ、益々時政の闕失を論ず。而も大臣權倖多く之を忌惡す。居ること數月、公を以て開封府に知たらしむ。開封素難治と號す。公(五)の治聲有り、事日に益々簡なり。暇あれば則ち益々古今の治亂安危を取つて、上の爲に開說す。又(六)百官の圖を爲つて以て獻ず。曰く人を任ずるに各々其材を以てし、而して百職修る。堯舜の治も此に過ぎずと。因つて其遷進遲速の次序を指して曰く、此の如くにして以て公と爲すべく、以て私と爲すべし。亦以て察せずんばあるべからずと。是に由つて呂丞相怒り、上の前に(七)交論するに至る。公(八)對辨を求むるに、語切なり。坐せられて職を落し、饒州に

樂ニ而樂上也。其事レ上過レ人。一以自信。不下擇ニ利害一爲中趨舍上。其所レ有レ爲。必盡ニ其方一。曰。爲レ之自レ我者。當レ如レ是。其成與レ否。有ニ不レ在レ我者一。雖ニ聖賢一不レ能レ必。吾豈苟哉。天聖中。晏丞相薦ニ公文學一。以ニ大理寺丞一爲ニ祕閣校理一。以レ言レ事忤ニ章獻太后旨一。通ニ判河中府一。久レ之。上記ニ其忠一。召拜ニ右司諫一。當ニ太后臨レ朝聽レ政時一。以ニ至日一大會ニ前殿一。上將下率ニ百官一爲上レ壽。有司已具。公上疏言。天子無ニ北面一。且開下後世弱ニ人主一之漸上。其事遂已。又上書請レ還ニ政天子一。不レ報。及ニ太后崩一。言レ事者希レ旨。多求ニ太后時事一。欲ニ深治一レ之。公獨以謂。太后受ニ託先帝一。保ニ佑聖躬一。始終十年。未レ見ニ過失一。宜下掩ニ其小故一。以全中大德上。

百官を率ゐて壽を爲さんとす。有司已に具す。公上疏して言ふ、天子は北面すること無し、且つ後世人主を弱めて、以て母后を强うするの漸(九)を開かんと。其事遂に已みぬ。又上書して、(一〇)政を天子に還さんと請ふ、報ぜず。太后崩ずるに及び、事を言ふ者旨(一一)を希ひ、多く太后の時の事(一二)を求めて、深く之を治せんと欲す。公獨り以謂らく、太后託を先帝に受け、聖躬(一三)を保佑して、始終十年、未だ過失を見ず。宜しく其小故(一四)を掩ひ、以て大德を全うすべしと。

(一)天下治平の志 (二)天下の憂未だ現れざるに憂へ、天下の快樂已に成つて後に樂む (三)利に趨き害を棄て去る如きことをせず (四)成否は自ら天命あり (五)仁宗の年號 (六)晏殊也、前に出づ (七)記憶して忘れず (八)冬至の日 (九)築地の義 (一〇)太后の政を天子に還さんことを請ふ也 (一一)帝の意を迎へて (一二)太后時代の過失を摘出して之を檢査せんとす (一三)天子の御身體 (一四)瑣細なる過失

八年。擧二進士一。禮部選第一。遂中二乙科一。爲二廣德軍司理參軍一。始歸迎二其母一以養。

及二公既貴一。天子贈二公曾祖蘇州糧料判官諱夢齡一爲二太保一。祖祕書監諱贊時爲二太傅一。考諱墉爲二太師一。妣謝氏爲二吳國夫人一。公少有二大節一。於二富貴貧賤毀譽歡戚一。不三一動二其心一。而慨然有レ志於二天下一。常自誦曰。士當下先二天下之憂一而憂。後二天下之

公既に貴きに及び、天子、公の曾祖蘇州の糧料判官諱は夢齡に贈つて太保と爲し、祖祕書監諱は贊時を太傅と爲し、考諱は墉を太師と爲し、妣謝氏を吳國夫人と爲す。公少きより大節有り、富貴貧賤、毀譽歡戚に於て、一も其心を動さず、慨然として(一)天下に志有り。常に自ら誦して曰く、士は當に(二)天下の憂に先つて憂へ、天下の樂に後れて樂むべしと。其の上に事へ人を遇する、一に以て自ら信じ、利害を擇んで(三)趨舍を爲さず。其の爲す有る所は、必ず其方を盡す。曰く、之を爲すこと我よりする者は當に是の如くなるべし、其(四)成と否とは、我に在らざる者有り、聖賢と雖も必すること能はず、吾豈苟もせんやと。(五)天聖中、(六)晏丞相公を文學に薦め、大理寺丞を以て祕閣校理と爲す。事を言ふを以て章獻太后の旨に忤ひ、河中府に通判たり。之を久しうして、上其忠を(七)記し、召して右司諫に拜す。太后の朝に臨み政を聽く時に當つて、(八)至日を以て大いに前殿に會す。上將に

戸部侍郎。汝南文正公。薨レ於二徐州一。以二其年十有二月壬申一。葬レ於二河南尹樊里之萬安山下一。公諱仲淹。字希文。五代之際。世家二蘇州一。事二吳越一。太宗皇帝時。吳越獻二其地一。公之皇考。從二錢俶一朝二京師一。後爲二武寧軍掌書記一以卒。公生二歲而孤。母夫人貧無レ依。再適二長山朱氏一。既長。知二其世家一感泣。去之二南都一。入二學舍一。掃二一室一。晝夜講誦。其起居飲食。人所レ不レ堪。而公自刻益苦。居五年。大通二六經之旨一。爲二文章一。論説必本レ於二仁義一。祥符

文。五代の際、世々蘇州に家し、吳越に事ふ。太宗皇帝の時、吳越其地を獻ず。公の皇考、(一)錢俶に從うて京師に朝す。後武寧軍の掌書記と爲つて以て卒す。公生れて二歲にして孤なり。母夫人貧しうして依る無し、(二)再び長山の朱氏に適く。既に長じ、(三)其世家を知りて感泣す。去つて南都に之き、學舍に入り、一室を掃ひ、晝夜講誦す。其起居飲食、(四)人の堪へざる所なり。而も公自ら刻し益々苦む。居ること五年、大いに六經の旨に通ず。文章を爲るや、論説必ず仁義に本づく。(五)祥符八年、進士に擧げられ、禮部の選第一たり。(六)遂に乙科に中り、(七)廣德軍の司理參軍と爲り、始めて歸つて其母を迎へて以て養ふ。

(一) 吳越の主錢俶に從つて京師に來朝す　(二) 再婚するなり　(三) 自分の家柄を知りて。世家とは世々祿秩ある家の稱　(四) 常人の堪へ得ざる所　(五) 眞宗の年號　(六) 殿試の時に也　(七) 武寧軍と同じく一方を鎭する師團。司理參軍は其屬官にて、刑事上の事を掌る職

之顯於朝者。多三公所薦達。至擇其女之所從。又得二人者如此。可謂賢也已。銘曰。有姜之裔。齊爲晏氏。齊在春秋。晏顯諸侯。傳載桓子。嬰稱於邱。其後無聞。不亡僅存。有煒自公。厥聲以振。公之顯聲。實相天子。天子曰噫。予考眞宗。唯多名臣。以臻盛隆。汝初事我。王官東宮。以暨相予。始卒一躬。輔我以德。有勞於邦。公疾在外。來歸自洛。天子曰留。汝予舊學。凡今在庭。莫如汝舊。孰以畀予。惟予聖考。今既亡矣。孰爲我老。何以賵之。司空侍中。禮則有加。予思何窮。有纂其文。在其碑首。天子之褒。史臣有詔。銘以述之。永昭其後。

褒、史臣詔有り、銘じて以て之を述べ、永く其後(一三)を昭にす。

(一) 祭祀を掌る官　(二) 女の嫁する所　(三) 姜は齊の姓　(四) 左傳襄十七年の條に見ゆ　(五) 晏嬰字は平仲孔邱に稱美せられたり、その事は論語及び禮記に見ゆ　(六) 盛んなること　(七) 其名聲大いに振ふ　(八) 始終一身を委す　(九) 朝廷に在る者　(一〇) 眞宗を指す　(一一) 旣に死す、誰か之に代る者ぞ　(一二) 禮式は十分手厚くしたり　(一三) 其子孫を昭明にす

皇祐四年五月甲子。資政殿學士尚書

資政殿學士戸部侍郎文正范公神道碑銘

皇祐四年五月甲子、資政殿學士尙書戸部侍郎、汝南の文正公、徐州に薨ず。其年十有二月壬申を以て、河南尹樊里の萬安山下に葬る。公諱は仲淹、字は希

長曰二居厚一。大理評事。早卒。次承裕。尚書屯田員外郎。宣禮贊善大夫。崇讓。著作佐郎。明遠祇德。皆大理評事。幾道。傳正。皆太常寺太祝。女六人。長適二戸部侍郎同中書門下平章事富弼一。次適二禮部侍郎三司使楊察一。其四尚幼。孫十有三人。公既樂レ善而稱爲レ知レ人。士

公既に善を樂み、稱して人を知ると爲す。士の朝に顯るゝ者、公の薦達する所多し。(一)其女の從ふ所を擇ぶに至りて、又二人の者を得ること此の如し。賢と謂ふべきのみ。銘に曰く、

有姜の裔、齊に晏氏と爲る。齊春秋に在りて、晏諸侯に顯る。(四)傳に桓子を(三)載す、(五)嬰は邱に稱せらる。其後聞ゆる無く、亡びずして僅に存す。(六)燁たる有るは公よりす、(七)厥聲以て振へり。公の、聲を顯にせる、實に天子に相たり。天子曰く噫、予の考眞宗、唯名臣多く、以て盛隆に臻れり。汝初め我に事ふる、王官東宮、以て予に相たるに曁べり。(八)始卒一躬、我を輔くるに德を以てし、邦に勞有り。公疾んで外に在り、來歸洛よりす。天子曰く留れ、汝は予の舊學なりと。凡そ今庭に(九)在るは、汝の舊に如くは莫し。孰か以て予に畀ふる、惟予の(一〇)聖考。今既に亡し、(一一)孰か我が老と爲る。何を以て之に贈らん、司空侍中。(一二)禮は則ち加ふる有りとも、予が思ひ何ぞ窮らんと。篆有り其文、其碑首に在り、天子の

亟一。猶手不レ釋レ卷。有二文集二百四十卷一。嘗奉レ勅修二上訓。及眞宗實錄一。又集二類古今文章一。爲二集選二百卷一。公爲レ政敏。而務以簡二便其民一。其於レ家嚴。子弟之見有レ時。事二寡姊一孝謹。未三嘗爲二子弟一求二恩澤一。其在二陳州一。上問二宰相一曰。晏某居レ外。未二嘗有一レ所レ請。其亦有レ所レ欲耶。宰相以告レ公。公自爲レ表問二起居一而已。故其聾也。天子尤哀二悼之一。賜予加レ等。以二其子承裕一爲二崇文院檢討一。孫及甥之未レ官者九人。皆命以レ官。

孫及び甥の未だ官せざる者九人、皆命ずるに官を以てせり。

㊀ 一路の兵民を統轄する監司　㊁ 食む所の租稅の高　㊂ 夫を失へる姊　㊃ 御機嫌を伺ふ　㊄ 賜物も其官相當以上なりきと也

公初娶二李氏一。工部侍郎虛己之女。次孟氏。屯田員外郎虛舟之女。封二鉅鹿郡夫人一。次王氏。太師尙書令超之女。封二榮國夫人一。子八人。

公初め李氏を娶る、工部侍郎虛己の女なり。次は孟氏、屯田員外郎虛舟の女なり。鉅鹿郡夫人に封ぜらる。次は王氏、太師尙書令超の女なり。榮國夫人に封ぜらる。子八人あり、長を居厚と曰ふ、大理評事たり、早く卒す。次は承裕、尙書屯田員外郎たり。宣禮は贊善大夫、崇讓は著作佐郎、明遠・祇德は皆大理評事たり。幾道・傅正は皆太常寺太祝たり。女六人、長は戸部郎侍同中書門下平章事富弼に適き、次は禮部侍郎三司使楊察に適き、其四は尙ほ幼なり。孫は十有三人。

公既罷。以二工部尚書一知二潁州一。徙知二陳州一。又徙二許州一。三遷二戸部尚書一。拜二觀文殿大學士一。知二永興軍一。充二一路都部署安撫使一。徙知二河南府一。兼二西京留守一。累進レ階至二開府儀同三司一。勳上柱國。爵臨淄公。食邑萬二千戸。實封三千七百戸。公享年六十有五。自レ少篤學。至二其病

公既に罷められ、工部尚書を以て潁州に知たり。徙つて陳州に知となり、又許州に徙る。三たび戸部尚書に遷り、觀文殿の大學士に拜せられ、永興軍に知たり。(一)一路都部部署安撫使に充てられ、徙りて河南府に知とし、西京の留守を兼ね、累ねて階を進められて、開府儀同三司、勳上柱國、爵臨淄公に至る。食邑萬二千戸、實封三千七百戸。公享年六十有五。少きより篤學なり。其病亟(二)なるに至つて、猶ほ手に卷を釋かず、文集二百四十卷有り。嘗て勅を奉じて上訓及び眞宗實錄を修め、又古今の文章を集類して、集選二百卷と爲せり。公、政を爲すこと敏にして、務めて以て其民に簡便にす。其の家に於けるは嚴にして、子弟の見ゆる、時有り。寡姊に事へて孝謹なり。未だ嘗て子弟の爲に恩澤を求めず。其の陳州に在るや、上宰(三)相に問うて曰く、晏某外に居る、未だ嘗て請ふ所有らず、其れ亦欲する所有らんかと。宰相以て公に告ぐ、公自ら表を爲つて起居(四)を問ふのみ。故に其薨ずるや、天子尤も之を哀悼して、(五)賜予等を加へ、其子承裕を以て崇文院檢討と爲し、

師出二陝西一。天下弊レ於レ兵。公數建二利害一。請レ罷二監軍一。兼以二陣圖一授二諸將一。使レ得三應レ敵爲二攻守一。及制二財用出入之要一。皆有レ法。天子悉爲施行。自二宮禁一先。以率二天下一。而財賦之職。悉歸二有司一。卒能以レ謀臣二元昊一。使下聽二約束一。乃還中其王號上。公爲レ人剛簡。遇レ人必以レ誠。雖レ處二富貴一如二寒士一。罇酒相對。歡如也。得二一善一。稱レ之如二已出一。當世知名之士。如二范仲淹孔道輔等一。皆出二其門一。及レ爲レ相。益務進二賢材一。當下公居二相府一時上。范仲淹韓琦富弼皆進用。至レ於三臺閣多二一時之賢一。天子既厭二西兵一。憫二天下困弊一。奮然有レ意。遂欲下因二羣材一以更治上。數詔二大臣一條二天下事一。方施行。而小人權倖皆不レ便。明年秋。會公以レ事罷而仲淹等相次亦皆去。事遂已。

相と爲るに及び、益〻務めて賢材を進む。公が相府に居る時に當つて、范仲淹・韓琦・富弼皆進用せられ、(六)臺閣一時の賢多きに至る。天子既に西兵を厭ひ、天下の困弊を憫へ、(七)奮然意有り、遂に羣材に因つて以て更始せんと欲し、數〻大臣に詔して、天下の事を(八)條し、方に施行す。而るに(九)小人權倖皆便とせず、明年の秋、會〻公、事を以て罷められ、而して仲淹等相次いで亦皆去り、事遂に已みぬ。

(一)西夏の趙元昊　(二)利害を建議し　(三)內侍を遣りて陝西を監せしめしもの　(四)元昊に策命して夏國王とし、更に中國の約束に基づきて王號を返さしむ　(五)剛直簡約　(六)御史臺及び館閣　(七)羣才の力によりて改革せんとする意　(八)條陳　(九)倖は幸也、權勢ありて君寵を受け居る小人

太后崩。大臣執レ政者皆罷。以レ公爲二禮部尙書一。知二亳州一。徙知二陳州一。遷二刑部尙書一。復召爲二御史中丞一。又爲二三司使一。知二樞密院事一。拜二樞密使一。再加二檢校太尉一。同中書門下平章事。慶歷三年三月。遂以二刑部尙書一居二相位一。充二集賢殿大學士一。兼樞密使一。自二公復召用一。而趙元昊反。

太后崩じて、大臣政を執る者皆罷めらる。公を以て禮部尙書と爲し、亳州に知たり。徙つて陳州に知となり、刑部尙書に遷さる。復召して御史中丞と爲し、又三司使と爲し、樞密院事に知たり。樞密使に拜せられ、再び檢校太尉、同中書門下平章事を加へらる。慶歷三年三月、遂に刑部尙書を以て相位に居り、集賢殿大學士、兼樞密使に充てらる。公復召用せられてより、(一)趙元昊反し、師、陝西に出づ。天下兵に弊る。公數〻利害を建て、(三)監軍を罷めんと請ひ、兼ねて陣圖を以て諸將に授け、敵に應じて(二)攻守を爲すことを得しむ。及び財用出入の要を制するに、皆法有り。天子悉く爲に施行し、宮禁より先んじ、以て天下を率ゐ、財賦の職悉く有司に歸す。卒に能く謀(四)を以て元昊を臣とし、約束を聽いて、乃ち其王號を還さしめき。公人と爲り、(五)剛簡、人を遇するに必ず誠を以てす。富貴に處ると雖も寒士の如く、罇酒相對して歡如たり。一善を得れば、之を稱して己より出づるが如くす。當世知名の士、范仲淹・孔道輔等の如き、皆其門に出づ。

欲二獨見奏レ事。無下敢決二其議一者上。公建言。羣臣奏二事太后一者。垂レ簾聽レ之。皆毋レ得レ見。議遂定。乾興元年。拜二右諫議大夫。兼侍讀學士一。遷二給事中。景靈宮副使。判吏部流內銓一。以易侍二講崇政殿一。遷二禮部侍郎。知審官院一。爲二樞密副使一。遷二刑部侍郎一。上疏論二張耆不レ可レ爲二樞密使一。由レ是忤二太后旨一。坐下以レ笏擊二其僕一。誤折中其齒上。罷留二守南京一。大興二學校一。以敎二諸生一。自二五代一以來。天下學廢。興自レ公始。召拜二御史中丞一。改二兵部侍郎。兼祕書監。資政殿學士。翰林侍讀學士一。知二天聖八年禮部貢擧一。明年。爲二三司使一。復爲二樞密副使一。未レ拜。改二參知政事一。遷二尚書左丞一。太后謁二太廟一有下請レ服二袞冕一者上。太后以問レ公。公以二周官后服一對。

天下の學廢す、興ること公より始る。召して御史中丞(九)に拜せられ、兵部侍郎、兼祕書監資政殿學士、翰林侍讀學士に改めらる。天聖八年禮部の貢擧を知り、明年三司使(一〇)と爲り、復樞密副使と爲る。未だ拜せずして、參知政事に改められ、尚書左丞に遷さる。太后太廟に謁するとき、袞冕(一一)を服せんことを請ふ者有り。太后以て公に問ふに、公周官(一二)の后服を以て對へたり。

(一)輔け佐く　(二)草蒿のまゝ　(三)一人にて見えて　(四)直接に見ゆるを得ざらしむる也　(五)易經の講讀　(六)吏部の職　(七)劉太后嘗て晉の家に居りしを德として召して樞密使となせるに反對せし也　(八)玉淸昭應宮に供奉せし時從者笏を持して後る、公怒つて之を擊つ　(九)御史臺長なり　(一〇)鹽鐵戶部度支の長官　(一一)天子の服　(一二)周禮載する所の皇后の服制

公既以二道德
文章一。佐二佑東
宮一。眞宗有レ所二
諮訪一。多以二方
寸小紙一。細書
問レ之。由レ是參二
與機密一。有レ所レ
對。必以二其藁一
進。示レ不レ洩。其
後悉閲二眞宗
閣中遺書一。得二
公所レ進藁一。類
爲二八十卷一。藏二
之禁中一。人莫二
之見一也。初眞
宗遺二詔章獻
明肅太后一。權
聽二軍國事一。宰
相丁謂。樞密
使曹利用。各

公既に道德文章を以て東宮を佐佑す。（一）眞宗諮訪する所有れば、多く方寸の小紙を以て、細書して之を問ふ。是に由つて機密に參與し、對ふる所有れば、必ず其（二）藁を以て進め、洩さゞるを示す。其後悉く眞宗閣中の遺書を閲し、公が進る所の藁を得、類して八十卷と爲し、之を禁中に藏す、人之を見ること莫し。初め眞宗章獻明肅太后に遺詔して、權に軍國の事を聽かしむ。宰相丁謂、樞密使曹利用、各ゝ（三）獨見事を奏せんと欲す。敢て其議を決する者無し。公建言す、羣臣事を太后に奏する者は、簾を垂れて之を聽き、皆見ることを得る毋れと。議遂に定る。乾興元年、右諫議（四）大夫兼侍讀學士に拜せられ、給事中景靈宮の副使、判吏部流内銓に遷さる。易を以て崇政殿に侍講し、禮部侍郎、（六）知審官院に遷され、樞密副使と爲り、刑部侍郎（五）に遷さる。上疏して（七）張耆が樞密使たるべからざるを論じ、是に由つて太后の旨に忤ふ。（八）笏を以て其僕を撃ち、誤つて其齒を折くに坐し、罷められて南京に留守たり。大いに學校を興し、以て諸生を教ふ。五代より以來、

書省正字。置二之祕閣。使レ得三悉讀二祕書。命二故僕射陳文傳公。視二其學。明年。獻二其所レ爲文。召試二中書。遷二太常寺奉禮郎。封二祀太山。推レ恩遷二光祿寺丞。數月。充二集賢校理。明年。遷二著作佐郎。丁二父憂一去レ官。已而眞宗思レ之。卽二其家一起復。命二淮南發運使。具レ舟送至二京師。從祀二太清宮。賜二緋衣銀魚。同判太常禮院。又丁二母憂。求二去レ官服レ喪。不レ許。今天子始封二昇王。公以レ選爲二府記室參軍。再遷二左正言直史館。今天子爲二皇太子。以二戸部員外郎一充二太子舍人。賜二金紫。知制誥。判集賢院。遷二翰林學士。充二景靈宮判官。太子左庶子。兼判太常寺。知禮儀院。

つて京師に至る。從つて太清宮(八)に祀り、緋衣銀魚(九)を賜ひ、同判太常禮院たり。又母の憂に丁つて、官を去り喪に服せんことを求む、許されず。今の天子始めて昇王に封ぜられしとき、公選を以て府記室參軍(一〇)と爲り、再び左正言直史館に遷さる。今の天子皇太子と爲りしとき、戸部員外郎を以て、太子の舍人に充てられ、金紫(一一)を賜ひ、知制誥、判集賢院たり。翰林學士に遷され、景靈宮の判官に充てられ、太子の左庶子、兼判太常寺、知禮儀院たり。

(一) 幼にして奇才ある兒童　(二) 奏上す　(三) 同進士出身也　(四) 學問の世話をなさしむ　(五) 朝會祭祀等を掌る役　(六) 國史を修むるを掌る官にて祕書省に屬す　(七) 父の喪に居る　(八) 老子を祀る宮　(九) 五品の服なり　(一〇) 文籍書檄を掌る　(一一) 金印の紫綬

氏。其世次晦顯。從遷不常。自其高祖諱墉。唐咸通中擧進士。卒官江西。始著籍於高安。其後三世不顯。曾祖諱延昌。又從其籍於臨川。祖諱郢。追封英國公。考諱固。追封秦國公。自曾祖已下。皆用公貴。累贈開府儀同三司。太師中書令。兼尚書令。曾祖妣張氏。陳國太夫人。祖妣傳氏。許國太夫人。妣吳氏。唐國太夫人。

公生七歳。知學問。爲文章。鄕里號爲神童。故丞相張文節公。安撫江西。得公以聞。眞宗召見。既賜出身。後二日。又召試詩賦論。公徐啓曰。臣嘗私習此賦。不敢隱。眞宗益嗟異之。因試以他題。以爲祕

公生れて七歳、學問を知り、文章を爲る。鄕里號して神童と爲せり。故の丞相張文節公、江西を安撫し、公を得て以聞す(一)。眞宗召見して(二)、既に出身を賜ふ。後二日、又召して詩賦論を試む。公徐に啓して曰く、臣嘗て私に此賦(三)を習ふと。敢て隱さず。眞宗益〻之を嗟異す。因つて試るに他題を以てし、以て祕書省正字と爲し、之を祕閣に置き、悉く祕書を讀むことを得しめ、故の僕射陳文僖公に命じて、其學を視しむ。明年其の爲る所の文を獻ず。召して中書に試み、太常(五)寺奉禮郎に遷さる(四)。太山に封祀して、恩を推し、光祿寺丞に遷さる。數月にして集賢校理に充てられ、明年著作(六)佐郎に遷さる。父の憂(七)に丁りて官を去る。已にして眞宗之を思ひ、其家に卽いて起復せしめ、淮南の發運使に命じて、舟を具へて送

夫宮臣備官。擁列圜視。公不ㇾ動二聲氣一。操ㇾ筆爲二文辭一。立成以獻。天子嘉賞。賜二同進士出身一。遂登二館閣一。掌二書命一。以二文章一爲二天下所一ㇾ宗。逮三陛下養二德東宮一。先帝選二用臣屬一。即以ㇾ公遺二陛下一。由二王宮臣一。卒登二宰相一。凡所三以下輔二道聖德一。憂中勤國家上。有ㇾ舊有ㇾ勞。自ㇾ始至ㇾ卒。五十餘年。公既薨。而先帝之名臣。與二陛下東宮之舊人一。皆無二在者一。宜其褒寵優異。比二公甘盤一。臣修幸得ㇾ執二筆史官一。奉二明詔一。謹昧死上二臨淄公事一。曰公諱殊。字同叔。姓晏

詔を奉じ、謹んで昧死して臨淄公の事を上る。曰く、公諱は殊、字は同叔、姓は晏氏。其世次晦顯、徙遷常ならず。其高祖諱は墉、唐の咸通(九)中進士に擧げられ、官に江西に卒せしより、始めて籍(一〇)を高安に著く。其後三世顯れず。曾祖諱は延昌、又其籍を臨川に徙す。祖諱は郢、英國公に追封せらる。考諱は固、秦國公に追封せらる。曾祖より已下、皆公を用つて貴く、開府儀同三司、太師中書令、兼尙書令を累贈す。曾祖妣は張氏、陳國太夫人。祖妣は傅氏、許國太夫人。妣は吳氏、唐國太夫人たり。

(一) 雅頌の詩を作りて太平を歌ふ (二) 進士 (三) 取卷きて視張る (四) 宋代選擧を五等に分つ、一二等は進士及第、三等は進士出身、四五等を同進士出身とす (五) 昭文館・史館・集賢院を三館とし、其書萬餘卷を分ちて別に祕閣あり (六) 王府の屬官東宮の臣下 (七) 褒美優遇特別の待遇を賜ふ (八) 殷高宗の臣なり、書經說命に予小子舊甘盤に學ぶ云々、これ即ち舊學の字の出典也 (九) 懿宗の年號 (一〇) 籍を其地に置く

既又勅二史臣修一。考二次公事一。具書二於碑下一。臣修伏讀二國史一。見二眞宗皇帝時一。天下無レ事。天子方推二讓功德一。祠二祀天地山川一。講二禮樂一。以文二頌聲一。而儒學文章。儁賢偉異之人出。公世家二江西之臨川一。年始十四。一日起二田里一。進二見天子一。時方親閲二天下貢士一。會二廷中一者千餘人。與二

既にして又史臣修に勅して、公の事を考次して、具に碑下に書せしむ。臣修伏して國史を讀み、眞宗皇帝の時を見るに、天下事無く、天子方に功德を推讓して、天地山川を祠祀し、禮樂を講じ、以て頌聲(一)を文る。而して儒學文章、儁賢偉異の人出づ。公世〻江西の臨川に家せり、年始めて十四、一日田里より起り、天子に進見す。時方に親ら天下の貢士(二)を閲す、廷中に會する者千餘人、夫の宮臣衞官と、擁列圜視(三)す。公聲氣を動さず、筆を操つて文辭を爲り、立に成して以て獻ず。天子嘉賞し、同進士出身(四)を賜ふ。遂に館閣(五)に登り、書命を掌り、文章を以て天下の宗とする所と爲りぬ。陛下德を東宮に養ふに逮んで、先帝臣屬を選用し、卽ち公を以て陛下に遺る。王官宮臣(六)由り、卒に宰相に登る。凡そ聖德を輔道し、國家に憂勤する所以、舊有り勞有り。始より卒に至るまで、五十餘年。公既に薨じて、先帝の名臣と、陛下東宮の舊人と、皆在る者無し。宜なり其褒寵優異(七)して、公を甘盤(八)に比すること。臣修幸に筆を史官に執るを得、明

疾歸レ於二京師一。八月疾少間。入見。天子曰。噫。予舊學之臣也。乃留侍二講邇英閣一。詔五日一朝二前殿一。明年正月疾作。不レ能レ朝。勅二太醫一朝夕往視。有司除レ道。將レ幸二其家一。公歎曰。吾無狀。乃以二疾病一憂二吾君一。即馳奏曰。臣疾少間。行愈矣。乃止。其月丁亥。以二公薨一聞。天子震悼。亟臨二其喪一。以レ不二即見一レ公爲レ恨。贈二公司空兼侍中一。謚曰二元獻一。有司請二輟レ視レ朝一一日。詔特輟二日。以二其年三月癸酉一。葬二公於二許州陽翟縣麥秀鄕之北原一。既葬。賜二其墓隧之碑首一。曰二舊學之碑一。

こと能はず、太醫(四)に勅して、朝夕に往いて視しむ。有司道(五)を除ひ、將に其家に幸せんとす。公歎じて曰く、吾無狀(六)、乃ち疾病を以て吾君を憂へしむと。即ち馳せ奏して曰く、臣が疾少しく閒ゆ、行〻(七)愈えんと。乃ち止む。其月丁亥公薨ぜしを以て聞す。天子震悼し、亟に其喪に臨み、即いて公を見ざるを以て恨と爲す。公に司空兼侍中を贈り、謚して元獻と曰ふ。有司朝を視るを輟むること一日ならんを請ふ、詔して特に輟むること二日なり。其年三月癸酉を以て、公を許州陽翟縣麥秀鄕の北原に葬る。既に葬るや、其墓隧(八)の碑首(九)を賜ひ、舊學の碑と曰ふ。

(一) 仁宗特設の官なり、宰相を經し者に非ざれば任ぜられず (二) 工合がよいとの意 (三) 仁宗太子たりし時晏殊に學びし事あり、故にいふ (四) 侍醫の長 (五) 道をはらひ清めて (六) 不都合、不行屆の意 (七) 追〻と全快せん (八) 墓道 (九) 冢額なり

錄二其可レ紀者一。輒爲二銘詩一。以彰二先帝之明一。以稱下聖恩褒二顯王氏一。流二澤子孫一。與レ宋無レ極之意上。銘曰。烈烈魏公。相二我眞宗一。眞廟翼翼。魏公配食。公相二眞宗一。不レ言以レ躬。時有二大事一。事有二大疑一。匪レト匪レ筮。公爲二蓍龜一。公在二相位一。終日如レ默。問二其夷狄一。包二裹兵革一。問二其卿士一。百工以レ職。問二其庶民一。耕織衣食。相有二賞罰一。功當罪明。相有二黜升一。惟否惟能。孰二其權衡一。萬物之平。孰不レ事レ君。胡能必信。孰不レ爲レ相。其誰有レ終。公薨レ於レ位。太尉之崇。天子孝思。來薦二清廟一。侑二我聖考一。惟時元老。天子念レ公。報レ公之隆。春秋從享。萬祀無窮。作二爲歌詩一。以詒二廟工一。

(一四) 公は實に太尉の高官たる儘薨せり　(一五) 清肅なる宗廟　(一六) 仁宗より眞宗を指す　(一七) 萬年に同じ　(一八) 樂工に告げて歌詠せしむ

至和元年六月。觀文殿大學士行兵部尙書西京留守臨淄公。以レ

觀文殿大學士、行兵部尙書、西京留守、贈司空兼侍中、晏公神道碑銘

至和元年六月、觀文殿大學士(一)、行兵部尙書、西京留守臨淄公、疾を以て京師に歸る。八月疾少しく閒ゆ(二)。入見す。天子曰く、噫、予が舊學(三)の臣也と。乃ち留めて邇英閣に侍講たらしめ、詔して五日に一び前殿に朝せしむ。明年正月疾作り、朝する

所二以用一レ公者上。可レ謂レ至哉。是以君明臣賢。德顯名尊。生而俱享二其榮一。歿而長配レ於レ廟。可レ謂三有レ始有レ卒。如二明詔所一レ褒。昔者烝民江漢。推二大臣下之事一。所三以見二任レ賢使レ能之功一。雖レ曰二山甫穆公之詩一。實歌二宣王之德一也。臣謹考二國史實錄一。至レ於二縉紳故老之傳一得二公終始之節一。而

たる、言はずして躬を以てす。時に大事有り、事に大疑あれば、卜に匪ず筮に匪ず、公を蓍龜(一一)と爲す。公の相位に在るや、終日默するが如し。其夷狄を問へば、兵革を包裹し、其の卿士を問へば、百工職を以てし、其庶民を問へば、耕織衣食す。(一二)相に賞罰有り、功當り罪明に、相に黜升(一三)有り、惟否惟能、其權衡を執つて、萬物之平なり。孰か君に事へざらん、胡ぞ能く必ず信ぜられん。孰か相と爲らざらん、其れ誰か終有る。公位に薨ず、(一四)太尉の崇なり。天子孝あり、來つて淸廟(一五)に薦め、我聖考(一六)に侑む、惟時の元老。天子公を念ふ、公に報ずるの隆なる、春秋從つて享す。萬祀(一七)無窮、歌詩を作爲して、以て廟工(一八)に詔ぐ。

(一) 寡婦なる兄の妻　(二) 率ゐ勵ます　(三) 貧困の人物と共に世に出で、立身榮達を爭ふ　(四) 讀書して官を請ふことを爲さず　(五) 眞宗崩御の年　(六) 眞宗廟に合せ祭られしを指す　(七) 詩大雅篇名也、烝民は尹吉甫が周宣の宰相仲山甫を送る詩、江漢は詩人が召穆公平淮西の功を美めし詩　(八) 功業盛大　(九) 莊厳なる貌　(一〇) 配祀せられて廟食す　(一一) めどきと龜甲、共に卜筮の具　(一二) 契丹西夏等皆武器を包み藏む　(一三) 或は退け或は昇す

家事。一無ㇾ所
問。而務以二儉
約一率二勵子弟。
使下在二富貴一不上
知ㇾ爲二驕修。兄
子睦欲ㇾ擧二進
士一。公曰。吾常
以二太盛一爲ㇾ懼。
其可下與二寒士一
爭進上。至二其薨一
也。子素猶未ㇾ
官。遺表不ㇾ求二
恩澤一。有二文集
二十卷。乾興
元年。詔配二享
眞宗廟庭一。臣
修曰。景德祥
符之際盛矣。
觀下公之所二以
相一。而先帝之

知らざらしむ。兄の子睦、進士に擧げられんことを欲す。公曰く、吾常に太盛を以て懼と爲す、其れ(三)寒士と爭ひ進むべけんやと。其薨ずるに至つて、子素猶ほ未だ官せず、(四)遺表して恩澤を求めず。文集二十卷有り。(五)乾興元年、詔して眞宗の廟庭に配享せらる。臣修曰く、景德祥符の際盛なり。公の相たる所以と、先帝の公を用ひし所以の者とを觀るに、至れりと謂ふべし。是を以て君明に臣賢に、德顯れ名尊し。生れて倶に其榮を享け、歿して長く(六)廟に配す、始有り卒有ること、明詔の褒する所の如しと謂ふべし。昔は(七)烝民江漢、臣下の事を推大す、賢に任じ能を使ふの功を見す所以、山甫穆公の詩と曰ふと雖も、實に宣王の德を歌へる也。臣謹んで國史實錄を考へ、縉紳故老の傳に至つて、公が終始の節を得、而して其紀すべき者を錄して、輒ち銘詩を爲り、以て先帝の明を彰し、以て聖恩の王氏を褒顯し、澤を子孫に流し、宋と極無きの意を稱す。銘に曰く、

(八)烈々たる魏公、我眞宗に相たり。眞廟(九)翼翼たり、魏公(一〇)配食す。公の眞宗に相

朝覲事。遇軍國大事。不以時入參決。公益惶恐。因臥不起。以疾辭。冊拜太尉玉淸昭應宮使。自公病。使者存問。日常三四。眞宗手自和藥賜之。疾亟。遽幸其第。賜以白金五千兩。辭不受。以天禧元年九月癸酉。薨於家。享年六十有一。眞宗臨哭。輟視朝三日。發哀於苑中。其子弟門人故吏。皆被恩澤。卽以其年十一月庚申。葬公於開封府開封縣新里鄕大邊村。公娶趙氏。封榮國夫人。後公五年卒。子男三人。長曰司封郎中雍。次曰贊善大夫沖。次曰素。女四人。長適太子太傅韓億。次適兵部員外郎直集賢院蘇耆。次適右正言范令孫。次適龍圖閣直學士兵部郎中呂公弼。諸孫十四人。

大邊村に葬る。公趙氏を娶る、榮國夫人に封ぜらる。公に後るゝこと五年にして卒す。子男三人、長を司封郎中（一〇）雍と曰ひ、次は贊善大夫（一一）沖と曰ひ、次を素と曰ふ。女四人、長は太子太傅韓億に適き、次は兵部員外郎直集賢院蘇耆に適き、次は右正言范令孫に適き、次は龍圖閣直學士兵部郎中呂公弼に適く。諸孫十四人あり。

（一）國家の大政を指す　（二）仁宗　（三）右の十餘人中にて也　（四）引籠りて出勤せず　（五）訪問、見舞　（六）亟は速なり、病危篤に陷るをいふ　（七）臨幸して死を哭す　（八）宮中喪を行ふ　（九）恩を蒙りて官位を授けらる　（一〇）吏部の屬官　（一一）太子侍從官

公事寡嫂謹。與其弟旭友悌尤篤。任以

公寡嫂（一二）に事へて謹めり、其弟旭と、友悌尤も篤く、任ずるに家事を以てし、一も問ふ所無し。務めて儉約を以て子弟を率勵（一三）し、富貴に在つて驕侈を爲すことを

公累官至二太保一。以レ病求レ罷。入見二滋福殿一。眞宗曰。朕方以二大事一託レ卿。而卿病如レ此。因命二皇太子一拜レ公。公言皇太子盛徳。必任二陛下事一。因薦下可レ爲二大臣一者十餘人上。其後不レ至二宰相一者。李及凌策二人而已。然亦皆爲二名臣一。公屢以レ病請。眞宗不レ得レ已。拜二公太尉一。兼二侍中一。五日一

公累官して太保に至り、病を以て罷めんことを求め、入つて滋福殿に見す。眞宗曰く、朕方に大事を以て卿に託す、而して卿の病むや此の如しと。因つて皇太子(一)に命じて公を拜(二)せしむ。公言ふ、皇太子の盛徳、必ず陛下の事に任へんと。因つて大臣たるべき者十餘人を薦む。其後宰相(三)に至らざりし者は、李及・凌策二人のみ。然も亦皆名臣たりき。公屢〻病を以て請ふ。眞宗已むを得ず、公を太尉に拜し、侍中を兼ねしめ、五日に一朝して事を視、軍國の大事に遇ひては、時を以てせずして入つて參決せしむ。公益〻惶恐し、因つて臥(四)して起たず、疾を以て懇辭す。太尉玉淸昭應宮使に册拜す。公病んでより、使者存問(五)すること日に常に三四、眞宗手自ら藥を和して之を賜ふ。(六)疾亟なるや、遽に其第に幸して、賜ふに白金五千兩を以てす、辭して受けず。天禧元年九月癸酉を以て家に薨ず。享年六十有一。眞宗臨哭(七)し、朝を視るを輟むること三日、(八)哀を苑中に發す。其子弟門人故吏、皆恩澤(九)を被る。即ち其年十一月庚申を以て、公を開封府開封縣の新里鄉

人。何以示ㇾ信。且火雖ㇾ有ㇾ迹。寧知ㇾ非二天譴一邪。由ㇾ是當ㇾ坐者皆免。日者上書言二宮禁事一。坐誅。籍二其家一。得下朝士所三與往還。占二問吉凶一之說上。眞宗怒。欲下付二御史一問上ㇾ狀。公曰。此人之常情。且語不ㇾ及二朝廷一。不ㇾ足ㇾ罪。眞宗怒不ㇾ解。公因自取下常所二占問一之書上進曰。臣少賤時。不ㇾ免ㇾ爲ㇾ此。必以爲ㇾ罪。願幷ㇾ臣付ㇾ獄。眞宗曰。此事已發。何可ㇾ免。公曰。臣爲二宰相一。執二國法一。豈可下自爲ㇾ之。幸ㇾ於ㇾ不ㇾ發而以罪上ㇾ人。眞宗意解。公至二中書一。悉焚二所ㇾ得書一。既而眞宗悔。復馳取ㇾ之。公曰。臣已焚ㇾ之矣。由ㇾ是獲ㇾ免者衆。

の常情のみ、且つ語、朝廷に及ばず、罪するに足らずと。眞宗怒解けず。公因つて自ら常に占問する所の書を取り、進めて曰く、臣少賤の時、此を爲すを免れざりき、必ず以て罪と爲さば、願くは臣を幷せて獄に付せよと。眞宗曰く、此事已に(一〇)發せり、何ぞ免るべけんと。公曰く、臣宰相と爲つて國法を執る、豈自ら之を爲し、發せざるを幸として以て人を罪すべけんやと。眞宗意解く。公(一一)中書に至つて、悉く得る所の書を焚く。既にして眞宗悔い、復馳せて之を取らしむ。公曰く、臣已に之を焚けりと。是に由つて免を獲し者衆かりき。

(一) 人の出したるを火といひ、天火を災といふ　(二) 取調を爲す　(三) 關係者の死罪に當る者　(四) 火元たる形迹　(五) 天のせめいかり　(六) 時日の吉凶を占卜する者　(七) 家を沒收す　(八) 吉凶を占ひ尋ねし書類　(九) 今の警察官吏に當る役　(一〇) 已に世間に發覺せり　(一一) 中書省

者上。曰蝗實死矣。請示レ於レ朝。率二百官一賀。公獨以爲二不可一。後數日。方奏レ事。飛蝗蔽レ天。眞宗顧レ公曰。使二百官方賀一。而蝗如レ此。豈不レ爲二天下笑一邪。宦官劉承規以二忠謹一得レ幸。病且レ死。求レ爲二節度使一。眞宗以語レ公曰。承規待レ此以瞑目。公執以爲二不可一曰。他日將下有レ求レ爲二樞密使一者上奈何。至レ今內臣官不レ過二留後一。公任レ事久。人有下譏二公於レ上者上。公輒引レ咎。未二嘗自辯一。至三人有二過失一。雖二人主盛怒一。可レ辯者辯レ之。必得而後已。

（一）官名　（二）朝廷に賢人物有り、犯すべからずと也　（三）四字の年號　（四）忠節の心を存して謹慎なり　（五）固くその不可なるを言ふ　（六）節度使の假役　（七）是非の筋道を明白にする迄は止めず

榮王宮火。延二前殿一。有レ言レ非二天災一。請三置レ獄劾二火事一。當二坐死一者百餘人。公獨請レ見曰。始失レ火時。陛下以レ罪已詔二天下一。而臣等皆上章待レ罪。今反歸二咎於レ

榮王の宮火あり、前殿に延ぶ。天災(一)に非ずと言ふもの有り、獄を置き火事を劾せ(二)んと請ふ。坐死(三)に當する者百餘人、公獨り見えんことを請うて曰く、始め火を失せし時、陛下己を罪するを以て天下に詔せり。而して臣等も皆上章して罪を待てり。今反つて咎を人に歸せば、何を以てか信を示さん。且つ火(四)、迹有りと雖も、寧ぞ天譴(五)に非るを知らんやと。是に由つて坐に當する者皆免る。日者(六)上書して宮禁の事を言ひ、坐して誅せらる。其家を籍(七)して、朝士の與に往還して、吉凶(八)を占問せし所の說を得たり。眞宗怒り、(九)御史に付して狀を問はんと欲す。公曰く、此れ人

德明言二民饑一。求二糧百萬斛一。大臣皆曰。德明新納レ誓而敢違。請以二詔書一責レ之。眞宗以問レ公。公請勅二有司一。具三粟百萬於二京師一。詔二德明一來取。眞宗大喜。德明得二詔書一。慚且拜曰。朝廷有レ人。大中祥符中。天下大蝗。眞宗使三人於レ野得二死蝗一。以示二大臣一。明日他宰相有下袖二死蝗一以進

り取らしむ。眞宗大いに喜ぶ。德明詔書を得て、慚ぢ且つ拜して曰く、(二)朝廷人有りと。(三)大中祥符中、天下大いに蝗あり。眞宗、人をして野に死蝗を得しめ、以て大臣に示す。明日他の宰相死蝗を袖にして以て進むる者有り。曰く蝗實に死せり、請ふ朝に示し、百官を率ゐて賀せんと。公獨以て不可と爲す。後數日方に事を奏するとき、飛蝗天を蔽ふ。眞宗公を顧みて曰く、百官をして方に賀せしめて、而して蝗此の如くんば、豈天下の笑と爲らざらんやと。宦官劉承規、(四)忠謹を以て幸を得、疾みて且に死せんとし、節度使たらんことを求む。眞宗以て公に語つて曰く、承規此を待つて以て瞑目せんと。公、(五)執つて以て不可と爲す。曰く、他日將に樞密使たらんことを求むる者有らば奈何、今に至るまで內臣は官(六)留後に過ぎずと。公事に任ずること久し、人、公を上に誘る者有り。公輒ち咎を引き、未だ嘗て自ら辯せず。人の過失あるに至つては、人主盛怒すと雖も、辯ずべき者は之を辯じ、(七)必ず得て而して後に已む。

公所ニ以薦レ準者。準始媿歎以爲不レ可レ及。故參知政事李穆子行簡。有ニ賢行一。以ニ將作監丞一居レ於家。眞宗召見慰ニ勞之一。遷ニ太子中允一。初遣ニ使者一召。不レ知ニ其所レ止。眞宗命至ニ中書一問ニ王某一。然後人知ニ行簡公所レ薦也。公自ニ知制誥一至レ爲レ相。薦レ士尤多。其後公薨。史官修ニ眞宗實錄一。得ニ內出奏章一。乃知ニ朝廷之士。多ニ公所レ薦者一。公與レ人寡ニ言笑一。其語雖レ簡而能以レ理屈レ人。默然終日。莫ニ能窺ニ其際一。及レ奏ニ事上前一。羣臣異同。公徐一言以定。

今上爲ニ皇太子一。太子諭德見レ公。稱ニ太子學レ書有レ法。公曰。諭德之職。止レ於レ是邪。趙

日、能く其際を窺ふこと莫し。(一〇)事を上の前に奏するに及んで、羣臣異同あるときは、公徐に(一一)一言して以て定めき。

(一)王旦の薦め引いて朝士となしたる者 (二)節度使にして平章事を兼ぬる者 (三)個人の依頼 (四)天子の仰せ出で (五)工事監督官 (六)太子の侍從官 (七)居住する處 (八)宮中より出されし奏章 (九)人と接するに言笑すること寡く (一〇)其內心の心底

今上皇太子たりし時、太子諭德、公を見て、太子の書を學ぶ、法有りと稱す。公曰く、諭德の職、是に止まらんやと。趙德明民饑うるを言ひ、糧百萬斛を求む。大臣皆曰く、德明新に誓を納れて敢て違ふ。請ふ詔書を以て之を責めんと。眞宗以て公に問ふ。公請うて有司に勅し、粟百萬を京師に具へ、德明に詔して來

材矣。必久ニ其官一。衆以爲宜ニ某職一。然後遷。其所ニ薦引一。人未ニ嘗知一。寇準爲ニ樞密使一當レ罷。使ニ人私レ公。求レ爲ニ使相一。公大驚曰。將相之任。豈可レ求耶。且吾不レ受ニ私請一。準深恨レ之。已而制出。除ニ準武勝軍節度使。同中書門下平章事一。準入見涕泣曰。非ニ陛下知レ臣。何以知レ此。眞宗具道下

る所、人未だ嘗て知らず。寇準樞密使と爲り、罷めらるゝに當りて、人をして公に私せしめ、(二)使相たらんことを求む。公大いに驚いて曰く、將相の任、豈求むべけんや、且つ(三)吾私請を受けずと。準深く之を恨む。已にして(四)制出で、準を武勝軍の節度使、同中書門下平章事に除す。準入つて見え、涕泣して曰く、陛下臣を知るに非ずんば、何を以て此の如くならんと。眞宗具に公の準を薦めし所以の者を道ふ。準始めて媿ぢ、歎じて以爲らく及ぶべからずと。故の參知政事李穆の子行簡、賢行有り。(五)將作監丞を以て家に居る。眞宗召見して之を慰勞し、(六)太子中允に遷す。初め使者を遣して召すに、其止る所を知らず。眞宗命じて中書に至り、王某に問はしむ。然る後に、人、(七)行簡は公の薦むる所なるを知れり。公、知制誥より相たるに至るまで、士を薦むること尤も多し。其後公薨ず。史官眞宗實錄を修して、(八)內出の奏章を得たり。乃ち朝廷の士公の薦むる所の者多きを知りぬ。(九)公、人に與するに言笑寡く、其語簡なりと雖も、而も能く理を以て人を屈し、默然終

政事。再遷二刑部侍郎一。景德元年。契丹犯レ邊。眞宗幸二澶州一。雍王元份留二守東京一。得二暴疾一。命レ公馳レ自二行在一。代二元份一留守。二年遷二尚書左丞一。三年。拜二工部尚書。同中書門下平章事。集賢殿大學士。監二修國史一。是時契丹初請レ盟。趙得明亦納二誓約一。願レ守二河西故地一。二邊兵罷不レ用。眞宗遂欲三以レ無レ事治二天下一。公以謂宋興三世。祖宗之法具在。故其爲レ相。務行二故事一。愼レ所二改作一。進二退能否一。賞罰必當。眞宗久而益信レ之。所レ言無レ不レ聽。雖二他宰相大臣。有一レ所レ請。必曰。王某以謂二如何一。事無二大小一。非二公所一レ言不レ決。公在二相位一十餘年。外無二夷狄之虞一。兵革不レ用。海内富實。羣工百司。各得二其職一。故天下至レ今稱爲二賢宰相一。

かれざるは無し。他の宰相大臣、請ふ所有りと雖も、必ず曰く、王某以て如何と謂ふかと。事大小と無く、公の言ふ所に非んば決せず。公相位に在ること十餘年、外夷狄の虞無く、兵革(一〇)用ひず、海内富實、羣工百司、各ゝ其職を得たり。故に天下今に至るまで、稱して賢宰相と爲す。

(一) 權威勢力ある者に阿附せざるなり　(二) 召して謁見せしめ、問ふ所に答へしむ　(三) 大いに用ふ　(四) 急病　(五) 時に澶州に在り　(六) 宰相の職　(七) 趙元昊の父也、得一に德に作る　(八) 西北の二境　(九) 太祖太宗眞宗　(一〇) 兵馬戰亂の義

公於レ用レ人。不レ以二名譽一。必求二其實一。苟賢且

公、人を用ふるに於て、名譽を以てせず、必ず其實を求む、苟も賢且つ材あれば、必ず其官を久しうせり。衆以爲らく某の職に宜しと。然る後に遷す。(一一)其薦引す

能任二大事一。遜二遠權勢一。不レ可二干以レ私。由レ是眞宗益知二其賢一。錢若水名二能知レ人。常稱レ公曰。眞宰相器也。若水爲二樞密副使一罷。召二對苑中一。問下誰可二大用一者上。若水言二公可一。眞宗曰。吾固已知レ之矣。咸平三年。又知二禮部貢擧一。居數日。拜二給事中。知樞密院事一。明年以二工部侍郎參知

是に由つて眞宗益〻其賢を知る。錢若水能く人を知るに名あり、常に公を稱して曰く、眞に宰相の器なりと。若水樞密副使と爲りて罷められ、苑中に召對し(二)、誰か(三)大用すべき者と問ふに、若水は公可なりと言ひしに、眞宗曰く、吾固より已に之を知れりと。咸平三年、又禮部貢擧を知り、居ること數日、給事中、知樞密院事に拜せられ、明年工部侍郎參知政事を以て、再び刑部侍郎に遷る。景德元年、契丹邊を犯す。眞宗澶州に幸し、雍王元份東京に留守たり、(四)暴疾を得。公に命じて(五)行在より馳せ、元份に代つて留守せしむ。二年尚書左丞に遷り、三年工部尚書、同中書門下(六)平章事、集賢殿大學士に拜せられ、國史を監修す。是時契丹初めて盟を請ひ、(七)趙得明も亦誓約を納れ、河西の故地を守らんことを願ひ、(八)二邊の兵罷めて用ひず。眞宗遂に事無きを以て天下を治めんと欲す。公以謂らく、宋興つて(九)三世、祖宗の法具に在りと。故に其の相たるや、務めて故事を行ひ、改作する所を愼み、能否を進退し、賞罰必ず當る。眞宗久しうして益〻之を信じ、言ふ所聽

二州。王禹偁薦二其材一。任二轉運使一。驛召至二京師一。辭不レ受。獻二其所レ爲文章一。得レ試二直史館一。遷二右正言知制誥一。知二淳化三年禮部貢擧一。遷二虞部員外郎一。同判二吏部流內銓一。知二考課院一。右諫議大夫趙昌言參知政事。公以レ堉避レ嫌。求レ解レ職。太宗嘉レ之。改二禮部郎中集賢殿修撰一。昌言罷。復知制誥。仍兼二修撰一判二院事一。召賜二金紫一。久レ之。遷二兵部郎中一居レ職。眞宗卽レ位。拜二中書舍人一。數日。召爲二翰林學士。知審官院。通進銀臺封駁事一。

堉を以て嫌を避け、職を解かんことを求む。太宗之を嘉し、禮部郎中集賢殿の修撰に改めらる。(五) 昌言罷めらるゝや、復知制誥たり。仍修撰を兼ね、院事に判たり。(六) 召して金紫を賜ふ。(七) 之を久しうして、兵部郎中に遷り職に居る。眞宗位に卽き、中書舍人に拜せられ、數日にして召されて、翰林學士、知審官院、通進銀臺封駁事と爲る。(八)

(一) 太宗の年號 (二) 太宗が文臣に命じて編ましめしもの、すべて一千卷あり (三) 宿次にて召さるゝなり (四) 流內は九品內の義、銓は詮衡なり (五) 遷歷し。考課院は百官の勤怠を監査する職なるに、公は參知政事の堉なれば、自ら世の嫌疑を避けて辭したる也 (六) 集賢殿一に集賢院と曰ふ (七) 金印紫綬 (八) 銀臺司也、天下の奏狀を掌り門下院の封駁を兼ぬ、封駁とは詔勅の不便なるものを天子に封還すること

公爲レ人嚴重。

公人と爲り嚴重、能く大事に任ず、(二)權勢を避遠し、干すに私を以てすべからず。

皇考諱祐。尙書兵部侍郎。追二封晉國公一。皆累二贈太師尙書令兼中書令一。曾祖妣姚氏。曾國夫人。祖妣田氏。秦國夫人。妣任氏。徐國夫人。邊氏。秦國夫人。公之皇考。以二文章一自顯二漢周之際一。逮二事太祖太宗一爲二名臣一。嘗諭二杜重威一。使レ無レ反レ漢。拒下盧多遜害二趙普一之謀上。以二百口一明二符彥卿無一レ罪。故世多稱二王氏有二陰德一。公之皇考。亦自植二三槐於一レ庭曰。吾之後世。必有下爲二三公一者上。此其所二以志一也。

する所也 （三）眞宗は道教を尙び宮觀使を置き宰相を以て之と爲す （四）勳名 （五）漸次贈官せられてこゝまで昇進せるなり （六）五代の國名 （七）宋祖二代の世に及び事ふるなり。一に「事ふるに逮び」と訓ず （八）晉の將なり、契丹に降る、漢主劉知遠歸德の節度使とす、旣にして命を拒む （九）趙普と共に太宗の宰相たりし人 （一〇）斯人罪有らば家屬百人の命を賭けて謝せんといひて （一一）魏博の節度使 （一二）周代三公の家には槐樹有り

公少好レ學有レ文。太平興國五年。進士及第。爲二大理評事一。知二平江縣一。監二潭州銀場一。再遷二著作佐郞一。與レ編二文苑英華一。遷二殿中丞一。通二判鄭濠

公少うして學を好み文有り、（一）太平興國五年、進士及第して、大理評事と爲り、平江縣に知たり。潭州銀場を監す。再び著作佐郞に遷り、（二）文苑英華を編むに與る。殿中の丞に遷り、鄭濠二州に通判たり。王禹偁其材を薦む。轉運使に任じ、（三）驛召して京師に至らしむ。辭して受けず。其の爲る所の文章を獻じ、直史館に試みらるゝを得、右正言知制誥に遷り、淳化三年の禮部貢擧を知り、虞部員外郞に遷り、同じく（四）吏部流內銓に制し、考課院に知たり。右諫議大夫趙昌言參知政事たり、公、

臣修謹按。故推誠保順同德守正翊戴功臣。開府儀同三司。守太尉。充玉淸昭應宮使。上柱國。太原郡開國公。贈太師尙書令兼中書令。追封魏國公。諡曰文正王公。諱旦。字子明。大名莘人也。皇曾祖諱言。滑州黎陽令。追封許國公。皇祖諱徹。左拾遺。追封魯國公。

臣修謹んで按ずるに、故の推誠保順同德守正翊戴の功臣(一)、開府儀同三司(二)、守太尉、充玉淸昭應宮使(四)、上柱國、太原郡開國公、贈太師尙書令兼中書令、追封魏國公(三)、諡して文正王公と曰ふ、諱は旦、字は子明、大名莘の人なり。皇曾祖諱は言、滑州黎陽の令たり、許國公に追封せらる。皇祖諱は徹、左拾遺たり、魯國公に追封せらる。皇考諱は祐、尙書兵部侍郎たり、晉國公に追封せらる。皆太師尙書令兼中書令を累贈す(五)。曾祖妣は姚氏、魯國夫人。祖妣は田氏、秦國夫人。妣は任氏、徐國夫人。邊氏は秦國夫人。公の皇考、文章を以て自ら漢・周の際に(六)顯れ(七)、太祖・太宗に逮事して、名臣たりき。嘗て杜重威を諭し(八)、漢に反すること無からしめ、盧多遜が(九)趙普を害するの謀を拒み、百口を以て(一〇)符彥卿(一一)の罪無きことを明にせり。故に世多く王氏陰德有りと稱す。公の皇考、亦自ら三槐(一二)を庭に植ゑて曰く、吾の後世、必ず三公と爲る者有らん、此れ其れ志する所以也と。

(一) 功臣號と稱するものにて、唐以來勳功ある者に賜はる號也　(二) 宋にありては以下皆虛官にて、以て其祿を寄

議大夫王素。奏二事殿中一。已而泣。且言曰。臣之先臣旦。相二眞宗皇帝一十有八年。今臣素又得レ待二罪侍從之臣一。惟是先臣之訓。其遺業餘烈。臣實無似。不レ能二顯大一。而墓碑至レ今無二辭以刻一。惟陛下哀憐。不レ忘二先帝之臣一。以假二寵於王氏一。而勗二其子孫一。天子曰。嗚呼。惟汝父旦。事二我文考眞宗一。叶レ德一レ心。克終二厥位一。有レ始有レ卒。其可レ謂二全德元老一矣。汝素以レ是刻レ於レ碑。素拜稽首泣而出。明日有レ詔二史館修撰歐陽修一曰。王旦墓碑未レ立。汝可二以銘一。

素、又罪(二)を侍從の臣に待つを得るは、惟是れ先臣の訓なり。其遺業餘烈(三)、臣實に無似(四)にして、顯大にする能はず、而して墓碑今に至るまで辭して以て刻すること無し。惟陛下哀憐して、先帝の臣を忘れず、以て寵(五)を王氏に假して、其子孫を勗めしめよと。天子曰く、嗚呼、惟れ汝が父旦、我文考眞宗に事へ、德に叶ひ心を一にし、克く厥位を終へたり。始有り卒有り、其れ全德の元老と謂ふべし。汝素、是を以て碑に刻せよと。素、拜稽首して泣いて出づ。明日史館修撰歐陽修に詔有つて曰く、王旦が墓碑未だ立たず、汝以て銘すべしと。

(一) 仁宗の年號　(二) 職を奉ずるをいふ謙辭　(三) 遺功　(四) 不肖といふに同じ　(五) 天子より寵榮を王氏に假し與へて、即ち寵榮を下し賜りての意

利上之用哉。亦志レ乎レ久而已矣。故予之仕。於レ進不レ爲レ喜。退不レ爲レ懼者。蓋其志先定。而所レ學者宜レ然也。集本出レ於レ蜀。文字刻畫。頗精レ於二今世俗本一。而脫繆猶多。此三十年閒。聞下人有二善本一者上。必求而改二正之一。其最後卷缺不レ足。今不二復補一者。重レ增二其故一也。予家藏書萬卷。獨昌黎先生集。爲二舊物一也。嗚呼。韓氏之文之道。萬世所二共尊一。天下所二共傳而有一也。予於二此本一。特以二其舊物一。而尤惜レ之。

を聞けば、必ず求めて之を改正す。其最後の卷は缺けて足らず、今復補はざる者は、其故を增すを重れば(五)也。予が家の藏書萬卷、獨り昌黎先生集を、舊物と爲す。嗚呼、韓氏の文と道とは、萬世の共に尊ぶ(六)所、天下の共に傳へて有する所也。予此本に於て、特に其舊物なるを以て、尤も之を惜む。

(一)時代の流行好尚　(二)久遠の後世　(三)彫刻　(四)脫落誤謬　(五)憚なり遺憾するなり　(六)尊ぶは其道をなり、傳ふるは其文をなり

至和二年。七月乙未。樞密直學士。右諫

太尉文正王公神道碑銘

(一)至和二年七年乙未、樞密直學士、右諫議大夫王素、事を殿中に奏す。已にして泣き且つ言つて曰く、臣の先臣旦、眞宗皇帝に相たること、十有八年なりき。今臣

不學也。可謂盛矣。嗚呼。道固有行於遠而止於近。有忽於往而貴於今者。非惟世俗好惡之使然。亦其理有當然者。昔孔孟惶惶於一時。而師法於千萬世。韓氏之文。沒而不見者二百年。而後大施於今。此又非特好惡之所上下。蓋其久而愈明。不可磨滅。雖蔽於暫而終耀於無窮者。其道當然也。

而も終に無窮に耀く者は、其道當に然るべき也。

(一)天聖八年歐公禮部第一たり、又崇政殿試に甲科第十四たり、西京の留守推官となる　(二)尹師魯・梅聖兪の徒　(三)後世に行はるゝも現代に行はれざる場合あり　(四)其當時には求めて得ずうろ〳〵する有様なりしも　(五)暫時の間は蔽はるゝも而も終に後世に輝く

予之始得於韓也。當其沈沒棄廢之時。予固知其不足以追時好而取勢利。於是就而學之。則予之所爲者。豈所以急名利而干勢

予の始めて韓を得しは、其沈沒棄廢の時に當れり。予固より其の以て(一)時好を追うて勢利を取るに足らざるを知る。是に於て就いて之を學ぶは、則ち予の爲す所の者、豈名利に急にして、勢利を干むる所以の用ならんや。(二)亦久に志すのみ。故に予の仕ふる、進むに於て喜と爲さず、退いて懼と爲さゞる者、蓋し其志先づ定つて、而して學ぶ所の者宜しく然るべければ也。集本蜀に出づ、文字刻畫(三)、頗る今世の俗本よりも精しけれども、而も(四)脫繆は猶ほ多し。此の三十年間、人の善本を有する者

因取二所レ藏韓氏之文一。復閲レ之。則喟然歎曰。學者當レ至二于是一而止耳。因怪三時人之不二道。而顧己亦未レ暇レ學。徒時時獨念二于予心一。以謂方從二進士一。干レ祿以養レ親。苟得レ祿矣。當下盡三力於二斯文一以償中其素志上。

後七年。擧二進士一及第。官二於洛陽一。而尹師魯之徒皆在。遂相與作二爲古文一。因出二所レ藏昌黎集一而補二綴之一。求二人家所レ有舊本一而校二定之一。其後天下學者。亦漸趨二於古一。而韓文遂行二於世一。至二於今一蓋三十餘年矣。學者非レ韓

後七年、進士(一)に擧げられて及第し、洛陽に官す。尹師魯の徒皆在り、遂に相與(二)に古文を作爲し、因りて藏せし所の昌黎集を出して之を補綴し、人家有する所の舊本を求めて之を校定しぬ。其後天下の學者も亦漸く古に趨き、而して韓文遂に世に行はる。今に至るまで蓋し三十餘年、學者韓に非ずんば學ばず、盛なりと謂つべきなり。嗚呼、道固より遠き(三)に行はれて近きに止ること有り、往に忽にされて今に貴ばるゝ者有り、惟世俗好惡の然らしむるのみに非ず、亦其理當に然るべき者有り。昔、孔孟(四)、一時に惶惶として、千萬世に師法たり。韓氏の文、沒して見れざる者二百年、而して後大いに今に施す。此れ又特に好惡の上下する所のみに非ざるなり。蓋し其久しうして愈〻明かに、磨滅すべからず、暫(五)に蔽はると雖も、

遊二其家一。見二其敝筐一。貯二故書一在二壁閒一。發而視レ之。得二唐昌黎先生文集六卷一。脫落顚倒無二次序一。因乞二李氏一以歸。讀レ之。見二其言深厚而雄博一。然予猶少。未レ能三悉究二其義一。徒見二其浩然無レ涯。若レ可レ愛。是時天下學者楊劉之作。號爲二時文一。能者取二科第一。擅二名聲一以誇二榮當世一。未下嘗有中道二韓文一者上。予亦方擧二進士一。以二禮部詩賦一爲レ事。年十有七。試レ於レ州。爲二有司所一レ黜。

未だ悉く其義を究むる能はず、徒に其浩然(五)として涯無く、愛すべきが若きを見るのみ。是時天下の學者、(六)楊劉の作、號して時文と爲す。能くする者は(七)科第を取り、名聲を擅にして、以て當世に誇榮す、未だ嘗て韓文を道ふ者は有らず。予も亦方に進士に擧げられ、禮部の詩賦を以て事と爲す。年十有七、(八)州に試みられ、有司の黜くる所と爲りぬ。因つて藏する所の韓氏の文を取つて復之を閱し、則ち喟然として歎じて曰く、學者當に是に至つて止むべきのみと。因つて時人の道はざるを怪む。而も顧るに己も亦未だ學ぶに暇あらず、徒に時時獨り予が心に念ふのみ、以謂らく、方に進士に從つて祿を干め、以て親を養はん。苟も祿を得ば、當に力を斯文に盡して、以て其素志を償ふべしと。

(一)漢水の東なり、歐公少うして隨州に家せり　(二)大家といふ意　(三)敗れ壞れたる箱　(四)韓愈　(五)際涯もなく廣大なり　(六)楊億劉筠の徒　(七)進士の登第　(八)歐公隨州にて左氏の試を受け落第す

耳目一邪。風霆雨雹。天之所四以震二耀威三罰有司一者。而侯又得三以濫二用之一邪。蓋関陰陽之氣。怒則薄而爲二風霆一。其不レ和之甚者。凝結而爲レ雹。方今歳且久旱。伏陰不レ興。壯陽剛燥。疑有二不レ和而凝結者一。豈其適會二民之自災一也邪。不レ然則暗鳴叱咤。使二風馳霆撃一。則侯之威靈暴矣哉。

らずば則ち暗鳴叱咤(七)、風馳霆撃せしむるは、則ち侯の威靈暴なるかな。

(一)そのくせ却つての義　(二)暴逆横恣　(三)自己の身體一つ　(四)風や雷や雨や雹　(五)陰氣地中に隱れて起らず　(六)陽氣のみ盛んにて燥烈なり　(七)怒りのゝしり

予少家二漢東一。漢東僻陋無二學者一。吾家又貧。無二藏書一。州南有二大姓李氏者一。其子堯輔頗好レ學。予爲二兒童一時。多

舊本韓文の後に記す

予少うして漢東に家す。漢東は僻陋にして學者無く、吾家又貧にして藏書無し。州南に大姓李氏といふ者有り、其子堯輔頗る學を好めり。予兒童たりし時、多く其家に遊び、其敝筐を見るに、故書を貯へて壁間に在り。發いて之を視て、唐の昌黎先生の文集六卷を得たり。脱落顚倒して次序無し。因つて李氏に乞うて以て歸り、之を讀みて、其言の深厚にして雄博なるを見たり。然も予猶ほ少うして、

京索閒。亦侯平生提戈斬級。所立功處。故廟而食之。宜矣。方侯之參乘沛公。事危鴻門。振目一顧。使羽失氣。其勇力足有過人者。故後世言雄武。稱樊將軍。宜其聰明正直。有遺靈矣。

羽と鴻門に會するや、沛公危し、樊噲闥を排して入り、項羽を責めて遂に沛公を危厄の中より脱せしむ　(四)神は聰明正直にして一なる者なれば也

然當盜之傳刃腹中。獨不能保其心腹腎腸哉。而反胎怒於無罪之民。以騁其恣睢何哉。豈生能萬人敵。而死不能庇一躬邪。豈其靈不神於禦盜。而反神於平民。以駭其

然れども盜の刃を腹中に傳すに當つて、獨り其心腹腎腸を保つこと能はず、而(一)も反つて怒を無罪の民に貽して、以て其(二)恣睢を騁するは何ぞや。豈生きては能く萬人の敵にして、死しては一躬を庇ふこと能はざるか。豈其靈、盜を禦ぐに神ならずして、反つて平民に神にして(三)、以て其耳目を駭すか。(四)風霆雨雹は、天の有司を震耀威罰する所以の者なり。而るに侯又以て之を濫用することを得るか。蓋し聞く陰陽の氣、怒れば則ち薄りて風霆と爲り、其の和せざるの甚しき者は、凝結して雹と爲ると。方今歳且つ久しく旱して、(五)伏陰興らず、(六)壯陽剛燥、疑ふらくは和せずして凝結する者有らん。豈其れ適〻民の自ら災あるに會せしか。然

鄭之盜。有入樊侯廟。剖神象之腹者。既而大風雨雹。近鄭之田。麥苗皆死。人咸駭曰。侯怒而爲之也。余謂樊侯本以屠狗立軍功。佐沛公至成皇帝。位爲列侯。邑食舞陽。剖符傳封。與漢長久。禮所謂有功德於民。則祀之者歟。舞陽距鄭既不遠。又漢楚常苦戰滎陽

鄭の盜、樊侯の廟(一)に入つて、神象の腹を剖く(二)者有り。既にして大風雹を雨らし、鄭に近きの田、麥苗皆死す。人咸駭いて曰く、侯怒りて之を爲すと。余謂へらく、樊侯本屠狗(三)を以て軍功を立て、沛公を佐けて皇帝と成すに至り、位列侯と爲り、邑舞陽を食む。符を剖き(四)封を傳へて、漢と長久なり。禮(五)に所謂民に功德有れば、則ち之を祀るといふ者か。舞陽は鄭を距ること既に遠からず、又漢楚常に滎陽・京索(六)の間に苦戰せり。亦侯が平生戈を提げて級(七)を斬り、功を立てし所の處たり。故に廟して之を食むは、宜なり。侯の沛公に參乘(八)するに方つて、事鴻門(九)に危し。目を振つて一顧し、羽をして氣を失はしむ。其勇力人に過ぐる者有るに足れり。故に後世雄武を言へば、樊將軍を稱す。宜しく其れ聰明正直(一〇)にして遺靈有るべし。

(一) 樊噲を祀れる廟 (二) 神像の腹をゑぐる (三) 樊噲は元來狗を屠りし人也 (四) 割印を受け封邑を傳ふ (五) 禮記祭法に出づ (六) 地名、共に鄭に近し (七) 首級 (八) そへのり、車に同乘して馬を馭する事 (九) 沛公の項

工完₂理之₁。而不₂敢有₁レ加焉。懼レ失₂其眞₁也。公尤善用レ槍。當時號₂王鐵槍₁。公死已百年。至レ今俗猶以名₂其寺₁。童兒牧豎。皆知₃王鐵槍之爲₂良將₁也。一槍之勇。同時豈無。而公獨不レ朽者。豈其忠義之節使レ然歟。畫已百餘年矣。完レ之。復可₂百年₁。然公之不レ泯者。不レ繫₂乎畫之存不₁レ存也。而予尤區區如レ此者。蓋其希慕之至焉耳。讀₂其書₁。尙想₂乎其人₁。況得₃拜₂其像₁識₂其面目₁。不レ忍レ見₂其壞₁也。畫既完。因書₃予所レ得者于₂後。而歸₂其人₁使レ藏レ之。

や。而も公獨り朽ちざる者は、豈其忠義の節然らしむるか。畫已に百餘年、之を完うせば復百年ばかりならん。然れども公の泯びざる者は、畫の存すると存せざるとに繫らざるなり。而るに予の尤も區區此の如くなる者は、蓋し其(六)希慕の至れるのみ。其書を讀むも、尙ほ其人を想ふ、況んや其像を拜して其面目を識ることを得るをや。其壞るゝを見るに忍びざる也。畫既に完し、因つて(七)予の得る所の者を後に書して、其人に歸して之を藏せしむ。

(一) 慶曆二年歐公滑州の通判たりし也　(二) 象は像なり　(三) 釆色薄く褪せて鮮明ならず　(四) 修復完理　(五) 槍術に巧なる勇將は同時代他にも多かりしならん　(六) 其人物をこひねがひしたふ　(七) 家傳より得し所の史實を畫後に書す

樊侯廟災の記

連二四五年一。而攻守之計。至レ今未レ決。予嘗獨持二用レ奇取レ勝之議一。而歎三邊將屢失二其機一。時人聞二予說一者。或笑以爲レ狂。或忽若レ不レ聞。雖レ予亦惑。不レ能二自信一。及下讀二公家傳一。至中於二德勝之捷一。乃知下古之名將。必出レ於レ奇。然後能勝上。然非二素レ於レ爲レ計者一。不レ能レ出レ奇。奇在レ速。速在レ果。此天下偉男子之所レ爲。非下拘二牽常算一之士可中到也。每レ讀二其傳一。未三嘗不レ想二見其人一。

此れ天下偉男子の爲す所、常算(五)に拘牽するの士の到るべきに非る也。其傳を讀む每に、未だ嘗て其人を想見せずんばあらず。

(一) 德勝に南北兩城あり　(二) 趙元昊反して國を西夏と曰ふ　(三) 自說を確信する能はず　(四) 奇策は神速により神速は果斷によりて生ず　(五) 尋常の目算に拘泥する人々

後二年予復來通二判州事一。歲之正月。過二俗所レ謂鐵槍寺者一。又得二公畫象一而拜焉。歲久磨滅。隱隱可レ見。亟命レ

(一)後二年、予復來つて州事に通判たり。歲の正月、俗に所謂鐵槍寺といふ者を過ぎ、又公の畫象を得て拜す。歲久しくして磨滅し、隱隱(三)見るべし。亟に工に命じて之を完理(二)せしめ、敢て加ふる有らず。其眞を失はんことを懼るれば也。公尤も善く槍(四)を用ふ、當時王鐵槍と號す。公死して已に百年、今に至つて俗猶ほ以て其寺に名づく。童兒牧豎、皆王鐵槍の良將たるを知る。一槍(五)の勇、同時豈無からん

滿二數千一。公得二保鑾五百人一之二鄆州一。以二力寡一。敗二於中都一。而史云下將二五千一以往上者。亦皆非也。

公之攻二德勝一也。初受三命於二帝前一。期以二三日破下敵。梁之將相。聞者皆竊笑。及レ破二南城一。果三日。是時莊宗在レ魏。聞二公復用一。料二公必速攻一。自レ魏馳レ馬來救。已不レ及矣。莊宗之善料。公之善出レ奇。何其神哉。今國家罷レ兵四十年。一旦元昊反。敗レ軍殺レ將。

公の德勝を攻むるや、初め命を帝の前に受け、期するに三日もて敵を破るを以てす。梁の將相、聞く者皆竊に笑ふ。(一)南城を破るに及んで、果して三日なり。是の時莊宗魏に在り、公復用ひらると聞き、公の必ず速に攻めんことを料り、魏より馬を馳せて來り救ひしが、已に及ばざりき。莊宗の善く料る、公の善く奇を出す、何ぞ其れ神なるや。今國家兵を罷むること四十年なり、一旦元昊反して、(二)軍を敗り將を殺し、四五年を連ねて、攻守の計、今に至つて未だ決せず。予嘗て獨り奇を用ひ勝を取るの議を持し、而して邊將屢〻其機を失ふを歎ず。時人予が說を聞く者、或は笑つて以て狂と爲し、或は忽にして聞かざるが若くす。予と雖も亦惑うて(三)自ら信ずる能はず。公の家傳を讀みて、德勝の捷に至るに及んで、乃ち古の名將必ず奇を出し、然る後に能く勝つことを知りぬ。然れども計を爲すに審かなる者に非ずんば、奇を出すこと能はず。(四)奇は速に在り、速は果に在り、

出於天性而然。予於五代書、竊有善善惡惡之志。至於公傳、未嘗不感憤歎息。惜乎舊史殘略。不能備公之事。康定元年。予以節度判官來此。求於滑人。得公之孫睿所錄家傳。頗多於舊史。其記德勝之戰尤詳。又言敬翔怒末帝不肯用公。欲自經於帝前。公因用笏畫山川。爲御史彈而見廢。又言公五子。其二同公死節。此皆舊史無之。又云公在滑。以讒自歸於京師。而史云召之。是時梁兵盡屬段凝。京師羸兵不

ず。康定元年、予節度判官を以て此に來るや、滑人に求めて、公の孫睿の錄せし所の(四)家傳を得たり。頗る舊史よりも多し。其の德勝の戰(五)を記するは尤も詳かなり。又言ふ、敬翔(六)末帝の肯て公を用ひざるを怒り、帝の前に自經せんと欲すと。又言ふ、(七)公因つて笏を用つて山川を畫く。御史に彈せられて廢せらると。又言ふ、公五子あり、其二は公と同じく節に死すと。此れ皆舊史に之れ無し。又云ふ、公の滑に在るや、讒を以て自ら京師に歸ると。而るに史に之を召すと云へり。是時梁の兵盡く段凝に屬し、京師の羸兵數千に滿たず。公保鑾(八)五百人を得て鄆州に之き、力寡なるを以て中都に敗る。而も史に五千を將て以て往くと云ふ者、亦皆非也。

(一) 質朴にして飾らず (二) 歐公五代史を著す (三) 善惡の事實に對し褒貶を加ふる志有り (四) 仁宗の年號 (五) 地名此事後文に出づ (六) 晋鄆州に入るや敬翔縄を靴中に入れ帝に見えて彥章を用ふべきを死諫し聽かれず其縄にて自經せんとす (七) 帝其諫に因りて彥章を召す彥章馳せ參じて山川の形勢を畫して勝敗の迹を論ず (八) 親衛の兵

而晉人獨畏二彥章一。自二乾化後一。常與レ晉戰。屢困二莊宗於二河上一。及二梁末年一。小人趙巖等用レ事。梁之大臣老將。多以レ讒不レ見レ信。皆怒而有二怠心一。而梁亦盡失二河北一。事勢已去。諸將多懷二顧望一。獨公奮然自必。不二少屈懈一。志雖レ不レ就。卒死以レ忠。公既死。而梁亦亡矣。悲夫。五代終始纔五十年。而更二十有三君一。五易レ國而八姓。士之不幸而出レ乎二其時一。能不レ汙二其身一。得レ全二其節一者鮮矣。

いかな。五代は終始纔に五十年にして、十有三君を更へ、(八)五び國を易へて八姓ありき。士の不幸にして其時に出でしもの、能く其身を汙さずして、其節を全うするを得し者は鮮し。

(一)後晉の高祖石敬瑭の年號 (二)この晉は後唐の前名にて、上文の晉に非ず (三)梁の太祖朱全忠の年號 (四)後唐の主李存勗 (五)梁末帝昏亂にして小人を用ふ (六)疑心有りて躊躇す (七)必ず回復せんとを心として奪はれず (八)梁二君、唐四君、晉二君、漢二君、周三君

公本武人。不レ知レ書。其語質。平生嘗謂レ人曰。豹死留レ皮。人死留レ名。蓋其義勇忠信。

公は本武人、書を知らず、其語質なり。(一)平生嘗て人に謂つて曰く、豹は死して皮を留め、人は死して名を留むと。蓋し其義勇忠信、天性に出でゝ然りしなり。予(二)五代の書に於て、竊に善を善とし惡を惡とするの志有り、公の傳に至つて、未だ嘗て感憤歎息せずんばあらず。惜しいかな舊史殘略、公の事を備にする能は

者一始上也。予以謂三君子之材。賢足二以相濟一。而又協レ於二其職一。知レ所二後先一。使二上下給足一。而東南六路之人。無二辛苦愁怨之聲一。然後休二其餘閒一。又與二四方之賢士大夫一。共樂レ於レ此。是皆可レ嘉也。乃爲レ之書。

王彦章畫像の記

太師王公諱彦章。字子明。鄆州壽張人也。事レ梁爲二宣義軍節度使一。以レ身死レ國。葬レ於二鄭州之管城一。晉天福二年。始贈二太師一。公在レ梁。以二智勇一聞。梁晉之爭數百戰。其爲二勇將一多矣。

太師王公諱は彦章、字は子明、鄆州壽張の人也。梁に事へて宣義軍の節度使と爲り、身を以て國に死し、鄭州の管城に葬る。晉の天福二年（一）、始めて太師を贈る。公の梁に在るや、智勇を以て聞ゆ。梁晉（二）の爭數百戰、其の勇將たる者多し。而も晉人獨り彦章を畏る。（三）乾化の後より、常に晉と戰ひ、屢〻（四）莊宗を河上に困ましむ。梁（五）の末年に及んで、小人趙巖等事を用ひ、梁の大臣老將、多く讒を以て信ぜられず、皆怒つて怠心有り。而して梁も亦盡く河北を失ひ、事勢已に去り、諸將多く顧望（六）を懷く。獨り公は奮然自ら必し、少しも屈懈せず、志（七）就らずと雖も、卒に死するに忠を以てせり。公既に死して梁も亦亡びぬ、悲し

浮沈。其物象意趣登臨之樂。覽者各自得焉。凡工之所レ不レ能レ畫者。吾亦不レ能レ言也。其爲レ我書二其大概一焉。

又曰。眞天下之衝也。四方之賓客往來者。吾與レ之共樂二于此。豈獨私二吾三人者一哉。然而池臺日益以新。草樹日益以茂。四方之士。無二日而不一レ來。而吾三人者有レ時而皆去也。豈不レ眷二眷於レ是哉。不レ爲レ之記。則後孰知下其自二吾三人

又曰く、眞は天下の衝(一)也、四方の賓客往來する者、吾之と共に此に樂む。豈獨り吾三人(二)の者に私せんや。然り而して池臺日に益〻以て新に、草樹日に益〻以て茂く、四方の士、日として來らずといふこと無くして、而も吾三人の者は、時(三)有つて皆去らん、豈是に眷眷(四)たらざらんや。之が爲に記せずんば、則ち後孰か其の吾三人の者より始まることを知らんと。予以謂らく、三君子の材、賢は以て相濟すに足り、而して又其職に協ひ、後先(五)する所を知つて、上下をして給足(六)せしむ。而して東南六路(七)の人、辛苦愁怨の聲無く、然して後に其餘閒に休ふ。又四方の賢士大夫と、共に此に樂むは、是皆嘉すべき也と。乃ち之れが爲に書す。

(一)天下四通八達の要地　(二)三人の間にのみ私有して樂まんや　(三)斯地の官守たること久しきを得ず、やがてはこゝを去らざるべからざるをいふ也　(四)慕悅して心のひかるゝ貌　(五)事物順序の先後を辨別す　(六)不自由無からしむ　(七)江淮兩浙荊湖

謂東園者。來以示予曰。圖之廣百畝。而流水橫二其前一。清池浸二其右一。高臺起二其北一。臺吾望以二拂雲之亭一。池吾俯以二澄虛之閣一。水吾泛以二晝舫之舟一。斂二其中一。以爲二清讌之堂一。闢二其後一。以爲二射賓之圃一。芙蕖芰荷之的歷。幽蘭白芷之芬芳。與二夫佳花美木。列植而交レ陰。此前日之蒼煙白露而荊棘也。高甍巨桷。水光日景。動搖而下上。其寬閑深靚。可下以答二遠響一而生中清風上。此前日之頽垣斷塹而荒墟也。嘉時令節。州人士女。嘯歌而管絃。此前日之晦冥風雨。鼪鼯鳥獸之嘷音也。吾於レ是信有レ力焉。凡圖之所レ載。蓋其一二之略也。若乃升レ於レ高以望二江山之遠近一。嬉レ於レ水而遂二魚鳥之

管絃するは、此れ前日の晦冥風雨、鼪鼯(一八)鳥獸の嘷音(一九)也。吾是に於てか信に(二〇)力有り。凡そ圖の載する所は、蓋し其一二の略也。若し乃ち高きに升つて以て江山の遠近を望み、水に嬉んで魚鳥の浮沈を遂げしむる、其物象意趣登臨の樂は、覽る者各〻自得すべし。凡そ工の畫く能はざる所の者は、吾も亦言ふ能はざる也、其れ我が爲に其大概を書せよと。

(一) 江蘇省揚州府儀眞縣 (二) 川々の湊合會同する點 (三) 米粟運送を掌る役人 (四) 屬官に同じ (五) 職務上の出張なり (六) 拂雲亭より高臺を望むなり。以下皆この意を以て類推して解釋すべし (七) 美しく彩色せる遊宴用の舟 (八) 廣く平かなる貌 (九) 來客の弓射る處 (一〇) 芙蕖は蓮の花、芰はひし、荷もはす也 (一一) 鮮に咲き揃ふ貌 (一二) 香草よろひ草 (一三) 修理以前 (一四) 高き屋根瓦、巨大なるたるき (一五) 廣々と靜かにして反響を起し深く淀みて涼風を生ず (一六) 頽れたる垣根、斷れ〴〵の堀 (一七) よき時候よき日時 (一八) いたち、むさゝび (一九) 喧しく鳴く音聲 (二〇) 充分に骨折りたり

南之水會。故爲江淮兩浙荊湖發運使之治所。龍圖閣直學士施君正臣。侍御史許君子春之爲使也。得監察御史裏行馬君仲塗爲其判官。三人者。樂其相得之懽。而因其暇日。得州之監軍廢營。以作東園。而日往遊焉。歲秋八月。子春以其職事走京師。圖其所

眞の州(一)たる、東南の水會(二)に當る、故に江淮兩浙荊湖發運使(三)の治所たり。龍圖閣の直學士施君正臣、侍御史許君子春の使と爲るや、監察御史裏行馬君仲塗を得て、其判官(四)と爲す。三人の者、其相得るの懽を樂んで、其暇日に因つて、州の監軍廢營を得、以て東園を作り、日に往いて遊ぶ。歲の秋八月、子春其(五)職事を以て京師に走り、其所謂東園といふ者を圖して、來つて以て予に示して曰く、園の廣は百畝、流水其前に横り、清池其右を浸し、高臺其北に起る。(六)臺は吾望むに拂雲の亭を以てし、池は吾俯するに澄虛の閣を以てし、水は吾泛ぶるに畫舫(七)の舟を以てす。其中を敞(八)にして、以て清讌の堂と爲し、其後を闢いて、以て射賓(九)の圃と爲す。(一〇)芙蕖芰荷(一一)の的歷たる、幽蘭白芷(一二)の芬芳たると、夫の佳花美木、列植して陰を交ふるとは、此れ前日の蒼煙白露(一三)にして荊棘なるもの也。(一四)高甍巨桷、水光日景、動搖して下上し、其寬閑深靚(一五)、以て遠響に答へて清風を生ずべきは、此れ前日の頹垣斷塹(一六)にして荒墟なるもの也。(一七)嘉時令節、州人士女、嘯歌して

襄人安二其政一而樂レ從二其遊一也。因以二君之官一。名二其後軒一爲二光祿堂一。又欲下紀二其事一於上石。以與二叔子元凱之名一。竝傳中於久遠上。君皆不レ能レ止也。乃來以レ記屬レ於レ予。余謂君知レ慕二叔子之風一。而襲二其遺迹一。則其爲レ人與二其志之所一レ存者一可レ知矣。襄人愛レ君而安二樂之一如レ此。則君之爲二政於一レ襄者又可レ知矣。此襄人之所レ欲レ書也。若丙其左右山川之勝勢。與乙夫草木雲煙之杳靄。出三沒於二空曠有無之閒。而可下以備二詩人之登高。寫中離騷之極目上者。甲宜二其覽者自得一レ之。至レ於二亭屋廢興一。或自有レ記。或不三必究二其詳一者。皆不二復道一也。

知るべし。襄人君を愛して、之を安樂する此の如くならば、則ち君の政を襄に爲す者、又知るべし。此れ襄人の書せんと欲する所也。其の左右山川の勝勢と、夫の草木雲煙の(六)杳靄、(七)空曠有無の間に出沒して、以て詩人の登高に備へ、(八)離騷の極目を寫すべき者との若きは、宜しく其覽る者をして自ら之を得しむべし。亭屋々廢興するに至つて、或は自ら記する有り、或は必ずしも其詳を究めざる者あり、皆復道はず。

(一)神宗の年號　(二)後方の軒屋　(三)鈎合を保たしむ　(四)名聲評判　(五)堂を指す　(六)はるかにかすみて　(七)廣々として有るか無きかの間に見えつかくれつす　(八)憂にかゝれる人々に眺望を恣にせしむ

眞州東園の記

眞爲レ州當二東

玆山一。慨然語ニ其屬一。以謂此山常在。而前世之士。皆已湮ニ滅於ㇾ無ㇾ聞。因自顧而悲傷。然獨不ㇾ知ニ玆山待ㇾ己而名著一也。元凱銘ニ功於ニ二石。一置ニ玆山之上。一投ニ漢水之淵。是知ニ陵谷有ㇾ變。而不ㇾ知ニ石有ㇾ時而磨滅一也。豈皆自喜ニ其名ニ之甚。而過爲ニ無窮之慮一歟。將自待者厚而。所ㇾ思者遠歟。山故有ㇾ亭。世傳以爲ニ叔子之所ニ遊止一也。故其屢廢而復興者。由ㇾ後世慕ニ其名。而思ニ其人一者多ㇾ也。

を立て其次は功を立つと云ふ、三不朽の語に因る ㈥ 從事郡滋 ㈦ 陵の谷となり谷の山と變ずる事あるを知る ㈧ 自己を信ずる厚うして後世の名を惜みしか

熙寧元年。余友人史君中輝。以ニ光祿卿一來守ニ襄陽一。明年。因ニ亭之舊一。廣而新ㇾ之。既周以ニ回廊之壯一。又大ニ其後軒一。使ニ與ㇾ亭相稱一。君知ニ名當世一。所ㇾ至有ㇾ聲。

熙寧元年、余の友人史君中輝、光祿卿を以て來つて襄陽に守たり。明年、亭の(一)舊に因つて、廣めて之を新にし、既に周すに回廊の壯を以てし、又其後軒(二)を大にし、亭と(三)相稱はしむ。君名を當世に知られ、至る所(四)聲有り。襄人其政に安んじて、其遊に從ふことを樂む。因つて君の官を以て、其後軒に名づけて、光祿堂と爲す。又其事を石に紀し、以て叔子元凱の名と、竝に久遠に傳へんと欲す。君皆止ること能はず。乃ち來りて、記を以て予に屬す。余謂へらく、君叔子の風を慕ふことを知つて、其(五)遺迹を襲ふ。則ち其の人と爲りと其志の存する所の者と

子相ニ繼於レ此。遂以平レ呉而成ニ晉業一。其功烈已蓋レ於ニ當世一矣。至レ於下流風餘韻。藹然被レ於ニ江漢之間一者上。至レ今人猶思レ之。而於レ思ニ叔子一也尤深。蓋元凱以ニ其功一。而叔子以ニ其仁一。二子所レ爲雖レ不レ同。然皆足ニ以垂レ於ニ不朽一。予頗疑。其反自汲三汲於ニ後世之名一者何哉。傳言。叔子嘗登ニ

も皆以て不朽に垂るゝに足れり。予頗る疑ふ、其反つて自ら後世の名に汲汲たる者は何ぞや。傳へ言ふ、叔子嘗て茲山に登り、慨然として其屬に語る。(六)以謂らく此山常に在るに、前世の士皆已に聞ゆる無きに湮滅すと。因つて自ら顧みて悲傷せり。然れども獨り茲の山の己を待つて名著はれしことを知らざる也。元凱は功を二石に銘し、一は茲の山の上に置き、一は漢水の淵に投じぬ。是れ陵谷の變ずること有るを知つて、石の時有つて磨滅することを知らざる也。豈皆自ら其名を喜ぶの甚しくして、過つて無窮の慮を爲せるか、將自ら待つ者厚う(八)して、思ふ所の者遠きか。山故亭有り、世傳へて以て叔子の遊止せし所と爲す。故に其屢々廢して復興る者は、後世其名を慕うて、其人を思ふ者の多きに由りて也。

(一) 漢水の畔に在り (二) 晉の羊祜呉を伐つ時峴山に登り、從事鄒湛と語る、後人碑を建てゝ德を慕ふ、所謂墮涙碑是なり (三) 下文を見るべし。晉人にして左氏傳に注せり (四) 其遺風餘德の後世に及ぶをいふ (五) 太上は德

者。必皆朝廷公卿大臣。若天子之侍從。又有三四方遊士爲二之賓客一。故喜占二形勝一。治二亭榭一。相與極二遊覽之娛一。然其於レ所レ取。有二得於此一者。必有レ遺二於彼一。獨所レ謂有美堂者。山水登臨之美。人物邑居之繁。一寓レ目而盡得レ之。蓋錢塘兼二有天下之美一。而斯堂者又盡得二錢塘之美一焉。宜乎公之甚愛而難レ忘也。梅公。清愼好レ學君子也。視二其所レ好。可三以知二其人一焉。

峴山臨二漢上一。望レ之隱然。蓋諸山之小者。而其名特著二於荊州一者。豈非レ以二其人一哉。其人謂レ誰。羊祜叔子。杜預元凱是已。方二晉與レ吳以レ兵爭一。常倚二荊州一以爲レ重。而二

峴山亭の記

峴山は漢上(一)に臨む。之を望むに隱然たり。蓋し諸山の小なる者にして、而も其名特に荊州に著しき者は、豈其人を以てするに非ずや。其人を誰とか謂ふ、羊祜(二)叔子、(三)杜預元凱是のみ。晉と吳と兵を以て爭ふに方り、常て荊州に倚つて以て重きを爲す。而して二子此に相繼ぎ、遂に以て吳を平げて晉の業を成せり。其功烈已に當世を蓋へり。(四)流風餘韻の、藹然として江漢の間に被る者に至つては、今に至るまで人猶ほ之を思ふ。而して叔子を思ふに於て尤も深し。蓋し元凱は其功(五)を以てし、叔子は其仁を以てすればなり。二子の爲す所同じからずと雖も、然

過而覽者。莫ㇾ不二爲ㇾ之躊躇一而悽愴一。獨錢塘自二五代時一。知ㇾ尊二中國一。效二臣順一。及二其亡一也。頓首請ㇾ命。不ㇾ煩二干戈一。今其民幸富完安樂。又其俗習工巧。邑屋華麗。蓋十餘萬家。環以二湖山一。左右映帶。而閩商海賈。風帆浪舶。出三入於二江濤浩渺。煙雲杳靄之閒一。可ㇾ謂ㇾ盛矣。而臨二是邦一

環すに湖山を以てし、左右映帶して、(三)閩商海賈、風帆浪舶、(四)江濤浩渺、煙雲杳靄の閒に出入せり、盛なりと謂ふべし。而して是の邦に臨む者は、必ず皆朝廷の公卿大臣、若しくは天子の侍從、又四方の遊士之が賓客と爲るもの有り。故に喜んで形勝を占め、(五)亭榭を治め、相與に遊覽の娛を極む。然れども其取る所に於て、此に得る者有れば、必ず彼に遺すこと有り。獨所謂有美堂なる者は、山水登臨の美なる、人物邑居の繁き、一たび目を寓すれば盡く之を得。蓋し錢塘は天下の美を兼有して、斯堂は又盡く錢塘の美を得たり。宜なるかな、公の甚だ愛して忘れ難きこと。梅公は(六)清愼にして學を好むの君子也、(七)其の好む所を視ば、以て其人を知るべきなり。

(一) 錢塘は吳越王錢鏐の裔これに居り、金陵には南唐李氏此に都す　(二) 錢鏐の裔錢俶地十三州を獻じて淮海國王に封ぜらる　(三) 閩中及び海州の商人等　(四) 波浪ひろびろと涯無く、雲煙遙に霞みかゝる　(五) 高屋大家　(六) 清廉謹愼　(七) 其嗜好を察して其人物を推知すべし

必三之乎二寬閑之野寂寞之鄉一。而後得焉。覽二人物之盛麗一。夸二都邑之雄富一者。必據二乎四達之衝。舟車之會一。而後足焉。蓋彼放三心於二物外一。而此娛三意於二繁華一。二者各有レ適焉。然其爲レ樂。不二得而兼一也。今夫所レ謂羅浮天台衡嶽廬阜洞庭之廣。三峽之險。號爲二東南奇偉秀絕一者。乃皆在レ乎二下州小邑僻陋之邦一。此幽潛之士。窮愁放逐之臣之所レ樂也。若乃四方之所レ聚。百貨之所レ交。物盛人衆。爲二一都會一。而又能兼二有山水之美一。以資二富貴之娛一者。惟金陵錢塘。

然二邦皆僭二竊於二亂世一。及二聖宋受レ命。海內爲レ一。金陵以二後服一見レ誅。今其江山雖レ在。而頹垣廢址。荒煙野草。

然れども二邦は皆亂世に僭竊せり、聖宋命を受け、海內一と爲るに及んで、金陵後れて服するを以て誅せらる。今其江山在りと雖も、而も頹垣廢址、荒煙野草、過ぎて覽る者、之が爲に躊躇して悽愴せざるは莫し。獨り錢塘は五代の時より、中國を尊ぶを知り、臣順を效す。其亡ぶるに及んで、（二）頓首して命を請ひ、干戈を煩さず。今其民（一）幸に富完安樂、又其俗習工巧、邑屋華麗、蓋し十餘萬家。

官務を執るに非ず　（四）梅公名は摯、字は公儀　（五）餞賜　（六）賜詩第一句に地湖水の美有りといふ　（七）杭州の都會　（八）兼有するもの少し　（九）廣漠閑靜　（一〇）四方より人の集合する場所　（一一）羅浮天台は共に山名、衡は五岳の一、廬阜は廬山、洞庭は湖名　（一二）揚子江の上流にあり　（一三）世を隱れ忍ぶ士　（一四）罪を得て窮居憂愁せる人々　（一五）錢塘も亦杭州

也。天子寵レ之以レ詩。於レ是始作二有美之堂一。蓋取二賜詩之首章一而名レ之。以爲二杭人之榮一。然公之甚愛二斯堂一也。雖レ去而不レ忘。今年自二金陵一遣レ人走二京師一。命レ予誌レ之。其請至二六七一而不レ倦。予乃爲二之言一曰。夫舉二天下之至美。與二其樂一。有レ不二得而兼一焉者多矣。故窮二山水登臨之美一者。

するや、去ると雖も而も忘れず。今年金陵(七)より人を遣して京師に走らせ、予に命じて之に誌さしむ。其請六七に至つて倦まず。予乃ち之が言を爲つて曰く、夫天下の至美と其樂とを擧ぐるに、得(八)て兼ねざる有る者は多し。故に山水登臨の美を窮むる者は、之を寛閑(九)の野、寂寞の鄕に必し、而して後に得。人物の盛麗を覽、都邑の雄富に夸る者は、必ず四達(一〇)の衝、舟車の會に據つて、而る後に足る。蓋し彼は心を物外に放にし、此は意を繁華に娛む、二者各〻適することと有り。然れども其樂たる、得て兼ねざるなり。今夫れ所謂羅浮(一一)・天台・衡嶽・廬阜、洞庭(一二)の廣、三峽の險、號して東南の奇偉秀絕と爲す者は、乃ち皆下州小邑僻陋の邦に在り、此れ幽潛(一三)の士、窮愁放逐(一四)の臣の樂む所也。若し乃ち四方の聚る所、百貨の交る所、物盛に人衆く、一都會を爲して、而して又能く山水の美を兼ね有し、以て富貴の娛に資する者は、惟金陵錢塘(一五)のみ。

(一) 仁宗の年號　(二) 太宗の御書及び文集を藏むる閣　(三) 官名。但、宋制には官位の等級を定むるまでにて其

紀レ於レ後也。滕侯志大材高。名聞二當世一。方二朝廷用レ兵急レ人之時一。嘗顯二用之一。而功未レ及レ就。退守二一州一。無レ所レ用レ心。略施二其餘一以レ利及レ物。夫慮熟謀審。力不レ勞而功倍。作レ事可三以爲二後法一。一宜レ書。不レ苟二一時之譽一。思レ爲三利於二無窮一。而告二來者一以レ不レ廢。二宜レ書。岳之民人。與二湖中之往來者一。皆欲下爲二滕侯一紀上。三宜レ書。以二三宜レ書。不レ可二以不一レ書。乃爲レ之書。

るを以てす、二の宜しく書すべきなり。岳の民人と、湖中の往來する者と、皆滕侯の爲に紀せんと欲す、三の宜しく書すべきなり。三の宜しく書すべきを以てせば、以て書せずんばあるべからず。乃ち之が爲に書す。

㈠後繼者をして皆始作者の精神を知らしむ　㈡有利事業の遺忘廢棄せらるゝ有らんや　㈢後世までも　㈣重く用ふ　㈤餘力

嘉祐二年。龍圖閣直學士。尚書吏部郎中梅公出守レ於レ杭。於二其行一

有美堂の記

㈠嘉祐二年、㈡龍圖閣の直學士、㈢尚書吏部郎中梅公、㈣出でゝ杭に守たり。其行に於て、天子之を㈤寵するに詩を以てす。是に於て始めて有美の堂を作る。蓋し㈥賜詩の首章に取つて之に名づけ、以て杭人の榮と爲すなり。然して公の甚だ斯堂を愛

陽四會之衝。舟之來而止者。日凡有レ幾。使二隄土石幸久不一レ朽。則滕侯之惠三利於二人物一。可二以レ數計一哉。

夫事不レ患レ於レ不レ成。而患レ於レ易レ壞。蓋作者未ニ始不一レ欲ニ其久存。而繼者嘗至レ於二怠廢一。自レ古賢智之士。爲二其民一捍レ患興レ利。其遺迹往往而在。使三其繼者皆知二始作之心一。則民到レ於レ今。受二其賜一。天下豈有二遺利一乎。此滕侯之所二以慮而欲一レ有レ

夫事は成らざるを患へずして、壞れ易きを患ふ。蓋し作る者は未だ始より其久存を欲せずんばあらず。而るに繼ぐ者、嘗に怠廢するに至る。古より賢智の士、其民の爲に患を捍ぎ利を興すもの、其遺迹往往にして在り。其繼ぐ者をして、皆始めて作るの心を知らしめば、則ち民今に到るまで其賜を受けて、天下豈遺利(一)有らんや。此れ滕侯の慮つて後に紀する有らんと欲する所以ならん。滕侯(二)は志大に材高く、名當世に聞ゆ。朝廷(三)兵を用ひ人に急なるの時に方り、嘗て之を顯(四)用せり。而も功未だ就るに及ばざるに、退いて一州を守り、心を用ふる所無く、略(五)其餘を施して、利を以て物に及ぼせり。夫れ慮り熟し謀審なれば力勞せずして功倍す、事を作すもの、以て後法と爲すべし、一の宜しく書すべきなり。一時の譽を苟もせず、利を無窮に爲さんことを思うて、來者に告ぐるに廢せざ

問㆓其始作之謀㆒。曰州以㆑事上㆓轉運使㆒。轉運使擇㆓其吏之能者㆒行視㆓可否㆒。凡三反復。而又上㆑於㆓朝廷㆒。決㆓之三司㆒。然後曰㆑可。而皆不㆑能㆑易㆓吾侯之議㆒也。曰此君子之作也。可㆓以書㆒矣。蓋慮㆑於㆑民也深。則其謀㆑始也精。故能用㆑力少而爲㆑功多。夫以㆓百步之隄㆒。禦㆓天下至險不㆑測之虞㆒。惠㆓其民㆒而及㆑於㆓荊潭黔蜀㆒。凡往㆓來湖中㆒。無㆓遠邇之人㆒。皆蒙㆓其利㆒焉。且岳

其始め作るの謀を問へば、曰く、州事を以て轉運使(一)に上り、轉運使其吏の能者を擇び、(二)行いて可否を視しめ、凡そ三たび反復して、又朝廷に上り、之を三司(三)に決し、然して後に可と(四)曰ふ、而も皆吾侯の議を易ふること能はざりきと。曰く、此れ君子の作なり、以て書すべしと。蓋し民を慮ること深ければ、則ち其始を謀るや精し。故に能く力を用ふること少うして、功を爲すこと多し。夫れ百歩の隄を以て、天下至險測られざるの虞を禦ぎ、其民を惠んで荊潭黔蜀に及ぶ。凡そ湖中に往來するもの、遠邇(五)の人と無く、皆其利を蒙る。且つ岳陽は四會の衝なり、舟の來つて止る者、日に凡そ幾(六)有る。隄の土石をして幸に久しく朽ちざらしめば、則ち滕侯の人物を惠利する、數を以て計るべけんや。

(一) 運漕を掌る官名　(二) 實地踏査をさせ　(三) 鹽鐵使・度支使・戶部使、共に財政を掌る　(四) 天子の御裁可なり　(五) 遠近　(六) 極めて其多きを謂ふ

然隆高以長者。曰二偃虹隄一。問二其作而名者一。曰吾滕侯之所レ爲也。問下其所二以作一之利害上。曰洞庭天下之至險。而岳陽。荊潭黔蜀四會之衢也。昔舟之往二來湖中一者。至無レ所レ寓。則皆泊二南津一。其有レ事二吉州一者。遠且勞。而又常以二風波之恐。覆溺之虞一。今舟之至者。皆泊二隄下一。有レ事レ於レ州者。近而且無レ患。問三其大小之制。用二人之力一。曰長一千尺。高三十尺。厚加二二尺一。而殺二其上一。得二厚三分之二一。用二民力一萬有五千五百工。而不レ踰レ時以成。

寓(六)する所無きときは、則ち皆南津(七)に泊す。其吉州(八)に事有る者は、遠くして且つ勞し、而も又常に風波の恐、覆溺の虞を以てす。今舟の至る者は、皆隄下に泊す、(九)州に事有る者は、近くして且つ患無しと。其大小の制(一〇)と、人の力を用ふることを問へば、曰く、長さ一千尺、高さ三十尺、厚さ二尺(一一)を加へて其上を殺ぎ、厚さ三(一二)分の二を得。民力を用ふること、萬有五千五百工にして、時(一三)を踰えずして以て成ると。

(一) 范仲淹と同年の進士にて、名は宗諒、字は子京、慶曆四年罪を得て岳州巴陵郡守たり (二) 湖名 (三) こんもりと隆起したる貌 (四) 利益 (五) 並に州國の名、これら四方の州の人々の來會する中心點 (六) 寓止寄泊 (七) 南方の舟つきの場所 (八) 用事のある (九) 吉州 (一〇) 隄の構造の大小如何 (一一) 厚さは高さに二尺を加へたるだけ卽ち三十二尺にて、其上方を削平し勾配を取る (一二) 一番上の厚さが下底の厚さの三分の二になる (一三) 一季にして成る

修之來レ此。樂二其地僻而事簡一。又愛二其俗之安閑一。既得三斯泉於二山谷之間一。乃日與二滁人一仰而望レ山。俯而聽レ泉。掇二幽芳一而蔭二喬木一。風霜冰雪。刻露清秀。四時之景。無レ不レ可レ愛。又幸下其民樂二其歲物之豐成一。而喜中與レ予遊上也。因爲本二其山川一。道二其風俗之美一。使丁民知丙所三以安二此豐年之樂一者。幸生乙無事之時甲也。夫宣二上恩德一。以與レ民共樂。刺史之事也。遂書以名二其亭一焉。

(一) 太祖を指す (二) 獨り特む (三) 削られ消失す (四) 二川の名 (五) 交通無ければ人民すべて世間の風に化せざる也 (六) 其恩澤に浴せしむること久しき結果なるを知らず (七) 春は幽に咲きにほふ花を取り、夏は高き木蔭に息ふ (八) 山形露はれてむき出しとなり、空氣清澄にして山水秀麗なる景。蓋し秋冬の山を形容していふ也

有下自二岳陽一至者上。以二滕侯之書洞庭之圖一來告曰。願有レ所レ記。予發レ書按レ圖。自二岳陽門一西距二金雞之右一。其外隱

偃虹隄の記

岳陽より至る者有り、滕侯の書(一)洞庭の圖(二)を以て來り告げて曰く、願くは記する所有れと。予書を發きて圖を按ずるに、岳陽門より西、金雞の右に距り、其外隱(三)然隆高にして以て長き者を、偃虹隄と曰ふ。其作つて名づくる者を問へば、曰く、吾が滕侯の爲す所也と。其の之を作る所以の利害(四)を問へば、曰く、洞庭は天下の至險にして、岳陽は荊潭黔蜀(五)四會の衝なり。昔は舟の湖中に往來する者、至つて

及㆔宋受㆓天命㆒。聖人出而四海一。嚮之憑㆓恃險阻㆒。剗削消磨。百年之閒。漠然徒見㆓山高而水淸㆒。欲レ問㆓其事㆒。而遺老盡矣。今滁介レ於㆓江淮之閒㆒。舟車商賈。四方賓客之所レ不レ至。民生不レ見㆓外事㆒。而安レ於㆓畎畝衣食㆒。以樂レ生送レ死。而孰知㆓上之功德休養生息。涵煦百年之深㆒也。

宋の天命を受くるに及んで、聖人出でゝ四海一なり。嚮の險阻を憑恃せしもの、剗削消磨し、百年の閒、漠然として(一)徒に山高く水淸きを見るのみ(二)。其事を問は(三)んと欲すれども遺老盡く。今滁(四)は江淮の閒に介し、舟車商賈、四方賓客の至らざる所、民生れて(五)外事を見ずして、畎畝衣食に安んじ、以て生を樂み死を送る。而して孰か上の功德休養生息、涵煦(六)百年の深きを知らんや。修の此に來るや、其地の僻にして事の簡なるを樂み、又其俗の安閑なるを愛す。既に斯泉を山谷の閒に得て、乃ち日に滁人と仰いで山を望み、俯して泉を聽き、(七)幽芳を掇り、喬木に蔭し、風霜氷雪、(八)刻露淸秀、四時の景、愛すべからざるは無し。又其民の其歲物の豐成を樂んで、予と遊ぶことを喜ぶを幸とす。因つて爲に其山川に本づきて、其風俗の美を道ひ、民をして此豐年の樂みに安んずる所以の者は、幸に無事の時に生れしためなるを知らしむ。夫れ上の恩德を宣べ、以て民と共に樂むは、刺史の事也。遂に書して以て其亭に名づく。

州南百步之近。其上豐山。聳然而特立。下則幽谷。窈然而深藏。中有清泉。滃然而仰出。俯仰左右。顧而樂之。於是疏泉鑿石。闢地以爲亭。而與滁人往遊其間。滁於五代干戈之際。用武之地也。昔太祖皇帝。嘗以周師破李景兵十五萬於清流山下。生擒其將皇甫暉姚鳳於滁東門之外。遂以平滁。修嘗考其山川。按其圖記。升高以望清流之關。欲求暉鳳就擒之所。而故老皆無在者。蓋天下之平久矣。自唐失其政。海內分裂。豪傑竝起而爭。所在爲敵國者。何可勝數。

む。是に於て泉を疏し石を鑿ち、地を闢いて以て亭を爲り、滁人と往いて其間に遊ぶ。滁は(六)五代干戈(五)の際に於て、武を用ひし地なり。昔太祖皇帝(七)、嘗て周の師を以て李景(八)の兵十五萬を清流山下に破り、其將皇甫暉・姚鳳を滁の東門の外に生擒し、遂に以て滁を平げたり。修嘗て其山川を考へ、其圖記(九)を按じ、高きに升つて以て清流の關を望み、暉鳳擒に就きし所を求めんと欲す。而るに故老皆在る者無し。蓋し天下の平なること久し。唐が其政を失ひてより、海內分裂し、豪傑竝び起つて爭ふ。(一〇)所在敵國と爲る者、何ぞ數ふるに勝ふべけんや。

(一) 歐公時に滁州の知となり自ら醉翁と號せり　(二) 獨り羣山と離れて聳え立つ　(三) 奧深き谷の深遠なる貌　(四) 水などの盛に涌出する貌　(五) 開き通ずるなり　(六) 梁唐晉漢周　(七) 宋の太祖趙匡胤　(八) 南唐の君　(九) 略記戰鬪を調査す　(一〇) 彼處此處

見┬吉之士。皆道德明秀而可レ爲二公卿一。問レ於二其俗一。而婚喪飮食。皆中二禮節一。入レ於二其里一。而長幼相三孝慈於二其家一。行レ於二其郊一。而少者扶二其羸老一。壯者代丙其負荷於乙道路甲。然後樂二學之道成一。而得下時從二先生者老一。席レ於二衆賓之後一。聽二鄕樂之歌一。飮二獻酬之酒一。以レ詩頌二天子太平之功一。而周覽二學舍一。思中詠李侯之遺愛上。不二亦美一哉。故於二其始成一也。刻二辭於一石。而立二諸其廡一以俟。

るを得ば、亦美ならずや。故に其始めて成るに於て、辭を石に刻し、諸を其(九)廡に立てゝ以て俟つ。

(一)學校建設に及びて然も其學業の成績を見るに及ばず (二)廢棄怠慢 (三)榮名を負うて故鄕に歸る (四)學校を參觀せば (五)郊外の途に出づれば若者は老病弱者を扶助し又老者の荷物を代りて背負ふ (六)又時々は (七)酒杯のとりやり (八)なごり、記念 (九)ひさし

修既治レ滁之明年。夏始飮二滁水一而甘。問二諸滁人一。得レ於二

豐樂亭の記

(一)修既に滁を治るの明年、夏始めて滁水を飮んで甘しとし、諸を滁人に問うて、州の南百步の近に得たり。其上は豐山聳然として(二)特立し、下は則ち(三)幽谷窈然として深く藏る。中に淸泉有り、(四)滃然として仰ぎ出づ。俯仰左右、顧みて之を樂し

成。而來學者。常二百餘人。予世家ㇾ於ㇾ吉。而濫二官於一朝。進不ㇾ能ㇾ賛二揚天子之盛美一。退不ㇾ得丁與二諸生一揖丙讓乎乙其中甲。然予聞。教學之法。本ㇾ於二人性一。磨揉遷革。使ㇾ趨ㇾ於ㇾ善。其勉ㇾ於ㇾ人者勤。其入ㇾ於ㇾ人者漸。善教者。以二不ㇾ倦之意一。須二遲久之功一。至ㇾ於二禮讓興行。而風俗純美一。然後爲二學之成一。

め善に遷し惡を改めしむ

今州縣之吏。不ㇾ得丁久二其職一而躬丙親於乙教化甲也。故李侯之績。及ㇾ於二學之立一。而不ㇾ及ㇾ待二其成一。惟後之人。毋下廢二慢天子之詔一。而怠以中止上。幸予他日。因ㇾ得ㇾ歸二榮故郷一。而謁ㇾ於二學門一。將ㇾ

今州縣の吏、其職に久しうして教化を躬親らするを得ず。故に李侯の績、學の立つに及んで、其成を待つに及ばず。(一)惟後の人、天子の詔を廢慢して、(二)怠つて以て中止すること毋れ。幸に予他日、(三)故郷に歸榮するを得るに因つて、(四)學門に謁せば、將に吉の士、皆道德明秀にして、公卿たるべく、其俗を問へば、婚喪飲食皆禮節に中り、其里に入れば、長幼其家に相孝慈し、(五)其郊に行けば、少者は其贏老を扶け、壯者は其負荷に道路に代るを見んとす。然して後に學の道成るを樂まん。而して時に(六)先生耆老に從ひ、衆賓の後に席し、郷樂の歌を聽き、(七)獻酬の酒を飲み、詩を以て天子太平の功を頌して、周く學舍を覽、李侯の遺愛(八)を思詠す

李侯治㆑吉。敏而有㆑方。其作㆑學也。吉之士。率㆓其私錢一百五十萬㆒以助。用㆓人之力㆒。積㆓二萬二千工㆒。而人不㆓以爲㆒㆑勞。其良材堅甓之用。凡二十二萬三千五百。而人不㆓以爲㆒㆑多。學有㆓堂筵齋講㆒。有㆓藏書之閣㆒。有㆓賓客之位㆒。有㆓游息之亭㆒。嚴嚴翼翼。壯偉閎燿。而人不㆓以爲㆒㆑侈。既

李侯の吉を治るや、敏(一)にして方有り。其の學を作すや、吉の士、(二)其私錢一百五十萬を率て以て助く。人の力を用ふること、二萬二千工を積んで、人以て勞と爲さず、(三)其良材堅甓の用、凡そ二十二萬三千五百、而して人以て多しと爲さず。學に(四)堂筵齋講有り、(五)藏書の閣有り、(六)賓客の位有り、(七)游息の亭有り。(八)嚴嚴翼翼、(九)壯偉閎燿、而も人以て侈と爲さず。既に成るや、來學する者常に三百餘人なり。予世〻吉に家し、(一〇)官を朝に濫りにす。進んで天子の盛美を贊揚すること能はず、退いて諸生と其中に(一一)揖讓するを得ず。然れども予聞く、教學の法は人性に本づくと。(一二)磨揉遷革、善に趨かしめて、其の人に勉る者は勤、其の人に入る者は漸、善く教ふる者は、倦まざるの意を以て、遲久の功を須ち、禮讓興行して、風俗純美なるに至つて、然して後に學の成ると爲す。

(一) よく行き届きて道正し (二) 家々の分相應にそれ〴〵錢を出して業を助く (三) 其建築に要したる良き材木や堅き煉瓦の費用は。甓は煉瓦の類也 (四) 正堂の席と書齋の講席 (五) 圖書館 (六) 應接間 (七) 遊戯の場 (八) 莊嚴靜肅の貌 (九) 莊大にして光り輝くこと (一〇) 朝に官吏たりとの謙辭 (一一) 禮義を習ふこと (一二) 磨き矯

於是詔書屢下。勸農桑。責吏課。舉賢才。其明年三月。遂詔天下。皆立學。置學官之員。然後海隅徼塞。四方萬里之外。莫不皆有學。嗚呼盛矣。學校王政之本也。古者致治之盛衰。視其學之興廢。記曰。國有學。遂有序。黨有庠。家有塾。此三代極盛之時。大備之制也。宋興蓋八十有四年。而天下之學。始克大立。豈非盛美之事。須其久而後至於大備歟。是以詔下之日。臣民喜幸。而奔走就事者。以後為羞。其年十月。吉州之學成。州舊有夫子廟。在城之西北。今知州事李侯寛之至也。謀與州人遷而大之。以為學舍。事方上請而詔已下。學遂以成。

宋興つて蓋し八十有四年、而して天下の學始めて克く大いに立つ。豈盛美の事、其久しきを須つて而る後に大備に至るに非ざるか。是を以て詔下るの日、臣民喜幸して、奔走事に就く者、後るゝを以て羞と爲す。其年十月、吉州の學成りぬ。州に舊夫子の廟(一〇)有り、城の西北に有りき。今の知州事李侯寛の至るや、州人と遷(一一)して之を大にし、以て學舍と爲さんことを謀る。(一二)事方に上請して、詔已に下り、學遂に以て成る。

(一) 仁宗の年號　(二) 龍圖寶文等の諸閣と共に歷代の文書を藏する閣名　(三) 范仲淹富弼韓琦等　(四) 如何してよきか分らぬ程に恐懼して　(五) 吏員の功課　(六) 州縣毎に學校を建て職員を置く　(七) 海隅も邊境もとの義、徼は西方、塞は北方　(八) 禮の學記　(九) 遂又術に作る、萬二千五百家、黨は五百家、家は閭にて二十五家　(一〇) 學校建設の事　(一一) 廟を他に遷して增築す　(一二) 上請中に立學の詔命下りしと也

慶歴三年秋。天子開二天章閣一。召二政事之臣八人一。問下治二天下一。其要有レ幾。施レ於レ今者宜中何先上。使二出而書以對一。八人者皆震恐。失レ措俯伏頓首言。此非二愚臣所一レ宜レ及。惟陛下所レ欲レ爲。則天下幸甚。

卷之十二

吉州學の記

(一)慶歴三年の秋、天子(二)天章閣を開き、政事の臣(三)八人を召し、天下を治る其要幾有るか、今に施すべきもの、宜しく何を先とすべきかを問ひ、出でゝ書して以て對へしむ。八人の者皆震恐し、(四)措を失して俯伏頓首して言へらく、此れ愚臣の宜しく及ぶべき所に非ず、惟陛下の爲さんと欲する所のまゝにせば、則ち天下幸甚ならんと。是に於て詔書屢〻下り、農桑を勸め、(五)吏課を責め、賢才を擧げ、其明年三月、遂に天下に詔して(六)皆學を立て、學官の員を置く。然して後に海隅(七)徼塞、四方萬里の外、皆學有らざること莫し。嗚呼盛なるかな。學校は王政の本なり。古は治を致すの盛衰、其學の興廢に視たり。(八)記に曰く、國に學有り、(九)遂に序有り、黨に庠有り、家に塾有りと。此れ三代極盛の時、大いに備るの制也。

亦有ニ至者焉一。予友楊君好レ學有レ文。纍以ニ進士一擧。不レ得レ志。及レ從ニ蔭調一。爲レ尉於ニ劍浦一。區區在ニ東南數千里外一。是其心固有ニ不レ平者一。且少又多レ疾。而南方少ニ醫藥一。風俗飲食異レ宜。以ニ多レ疾之體一。有ニ不レ平之心一。居ニ異レ宜之俗一。其能鬱鬱以久乎。然欲下平ニ其心一以養中其疾上。於レ琴亦將レ有レ得焉。故予作ニ琴說一以贈ニ其行一。且邀ニ道滋一。酌レ酒進レ琴以爲レ別。

んで、(四)劍浦に尉と爲り、區區として東南數千里の外に在り。是其心固より平かならざる者有らん。且つ少うして又疾多し、而も南方醫藥少く、風俗飲食宜を異にす。疾多きの體を以て、平かならざるの心有り、宜を異にするの俗に居る、其れ能く鬱鬱として以て久しからんや(五)。然れども其心を平にして、以て其疾を養はんと欲せば、琴に於て亦將に得る有らんとす。故に予琴の說を作つて以て其行(六)に贈り、且つ道滋を邀へて、酒を酌み、琴を進めて(七)、以て別を爲す。

(一)心鬱塞して伸びざるなり　(二)落第をいふ　(三)蔭補に同じ、父兄の勳勞によりて官に就く也　(四)福建省に屬する縣名　(五)久しく永らへんや　(六)旅立の餞別とす　(七)琴を彈ぜしめん

爲技小矣。及其至也。大者爲宮。細者爲羽。操絃驟作。忽然變之。急者悽然以促。緩者舒然以和。如崩崖裂石。高山出泉。而風雨夜至也。如怨夫寡婦之歎息。雌雄雍雍之相鳴也。其憂深思遠。則舜與文王孔子之遺音也。悲愁感憤。則伯奇孤子。屈原忠臣之所歎也。喜怒哀樂動人必深。而純古淡泊。與夫堯舜三代之言語。孔子之文章。易之憂患。詩之怨刺。無以異其能。聽之以耳。應之以手。取其和者。道其湮鬱。寫其幽思。則感人之際。

ち舜(七)と文王孔子との遺音也。悲愁感憤は、則ち伯奇孤子(八)、屈原忠臣の歎ずる所也。喜怒哀樂は、人を動すこと必ず深くして、而して純古淡泊(九)、夫の堯舜三代の言語、孔子の文章、易の憂患(一〇)、詩の怨刺(一一)と、以て其能を異にする無きなり。

(一) 氣のふさぐ疾、字句は莊子讓王篇に出づ (二) 五音中の至濁聲、引は曲に同じ (三) 五音中の清音 (四) 彈琴の始め (五) 高聲遽促す (六) 牝牡和鳴の貌 (七) 舜に南風の詩、文王に拘幽操、孔子に猗蘭操、龜山操あり (八) 尹吉甫の子罪なくして逐はれ履霜操を作る (九) 楚の忠臣、讒を被り逐はれて離騷を作る (一〇) 易の繫辭に易を作る者を夫れ憂患あるかとあるに因る (一一) 漢書に周道缺けて怨刺の詩起る云々

之を聽くに耳を以てし、之に應ずるに手を以てす。其和する者を取つて、其湮鬱(一)を道き、其幽思を寫すときは、則ち人を感ぜしむるの際、亦至る者有り。予が友楊君、學を好み文有り、累に進士を以て擧せられて、志(二)を得ず。蔭調(三)に從ふに及

地始平夷。蓋今文初所見。尙未爲山川之勝者。由此而上。泝江湍入三峽。險怪奇絕。乃可愛也。當王師伐蜀時。兵出兩道。一自鳳州以入。一自歸州以取忠萬以西。今之所經。皆王師蹔所用武處。覽其山川可以慨然而賦矣。

(五) 西陵峽、廣陵峽、巫峽を三峽と稱す　(六) 忠州と萬州　(七) 文初の祖先と關係ある地なるを以て、慨然として詩を賦し其感懷を敍すべしと也

予嘗有幽憂之疾。退而閒居。不能治也。既而學琴於友人孫道滋。受宮聲數引。久而樂之。不知疾之在其體也。夫琴之

楊寘を送る序

予嘗て(一)幽憂の疾有り、退いて閒居す、治する能はず。既にして琴を友人孫道滋に學び、(二)宮聲數引を受く。久しうして之を樂み、疾の其體に在るを知らず。夫れ琴の技たるや小なり、其至るに及んでは、大なる者を宮となし、細なる者を(三)羽と爲す。(四)絃を操つて驟に作り、忽然として之を變ず。急なる者は悽然として以て(五)促に、緩なる者は舒然として以て和す。崖を崩し石を裂き、高山泉を出し、風雨夜至るが如く、怨夫寡婦の歎息、(六)雌雄雍雍の相鳴くが如し。其憂深く思遠きは、則

至レ今而不レ絶。及二天下已定一。將率無レ所レ用二其武一。士君子爭以二文儒一進。故文初將家子。反レ衣二白衣一。從二鄉進士一。舉レ於二有司一。彼此一時。亦各遭二其勢一而然也。

文初辭業通敏。爲レ人敦潔可レ喜。歲之仲春。自二荊南一西拜二其親於萬州一。維二舟夷陵一。予與レ之登レ高以遠望。遂遊二東山一。窺二綠蘿溪一。坐二盤石一。文初愛レ之。留數日乃去。夷陵者。其地志云。北有二夷山一以爲レ名。或曰。巴峽之險。至二此

文初辭業通敏(一)、人と爲り敦潔喜ぶべし。歲の仲春、荊南より西して、其親を萬州に拜し、舟を夷陵に維ぐ。予之と高きに登つて以て遠望し、遂に東山に遊び、綠蘿溪を窺ひ、盤石に坐するに(二)、文初之を愛して、留ること數日にして乃ち去りぬ。夷陵(三)は其地志に云ふ、北に夷山有り、以て名と爲すと。或は曰ふ、巴峽の險、此地に至つて始めて平夷すと。蓋し今文初の見る所は、尚ほ未だ山川の勝と爲さゞる者なり、此よりして上り、江湍に泝つて(四)三峽(五)に入れば、險怪奇絶、乃ち愛すべき也。王師蜀を伐ちし時に當り、兵兩道に出で、一は鳳州より以て入り、一は歸州より以て忠萬(六)以西を取りき。今の經る所は、皆王師の嚮に武を用ひし所の處たり、其山川を覽ば、以て慨然(七)として賦すべきなり。

(一) 文辭學業共に通達して敏捷なり (二) 岩石の上に坐す (三) 當時歐公は夷陵の令たり (四) 江水の急流を泝りて

際。或滅或微。其在者猶七國。而蜀與二江南一。地最大。以二周世宗之雄一。三至二淮上一。不レ能レ擧二李氏一。而蜀亦恃レ險爲レ阻。秦隴山南皆被二侵奪一。而荊人縮レ手歸レ峽。不三敢西窺以爭二故地一。及三太祖受二天命一。用レ兵不レ過二萬人一。擧二兩國一如二一郡縣吏一。何其偉歟。當二此時一文初之祖。從二諸將一。西平二成都一。及三南攻二金陵一。功最多。於レ時語二名將一者稱二田氏一。田氏功書二史官一。祿世レ於レ家。

以て、三たび(四)淮上に至りしすら、李氏を擧ぐる能はざりき。而して蜀も亦險を恃んで阻と爲し、秦隴山南(五)皆侵奪せらる。而して荊人手を縮めて峽(六)に歸り、敢て西窺して以て故地を爭はず。太祖が天命を受くるに及んで、兵を用ふること萬人に過ぎずして、兩國を擧ぐること一郡縣(七)の吏の如し、何ぞ其偉なるや。此時に當つて、文初(八)の祖、諸將を從へて、西成都(九)を平ぐ。南金陵(一〇)を攻むるに及んで、功最も多し。時に名將を語る者は、田氏を稱せり。田氏の功は史官に書せられ、祿は家に世々にし、今に至つて絕えず。天下已に定まるに及び、將率其武を用ふる所無く、士君子爭うて文儒を以て進む。故に文初は將家の子にして、反つて白衣(一一)を衣、鄕進士に從つて有司に擧せらる。彼此一時、亦各々其勢に遭ひて然るのみ。

(一) 宋太祖の年號　(二) 孟氏の後蜀　(三) 五代の南唐、後に江南と稱す、李氏也　(四) 顯德三年と四年と五年との三回　(五) 此地は當時荊南高氏の有なりき　(六) 荊蜀の間、山の山を夾むを峽とす　(七) 一郡縣の吏を易置するが如し　(八) 田璧の字　(九) 孟氏の都せし所　(一〇) 江南の都　(一一) 書生となる也

有ㇾ遲有ㇾ速。而卒與二三者一同歸二於泯滅一。夫言之不ㇾ可ㇾ恃也。蓋如ㇾ此。今之學者。莫㆞不㆜慕二古聖賢之不朽一。而勤二一世一以盡㆛心於㆚文字間㆙者㆝皆可ㇾ悲也。東陽徐生。少從ㇾ余學ㇾ爲二文章一。稍稍見ㇾ稱二於人一。既去而與二羣士一試二於禮部一。得二高第一。由ㇾ是知ㇾ名。其文辭日進。如二水涌而山出一。予欲下摧二其盛氣一而勉中其思上也。故於二其歸一告以二是言一。然予固亦喜爲二文辭一者。亦因以自警焉。

り。是に由つて名を知らる。其文辭日に進むこと、(五)水の涌き、山の出づるが如し。予其盛氣を(六)摧いて、其思を勉めしめんと欲し、故に其歸に於いて、告ぐるは是の言を以てす。然れども予も固より亦喜んで文辭を爲る者なり、亦因りて以て自ら警む。

㊀榮えし花の風にひら〳〵と散り　㊁好き音聲　㊂あくせくとして利を營み　㊃少しづゝ、段々と　㊄其進む勢の鋭さを水の涌き出て山の聳え立てるに喩へし也　㊅其鋭氣をくじく

田畫秀才の親を萬州に寧するを送る序

五代之初。天下分爲二十三四一。及二建隆之

五代の初、天下分れて十三四と爲り、建隆の(一)際に及んで、或は滅び或は微へ、其在る者猶は七國のみ。而して(二)蜀と(三)江南とは、地最も大にして、周の世宗の雄を

其人豈必皆能言之士哉。修レ於レ身矣。而不レ施レ於レ事。不レ見レ於レ言。亦可也。孔子弟子。有下能二政事一者上矣。有下能二言語一者上矣。若二顔回一者。在二陋巷一。曲レ肱饑臥而已。其羣居。則默然終日如二愚人一。然自二當時羣弟子一。皆推二尊之一。以爲レ不二敢望而及一。而後世更二百千歳一。亦未レ有二能及レ之者一。其不朽而存者。固不レ待レ施レ於レ事。況於レ言乎。予讀二班固藝文志。唐四庫書目一。見二其所レ列。自二三代秦漢一以來。著レ書之士。多者至二百餘篇一。少者猶三四十篇。其人不レ可レ勝レ數。而散亡磨滅。百不二一二存一焉。

文志あり　(七)　唐代經史子集の四庫を分ち各其書目あり

予竊悲二其人一。文章麗矣。言語工矣。無レ異二草木榮華之飄レ風。鳥獸好音之過レ耳也。方下其用二心與レ力之勞上。亦何異二衆人之汲汲營營。而忽焉以死者一。雖二

予竊に其人を悲しむ。文章麗なるも、言語工なるも、草木榮華(一)の風に飄り、鳥獸好音(二)の耳を過ぐるに異なる無き也。其の心と力とを用ふるの勞に方つては、亦何ぞ衆人(三)の汲汲營營、而して忽焉として以て死する者に異らんや。遲有り速有りと雖も、而も卒に三者と同じく泯滅に歸せんのみ。夫れ言の恃むべからざるや、蓋し此の如し。今の學者、古聖賢の不朽を慕ひて、一世を勤めて以て心を文字の閒に盡さゞる者莫し、皆悲しむべき也。東陽の徐生、少きより余に從つて文章を爲るを學ぶ。稍稍(四)として人に稱せらる。既に去つて羣士と禮部に試せられ、高第を得た

而獨異レ於二草木鳥獸衆人一者。雖レ死而不レ朽。逾遠而彌存也。其所三以爲二聖賢一者。修二之於レ身。施二之於レ事。見二之於レ言。是三者所二以能不朽而存一也。修レ於レ身者。無レ所レ不レ獲。施レ於レ事者。有レ得有二不得一焉。其見レ於レ言者。則又有レ能有二不能一也。施レ於レ事矣。不レ見レ於レ言可也。自二詩書史記所一レ傳。

者は、則ち又能あり不能あり。事に施せば、言に見さゞるも可なり。詩書史記の傳ふる所より、其人豈必ず皆能言の士ならんや。身に修れば、事に施さず、言に見さゞるも亦可なり。孔子の(三)弟子に政事を能くする者有り、言語を能くする者有り。顔回の若き者は、陋巷に在り、(四)肱を曲げて饑臥せしのみ。其羣居には、則ち默然として終日愚人の如し。然れども當時の羣弟子より、皆之(五)を推尊して以て敢て望んで及ばずと爲す。而して後世百千歳を更へて、亦未だ能く之に及ぶ者は有らず。其不朽にして存する者、固より事に施すを待たず、況んや言に於てをや。予(六)班固が藝文志、唐の(七)四庫書目を讀み、其列する所を見るに、三代秦漢より以來、書を著すの士、多き者は百餘篇に至り、少き者も猶ほ三四十篇なり。其人數ふるに勝ふべからざるに、而も散亡磨滅して、百に一二だに存せざるなり。

(一) 朽ちやぶれ消失すること (二) 左傳に穆叔三不朽の語あり、立言立功立德これにして、即ちこゝの修身事業言語に當る (三) 論語先進篇參照 (四) 論語雍也篇に出づ (五) 顔回をなり (六) 後漢の人、前漢書を著す、中に藝

必散。乃撮二其大要一。別爲二錄目一。因并載乙夫可下與二史傳一正中其闕謬上者。以傳二後學一。庶益レ於二多聞一。或譏レ予曰。物多則其勢難レ聚。聚久而無レ不レ散。何必區二區於乙是哉。予對曰。足三吾所二好玩一而老焉可也。象犀金玉之聚。其能果不レ散乎。余固未レ能二以レ此而易乙彼也。

難からんとの意　㊄ かゝるものを集めんが爲めに區々として心を勞せんや　㊅ 此古物を以て彼の象犀金玉に換ふる能はざる也

草木鳥獸之爲レ物。衆人之爲レ人。其爲レ生雖レ異。而爲レ死則同。一歸レ於二腐壞澌盡泯滅一而已。而衆人之中。有二聖賢者一。固亦生三且死於二其間一。

徐無黨の南歸するを送る序

草木鳥獸の物たる、衆人の人たる、其の生たるは異りと雖も、而も死たるは則ち同じ、一に腐壞澌盡泯滅に歸するのみ。而も衆人の中、聖賢といふ者有り、固より亦其間に生且つ死す。而して獨り草木鳥獸衆人に異る者は、死すと雖も朽ちず、逾〻遠くして彌〻存すれば也。其の聖賢たる所以の者は、之を身に修め、之を事に施し、之を言に見す。是の三者は、能く不朽にして存する所以也。身に修むる者は、獲ざる所無く、事に施す者は、得有り不得あり、其言に見るゝ

故上自周穆王以來。下更秦漢隋唐五代。外至四海九州。名山大澤。窮崖絕谷。荒林破塚。神僊鬼物。詭怪所傳。莫不皆有。以爲集古錄。以謂傳寫失眞。故因其石本。軸而藏之。有卷帙次第。而無時世之先後。蓋其取多而未已。故隨其所得而錄之。又以謂聚多而終

故に上は周の穆王より以來、下は秦・漢・隋・唐・五代を更へ、外は四海九州、名山大澤、窮崖絕谷、荒林破塚、神僊鬼物、詭怪(一)の傳ふる所に至るまで、皆有らざるは莫し。以て集古錄と爲す。以謂らく傳寫(二)眞を失はんと。故に其石本に因り、軸にし(三)て之を藏む、卷帙次第あり。而れども時世の先後無し、蓋し其取ること多くして未だ已まず、故に其得る所に隨つて之を錄するのみ。又以謂らく、聚ること多くして終に必ず散ぜんと。乃ち其大要を撮つて、別に錄目と爲し、因つて幷せて夫の史傳の與に其闕謬を正すべき者を載せて、以て後學に傳ふ。庶くは多聞に益あらんか。或ひと予を譏つて曰く、(四)物多ければ則ち其勢聚め難く、聚ること久しければ散ぜざる無し。(五)何ぞ必ずしも是に區區たらんやと。予對へて曰く、吾が好玩する所に足つて老ゆれば可也、象犀金王の聚る、其れ能く果して散ぜざらんや。予固より未だ(六)此を以て彼に易ふること能はざる也と。

(一) 怪しく不思議なる物　(二) 複寫　(三) 石搨のまゝ軸とす　(四) 物多ければ集め難く假令集むとも久しきを保ち

賢士。桓碑彝器。銘詩序記一。下至二古文籀篆。分隷諸家之字書一。皆三代以來至寶。怪奇偉麗。工妙可レ喜之物。其去レ人不レ遠。其取レ之無レ禍。然而風霜兵火。湮沒磨滅。散三棄於二山崖墟莽之間一。未二嘗收拾一者。由二世之好者少一也。幸而有二好レ之者一。又其力或不レ足。故僅得二其一二一。而不レ能レ使二其聚一也。夫力莫レ如レ好。好莫レ如レ一。予性顓而嗜レ古。凡世人之所レ貪者。皆無レ欲二於其間一。故得レ一二其所レ好於一レ斯。好レ之已篤。則力雖レ未レ足。猶能致レ之。

無し。然り而して風霜兵火、湮沒磨滅、山崖墟莽の間に散棄して、未だ嘗て收拾せざる者は、世の好む者少きに由りて也。幸(八)にして之を好む者有りとも、又其力或は足らず、故に僅に其一二を得るのみ、其をして聚らしむる能はざる也。夫れ力は好むに如くと莫く、好むは一に如くは莫し。予性顓(九)にして古を嗜む。凡そ世人の貪る所の者は、皆其間に欲するものなし。故に其好む所を斯に一にするを得たり。之を好むこと已に篤ければ、則ち(一〇)力未だ足らずと雖も、猶ほ能く之を致さん。

(一) 湯王が用ひたる盥盤　(二) 衞の孔悝が鼎　(三) 岐山の陽に石鼓あり、文王の鼓にして、宣王の時、詩を刻す　(四) 三山の名、いづれも秦始皇東巡して碑を建つ　(五) 木を以て石碑の如くし槨の前後に植ゑて棺を墓穴に下すもの　(六) 宗廟の祭器、皆銘あり　(七) 皆書體の名稱、古文は科斗、籀篆は後の大篆、分は八分にて今俗に隷書と稱するもの、隷は今の楷書　(八) 山崖間の空地草叢　(九) 專に同じ　(一〇) 歐公の謙辭なり

然其齒角皮革。可二聚而有一也。玉出二崑崙流沙萬里之外一。經二十餘譯一。乃至レ乎二中國一。珠出二南海一。常生二深淵一。採者腰レ絙而入レ水。形色非レ人。往往不レ出。則下飽二蛟魚一。金礦レ於レ山。鑿深而穴遠。篝レ火餱レ糧而後進。其崖崩窟塞。則遂葬レ於二其中一者。率常數十百人。其遠且難。而又多二死禍一常如レ此。然而金玉珠璣。世常兼聚而有也。凡物好レ之而有レ力。則無レ不レ至也。

を餱して後に進むに、其崖崩れ窟塞れば、則ち遂に其中に葬らるゝ者、率ね常に數十百人なり。其れ遠くして且つ難く、而して又死禍多きこと常に此の如し。然り而して金玉珠璣(八)は、世常に兼聚して有せり。凡そ物之を好んで力有れば、則ち至らざる無き也。

(一)物は好む者の所に聚り、勢力のつよき者に得らる　(二)西域にある崑崙山　(三)支那北部の砂漠　(四)十數回の通譯　(五)繩　(六)其形狀顏色所謂人とは思はれず　(七)火を焚き糧食を糧として入る　(八)璣は珠の圓ならざるものの稱

湯盤孔鼎。岐陽之鼓。岱山鄒嶧會稽之刻石。與二夫漢魏已來。聖君

湯(一)盤孔鼎(二)、岐陽(三)の鼓、(四)岱山鄒嶧會稽の刻石と、夫の漢魏已來の聖君賢士、桓(五)碑彝(六)器、銘詩序記と、下のかた古文(七)籀篆分隸、諸家の字書に至るまで、皆三代以來の至寶、怪奇偉麗、工妙喜ぶべきの物、其人を去ること遠からず、其之を取るに禍

簡。以較二今世俗所レ傳者一。獨爲レ有レ理。疑得二其眞一。於レ是喟然歎曰。吾欲三曉レ世以レ無レ仙而止二人之學者一。吾力顧未レ能也。吾覩下世人執二奇怪詭觚之書一。欲レ求レ生而反害二其生一者上。可レ不レ哀哉。矧以二我翫好之餘一。拯二世人之謬惑一。何惜而不レ爲。乃爲刪二正諸家之異一。一以二永和石本一爲レ定。其難レ曉之言。略爲二注解一。庶二幾不レ爲二詭謬之說一。惑レ世以害レ生。是亦不レ爲レ無レ益。若二大雅君子一。則豈取レ於レ此。

集古錄目の序

物常聚レ於レ所レ好。而常得レ於二有レ力之彊一。有レ力而不レ好。好レ之而無レ力。雖二近且易一。有レ不レ能レ致レ之。象犀虎豹。蠻夷山海殺レ人之獸。

(一)物常に好む所に聚つて、常に力有るの彊に得らる。力有つて好まず、之を好むも力無きは、近くして且つ易しと雖も、之を致す能はざること有り。象犀虎豹は、蠻夷山海、人を殺すの獸なり。然れども其齒角皮革は、聚めて有すべき也。玉は(二)崑崙(三)流沙萬里の外に出で、(四)十餘譯を經て乃ち中國に至る。珠は南海に出で、常に深淵に生ず。採る者は(五)綆を腰にして水に入るに、(六)形色人に非ず、往往出でず、則ち下蛟魚を飽かしむ。金は山に礦す。鑿つこと深くして穴遠く、(七)火を篝し糧

然。其次養レ內以却レ病。最下妄意而貪レ生。世傳二黃庭經者一。魏晉閒道士養レ生之書也。其說專レ於養レ內。多二奇怪一。故其傳之久。則易レ爲二訛舛一。今家家異本。莫レ可二考正一。無仙子既甚好古。家多集二錄古書文字一。以爲二玩好之娛一。有二黃庭經石本者一。迺永和十三年晉人所レ書。其文頗

庭經の石本といふ者有り、迺ち永和十三年、(八)晉人の書せし所、(九)其文頗る簡、以て今の世俗の傳ふる所の者に較ぶれば、獨り理有りと爲す。疑ふらくは其眞を得たるか。是に於て喟然として歎じて曰く、吾世を曉すに仙無きを以てして、人の學ぶ者を止めんと欲するも、吾力顧ふに未だ能はざる也。吾世人の奇怪訛舛の書を執り、生を求めんと欲して反つて其生を害する者を視る、哀まざるべけんや。矧んや我翫好の餘を以て、世人の謬惑を拯はゞ、何を惜んでか爲さゞらんと。(一〇)乃ち爲に諸家の異を刪正し、一に永和の石本を以て定と爲し、其の曉り難きの言は、略ゞ注解を爲りぬ。訛謬の說、世を惑して以て生を害することを爲さゞるに庶幾からん。是れ亦益無しと爲さず。(一一)大雅の君子の若きは、則ち豈此に取らんや。

(一) 思慮を休止す　(二) 呼吸法也、故氣を吐き新氣を吸ふ　(三) 精神的養生法　(四) 欲望を縱にし情に從ふ　(五) 禹・顏の如き者　(六) 道教の經書の名　(七) 誤謬に同じ　(八) 東晉穆帝の年號　(九) 晉人王羲之　(一〇) 何ぞ此本を祕することを爲ん　(一一) 正しき上智の人は此說に取ることなからん

三十。斯二人者。皆古之仁人也。勞二其形一者長年。安二其樂一者短命。蓋命有二長短一。稟二之於一レ天。非三人力之所二能爲一也。惟不三自戕賊一。而各盡二其天年一。則二人之所レ同也。此所レ謂以二自然之道一。養二自然之生一。後世貪レ生之徒。爲二養レ生之術一者。無レ所レ不レ至。至下茹二草木一。服二金石一。吸中日月之精光上。

又有下以謂二此外物不レ足レ恃。而反二求諸内一者上。於レ是息レ慮絶レ欲。鍊二精氣一。勤二吐納一。專レ於二内守一以養二其神一。其術雖レ本レ於レ貪レ生。及二其至一也。尙或可二以全レ形而却レ病。猶愈レ於下肆レ欲稱レ情以害二其生一者上。是謂二養レ内之術一。故上智任二之自

又以て此外物恃むに足らずと謂ひて、諸を内に反求する者有り。是に於て(一)慮を息め欲を絶ち、精氣を鍊り、(二)吐納を勸め、(三)内守を專にして以て其神を養ふ。其術は生を貪るに本づくと雖も、其至るに及んでは、尙ほ或は以て形を全うして病を却くべし。(四)猶ほ欲を肆にし情に稱へ、以て其生を害する者に愈れり。是を内を養ふの術と謂ふ。(五)故に上智は之を自然に任じ、其次は内を養つて以て病を却け、最下は妄意にして生を貪る。世に(六)黄庭經といふ者を傳ふ、魏晉間の道士の生を養ひし書也。其說、内を養ふに專にして、奇怪多し。故に其の之を傳ふること久しければ、則ち(七)訛舛を爲し易し。今家家の異本、考正すべき莫し。無仙子既に甚だ古を好み、家に多く古書文字を集錄し、以て玩好の娯と爲す。黄

有レ道無レ仙。而後世之人。知レ有レ道而不レ得二其道一。不レ知レ無レ仙。而妄學レ仙。此我之所レ哀也。道者。自然之道也。生而必死。亦自然之理也。以二自然之道一養二自然之生一。不二自戕賊夭閼一。而盡二其天年一。此自古聖智之所レ同也。禹走二天下一。乘二四載一。治二百川一。可レ謂レ勞二其形一矣。而壽百年。顏子蕭然臥レ於二陋巷一。簞食瓢飲。外不レ誘レ於レ物。内不レ動レ於レ心。可レ謂二至樂一矣。而年不レ及二

じうする所也。禹、天下に走り、四載(三)に乘つて百川を治む、其(四)形を勞せりと謂ふべし。而も壽百年なりき。(五)顏子は蕭然として陋巷に臥し、簞食瓢飲、(六)外は物に誘はれず、(七)内は心に動かず、至樂と謂ふべし。而も年三十に及ばざりき。斯の二人の者は、皆古の仁人也。其の形を勞せし者は長年に、其樂に安んぜし者は短命なりき。蓋し命に長短有り、之を天に稟く、人力の能く爲す所に非る也。惟自ら戕賊せずして、各々其天年を盡すは、則ち二人の同じうする所也。此れ所謂自然の道を以て自然の生を養ふなり。後世、生を貪るの徒、生を養ふの術を爲す者、至らざる所無く、(八)草木を茹ひ、金石を服し、日月の精光を吸ふに至る。

(一) 假作人物にて歐公自ら言ふなり (二) そこなひ傷め短命にして死す (三) 禹の大水を治めし時、道の如何によりて船車橇蕖の四つの乘物に載り天下を周行せり (四) 身體 (五) 顏淵、孔子の高弟也、論語雍也篇を參看すべし (六) 外界の事物に誘惑されず (七) 精神の妄動激發せざるをいふ (八) 木を採り芝草を食ひ金を燒き石を煉る皆道家養生の術なり

風一。躁二茆檐之

冬日一。睡餘支レ

枕。念二昔平生

仕宦出處一。顧二瞻玉堂一。如レ在二天上一。因覽二遺稿一。見二其所レ載職官名氏一。以較二其人盛衰先後一。孰在

孰亡一。足下以知三榮寵爲二虛名一。而資中笑談之一噱上也。亦因以誇レ於二田夫野老一云爾。

（七）竹席（タカムシロ）（八）草葺の屋の軒先にて日なたぼつこを爲す（九）翰林院の稱。もと侍中の官署をいへる稱なりしが、宋の淳化中「玉堂之署」の四字を翰林に賜ひ、宋太宗の詩に「翰林承旨貴清淨玉堂中」の句あり、これより專ら翰林の稱とせり（一〇）榮譽寵光すべて虛にして長からず（一一）噱は大笑の義、笑の資となす

刪正黃庭經の序

無仙子者。不レ知レ爲二何人一也。無二姓名一。無二爵里一。世莫二得而名一レ之。其自號爲二無仙子一者。以警二世人之學レ仙者一也。其爲レ言曰。自レ古

（一）無仙子は、何人たるを知らざる也。姓名無く、爵里無く、世得て之に名づくる莫し。其自ら號して無仙子と爲す者は、以て世人の仙を學ぶ者を警むる也。其の言を爲すに曰く、古より道有つて仙無し、而るに後世の人は、道有るを知つて其の道を得ず、仙無きを知らずして妄に仙を學ぶのみ。此れ我の哀む所也。道とは自然の道也、生るれば必ず死するは、亦自然の理也。自然の道を以て自然の生を養ふ、自ら（三）戕賊夭閼せずして、其天年を盡す、此れ古より聖智の同

然今文士。尤以二翰林一爲二榮選一。予既罷レ職。院吏取二予直草一。以レ日次レ之。得二四百餘篇一。因不レ忍レ棄。況其上自二朝廷一。内及二宮禁一。下暨二蠻夷海外一。事無レ不レ載。而時政記日歷。與二起居郎舍人一。有レ所二略而不一レ紀。未二必不一レ有レ取レ於レ斯焉。嗚呼。予且レ老矣。方買二田淮潁之閒一。若夫涼二竹簟之暑

然れども今の文士、尤も翰林を以て榮選と爲す。予既に職を罷む。(一)院吏予が直(二)草を取り、(三)日を以て之を次でゝ、四百餘篇を得たり。因つて棄つるに忍びず、況んや其上は朝廷よりして、内宮禁に及び、下蠻夷海外に曁ぶまで、事載せざるは無し。而して(四)時政記日歷と、(五)起居郎舍人と、略して紀せざる所有れば、(六)未だ必ずしも斯に取る有らずんばあらず。嗚呼予且に老いんとし、方に田を淮潁の閒に買へり。若しそれ(七)竹簟の暑風に涼み、(八)茆檐の冬日に曝し、睡餘枕を支へて、昔平生の仕宦出處を念ひ、(九)玉堂を顧瞻すれば、天上に在るが如し。因つて遺稿を覽、其の載する所の職官名氏を見て、以て其人の盛衰先後、孰か在り孰か亡せるを較せば、以て(一〇)榮寵の虚名たるを知つて、笑談の(一一)一噱を資るに足らん。亦因つて以て田夫野老に誇ると云ふのみ。

(一) 輪林の下役 (二) 當直して書せし草稿 (三) 月日によりて順序を設く (四) 宰相が朝夕政を議し、君臣奏對の語を記せしものを時政記といひ、時政記又は起居注を潤色して作れる日記様のものを日歷といふ (五) 天子の言動を書するを起居注とす、起居郎と起居舍人と之を記す (六) 其略したる廉を斯の集の中より取る事もあらんと也

語一。頗取三怒於二達官一。然亦自負以爲二至論一。今學士所レ作文章多矣。至二於青詞齋文一。必用二老子浮屠之說一。祈禳祕祝。往往近レ於二家人里巷之事一。而制誥取三便於二宣讀一。嘗拘以二世俗所レ謂四六之文一。其類多如レ此。然則果可レ謂二之文章一者與。予在二翰林一六年。中間拜二進二三大臣一。皆適不レ當レ直。而天下無レ事。四夷和好。兵革不レ用。凡朝廷之文。所二以指麾號令。訓戒約束一。自レ非レ因レ事。無二以發明一。矧予中年早衰。意思零落。以二非レ工之作一。又無レ所二遇以發一焉。其屑屑應用。拘二牽常格一。卑弱不レ振。宜レ可レ羞也。

四六の文を以てす。其類多く此の如し。然らば則ち果して之を文章と謂ふべきか。(六)予(七)翰林に在ること六年、中間二三大臣に拜進す。皆適〻直に當らず。(八)而して天下事無く、四夷和好し、兵革用ひず。凡そ朝廷の文、指麾號令、訓戒約束する所以、(九)事に因るに非るよりは、以て發明する無し。矧んや予中年にして早く衰へ、意思零落、工に非ざるの作を以て、又遇〻以て發する所無し。(一〇)其應用に屑屑し、常格に拘牽し、卑弱振はざるは、宜しく羞づべき也。(一一)

(一)顯官　(二)道觀齋告の文と佛家祈禱の文と　(三)福を求め災を攘ひ呪符を以て祈ると　(四)庶人　(五)詔勅は讀み上ぐる口調の便をはかる　(六)四字六字づゝの文句を以て綴る文體　(七)歐公慶歷三年十二月を以て知制誥たり　(八)宿直番に當らずして制誥の用命なし　(九)舊慣に從ふの外何等發明すべき事無かりき　(一〇)思想枯れ好き意匠も出でず　(一一)一時の用に應ぜんと齷齪し常格に牽引せられて卑弱振はず

一切踐二窮亨之途一。乃以二古事之已然一。而責二今人之必然一邪。然惟儼雖四傲乎退三偃於二一室一。天下之務。當世之利病。與レ之言。終日不レ厭。惜二其將一レ老也已。曼卿死。惟儼亦買二地京師之東一。以謀二其終一。乃斂二平生所レ爲文數百篇一示レ予曰。曼卿之死。既已表二其墓一。願爲レ我序二其文一。及二我之見一也。嗟夫。惟儼既不レ用レ於レ世。其材莫レ見レ於レ時。若考二其筆墨馳騁文章贍逸之能一。可三以見二其志一矣。

貴の巷に沈醉す (五) 世間を度外視して自分一人を淸くするなり (六) 周公と孔子と (七) 窮達に同じ、亨はとはると讀す (八) 傲然として一室の中に退き臥す (九) 終焉の場合に備ふ (一〇) 我生存中に見しめよ (一一) 筆力の縱横に馳せて勢よく文章の豐富にして勝れたること

昔錢思公嘗以謂。朝廷之官。雖二宰相之重一。皆可下雜以二他才一處上之。惟翰林學士。非二文章一不可。思公自言爲二此

内制集の序

昔錢思公嘗て以謂らく、朝廷の官、宰相の重と雖も、皆雜ふるに他才を以て之に處すべし。惟翰林學士は、文章に非ずんば不可なりと。思公自ら言つて此語を爲し、頗る怒を達官(一)に取りぬ。然れども亦自負して以て至論と爲せり。今の學士作る所の文章は多し、(二)靑詞齋文に至つては、必ず老子浮屠の說を用ひ、(三)祈禳祕祝往往(四)家人里巷の事に近し。而して(五)制誥は便を宣讀に取り、嘗に拘るに世俗の所謂

當下佐二天子一號丙令賞罰上於乙明堂甲。苟皆不レ用。則絶二寵辱一。遺二世俗一。自高而不レ屈。尙安能酣二豢於富貴一而無レ爲哉。醉則以レ此誚二其坐人一。人亦復レ之。以謂遺レ世自守。古人之所レ易。若奮レ身逢レ時。欲三必就二功業一。此雖二聖賢一難レ之。周孔所三以窮達異一也。今子老レ於二浮圖一。不レ見レ用レ於レ世。而幸不レ

らんやと。醉へば則ち此を以て其坐人を誚るに、人も亦之を復して、以謂らく、(五)世を遺れて自ら守るは、古人の易しとせし所、若し身を奮つて時に逢はゞ、必ず功業を就さんと欲する、此れ聖賢と雖も之を難んず。周孔窮達の異なる所以也。(六)今子、浮圖に老いて、世に用ひられず、而も幸に(七)窮亨の途を踐まず、乃ち古事の已に然るを以てして、今人の必ず然るを責めんやと。然れども惟儼、(八)傲乎として一室に退偃すと雖も、天下の務、當世の利病、之と言ふに終日厭はず、其將に老いんとするを惜むのみ。曼卿死し、惟儼も亦地を京師の東に買ひ、以て(九)其終を謀る。乃ち平生爲る所の文數百篇を斂め、予に示して曰く、曼卿の死するや、既に已に其墓に表せり。願くは我爲に其文に序し、(一〇)我の見るに及ばしめよと。嗟夫惟儼、既に世に用ひられず、其材時に見はるゝ莫し。若し其(一一)筆墨馳騁、文章贍逸の能を考へば、以て其志を見るべきなり。

(一) 卓然傑出して功業を著す人物　(二) 宰相となりて政事堂上に立ち號令賞罰すべし　(三) 名譽と恥辱と　(四) 富

一切閉拒絶去。不ニ少顧一。曼卿之兼愛。惟儼之介。所レ趨雖レ異。而交合無レ所レ間。曼卿嘗曰。君子泛愛而親レ仁。惟儼曰。不レ然。吾所ニ以不ヒ交ニ妄人一。故能得ニ天下士一。若賢不肖混。則賢者安肯顧レ我哉。以レ此一時賢士多從レ其遊。居ニ相國浮圖一。不レ出ニ其戶ニ十五年。士嘗遊ニ其室一者。禮レ之惟恐レ不レ至。及ニ去爲ニ公卿貴人一。未ニ始一往干ヒ之。

ること十五年、士の嘗て其室に遊べる者は、之を禮して惟至らざらんことを恐る。(五)(六)去つて公卿貴人と爲るに及んで、未だ始めより一たびも往いて之を干めず。(七)

(一)博愛の義　(二)狷介にして妄に人と交らざるを　(三)心の趨き向ふ所は異なれども　(四)京師の相國寺といふ寺　(五)其來遊者を禮遇す　(六)其人が也　(七)倚頼する所無しと也

然嘗竊怪。平生所レ交。皆當世賢傑。未レ見下卓卓著ニ功業一。如ニ古人可レ記者上。因謂世所レ稱賢才。若不下管レ兵走ニ萬里一。立中功海外上。則

然れども嘗て竊に怪む、平生交る所、皆當世の賢傑なるも、未だ卓卓として(一)功業を著すこと、古人の記すべきが如くなる者を見ざるを。因つて謂ふ、世に稱する所の賢才、若し兵に管つて萬里に走り、功を海外に立てずんば、則ち當に天子を佐けて、(二)明堂に號令賞罰すべし。苟も皆用ひられずんば、則ち寵辱(三)を絶ち、世俗を遺れ、自ら高うして屈せざらん。倘ほ安ぞ能く富貴に酣豢(四)して爲す無か

世。而懶不二自惜一。已老。胠二其稾一。尙得二三四百篇一。皆可レ喜者。曼卿死。祕演漠然無レ所レ向。聞下東南多二山水一。其巓崖崛峍。江濤洶涌甚可レ壯也。遂欲二往遊一焉。足三以知二其老而志在一也。於二其將レ行。爲叙二其詩一。因道二其盛時一以悲二其衰一。

惟儼姓魏氏。杭州人。少遊二京師一。三十餘年。雖レ學二於佛一。而通二儒術一。喜爲二辭章一。與二吾亡友曼卿一交最善。曼卿遇レ人無レ所レ擇。必皆盡二其所一レ懽。惟儼非二賢士一不レ交。有レ不レ可二其意一。無二貴賤一。

釋惟儼文集の序

惟儼姓は魏氏、杭州の人なり。少きより京師に遊ぶこと三十餘年。佛を學ぶと雖も、而も儒術に通じ、喜んで辭章を爲り、吾亡友曼卿と交　最も善し。曼卿人を遇する擇ぶ所無し。必ず皆其懽ぶ所を盡す。惟儼は賢士に非れば交らず、其意に可ならざるあれば、貴賤と無く一切閉拒絶去し、少も顧みず。曼卿の兼(一)愛、惟儼の介(二)、趣(三)く所異なりと雖も、而も交合は間つる所無し。曼卿嘗て曰く、君子は汎く愛して仁に親むと。惟儼曰く、然らず、吾が妄人に交らざる所以、故に能く天下の士を得。若し賢不肖混ぜば、則ち賢者安んぞ肯て我を顧みんやと。此を以て一時の賢士、多く其れに從つて遊ぶ。(四)相國の浮圖に居り、其戸を出でざ

以自娯。當二其極飲大醉一。歌唫笑呼。以適二天下之樂一。何其壯也。一時賢士皆願レ從二其遊一。予亦時至二其室一。十年之閒。祕演北渡レ河。東之二濟鄆一。無レ所レ合。困而歸。曼卿已死。祕演亦老病。嗟夫二人者。予乃見二其盛衰一。則余亦將レ老矣。夫曼卿詩辭清絶。尤稱二祕演之作一。以爲雅健有二詩人之意一。祕演狀貌雄絶。其胸中浩然。既習レ於レ佛。無レ所レ用。獨其詩可レ行レ於レ

む。嗟夫二人の者、予乃ち其盛衰を見たれば、則ち余も亦將に老いんとするなり。

夫れ曼卿は詩辭清絶。尤も祕演の作を稱して、以爲らく雅健(五)にして詩人の意有りと。祕演は狀貌雄絶、其胸中浩然、既に佛に習つて、(六)用ふる所無し。獨り其詩は世に行ふべし。而も懶(七)して自ら惜まず。已に老いて其槖(八)を胠き、尙ほ三四百篇を得たり、皆喜ぶべき者なり。曼卿死して、祕演漠然(九)として向ふ所無し。東南山水多く、其巓崖崛峍(一〇)、江濤洶涌(一一)、甚だ壯とすべきを聞き、遂に往いて遊ばんと欲す。以て其老いて志の在るところを知るに足れり。其の將に行かんとするに於て、爲に其詩に叙し、因つて其盛時を道つて、以て其衰を悲む。

(一) 儔侶 (二) 俗世界に超越す (三) 各々其材能を隱して現はさず (四) 悠々自適して天下無比の快樂と爲す (五) 詩意正しくして筆力つよく古詩人の風あり (六) 世を棄てたれば世に用ひらるべくもあらず (七) ものうし (八) 嚢の口を開く (九) 茫然に同じ (一〇) 山巓水崖いづれも危險峭立す (一一) 江水蕩々として波浪湧きのぼる光景

販。必有二老死而世莫レ見者一。欲二從而求一レ之不レ可レ得。其後得二吾亡友石曼卿一。曼卿爲レ人。廓然有二大志一。時人不レ能レ用二其材一。曼卿亦不二屈以求一レ合。無レ所レ放二其意一。則往往從二布衣野老一。酣嬉淋漓。顚倒而不レ厭。予疑二所レ謂伏而不レ見者一。庶二幾狎而得一レ之。故嘗喜下從二曼卿一遊上。欲三因以陰求二天下奇士一。

に嘗て曼卿に從つて遊ぶを喜び、因つて以て陰に天下の奇士を求めんと欲す。

(一) 億兆を臣下として海内を一統す (二) 戰亂を治め (三) 山林の屠兒販夫 (四) 闊大の貌 (五) 己を枉げて以て時人の意に合ふを求めんとせず (六) 意の如くならざる時は (七) 身分卑き平民田夫 (八) 酒を飲んで樂み醉ひて倒るゝも厭はず (九) 狎れ近づき親しむ

浮屠祕演者。與二曼卿一交最久。亦能遺二外世俗一。以二氣節一相高。二人懽然無レ所レ閒。曼卿隱レ於レ酒。祕演隱レ於二浮屠一。皆奇男子也。然喜爲二歌詩一

浮屠祕演は、曼卿と交ること最も久しく、亦能く世俗を遺外して、氣節を以て(一)相高うす。二人懽然として閒つる所無し。曼卿は(二)酒に隱れ、祕演は浮屠に隱る、皆奇男子也。然も喜んで歌詩を爲りて以て自ら娛む。其極飲大醉するに當つては、歌唫笑呼して、以て天下の(三)樂に適す。何ぞ其壯なるや。一時の賢士、皆其遊に從はんことを願ふ、予も亦時に其室に至りぬ。十年の閒に、祕演、北、河を渡り、東、濟鄆に之き、合ふ所無く、困んで歸りぬ。曼卿已に死し、祕演亦老いて病

幾毅然仁厚君子也。雖ㇾ知ニ名於ㇾ時。仕宦久而不ㇾ進。晩而朝廷方將ㇾ用ㇾ之。未ㇾ及而卒。其學問通博。文辭雅正深粹。而議論多ㇾ所ニ發明ㇾ。詩尤清澹閑肆可ㇾ喜。然其文已自行ㇾ於ㇾ世矣。固不ㇾ下待ニ余言ㇾ以爲中輕重上。而全特區ニ區於ㇾ是者。蓋發ㇾ於ㇾ有ㇾ感而云然。

予少以ニ進士一遊ニ京師一。因得三盡交ニ當世之賢豪一。然猶以謂。國家臣ニ一四海一。休ニ兵革一。養ニ息天下一。以無ㇾ事者四十年。而智謀雄偉非常之士。無ㇾ所ㇾ用ニ其能一者。往往伏而不ㇾ出。山林屠

釋祕演詩集の序

予少うして進士を以て京師に遊ぶ、因つて盡く當世の賢豪に交るを得たり。然れども猶ほ以謂らく、國家四海を臣一にし、(一)兵革を休め、天下を養息し、以て事無き者四十年。而して智謀雄偉非常の士、其能(二)を用ふる所無き者、往往伏して出でず。(三)山林屠販、必ず老死して世に見るゝ莫き者有らん。從つて之を求めんと欲すれども、得べからず。其後吾亡友石曼卿を得たり。曼卿の人と爲り、(四)廓然として大志有り、時人其材を用ふる能はず、曼卿も亦屈(五)して以て合ふことを求めず。(六)其意を放にする所無ければ、則ち往往布衣(七)野老に從ひ、(八)酣嬉淋漓、顚倒して厭はず。予所謂伏して見れざる者かと疑ひ、(九)狎れて之を得んことを庶幾す。故

篇斷稿。猶爲レ可レ惜。況其可三以垂レ世而行二遠也。故余於二聖俞子美之歿一。既已銘二其壙一。又類二集其文一而序レ之。其言尤感切而殷勤者。以レ此也。陳留江君鄰幾。常與二聖俞子美一遊。而又與二聖俞一同レ時以卒。余既誌而銘レ之。後十有五年。來守二淮西一。又於二其家一得二其文集一而序レ之。鄰

遠きに行はるべきをや。故に余聖俞子美の歿するに於て、既に已に其壙(一)に銘し、又其文を類集して之に序す。其言尤も感切(二)にして殷勤なる者は此を以て也。陳留の江君鄰幾、常に聖俞子美と遊ぶ。而して又聖俞と時を同じうして以て卒す。余既に誌して之に銘せり。後十有五年、來つて淮西を守り、又其家に於て其文集を得て之に序す。鄰幾は毅然(三)たる仁厚の君子也、名を時に知られきと雖も、仕宦久しうして進まず。(四)晩にして朝廷方に將に之を用ひんとせしが、未だ及ばずして卒せり。其學問通博、文辭(五)雅正深粹、議論發明する所多し。詩は尤も清澹閑肆(六)喜ぶべし。然れども其文已に自ら世に行はる、固より余が言を待つて以て輕重(七)を爲さず。

而して余が特に是に區區たる者は、蓋し感有るに發して云ふこと然るのみ。

(一) 墓穴　(二) 感傷切實にして殷勤懇篤　(三) 心の丈夫なる貌　(四) 晩年に及びて　(五) 品位正しくして、意味深く義理純粹　(六) 淡々としてしづかに筆端のび／＼として窘束する事なきをいふ　(七) 江君の文定評あり、予の稱賛によりて輕重を生ずること無し

至レ於二朋友故一舊。平居握レ手言笑。意氣偉然。可レ謂二一時之盛一。而方從二其遊一。遽哭二其死一。遂銘二其藏一者。是可レ歎也。蓋自二尹師魯之亡一。逮レ今二十五年之間。相繼而歿。爲二之銘一者。至二二十人一。又有下余不レ及レ銘。與中雖レ銘而非二交且舊一者上。皆不レ與焉。嗚呼。何其多也。不三獨善人君子難レ得易二レ失。而交游零落如レ此。反二顧身世死生盛衰之際一。又可レ悲夫。而其間又有下不幸罹二憂患一。觸二網羅一。至二困阨流離以死一。與中夫仕宦連蹇。志不レ獲レ伸而歿。獨其文章尚見レ於レ世者上。則又可レ哀也歟。

を爲る者、二十人に至る。又余が銘するに及ばざりしと、銘せりと雖も而も交且つ舊に非る者と有り。皆與らず(七)。嗚呼何ぞ其多きや。獨り善人君子の得難く失ひ易きのみならず、交游の零落も此の如し。(八)身世死生盛衰の際を反顧すれば、又悲むべきかな。而して其間又不幸にして憂患に罹り、(九)網羅に觸れ、困阨流離して以て死するに至れると、夫の(一〇)仕宦連蹇、志 伸ぶるを獲ずして歿し、獨り其文章のみ尚ほ世に見はるゝ者と有り。則ち又哀むべきか。

(一) 鄭獬名は休復、詩文を以て名有り　(二) 碑銘　(三) 仁宗の年號　(四) 貴顯紳士　(五) 墓穴　(六) 師魯名は洙
(七) 其二十人といふ數には加はらず　(八) 人の一世に於ける死生盛衰の際を顧み考へて見れば　(九) 法網に觸る
(一〇) 仕途蹇りに蹉躓して其志す所伸びず

然則雖二其殘

然らば則ち其殘篇斷稿と雖も、猶ほ惜むべしと爲す。況んや其の以て世に垂れて

老也。可レ不レ惜哉。聖兪詩既多。不二自收拾一。其妻之兄子謝景初。懼二其多而易一レ失也。取下其自二洛陽一至二於吳興一已來所上レ作。次爲二十卷一。予嘗嗜二聖兪詩一。而患レ不レ能二盡得一レ之。遽喜二謝氏之能類次一也。輒序而藏レ之。其後十五年。聖兪以レ疾卒二於京師一。余既哭而銘レ之。因索二於其家一。得二其遺稿千餘篇一。并二舊所一レ藏。掇二其尤者一。六百七十七篇。爲二一十五卷一。嗚呼。吾於二聖兪詩一。論レ之詳矣。故不二復云一。

(一)王珪、仁宗の時宰相たりし人　(二)詩の體の名、會朝宴饗の樂章を雅とし、宗廟の樂歌を頌とす　(三)淸肅なる宗廟　(四)商周魯各々宗廟の樂章あり詩經に載せたり　(五)蒐集整理する事なし　(六)整理して次第を立つ　(七)すぐれたるもの　(八)取りあつめて

余竊不二自揆一。少習爲二銘章一。因得レ論二次當世賢士大夫功行一。自二明道景祐一以來。名卿鉅公。往往見二於余文一矣。

(一)江鄰幾文集の序

余竊に自ら揆らず、少きより(二)銘章を爲るを習ふ。因つて當世賢士大夫の功行を論次するを得たり。(三)明道景祐より以來、(四)名卿鉅公、往往余が文に見る。朋友故舊、平居手を握つて言笑し、意氣偉然たるに至つては、一時の盛と謂ふべし。而して方に其遊に從ひ、遽に其死を哭し、遂に其(五)藏に銘する者は、是れ歎ずべき也。蓋し(六)尹師魯の亡せしより、今に逮ぶまで二十五年の閒、相繼いで歿し、之が銘

嘗見而歎曰。二百年無二此作一矣。雖レ知レ之深。亦不レ果レ薦也。若使下其幸得レ用レ於二朝廷一。作二爲雅頌一。以歌二詠大宋之功德一。薦二之清廟一。而追中商周魯頌之作者上。豈不レ偉歟。奈何使下其老不レ得レ志。而爲二窮者之詩一。乃徒發上於二蟲魚物類。羇愁感歎之言一。世徒喜二其工一。不レ知二其窮之久而將レ

も、亦薦を果さゞりき。若し其をして幸に朝廷に用ひらるゝを得、(二)雅頌を作爲し、以て大宋の功德を歌詠し、之を(三)清廟に薦めて、(四)商周魯頌の作者を追はしめば、豈偉ならざるか。奈何ぞ其をして老いて志を得ずして、窮者の詩を爲り、乃ち徒に蟲魚物類、羇愁感歎の言を發せしむる。世徒に其工を喜び、其窮の久しうして將に老いんとするを知らず。惜まざるべけんや。聖兪詩既に多し。自ら收(五)拾せず。其妻の兄の子謝景初、其多くして失ひ易きを懼れ、其の洛陽より吳興に至る已來の作る所を取つて、(六)次でゝ十卷と爲す。予嘗て聖兪の詩を嗜み而も盡く之を得ること能はざるを患ふ。遽に謝氏の能く類次せるを喜び、輒ち序して之を藏す。其後十五年にして、聖兪疾を以て京師に卒す。余既に哭して之に銘す。因つて其家に索めて、其遺稿千餘篇を得たり。舊藏せし所を幷せ、(七)其尤なる者六百七十七篇を(八)綴りて、一十五卷と爲す。嗚呼、吾、聖兪の詩に於ける、之を論ずること詳なり、故に復云はず。

鬱積。其興ㇾ於二怨刺一。以道二羈臣寡婦之所ㇾ歎。而寫二人情之難ㇾ言。蓋愈窮則愈工。然則非二詩之能窮ㇾ人。殆窮者而後工也。予友梅聖兪。少以二蔭補一爲ㇾ吏。累擧二進士一。輙抑ㇾ於二有司一。困ㇾ於二州縣一。凡十餘年。年今五十。猶從二辟書一爲二人之佐一。鬱二其所ㇾ蓄。不ㇾ得ㇾ奮三見於二事業一。其家宛陵。幼習ㇾ於ㇾ詩。自ㇾ爲二童子一。出ㇾ語已驚二其長老一。既長學ㇾ乎二六經仁義之說一。其爲二文章一。簡古純粹。不ㇾ求二苟悅一ㇾ於ㇾ世。世之人。徒知二其詩一而已。然時無二賢愚一。語ㇾ詩者必求二之聖兪一。聖兪亦自以二其不ㇾ得ㇾ志者一。樂ㇾ於ㇾ詩而發ㇾ之。故其平生所ㇾ作。於ㇾ詩尤多。世既知ㇾ之矣。而未ㇾ有下薦ㇾ於ㇾ上者上。

ば已に其長老を驚かせり。既に長じて六經仁義の說を學ぶ。其文章を爲るや、(一一)簡古純粹、苟も世に悅ばるゝを求めず。世の人、徒に其詩を知るのみ。然も時賢愚と無く、詩を語る者は必ず之を聖兪に求め、聖兪も亦自ら其の志を得ざる者を以て、詩に樂んで之を發せり。故に其平生作る所、詩に於て尤も多し。世(一二)既に之を知れり。而れども未だ上に薦むる者は有らざりき。

㊀ 顯達の義、立身出世 ㊁ つゝみ隱す ㊂ 自ら悠々情を放(ホシイマヽ)にす ㊃ ありさま。一說「狀を見、類(オホム)ね」と訓ず ㊄ 不遇を怨み時事を刺る心に興を托し既論の臣寡婦孤兒の歎を表白す ㊅ 詩が人を窮せしむるに非ず ㊆ 父兄の功勞に依りて官を得ること ㊇ 毎に抑壓せらる ㊈ 州縣の召狀 ㊉ 鬱積して現すを得ず (一一) 簡潔高古、意義純粹 (一二) 其詩に工妙なるを知る者多し

昔王文康公

昔王文康公、(一)嘗て見て歎じて曰く、二百年此作無しと。之を知ること深しと雖

予聞世謂詩人少レ達而多レ窮。夫豈然哉。蓋世所レ傳詩者。多出レ於二古窮人之辭一也。凡士之蘊二其所一レ有。而不レ得レ施二於世一者。多喜自放二於山巓水涯之外一。見二蟲魚草木風雲鳥獸之狀類一。往往探二其奇怪一。內有二憂思感憤之

梅聖兪詩集の序

予聞く、世に謂ふ詩人は達すること少うして窮多しと。夫豈然らんや。蓋し世に傳ふる所の詩は、多くは古の窮人(一)の辭に出づれば也。凡そ士の其有する所を蘊(二)して、世に施すことを得ざる者は、多くは喜んで山巓水涯の外に自放(三)し、蟲魚草木、風雲鳥獸の狀類(四)を見、往往其奇怪を探り、內に憂思感憤の鬱積する有れば、其の怨刺(五)に興つて、以て羈臣寡婦の歎ずる所を道ひ、而して人情の言ひ難きを寫す。蓋し愈〻窮すれば則ち愈〻工なり。然らば則ち詩の能く人を窮するに非ず、殆んど窮する者にして而る後に工なる也。予が友梅聖兪(六)、少うして蔭補(七)を以て吏と爲り、累ねて進士に擧げられ、輒ち有司に抑せらる(八)。州縣に困すること、凡そ十餘年。年今五十、猶ほ辟書(九)に從つて人の佐と爲り、其の蓄ふる所を鬱して(一〇)、事業に奮見するを得ず。其家は宛陵、幼にして詩に習ひ、童子たりし時より、語を出せ

子患時文之弊。下詔書。諷勉學者。以近古。由是其風漸息。而學者稍趨於古焉。獨子美爲於擧世不爲之時。其始終自守不牽世俗趨舍。可謂特立之士也。子美官至太理評事。集賢校理而廢。後爲湖州長史以卒。享年四十有一。其狀貌奇偉。望之昂然。而即之溫溫。久而愈可愛慕。其材雖高。而人亦不甚嫉忌。其擊而去之者。意不在子美也。賴天子聰明仁聖。凡當時所指名而排斥。二三大臣而下。欲以子美爲根而累之者。皆蒙保全。今竝列於榮寵。雖與子美同時飲酒得罪之人。多一時之豪俊。亦被收采。進顯於朝廷。而子美獨不幸死矣。豈非其命也。悲夫。

其撃つて之を去りし者は、意子美に在らざりし也。天子の聰明仁聖に賴りて、(一〇)凡そ當時指名して排斥せし所、二三の大臣より下、(一一)子美を以て根と爲し、之を累せんと欲せし者、皆保全を蒙つて、今竝に榮寵に列せり。子美と同時に酒を飲みて、罪を得たりし人と雖も、多くは一時の豪俊、亦收采せられ、進んで朝廷に顯はるゝに、而も子美獨り不幸にして死せり。豈其命に非ざるか、(一二)悲しいかな。

(一)仁宗の年號　(二)四聲對偶、經傳中の文字を摘み裂き取りて文を作る　(三)互に誇り尙ぶ　(四)穆伯長名は修始めて古文を倡ふ　(五)そしり笑ふ　(六)時好を逐ひて取捨すること　(七)訟獄を治むるを掌る　(八)集賢院學士の屬吏　(九)交際久しうして　(一〇)王拱辰の徒實は杜衍范仲淹等を除かんと欲せしなり　(一一)子美の事を原因として連坐せしめんとせし者　(一二)天命と云ふべきものにあらざるか

息流溺而爲當世仁人君子之職位宜與國家樂育賢材者惜也。

子美之齒少於予。而予學古文。反在其後。天聖之間。予擧進士於有司。見時學者。務以言語聲偶摘裂。號爲時文。以相誇尚。而子美獨與其兄才翁。及穆參軍伯長。作爲古詩雜文。時人頗共非笑之。而子美不顧也。其後天

子美の齒予より少うして、予が古文を學びしは、反つて其後に在りき。天聖の間、(一)予進士に有司に擧げられ、時の學者を見しに、務めて言語聲偶摘裂を以てし、(二)號して時文と爲し、以て相誇尚せり。(三)而るに子美獨り其兄才翁、及び穆參軍伯長(四)と、古詩雜文を作爲す。時人頗る共に之を非笑せしが、(五)而も子美は顧みざりき。其後天子時文の弊を患へ、詔書を下し、諷して學者を勉め、以て古に近かしむ。是に由つて其風漸く息み、學者稍古に趨く。獨子美は、世を擧げて爲さゞるの時に爲し、其始終自ら守つて、世俗の趨舍に牽かれず。(六)特立の士と謂ふべき也。子美官は大理評事、(七)集賢校理に至つて廢せらる。(八)後湖州の長史と爲つて以て卒す。享年四十有一。其狀貌奇偉、之を望むに昂然たり、之に即けば溫溫たり、(九)久しうして愈ゝ愛慕すべし。其材高しと雖も、而れども人亦甚だ嫉忌せず。

而文章不能革五代之餘習。後百有餘年。韓李之徒出。然後元和之文。始復於古。唐衰兵亂。又百餘年而聖宋興。天下一定。晏然無事。又幾百年。而古文始盛於今。自古治時少而亂時多。幸時治矣。而文章或不能純粹。或遲久而不相及。何其難之若是歟。豈非難得其人歟。苟一有其人。又幸而及出於治世。世其可不爲之貴重而愛惜之歟。嗟吾子美以一酒食之過。至廢爲民而流落以死。此其可以歎

興り、天下一定して、晏然事無し。又幾んど百年にして、古文始めて今に盛なり。

古より治時は少うして亂時は多し、幸(四)に時治るも、文章或は純粹なること能はず。或は遲久(五)して相及ばず。何ぞ其難きこと是の若くなるか。豈其人を得難きに非ざるか。苟も一(六)も其人有り、又幸にして治世に出づるに及ばゞ、世其れ之が爲に貴重して、之を愛惜せざるべけんや。嗟吾が子美、一(七)酒食の過を以て、廢せられて民と爲り、流落して以て死するに至る。此れ其れ以て歎息流涕して、當世仁人君子の職位あつて、宜しく國家と與に賢材を育するを樂むべき者の爲に、惜むべき也。

(一) 宋齊梁陳隋の氣骨なき風習　(二) 韓愈李翺　(三) 憲宗の年號　(四) 暗に唐初を指す　(五) 韓李の太宗に遲れて出でしを指す　(六) 子美を暗示す　(七) 子美進奏院監たりし時、故紙を鬻ぐ公錢を以て客を饗したりと劾奏せしものありし爲罪を得、同時に坐して罪を受けし者十餘人なりき

集レ歸レ之。而告レ於レ公曰。斯文金玉也。棄二擲埋三沒糞土一。不レ能二銷蝕一。其見レ遺レ於二一時一。必有下收而寶三之於二後世一者上。雖二其埋沒而未レ出。其精氣光怪。已能自常發見。而物亦不レ能レ揜也。故方二其擯斥摧挫。流離窮厄之時一。文章已自行レ於二天下一。雖下其怨家仇人。及嘗能出レ力而擠二之死一者上。至二其文章一則不レ能三少毀而揜二蔽之一也。凡人之情。忽レ近而貴レ遠。子美屈レ於二今世一。猶若レ此。其伸レ於二後世一。宜二如何一也。公其可レ無レ恨。

ら天下に行はれ、其怨家仇人、及び嘗て能く力を出して之を死に擠しゝ者と雖も、其文章に至つては、則ち少しも毀つて之を揜蔽(七)する能はざりし也。凡そ人の情、(八)近を忽にして遠を貴ぶ。子美の今世に屈する猶ほ此の若し、其の後世に伸びんこと、宜しく如何なるべきぞ、公其れ恨無かるべし。

㈠ 蘇氏名は舜欽字は子美 ㈡ 宰相杜衍 ㈢ 消失し蝕毀す ㈣ 自ら精光を放つを謂ふ ㈤ 子美が世に斥けられて仕途の挫折せる時 ㈥ 落魄困窮の時 ㈦ 掩ひかくす ㈧ 近世を疎略にし古代を崇拝す、即ち子美の後代に伸びんこと必せりと也

予嘗考二前世文章政理之盛衰一。而怪下唐太宗致レ治幾レ乎二三王之盛一。

予嘗て前世文章政理の盛衰を考へ、唐の太宗治を致すこと、三王の盛に幾く、而して文章は(一)五代の餘習を革むる能はざりしを怪む。後百有餘年、(二)韓李の徒出で、然して後に(三)元和の文、始めて古に復せり。唐衰へ兵亂れ、又百餘年にして聖宋

初年。禹纔六歲。是舜爲元孫。年三十時。見四世之高祖方生六歲矣。至於舜娶堯二女。據圖爲曾祖姑。雖古遠世異。與今容有不同。然人倫之理。乃萬世之常道。必不錯亂顛倒之如此。然則諸家世次壽數長短之說。聖經之所不著者。皆不足信也決矣。

祖父の姉妹

予友蘇子美之亡後四年。始得其平生文章遺稿。於太子太傅杜公之家。而集錄之以爲十卷。子美、杜氏壻也。遂以其

蘇氏文集の序

予の友(一)蘇子美の亡せて後四年、始めて其平生の文章遺稿を、(二)太子太傅杜公の家に得て、之を集錄して以て十卷と爲す。子美は杜氏の壻也。遂に其集を以て之に歸す。而して公に告げて曰く、斯の文は金玉也、糞土に棄擲埋沒すとも、(三)銷蝕する能はじ。其の一時に遺さるとも、必ず收めて之を後世に寶とする者有らん。其埋沒して未だ出でずと雖も、其精氣光怪、已に能く(四)自ら常に發見して、物も亦揜ふ能はざらん。故に(五)其擯斥摧挫、(六)流離窮厄の時に方つて、文章已に自

由レ是言レ之。當二堯得レ舜之時一。堯年八十六。舜年三十。以レ此推而上レ之。則是堯年五十七。已見二四世之元孫生一歲一矣。舜居二試攝一及在レ位。通八十二年。而禹壽百年。以二禹百年之閒一。推而上レ之。禹卽位及居二舜喪一。通十三年。又在二舜朝一八十二年。通九十五年。則當二舜攝試之

是に由つて之を言へば、堯、舜を得るの時に當り、堯の年八十六、舜の年三十なり。此を以て推して之を上すれば、則ち是れ堯を年五十七にして、已に四世の元孫生(一)れて一歲なるを見るべし。舜試攝に居り、及び位に在りしと通じて八十二年、而して禹の壽は百年、禹百年の閒を以て、推して之を上すれば、禹の卽位及び舜の喪に居りしこと、通じて十三年なり、又舜の朝に在ること八十二年、通じて九十五年なり。則ち舜攝試の初年に當つて、禹纔に六歲、是れ舜は元孫たり。(二)年三十の時、四世の高祖方に生れて六歲なるを見る。舜が堯の二女を娶るに至つては、圖に據るに、(三)曾祖姑たり。古遠く世異り、今と容に同じからざる有るべしと雖も、然れども人倫の理は、乃ち萬世の常道、必ず錯亂顚倒の此の如きはあらじ。然らば則ち諸家世次壽數長短の說、聖經の著さゞる所の者は、皆信ずるに足らざるや決せり。

(一) 玄孫也、舜は堯四世の孫なればなり (二) 玄孫が三十歳の時に、四世の高祖が六歳なる道理となる譯也 (三)

不レ疑。而堯舜禹之世。相去不レ遠。尚冀二其理有一レ可レ通。乃復以二尚書孟子孔安國皇甫謐諸書一。參二考其壽數長短一。而尤乖戾不レ能レ合也。據二書及諸說一云。堯壽一百一十六歲。舜壽一百一十二歲。禹壽百歲。堯年十六即レ位。在位七十年。年八十六。始得レ舜而試レ之。二年。乃使レ攝レ政。時舜年三十。居二試攝一。通三十年而堯崩。舜服二堯喪一三年畢。乃即レ位。在位五十年而崩。方二舜在レ位三十三年一。命レ禹攝レ政。凡十七年。而舜崩。禹服二舜喪一三年畢。乃即レ位。在位十年而崩。

書及び諸說に據るに云ふ、堯の壽は一百一十六歲、舜の壽は一百一十二歲、禹の壽は百歲。堯年十六にて位に卽き、在位七十年、年八十六、始めて舜を得て之を試み、二年乃ち政を攝せしむ。時に舜年三十、試攝に居ると通じて三十年にして堯崩ず。舜、堯の喪を服すること三年にして畢り、乃ち位に卽く。在位五十年にして崩じたり。舜、位に在る三十三年に方つて、禹に命じて政を攝せしむ。凡そ十七年にして舜崩ず。禹、舜の喪を服すること三年にして畢り、乃ち位に卽き、在位十年にして崩じたり。

(一) 史記の本紀なり　(二) 著明の貌　(三) 前漢の學者、古文尚書を傳ふ　(四) 晉の學者、禮樂聖眞高士列女等の篇を著す　(五) そむきもとる

子。乃同父異母之兄弟。今以二其世次一而下レ之。湯與二王季一同レ世。湯下傳二十六世一而爲レ紂。王季下傳二一世一而爲二文王一。二世而爲二武王一。是文王以二十五世祖一臣二事十五世孫紂一。而武王以二十四世祖一伐二十四世孫一。而代レ之王。何其繆哉。嗚呼。堯舜禹湯文武之道。百王之取レ法也。其盛德大業。見レ於二行事一。而後世所レ欲レ知者。孔子皆已論二著之一矣。其久遠難レ明之事。後世不二必知一。不レ知不レ害レ爲二君子一者。孔子皆不レ道也。夫孔子所三以爲二聖人一者。其智知レ所二取捨一皆如レ此。

(一) 自己の力量を顧みずして勝を務むるなり　(二) 十三巻あり、漢の獻德の纂輯に係る　(三) 世本は古史臣の錄せし物にて、黄帝以來の王諸侯卿大夫の系氏名號を載す　(四) 系圖を作る　(五) 以下皆年代訛謬の甚しきものを擧ぐ　(六) 殷の始祖湯王と周文王の父王季と同世といふ事になる　(七) 百代帝王の取つて以て模範とする所たり　(八) 事物の取捨斟酌を誤らざるをいふ

予既略論二帝王世次一。而見二本紀之失一。猶謂文武與レ紂。相去十五六世。其繆較然

後序

予既に略帝王の世次を論ず、而して本紀(一)の失を見て、猶ほ謂へらく、文武と紂と、相去ること十五六世、其繆較然(二)として疑はざるも、堯舜禹の世は、相去る遠からず、尚ほ其理通ずべき有らんを冀ひ、乃ち復尚書(三)・孟子・孔安國(四)・皇甫謐の諸書を以て、其壽數の長短を參考するに、而も尤も乖戾(五)して、合ふこと能はざる也。

孔子之後。而乃上述二黃帝以來。又詳二悉其世次。其不レ量レ力而務レ勝。宜其失之多也。遷所レ作本紀、出レ於二大戴禮世本諸書一。今依二其說一圖而考レ之。堯舜夏商周。皆同出レ於二黃帝一。堯之崩也。下傳二其四世孫舜一。舜之崩也。復上傳二其四世祖禹一。而舜禹皆壽百歲。稷契於二高辛一爲レ

の本紀は(二)大戴禮、(三)世本諸書に出づ。今其說に依つて(四)圖して之を考ふるに、堯舜夏商周、皆同じく黃帝に出づ。堯の崩ずるや、(五)下其四世の孫舜に傳へ、舜の崩ずるや、復上其四世を祖禹に傳へて、而して舜禹は皆壽百歲。稷契は高辛に於て子たり、乃ち同父異母の兄弟なり。今其世次を以てして之を下せば、(六)湯と王季と世を同じうし、湯は下十六世に傳へて紂と爲し、王季は下一世に傳へて文王と爲し、二世にして武王と爲す。是れ文王、十五世の祖を以て十五世の孫紂に臣事し、武王十四世の祖を以て、十四世の孫を伐ち、而して之に代つて王たるなり、何ぞ其繆れるや。嗚呼、堯舜禹湯文武の道は、(七)百王の法を取るところ也。其盛德大業、行事に見れて、後世知らんと欲する所の者は、孔子皆已に之を論著せり。其久遠にして明にし難きの事、後世必ずしも知らず、知らずとも君子たるに害あらざる者は、孔子皆道はざるなり。夫れ孔子の聖人たる所以の者は、(八)其智取捨する所を知ること、皆此の如ければなり。

來上。著下其大事可三以爲二世法一者上而已。至レ於二三皇五帝君臣世次一。皆未二嘗道一者。以二其世遠一而愼レ所レ不レ知也。孔子既沒。異端之說復興。周室亦益衰亂。接レ乎二戰國一。秦遂焚レ書。先王之道中絕。漢興久レ之。詩書稍出而不レ完。當二王道中絕之際一。奇書異說。方充斥而盛行。其言往往反自托レ於二孔子之徒一。以取二信於一レ時。學者既不三備見二詩書之詳一。而習二傳盛行之異說一。世無二聖人以爲一レ質。而不四自知三其取二捨眞僞一。至レ有下博學好奇之士。務二多聞一以爲レ勝者上。於レ是盡集二諸說一而論次。初無レ所レ擇。而惟恐レ遺レ之也。如二司馬遷之史記一是矣。以二孔子之學一。上述二前世一。止レ於二堯舜一。著二其大略一。而不レ道二其前一。遷遠出二

に於て盡く諸說を集めて論次す、(九)初より擇ぶ所無くして、惟之を遺さんことを恐る。司馬遷の史記の如きは是なり。

(一) 世に顯れたる有名の人　(二) 幽遠を聞くことを務めず、疑はしきはすべて之を闕く　(三) 孔子の道以外別に一端を成すもの　(四) 大事件の採つて以て天下の法とすべきもののみを存す　(五) 世數の次第順序　(六) 引き續く　(七) 充ち擴がる　(八) 詩書の詳なるをよく見る事無く流行の奇說を習ひ傳へ、學者悉く是に誤らる　(九) 雜然雜列一も遺失する有らんを恐る

孔子の學を以て、上前世を述ぶること、堯舜に止り、其大略を著して其前を道はず。遷遠く孔子の後に出で、而も上黃帝以來を述べ、又其世次を詳悉にす。(二)其の力を量らずして勝らんことを務むる、宜なるかな其失の多きと。遷が作る所

矣。而後世猶失二其傳一者。豈非レ以二其遠一也哉。是故君子之學。不レ窮レ遠以爲レ能。而闕二其不レ知。愼レ所二傳以惑一レ世也。方二孔子時一。周衰學廢。先王之道不レ明。而異端之說竝起。孔子患レ之。乃脩二正詩書史記一。以止二紛亂之說一。而欲二其傳之信一也。故略二其遠一而詳二其近一。於レ書斷下自二唐虞一以

其知らざるを闕く、傳へて以て世を惑はす所を愼めば也。孔子の時に方つて、周衰へ學廢れ、先王の道明かならずして、(三)異端の說竝び起る。孔子之を患へ、乃ち詩書史記を脩正して、以て紛亂の說を止め、其傳の信ならんを欲す。故に其遠きを略して、其近を詳にす。書に於ては唐虞より以來を斷ち、(四)其大事の以て世法と爲すべき者を著すのみ。三皇五帝、君臣(五)世次に至りては、皆未だ嘗て道はざる者は、其世遠きを以てして、而して知らざる所を愼めばなり。孔子既に沒して、異端の說復興り、周室も亦益〻衰亂す。(六)戰國に接して、秦遂に書を焚き、先王の道中絶せり。漢興つて之を久しうして、詩書稍く出でたれど完からず。王道中絶の際に當つて、奇書異說、(七)力に充斥して盛に行はれ、其言往〻反つて自ら孔子の徒に托して、以て信を時に取る。學者既に(八)備に詩書の詳を見ずして、盛行の異說を習傳す。世聖人の以て質すとを爲すべき無く、而して自ら其眞僞を取捨することを知らず。博學好奇の士、多聞を務めて以て勝れりと爲す者有るに至る。是

一本乎大中。故能亙萬世可行而不變也。今以謂不足爲。而務高遠之爲勝。以廣誕者無用之說。是非學者之所盡心也。宜少下其高而近其遠。以及乎中。則庶乎至矣。凡僕之所論者。皆陳言淺語。如足下之多聞博學。不宜爲足下道之也。然某之所以云者。本欲損足下高遠而俯就之。則安敢務爲奇言以自高耶。幸足下少思焉。

僕の論ずる所の者は、皆(四)陳言淺語のみ。足下の多聞博學の如き、宜しく足下の爲に之を道ふべからざる也。然れども某の云ふ所以の者は、本足下の(五)高遠を損して俯して之に就かんと欲すればなり。則ち安んぞ敢て務めて奇言を爲して、以て自ら高しとせんや。幸に足下少しく思へ。

(一)天地未だ剖判せざりし太古をのみ想像す　(二)虚誕　(三)不偏不黨至正の道　(四)陳腐淺薄なる言語　(五)高遠を減損して下卑に就かしめんと欲す

帝王世次圖の序

堯舜禹湯文武。此六君子者。可謂顯人

堯舜禹湯文武、此六君子は、(一)顯人と謂ふべし。而して後世猶ほ其傳を失ふ者は、豈其遠きを以てに非ずや。是故に、君子の學は、(二)遠を窮めて以て能と爲さずして、

炳然。使二後世尊崇仰望不一レ可レ及。其嚴若レ天。然則書之言豈不レ高耶。然其事不レ過レ於下親二九族一。平二百姓一。憂二水患一。問二臣下誰可一レ任。以レ女妻レ舜。及祀二山川一。見二諸侯一。齊二律度一。謹二權衡一。使二臣下一。誅中放四罪上而已。孔子之後。惟孟軻最知レ道。然其言不レ過レ於レ教下人樹二桑麻一。畜中雞豚上。以謂二養レ生送一レ死爲二王道之本一。夫二典之文。豈不レ爲レ文。孟軻之言レ道。豈不レ爲レ道。而其事乃世人之甚易レ知而近者。蓋切レ於二事實一而已。

以下皆二典の文を引證する也 (七) 堯の時大水あり鯀をして治めしめしをいふ (八) 堯の二女嬀汭に舜に降嫁せしをいふ (九) 律は十二律度は尺度 (一〇) 共工・驩兜・鯀・三苗の四凶を罪せしこと (一一) 孟子梁惠王篇など參照せば明かならん

今學者不レ深本レ之。乃樂二誕者之言一。思二混沌於古初一。以二無形一爲二至道一。夫道者。無レ有二高下遠近一。使三賢者能レ之。愚者可二勉而至一。無二過不及一而

今學者深く之に本づかず、乃ち誕者の言を樂み、(一)混沌を古初に思ひ、(二)無形を以て至道と爲す。夫道は高下遠近有ること無し。賢者をして之を能くし、愚者をして勉めて至るべからしめ、過不及無くして、一に(三)大中に本づく。故に能く萬世に亙り、行つて變ぜざるべし。今以て爲すに足らずと謂ひて、高遠を務むるを之勝れりと爲し、以て誕者無用の說を廣む。是學者の心を盡すべき所に非ず。宜しく少しく其高きを下して、其遠きを近うし、以て中に及ぶべし、則ち至るに庶からんか。凡そ

學。則曰ㇾ祖ニ述堯舜一。如ニ孔子之聖一且勤。而弗ㇾ道ニ其前一者。豈不ㇾ能耶。蓋以ニ其漸遠一而難ㇾ彰。不ㇾ可三以信ニ後世一也。今生ㇾ於ニ孔子之絕後一。而反欲ㇾ求ニ堯舜之已前一。世所ㇾ謂務ニ高言一而鮮ニ事實一者也。唐虞之道。爲ニ百王首一。仲尼之歎曰。蕩蕩乎。謂ニ高深閎大而不ㇾ可ㇾ名也。及ニ夫二典述ㇾ之

已前を求めんと欲す。世に所謂、高言を務めて事實鮮き者也。唐虞の道は、百王の首たり。仲尼の歎に曰く、(四)蕩蕩乎たりと。高深閎大にして名づくべからざるを謂ふ也。夫の二典(五)の之を述べて炳然たるに及んで、後世をして尊崇仰望して及ぶべからざらしむ。其嚴なること天の若し。然らば則ち書の言、豈高からずや。然れども其事は九族(六)を親み、百姓を平にし、水患(七)を憂へ、臣下誰か任ずべきを問ひ、(八)女を以て舜に妻せ、及び山川を祀り、諸侯を見、(九)律度を齊しうし、權衡を謹み、臣下を使ひ(一〇)四罪を誅放せしに過ぎざるのみ。孔子の後、惟孟軻最も道を知る、然れども其言は、(一一)人に桑麻を樹ゑ、雞豚を畜ふを敎へしに過ぎず。以て生を養ひ死を送るを謂つて、王道の本と爲せり。夫の二典の文、豈文たらざらんや。孟軻の道を言ふ、豈道たらざらんや。而して其事は乃ち世人の甚だ知り易くして近き者なり。蓋し事實に切なるのみ。

(一) 其以前の大古を言はず (二) 其道を宗として述作す (三) 没後の義 (四) 廣大無涯の貌 (五) 堯典と舜典 (六)

曰。仁不レ勝レ道。凡此所レ謂道者。乃聖人之道也。此履二之於一レ身。施二之於一レ事。而可レ得者也。豈如二誕者之言一者耶。堯舜禹之書。皆曰二若稽一レ古。傳說曰。事不レ師レ古。匪二說攸一レ聞。仲尼曰。吾好レ古敏以求レ之者。凡此所レ謂古者。其事乃君臣上下。禮樂刑法之事。又豈如二誕者之言一者耶。此君子之所レ學也。

なり。又豈誕者の言ふが如き者ならんや。此れ君子の學ぶ所なり。

㈠ 中庸に出でたり　㈡ 子思の著　㈢ 魯の隱公位を桓公に讓らんと欲し未だ果さずして弑せらる故に正に非ずとす　㈣ 穀梁傳に春秋は義を貴んで惠を貴ばず道を信べて邪を信べずと。正道は伸ばし邪道は抑へて伸ばさずと也　㈤ 僖公二年正月楚邱に城いて衞を封ぜしことあり蓋し衞に内亂ありしが爲なり　㈥ 書經堯典舜典皐陶謨皆斷語を以て文を起す　㈦ 殷の高宗の名臣　㈧ 論語に出づ

夫所レ謂捨レ近而取レ遠云者。孔子昔生二周之世一。去二堯舜一遠。孰下與今去二堯舜一遠上也。孔子删レ書斷二自堯典一。而弗レ道二其前一。其所レ謂

夫の所謂近を捨て、遠を取ると云ふ者は、孔子昔周の世に生れて、堯舜を去るの遠き、今の堯舜を去るの遠きに孰ぞや。孔子書を删るに、堯典より斷つて㈡其前を道はず。其所謂學は則ち堯舜を祖述㈠すと曰ふ。孔子の聖且つ勤の如きにして、而も其前を道はざる者は、豈能はざるならんや。蓋し其漸く遠くして彰にし難く以て後世に信にすべからざるを以てなり。今孔子の絕後㈢に生れて、反つて堯舜の

道。而後履レ之以レ身。施二之於一レ事。而又見二於文章一。而發レ之以信二後世一。其道周公孔子孟軻之徒。常履而行レ之者是也。其文章。則六經所レ載。至レ今而取レ信者是也。其道易レ知而可レ法。其言易レ明而可レ行。及二誕者言一レ之。乃以二混蒙虛無一爲レ道。洪荒廣略爲レ古。其道難レ法。其言難レ行。

孔子之言レ道曰。道不レ遠レ人。言二中庸一者曰。率レ性之謂レ道。又曰。可レ離非レ道也。春秋之爲レ書也。以成二隱讓一而不レ正レ之。傳者曰。春秋信レ道不レ信レ邪。謂隱未レ能レ蹈レ道。齊侯遷レ衞。書レ城二楚邱一。與二其仁一不レ與二其專封一。傳者

孔子の道を言ふ、曰く、(一)道は人に遠からずと。(二)中庸を言ふ者は曰く、性に率ふを之道と謂ふと。又曰く、離るべきは道に非ずと。春秋の書たるや、以て(三)隱讓を成して、之を正とせず。傳者曰く、(四)春秋道を信べて邪を信べず、謂らく、隱は未だ道を踏む能はずと。(五)齊侯衞に遷り、楚邱に城くことを書しては、其仁に與して其專封に與せず。傳者曰く、仁は道に勝たずと。凡そ此の所謂道とは、乃ち聖人の道なり、此れ之を身に履み、之を事に施して得べき者也、豈誕者の言ふが如き者ならんや。堯舜禹の書は、(六)皆若に古を稽ふと曰ふ。(七)傳說曰く、事古を師とせざるは、說が聞く攸に匪ずと。(八)仲尼曰く、吾は古を好み、敏にして以て之を求むる者なりと。凡そ此所謂古とは、其事は乃ち君臣上下、禮樂刑法の事

篇。言尤高而志極大。尋足下之意。豈非閔世病俗。究古明道。欲援今以復之古。而翦剔齊整凡今之分殽駁冗者歟。然後益知足下之好學。甚有志者也。然而述三皇太古之道。捨近取遠。務高言而鮮事實。此少過也。君子之於學也。務爲道。爲道必求知古。知古明

益々足下の學を好み、甚だ志有る者なるを知る。然り而して三皇太古の道を述べ、(三)近を捨てゝ遠を取り、(四)高言を務めて事實鮮きは、此れ少過也。君子の學に於けるや、道を爲むるを務む。道を爲むるには必ず古を知るを求む、古を知り道を明かにし、而して後に之を履むに身を以てし、之を事に施し、又文章に見し、之を發して以て後世に信あらしむ。其道は、周公孔子孟軻の徒、常に履んで之を行へる者是れ也。其文章は、則ち(五)六經の載する所、今に至つて信を取る者是れ也。其道は知り易うして法るべく、其言は明め易うして行ふべし。(六)誕者の之を言ふに及んで、乃ち(七)混蒙虛無を以て道と爲し、(八)洪荒廣略を古と爲す。其道法り難く、其言行ひ難し。

(一) 御歸宅後　(二) 支離滅裂雜駁にして冗漫なるものを切り放ち解き分つて整理せんとす　(三) 道は近きに在るを却て之を捨てゝ遠き所に取り　(四) 高尚遠大の言論　(五) 詩書易禮樂春秋　(六) 無根誇大の言を爲す者　(七) 混沌曖昧虛心無爲の道　(八) 茫漠にして捕捉し難き言

源一。足下之言高趣遠甚善。然所レ守未レ一

而識論未レ精。此其病也。竊惟足下之交游。能爲二足下一稱レ才譽レ美者不レ少。今皆捨レ之。遠而見レ及。乃知足下是欲レ求二其不一レ至。此古君子之用レ心也。是以言レ之不二敢隱一。夫世無レ師矣。學者當レ師レ經。師レ經必先求二其意一。意得則心定。心定則道純。道純則充二於中一者實。中充實則發爲レ文者輝光。施二於事一者果毅。三代兩漢之學。不レ過レ此也。足下患二世未一レ有二合者一。而不レ棄二其愚一。將レ某以爲レ合。故敢道レ此。未レ知下於二足下之意一合上否。

㊀修養行届かざる學　㊁鮮きが爲に志の合する者希なり　㊂村閭　㊃學問は師に依らざれば雜駁にして守義一定せず　㊄遠く余に問ひ及ぼさる　㊅古の君子が心を用ひしが如し

張秀才に與ふる第二書

前日去後。復取二前所レ貺古今雜文十數篇一。反覆讀レ之。若二大節賦。樂古。太古曲等

前日去つて後、復前に貺ふ所の古今雜文十數篇を取り、反覆之を讀む。大節の賦、(一)樂古、太古の曲等の篇の若き、言尤も高うして志極めて大、足下の意を尋ぬるに、豈世を閔み俗を病へ、古を究め道を明かにし、今を援いて以て之を古に復して凡今の(二)分殺駁冗なるを翦剔齊整せんと欲する者に非ずや。然して後に

師レ道之士。世所レ鮮而未レ有二合者一。由レ此也。足下所レ爲文。用レ意甚高。卓然有下不レ顧二世俗一之心上。直欲二自到レ於二古人一。今世之人。用レ心如二足下一者。有レ幾。是則鄉曲之中。能爲二足下之師一者。謂誰。交游之間。能發二足下之議論一者。謂誰。學不レ師則守不レ一。議論不レ博則無レ所三發明而究二其

と爲る者謂ふに誰ぞや。交游の間、能く足下の議論を發する者謂ふに誰ぞや。學師(四)あらずんば則ち守一ならず、議論博からずんば則ち發明して其源を究むる所無し。足下の言高く趣遠きは甚だ善し。然れども守る所未だ一ならずして、議論未だ精しからず、此れ其病也。竊に惟ふに、足下の交游、能く足下の爲に才を稱し美を譽むる者少しとせじ。今皆之を捨て、遠くして(五)及ばざる。乃ち知る足下是其の至らざるを求めんと欲するを。(六)此れ古君子の心を用ふるところ也。是を以て之を言つて敢て隱さず。夫世に師無し、學者は當に經を師とすべし。經を師とせば必ず先づ其意を求む、意得れば則ち心定り、心定れば則ち道純、道純なれば則ち中に充つる者實し、中充實すれば、則ち發して文と爲る者輝光あり、事に施す者果毅ならん。三代兩漢の學も此に過ぎざる也。足下世の未だ合ふ者有らざるを患へて、其愚を棄てず、某を將つて以て合ふと爲す。故に敢へて此を道ふ。未だ足下の意に合ふや否やを知らず。

然後果レ於レ用。果レ於レ用。然後不レ畏而不レ遷。三代之衰。學校廢。至二兩漢一。師道尚存。故其學者各守二其經一以自用。是以漢之政理文章。與二其當時之事一。後世莫二及者一。其所二從來一深矣。後世師法漸壞。而今世無レ師。則學者不二尊嚴一。故自輕二其道一。輕レ之則不レ能レ至。不レ至則不レ能二篤信一。信不レ篤。則不レ知レ所レ守。守不レ固。則有レ所レ畏。而物可レ移。是故。學者惟俯仰狗レ時。以レ希二祿利一爲レ急。至レ於二忘レ本趨レ末。流而不レ返。

る、資格も無しとの義 (五) 師を嚴格に尊敬す (六) 自己の操守堅固なり (七) 自ら用ふるに果敢勇決也 (八) 自家の傳ふる經書の道 (九) 學習の志操堅確ならず、世と浮沈上下して祿利に趨り、根本の大道を忘れ些末の小利にのみ走る (一〇) 底止する所無きに至る

夫以二不信不固之心一。守二不至之學一。雖レ欲レ果レ於二自用一。莫レ知下其所二以用レ之之道上。又況有二祿利之誘。刑禍之懼一。以遷レ之哉。此足下所レ謂志レ古

夫れ不信不固の心を以て、不至(一)の學を守る、自ら用ふるに果ならんと欲すと雖も、其の之を用ふる所以の道を知る莫し。又況んや祿利の誘、刑禍の懼有つて以て之を遷すをや。此れ足下の所謂古に志し道を師とするの士、世に鮮き所にして、而して未だ合ふ者有らざるは此に由る也。足下爲る所の文、意を用ふること甚だ高く、(二)卓然として世俗を顧みざるの心有り、直に自ら古人に到らんと欲す。今世の人、心を用ふる足下の如き者幾か有る。是れ則ち(三)郷曲の中、能く足下の師

窮。其素所爲。未有足稱以取信於人。亦嘗有人問者。以不足問之愚。而未嘗答人之問。足下卒然及之。是以愧懼不知所言。雖然。不遠數百里。走使者。以及門。意厚禮勤。何敢不報。某聞。古之學者必嚴其師。師嚴然後道尊。道尊然後篤敬。篤敬然後能自守。能自守

く禮勤めたり、何ぞ敢て報ぜざらん。某聞く、古の學者は、必ず其師を嚴にす。(五)師嚴にして然る後に道尊し。道尊くして然る後に篤敬、篤敬にして然る後に能く自ら守り、能く自ら守つて然る後に用に果なり、(六)用に果にして然る後に畏れずして遷らず。(七)三代の衰ふるや、學校廢す。兩漢に至るまで、師道尙ほ存せり。故に其學者、各〻其經を守つて以て自ら用ふ。(八)是を以て漢の政理文章と、其當時の事と、後世及ぶ者なし。其從り來る所深し。後世師法漸く壞れ、而も今世師無し。則ち學者尊嚴ならず、故に自ら其道を輕んず。之を輕んずれば則ち至る能はず、至らずんば則ち篤く信ずる能はず、信ずること篤からざれば、則ち守る所を知らず。守り固からざれば、則ち畏るゝ所有つて而して物移すべし。是故に學者惟俯(九)仰時に徇ひ、祿利を希ふを以て急と爲し、本を忘れ末に趨り、流れて返らざ(一〇)るに至る。

(一) 擇之名は無擇 (二) 秀才擇の使人 (三) 未だ稱賛して他人の信用を博するに足る程のものなし (四) 質問せら

泉。無不之也。足下之文。浩乎霈然。可謂善矣。而又志於爲道。猶自以爲未廣。若不止焉。孟荀可至而不難也。修學道而不至者。然幸不甘於所悅。而溺於所止。因吾子之能不自止。又以勵修之少進焉。幸甚幸甚。

(一)軒序は堂序に同じ終日家に閉ぢ籠り居りて文を作るとも縱横上下意のまゝなる文を作る事は不可能也 (二)未だ道に到達し得ざる者 (三)現在の狀態に甘んぜずと也

一、修啓。秀才人至。蒙示書一通。幷詩賦雜文兩册。諭之曰。一覽以爲如何。某既陋。不足以辱好學者之問。又其少賤而長

(一)祖擇之に答ふる書

修啓す、(二)秀才人至り、書一通、幷に詩賦雜文兩册を示すを蒙り、之を諭して曰く、一覽以て如何と爲すと。某既に陋、以て好學者の問を辱うするに足らず。又其の少きときは賤しく、長じて窮す。其素爲す所、(三)未だ稱して以て信を人に取るに足ること有らず。亦嘗て人の問ふもの有りとも、(四)問ふに足らざるの愚を以てして、未だ嘗て人の問に答へず。足下卒然として之に及ぶ、是を以て愧懼言ふ所を知らず。然りと雖も、數百里を遠しとせず、使者を走らせて以て門に及ぶ、意厚

讀レ易者如レ無二春秋一。讀レ書者如レ無レ詩。何其用レ功少而至レ於レ至也。聖人之文。雖レ不レ可レ及。然大抵道勝者。文不レ難而自至也。故孟子皇皇不レ暇レ著レ書。荀卿蓋亦晩而有レ作。若二子雲仲淹一。方勉焉以模二言語一。此道未レ足而彊言者也。

荀子二十卷を著す　(九)揚雄字は子雲、太玄法言の著あり　(一〇)隋の王通字は仲淹、文中子の作あり

後之惑者。徒見二前世之文傳一。以爲學者文而已。故力愈勤而愈不レ至。此足下所レ謂終日不レ出レ於二軒序一。不レ能二縱橫高下皆如一レ意者。道未レ足也。若道之充焉。雖レ行二乎天地一。入二於淵

後の惑へる者、徒に前世の文の傳はるを見て、以爲らく、學者は文のみと。故に力愈々勤めて愈々至らず。此れ足下の所謂終日軒序(一一)を出でずとも、縱橫高下皆意の如くなる能はずといふ者、道未だ足らざれば也。若し道の充つるあらば、天地に行き淵泉に入ると雖も、之かざる無き也。足下の文、浩乎として霈然たり、善と謂ふべし。而して又道を爲むるに志して、猶ほ自ら以爲らく未だ廣がらずと。若し止まずんば、孟荀至るべくして難からざらん。修は道を學んで至らざる(一二)者なり。然れども幸に悅ぶ所に甘んじて、止まる所に溺れず。吾子の能く自ら止らざるに因つて、又以て修の少しく進むを勵(一三)さば、幸甚幸甚。

不レ爲レ道。而至者鮮焉。非ニ道之於レ人遠一也。學者有レ所レ溺焉耳。蓋文之爲レ言。難ニ工而可レ喜。易ニ悅而自足一。世之學者。往往溺レ之。一有レ工焉。則曰吾學足矣。甚者至下棄ニ百事一不レ關レ於レ心。曰中吾文士也。職レ於レ文而已上。此其所ニ以至之鮮一也。昔孔子老而歸レ魯。六經之作。數年之頃耳。然

人に於ける遠きに非ず、學者溺るゝ(二)所有るのみ。蓋し文の言たる、工(三)にして喜ぶべき難く、悅んで自ら足り易し。世の學者往往之に溺れて、一も工なる有れば、則ち曰く、吾學足れりと。甚しき者は、百事を棄てゝ心に關せず、吾は文士なり、文を職とするのみと曰ふに至る。此れ其の至るの鮮き所以也。昔、孔子(四)老いて魯に歸る。六經の作は、數年の頃のみ。然れども易(五)を讀む者は春秋無きが如く、書を讀む者は詩無きが如し。何ぞ其の功を用ふること少うして至(六)に至れるや。聖人の文、及ぶべからずと雖も、然れども大抵道勝つ者は、文難からずして自ら至るなり。故に孟子皇皇(七)として、書を著すに暇あらず。荀卿も蓋し亦晩(八)にして作有り。子雲(九)・仲淹(一〇)の若きは、方に勉焉として以て言語を模す。此れ道未だ足らずして、而も彊ひて言ふ者也。

(一) 其道に到達する者 (二) 好む所に惑溺す (三) 巧妙にして喜ぶべき域に達するは難く少しく得る所あれば自悅して油斷が生じ易し (四) 孔子の魯に歸りし時は六十九歲、其の卒せしは七十四歲、其數年間に六經の述作ありし也 (五) 讀む者其妙に打たれてまた他を忘るゝ也 (六) 極致 (七) 求むる所ありて未だ得ざる貌 (八) 荀卿晩年に

及ニ少定而視一焉。纔數百言爾。非三夫辭豊意雄。霈然有ニ不レ可レ禦之勢一。何以至レ此。然猶自患ニ張假莫レ有ニ開レ之使レ前者一。此好レ學之謙言也。修材不レ足レ用レ於レ時。仕不レ足レ榮レ於レ世。其毀譽不レ足ニ輕重一。氣力不レ足レ動レ人。世之欲ニ假レ譽以爲レ重。借レ力而後進一者。奚取レ於レ修焉。先輩學精文雄。其施レ於レ時。又非ニ特假レ譽爲レ重。借レ力而後進者一也。然而惠然見レ臨。若レ有レ所レ責。得レ非下急レ於レ謀レ道。不レ擇ニ其人一而問焉者上歟。

る莫きを患ふ、此れ學を好むの謙言（五）也。修、材時に用ふるに足らず、仕世に榮とするに足らず、其毀譽は輕重するに足らず、氣力は人を動すに足らず。世の譽を假りて以て重きを爲し、力を借りて而して後に進まんと欲する者（六）、奚ぞ修に取らん。先輩學精しく文雄なり、其の時に施すこと、又特に譽を假りて重きを爲し、力を借りて後に進む者に非る也。然り而して惠然（七）として臨まる、責むる所有るが若し。道を謀るに急にして、其人を擇ばずして問ふ者に非ざるを得んや。

（一）「克」一に「充」に作る、字は仲卿、建州浦城の人、神宗の時宰相に至る　（二）唐時より進士互に相敬する稱　（三）氣を落つけて見る　（四）歸向する所なき貌　（五）謙遜せる言辭　（六）他人の稱譽によりて己の信用を増し他人の勢力によりて榮達を望まんと欲する者　（七）時に目を掛くるなり

夫學者未ニ始

夫れ學者は、未だ始より道を爲めずんばあらず。而して至る（二）者は鮮し。道の

史冊。他日爲朝廷羞者足下也。春秋之法。責賢者備。今某區區猶望足下之能一言者。不忍便絕足下。而不以賢者責也。若猶以謂希文不賢而當逐。則予今所言如此。乃是朋邪之人爾。願足下直攜此書於朝。使正予罪而誅之。使天下皆釋然知希文之當逐。亦諫臣之一效也。前日足下在安道家。召予往論希文之事。時坐有他客。不能盡所懷。故輒布區區。伏惟幸察不宣。

(一) 己の職分以外の事について論議するを得ず (二) 希文貶せられしにつき余靖之を爭ひ、亦貶せられ、尹洙も亦上疏して貶せらる (三) 足下厚顏恥を知らざるなり (四) 行事の完全を賢者に求む (五) 足下を不賢として擯斥するに忍びざるなり (六) 邪に黨する人とするなり。是書果して若訥によりて奏せられ歐公亦夷陵令に貶せられたり (七) 働き

修頓首。白先輩吳君足下。前辱示書及文三篇。發而讀之。浩乎若千萬言之多。

吳克秀才に答ふる書 (一)

修頓首、先輩吳君足下に白す。前に書及び文三篇を辱示せらる。發いて之を讀むに、浩乎(二)として千萬言の多きが若きも、少しく定めて(三)視るに及べば、纔に數百言のみ。夫れ辭豐に意雄に、霈然として禦ぐべからざるの勢有るに非ずんば、何を以てか此に至らん。然るに猶ほ自ら悵悵(四)として、之を開いて前ましむる者有

臣耳。若足下又遂不レ言。是天下無二得言者一也。足下在二其位一而不レ言。便當レ去レ之。無レ妨下他人之堪二其任一者上也。昨日安道貶レ官。師魯待レ罪。足下猶能以二面目一見二士大夫一、出二入朝中一。稱二諫官一。是足下不三復知二人間有二羞恥事一爾。所レ可レ惜者。聖朝有レ事。諫官不レ言。而使二他人言一レ之。書在二

に堪ふる者を妨ぐること無かれ。昨日(二)安道官を貶せられ、師魯罪を待つ。足下猶ほ能く面目を以て士大夫を見、朝中に出入して諫官と稱するは、是れ足下復(三)人間羞恥の事有るを知らざるのみ。惜むべき所の者は、聖朝事有り、諫官言はずして、他人をして之を言はしむ。書して史册に在り。他日朝廷の羞を爲す者は足下ならん。春秋の法は、(四)賢者に備るを責む。今某區區、猶ほ足下の能く一言するを望む者は、便ち足下を絶つて、(五)賢者を以て責めざるに忍びざれば也。若し猶ほ以て、希之は不賢にして當に逐ふべしと謂はゞ、則ち予は今言ふ所此の如し、乃ち是れ(六)邪に朋するの人のみ。願くは足下、直に此書を朝に攜へ、予が罪を正して之を誅せしめ、天下をして皆釋然として、希文の當に逐ふべきを知らしめよ。亦諫臣の一(七)效ならん。前日足下安道が家に在りしとき、予を召して希文の事を論ぜしが、時に坐に他客有りて、所懷を盡すこと能はざりき。故に輒ち區區を布くのみ。伏して惟ふに幸に察せよ。不宣。

不賢邪。當時亦有ニ諫臣一。必不ニ肯自言一。畏レ禍而不レ諫。亦必曰當レ誅。而不レ足レ諫也。今足下視レ之。果當レ誅耶。是直可レ欺ニ當時之人一。而不レ可レ欺ニ後世一也。今足下又欲レ欺ニ今人一。而不レ懼ニ後世之不一レ可レ欺耶。況今之人未レ可レ欺也。伏以今皇帝即レ位已來。進ニ用諫臣一。容ニ納言論一。如ニ曹修古劉越一。雖レ歿猶被ニ褒稱一。今希文與ニ孔道輔一。皆自ニ諫諍一擢用。足下幸生ニ此時一。遇ニ納レ諫之聖主一。如レ此猶不ニ敢一言一。何也。

の人未だ欺くべからざるをや。伏して以みるに、(三)今皇帝位に即いて已來、諫臣を進用し、言論を容納す。曹修古・劉越が如き、歿すと雖も猶は褒稱せらる。今希文と孔道輔と、皆諫諍によつて擢用せらる。足下幸に此時に生れ、諫を納るるの聖主に遇ふ。此の如くにして猶は敢て一言ぜざるは何ぞや。

㊀ 漢元帝の時中書令弘恭僕射石顯專恣なり、望之之を惡む二人譖して之を殺せり ㊁ 漢成帝の時王鳳權勢あり、京兆尹王章封事を上りて之を論じ獄に下されて死す ㊂ 仁宗

前日又聞。御史臺牓ニ朝堂一。戒ニ百官一不レ得ニ越レ職言一レ事。是可レ言者惟諫

前日又聞く、御史臺朝堂に牓して百官を戒むらく、職を越えて事を言ふを得ずと。是れ言ふべき者は惟諫臣のみ。若し足下又遂に言はずんば、是れ天下得て言ふ者無き也。足下其位に在つて言はずんば、便ち當に之を去るべし、他人の其任

官。當二其驟用
時一。何不下一爲二
天子一辨中其不
賢上。反默默無二一語一。待二其自敗一。然後隨而非レ之。若果賢邪。則今日天子與二宰相一。以レ忤レ意逐二賢
人一。足下不レ得レ不レ言。是則足下以二希文一爲レ賢。亦不レ免レ責。以爲二不賢一。亦不レ免レ責。大抵罪在二默默一
爾。

（一）尚書六部中吏部兵部を前行とす、員外郎はその屬吏なり　（二）官名　（三）同列員中　（四）大體其罪の因りて來る所は君が沈默を守りて敢へて言はざるにあり

昔漢殺三蕭望之與二王章一。計二其當時之議一。必不下肯明言中殺二賢者一也。必以二石顯王鳳一爲二忠臣一。望之與レ章爲二不賢一而被レ罪也。今足下視二石顯王鳳一果忠邪。望之與レ章果

昔、漢、蕭望之（一）と王章（二）とを殺しき、其當時の議を計るに、必ず肯て明に賢者を殺すを言はざりし也。必ず石顯・王鳳を以て忠臣と爲し、望之と章とは不賢にして罪を被ると爲しゝ也。今、足下石顯・王鳳を視て果して忠とするか、望之と章とは果して不賢なるか。當時亦諫臣有りて、必ず肯て自ら言はず禍を畏れて諫めず。亦必ず曰ひしならん、當に誅すべし、諫むるに足らざる也と。今足下之を視るに、果して誅に當するか。是れ直當時の人を欺くべくして、後世を欺くべからざる也。今足下又今人を欺かんと欲して、後世の欺くべからざるを懼れざるか。況んや今

老母。身惜二官位一。懼二飢寒一而顧二利祿一。不下敢一忤二宰相一以近中刑禍上。此庸人之常情。不レ過レ作二一不才諫官一爾。雖二朝廷君子一。亦將丁閔二足下之不能一。而不丙責以乙必能甲也。今乃不レ然。反昂然自得。了無二媿畏一。便毀二其賢一以爲レ當レ黜。庶レ乎レ飾二己不レ言之過一。夫力所レ不二敢爲一。乃愚者之不レ逮。以レ智文二其過一。此君子之賊也。

且希文果不賢耶。自二三四年一來。從二大理寺丞一。至二前行員外郎一。作二待制一。日日備二顧問一。今班行中無二與比者一。是天子驟用二不賢之人一。夫使下天子待二不賢一以爲中賢。是聰明有レ所レ未レ盡。足下身爲二司諫一。乃耳目之

且つ希文は果して不賢ならんか、三四年より來、大理寺の丞より、前行員外郎に至り、待制と作り、日日顧問に備る。今班行中與に比すべき者無し。是れ天子驟に不賢の人を用ふるなり。夫れ天子をして不賢を待つて以て賢と爲さしめば、是聰明未だ盡さゞる所有り。足下身司諫たり、乃ち耳目の官、其驟に用ふるの時に當つて、何ぞ一び天子の爲に其不賢を辨ぜずして、反つて默默として一語無く、其自ら敗るゝを待つて、然る後に隨つて之を非とする。若し果して賢ならんか、則ち今日天子と宰相と、意に忤ふを以て賢人を逐ふなり。足下言はざるを得じ。是れは則ち足下希文を以て賢と爲すとも、亦責を免れず。以て不賢と爲すとも、亦責を免れず。大抵罪は默默に在るのみ。

疑遂決。希文平生剛正好學。通古今。其立朝有本末。天下所共知。今又以言事觸宰相得罪。足下既不能爲辨其非辜。又畏有識者之責己。遂隨而詆之。以爲當黜。是可怪也。夫人之性。剛果懦軟。禀之於天。不可勉強。雖聖人亦不以不能責人之必能。今足下家有

是怪むべき也。夫れ人の性、剛果懦軟は之を天に禀く、勉強(六)すべからず。聖人と雖も、亦(七)能くせざるを以て人の必ず能くするを責めず。今足下は家に老母有り、身官位を惜み、飢寒を懼れて利祿を顧み、敢て一び宰相に忤つて、以て刑禍に近づかずと。此れ庸人の常情、一不才の諫官たるに過ぎざるのみ。朝廷の君子と雖も、亦將に足下の不能を閔んで、責むるに必ず能くせんことを以てせざらんとす。今は乃ち然らず、反つて昂然(八)として自得し、了に媿畏(九)する無く、便ち其賢を毀り、以て黜に當すと爲すは、己が言はざるの過を飾るに庶し。夫れ(一〇)力敢て爲さゞる所は、乃ち愚者の之逮ばざるなり。智を以て其過を文るは、此れ君子の賊なり。

(一) 仲淹の字也、希文宰相呂夷簡の旨に忤うて饒州に貶せらる　(二) 余靖の字なり、靖も亦希文の寃を辯うて坐せらる　(三) 譏責するなり　(四) 主義一貫して其爲す所終始本末あり　(五) 他人の後に附隨す　(六) 強ひて自ら勉むとも之れを矯正しがたし　(七) 爲す能はざるものを強ひて爲せよとは責めず　(八) 得意の貌　(九) 恥ぢ畏る　(一〇) 力及ばざるは已むを得ず併も過を飾るは君子の賊なりとの意

下之賢否一。而師魯說下足下正直有二學問一。君子人上也。予猶疑レ之。夫正直者不レ可二屈曲一。有二學問一者必能辨二是非一。以二不レ可レ屈之節一。有下能辨二是非一之明上。又爲二言レ事之官一。而俯仰默默。無レ異二衆人一。是果賢者耶。此不レ得レ使二予之不一レ疑也。自三足下爲二諫官一來。始得二相識一。侃然正レ色。論二前世事一。歷歷可レ聽。褒貶是非。無二一謬說一。噫持二此辯一以示レ人。孰不レ愛レ之。雖レ予亦疑二足下眞君子一也。是予自レ聞二足下之名一。及二相識一凡十有四年。而三疑レ之。今者推二其實迹一而較レ之。然後決知三足下非二君子一也。

(一) 高司諫名は若訥、字は敏之 (二) 掲示札 (三) 宋祁字は子京、兄庠字は公序、同時に進士たり (四) 高く秀立せる貌 (五) 御史の官典きもの (六) 尹師魯名は洙、第十三卷に「尹師魯墓誌銘」あり參照すべし (七) 諫官たるを言ふ (八) 剛正の貌 (九) 誤れる論說

前日范希文貶レ官。後與二足下一相三見於二安道家一。足下詆二誚希文爲レ人。予始聞レ之。疑二是戲言一。及レ見二師魯一。亦說三足下深非二希文所レ爲。然後其

前日范希文(一)、官を貶せられ、後足下と安道(二)が家に相見る。足下希文の人と爲りを詆誚す。予始めて之を聞いて、是れ戲言かと疑へり。師魯を見るに及へば、亦足下が(三)深く希文の爲す所を非るを說く。然して後に其疑遂に決せり。希文平生剛正、學を好み、古今に通ず。其の朝に立つや本末(四)有り、天下の共に知る所なり。今又事を言ふを以て宰相に觸れ、罪を得たり。足下既に爲に其の辜に非るを辨ずる能はず、又有識者の己を責めんことを畏れ、遂に隨(五)つて之を詆り、以て黜に當すと爲す。

與レ人接。又居二遠方一。但聞今宋舍人兄弟與二葉道卿。鄭天休數人者一。以二文學一大有レ名。號稱レ得レ人。而足下厠二其間一。獨無下卓卓可二道說一者上。予固疑二足下。不レ知二何如人一也。其後更二十一年一。予再至二京師一。足下已爲二御史裏行一。然猶未レ暇三一識二足下之面一。但時時於二予友尹師魯一。問二足

十一年を更て、予再び京師に至る。足下已に御史裏行(五)たり。然れども猶ほ未だ一たび足下の面を識るに暇あらず、但時時予が友尹師魯(六)に於て、足下の賢否を問ふに、師魯は足下の正直にして學問有り、君子の人なるを說けり。予猶ほ之を疑へり。夫れ正直なる者は屈曲すべからず、學問有る者は、必ず能く是非を辨ず。屈すべからざるの節を以て、能く是非を辨ずるの明有り。又事を言ふの官と爲つて、而も俛仰默默として、衆人に異なる無きは、是れ果して(七)賢者なるか、此れ予をして疑はざらしむるを得ざる也。足下が諫官と爲りてより來、始めて相識るを得たり。侃然として色を正し、前世の事を論ずるに、歷歷聽くべく、褒貶是非、一の(八)謬說無し。噫此辯を持して以て人に示さんに、孰か之を愛せざらん。予と雖も亦足下(九)が眞の君子なるを疑へり。是予が足下の名を聞きしより、相識るに及ぶまで凡そ十有四年、而して三たび之を疑ひぬ。今は其實迹を推して之を較し、然して後に決して足下の君子に非るを知れり。

坐誦二書史一。常恨レ不レ見レ用。及レ用也。又曰。彼非二我職一。不二敢言一。或曰我位猶卑。不レ得レ言。得レ言矣。又曰。我有レ待。是終無二一人言一也。可レ不レ惜哉。伏惟執事。思下天子所二以見レ用之意上。懼二君子百世之譏一。一陳二昌言一以塞二重望一。且解二洛士大夫之惑一則幸甚幸甚。

つ洛の士大夫の惑を解かば、則ち幸甚幸甚。

㈠ 教化政治共に清く明か也　㈡ 直言　㈢ 平民賤者の服、官仕せずして民間に在る士をいふ　㈣ 善言　㈤ 世人の重く公を翹望せる所を果し

修頓首再拜白二司諫足下一。某年十七時。家二隨州一。見二天聖二年進士及第榜一。始識二足下姓名一。是時予年少。未二

高司諫に與ふる書㈠

修頓首再拜して司諫足下に白す。某年十七の時、隨州に家し、天聖二年進士及第の榜を見、始めて足下の姓名を識りぬ。是の時予年少うして、未だ人と接せず、又遠方㈡に居る。但聞く、今の宋舍人兄弟㈢、葉道卿・鄭天休數人の者と、文學を以て大いに名有り。號して人を得と稱すと。而して足下其間に廁り、獨り卓卓㈣として道說すべき者無し。予固より足下を疑ふ、何如の人なるかを知らざる也。其後

耶。謂宜二朝拜一レ官而夕奏一レ疏也。幸而城爲二諫官一七年。適遇二延齡陸贄事一。一諫而罷。以塞二其責一。向使三止五年六年而遂遷二司業一。是終無二一言一而去也。何所レ取哉。今之居レ官者。率三歲而一遷。或一二歲。甚者半歲而一遷。此又非レ可三以待二乎七年一也。

今天子躬親二庶政一。化理清明。雖レ爲レ無レ事。然自二千里一詔二執事一而拜二是官一者。豈不レ欲下聞二正議一而樂中讜言上乎。今未レ聞丁有レ所二言說一使四天下知三朝廷有二正士一。而彰丙吾君有乙納レ諫之明甲也。夫布衣韋帶之士。窮二居草茅一。

今天子躬から庶政を親らし、化理清明(一)、事無しと爲すと雖も、然れども千里より執事に詔して、是の官に拜する者は、豈正議を聞いて讜言(二)を樂むを欲するならざらんや。今未だ言說する所有つて、天下をして朝廷に正士有るを知らしめ、而して吾君諫を納るゝの明有ることを彰にせるを聞かざる也。夫れ布衣韋帶(三)の士、草茅に窮居し、坐して書史を誦し、常に用ひられざるを恨む。用ひらるゝに及んで、又曰く、彼は我職に非ず、敢て言はずと。或は曰く、我位猶ほ卑し、言ふを得ずと。言ふを得れば、又曰く、我待つこと有りと。是れ終に一人の言ふもの無き也、惜まざるべけんや。伏して惟んみるに、執事、天子が用ひらるゝ所以の意を思ひ、君子百世の譏を懼れ、一たび昌言(四)を陳べて以て重望(五)を塞ぎ、且

然。當二退之作レ論時一。城爲二諫議大夫一已五年。後又二年。始廷二論陸贄一。及沮二裴延齡作一レ相。欲レ裂二其麻一。纔兩事耳。當二德宗時一。可レ謂二多事一矣。授受失レ宜。叛將强臣。羅二列天下一。又多二猜忌一。進二任小人一。於二此之時一。豈無二一事可一レ言而須二七年一耶。當時之事。豈無レ急レ於下沮二延齡一論二陸贄一兩事上

五年なり。後又二年、始めて陸贄を廷論し、(一)及び裴延齡が相と作るを沮み、其麻を(二)裂かんと欲す、纔に兩事のみ。德宗の時に當つて、多事なりきと謂ふべし。(三)授受宜しきを失ひ、叛將强臣天下に羅列せり。又猜忌多く、小人を進任せり。此の時に於て、豈一事の言ふべき無くして、七年を須たんや。當時の事、豈延齡を沮み、陸贄を論ずる兩事より急なる無からんや。謂ふに宜しく朝に官に拜して夕に(四)疏を奏すべし。幸にして城諫官たること七年、適〻延齡陸贄の事に遇ひ、一び諫めて罷められ、以て其責を塞ぐ。向に止五年六年にして、遂に(五)司業に遷らしめば、是終に一言無くして去る也、何の取る所あらんや。今の官に居る者は、率ね三歳にして一び遷り、或は一二歳、甚しき者は半歳にして一び遷る。此れ又以て七年を待つべきに非る也。

(一) 唐德宗貞元十一年裴延齡陸贄を讒す、陽城諸諫官を率ゐて闕に至り延齡の姦を論じて曰く若し延齡を相となさば當に白麻を取つて之を壞らんと (二) 白麻は詔勅を寫す紙、即ち任官の辭令書也 (三) 盗を以て牧守とし、守帥を殺せる士卒に節鉞を授けたる類 (四) 上奏の疏章 (五) 國子司業なり、大學教授をいふ

不レ泯。甚可レ懼也。夫七品之官。任二天下之責一。懼二百世之譏一。豈不レ重邪。非二材且賢者一不レ能レ爲也。近執事始被レ召於二陳州一。洛之士大夫相與語曰。我識二范君一。知二其材一也。其來不レ爲二御史一。必爲二諫官一。及二命下一果然。則又相與語曰。我識二范君一。知二其賢一也。他日聞レ有下立二天子陛下一。直レ辭正レ色。面爭廷論者上。非二他人一。必范君也。拜レ命以來。翹レ首企レ足。竚レ乎有レ聞。而卒未也。竊惑レ之。豈洛之士大夫。能料レ於レ前而不レ能レ料レ於レ後也。將執事有レ待而爲也。昔韓退之作二爭臣論一。以譏二陽城不レ能レ極諫一。卒以レ諫顯。人皆謂。城之不レ諫。蓋有レ待而然。退之不レ識二其意一而妄譏。

んを竚つ。而も卒に未だし。竊に之に惑へり。豈洛の士大夫、能く前に料つて、而して後に料る能はざるか。將執事、待(六)つこと有りて爲せるか。昔、韓退之(七)爭臣論を作つて、以て陽城の極諫する能はざるを譏りしが、卒に諫を以て顯れたり。人皆謂ふ、城の諫めざりしは、蓋し待つこと有つて然りしなり、退之其意を識らずして妄に譏ると。

(一) 宋の九卿は太常・光祿・衞尉・太僕・廷尉・大鴻臚・宗正・少府・大司農　(二) 書物　(三) 材器あり賢德有り　(四) 面前に爭論し朝廷に論議す　(五) 首をのばし足をつまだつ、熱心に待ち受くる狀也　(六) 時機と事件とを待てるか　(七) 卷二の爭臣論を參照すべし

修獨以謂不レ

修獨り以謂らく然らず、退之が論を作りし時に當つて、城、諫議大夫たること已に

宰相尊行ニ其
道ー。諫官卑行ニ
其言ー。言行道
亦行也。九卿
百司郡縣之
吏。守ニ一職ー者。
任ニ一職之責ー。
宰相諫官繫ニ
天下之事ー。亦
任ニ天下之責ー。
然宰相九卿
而下失レ職者。
受ニ責於ニ有司ー。
諫官之失レ職
也。取ニ譏於ニ君
子ー。有司之法。
行ニ乎一時ー。君
子之譏。著ニ之
簡冊ー而昭明。
垂ニ之百世ー而

宰相は尊くして其道を行ひ、諫官は卑くして其言を行ふ。言行はるれば道も亦行はる。(一)九卿百司郡縣の吏、一職を守る者は、一職の責に任ず。宰相諫官は、天下の事に繫り、亦天下の責に任ず。然れども宰相九卿より下の職を失する者は、責を有司に受く。諫官の職を失ふや、譏を君子に取る。有司の法は、一時に行はれ、君子の譏は、之を簡冊に著して昭明に、之を百世に垂れて泯びず、甚だ懼るべき也。夫れ七品の官にして、(二)天下の責に任じ、百世の譏を懼る、豈重からずや。(三)材あり且つ賢なる者に非ずんば、爲す能はざる也。近ごろ執事、始めて陳州より召さる。洛の士大夫、相與に語つて曰く、我范君を識り、其材あるを知れり。其來るや、御史と爲らずんば、必ず諫官と爲らんと。命下るに及んで果して然りき。則ち又相與に語つて曰く、我范君を識り、其賢なるを知れり。他日天子の陛下に立つて、辭を直うし、色を正しうし、(四)面爭廷論する者有りと聞かば、他人に非ず、必ず范君ならんと。命を拜して以來、(五)首を翹げ足を企てゝ、聞くこと有ら

焉。今世之官。自二九卿百執事一。外至二一郡縣吏一。非レ無レ貴官大職。可三以行二其道一也。然縣越二其封一郡逾二其境一。雖二賢守長一不レ得レ行。以二其有一レ守也。吏部之官。不レ得レ理二兵部一。鴻臚之卿。不レ得レ理二光祿一。以二其有一レ司也。若二天下之失得。生民之利害。社稷之大計一。惟所二見聞一。而不レ繫二職司一者。獨宰相可レ行レ之。諫官可レ言レ之爾。故士學レ古懷レ道者。仕レ於レ時。不レ得レ爲二宰相一。必爲二諫官一。諫官雖レ卑。與二宰相一等。天子曰不可。宰相曰可。天子曰然。宰相曰不レ然。坐レ乎二廟堂之上一。與二天子一辨二可否一者。宰相也。天子曰是。諫官曰非。天子曰必行。諫官曰必不レ可レ行。立二殿階之前一。與二天子一爭二是非一者。諫官也。

まにして、職司に繋らざる者は、獨り宰相之を行ふべく、諫官之を言ふべきのみ。故に士の古を學び道を懷く者、時に仕へて、宰相と爲ることを得ずんば、必ず諫官と爲る。諫官は卑しと雖も、宰相と等し。天子曰く不可、宰相曰く可。天子曰く然り、宰相曰く然らずと。(一〇)廟堂の上に坐して、天子と可否を辨ずる者は宰相なり。天子曰く是、諫官曰く非。天子曰く必ず行はん、諫官曰く必ず行ふべからずと。(一一)殿階の前に立つて、天子と是非を爭ふ者は諫官也。

(一) 進奏院は詔勅官劄等を掌る官署　(二) 范仲淹時に陝州の通判たり　(三) 急遽の貌　(四) 司掌する所限り有り　(五) 文武官の選敍等を掌る　(六) 軍事を掌る　(七) 外國交通の事を掌る　(八) 祭祀宴饗等を掌る　(九) 目に睹耳に聞きて直に行ひ又は言ひ得る者　(一〇) 朝廷　(一一) 宮殿の階前

前月中。得ニ進奏吏報一。云。自ニ陳州一召至レ闕拜ニ司諫一。即欲下爲ニ一書一以賀上。多事卒卒。未レ能也。司諫七品官爾。於ニ執事一得レ之不レ爲レ喜。而獨區區欲ニ一賀一者。誠以ニ諫官者。天下之得失。一時之公議繫ニ

巻之十一

范司諫に上る書

前月の中、進奏(一)の吏報を得たり。云ふ、陳州(二)より召されて闕に至り、司諫に拜せらると。即ち一書を爲つて以て賀せんと欲したれども、多事卒卒(三)、未だ能はざる也。司諫は七品の官のみ、執事に於て之を得とも喜と爲さず。而も獨り區區として一たび賀せんと欲する者は、誠に諫官なる者は、天下の得失、一時の公議の繫れるを以へばなり。今世の官、九卿百執事より、外は一郡縣の吏に至るまで、貴官大職、以て其道を行ふべき無きに非る也。然れども縣其封を越え、郡其境を逾えば、賢守長と雖も行ふことを得ず、其守(四)有るを以て也。吏部(五)の官は、兵部(六)を理することを得ず、鴻臚(七)の卿は、光祿(八)を理することを得ず、其司有るを以て也。天下の失得、生氏の利害、社稷の大計の若きは、惟(九)見聞する所のま

施三德於二天下一。於レ玆六年矣。不レ能レ使二小人不一レ爲二極惡大罪一。而一日之恩。能使三視レ死如レ歸而存二信義一。此又不レ通之論也。然則何爲而可。曰縱而來歸。殺レ之無レ赦。而又縱レ之而又來。則可レ知レ爲二恩德之致一爾。然此必無之事也。若夫縱而歸來而赦レ之。可二偶一爲一レ之爾。若屢爲レ之。則殺レ人者皆不レ死。是可レ爲二天下之常法一乎。不レ可レ爲レ常者其聖人之法乎。是以堯舜三王之治。必本二於人情一。不二立レ異以爲一レ高。不二逆レ情以干一レ譽。

聖人の法ならんや。是を以て堯舜三王の治は、必ず人情に本づき、異(八)を立て〻以て高きを爲さず、情に逆つて以て譽を干めず。

(一) 上恩德を施し下之に化したりとの名聞 (二) 以下數行、囚人等は歸獄せば必ず死刑を免さるゝならんと思料し、太宗は必ず歸獄して助命を願ふならんと推量したるなるべしとの意を婉曲に言へる也 (三) 人の底意を窺ふ義 (四) 以下は、六年間にすら恩德を施し民人を感孚し得ず、何ぞ一日の恩にして生を捨て信を守るに達せしめ得んやとの意 (五) 恩德の施されし結果 (六) 決して有るべからざるの事 (七) 縱は放なり、赦は罪を免すなり (八) 珍奇を以て高しとせず人情に反して名を求めず

夫縱レ之去也。不丙意二其必來一以冀乙免所一以縱甲之乎。又安知丁夫被レ縱而去也。不丙意二其自歸而必獲乙免所乙以復來甲乎。夫意二其必來一。而縱レ之。是上賊二下之情一也。意二其必免一而復來。是下賊二上之心一也。吾見三上下交相賊以成二此名一也。烏有下所レ謂施二恩德一。與中夫知二信義一者上哉。不レ然太宗

るを知らんや。又安んぞ夫の縱たれて去るや、其自ら歸つて必ず免るゝを獲んことを意うて、復り來りし所以ならざるを知らんや。夫れ其必ず來ることを意ひて之を縱てるは、是上、下の情(三)を賊する也。其必ず免れんを意うて復り來れるは、是下、上の心を賊するなり。吾、上下交〻相賊して、以て此名を成せるを見るのみ。烏んぞ所謂恩德を施すと、夫の信義を知る者と有らんや。然らずんば太宗德を天下に施すこと、玆に六年なり。小人をして極惡大罪を(四)爲さゞらしむること能はず。而して一日の恩、能く死を視ること歸するが如くにして、信義を存せしめきとは、此れ又通ぜざるの論也。然らば則ち何爲ば可ならん。曰く、縱つて來歸せしめ、之を殺して赦すこと無く、而して又之を縱つに、而も又來らば、則ち(五)恩德の致たるを知るべきのみ。然れども此れ(六)必無の事ならん。若し夫れ縱つて歸來し、而して之を(七)赦すは、偶ま一び之を爲すべきのみ。若し屢〻之を爲さば、則ち人を殺す者皆死せず。是れ天下の常法と爲すべけんや。常と爲すべからざる者は、其れ

死。不ㇾ苟ニ幸生一。而視ㇾ死如ㇾ歸。此又君子之尤難者也。方ニ唐太宗之六年一。錄ニ大辟囚三百餘人一。縱使ㇾ還ㇾ家。約ニ其自歸以就ㇾ死。是以ニ君子之難ㇾ能。期ニ小人之尤者一。以ニ必能一也。其囚及ㇾ期而卒自歸無ニ後者一。是君子之所ㇾ難。而小人之所ㇾ易也。此豈近ㇾ於ニ人情一。或曰。罪大惡極。誠小人矣。及下施ニ恩德一以臨ㇾ之。可ㇾ使三變而爲ニ君子一。蓋恩德入ㇾ人之深。而移ㇾ人之速。有ニ如ㇾ是者一矣。

を以てする也。其囚、期に及んで卒に自ら歸つて後るゝ者無かりき。是れ君子の難しとする所なるに、而も小人の易うせし所也。此れ豈人情に近からんや。或ひと曰く、罪大に惡極るは、誠に小人なり、恩德を施して以て之に臨むに及んでは、變じて君子たらしむべし。蓋し恩德人に入るの深くして、人を移すの速なる、是の如き者有りと。

(一)唐太宗貞觀六年死刑の囚三百人を縱つて家に歸らしめ、期を約して死に就かしめんとせしに一人の逃逭する者無かりき　(二)どうでも構はず兎も角も生きんと希ふが如き事なくして　(三)死囚の悉く歸りしを暗指す　(四)死刑を大辟と曰ふ　(五)死刑に行はるべき程の極惡なる小人　(六)人物を變化移易せしむ

曰太宗之爲ㇾ此。所ㇾ以ㇾ求ニ此名一也。然安知丁

曰く、太宗の此を爲せるは、(一)此名を求めし所以也。然れども安んぞ(二)夫の之を縱つて去らしむるや、其必ず來つて以て免を冀ふを意うて、之を縱ちし所以ならざ

爲レ朋。莫レ如レ紂。能禁二絶善人一爲ヒ朋。莫レ如二漢獻帝一。能誅二戮清流之朋一。莫レ如二唐昭宗之世一。然皆亂二亡其國一。更相稱美推讓而不二自疑一。莫レ如二舜之二十二臣一。舜亦不レ疑而皆用レ之。然而後世不レ誚三舜爲二二十二人朋黨所一レ欺。而稱レ舜爲二聰明之聖一者。以四能辨三君子與二小人一也。周武之世。擧二其國之臣三千人一。共爲二一朋一。自レ古爲レ朋之多且大。莫レ如レ周。然周用レ此以興者。善人雖レ多而不レ厭也。夫興亡治亂之迹。爲二人君一者可二以鑒一矣。

牛李黨の禍あり　(五) 昭宣帝天祐三年、柳璨朱全忠の旨を希ひ裴樞獨孤損等を白馬驛に殺して黄河に投ず　(六) 清派の義。唐書裴樞傳本事件の條に「此輩自ら清流と謂ふ」云々と見ゆ　(七) 詆責する意

縱囚論 (一)

信義行レ於二君子一。而刑戮施レ於二小人一。刑入レ於レ死者。乃罪大惡極。此又小人之尤甚者也。寧以レ義

信義は君子に行はれ、刑戮は小人に施す。刑死に入る者は、乃ち罪大に惡極る。此れ又小人の尤も甚しき者也。寧ろ義を以て死すとも、(二)幸生を苟もせずして、(三)死を視ること歸するが如きは、此れ又君子の尤も難き者也。唐の太宗の六年に方つて、(四)大辟囚三百餘人を錄し、縱つて家に還らしめ、其自ら歸つて以て死に就くを約す。是れ君子の能くし難きを以て、小人の(五)尤なる者に期するに、必ず能くする

朋。而周用以興。後漢獻帝時、盡取二天下名士一。囚二禁之一。目爲二黨人一。及二黃巾賊起一。漢室大亂。後方悔悟。盡解二黨人一而釋レ之。然已無レ救矣。唐之晚年。漸起二朋黨之論一。及二昭宗時一。盡殺二朝之名士一。咸投二之黃河一。曰。此輩淸流。可レ投二濁流一。而唐遂亡矣。夫前世之主能使二人人異レ心不レ

名士を殺し、咸之を黃河に投じて曰く、此輩淸流、(六)濁流に投ずべしと。而して唐(五)遂に亡びぬ。夫れ前世の主、能く人人をして心を異にし、朋を爲さゞらしめしは、紂に如くは莫し。能く善人の朋を爲すを禁絶せしは、漢の獻帝に如くは莫し。能く淸流の朋を誅戮せしは、唐の昭宗の世に如くは莫し。然れども皆其國を亂亡せり。更〻相稱美推讓して自ら疑はざりしは、舜の二十二臣に如くは莫し。舜も亦疑はずして皆之を用ひたり。然り而して後世舜が二十二人の朋黨の欺く所と爲りしを(六)誚らずして、舜を稱して聰明の聖と爲す者は、能く君子と小人とを辨ぜしを以てなり。周武の世、其國の臣三千人を擧つて、共に一朋と爲る。古より朋を爲るの多くして且つ大なること、周に如くは莫し。然れども周此を用ひて以て興れる者は、善人多しと雖も猒はざれば也。夫れ興亡治亂の迹、人君たる者以て鑒すべきなり。

(一) 書經泰誓篇　(二) 後漢桓帝靈帝の頃か　(三) 鉅鹿の張角、靈帝の時に叛す其徒皆黃巾を著く　(四) 穆宗以後

子則不レ然。所レ守者道義。所レ行者忠信。所レ惜者名節。以レ之修レ身。則同レ道而相益。以レ之事レ國。則同レ心而共濟。終始如レ一。此君子之朋也。故爲二人君一者。但當下退二小人之僞朋一。用中君子之眞朋上。則天下治矣。堯之時。小人共工驩兜等。四人爲二一朋一。君子八元八凱。十六人爲二一朋一。舜佐レ堯退二四凶小人之朋一。而進二元凱君子之朋一。堯之天下大治。及三舜自爲二天子一。而皐夔稷契等。二十二人並列二於朝一。更相稱美。更相推讓。凡二十二人爲二一朋一。而舜皆用レ之。天下亦大治。

(一) 景祐中朋黨の論しきりに起る、歐公是文を上りて君子小人を辨ずべきを論ぜる也 (二) 徒黨を結びて引援す (三) 名譽節義 (四) 救ひ成す (五) 共工・驩兜・三苗・鯀の四凶人 (六) 仲奮・仲湛・叔献・季仲・伯虎・仲熊・叔豹・季貍を八元とし、蒼舒・隤敳・檮戭・太臨・尨降・庭堅・仲容・叔達を八凱とす。元は善、凱は和の義也

書曰。紂有二臣億萬一。惟億萬心。周有二臣三千一。惟一心。紂之時。億萬人各異レ心。可レ謂不レ爲レ朋矣。然紂以亡レ國。周武王之臣。三千人爲二一大

(一)書に曰く、紂に臣億萬有り、惟億萬の心、周に臣三千有り、惟一つ心と。紂の時、億萬人各〻心を異にす、朋を爲さずと謂ふべし。然れども紂以て國を亡せり。周の武王の臣三千人、一大朋と爲る、而も周用ひて以て興れり。(二)後漢獻帝の時、盡く天下の名士を取つて之を囚禁し、目して黨人と爲す。(三)黃巾の賊起り、漢室大に亂るゝに及んで、後方に悔悟し、盡く黨人を解いて之を釋しゝが、然も已に救ふこと無かりき。唐の(四)晩年、漸く朋黨の論を起す。昭宗の時に及んで、盡く朝の

同レ利爲レ朋。此
自然之理也。
然臣謂小人
無レ朋。惟君子
則有レ之。其故
何哉。小人所レ
好者祿利也。
所レ貪者財貨
也。當ニ其同レ利
之時一。暫相黨
引以爲レ朋者
僞也。及ニ其見レ
利而爭レ先。或
利盡而交疏。
則反相賊害。
雖ニ其兄弟親
戚一。不レ能ニ相保一。
故臣謂。小人
無レ朋。其暫爲レ
朋者僞也。君

を爲す者は僞也。其の利を見て先を爭ひ、或は利盡きて交疏なるに及んでは、則ち反つて相賊害す。其兄弟親戚と雖も、相保んずる能はず。故に臣謂へらく、小人は朋無し、其暫く朋を爲す者は僞也と。君子は則ち然らず、守る所の者は道義なり、行ふ所の者は忠信なり、惜む所の者は名節(三)なり。之を以て身を修れば、則ち道を同じうして相益し、之を以て國に事ふれば、則ち心を同じうして共に濟(四)す。終始一の如し、此れ君子の朋也。故に人君たる者は、但當に小人の僞朋を退けて、君子の眞朋を用ふべし。則ち天下治らん。堯の時、小人共工讙兜等(五)、四人一朋たり。君子八元八凱(六)、十六人一朋たり。舜堯を佐け、四凶小人の朋を退け、而して元凱君子の朋を進め、堯の天下大いに治りぬ。舜が自ら天子たるに及んで、皐夔稷契等二十二人、竝に朝に列し、更〻相稱美し、更〻相推讓す。凡そ二十二人一朋と爲れり。而して舜皆之を用ひて、天下亦大いに治りぬ。

也。難者曰。三子之說。非二其臆出一也。其得レ於レ所レ傳如レ此。然則所レ傳者皆不レ可レ信乎。曰。傳聞何可二盡信一。公羊穀梁以二尹氏卒一爲二正卿一。左氏以二尹氏卒一爲二隱母一。一以爲二男子一。一以爲二婦人一。得レ於レ所レ傳者盡如レ是。是可二盡信一乎。

す。(六)傳ふる所に得る者は、蓋し是の如し。是をしも盡く信ずべけんや。

(一)爵名 (二)臆測より出でし說 (三)隱公三年四月尹氏卒すと出づ (四)大夫 (五)左傳には君氏卒す聲子なりと出て「尹」を「君」とす聲子は隱公の母なり (六)傳によりて得る所の說の誤謬あること

朋黨論(一)

臣聞。朋黨之說。自レ古有レ之。惟幸三人君辨二其君子小人一而已。大凡君子與二君子一。以レ同レ道爲レ朋。小人與二小人一。以レ

臣聞く、朋黨の說古より之れ有り、惟人君の其君子小人を辨ずることを幸ふのみ。大凡君子と君子とは、道を同じうするを以て朋を爲し、小人と小人とは、利を同じうするを以て朋を爲す。此れ自然の理也。然れども臣謂へらく、小人には朋無し、惟君子は則ち之れ有りと。其故何ぞや。小人の好む所の者は祿利也、貪る所の者は財貨也。其の利を同じうするの時に當つて、暫く相黨引(二)して、以て朋

當レ嘗也。敎未レ可レ垂。而已陥三人於二大惡一矣。聖人垂レ敎。不二如レ是之迂一也。果曰レ責レ止。不二如レ是之剋一也。難者曰。然則盾。曷爲復見レ於レ經。許悼公曷爲書レ葬。曰ハ弑レ君之臣不レ見レ經。此自三子說爾。果聖人法乎。悼公之葬。且安知三其不二討レ賊而書一レ葬也。

ら三子の說のみ、果して聖人の法ならんや。悼公の葬、且つ安んぞ其の賊を討じて葬を書するにあらざるを知らんや。

(一) 人の子たる者に敎訓を下せるなり　(二) 春秋の經文　(三) 迂遠　(四) 背剋　(五) 此れ三傳者が各自に立てし議論にして聖人の法と定むべきものに非ず

自二止以レ弑見レ經。後四年。吳敗二許師一。又十有八年。當二定公之四年一。許男始見レ於レ經。而不レ名。許之書レ於レ經者略矣。止之事迹。不レ可二得而知一

止が弑を以て經に見はれしより後四年、吳、許の師を敗る。又十有八年、定公の四年に當つて、(二)許男始めて經に見れて名いはず。許の經に書する者は略なり。止の事迹、得て知るべからざる也。難者曰く、三子の說は其臆出(一)に非る也、其の傳ふる所に得ること此の如きなり。然らば則ち傳ふる所の者は、皆信ずべからざるか。曰く、傳聞何ぞ盡く信ずべけんや。公羊穀梁(三)は尹氏卒を以て正卿(四)と爲し、左氏は尹氏の卒を以て隱(五)の母と爲す。一は以て男子と爲し、一は以て婦人と爲

愛ㇾ親之心｡然未ㇾ有㆓殺ㇾ父之意｡使㆓善治ㇾ獄者｡猶當㆓與ㇾ操ㇾ刃殊㆒ㇾ科。況以㆓躬藥之孝｡反與ㇾ操ㇾ刃同㆒其罪㆒乎。此庸吏之不ㇾ爲也。然則許世子止實不ㇾ嘗ㇾ藥。則孔子決不㆓書曰㆒ㇾ弑ㇾ君。孔子書爲ㇾ弑ㇾ君。則止決非ㇾ不ㇾ嘗ㇾ藥。

難者曰。聖人借ㇾ止以垂ㇾ教爾。對曰不ㇾ然。夫所ㇾ謂借ㇾ止以垂ㇾ教者。不ㇾ過ㇾ欲㆓人之知㆒ㇾ嘗ㇾ藥耳。聖人一言。明以告ㇾ人。則萬世法也。何必加㆓孝子｡以㆓大惡之名｡而嘗ㇾ藥之事。卒不ㇾ見ㇾ於ㇾ文。使㆘後世但知㆓止爲㆘弑ㇾ君而莫㆖知㆓藥之

難者曰く、聖人止を借りて以て(一)教を垂るゝのみと。對へて曰く、然らず。夫れ所謂止を借りて以て教を垂るゝ者は、人の藥を嘗むるを知らんを欲するに過ぎざるのみ。聖人の一言、明かに以て人に告ぐるときは、則ち萬世の法也。何ぞ必ずしも孝子に加ふるに大惡の名を以てせんや。而も藥を嘗むるの事は、卒に(二)文に見えず。後世をして但止の君を弑するを爲しゝを知つて、藥の當に嘗むべきを知ること莫からしむ。教未だ垂るべからずして、而して已に人を大惡に陷る。聖人の教を垂るゝ、是の如く之れ(三)迂ならざる也。果して止を責むと曰はゞ、是の如く之れ(四)刻ならざる也。難者曰く、然らば則ち盾、曷爲れぞ復經に見はるゝ、許の悼公曷爲れぞ葬を書すると。曰く、君を弑するの臣は經に見はさずとは、(五)此れ自

知二其繆傳一也。問者曰。然則夷皐孰弑レ之。曰孔子所レ書是矣。趙盾弑二其君一也。今有二一人一焉。父病。躬進レ藥而不レ嘗。又有二一人一焉。父病而不二躬進一レ藥。而二父皆死。又有二一人一焉。操レ刃而殺二其父一。使二吏治一レ之。是三人者。其罪同乎。曰雖二庸吏一。猶知二其不一レ可同也。躬藥而不レ知レ嘗者。有二愛レ父之孝心一。而不レ習レ於禮。是可レ哀也。無罪之人爾。不二躬藥一者。誠不孝矣。雖レ無二

人有り、刃を操つて其父を殺す。吏をして之を治めしめば、是の三人の者、其罪同じからんか。曰く、(三)庸吏と雖も猶ほ其の同うすべからざるを知らん。躬から藥して(四)嘗むることを知らざる者は、父を愛するの孝心有つて、禮に習はず、是れ哀むべきなり、無罪の人のみ。躬から藥せざる者は、誠に不孝なり、親を愛するの心無しと雖も、然も未だ父を殺すの意は有らず。善く獄を治する者ならしめば、猶ほ當に刃を操るものと(五)科を殊にすべし。況んや躬から藥するの孝を以て、反つて刃を操ると其罪を同じうするをや。此れ庸吏だに之爲さゞる也。然らば則ち許の世子止、實に藥を嘗めざるならば、則ち孔子決して書して君を弑すと曰はじ。孔子書して君を弑すと爲すは、則ち止、決して藥を嘗めざりしのみに非ざるなり。

(一) 魯國史官の記錄 (二) 前揭左傳所載の孔子の言は誤謬の傳說也 (三) 平凡なる役人 (四) 父に藥を進むるには己先づ嘗むるを禮とす (五) 罪科の品等

罪在ㇾ盾矣。不ㇾ得下曰ニ爲ㇾ法受ㇾ惡而稱中其賢上也。使三果無ニ弑心一乎。則當下爲ㇾ之辯明。必先正ニ穿之惡一。使ニ罪有ㇾ所ㇾ歸。然後責中盾縱ㇾ賊。則穿之大惡不ㇾ可ニ幸而免一。盾之疑似之迹獲ㇾ辯而不ㇾ討之責亦不ㇾ得ㇾ辭。如ㇾ此則是非善惡明矣。今爲ㇾ惡者獲ㇾ免。而疑似之人陷ㇾ於ニ大惡一。此決知ニ其不ㇾ然也。若曰下盾不ㇾ討ㇾ賊。有ニ幸ㇾ弑之心一。與ニ自弑一同。故寧舍ㇾ穿而罪ㇾ盾。此乃逆ㇾ詐用ㇾ情之吏。矯激之爲爾。非下孔子忠恕。春秋以ニ王道一治ㇾ人之法上也。

は正卿たり、逃げて未だ境を越えず、又歸つて賊を討ぜず、左傳所載の孔子の言に、趙宣子（盾の諡）は古の良大夫なり、法の爲に惡を受く、惜しいかな境を越えば免れんと。蓋し境を越ゆれば君臣の義絶ゆ、故に賊を討ぜずとも其罪を免かるゝを得と也 ㊄ 己が邪心を以て人の詐あらんことを迎へ測る ㊅ 過激に流るゝ也

孔子患ニ舊史是非錯亂。而善惡不ㇾ明。所三以修ニ春秋一。就令舊史如ㇾ此。其肯從而不ㇾ正ㇾ之乎。其肯從而稱美。又教ㇾ之以ニ越ㇾ境逃ㇾ惡乎。此可ㇾ

孔子舊史(一)の是非錯亂して、善惡明かならざるを患ふ、春秋を修むる所以なり。就令舊史此の如くなりとも、其れ肯て從つて之を正さゞらんや。其れ肯て從つて稱美し、又之に教ふるに、境を越えて惡を逃るゝを以てせんや。此れ其繆傳(二)なるを知るべし。問ふ者曰く、然らば則ち夷皐は孰か之を弑せしぞ。曰く、孔子の書する所是なり。趙盾其の君を弑せし也。今一人有り、父病む。躬から藥を進めて嘗めず。又一人有り、父病んで躬から藥を進めず。而して二父皆死す。又一

無辜者受二大惡一。此決知二其不一レ然也。春秋之法。使下爲レ惡者不レ得二幸免一。疑似者有上レ所辯明一。所レ謂是非之公也。據二三子之說一。初靈公欲レ殺レ盾。盾走而免。穿盾族也。遂弑。而盾不レ討。其迹涉レ於レ與レ弑矣。此疑似難レ明之事。聖人尤當三求レ情責レ實以明二白之一。使三盾果有二弑心一乎。則自然

盾の族也、遂に弑す。而も盾討ぜず、其迹弑に與るに涉れり。此れ疑似明かにし難きの事、聖人尤も當に情を求め實を責めて、以て之を明白にすべし。盾をして果して弑心有らしめんか、則ち自然に罪は盾に在らん、法の爲に惡を受くと曰ひて、(四)其賢を稱することを得ざるなり。果して弑心無からしめんか、則ち當に之が爲に辯明し、必ず先づ穿の惡を正し、罪をして歸する所有らしめて、然して後に盾の賊を縱すを責むべし。則ち穿の大惡、幸にして免るべからず、盾が疑似の迹辯を獲て、討ぜざるの責は亦辭することを得じ。此の如くんば則ち是非善惡明かならん。今惡を爲す者は免を獲て、疑似の人は大惡に陷る、此れ決して其の然らざることを知る。若し盾、賊を討ぜず、弑を幸とするの心あり、自ら弑すると同じ、故に寧ろ穿を舍てゝ盾を罪すと曰はゞ、此れ乃ち詐(五)を逆へ情を用ふるの吏、(六)矯激の爲のみ。孔子の忠恕、春秋王道を以て人を治むるの法に非る也。

(一) 穿と盾と　(二) 辜は罪なり　(三) 惡を爲せる者は僥倖にも免るゝを得ざらしむ　(四) 趙穿が公を弑せし時に盾

既而以盾非實弑。則又復見於經。以明盾之無罪。是輒加之而輒赦之爾。以盾爲無弑心乎。其可輕以大惡加之。以盾不討賊。情可責而宜加之乎。則其後頑然未嘗討賊。既不改過以自贖。何爲遽赦。使同無罪之人。其於進退皆不可。此非春秋意也。

めん。其の進退に於て皆不可なり。(五)此れ春秋の意に非る也。

㊀ 金にて罪を贖ふ ㊁ 本集には「爲」を「於」に作り、「其人に於けるや容れず」と訓ず、蓋し社會に入れられざるの義也 ㊂ 容易に輕々と罪を加へ又輕々と之を赦す ㊃ 事情責罰すべくして罪に行ふべき價値ありとせんか ㊄ 罪を赦すも不可、罪に行ふも不可也

趙穿弑君。大惡也。盾不討賊。不能爲君復讐。而失刑於下。二者輕重。不較可知。就使盾爲可責。然穿焉得免也。今免首罪爲善人。使

趙穿、君を弑す、大惡也。盾、賊を討ぜず、君の爲に讐を復すること能はずして、刑を下に失ふ。(一)二者の輕重、較せずして知るべし。就使盾責むべしと爲すとも、然れども穿焉んぞ免るゝを得んや。今首罪を免じて善人と爲し、(二)無辜の者をして大惡を受けしむ。此れ決して其の然らざるを知る也。春秋の法は、惡を爲す者をして幸に免るゝを得ず、(三)疑似の者をして辯明する所有らしむ。所謂是非の公也。三子の說に據るに、初め靈公が盾を殺さんと欲するや、盾走つて免る。穿は

弑逆大惡也。其爲ㇾ罪也莫ㇾ贖。其爲ㇾ人也不ㇾ容。其在ㇾ法也無ㇾ赦。法施ㇾ於ㇾ人、雖ㇾ小必愼。況擧二大法一。而加二大惡一乎。既輒加ㇾ之又輒赦ㇾ之。則自侮二其法一而人不ㇾ畏。春秋用ㇾ法不二如ㇾ是之輕易一也。三子說二春秋書一。趙盾以ㇾ不ㇾ討ㇾ賊。故加二之大惡一。

春秋論下

弑逆は大惡なり、其罪たるや贖ふこと（一）莫く、（二）其人たるや容れず、其法に在るや赦すことなし。法の人に施すや、小と雖も必ず愼む。況んや大法を擧げて大惡に加ふるをや。既に（三）輒く之を加へて、又輒く之を赦すときは、則ち自から其法を侮つて、人畏れず。春秋の法を用ふること、此の如く之輕易ならざる也。三子の春秋の書を說くや、趙盾賊を討ぜざるを以て、故に之に大惡を加ふ。既にして盾の實弑に非るを以て、則ち又復び經に見はし、以て盾の罪無きを明にすといふ。是れ輒く之を加へて輒く之を赦せるのみ。盾を以て弑心無しとせんか、其れ輕〻しく大惡を以て之に加ふべけんや。盾が賊を討ぜざりしを以て、（四）情責むべくして宜しく之に加ふべしとせんか、則ち其後頑然として未だ嘗て賊を討ぜず。既に過を改めて以て自ら贖はず、何爲れぞ遽に赦して、無罪の人と同じからし

殺。其生也。志不レ克レ伸。其死也。被二虚名一而違二本意一。則息姑之恨。何申二於後世一乎。其甚高之節。難レ明之善。亦何望二於春秋一乎。今說二春秋一者。皆以二名字氏族予奪一爲二輕重一。故曰。一字爲二褒貶一。且公之爲レ字。豈不レ重二於名字氏族一乎。孔子於二名字氏族一。不二妄以加レ人。其肯以レ公妄加レ於レ人而沒二其實一乎。以レ此而言。隱實爲レ攝。則孔子決不二書曰レ公。孔子書爲レ公。則隱決非レ攝。難者曰。然則何爲不レ書二卽位一。曰。惠公之終。不レ見二其事一。則隱之始立。亦不レ可レ知。孔子從二二百年後一。得二其遺書一而修レ之。闕二其所レ不レ知。所二以傳レ信也。難者又曰謂爲レ攝者。左氏耳。公羊穀梁。皆以爲二假立以待レ桓也。故得二以假稱レ公。予曰。凡魯之事出レ於レ己。擧二魯之人一聽レ於レ己。生稱曰レ公。死書曰レ薨。何從而知二其假一。

む。其の知らざる所を闕くは、信を傳ふる所以なりと。難者又曰く、謂つて攝と爲す者は、左氏のみ。公羊・穀梁皆以て假立して以て桓を待つと爲せり。(一二)故に以て假に公と稱することを得たるなりと。予曰く、凡そ魯の事己に出で、(一三)魯の人を擧げて己に聽く。生には稱して公と曰ひ、死には書して薨と曰ふ。何に從つてか其假なることを知らんと。(一四)

(一) 不同ありの意　(二) 嫌疑を辨別す　(三) 證據　(四) 本集「餘」を「於」に作る、「其の是非善惡明かにし難きの際に於ては」也　(五) 正式の君主たらざる點殆んど有ること無し　(六) 攝か否かの嫌疑を別ち君を弑せしか否かの心術を明白にす　(七) 隱公の異母弟　(八) 羽父隱に媚ぶ、隱の桓公を待つを聞いて反つて隱を弑せり　(九) 春秋の書信賴するに足らず　(一〇) 杜預の春秋序に曰く春秋一字を以て褒貶す云々と　(一一) 隱公の父也春秋に惠公の終の記事無し　(一二) 桓公の成長を待つと　(一三) 己の意見に出づるなり　(一四) 假に立てたる王公

明之際。聖人所レ盡レ心也。息姑之攝也。會盟征伐。賞刑祭祀。皆出レ於レ己。擧ニ魯之人一。皆聽ニ命於一レ己。其不レ爲ニ正君一者幾何。惟不レ有ニ其名一耳。使ニ其名實皆在一レ己。則何從而知ニ其攝一也。故息姑之攝與レ不レ攝。惟在ニ爲レ公與一レ不レ爲レ公。別レ嫌明レ微繫レ此而已。且其有ニ讓レ桓之志一。未レ及レ行而見レ

をして皆己に在らしめば、則ち何に從つてか其攝なることを知らんや。故に息姑の攝すると攝せざるとは、惟公たると公たらざるとに在り、(六)嫌を別ち微を明かにするも、此に繫るのみ。且つ其れ(七)桓に讓るの志有つて、未だ行ふに及ばずして(八)殺さる。其生くるや、志伸ぶる克はず、其死するや、虛名を被りて本意に違ふ。則ち息姑の恨、何ぞ後世に申びんや。其甚だ高きの節、明かにし難きの善、亦(九)何ぞ春秋に望まんや。今の春秋を說く者は、皆名字氏族、予奪を以て輕重を爲す。故に曰く、(一〇)一字褒貶を爲すと。且つ公の字たる、豈名字氏族より重からざらんや。孔子名字氏族に於て、妄に以て人に加へず、其れ肯て公を以て妄に人に加へて、其實を沒せんや。此を以て言へば、隱、實に攝たらば、則ち孔子決して書して公と曰はじ。孔子書して公と爲せり、則ち隱は決して攝に非じ。難者曰く、然らば則ち何爲れぞ卽位を書せざる。曰く、(一一)惠公の終るや、其事を見ず。則ち隱の始めて立てるも、亦知るべからず。孔子二百年の後より、其遺書を得て之を修

褒二顯之一。其肯沒二其攝一位之實。而雷二同衆說一。誣以爲レ公乎。所レ謂攝者。臣行二君事一之名也。伊尹周公共和之臣嘗攝矣。不レ聞三商周之人謂二之王一也。使二息姑實攝而稱號無レ異レ於二正君一。則名分不レ正而是非不レ別。夫攝者。心不レ欲レ爲レ君。而身假行二君事一。雖レ行二君事一。而其實非レ君也。今書曰レ公。則是息姑心不レ欲レ之。實不レ爲レ之。而孔子加レ之失二其本心一。誣以二虛名一。而沒二其實善一。夫不レ求二其情一。不レ責二其實一。而善惡不レ明如レ此。則孔子之意疎而春秋繆矣。

するなり。夫れ其情を求めず、其實を責めず、而して善惡の明ならざる此の如くんば、則ち孔子の意疎(七)にして、春秋は繆れり。

(一) 名義分限を正し定むるなり、君臣父子各其分限あるが如し　(二) 內情を探求し事實を糾明す　(三) 廉恥節義を重んじ禮讓を知る人物　(四) 他人の說に附和するなり　(五) 伊尹は殷太甲の臣、周公は周成王の臣、共和とは周公召公の共に國事を理めしを指す　(六) 魯の隱公の名　(七) 意疎漏にして春秋は誤謬の書のみ

春秋辭有二同異一。尤謹嚴而簡約。所二以別一レ嫌明レ微。愼重而取レ信。其餘是非善惡難レ

春秋は辭に同異(一)有り、尤も謹嚴にして簡約なり。嫌(二)を別ち微を明にし、愼重して信(三)を取る所以なり。其餘(四)是非善惡明にし難きの際は、聖人の心を盡す所也。息姑の攝するや、會盟征伐賞刑祭祀、皆己に出で、魯の人を舉げて、皆命を己に聽かしむ。其の正君(五)たらざる者幾何ぞ。惟其名を有せざりしのみ。其名實

修二春秋一。正レ名以定レ分。求レ情而責レ實。別二是非一。明二善惡一。此春秋之所二以作一也。自二周衰一以來。臣弑レ君。子弑レ父。諸侯之國。相屠戮而爭レ爲レ君者。天下皆是也。當二是之時一。有二一人一焉。能好レ廉而知レ讓。立二乎爭レ國之亂世一。而懷二讓レ國之高節一。孔子得二之於レ經。宜三如何而別二白之一。宜三如何而

責め、是非を別ちて、善惡を明かにす、此れ春秋の作る所以也。周の衰へてより以來、臣にして君を弑し、子にして父を弑し、諸侯の國相屠戮して、君たらんことを爭ふ者、天下皆是也。是の時に當つて、一人有り、能く(三)廉を好んで讓を知り、國を爭ふの亂世に立ちて、國を讓るの高節を懷くもの、孔子之を經に得ば、宜しく如何か之を別白すべき、宜しく如何か之を褒顯すべき。其れ肯て其の位を攝するの實を沒して、衆說に雷同し、(四)誣ひて以て公と爲さんや。所謂攝とは、臣が君の事を行ふの名也。(五)伊尹・周公共和の臣嘗て攝せり。商周の人、之を王と謂ひしを聞かざる也。(六)息姑をして實は攝して、而も稱號正君に異なること無からしめば、則ち名分正しからずして是非別たず。夫れ攝とは、心君たらんことを欲せずして、身假に君の事を行ふなり。君の事を行ふと雖も、而も其實は君に非る也。今書して公と曰はゞ、則ち是れ息姑心に之を欲せずして、實に之を爲さゞるに、孔子之を加へて、其本心を失はしめ、誣ふるに虛名を以てして其實善を沒

不レ言。傳得而詳爾。非レ爲二二說一也。予曰。經所レ不レ書。三子者何從而知二其然一也。曰。推二其前後一而知レ之。且其有レ所レ傳而得也。國君必卽レ位。而隱不レ書二卽位一。此傳得レ知二其攝一也。弑レ君者不二復見一レ經。而盾復見レ經。此傳得レ知二弑レ君非一レ盾也。君弑賊不レ討。則不レ書レ葬。而許悼公書レ葬。此傳得レ知三世子止之非二實弑一也。經文隱矣。傳曲而暢レ之。學者以謂。三子之說。聖人之深意也。是以從レ之耳。非レ謂下捨二孔子一而信中三子上也。予曰然則妄意二聖人一而惑二學者一。三子之過而已。使二學者必信一レ乎二三子一。予不レ能レ奪。使二其惟是之求一。則予不レ得レ不二爲レ之辨一。

従ふのみ、孔子を捨てゝ三子を信ずと謂ふに非る也と。予曰く、然らば則ち妄に聖人を意つて學者を惑はすは、三子の過のみ。學者をして必ず三子を信ぜしめば、予奪ふこと能はず(八)。其をして惟是(九)を之れ求めしめば、則ち予之が爲に辨ぜざることを得ずと。

(一)簡單にして修飾なきものには　(二)斬新にして奇拔なるものには　(三)他に憤激する所有りて言ふ　(四)口傳などを指す　(五)隱公卽位の字春秋の經文に無し　(六)隱微　(七)詳細委曲にして申暢す　(八)其強き決意を奪ふ能はず　(九)是非曲直の是なり道の正當なる所の意

孔子何爲而

春秋論中

孔子何の爲にして春秋を修めしぞ、(一)名を正して以て分を定め、(二)情を求めて實を

而奇。簡直無ニ悅レ耳之言一。新奇多ニ可レ喜之論一。是以學者樂レ聞而易レ惑也。予非ニ敢曰レ不レ惑。然信ニ於孔子一而篤者也。經之所レ書予所レ信也。經所レ不レ言予不レ知也。難者曰。子之言有レ激而云爾。夫三子者。皆學ニ乎聖人一。而傳所ニ以述レ經也。經文隱而意深。三子者從而發レ之。故經有レ

を樂んで惑ひ易きなり。予敢て惑はずと曰ふに非ず。然れども孔子を信ずる篤き者也。經の書する所は、予の信ずる所也、經の言はざる所は予知らざる也。難者曰く、子の言は激(三)する所有りて云ふのみ。夫れ三子者は、皆聖人に學べり。而して傳は經を述ぶる所以也。經文は隱にして意深し、三子者從つて之を發す。故に經には言はざる有り、傳は得て詳にするのみ。二說たるには非る也と。予曰く、經の書せざる所、三子者何に從つて其然るを知るかと。曰く、其前後を推して之を知れり、且つ其(四)傳ふる所有つて得たる也。國君は必ず位に卽く、而るに隱(五)は卽位を書せざるは、此れ傳其攝なるを知るを得たる也。君を弑する者は復經に見はさゞるに、而るに盾は復經に見る。此れ傳、君を弑するは盾に非るを知るを得たる也。君弑せられて賊討たざれば、則ち葬を書せざるに、而るに許の悼公は葬を書す。此れ傳、世子止の實弑に非るを知るを得たる也。經文は(六)隱なり、傳は曲(七)にして之を暢ぶ。學者以謂らく、三子の說は聖人の深意也と。是を以て之に

公。三子者曰。非レ公也。是據也。學者不レ從三孔子謂二之公一。而從三三子謂二之據一。其於二晉靈公之事一。孔子書曰。趙盾弑二其君夷皐一。三子者曰。非二趙盾一也。是趙穿也。學者不下從二孔子一信爲中趙盾上。而從二三子一信爲二趙穿一。其於二許悼公之事一。孔子書曰。許世子止弑二其君買一。三子者曰。非レ弑レ之也。買病死而止不レ嘗レ藥耳。學者不下從二孔子一信爲上レ弑レ君。而從二三子一信爲レ不レ嘗レ藥。其捨レ經而從レ傳者何哉。經簡而直。傳新

曰く、趙盾に非る也、是れ趙穿也と。學者孔子に從つて信じて趙盾と爲さずして、三子に從つて信じて趙穿と爲す。其の許の悼公(五)の事に於て、孔子書して曰く、許の世子止、其君買(六)を弑すと。三子者曰く、之を弑せるに非る也、買病死して止は藥(七)を嘗めざりしのみと。學者孔子に從つて信じて君を弑すと爲さずして、三子に從つて信じて藥を嘗めざりきと爲す。

(一)春秋開卷第一に見ゆ、邾は國名、儀父は其國君の字　(二)蔑は地名　(三)攝政なり　(四)左傳宣公二年に出づ、靈公名は夷皐。無道なり、趙盾の從子趙穿之を弑す　(五)昭公十九年の條に見ゆ、悼公瘧疾あり、世子止藥を進めしに、公薨じぬ　(六)買は悼公の名　(七)禮に藥を進むるには先づ嘗むるを要すとあり

其の經を捨てゝ傳に從ふ者は何ぞや。經は簡にして直、傳は新にして奇。簡直(一)には耳を悅ばしむるの言無く、新奇(二)には喜ぶべきの論多し。是を以て學者聞く

博學而多聞矣。然其傳不ㇾ能ㇾ無ㇾ失也。君子之說如ㇾ彼。聖人之說如ㇾ此。則捨二君子一而從二聖人一。此擧世之人皆知二其然一。而學二春秋一者獨異ㇾ乎ㇾ是。孔子聖人也。萬世取ㇾ信一人而已。若二公羊高。穀梁赤。左邱明三子者一。博學而多聞矣。其傳不ㇾ能ㇾ無ㇾ失者也。孔子之於ㇾ經。三子之於ㇾ傳。有ㇾ所ㇾ不ㇾ同。則學者寧捨ㇾ經而從ㇾ傳。不ㇾ信二孔子一而信二三子一。甚哉其惑也。

る者也。孔子の經に於けると、三子の傳に於けると、同じからざる所有るときは、則ち學者は寧ろ經を捨て、傳に從ひ、孔子を信ぜずして三子を信ず。甚しいかな其惑へるや。

(一)春秋は魯の史記孔子の筆削せる物にして、左邱明、公羊高、穀梁赤の三傳あり　(二)一般世俗の人　(三)暗に三傳の盡く信ずべからざるを謂ふ　(四)萬世に渉つて信を措くに足る標準的人物たり　(五)公羊高穀梁赤は共に前漢の人、左邱明は孔子の門人、共に春秋の註釋書を作れり卽ち三傳なり

經於二魯隱公之事一。書曰。公及二邾儀父一盟ㇾ於ㇾ蔑。其卒也。書曰二公薨一。孔子始終謂二之

經に魯の隱公の事に於て、書して曰く、公、邾(一)の儀父と蔑(二)に盟ふと。其卒するや、書して公薨ずと曰ふ。孔子始終之を公と謂ふに、三子者は曰く、公に非る也、是(三)攝也と。學者孔子の之を公と謂へるに從はずして、三子の之を攝と謂へるに從ふ。其の晉の(四)靈公の事に於て、孔子書して曰く、趙盾其君夷皐を弑すと。三子者

守以勝レ之也。然則禮義者。勝レ佛之本也。今一介之士。知二禮義一者。尙能不三爲レ之屈一。使三天下皆知二禮義一。則勝レ之矣。此自然之勢也。

春秋論上（一）

事有下不幸出二於久遠一而傳中二説上則奚從。曰從二其一之可レ信者一。然則安知二可レ信者一而從レ之。曰從二其人一而信レ之可也。衆人之説如レ彼。君子之説如レ此。則捨二衆人一而從二君子一。君子

事不幸にして久遠に出でゝ、二説を傳ふる者有らば、則ち奚にか從はん。曰く、其一の信ずべき者に從はん。然らば則ち安んか信ずべき者を知つて之に從はん。曰く、其人に從つて之を信じて可ならん。（二）衆人の説彼の如く、君子の説此の如くならば、則ち衆人を捨てゝ君子に從はん。君子は博學にして多聞なり、然れども（三）其傳は失無きこと能はざる也。君子の説彼の如く、聖人の説此の如くならば、則ち君子を捨てゝ聖人に從はん。此れ擧世の人皆其然るを知る。而るに春秋を學ぶ者は、獨り是に異なり。孔子は聖人也、（四）萬世信を取る一人のみ。（五）公羊高・穀梁赤・左邱明三子者の若きは、博學にして多聞なるも、其傳は失無き能はざ

舌之可レ勝。然則將ニ奈何一。曰莫レ若下修ニ其本一以勝上レ之。昔戰國之時。楊墨交亂。孟子患レ之。而專言ニ仁義一。故仁義之說勝。則楊墨之學廢。漢之時。百家竝興。董生患レ之。而退修ニ孔氏一。故孔氏之道明。而百家息。此所レ謂修ニ其本一以勝レ之之效也。今八尺之夫。被レ甲荷レ戟。勇蓋ニ三軍一。然而見レ佛則拜。聞ニ佛之說一。則有ニ畏慕之誠一者何也。彼誠壯佼其中心茫然無レ所レ守而然也。一介之士。眇然柔懦。進退畏怯。然而聞レ有ニ道レ佛者一。則義形レ於レ色。非ニ徒不ニ爲レ之屈一。又欲ニ驅而絕レ之者何也。彼無レ他焉。學問明而禮義熟。中心有レ所レ

八尺の夫、甲を被り戟を荷ひ、勇三軍を蓋ふも、然も佛を見れば則ち拜し、佛の說(六)を聞けば、則ち畏慕の誠有る者は何ぞや。彼誠に壯佼(七)なるも、其中心茫然、守る所無くして然る也。一介(八)の士、眇然柔懦、進退畏怯なるも、然も佛を道ふ者有るを聞けば、則ち義色に形れ、徒に之が爲に屈せざるのみに非ず、又驅(九)つて之を絕たんと欲する者は何ぞや。彼他無し、學問明にして禮義熟し、中心守る所有つて以て之に勝てば也。然らば則ち禮義は佛に勝つの本也。今一介の士禮義を知る者に、尙ほ能く之が爲に屈せず。天下をして皆禮義を知らしめば、則ち之に勝たんこと、此れ自然の勢也。

(一)怒りて血色を變ふる貌　(二)道理を說く　(三)佛說に沈み醉ふこと深く骨身に沁めり　(四)楊朱墨翟　(五)董仲舒　(六)大の男と言ふ程の意　(七)壯大美好の若者　(八)介は个に通ず、箇に同じ　(九)佛を驅逐驅絕せんとす

以教レ民之具。相次而盡廢。然後民之姦者。有レ暇而爲レ他。其良者泯然不レ見ニ禮義之及一レ己。夫姦民有ニ餘力一。則思レ爲ニ邪僻一。良民不レ見ニ禮義一。則莫レ知レ所レ趨。佛於ニ此時一。乘ニ其隙一。方鼓ニ其雄誕之說一而牽レ之。則民不レ得レ不ニ從而歸一矣。又況王公大人。往往倡而崇レ之曰。佛是眞可ニ歸依一者。然則吾民何疑而不レ歸焉。幸而有ニ一不レ惑者一。方艴然而怒曰。佛何爲者。吾將ニ操レ戈而逐レ之。又曰。吾將レ有ニ說以排レ之。夫千歲之患。徧レ於ニ天下一。豈一人一日之可レ爲。民之沈酣。入ニ於骨髓一。非ニ口

名也　（四）他の惡事に染む　（五）謫み亡ぶる貌　（六）大なる虚誕の說、天堂地獄等の說即ち是也　（七）先導者として稱道し尊信す

幸にして一も惑はざる者有り、方に艴然(一)として怒つて曰く、佛何爲る者ぞ、吾將に戈を操つて之を逐はんとすと。又曰く、吾將に說いて(二)以て之を排する有らんとすと。夫れ千歲の患、天下に徧し。豈一人一日の爲すべきならんや。民の沈酣(三)、骨髓に入る、口舌の勝つべきに非ず。然らば則ち將に奈何せんとかする。曰く、其本を修めて以て之に勝つに若くは莫し。昔、戰國の時、(四)楊墨交〻亂す。孟子之を患へて、專ら仁義を言へり。故に仁義の說勝つて、則ち楊墨の學廢れたり。漢の時、百家並び興りぬ。(五)董生之を患へて、退いて孔氏を修めき。故に孔氏の道明にして百家息めり。此れ所謂其本を修めて、以て之に勝つの效也。今

及二周之衰一。秦幷二天下一。盡去二三代之法一。而王道中絕。後之有二天下一者。不レ能二勉強一。其爲レ治之具不レ備。防レ民之漸不レ周。佛於二此時一。乘レ閒而出。千有餘歲之閒。佛之來者日益衆。吾之所レ爲者日益壞。井田最先廢。而兼幷游惰之姦起。其後所レ謂蒐狩婚姻喪祭鄕射之禮。凡所二

周の衰ふるに及んで、秦天下を幷せ、盡く三代の法を去つて、王道中絕す。後の天下を有つ者、(一)勉強すること能はず、其の治を爲すの具備らず、民を防ぐの漸周からず。佛此時に於て、閒に乘じて出で、千有餘歲の閒、佛の來る者日に益〻衆く、吾の爲す所の者日に益〻壞る。(二)井田最も先に廢して、(三)兼幷游惰の姦起りぬ。其後所謂蒐狩、婚姻、喪祭、鄕射の禮、凡そ民を敎ふる所以の具、相次いで盡く廢せり。然る後に民の姦なる者、暇有つて(四)他を爲し、其良き者は、(五)泯然として禮義の己に及ぶを見ず。夫の姦民餘力有れば、則ち邪僻を爲さんことを思ひ、良民禮義を見ざれば、則ち趨く所を知ること莫し。佛此時に於て、其隙に乘じ、方に其(六)雄誕の說を鼓して之を牽く。則ち民從つて歸せざるを得ず。又況んや王公大人、(七)往往倡へて之を崇めて曰く、佛は是れ眞に歸依すべき者なりと。然らば則ち吾民、何を疑つてか歸せざらん。

(一) 勉力自强して王道を以て國政を爲す能はず　(二) 秦孝公の時井田の法廢す　(三) 強力の者他人の田產を併有す

不レ過也。然猶懼二其未一也。又爲立レ學以講二明之一。故上自二天子之郊一。下至二郷黨一。莫レ不レ有レ學。擇二民之聰明者一而習焉。使三相告語而誘二勸其愚惰一。嗚呼。何其備也。蓋堯舜三代之爲レ政如レ此。其慮レ民之意甚精。治レ民之具甚備。防レ民之術甚周。誘レ民之道甚篤。行レ之以レ勤而被レ於レ物者洽。浸レ之以レ漸而入レ於レ人者深。故民之生也。不レ用三力乎二南畝一。則從三事於二禮樂之際一。不レ在二其家一。則在レ乎二庠序之間一。耳聞目見無レ非二仁義一。樂而趨レ之不レ知二其倦一。終身不レ見二異物一。又奚暇二夫外慕一哉。故曰三雖レ有レ佛無二由而入一者。謂レ有二此具一也。

を爲す此の如し。其の民を慮るの意甚だ精しく、民を治むるの具甚だ備り、民を防ぐの術甚だ周く、民を誘くの道甚だ篤し。之を行ふに勤を以てして、物に被る者洽く、之を浸すに漸を以てして、人に入る者深し。故に民の生するや、力を南畝に用ひずんば、則ち禮樂の際に從事し、其家に在らずんば、則ち(四)庠序の間に在り。耳に聞き目に見るもの、仁義に非ざるは無く、樂しんで之に趨き、其倦を知らず。終身異物を見ず、又奚ぞ夫の(五)外慕するに暇あらんや。故に佛有りと雖も、由つて入ること無しと曰ふ者は、(六)此具有るを謂ふなり。

(一) 禮式用器物等の采色　(二) 人の性情に順ひ節度を設けて過不及なからしむ　(三) 四郊の庠序、所謂四學也　(四) 學校也周に庠と曰ひ、殷に序と曰へり　(五) 外物を慕悦する暇なし　(六) これだけの備へ

其勞且怠。而入ㇾ於二邪僻一也。於ㇾ是爲ㇾ制。牲牢酒醴。以養二其體一。弦匏俎豆以悅二其耳目一。於二其不ㇾ耕休ㇾ力之時一。而敎ㇾ之以ㇾ禮。故因二其田獵一而爲二蒐狩之禮一。因二其嫁娶一而爲二婚姻之禮一。因二其死葬一而爲二喪祭之禮一。因二其飲食羣聚一而爲二鄕射之禮一。非三徒以防二其亂一。又因而敎ㇾ之。使ㇾ知二尊卑長幼。凡人之大倫一也。

尊卑長幼、凡人の大倫を知らしめし也。

（一）田制也、地を九劃して中央を公田とし、八家之を共作す　（二）戸籍帳簿に載す　（三）人口を調査して　（四）一に「授」に作る　（五）徵稅に等差を設く　（六）田畑に耕作せしむ　（七）牲牢はいけにへ、醴酒は一夕に熟する酒　（八）弦匏や笙竽等の樂器まないたたかつき等の禮器　（九）蒐は春の獵、狩は冬の獵　（一〇）鄕人會飲し射を行ふ禮

故凡養ㇾ生送ㇾ死之道。皆因二其欲一而爲二之制一。飾二之物采一而文焉。所三以悅ㇾ之。使二其易ㇾ趨也。順二其情性一而節焉。所三以防ㇾ之。使二其

故に凡そ生を養ひ死を送るの道、皆其欲に因つて之が制を爲せり。之が物采(一)を飾つて文にするは、之を悅んで、其をして趨き易からしむる所以也。其情性(二)に順つて節するは、之を防ぎ、其をして過ぎざらしむる所以也。然れども猶ほ其未だしきを懼るゝや、又爲に學を立て、以て之を講明す。故に上は天子の郊(三)より、下は鄕黨に至るまで、學有らざること莫く、民の聰明なる者を擇んで習はしめ、相告語して其愚惰を誘勸せしめき。嗚呼、何ぞ其れ備れるや。蓋し堯舜三代の政

久矣。堯舜三代之際。王政修明。禮義之敎。充ㇾ於二天下一。於二此之時一。雖ㇾ有ㇾ佛無二由而入一。及二三代衰一。王政闕。禮義廢。後二百餘年。而佛至ㇾ乎二中國一。由ㇾ是言ㇾ之。佛所三以爲二吾患一者。乘二其闕廢之時一而來。此其受ㇾ患之本也。補二其闕一修二其廢一使二王政明而禮義充一。則雖ㇾ有ㇾ佛無ㇾ所ㇾ施ㇾ於二吾民一矣。此亦自然之勢也。

昔堯舜三代之爲ㇾ政。設二爲井田之法一。籍二天下之人一。計二其口一而皆受二之田一。凡人之力能勝ㇾ耕者。莫ㇾ不三有ㇾ田而耕二ㇾ之。斂以二什一一。差二其征賦一。以督二其不勤一。使下天下之人力。皆盡ㇾ於二南畝一。而不上ㇾ暇ㇾ乎二其他一。然又懼二

昔、堯舜三代の政を爲すや、井田(一)の法を設爲し、天下の人を籍し(二)、其口を計つ(三)て皆之に田を受けしめ、凡そ人の力、能く耕すに勝ふる者は、田有つて之を耕さゞるは莫し。(四)斂むるに什が一を以てし、其征賦(五)を差して、以て其不勤を督し、天下の人力をして、皆南畝(六)に盡して、其他に暇あらざらしめき。然れども又、其勞し且つ怠つて、邪僻に入らんことを懼るゝや、是に於て制を爲り、(七)牲牢酒醴以て其體を養ひ、(八)弦匏俎豆以て其耳目を悦ばしめ、其耕さずして力を休むるの時に於て、之に敎ふるに禮を以てせり。故に其田獵に因つて(九)蒐狩の禮を爲し、其嫁娶に因つて婚姻の禮を爲し、其死葬に因つて喪祭の禮を爲し、其飮食羣聚に因つて(一〇)鄕射の禮を爲せるは、徒に以て其亂を防ぎしのみに非ず、又因つて之を敎へ、

亦未ㇾ知二其方一也。夫醫者之於ㇾ疾也。必推三其病之所二自來一。而治二其受ㇾ病之處一。病之中ㇾ人。乘ㇾ乎二氣虛一。而入焉。則善醫者。不ㇾ攻二其疾一而務養二其氣一。氣實則病去。此自然之效也。故救二天下之患一者。亦必推三其患之所二自來一。而治二其受ㇾ患之處一。佛爲二夷狄一。去二中國一最遠。而有ㇾ佛固已

效也。故に天下の患を救ふ者は、亦必ず其患の自つて來る所を推して、其の患を受くるの處を治む。佛は夷狄たり、(六)中國を去ること最も遠し。而して佛有るこ(七)と固より已に久し。堯舜三代の際、王政修明、禮義の教、天下に充つ。此の時に於て、佛有りと雖も由つて入ること無かりき。三代の衰ふるに及んで、王政闕け禮義廢す。(八)後二百餘年にして、佛中國に至る。是に由つて之を言へば、佛の吾患を爲す所以の者は、其闕廢の時に乘じて來れるなり、此れ其の患を受くるの本なり。其闕を補ひ、其廢を修めて、王政をして明に、禮義をして充たしめば、則ち佛有りと雖も、吾民に施す所無けん、此れ亦自然の勢也。

㊀ 本論はもと三篇あり是は其中なり。佛に勝つの本を論ずるが故に本論といふ ㊁ 見識ある說 ㊂ 之を去るべき方法を ㊃ 氣力の缺乏せる部分に附け入るなり ㊄ 氣力充實すれば疾病は自然に去る ㊅ 天竺に發したるものなるを以て斯くいふ ㊆ 天竺に於ては佛あること已に久し ㊇ 後漢の明帝の永平八年に佛始めて支那に入る

冀隄防一爲是。下情如レ此。誰爲上通。臣既知二其詳一。豈敢自默。伏乞聖慈。特論二宰臣一。使三更辨二利害一。速罷二六塔之役一。差二替李仲昌等一不レ用。選二一二精幹之臣一。與二河北轉運使副。及恩冀州官吏一。相二度隄防一。併レ力修治。則今河之水。必不レ至レ爲二大患一。且河水天災。非二人力可一レ回。惟當四順二導防三捍之一而已。不下必求二奇策一。立二難レ必之功一。以爲中小人僥二冀恩賞一之資上也。況功必不レ成。後悔無レ及者乎。臣言狂計愚。惟陛下裁擇。

佛法爲二中國患一千餘歲。世之卓然不レ惑。而有レ力者。莫レ不レ欲レ去レ之。已嘗去矣。而復大集。攻レ之暫破而愈堅。撲レ之未レ滅而愈熾。遂至レ於レ無レ可二奈何一。是果不レ可レ去邪。蓋

本論中 (一)

佛法の中國の患を爲すこと千餘歲、世の卓然(二)惑はずして力有る者は、之を去らんことを欲せざるは莫し。已に嘗て去りしが、而も復大いに集れり。之を攻むるに、暫く破れて愈〻堅く、之を撲つに、未だ滅せずして愈〻熾なり。遂に奈何ともすべき無きに至りぬ。是果して去るべからざるか。蓋し亦未だ其方(三)を知らざる也。夫れ醫者の疾に於けるや、必ず其病の自りて來る所を推して、其の病を受くるの處を治む。病の人に中るや、(四)氣の虛に乘じて入る。則ち善く醫する者は、其疾を攻めずして、務めて、其氣(五)を養ふ。氣實つれば則ち病去る。此れ自然の

不レ可二卒修一。修レ之雖レ成。又不レ能レ捍レ水。如二此等一事甚多。士無二愚智一。皆所二共知一。不下待二臣言一而後悉上也。臣前未レ奉二使契丹一時。已嘗具言三故道六塔。皆不レ可レ爲。惟治レ堤順レ水爲レ得レ計。及三奉レ使往二來河北一。詢レ於二知レ水者一。其說皆然。雖下恩冀之人。今被二災患一者上。亦知二六塔不便一。皆願下且治二恩

使を奉じて河北に往來するに及んで、水を知る者に詢ふ(五)に、其說皆然りき。恩冀の人、今災患を被る者と雖も、亦六塔の不便なるを知り、皆且つ恩冀の隄防を治むるの是たるを願へり。下情此の如し、誰か爲に上通せん。(六)臣既に其詳を知る、豈敢て自ら默せんや。伏して乞ふ聖慈(七)特に宰臣に諭して、更に利害を審にせしめ、速に六塔の役を罷め、李仲昌等を差替(八)して用ひず、一二精幹(九)の臣を選び、河北の轉運使副、及び恩冀州の官吏と、隄防を相度(一〇)し、力を併せて修治せば、則ち今の河の水、必ず大患を爲すに至らじ。且つ河水天災は、人力の回すべきに非ず、惟當に之を順導防捍すべきのみ。必ずしも奇策を求めて、必し難きの功を立て、以て小人恩賞(一一)を倖冀するの資と爲さじ。況んや功必ず成らず、後悔及ぶこと無からん者をや。臣が言狂に計愚なり、惟陛下裁擇せよ。

(一) 川幅狹くして也　(二) 州名、商胡河の在る所也　(三) 臣が言を待つ迄もなく其情詳也　(四) 手を着け難し　(五) 問に同じ　(六) 上天子に通ずる者なし　(七) 陛下の御慈愍　(八) 代人を遣して取り換へ　(九) 事務に精勵して任に堪ふる者　(一〇) 測量し　(一一) 恩賞を萬一に僥倖希望するの資

其爲レ困ニ弊公私一。不レ可レ勝レ計。此一患也。幸而可レ塞。水入ニ六塔一而東。橫流散溢。濱棣德博與ニ齊州一之界。咸被ニ其害一。此五州者。素號ニ富饒一。河北一路財用所レ仰。今引レ水注レ之。不ニ惟五州之民。破ニ壞田產一。河北一路。坐見ニ貧虛一。此二患也。三五年間。五州凋弊。河流注溢久又淤高。流行梗澁。則上流必決。此三患也。所レ謂爲レ害而無レ涯者也。今爲レ國誤計者。本欲レ除ニ一患一而反就ニ三患一。此臣所レ不レ諭也。

所なり。

㊀工費非常に大也　㊁どろが高く堆積して水を流しやり難く　㊂君臣上下の約已に成れるありて今更變更しがたしといふとも　㊃努力と費用と　㊄四州の名、齊と共に五州也　㊅自然と貧乏窮困せん　㊆塞がれて水の流れ難き樣にならば　㊇李仲昌等を指す

至レ如ニ六塔一。不レ能レ容ニ大河一。橫隴故道。本以ニ高淤難レ行而商胡決。今復驅而注レ之。必橫流而散溢。自レ澶至レ海。二千餘里。堤埽

六塔の如きに至つては、大河(一)を容るゝ能はず、橫隴の故道は、本高淤行り難きを以て商胡決せるなり。今復(二)驅つて之を注がば、必ず橫流して散溢し、澶より海に至るまで二千餘里、堤埽卒に修むべからず、之を修めて成ると雖も、又水を捍ぐこと能はじ。此等の如き事甚だ多し、士愚智と無く、皆共に知る所にして、臣の言を待つて後に悉(三)さゞるなり。臣前に未だ使を契丹に奉ぜざりし時、已に嘗て具に故道六塔、皆(四)爲すべからず、惟堤を治め水に順ふを得計と爲すを言へり。

功料浩大。勞レ人廢レ物。困ニ弊公私一。此一患也。幸而商胡可レ塞。故道復歸。高淤難レ行。不レ過ニ一二年閒一。上流必決。此二患而速者也。今六塔河口。雖レ云ニ已有ニ上下約一。然全塞ニ大河正流一。爲レ功不レ小。又開ニ六塔河道一。治ニ二千餘里隄防一。移ニ一縣兩鎭一。計ニ其功費一。又大レ於レ塞ニ商胡一數倍。

商胡塞ぐべく、故道復歸すとも、（二）高淤行り難く、一二年閒に過ぎずして、上流必ず決せん。此れ二患にして速なる者なり。今六塔の河口、已に（三）上下の約有りと云ふと雖も、然れども全く大河の正流を塞ぐは、功を爲すこと小ならず。又六塔の河道を開き、二千餘里の隄防を治め、一縣兩鎭を移す。（四）其功費を計らば、又商胡を塞ぐより大なること數倍せん、其公私を困弊するを爲すこと、計ふるに勝ふべからざらん。此れ一の患也。幸にして塞ぐべくとも、水六塔に入つて東し、横流散溢せば、（五）濱棣德博と齊州との界、咸其害を被らん。此五州は、素富饒と號す。河北の一路、財用仰ぐ所なり。今水を引いて之に注がは、惟に五州の民田産を破壞するのみならず、河北の一路、（六）坐にてし貧虛を見ん。此れ二の患也。三五年の閒、五州凋弊して河流注溢する久しうして、又淤高く、流行梗澁せば、（七）則ち上流必ず決せん。此れ三の患なり。所謂害を爲して涯無き者なり。今國の爲に（八）誤計する者、本一患を除かんと欲して、反つて三患を就す。此れ臣の諭らざる

患二而速。開二六塔一以回二今河一者。其患三而爲レ害無レ涯。自三河決二橫隴一以來。大名金堤埽。歲歲增治。及二商胡再決一。而金堤益大加レ功。獨恩冀之閒。自二商胡決一後。議者貪建二塞レ河之策一。未四嘗留三意於二隄防一。是以今河水勢浸溢。今若專意併三力於二恩冀之閒一。謹治二隄防一。則河患可レ禦。不レ至二大害一。所レ謂其患一者。十數年閒。今河下流淤塞。則上流必有二決處一。此一患而遲者也。

に増治す。商胡再び決するに及んで、金堤益々大に功を加ふ。(三)獨り恩冀の間、商胡決してより後、議者貪つて河を塞ぐの策を建て、未だ嘗て意を隄防に留めず。是を以て今の河は水勢浸溢す。今若し專意(四)力を恩冀の間に併せ、謹んで隄防を治めば、則ち河患禦ぐべくして大害に至らじ。所謂其患一なる者とは、十數年間にして、今の河の下流淤塞(五)せば、則ち上流必ず決する處有らん。此れ一の患にして遲き者なり。

(一) 舊河道に對する語　(二) 堤岸を埽とす、大名府に堅固金鐵の如き堤防有り　(三) 修築の工事　(四) 專心一意　(五) 泥土の溜り塞ること

今欲丁塞二商胡口一。使丙水歸乙故道甲。治レ堤修レ埽。

今商胡の口を塞ぎ、水をして故道に歸せしめんと欲せば、堤を治め埽を修むるに(一)功料浩大にして、人を勞し物を廢し、公私を困弊せん。此れ一患なり。幸にして

此也。夫所レ謂奇策者。不二大利一則大害。若二循常之計一。雖レ無二大利一。亦不レ至二大害一。此明智之士。善擇レ利者之所レ爲也。今言レ修二六塔一者。奇策也。然終不レ可レ成。而爲レ害愈大。言二順レ水治一レ堤者。常談也。然無二大利一。亦無二大害一。不レ知レ爲レ國計者。欲二何所一レ擇哉。若謂二利害不一レ可レ必。但聚二大衆一興二大役一。勞レ民困レ國。以試二奇策一。而僥二倖於一レ有レ成者。臣謂。雖二執政之臣一。亦未二必肯爲一也。臣前已具言二河利害一甚詳。而未レ蒙二採聽一。今復略陳二其大要一。惟陛下詔二計議之臣一擇レ之。

臣謂。河水未二始不一レ爲レ患。今順二已決之流一。治三隄防於二恩冀一者。其患一而遲。塞二商胡一。復二故道一者。其

を言ふこと甚だ詳なり。而れども未だ採聽を蒙らず。今復略其大要を陳べん。惟陛下、計議の臣に詔して之を擇ばしめよ。

(一) 仲昌に私情ありて其說に賛せるにあらず　(二) 其決心を翻すなららん　(三) 後に至り怨嗟復讐等の患ある如きは　(四) 觀察　(五) 孟子離婁篇を參照すべし　(六) 常法を循行する計策　(七) 成功覺束なし　(八) 尋常平凡の談　(九) 將來の利害は豫測し難しと謂ふ也　(一〇) 歐公治水今回の事につき前後三度書を上れる也

臣謂へらく、河水未だ始より患を爲さずんばあらず。今已に決するの流に順ひ、隄防を恩冀に治むる者は、其患一にして遲く、商胡を塞ぎ、故道に復する者は、其患二にして速なり。六塔を開いて以て(一)今の河を回す者は、其患三にして害を爲すこと涯無からんと。河の横隴を決してより以來、(二)大名金堤埽、歲歲

仲昌一之心上也。直欲二興レ利除レ害爾。若果知二其爲レ患愈大一。則豈有二不レ回者一哉。至レ於レ顧二小人之後患一。則非二臣之所レ慮也。且事欲下知二利害一。權中重輕上。有レ不レ得レ已。則擇二其害少而患輕者一爲レ之。此非二明智之士一不レ能也。況治レ水本無二奇策一。相二地勢一。謹二隄防一。順二水性之所レ趨爾。雖二大禹一不レ過レ

(三)後患を顧みるに至つては、則ち臣の慮る所に非る也。且つ事は、利害を知り重輕を權らんことを欲す。已むを得ざること有らば、則ち其害少くして、患輕き者を擇んで之を爲す。此れ明智の士に非ずんば能はざる也。況んや水を治むるに、本奇策無きをや。地勢を(四)相、隄防を謹み、水性の趨く所に順はんのみ。(五)大禹と雖も、此に過ぎざるなり。夫れ所謂奇策なる者は、大利あらずんば則ち大害あり。(六)循常の計の若きは、大利無しと雖も、亦大害に至らず。此れ明智の士善く利を擇ぶ者の爲す所なり。今六塔を修むと言ふ者は奇策なり、然れども終に(七)成るべからずして、害を爲すこと愈ゝ大ならん。水に順つて堤を治むと言ふ者は(八)常談なり。然れども大利無く、亦大害なし。知らず國の爲に計る者は、何の擇ぶ所を欲するか。若し(九)利害は必すべからずと謂ひ、但大衆を聚め、大役を興し、民を勞し國を困しめ、以て奇策を試みて、而して成る有るを僥倖せんは、臣謂へらく、執政の臣と雖も、亦未だ必ずしも肯て爲さゞる也と。(一〇)臣前に已に具に河の利害

勢必難レ奪。就使能奪二其議一。則言者猶須三獨任二恩冀爲レ患之責一。使下仲昌得二以爲上レ辭。大臣得二以歸一レ罪。此所三以雖レ知レ不レ便。而罕二敢言一也。今執政之臣。所レ心太過。不レ思三自古無二不レ患之河一。直欲レ使二河不一レ爲レ患。若得二河不一レ爲レ患。雖レ竭二人力一。猶當レ爲レ之。況聞三仲昌利口詭辯。謂二費レ物少而用レ功不一レ多。不レ得レ不三信爲二奇策一。於レ是決レ意用レ之。今言者爲二故道既不一レ可レ復。六塔又不レ可レ修。詰二其如何一。則又無二奇策以取一レ勝。此所三以雖レ知レ不レ便而罕二肯言一也。

も、猶ほ當に之を爲すべし。況んや仲昌は利口詭辯、物を費すこと少くして、功を用ふること多からずと謂ふを聞くをや。信に奇策と爲さゞるを得ず。是に於て意を決して之を用ふ。今言ふ者、故道既に復すべからず、六塔又修むべからずと爲す。其如何を詰れば、則ち又奇策の以て勝を取るべき無し。此れ便ならざるを知ると雖(六)も、而も肯て言ふもの罕なる所以也。

(一) 時に殿中丞たり　(二) 其人に事を任ぜん　(三) 恩冀は二州の名　(四) 仲昌を指す　(五) よき口實を與ふる義　(六) 然らば如何にせば宜しきかとの問詰を受くれば

衆人所レ不二敢言一。而臣今獨敢言者。臣謂。大臣非レ有下私二

衆人の敢て言はざる所にして、而も臣今獨り敢て言ふ者は、臣謂へらく、大臣仲(一)昌に私するの心有るに非ず、直に利を興し害を除かんと欲するのみ。若し果して其の患を爲すこと愈ゝ大なるを知らば、則ち豈回(二)さゞる者有らんや。小人の

利者所レ勝。今又復修。然則其勢難レ於二復止一也。夫以三執政大臣鋭意主二其事一。而又有下不レ可二復止一之勢上。固非二一人口舌可レ回。此所三以雖レ知レ不レ便而罕二肯言一也。

李仲昌小人。利口僞言。衆所二共惡一。今執政之臣。既用二其議一。必主二其人一。且自レ古未レ有二無レ患之河一。今河浸二恩冀一。目下之患雖レ小。然其患已形。回入二六塔一。將來之害必大。而其害未レ至。夫以二利口小人一爲二大臣所レ主。欲三與レ之爭二未レ形之害一。

(一)李仲昌は小人なり、利口僞言、衆の共に惡む所なり。今執政の臣、既に其議を用ふ、必ずや其人(二)を主とせん。且つ古より未だ患無きの河は有らず、今河恩冀(三)を浸す、目下の患は小なりと雖も、然れども其患は已に形はる。回つて六塔に入らば、將來の害必ず大ならん。而れども其害未だ至らず。夫れ(四)利口の小人を以て、大臣の主とする所と爲り、之と未だ形れざるの害を爭はんと欲す。勢必ず奪ひ難からん。就使能く其議を奪ふとも、則ち言ふ者猶ほ須く獨り恩冀患を爲すの責に任ずべく、仲昌をして以て辭を爲すを得(五)、大臣をして以て罪を歸するを得しめん。此れ便ならざるを知ると雖も、而も敢て言ふもの罕なる所以也。今執政の臣、心を用ふること太だ過ぐ。古より患せざるの河無きを思はずして、直に河をして患を爲さゞらしめんと欲す。若し河の患を爲さゞるを得ば、人力を竭すと雖

水入㆗橫隴故道㆖。此大事也。中外之臣。皆知㆑不㆑便。而未㆑有㆘肯爲㆓國家㆒極㆓言其利害㆒者㆖。何哉。蓋其說有㆑三。一曰畏㆓大臣㆒。二曰畏㆓小人㆒。三曰無㆓奇策㆒。今執政之臣。用㆓心於河事㆒亦勞矣。初欲㆘試㆓十萬人之役㆒以開㆗故道㆖。既又捨㆓故道㆒而修㆓六塔㆒。未㆑及㆑興㆑役。遽又罷㆑之。已而終爲㆓言㆑

國家の爲に、其利害を極言する者有らざるは、何ぞや。蓋し其說三有り、一に曰く大臣を畏る、二に曰く小人を畏る、三に曰く奇策無し。今執政の臣(三)、心を河の事に用ふるや亦勞せり。初め十萬人の役を試みて、以て故道を開かんと欲す。既にして又故道を捨てゝ六塔を修めんとし、未だ役を興すに及ばずして、遽に又之を罷めき。已にして終に利を言ふ者(四)の勝つ所と爲り、今又復修む。然らば則ち其勢復止み難からん。夫れ執政大臣、鋭意其事を主るを以てして、而して又、復止むべからざるの勢あり、固に一人口舌の回すべきに非ず。此れ便ならざるを知ると雖も、肯て言ふもの罕なる所以なり。

(一) 仁宗の時、黄河商胡に決し、恩冀二州に趨く、賈昌朝は決口を塞ぎて橫隴の故道を復せんと議し、李仲昌は六塔渠を穿たんと請ふ、李の策行はるゝや歐公是の文あり、明年復た河水六塔に決し、李は英州に流されたり。此文の主意は、李仲昌が六塔を開くの非なるを駁するにあり、即ち當に恩冀に於て堤防を修築し、流に順つて水の滯するを防ぐべし、徒に奇策を求め、爲し難きの功を僥倖すべからずと也 (二) 河水の故道なり、當時湮沒せるもの (三) 富弼を指す (四) 利益を以て六塔を開かんと謂へる者の說

衲補。方今西北二虜。交爭未ㇾ已。正是天與二陛下經營一之時。如二彌與一ㇾ琦。豈可ㇾ置二之閑處一。伏望陛下早辨二讒巧一。特加二圖任一。則不ㇾ勝二幸甚一。臣自二前歲召入二諫院一。十月之內。七受二聖恩一。而致二身兩制一。方思二君寵至深一。未ㇾ知二報效之所一。今羣邪爭進二讒巧一。正士繼去二朝廷一。乃臣忘ㇾ身報ㇾ國之秋。豈可二緘ㇾ言而避一ㇾ罪。敢竭二愚瞽一。惟陛下擇ㇾ之。

を兩制に致せり。方に君寵の至深なるを思ふのみ、未だ報效の所を知らず。今羣邪（六）爭うて讒巧を進め、正士繼いで朝廷を去る。乃ち臣身を忘れ國に報ずべきの秋なり、豈言を緘して罪を避くべけんや。敢て愚瞽（七）を竭す、惟陛下之を擇べ。

（一）四臣退去の際も恩寵優渥なりき　（二）中淹邠州の知として兼ねて陝西四路の安撫使たり　（三）西夏契丹互に相爭ふ　（四）諫議の重任　（五）慶曆三年歐公滑州より召されて知諫院たり　（六）右正言を以て知制誥たるをいふ　（七）理に暗き心の誠を致す。謙辭也

修河を論ずる第三狀

右臣伏見。朝廷定二議開一修六塔河口一。回ㇾ

右臣伏して見みるに、朝廷六塔の河口を開修し、水を回らして橫隴の故道（一）に入るゝを定議すと。此れ大事也。中外の臣、皆便ならざるを知つて、而も未だ肯て

凌之患一。感二陛下不次進用之恩一。故各自請レ行。力思レ雪レ恥。沿レ山傍レ海。不レ俾二勤勞一。欲レ使二武備再修。國威復振一。臣見二弼等用一レ心。本欲下尊二陛下威權一以禦中四夷上。未レ見二其僥レ權而作一レ過也。伏惟陛下睿哲聰明。有二知レ人之聖一。臣下能否。洞見不レ遺。故於二千官百辟之中一。特選二得此數人一。驟加二擢用一。夫正士在レ朝。羣邪所レ忌。謀臣不レ用。敵國之福也。今此數人一旦罷去。而使下羣邪相二賀於レ內。四夷相中賀於上外。此臣所下爲二陛下一惜上之也。

伏惟。陛下聖德仁慈。保二全忠善一。退去之際。恩禮各優。今仲淹四路之任。亦不レ輕矣。惟願陛下拒二絕羣謗一。委任不レ疑。使レ盡二其所一レ爲。猶有二

(一)古來君臣相得れば、一言の下、直に之を行ふを例とす　(二)讒謗　(三)陝西及河東の宣撫使　(四)趙元昊西邊に叛す　(五)契丹隙に乘ず　(六)對等視するによりて斯語有る也　(七)和睦を求む　(八)邊地に赴いて國防に盡さんと請ふ　(九)天子の權を犯して過失を爲しゝ事無し　(一〇)辟は公なり、公卿達をいふ

伏して惟みるに、陛下聖德仁慈、忠善を保全し、退去の際(一)も、恩禮各〻優なりき。今仲淹四路(二)の任も、亦輕からず。惟願くは陛下、羣謗を拒絕し、委任して疑はず、其爲す所を盡さしめば、猶ほ裨補有らん。方今西北の二虜(三)、交爭未だ已まず、正に是れ天、陛下に經營の時を與ふるなり。弼と琦との如き、豈之を閒處に置くべけんや。伏して望む、陛下早く讒巧を辨じ、特に圖任(四)を加へば、則ち幸甚に勝へず。臣前歲(五)召されて諫院に入りしより、十月の內、七び聖恩を受けて、而して身

巧レ譖。已曰レ專レ權者。豈不レ誣哉。至レ如二兩路宣撫一。聖朝常遣二大臣一。況自二中國之威。近年不レ振。故元昊叛二逆一方一。而勞困及レ於二天下一。北虜乘レ釁。違レ盟而動。其書辭侮慢。至レ有二貴國祖宗之言一。陛下憤恥雖レ深。但以二邊防無一レ備。未レ可二與爭一。屈レ意買レ和。莫大之辱。弼等見二中國累年侵

天下に及び、(五)北虜釁に乘じて、盟に違うて動き、其書辭侮慢、(六)貴國祖宗の言有るに至るや、陛下憤恥深しと雖も、但邊防備無く、未だ與に爭ふべからざるを以て、意を屈して(七)和を買へり。莫大の辱なり。弼等中國が累年侵凌せらるゝの患を見、陛下不次進用の恩に感ず。故に(八)各〻自ら行かんと請ひ、力めて恥を雪がんことを思ひ、山に沿ひ海に傍うて、勤勞を憚らず、武備をして再び修り、國威をして復振はしめんと欲せり。臣弼等が心を用ふるを見るに、本陛下の威權を尊うし、以て四夷を禦がんと欲す。未だ(九)其の權を侵して過を作すを見ざる也。伏して惟みるに陛下睿哲聰明、人を知るの聖有り。臣下の能否、洞見して遺さず。故に千官(一〇)百辟の中に於て、特に選んで此數人を得、驟に擢用を加ふ。夫れ正士の朝に在るは、羣邪の忌む所、謀臣の用ひられざるは、敵國の福也。今此數人、一旦罷め去つて、而して羣邪をして內に相賀し、四夷をして外に相賀せしむ、此れ臣が陛下の爲に之を惜む所なり。

方敢受レ命。然猶未ニ敢別有レ所レ爲。陛下見ニ其皆未レ行レ事。乃特開ニ天章一召而賜レ坐。授以ニ紙筆一使ニ其條レ事。然衆人避讓。不ニ敢下レ筆。弼等亦不ニ敢獨有レ所レ述。因レ此又煩ニ聖慈。特出ニ手詔一指ニ定姓名一專責下弼等條ニ列大事一而行上レ之。弼等遲回。又近ニ一月。方敢略條ニ數事一仲淹深練ニ世事一必知三凡百難ニ猛更張一故其所レ陳。志在ニ遠大一而多若ニ迂緩一但欲ニ漸而行レ之以レ久。冀ニ皆有レ效。弼性雖レ鋭。然亦不三敢自出ニ意見一但多擧ニ祖宗故事一請ニ陛下擇而行ニ之。

を出さず、但多く祖宗の故事を擧げて、陛下の擇んで之を行はんことを請へり。

(一)名と地位　(二)閣の名、仁宗特に此閣を開いて數々當世の務を問ふ　(三)條陳奏上せしむ　(四)遲緩、自ら疑つて澁滯する也　(五)世故に練達す　(六)漸次に一歩づゝ進まんとす

自レ古君臣相得。一言道合。遇レ事便行。臣方怪ニ弼等蒙ニ陛下如レ此堅意委任督責丁寧一而猶遲緩自疑。作レ事不レ果。然小人

古より君臣の相得るや、一言道合へば、事に遇うて便ち行ふ。臣方に怪む、(一)弼等陛下此の如きの堅意委任と、督責丁寧なるとを蒙つて、而も猶ほ遲緩自ら疑ひ、事を作すの果ならざるを。然るに小人は(二)譖を巧にし、已に權を專にすと曰ふ者は、豈誣ならざらんや。(三)兩路の宣撫の如きに至つては、聖朝常に大臣を遣せり、況んや中國の威、近年振はざるより、故に(四)元昊一方に叛逆して、勞困

但見二其善避一レ權也。權者得二名位一則可レ行。故好レ權之臣必貪レ位。自丁陛下召丙琦與二仲淹一於乙陝西甲。琦等讓至二五六一。陛下亦五六召レ之。富弼三命二學士一。兩命二樞密副使一。每二一命一皆再三懇讓。讓者愈切。陛下用レ之愈堅。臣但見二其避讓太繁一。不レ見二其好レ權貪上レ位也。及二陛下堅不下許レ辭。

も亦五六たび之を召せり。富弼は三たび學士に命ぜられ、兩び樞密副使に命ぜられしが、一命毎に皆再三懇讓せり。讓る者愈〻切にして、陛下の之を用ふる愈〻堅かりき。臣但其避讓太だ繁きを見るのみ、其の權を好み位を貪りしを見ざる也。陛下が堅く辭するを許さゞるに及んで、方に敢て命を受けしも、然も猶ほ未だ敢て別に爲す所有らざりき。陛下其の皆未だ事を行はざるを見て、乃ち特に天章(二)を開き、召して坐を賜ひ、授くるに紙筆を以てし、其をして事を條(三)せしむ。然れども衆人避讓して、敢て筆を下さず、弼等も亦敢て獨り述ぶる所有らず。此に因つて又聖慈を煩はし、特に手詔を出して、姓名を指定し、專ら弼等、大事を條列して之を行はんとを責む。弼等遲回(四)、又一月に近く、方に敢て略數事を條せり。仲淹は深く世事に練し、必ず凡百の猛に更張し難きを知れり。故に其の陳ぶる所、志(五)遠大に在り。而して多く迂緩なるが若し。但漸(六)にして之を行ふに久を以てせんと欲し、皆效有らんを冀へり。弼は性銳なりと雖も、然れども亦敢て自ら意見

相從。至レ如四杜衍欲三深罪二滕宗諒一。仲淹則力爭而寬レ之。仲淹謂三契丹必攻二河東一。請三急修二邊備一。富弼料以二九事一。力言二契丹必不一レ來。至レ如二尹洙一。亦號二仲淹之黨一。及レ爭二水洛城事一。韓琦則是二尹洙一而非二劉滬一。仲淹則是二劉滬一而非二尹洙一。此數事尤彰著。陛下素已知者。此四人者。可レ謂二天下至公之賢一也。平日閒居。則相稱美之不レ暇。爲レ國議レ事。則公言廷諍而不レ私。以レ此而言。臣見二衍等一。眞得下漢史所レ謂忠臣有二不レ和之節一。而小人讒爲中朋黨上。可レ謂レ誣矣。

衍等を見るに、眞に、漢史の所謂、忠臣(一〇)和せざるの節あり、而るを小人讒して朋黨と爲すを得たるものなり。誣ふと謂ふべし。

(一) 直言正議して權威に屈せざるなり　(二) 中書省と樞密府　(三) 規則を遵奉す　(四) 度量のひろきこと　(五) 信實にして質朴正直　(六) 性質敏捷にして果斷鋭利　(七) 慶州の守として公使錢を用ひ法に坐したる人　(八) 水洛城といふ邊城を築きし時、洙が邊將劉滬の節度に違ひ相爭ひし事をいふ　(九) 此上もなく公平無私なる賢人　(一〇) 忠臣は公事の爲には私情を忘れて相爭ふ

臣聞。有レ國之權。誠非二臣下之得一レ專也。然臣竊思。仲淹等自レ入二兩府一以來。不レ見二其事權之迹一。而

臣聞く、國を有つの權は、誠に臣下の專にするを得るに非ずと。然れども臣竊に思ふに、仲淹等兩府に入りてより以來、其專權の迹を見ずして、但其善く權を避くるを見る也。權は名位(一一)を得ば則ち行はるべし、故に權を好むの臣は、必ず位を貪る。陛下が琦と仲淹とを陝西に召してより、琦等讓ること五六に至り、陛下

稱慕。當時姦臣誣作二朋黨一。猶難二辨明一。自三近日陛下擢二此數人一。並在二兩府一。察二其臨レ事。可レ見二其不レ爲二朋黨一也。蓋衍爲レ人清愼。而謹守二規矩一。仲淹則恢廓自信而不レ疑。琦則純信而質直。弼則明敏而果銳。四人爲レ性。既各不レ同。雖二皆歸一レ於レ盡レ忠。而其所レ見各異。故於レ議レ事多不二

並に(二)兩府に在り。其事に臨むを察して、其の朋黨を爲さゞるを見るべし。蓋し衍は人と爲り淸愼、謹んで(三)規矩を守る。仲淹は則ち(四)恢廓、自ら信じて疑はず。琦は則ち(五)純信にして質直。弼は則ち(六)明敏にして果銳。四人の性たる、既に各〻同じからず。皆忠を盡すに歸すと雖も、而れども其見る所は各〻異なり。故に事を議するに於て、多く相從はず。杜衍が深く(七)滕宗諒を罪せんと欲せし如きに至りては、仲淹則ち力爭して之を寬うせり。仲淹が契丹必ず河東を攻めんと謂ひて、急に邊備を修めんことを請ふや、富弼料るに九事を以てし、力めて契丹の必ず來らざるを言へり。尹洙の如きに至りては、亦仲淹の黨と號するに、(八)水洛城の事を爭ふに及ぶや、韓琦は則ち尹洙を是として劉滬を非とし、仲淹は則ち劉滬を是として尹洙を非とせり。此數事は尤も彰著にして、陛下の素より已に知る者なり。此四人の者は、天下(九)至公の賢と謂ふべき也。平日閒居には、則ち相稱美するに之れ暇あらず、國の爲に事を議れば、則ち公言廷諍して私せず。此を以てして言へば、臣

知一。然臣竊見。自レ古小人讒二害忠賢一。其說不レ遠。欲三廣陷二良善一。則不レ過三指爲二朋黨一。欲レ動二搖大臣一。則必須二誣以一レ專レ權。其故何也。夫去二一善人一。而衆善人尚在。則未レ爲二小人之利一。欲二盡去一レ之。則善人少レ過。難レ爲二一二求一レ瑕。惟有二指以爲一レ朋。則可二一時盡逐一。至レ如下大臣已被二知遇一而蒙中信任上。則難下以二他事一動搖上。惟有レ專レ權。是上之所レ惡。故須二此說一方可レ傾レ之。臣料二衍等四人一。各無二大過一。而一時盡逐。弼與二仲淹一。委任尤深。而忽遭二離閒一。必有下以二朋黨專權之說一。上惑二聖聽一者上。臣請試辨レ之。

惟權を專にすることは、是れ上の惡む所なり。故に此說を須ひて方に之を傾くべし。臣衍等四人を料るに、各ゝ大過無し。而るに一時に盡く逐はる。弼と仲淹とは、委任(八)尤も深し。而るに忽ち離間に遭ふ。必ず朋黨專權の說を以て、上聖聽を惑せる者有りしなん。臣請ふ試に之を辨ぜん。

㊀ 仁宗の慶曆中杜衍樞密使たり、仲淹參知政事たり、富弼韓琦並に樞密副使たり、小人等讒巧して之を陷る、歐陽公乃ち是議あり ㊁ 多くの姦邪輩の臣に對して憤怒怨恨するの禍をも辭せず ㊂ 天子なり ㊃ 歐公時に河東の轉運使たり ㊄ 其說く所決して深遠ならず ㊅ 前句の衆善に對して一人の大臣を動かす方策をいふ ㊆ 一二の瑕瑾だも見出し難からん ㊇ 一は樞密副使たり他は參知政事たり

昔年仲淹。初以二忠言讜論一。聞レ於二中外一。天下賢士。爭相

昔年仲淹、初め忠言讜論(一)を以て、中外に聞え、天下の賢士爭うて相稱慕す。當時の姦臣、誣ひて朋黨と作す。猶ほ辨明し難し。近日陛下此數人を擢でしより、

臣聞。士不レ忘レ身不レ爲レ忠。言不レ逆レ耳不レ爲レ諫。故臣不レ避ニ羣邪切レ齒之禍一。敢干ニ一人難レ犯之顏一。惟賴ニ聖明一。幸加ニ省察一。臣伏見。杜衍。韓琦。范仲淹。富弼等。皆是陛下素所ニ委任一之臣。一旦相繼罷黜。天下之士。皆素知ニ其可レ用之賢一。而不レ聞ニ其可レ罷之罪一。臣雖三供レ職在レ外。事不ニ盡

臣聞く、士、身を忘れずんば忠と爲さず、言耳に逆はずんば諫と爲さずと。故に臣羣邪の齒を切するの禍を避けず、敢て(三)一人犯し難きの顏を干す。惟聖明に賴る、幸に省察を加へよ。臣伏して見るに、杜衍・韓琦・范仲淹・富弼等は、皆是れ陛下の素委任する所の臣なり。一旦相繼いで罷黜せらる。天下の士、皆素より其用ふべきの賢なるを知つて、其罷めらるべきの罪を聞かず。(四)臣職に供して外に在り、事盡く知らずと雖も、然れども臣竊に見るに、古より小人の忠賢を讒害する、(五)其說遠からず。廣く良善を陷れんと欲せば、則ち指して朋黨と爲すに過ぎず。(六)大臣を動搖せんと欲せば、則ち必ず須く誣ふるに權を專にするを以てすべし。其故何ぞや。夫れ一善人を去つて、衆善人尙ほ在らば、則ち未だ小人の利と爲さず。盡く之を去らんと欲すれば、則ち善人に過少く、(七)一二瑕を求むるを爲し難し。惟指して以て朋と爲すこと有らば、則ち一時に盡く逐ふべし。大臣の已に知遇せられ、信任を蒙るが如きに至りては、則ち他事を以て動搖し難し。

然。介與二師道一不レ與レ絳爲レ黨。乃與二諸臺諫一共論レ絳爲レ非。然則非二相朋黨一。非レ欲レ動二搖大臣一可レ明矣。固謂未レ可三以レ此疑二言レ事之臣一也。況介等比者雖レ未二謫官一。幸蒙二陛下寛恩一。各得レ爲レ郡。未レ至レ失レ所。其可レ惜者。斥二逐諫臣一。非二朝廷美事一。阻二塞言路一。不レ爲二國家之利一。而介等盡レ忠守レ節。未レ蒙二憐察一也。欲下望聖慈。特賜レ召二還介等一。置二之朝廷一。以勸中守レ節敢言之士上。則天下幸甚。今取二進止一。

と欲するに非ざること、明かなるべし。固より謂へらく、未だ此を以て事を言ふの臣を疑ふべからずと。況んや介等比者は、(一)未だ謫官たらずと雖も、幸に陛下の寛恩を蒙り、各〻郡を爲むるを得、未だ所を失ふに至らず。其の惜むべき者は、諫臣を斥逐するは、朝廷の美事に非ず、言路を阻塞するは、國家の利と爲さず。而も介等忠を盡し節を守りて、未だ憐察を蒙らざる也。聖慈特に介等を召還するを賜ひ、之を朝廷に置き、以て節を守り(二)敢言するの士を勸められんことを欲望す。則ち天下の幸甚ならん。今進止を取る。

(一)「未」は一に「爲」に作るといふ、從ふべし、本文のまゝにては稍〻解し難し　(二)敢て事を言ふに憚らざる人士を奬勵す

(二)杜衍范仲淹等が政治を罷むるを論ずる狀

介不下以三前蹈二必死之地一爲上ㇾ懼。師道與ㇾ抃。不乙以下中二滯進用一數年上爲甲ㇾ戒。遇ㇾ事必言。得ㇾ罪不ㇾ悔。蓋所ㇾ謂進退一ㇾ節。始終不ㇾ變之士也。至下如二王陶一者上。本出二孤寒一。只因二韓絳薦擧一。始得二臺官一。及三絳爲二中丞一。陶不三敢內顧二私恩一。與ㇾ之諍議。絳終得ㇾ罪。夫牽二顧私恩一。人之常情爾。斷ㇾ恩以ㇾ義。非二知ㇾ義之士一不ㇾ能也。以ㇾ此言ㇾ之。陶可ㇾ謂二徇ㇾ公滅ㇾ私之臣一矣。此四人者出處本末之迹如ㇾ此。可三以知二其爲一ㇾ人也。就使言雖ㇾ不ㇾ中。而其情必無ㇾ他。

陶は公に(一〇)徇ひ私を滅するの臣と謂ふべし。此四人の者は、出處本末の迹此の如し、以て其の人と爲りを知るべき也。(一一)就使言中らずと雖も、而れども其情は必ず他無きなり。

(一) 出でゝ官に仕ふると退きて家に處るとの本末を考へ合はすれば、行迹甚だ明かなり (二) 一に敢へ擧ぐるを得 (三) 前節に所謂春州也、山澤の毒氣を煙瘴と謂ふ (四) 官を復せらる (五) 唐介及び師道趙抃 (六) 中途にて進用を滯めらるゝこと (七) 五人中の一人也 (八) 內々の私恩を顧みざる也 (九) 私の恩惠情實に引かれて遠慮す (一〇) 公事の爲に私情を捨つ (一一) よしや其言は事宜に中らずとも其裏情は決して他意なし

議者或謂。言ㇾ事之臣。好相朋黨。動二搖大臣一。以作二威勢一。臣竊以謂不ㇾ

議者或は謂はん、事を言ふの臣、好んで相朋黨し、大臣を動搖して、以て威勢を作すと。臣竊に以謂らく然らずと。介と師道とは、絳と黨を爲さず、乃ち諸臺諫と共に、絳を論じて非と爲せり。然らば則ち相朋黨するに非ず、大臣を動搖せん

昨所ニ罷黜一臺諫五人。惟呂誨入レ臺未レ久。其他四人出處本末。迹狀甚明。可ニ以歷數一也。唐介前因レ言ニ文彥博一。遠竄ニ廣西煙瘴之地一。賴ニ陛下仁恕哀憐一。移置ニ湖南一。得レ存ニ性命一。范師道。趙抃。竝因三言忤ニ劉沆一。罷ニ臺職一。守ニ外郡一。連延數年。然後復。今三人者。又以レ言ニ樞臣一罷黜。然則

昨罷黜せられし所の臺諫五人、惟呂誨のみ臺に入つて未だ久しからず。其他の四人、出處本末(一)、迹狀甚だ明かなり、以て歷數(二)すべき也。唐介は前に文彥博を言ふに因つて、遠く廣西煙瘴(三)の地に竄せらる。陛下の仁恕哀憐に賴つて、移して湖南に置かれ、性命を存するを得たり。范師道・趙抃は、竝に言劉沆に忤ふに因つて臺職を罷められ、外郡を守ること、連延數年、然して後に復(四)りぬ。今三人の者、又樞臣を言ふを以て罷黜せらる。然らば則ち、介は、前に必死の地を蹈む(五)を以て懼と爲さず、師道と抃とは、進用を中滯(六)せらるゝこと數年なるを以て戒と爲さず。事に遇へば必ず言ひ、罪を得とも悔いず。蓋し所謂進退節を一にし、始終變ぜざるの士なり。王陶の如き者に至つては、本孤寒より出で、只韓絳が薦擧に因つて、始めて臺官(七)を得たり。絳が中丞と爲るに及んで、陶敢て內(八)私恩を顧みず、之と諍議し、絳終に罪を得たり。夫れ(九)私恩を牽顧するは、人の常情のみ。恩を斷つに義を以てせんこと、義を知るの士に非ずんば能はざる也。此を以て之れを言へば、

者。規ニ切人主ー則易。欲レ言ニ大臣ー則難。臣自レ立レ朝。耳目所レ記。景祐中。范仲淹言ニ宰相呂夷簡。貶知ニ饒州ー。皇祐中。唐介言ニ宰相文彦博。貶ニ春州別駕。至和初。吳中復。呂景初。馬遵。言ニ宰相梁適。竝罷レ職出レ外。其後趙抃。范師道。言ニ宰相劉沆。亦罷レ職出レ外。前年韓絳言ニ富弼。貶知ニ蔡州ー。今又唐介等五人言ニ陳旭ー得レ罪。自ニ范仲淹貶ニ饒州ー後。至レ今凡二十年間。居ニ臺諫ー者多矣。未レ聞レ有下規ニ諫人主ー而得レ罪者上。臣故謂。方今諫ニ人主ー則易。言ニ大臣ー則難。陛下若推レ此以察ニ介等所レ言則可レ知ニ其用レ心矣。

て外に出で、其後趙抃・范師道、宰相劉沆を言ひて、亦職を罷められて外に出づ。前年韓絳富弼を言ひ、貶せられて蔡州に知たり。今又唐介等五人、陳旭を言ひて罪を得たり。范仲淹が饒州に貶せられてより後、今に至るまで凡そ二十年間、臺諫に居る者は多し。未だ人主を規諫して罪を得たる者有るを聞かず。臣故に謂へらく、方今人主を諫むるは則ち易く、大臣を言ふは則ち難しと。陛下若し此を推して、以て介等の言ふ所を察せば、則ち其の心を用ふるところを知るべし。(六)

(一) 始めより終りまで無事に勧むるやうに大臣を保全せんとす　(二) 臣下の名譽と節義とを愛惜保全せしめんとす　(三) 規戒諫切　(四) 以下皆仁宗の年號　(五) 春州は秦州の誤か。名臣言行錄に、即日秦州別駕に貶せられ翌日英州に改めらる云々と見ゆ　(六) 介等の心用ひの忠邪公私の別

或連章列署。共論二其事一。言一出則萬口爭傳。衆目共視。雖レ欲レ爲レ私。其勢不可。故凡明言二於レ外。不レ畏二人知一者。皆公言也。若非二其言職一。又不二敢顯言一。或密奏乞レ留レ中。或面言乞レ出レ自二聖斷一。不レ欲四人知三言有二主名一者。蓋其言涉二傾邪一。懼レ遭二彈劾一。故凡陰有二奏陳一。而畏二人知一者。皆挾レ私之說也。自レ古人主能以二此術一知二臣下之情一。則聽レ言易也。

心にかなふやうにして　㊃ 章奏を連ね署名を列ねて　㊄ 御史諫官の如き言を奉ずる職　㊅ 誰の口より出でしかを知らしめざるなり　㊆ 私意を含める不正の說

伏惟陛下仁聖寬慈。躬履二勤儉一。樂レ聞二諫諍一。容二納直言一。其於二大臣一。尤所二優禮一。常欲レ保二全終始一。思下與二臣下一愛中惜名節上。尤愼二重於進退一。故臣謂方今言レ事

伏して惟みるに、陛下仁聖寬慈、躬ら勤儉を履み、諫諍を聞くことを樂み、直言を容納す。其の大臣に於けるや、尤も優禮して、常に終始を保全せんと欲する所。臣下の與に名節を愛惜せんことを思ひ、尤も進退を愼重(二)にす。故に臣謂へらく、方今(一)事を言ふ者、人主を規切するは則ち易く、大臣を言はんと欲するは則ち難しと。臣朝に立ちてより、耳目(三)の記する所、景祐中(四)、范仲淹宰相呂夷簡を言ひて、貶せられて饒州に知たり。皇祐中、唐介宰相文彦博を言ひて、春州の別駕に貶せられ、至和の初、吳中復・呂景初・馬遵、宰相梁適を言ひて、竝(五)に職を罷められ

忠邪並進ㇾ於ㇾ前。而公論與ニ私言ー。交入ㇾ於ㇾ耳。此所ニ以聽之難ー也。若知ニ其人之忠邪ー。辨ニ其言之公私ー。則聽之易也。凡言拂而直。逆ㇾ耳違ㇾ意。初聞若ㇾ可ㇾ惡者。此忠臣之言也。言婉而順。希ㇾ旨合ㇾ意。初聞若ㇾ可ㇾ喜者。邪臣之言也。至ㇾ於ニ言ㇾ事之官ー。各擧ニ其職ー。或當ㇾ朝正ㇾ色。顯ニ言於ㇾ廷。

にして直に、耳に逆ひ意に違ひ、初め聞いて惡むべきが若き者は、此れ忠臣の言也。言婉にして(二)順に、旨を(三)希ひ意に合ひ、初め聞いて喜ぶべきが若き者は、邪臣の言なり。事を言ふの官に至つては、各〻其職を擧げ、或は朝に當つて色を正し、廷に顯言し、或は連章(四)列署して、共に其事を論ず。言一び出づれば、則ち萬口爭ひ傳へ、衆目共に視る。私を爲さんと欲すと雖も、其勢不可なり。故に凡そ外に明言して、人の知ることを畏れざる者は、皆公言也。若し其言(五)職に非ずんば、又敢て顯言せず。或は密奏して中に留めんことを乞ひ、或は面言して聖斷より出さんことを乞ふ。人の言に(六)主名有ることを知るを欲せざる者は、蓋し其言傾邪に涉り、彈劾に遭はんことを懼るゝなり。故に凡そ陰に奏陳する有つて、而して人の知るを畏るゝ者は、(七)皆私を挾むの說なり。古より人主、能く此術を以て臣下の情を知らば、則ち言を聽くことは易き也。

㊀ 言の正邪を聽き分くるは、言ふ者の心術を見拔くに在り ㊁ やさしく順從なること ㊂ 聽く人の氣に入り

聞二其過一。而樂レ聞二臣下之過一。人主好レ察。多レ疑レ於レ上。大臣側レ足畏二罪於レ下。於二此之時一。諫二人主一者難。而言二大臣一者易。若二寛仁恭儉之主一。動遵二禮法一。自聞二其失一。則從レ諫如レ流。聞二臣下之過一。則務爲二優容一。以保二全之一。而爲二大臣一者。外秉二國權一。內有二左右之助一。言レ事者未レ及レ見レ聽。而怨仇已結レ於二其身一。故於二此時一。諫二人主一者易。言二大臣一者難。此不レ可レ不レ察也。

の主の若きは、動いて禮法に遵ひ、自ら其失を聞きては、則ち諫に從ふこと流るるが如く、臣下の過を聞きては、則ち務めて優容を爲して、以て之を保全す。而して大臣たる者は、外國權を秉り、內左右の助有り。事を言ふ者、(四)未だ聽かるゝに及ばずして、怨仇已に其身に結ぶ。故に此時に於て、人主を諫むるは易く、大臣を言ふは難し。此れ察せざるべからざる也。

(一)臣下の小過を察するを好む　(二)上に疑ふ事が多ければ　(三)危惧不安の貌　(四)奏言聽納せられざるに怨仇既に我身に到る

自レ古人主之聽レ言也。亦有レ難有レ易。在レ知二其術一而已。夫

古より人主の言を聽くや、亦難あり易あり。(一)其術を知るに在るのみ。夫れ忠邪竝んで前に進み、公論と私言と、交ゝ耳に入る、此れ聽くことの難き所以也。若し其人の忠邪を知りて、其言の公私を辨ぜば、則ち聽くこと之易きなり。凡そ言拙

慮。苟有㆑可㆑操。冀㆓彼萬一㆒。臣近見諫官唐介。臺官范師道等。因㆑言㆓陳旭事㆒得㆑罪。或與㆓小郡㆒。或竄㆓遠方㆒。陛下自㆓臨御㆒以來。擢㆓用諍臣㆒。開㆓廣言路㆒。雖㆔言者時有㆓中否㆒。而聖慈每賜㆓優容㆒。一旦臺諫聯翩被㆑逐四出。命下之日。中外驚疑。臣雖㆑不㆑知㆓臺諫所㆑言是非㆒。但見㆔唐介范師道。皆久在㆓言職㆒。其人立㆑朝各有㆓本末㆒。前後補益甚多。豈於㆓此時㆒。頓然改㆑節。故爲㆓欺罔㆒。上昧㆓聖聽㆒。在㆓於人情㆒。不㆑宜㆑有㆑此。

豈此時に於て、頓然(一〇)節を改め、故に欺罔を爲して、上聖聽を昧まさんや。人情に在つて、宜しく此くあるべからず。

(一) 臺諫は御史と諫官となり、陳旭宦者と結びて寵幸を得るや唐介等之を極諫す、帝怒り介等を貶す、歐公此議ある所以也 (二) 順序に拘はらざる (三) 樞密府 (四) 謀略を進獻し忠言を上りて己の心を盡す (五) 咎無なる貌 (六) 引續くを謂ふ、介師道の外趙抃、呂海等皆逐はる (七) 旭時に樞密副使たり宦者史志聰王志寧の輩に結んで寵幸を恣にす (八) 時弊に中る有り中らざる有り (九) 始終一致其德を二三にせざるなり (一〇) 急遽、にはかに

臣竊以謂。自㆑古人臣之進㆓諫於其君㆒者。有㆑難有㆑易。各因㆓其時㆒而已。若㆓剛暴猜忌之君㆒。不㆑欲㆔自

臣竊に以謂らく、古より人臣の諫を其君に進むる者は、難有り易有り、各々其時に因るのみ。剛暴猜忌の君の若きは、自ら其過を聞くを欲せずして、過を聞くを樂む。人主察(一)を好んで、多く(二)上に疑はゞ、大臣足を側て(三)、罪を下に畏れん。この時に於て、人主を諫むるは難く、大臣を言ふは易し。寛仁恭儉

臣材識庸暗。碌ニ碌於ニ衆人中一。蒙ニ陛下不次拔擢一。置在ニ樞府一。其於ニ報效一。自宜ニ如何一。而自ㇾ居ㇾ職以來。已逾ニ半歳一。凡事關ニ大體一。必須ニ衆議之協同一。其餘日逐進呈。皆是有司之常務。至ㇾ於ニ謀猷啓沃一。蔑爾無ㇾ聞。上孤ニ聖恩一。下愧ニ清議一。人雖ㇾ未ㇾ責。臣豈自安。所ニ以日夜思惟。願ㇾ竭ニ愚

臣材識庸暗にして、衆人の中に碌碌たり。陛下の不次の拔擢を蒙り、置かれて(二)樞府に在り。其の報效に於ける、自ら宜しく如何すべき。(三)而も職に居てより以來、已に半歳を逾ゆ。凡そ事大體に關するものは、必ず衆議の協同を須ち、其餘は日に逐うて進呈す。皆是有司の常務のみ。(四)謀猷啓沃に至つては、(五)蔑爾として聞ゆること無し。上は聖恩に孤き、下は清議に愧づ。人未だ責めずと雖も、臣豈自ら安んぜんや。日夜思惟して、愚慮を竭さんことを願ふ所以なり。苟も採るべきこと有らば、彼の萬一を冀ふ。臣近ごろ見るに、諫官唐介、臺官范師道等、(六)陳旭の事を言ふに因つて罪を得、或は小郡を與へられ、或は遠方に竄せらる。陛下臨御せしより以來、諍臣を擢用し、言路を開廣す。言ふ者時に中否有りと雖も、(七)而も聖慈毎に優容を賜ふ。一旦臺諫、(八)聯翩として逐はれて四出す。命下るの日、中外驚き疑へり。臣臺諫が言ふ所の是非を知らずと雖も、但唐介・范師道の、皆久しく言職に在るを見るに、其人朝に立つて、各〻本末有り、(九)前後補益すること甚だ多し。

論。凡不本正義者。謂之異端。則學者之宗師。百世之取信也。然其所載既博。所擇不精。多引讖緯之書。以相雜亂。怪奇詭僻。所謂非聖之書。異乎正義之名也。臣欲乞特詔名儒學官。悉取九經之疏。删去讖緯之文。使學者不爲怪異之言惑亂。然後經義純一。無所駁雜。其用功至少。其爲益則多。臣愚以爲。欲使士子學古勵行。而不本六經。欲學六經而不去其詭異駁雜。欲望功化之成。不可得也。伏望聖慈。下臣之言。付外詳議。今取進止。

怪奇詭僻、所謂聖を非る(三)の書にして、正義の名に異り。臣特に名儒學官に詔し、悉く九經の疏を取り、讖緯の文を删去し、學者をして怪異の言に惑亂せられざらしめんことを乞はんと欲す。然して後に經義純一、駁雜する所無く、其の功を用ふるや至つて少く、其の益を爲すや則ち多からん。臣愚以爲らく、士子をして古を學び行を勵まさしめんと欲して、而も六經に本づかず。六經を學ばんと欲して、而も其詭異駁雜を去らずんば、功化(四)の成を望まんと欲すとも、得べからざる也。伏して望む聖慈(五)、臣の言を下して、外(六)に付して詳議せしめよ。今進止を取る。

(一) 孔穎達等を指す　(二) 模範とし大宗とす　(三) 讖緯の書を指していふ也　(四) 學問教化の成就　(五) 天子を指す　(六) 外庭の諸役員

臺諫官唐介等宜しく早く牽復すべきを論ずる劄子(一)

臣愚以謂。士之所ㇾ本。在ㇾ乎二六經一。而自二暴秦焚ㇾ書。聖道中絕。漢興收二拾亡逸一。所ㇾ存無ㇾ幾。或殘編斷簡。出ㇾ於二屋壁一。而餘齡昏眊。得二其口傳一。去ㇾ聖既遠。莫ㇾ可二考證一。偏學異說。因自名ㇾ家。然而授受相傳。尙有二師法一。暨二晉宋而下一。師道漸亡。章句之篇。家藏私畜。其後各爲二箋傳一。附二著經文一。其說存亡。以二時好惡一。學者芒昧。莫ㇾ知ㇾ所ㇾ歸。

も授受相傳へて、尙ほ師法有り。晉宋より下に暨んで、師道漸く亡び、章句の篇、家に藏し私に畜ふ。其後各〻(八)箋傳を爲り、經文に附著せり。其說の存亡、時の好惡を以てし、學者は(九)芒昧として、歸する所を知るもの莫し。

㊀ 九經は易書詩周禮儀禮禮記春秋孝經論語、讖緯は王莽の時に起る、孔子の言に託して將來の驗を述べたるもの也　㊁ 官吏登用試驗　㊂ 學生　㊃ 秦始皇三十四年、李斯の議を用ひて羣書を焚き、翌年儒を坑にし挾書の禁を布く　㊄ 魯の恭王の舊宅を毀つて古文尙書を得たるをいふ　㊅ 年とりて目のくらきこと。老儒伏勝を指す、勝の傳へたる尙書二十九篇あり　㊆ 各一家の說を立つ　㊇ 鄭康成の箋、孔安國の傳の類　㊈ ぼんやりとして

至二唐太宗時一。始詔二名儒一。撰二定九經之疏一。號爲二正義一。凡數百篇。自ㇾ爾以來。著爲二定

唐の太宗の時に至つて、始めて名儒に詔し、(一)九經の疏を撰定し、號して正義と爲す。凡そ數百篇なり。爾りしより以來、著して定論と爲す。凡そ正義に本づかざる者は、之を異端と謂ふ。則ち學者の(二)宗師とし、百世の信を取るところたり。然れども其載する所既に博く、擇ぶ所精しからず。多く讖緯の書を引きて、以て相雜亂す。

爭造二妖妄一。其所レ進瑞木。伏乞更不レ宣二示臣寮一。仍乞速詔二天下州軍一。告下以レ興レ兵累年。四海困敝。方當二責レ己憂勞之際一。凡有二奇禽異獸草木之類一。竝不レ得二進獻一。所下以彰二示聖德一。感中勵臣民上。取二進止一。

臣伏見。國家近年以來。更二定貢學之科一。以爲二取レ士之法一。建二立學校一。而勸二養レ士之方一。然士子文章未レ純。節行未レ篤。不レ稱下朝廷勵レ賢興レ善之意。所二以化レ民成レ俗之風上。

九經正義中の讖緯を删去するを論ずる劄子（一）

臣伏して見みるに、國家近年以來、（二）貢學の科を更定して、以て士を取るの法を爲し、學校を建立して、（三）士を養ふの方を勸む。然れども士子の文章未だ純ならず、節行未だ篤からず、朝廷賢を勵し善を興すの意、民を化し俗を成す所以の風に稱はず。臣愚以謂らく、士の本づく所は、六經に在り。而して（四）暴秦の書を焚きしより、聖道中絶せり。漢興つて亡逸を收拾せしも、存する所幾も無く、或は殘編斷簡（五）、屋壁より出づるあり、而して（六）餘齡昏眊、其口傳を得るありしも、聖を去ること既に遠くして、考證すべき莫く、偏學異說、因つて自ら（七）家に名づく。然れど

不レ生二逸豫一。則三二歲閒。漸期二修理一。若以二前賊張海等小衰一。便謂二後賊不レ足レ憂。以二近京得レ雪。便謂二天下大豐熟一。見二北虜未レ來。便謂二必無レ事。見二西賊通レ使。便謂レ可レ罷レ兵。指二望太平一。漸生二安逸一。則此瑞木乃謬レ事之妖木耳。臣見下今年嘗進二芝草一者上。今又進二瑞木一。竊慮四方相效。

く衰へしを以て、便ち後賊憂ふるに足らずと謂ひ、近京(二)の雪を得るを以て、便ち天下大いに豐熟すと謂ひ、北虜(三)の未だ來らざるを見て、便ち必ず事無しと謂ひ、西賊(四)の使を通ずるを見て、便ち兵を罷むべしと謂ひ、太平を指望して、漸く安逸を生ぜば、則ち此瑞木は、乃ち事を誤るの妖木のみ。臣今年嘗て芝草(五)を進めし者を見たり。今又瑞木を進む。竊に慮るに、四方相效ひ、爭うて妖妄を致さん。其進むる所の瑞木は、伏して乞ふ更に臣寮に宣示せざれ。仍つて乞ふ、速に天下の州軍に詔して、告ぐるに兵を興すこと累年、四海困斂す、方に己を責めて憂勞するの際に當れり、凡そ奇禽異獸草木の類有りとも、並に進獻するを得ざれといふを以てせよ。聖德を彰示して、臣民を感勵する所以ならん。(六)進止を取る。

(一) 佚豫遊樂の心を生ずることなき如き狀態を持續せば　(二) 舊唐書に、雪は五穀の精なり、其汁を以て種に和すれば年穀大穣す云々と見ゆ、古來雪を以て豐年の兆となし來れるなり　(三) 契丹　(四) 西夏　(五) 靈芝なり、王者耆老を禮すれば則ち生ずと稱するもの　(六) 之を留め置き給ふも却下し給ふも一に御差圖次第なりとの義、凡て奏劄常例の語也

相掩。近在二端門一。考二於星占一。皆是天下大兵將レ起之象。豈有下纔出二大兵之象一。又出中太平之道字上。一歲之內前後頓殊。豈非下星象麗レ天。異不二虛出一。凡於二戒懼一。常合二修省一。而草木萬類。變化無レ常。不レ可三信憑便生二懈怠一。臣又思。若使二木文不一レ僞。實是天生。則亦有二深意一。蓋其文止曰二太平之道一者。其意可レ推也。夫自レ古帝王致二太平一。皆自有レ道。得二其道一則太平。失二其道一則危亂。臣視二方今一。但見二其失一。未レ見二其得一也。

常に修省すべくして、草木萬類は、變化常無く、(五)信憑して便ち懈怠を生ずべからざるに非ずや。臣又思ふ、若し木文をして僞ならず、實に是れ天生ならしめば、則ち亦深意有らん。蓋し其文、止太平之道と曰ふ者は、其意推すべきなり。夫れ古より帝王の太平を致すこと、皆自から(六)道有り。其道を得れば則ち太平に、其道を失へば則ち危亂なり。臣方今を視るに、但其失を見て、未だ其得を見ざる也。

(一)天が或象を人に示すに決して人を欺く事なし (二)金星晝見え、月を經て消えず (三)慶曆三年、金星木星を犯し、余靖占文を奏す (四)史記天官書に、歲星太白と鬭ふときは其野に破軍あり云々 (五)信據して油斷を生じ (六)太平を致す方法

願陛下憂二勤萬務一。擧レ賢納レ善。常如二近日

願くは陛下萬務を憂勤し、賢を擧げ善を納るゝこと、常に近日(二)逸豫を生ぜざるが如くせば、則ち二三歲の間に、漸く修理を期すべし。若し前賊張海等の小し

已萌。加以西則瀘戎。南則湖嶺。凡與四夷連接。無一處無事。而又內則百姓困弊。盜賊縱橫。昨京西陝西出兵八九千人。捕數百之盜。不能一時翦滅。只是僅能潰散。然却於別處結集。今張海雖死。而逹州軍賊。已近百人。又殺使臣。其勢不小。興州又奏八九十人。州縣皇皇。何以存濟。以臣觀之。乃是四海騷然。萬物失所。實未見太平之象。

存濟せん。(九) 臣を以て之を觀るに、乃ち是れ四海騷然、萬物所を失ふのみ。實に未だ太平の象を見ず。

(一) めでたきしるし (二) 仁宗の朝、西夏の趙元昊猖獗、屢〻西邊に寇せり (三) 契丹の瓦橋關以南を窺ふをいふ (四) 未だ現れざる禍 (五) 渥は州名 (六) 無事なるを得ず (七) 慶歷年中數路に横行したる劫盜 (八) 皇々は周章の貌 (九) 助け濟ふ能はず

臣聞。天道貴信。示人不欺。臣不敢遠引他事。只以今年內事驗之。昨夏秋之閒。太白經天。累月不滅。金木

臣聞く、天道は信を貴び、人に示して欺かずと。(一) 臣敢て遠く他事を引かず、只今年內の事を以て之を驗するに、昨夏秋の閒、(二) 太白天に經り、累月滅せず、(三) 金木相掩ひ、近く端門に在り。星占に考するに、皆是れ天下の(四) 大兵將に起らんとするの象なりと。豈纔に大兵の象を出し、又太平之道の字を出し、一歲の內、前後頓に殊なること有らんや。豈、星象天に麗り、異虛しく出でず。凡そ戒懼に於ける

臣近聞。澧州進二柹木成レ文。有二太平之道四字一。其知州馮載。本是武人。不レ識二事體一。便爲二祥瑞一。以媚二朝廷一。臣謂。前世號稱二太平一者。須二是四海晏然萬物得レ所方今西羌叛逆。未レ平之患在レ前。北虜驕悖。藏伏之禍在レ後。一患未レ滅。一患

澧州の瑞木外廷に宣示せざるを乞ふを論ずる劄子

臣近ごろ聞く、澧州柹木の文を成すを進む、太平之道の四字有り。其知州馮載は、本是武人、事體を識らず、便ち祥瑞と爲して、以て朝廷に媚ぶと。臣謂へらく、前世號して太平と稱する者は、(一)須らく是れ四海晏然、萬物所を得べし。方(二)今西羌叛逆し、未だ平かならざるの患前に在り。(三)北虜驕悖にして、(四)藏伏の禍後に在り。一患未だ滅せざるに、一患已に萌す。加ふるに西は則ち(五)盧戎、南は則ち湖嶺、凡そ四夷と連接して、一處として(六)事無きこと無きを以てす。而も又内には則ち百姓困弊し、盜賊縱横し、昨は京西陝西兵八九千人を出して、數百の盜を捕へ、一時に翦滅する能はず。只是僅に能く潰散し、然して却つて別處に結集するなり。今(七)張海死すと雖も、而れども達州の軍賊、已に百人に近く、又使臣を殺す、其勢小ならず。興州又八九十人あるを奏す。州縣(八)皇皇、何を以てか

以不㆛稱㆓所生父㆒爲㆚伯父叔父㆙者。稱㆑之則禮制乖違。人倫錯亂如㆑此也。伏惟。陛下聰明睿聖。理無㆑不㆑燭。今衆人之議如㆑彼。中書之議如㆑此。必將㆑從㆑衆乎。則衆議不㆑見㆓其可㆒。欲㆑違㆑衆乎。則自㆑古爲㆑國。未㆑有㆓違㆑衆而能擧㆑事者㆒。願陛下霈然下㆑詔。明告㆓中外㆒以㆛皇伯無稽。決不㆑可㆑稱。而今所㆑欲㆑定者。正㆓名號㆒爾。至㆑於㆘立㆓廟京師㆒。干㆓亂統紀㆒之事㆖。皆非㆚朝廷本議㆙。庶幾羣疑可㆑釋。若知㆑如㆑此而猶以謂㆔必稱㆓皇伯㆒。則雖㆓孔孟復生㆒。不㆑能㆓復爲㆑之辨㆒矣。

るに、陛下聰明睿聖、理燭さゞる無し。今衆人の議彼の如く、中書の議此の如し。必ず將に衆に從はんとせば、則ち衆議は其可なるを見ず、衆に違はんと欲せば、則ち古より國を爲むるに、未だ衆に違ひて能く事を擧ぐる者は有らず。願はくは陛下霈然(二)として詔を下し、明に中外に告ぐるに、皇伯は無稽、決して稱すべからず。而して今定めんと欲する所の者は、名號を正すのみ、廟を京師に立て、統紀を干亂するの事に至つては、皆朝廷の本議に非ざるを以てせば、庶幾くは羣疑釋く可し。若し此の如きを知つて、而も猶ほ以て必ず皇伯と稱せんと謂はゞ、則ち孔孟復生ると雖も、復之が爲に辨ずること能はざらん。

(一) そむき違ふ　(二) 沛然に同じ、盛大流行の貌

誣レ人也。故爲ニ人レ後一者。承ニ其宗之重一。任ニ其子之事一。而不レ得ニ復歸レ於ニ本宗一。其所生父母。亦不レ得三往與ニ其事一。至レ於ニ喪服一。降而抑レ之。一切可ニ以レ義斷一。惟其父母之名不レ易者。理不レ可レ易也。易レ之則欺レ天而誣レ人矣。子爲ニ父母一服。謂ニ之正服一。出爲ニ人後一者。爲ニ本生父母一齊衰期。謂ニ之降服一。又爲ニ所レ後父一斬衰三年。之謂ニ義服一。今若以ニ本生父一爲ニ皇伯一。則濮安懿王爲ニ從祖父一。反爲ニ小功一。而濮王夫人是本生嫡母也。反爲ニ義服一。自ニ宗懿一以下。本生兄弟。於レ禮雖レ降。猶爲ニ大功一。是禮之齊衰期。今反爲ニ小功一。禮之正服。今反爲ニ義服一。上於ニ濮王一父也。反服ニ小功一。於ニ宗懿等一兄弟也。反服ニ大功一。此自レ古所丁

反つて義服と爲す。宗懿(一一)より以下、本生の兄弟、禮に於て降すと雖も、猶ほ大功(一二)と爲す。是禮の齊衰期、今反つて小功と爲り、禮の正服、今反つて義服と爲る。

(一)養家先の父　(二)無理に理屈を作りて　(三)諱みて皇伯等と稱するは不可也　(四)同族の子　(五)養家先の重任を負ひ子たる權利を得て、從つて本家に復歸するを得ざるなり　(六)簡略にして抑制す　(七)所謂斬衰三年の服也　(八)一切義によりて服するが故に義服といふ　(九)父の從兄弟の稱　(一〇)父の從兄弟の爲に服する喪服にて、五月の服也　(一一)英宗の兄弟にて安懿王の子　(一二)第四等の喪服、九月の服也

上濮王に於ては父なり、反つて小功を服す。宗懿等に於ては兄弟なり、反つて大功を服す。此れ古より所生の父を稱して、伯父叔父と爲さゞる所以の者なり。之を稱すれば則ち禮制乖違(一)し、人倫錯亂すること此の如ければ也。伏して惟み

父名一者。非三曲爲二之意一也。蓋自レ有二天地一以來。未レ有二無レ父而生之子一也。既有レ父而生。則不レ可レ諱二其所生一矣。夫無レ子者。得下以二宗子一爲中後。是禮之所レ許也。然安得二無レ父而生之子一。以爲レ後乎。此聖人所乙以不レ諱下無レ子者。立二人之子一以爲中後。亦不甲諱下爲二人後一者。有レ父而生上。蓋不レ欺レ天不レ

無くして生るゝの子は有らざる也。既に父有りて生るれば、則ち其所生(三)を諱むべからず。夫れ子無き者は、宗子(四)を以て後と爲すを得、是れ禮の許す所也。然れども安んぞ父無くして生るゝの子を得て、以て後と爲さんや。此れ聖人の、子無き者は人の子を立てゝ以て後と爲すを諱まず、亦人の後たる者は、父有つて生るゝを諱まざる所以なり。蓋し天を欺かず、人を誣ひざる也。故に人の後たる者は、其(五)宗の重きを承け、其子の事に任じて、復本宗に歸るを得ず。其所生の父母も、亦往いて其事に與るを得ず。喪服に至つては、(六)降して之を抑へ、一切義を以て斷ずべし。惟其れ父母の名易へざる者は、理易ふべからざれば也。之を易へば則ち天を欺いて人を誣ふるなり。子父母の爲に服する、之を正服と謂ふ。出でゝ人の後と爲る者、本生の父母の爲に齊衰期す、之を降服と謂ふ。又後たる所の父の爲に(七)斬衰三年す、之を義服(八)と謂ふ。今若し本生の父を以て皇伯と爲さば、則ち濮の安懿王は從祖父(九)たり、反つて小功(一〇)と爲す。而も濮王の夫人は、是れ本生の嫡母也、

等爲二姦邪之臣一。而人主有二過擧之失一矣。其如陛下之意。未三常及二此一。而中書亦初無二此議一。而言レ事者不レ原二本末一。過引二漢世可レ非之事一以爲レ說。而外庭之臣。又不レ審二知朝廷本議如何一。但見二言レ事者云云一。遂以爲欲下加二非禮一。干中亂統紀上。信爲レ然矣。是以衆口一辭。紛然不レ止。而言レ事者。欲三必遂二其皇伯無稽之說一。牽二引天災一。恐二迫人主一。而中書守レ經執レ禮之議。反指以爲二姦邪之言一。朝廷以三言レ事之臣。禮當二優容一。不レ欲二與レ之爭辨一。而外庭羣論。又不レ可二家至而戶曉一。是非之禮不レ辨。上下之情不レ通。此所三以呶呶而不二レ止也。

るの議は、反つて指して以て姦邪の言と爲す。朝廷事を言ふの臣、禮當に優容す(七)べきを以て、之と爭辨するを欲せず。而して外庭羣論、又家ごとに至つて戶ごとに曉すべからず。是非の禮辨ぜず、上下の情通ぜず。此れ(八)呶呶として止まざる所以なり。

(一)所生の父は矢張いつまでも父と稱すとなり　(二)未だ議に上らざるなり　(三)やりそこなひの落度　(四)言ひ草　(五)異口同音、ごた〳〵と喧しく非難論議して止まず　(六)脅迫に同じ、おどしつける意　(七)寛大に容赦す　(八)かまびすしく言論する貌

夫爲二人後一者。既以レ所レ後爲レ父矣。而聖人又存二其所生

夫れ人の後たる者は、既に後たる所を以て父と爲す。而して聖人又其所生の父の名を存する者は、(一)曲げて之が意を爲すに非ず。蓋し天地有りてより以來、未だ父

中書之議。本謂ㇾ稱二皇伯一無稽。而禮經有下不ㇾ改二父名一之義上。方議二名號一猶未ㇾ定。故尊崇之禮。皆未ㇾ及ㇾ議。而言ㇾ事者。便引下漢去二定陶國號一。立二廟京師一之事上。厚誣二朝廷一。以爲ㇾ干二亂大統一。何其過論也。夫去二國號一而立二廟京師一。以亂二祖宗昭穆一。此誠可ㇾ非之事。若果爲二此議一。宜乎指二臣

中書の議、本謂ふ、皇伯と稱するは無稽にして、禮經(一)に父名を改めざるの義有り。方に名號を議すること、猶ほ未だ定らず。故に尊崇の禮、皆未だ議(二)に及ばず。而して事を言ふ者、便ち漢が定陶の國號を去り、廟を京師に立てし事を引き、厚く朝廷を誣ひ、以て大統を干亂すと爲すは、何ぞ其過論なるや。夫れ國號を去つて廟を京師に立て、以て祖宗の昭穆を亂すは、此れ誠に非とすべきの事、若し果して此議を爲さば、宜なり臣等を指して姦邪の臣と爲さんこと。而して人主も過擧(三)の失あるなり。其れ如し陛下の意、未だ常て此に及ばず、中書も亦初より此議無きに、而も事を言ふ者、本末を原ねず、過つて漢世の非とすべきの事を引いて、以て說(四)を爲し、而して外庭の臣、又朝廷の本議如何を審知せず、但事を言ふ者の云云するを見て、遂に以爲らく、非禮を加へて統紀を干亂せんと欲すと。信じて然りと爲し、是を以て衆口(五)一辭、紛然として止まず。而して事を言ふ者も、必ず其皇伯無稽の說を遂げんと欲し、天災を牽引し、人主(六)を恐迫す。而して中書の經を守り禮を執

司徒平晏等百四十七人奏議云。親諡曰悼。裁置奉邑。皆應經義。是不非宣帝稱史皇孫爲親也。所謂應經義者。即儀禮云。爲人後者爲其父母報。是也。惟其立廟京師。亂漢祖宗昭穆。故晏等以謂。兩統二父。非禮宜毀也。定陶恭王。初但號共皇。立廟本國。師丹亦無所譏。至其後立廟京師。欲去定陶不繫以國。有進于漢統之過。丹遂大非之。故丹議云。定陶恭皇諡號。已前定議。不得復改。而但論立廟京師爲不可爾。然則稱親置園。皆漢儒所許以爲應經義者。惟去其國號。立廟京師。則不可爾。今言事者。不究朝廷本議何事。不尋漢臣所非者何事。此臣所謂不原本末也。

非とす。故に丹、議して云ふ、定陶恭皇の謚號、已に前に定議せり、復改むるを得ず。但廟を京師に立つるを論ずるは、不可と爲すのみと。然らば則ち親と稱し園を置くは、皆漢儒の許して以て經義に應ずと爲す所の者なり。惟其國號(八)を去つて、廟を京師に立つるは、則ち不可なるのみ。今事を言ふ者は、朝廷の本議の何事たるを究めず、漢臣の非とせし所の者の何事たるを尋ねず。此れ臣が所謂本末を原ねざる也。

(一) 史皇孫なり (二) 宗廟の祭祀に奉ずる田邑と寢屋と也 (三) 皇考とは亡父の稱、皇帝の父といふ義には非ず (四) 史皇孫の廟毀つべしとの議あり、其後或は毀ち或は立つること數十年なりき (五) 親を諡して悼と曰ひ、僅かに奉邑を置きたるだけの事は。裁は才(ワヅカ)也、一説「裁して」と訓ず (六) 宗廟の位置にて天子は七廟、三昭三穆と太祖と也 (七) 定陶(邑の名)恭帝と號すべきを其定陶といふ國號を稱せざらんとす (八) 國號を去るは天子の格式に擬す故に不可と爲す也

其三引二漢宣哀之事一者。臣謹按二漢書。宣帝父曰二悼皇考一。初稱レ親。謚曰レ悼。置二奉邑寢園一而已。其後改レ親稱二皇考一。而立二廟京師一。皇考者。親之異名爾。皆子稱二其父一之名也。漢儒初不三以爲二非也。自二元帝一以後。貢禹韋玄成等。始建二毀廟之議一。數十年間。毀立不レ一。至二哀帝時一。大

其三に、漢の宣哀の事を引く者は、臣謹んで漢書を按ずるに、宣帝の父を悼皇考と曰ひ、初め親と稱し、謚して悼と曰ひ、(二)奉邑寢園を置きしのみ。其後親を改め、皇考と稱して、廟を京師に立てぬ。(三)皇考とは親の異名のみ、皆子其父を稱するの名也。漢儒初より以て非と爲さゞりし也。元帝より以後、貢禹韋玄成等、始めて(四)毀廟の議を建て、數十年間、毀立一ならず。哀帝の時に至つて、大司徒平晏等、百四十七人奏議して云ふ、(五)親謚して悼と曰ひ、裁かに奉邑を置けるは、皆經義に應ずと。是れ宣帝が史皇孫を稱して親と爲すを非とせざる也。所謂經義に應ずとは、即ち儀禮に云ふ、人の後たる者は、其父母の爲に報ずと、是れ也。惟其れ廟を京師に立て、漢の祖宗の昭穆を亂りぬ。故に晏等以謂らく、二父を兩統するは、禮に非ず宜しく毀つべしと。(六)定陶恭王、初め但共皇と號し、廟を本國に立つ。師丹も亦議する所無し。其後、廟を京師に立て、(七)定陶を去り繋くるに國を以てせざらんと欲するに至つて、漢統を進干するの過有り。丹遂に大いに之を

天譴。然皆須人事已著於下。則天譴爲形於上。今者濮王之議。本因兩制禮官。違經棄禮。用其無稽之臆說。欲定皇伯之稱。中書疑其未可施行。乃考古今典禮。雖有明據。亦未敢自信而自專。方更求下外廷博議上。而陛下遽詔中罷。欲使有司徐求典禮。是則臣下愼重如此。人君謙畏如此。君臣不敢輕議妄擧。而天遽譴怒。殺人害物。此臣所謂厚誣天也。議猶未決。仍罷不議。而更謂兩統二父以致天災者。厚誣人也。

を考へ、明據有りと雖も、亦未だ敢て自ら信じて自ら專にせず。方に更に外廷に下して博議(四)せんことを求む。而も陛下遽に詔して中ごろ罷め、有司をして徐に典禮を求めしめんと欲す。是れ則ち(五)臣下の愼重なる此の如く、人君の謙畏する此の如く、君臣敢て輕議妄擧せざるなり。而るに天遽に譴怒して、人を殺し物を害せんや。此れ臣が所謂厚く天を誣ふるなり。議猶ほ未だ決せず、仍つて罷めて議せず。而して更に二父(六)を兩統にして以て天災を致せりと謂ふは、厚く人を誣ふる也。

(一) 闕失の政　(二) 天の譴責　(三) 失政の迹著れて而る後に天の譴怒至るなり　(四) かく明白なる證據もあれど　(五) 臣下愼重に、人君の遠慮すること斯の如し、いかで天の譴怒あるべき理あらん　(六) 養父と實父とを兩統に立てしが爲めに天災を招けり

六經。以爲萬世法者。是中書之議所據依也。若所謂稱皇伯者。考於六經無之。方今國朝見行典禮及律令皆無之。自三代之後。秦漢以來諸帝。由藩邸入繼大統者。亦皆無之。可謂無稽之臆說矣。夫儀禮者。聖人六經之文。開元禮者。有唐三百年所用之禮。開寶通禮者。聖宋百年所用之禮。五服年月及喪服令。亦皆祖宗累朝所定。方今天下共行之制。今議者皆棄而不用。直欲自用無稽之臆說。此所以不可施行也。

(一) 人の養子となりて其後を繼ぎたる者　(二) 所生の父母　(三) 斬衰につぐ重服也　(四) 養家を重んずる爲めに其生父母に對する喪服を下す也　(五) 開元は唐の玄宗の年號、開元禮は唐の蕭嵩著す百五十卷。開寶は宋太祖の年號、開寶禮は劉溫叟著す二百卷あり　(六) 喪服の五等の年月也、上高祖より下玄孫に至り旁ら族兄弟に及ぶ　(七) 齊衰服して杖つかざる也、稍輕し　(八) 一周年の喪に服す　(九) 現行　(一〇) 夏殷周

其二曰。簡宗廟致水災者。臣伏以。上天降災。皆主人事。故自古聖王。逢災恐懼。多求闕政而修之。或自知過失而改悔之。庶幾以塞

其二に、宗廟を簡にし水災を致せりと曰ふ者は、臣伏して以みるに、上天の災を降すは、皆人事を主とす。故に古より聖王、災に逢へば恐懼して、多く闕政を求めて之を修め、或は自ら過失を知つて之を改悔し、以て天譴を塞ぐを庶幾ひき。然れども皆人事已に下に著はるゝを須つて、則ち天譴上に形はるゝを爲す。今者濮王の議、本兩制禮官、經に違ひ禮を棄てゝ、其無稽の臆說を用ひ、皇伯の稱を定めんと欲するに因つて、中書其未だ施行すべからざるを疑ひ、乃ち古今の典禮

後一者。爲二其父母一報。報者。齊衰期也。謂二之降服一。以明二服可レ降。父母之名不レ可レ改也。又按二開元開寶禮。國朝五服年月。喪服令一。皆云。爲二人後一者。爲二其所生父一。齊衰不レ杖期。蓋以恩莫レ重レ於二所生一。故父母之名不レ可レ改。義莫レ重レ於レ所レ繼。故寧抑而降二其服一。此聖人所レ制之禮。著二之

ずとは、(三)齊衰の期なり。之を降服(四)と謂ふ。以て服の降すべく、父母の名は改むべからざるを明にする也。又(五)開元開寶の禮、國朝の(六)五服年月、喪服令を按ずるに、皆云ふ、人の後たる者は、其所生の父の爲に、(七)齊衰杖せずして(八)期すと。蓋し以ふに恩は所生より重きは莫し、故に父母の名は改むべからず。義は繼げる所より重きは莫し、故に寧ろ抑へて其服を降す。此れ聖人制する所の禮、之を六經に著し、以て萬世の法を爲す者、是れ中書の議の據依する所也。所謂皇伯と稱する者の若きは、六經に考ふるに之れ無し。方今國朝(九)見行の典禮及び律令にも皆之れ無し。(一〇)三代の後より、秦漢以來の諸帝、藩邸より入りて大統を繼ぎし者、亦皆之れ無し。無稽の臆説と謂ふべし。夫れ儀禮は、聖人六經の文、開元禮は、有唐三百年用ふる所の禮、開寶通禮は、聖宋百年用ふる所の禮、五服年月及喪服令も、亦皆祖宗累朝の定むる所、方今天下共に行ふの制なり。今議者皆棄てゝ用ひず、直に自ら無稽の臆説を用ひんと欲す。此れ施行すべからざる所以なり。

施行。而皇伯之稱。考レ於二經史一。皆無レ所レ據。方欲下下二三省百官一。博訪二羣議一以求中其當上。陛下屈レ意。手詔中罷。而衆論紛然。至レ今不レ已臣以爲。衆論雖レ多。其說不レ過レ有レ三。其一曰レ宜レ稱二皇伯一者。是無稽之臆說也其二曰下簡二宗廟一致中水災上者。是厚誣二天人一之言也。其三曰レ不レ當下用二漢宣哀一爲レ法。以干中亂統紀上者。是不レ原二本末一之論也。臣請爲二陛下一條列而辨レ之。

爲らく、衆論多しと雖も、其說三有るに過ぎずと。其一に、宜しく皇伯と稱すべしと曰ふ者は、是れ無稽(八)の臆說なり。其二に、宗廟(九)を簡にし水災を致せりと曰ふ者は、是れ厚く天人を誣ふるの言なり。其三に、當に漢の宣哀(一〇)を用て法と爲し、以て統紀(一一)を干亂すべからずと曰ふ者は、是れ本末を原ねざるの論也。臣請ふ陛下の爲に、條列して之を辨ぜん。

(一) 劄子は疏の一體　(二) 仁宗子無し、安懿王の子宗實を養つて子となす之を英宗とす、英宗其所生の爲に皇伯と稱せんとする議あり　(三) 知制誥の內制及外制也、制誥は詔誥草案を掌る　(四) 三省の中書省　(五) 典禮故實　(六) 尙書、中書、門下　(七) 宸筆の詔書を下して其議を中止せしむ　(八) 據りどころなき說　(九) 宗廟の祭祀を簡單にしたるにより英宗の治平二年八月に洪水ありしとの說　(一〇) 宣帝は史皇孫の子、武帝の曾孫也、昌邑王の廢後卽位す。哀帝は定陶恭王の子、成帝の養子となりて卽位す　(一一) 宋室の帝統綱紀を犯し亂るべからず

謹按二儀禮喪服記一。曰。爲二人

謹んで儀禮の喪服記を按ずるに、曰く、(一二)人の後たる者は、其(一三)父母の爲に報ずと。報

居レ外則無二一人可レ親。居レ內則無二一人得レ親。此臣所二以區區而欲レ言也。伏惟。陛下荷二祖宗之業一。承二宗廟社稷之重一。皇子未レ降。儲位久虛。羣臣屢言。大議未レ決。臣前所レ奏陳一。以謂。未三必立爲二儲貳一。而且養爲レ子。既可三以徐察二其賢否一。亦可三以待二皇子之降生一。於レ今爲レ之。亦其時也。臣言狂計愚。伏俟二斧鉞一。

(一) 前殿は文德殿、後殿は紫宸殿、政堂と便殿と也 (二) 親臣をいふ (三) 天子の御詞 (四) くつろげる貌 (五) 周代の古制に天子は地方千里、兵車萬乘を出し、諸侯は地方百里、兵車千乘を出だしゝより天位を萬乘の尊と云ふ (六) 小なる貌 (七) 祖先の廟と、國家と (八) 皇子降誕なし (九) 儲位儲貳共に皇太子の位を指す (一〇) 罪を待つ義

臣伏見三朝廷議二濮安懿王典禮一。兩制禮官。請レ稱二皇伯一。中書之議。以謂事體至大。理宜二愼重一。必合二典故一。方可二

濮の安懿王の典禮を議するを論ずる劄子(一)

臣伏して朝廷の濮の安懿王の典禮を議するを見るに、(二)兩制禮官は、皇伯と稱せんと請ひ、(三)中書の議は、(四)以謂らく事體至大なり、理宜しく愼重なるべし、必ず(五)典故に合して、方に施行すべし。而して皇伯の稱、經史に考ふるに、皆據る所無し。方に三省百官に下して、博く羣議を訪ひ、以て其當を求めんと欲すと。(六)陛下意を屈し、(七)手詔して中ごろ罷む。而も衆論紛然、今に至るまで已まず。臣以

今陛下日御二前後殿一。百司奏レ事者。往往仰二瞻天顏一而退。其甚幸者。得レ承二一二言之德音一。君臣之情不レ通。上下之意不レ接。其餘在廷之臣。儒學侍從之列。未レ聞四一人從容親三近於二左右一。入而居レ内。則至レ於二問レ安侍レ膳。亦闕レ於二朝夕一。是則陛下富有二四海之廣一。躬享二萬乘之尊一。

今陛下日に前後の殿(一)に御し、百司の事を奏する者、往往天顏を仰瞻して退く。其甚だ幸せらるゝ(二)者のみ、一二言の德音(三)を承くるを得。君臣の情通せず、上下の意接せず。其餘在廷の臣、儒學侍從の列、未だ一人の從容(四)として左右に親近せらるゝを聞かず。入りて內に居れば、則ち安を問ひ膳に侍するに至つて、亦朝夕に闕く。是則ち陛下、富四海の廣を有ち、躬萬乘(五)の尊を享くるも、外に居りては則ち一人の親むべき無く、內に居りては則ち一人の親を得る無し。此れ臣の區(六)區として言はんと欲する所以也。伏して惟ふに、陛下祖宗の業を荷ひ、宗廟社稷(七)の重きを承けて、皇子未だ降せず、儲位久しく虛し。羣臣屢〻言へども、大議未だ決せず。臣が前に奏陳(八)せし所、以謂らく、未だ必ずしも立てゝ儲貳(九)と爲さずとも、而も且く養つて子と爲さば、旣に以て徐ろに其賢否を察すべく、亦以て皇子の降生を待つべしと。今に於て之を爲す、亦其時也。臣が言狂に計愚なりと。伏して鈇鉞(一〇)を俟つ。

聖意。於宗室之中。選材賢可喜者。錄以爲皇子。使其出入左右。問安侍膳。亦足以慰悦聖情。臣考於書史。竊見。自古帝王。雖曰至尊。未嘗獨處也。其出而居外也。不止百司公見奏事而已。必有儒臣學士。講論於閒宴。又有左右侍從顧問語言。其入而居內也。不止宦官宮妾在於左右而已。其平居燕寢也。則有太子問安侍膳於朝夕。其優游宴樂也。多與宗室子弟。懽然相接如家人。計其一日之中。未嘗一時獨處也。

べき者を選び、錄して以て皇子と爲し、其をして左右に出入し、安を問ひ膳に侍せしむべし。亦以て聖情を慰悦するに足らんと。臣書史に考へ、竊に見るに、古より帝王、至尊なりと雖も、未だ嘗て獨處せず。其出でゝ外に居るや、止に百司の公見奏事するのみならず、必ず儒臣學士の、閒宴に講論する有り。又左右侍從の、顧問語言する有り。其入りて內に居るや、止に宦官宮妾の左右に在るのみならず。其平居燕寢するや、則ち太子の、安を問ひ、膳に朝夕に侍する有り。其優游宴樂するや、多く宗室子弟と、懽然相接すること家人の如し。其一日の中を計るに、未だ嘗て一時も獨處せざる也。

(一) 御一族 (二) 起居を伺ひ安否を問ふ (三) 獨り居る事なし (四) 宴は燕に通ず。閒暇燕居の時 (五) 侍人宮女 (六) 平常の休息寢臥等 (七) 愉悦の貌

災異。竊有㆓奏陳。雖㆓聖度包容。不㆑加㆓誅戮。而愚誠懇至。天聽未㆑回。臣實不㆑勝㆓愛㆑君之心。日夜區區。未㆓嘗忘㆑此思。欲再陳㆓狂瞽。而未㆑知㆑所㆓以爲㆑言。今者伏見。兗國公主。近已出降。臣因竊思。人之常道。莫㆑親㆑於㆓父子之親。人之常情。亦莫㆑樂㆑於㆓父子之樂。雖㆖在㆓聖哲㆒異㆘於㆓凡倫。其爲㆓天性㆒於㆑理則一。陛下嚮雖㆑未㆑有㆓皇嗣。而尚有㆓公主之愛。上慰㆓聖顏。今既出降。漸疎㆓左右。則陛下萬幾之暇處㆓深宮之中。誰可㆓與語言。誰可㆑承㆓顏色。

より親しきは莫く、人の常情も、亦父子の樂より樂しきは莫し。聖哲に在りては凡倫に異りと雖も、其天性たる、理に於ては則ち一なり。陛下嚮に未だ皇嗣有るにあらずと雖も、而れども尚ほ公主の愛有りて、(九)上聖顏を慰めき。今既に出降して、漸く左右に疎なり。則ち陛下(一〇)萬幾の暇、深宮の中に處るに、誰か與に語言すべく、誰か顏色を承くべき。(一一)

(一) 必ず採用聽納せらるゝ事を期待せず (二) 進言せざるを得んや (三) 仁宗子無し、宗室中より太子を選立せよと請ふ也 (四) 寬厚寬大容納する所多し (五) 採否の沙汰なきなり (六) 狂は理を解せず、瞽は物を見る能はず。わけの分らぬ說を陳ぶとの謙辭 (七) 仁宗の皇女。公主は內親王に同じ。公主、李瑋に嫁したり (八) 降嫁す (九) 父天皇を慰め奉れり (一〇) 政治を聽くの合間々々 (一一) 父母の顏色を視て、その機嫌を問ふをいふ

臣愚以謂。宜㆘因㆓此時㆒。出㆑自㆓

臣愚以謂らく、宜しく此時に因つて、聖意より出で、(一二)宗室の中に於て、材賢喜ぶ

唐宋八家文讀本　巻之十

歐陽修永叔 著

皇子を選ずるを論ずる疏

臣聞。言二天下之難レ言者。不三敢冀二必然之聽一。知レ未二必聽一而不レ可レ不レ言者。所三以盡二爲レ忠之心一。況臣遭二遇聖明一。容二納諫諍一。言レ之未二必不レ聽。其可二默而不レ言。臣伏見。自二去歳一以來。羣臣多言二皇嗣之事一。臣亦嘗因二

臣聞く、天下の言ひ難きを言ふ者は、敢て必然(一)の聽を冀はずと。未だ必ずしも聽かれざるを知るも、而も言はざるべからざる者は、忠を爲すの心を盡す所以なり。況んや臣聖明に遭遇し、諫諍を容納せられ、之を言へば未だ必ずしも聽かれずんばあらず。其れ默(二)して言はざるべけんや。臣伏して見んみるに、去歳より以來、羣臣多く皇嗣(三)の事を言ふ。臣も亦嘗て災異に因つて、竊に奏陳せしこと有り。(四)聖度包容、誅戮を加へずと雖も、而も愚誠懇に至り、(五)天聽未だ回らず。臣實に君を愛するの心に勝へず。日夜區區として、未だ嘗て此を忘れず、再び狂(六)瞽を陳べんことを思欲す。而も未だ言を爲す所以を知らず。今者伏して見んみるに、(七)兗國公主、近ごろ已に(八)出降す。臣因つて竊に思ふ、人の常道は、父子の親

卷之十九

陸贄が奏議を校正し進御を乞ふ劄子……五八八
積欠を論ずる狀……五九一
杭州召還郡を乞ふ狀……五九九
狄山匈奴和親を論ず……六〇〇
張九齡肯て張守珪牛仙客を用ひず……六一一
黃州に到る謝表……六一三
汝州に量移せらるゝを謝する表……六一五
昌化軍に到る謝表……六一七
常州居住を乞ふ表……六一八
張方平に代つて兵を用ふるを諫むる書……六二二
滕甫に代つて謗を辯じ郡を乞ふ書……六三六

韓樞密に上る書……三四三
韓昭文に上りて山陵を論ずる書……三五二
禮論……三五九
易論……三六三
樂論……三六九
詩論……三七三
書論……三七八
春秋論……三八二

卷之十六

史論上……三九〇
史論中……三九四
史論下……四〇〇
六國……四〇五
高帝論……四〇九
明論……四一三
諫論上……四一七
諫論下……四二三
學妃論……四二七
管仲論……四三〇
辨姦論……四三五

卷之十七

審勢……四四〇
審敵……四五三
任相……四七〇
御相……四七七
養才……四八四
石昌言が北使と爲るを送る引……四九〇
蘇氏族譜引……四九三
張益州畫像の記……四九六
木假山記……五〇二
仲兄字文甫說……五〇四
二子に名づくるの說……一〇八

蘇軾子瞻

卷之十八

學校貢擧を議する劄子……五〇九
浙燈を買ふを諫むる狀……五一九
神宗皇帝に上る書……五二六
再び皇帝に上る書……五七七

豐樂亭の記……一五九
偃虹隄の記……一六二
有美堂の記……一六六
峴山亭の記……一七〇
眞州東園の記……一七三
王彦章畫像の記……一七七
樊侯廟災の記……一八二
舊本韓文の後に記す……一八五
太尉文正王公神道碑銘……一八九
觀文殿大學士行兵部尙書西京留守贈司空兼侍中晏公神道碑銘……二〇五
資政殿學士戸部侍郎文正范公神道碑銘……二一八

卷之十三

徂徠石先生墓誌銘……二三三
尹師魯墓誌銘……二四〇
張子野墓誌銘……二四五
湖州長史蘇君墓誌銘……二四九
故覇州文安縣の主簿蘇君墓誌銘……二五五
黄夢升墓誌銘……二六〇
尙書都官員外郎歐陽公墓誌銘……二六四
南陽縣君謝氏墓誌銘……二七〇

卷之十四

胡先生墓表……二七五
石曼卿墓表……二七八
河南府司錄張君墓表……二八四
瀧岡阡表……二八八
禮樂志論……二九五
食貨志論……三〇二
藝文志論……三〇五
伶官傳叙論……三〇八
宦官傳論……三一〇
周臣列傳贊……三一三
一行傳叙論……三一五
唐六臣傳後論……三一八

蘇洵明允

卷之十五

禮書を修するを議する狀……三二三
歐陽内翰に上る書……三二七
田樞密に上る書……三三六

唐宋八家文讀本　中卷　目次

歐陽修永叔

卷之十

皐子を選するを論ずる疏……一
濮の安懿王の典禮を議するを論ずる劄子……五
澧州の瑞木外廷に宣示せざるを乞ふを論ずる劄子……一七
九經正義中の讖緯を刪去するを論ずる劄子……二一
臺諫官唐介等宜しく早く牽復すべきを論ずる劄子……二三
杜衍范仲淹が政治を罷むるを論ずる狀……三一
修河を論ずる第三狀……四一
本論中……五一
春秋論上……五九
春秋論中……六三
春秋論下……六八
朋黨論……七五
縱囚論……七九

卷之十一

范司諫に上る書……八三
高司諫に與ふる書……八九
吳克秀才に答ふる書……九七
祖擇之に答ふる書……一〇一
張秀才に與ふる第二書……一〇五
帝王世次圖の序……一一一
後序……一一五
蘇氏文集の序……一一八
梅聖俞詩集の序……一二三
江鄰幾文集の序……一二六
釋祕演詩集の序……一二九
釋惟儼文集の序……一三二
內制集の序……一三五
刪正黃庭經の序……一三八
集古錄目の序……一四二
徐無黨の南歸するを送る序……一四六
田畫秀才の親を萬州に寧するを送る序……一四九
楊寘を送る序……一五二

卷之十二

吉州學の記……一五五

PL
2619
S5
1923
v.2

LIBRARY
AUG 19 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

唐宋八大家文

中

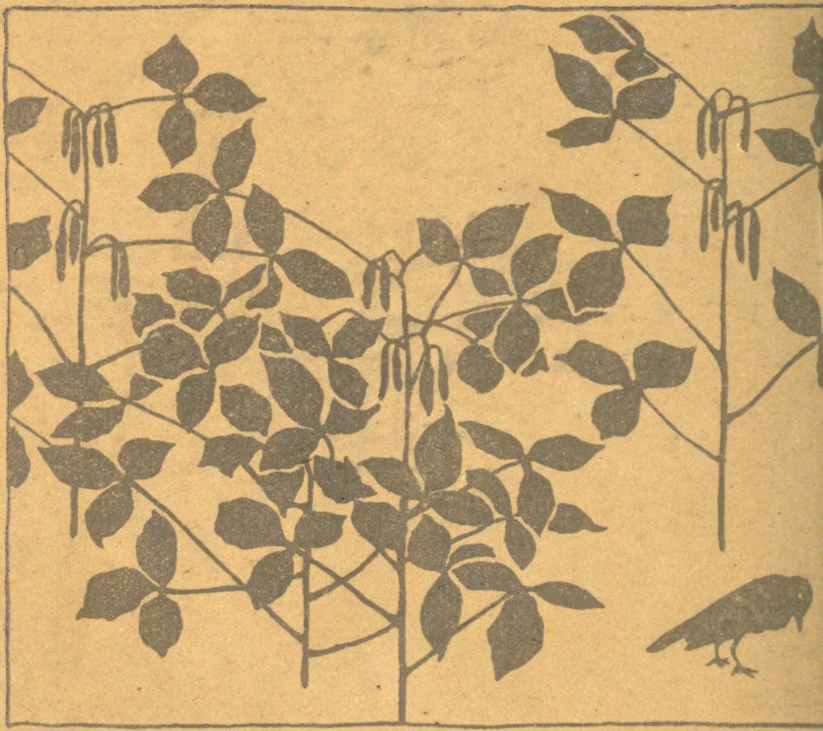

PL Shen, Te-ch'ien
2619 To So hachidaika bun
S5
1923
v.2

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY